

平成20年第1回志布志市議会定例会

目 次

第1号（3月4日）		頁
1. 議事日程	15
2. 出席議員氏名	17
3. 欠席議員氏名	17
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	17
5. 議会事務局職員出席者	17
6. 開 会・開 議	18
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	18
8. 日程第2 会期の決定	18
9. 日程第3 報告	18
10. 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	18
11. 日程第5 議案第2号 平成19年度志布志市一般会計補正予算（第7号）	20
12. 日程第6 議案第3号 平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	37
13. 日程第7 議案第4号 平成19年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）	41
14. 日程第8 議案第5号 平成19年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）	43
15. 日程第9 議案第6号 平成19年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）	44
16. 日程第10 施政方針	45
17. 延 会	67
第2号（3月5日）		
1. 議事日程	68
2. 出席議員氏名	70
3. 欠席議員氏名	70
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	70
5. 議会事務局職員出席者	70
6. 開 議	71
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	71
8. 日程第2 議案第7号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	71
9. 日程第3 議案第8号 志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	72
10. 日程第4 議案第9号 志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する	

		条例の制定について……………	77
11. 日程第5	議案第10号	志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	79
12. 日程第6	議案第40号	志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例 の一部を改正する条例の制定について……………	81
13. 日程第7	議案第11号	志布志市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部 を改正する条例の制定について……………	82
14. 日程第8	議案第12号	志布志市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について…	83
15. 日程第9	議案第13号	志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び志布志 市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	86
16. 日程第10	議案第14号	健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整理に関する条例の制定について……………	87
17. 日程第11	議案第15号	志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………	88
18. 日程第12	議案第16号	志布志市後期高齢者医療に関する条例の制定について……………	90
19. 日程第13	議案第17号	志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正す る条例の制定について……………	96
20. 日程第14	議案第18号	志布志市肥育経営安定対策貸付基金条例の一部を改正する条 例の制定について……………	97
21. 日程第15	議案第19号	志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について…	98
22. 日程第16	議案第20号	志布志市志布志農村研修センター条例の制定について……………	98
23. 日程第17	議案第21号	志布志市公民館条例の一部を改正する条例の制定について…	101
24. 日程第18	議案第22号	志布志市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定につい て……………	102
25. 日程第19	議案第23号	志布志市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について…	103
26. 日程第20	議案第24号	志布志市過疎地域自立促進計画の変更について……………	104
27. 日程第21	議案第25号	上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定につい て……………	106
28. 日程第22	議案第26号	八野辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について…	107
29. 日程第23	議案第27号	市道路線の変更について……………	111
30. 日程第24	議案第28号	市道路線の認定について……………	111
31. 日程第25	議案第29号	新たに生じた土地の確認について……………	112
32. 日程第26	議案第30号	字の区域変更について……………	112
33. 日程第27	議案第31号	平成20年度志布志市一般会計予算……………	114

34. 日程第28	議案第32号	平成20年度志布志市国民健康保険特別会計予算	141
35. 日程第29	議案第33号	平成20年度志布志市老人保健特別会計予算	142
36. 日程第30	議案第34号	平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算	142
37. 日程第31	議案第35号	平成20年度志布志市介護保険特別会計予算	143
38. 日程第32	議案第36号	平成20年度志布志市下水道管理特別会計予算	144
39. 日程第33	議案第37号	平成20年度志布志市公共下水道事業特別会計予算	144
40. 日程第34	議案第38号	平成20年度志布志市国民宿舎特別会計予算	145
41. 日程第35	議案第39号	平成20年度志布志市水道事業会計予算	146
42. 日程第36	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	146
43. 散 会			148

第3号（3月11日）

1. 議事日程	149
2. 出席議員氏名	150
3. 欠席議員氏名	150
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	150
5. 議会事務局職員出席者	150
6. 開 議	151
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	151
8. 日程第2 一般質問	151
坂元 修一郎	151
金子 光博	165
岩根 賢二	173
宮田 慶一郎	181
小野 広嗣	185
9. 延 会	208

第4号（3月12日）

1. 議事日程	209
2. 出席議員氏名	210
3. 欠席議員氏名	210
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	210
5. 議会事務局職員出席者	210
6. 開 議	211
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	211

8. 日程第2	一般質問	211
	鬼塚 弘文	211
	木藤 茂弘	225
	立山 静幸	237
	上村 環	251
9.	延 会	262

第5号（3月14日）

1.	議事日程	263	
2.	出席議員氏名	264	
3.	欠席議員氏名	264	
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	264	
5.	議会事務局職員出席者	264	
6.	開 議	265	
7.	日程第1	会議録署名議員の指名	265
8.	日程第2	一般質問	265
	八久保 壹	265	
	上野 直広	284	
	小園 義行	299	
	下平 晴行	319	
9.	日程第3	議案第41号 志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	332
10.	日程第4	発議第1号 道路特定財源の確保に関する意見書の提出について	332
11.	散 会	333	

第6号（3月27日）

1.	議事日程	334	
2.	出席議員氏名	336	
3.	欠席議員氏名	336	
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	336	
5.	議会事務局職員出席者	336	
6.	開 議	337	
7.	日程第1	会議録署名議員の指名	337
8.	日程第2	報告	337
9.	日程第3	議案第7号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	337

10.	日程第4	議案第8号	志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	338
11.	日程第5	議案第9号	志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	340
12.	日程第6	議案第10号	志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	341
13.	日程第7	議案第40号	志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	342
14.	日程第8	議案第11号	志布志市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	343
15.	日程第9	議案第12号	志布志市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について…	344
16.	日程第10	議案第14号	健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について……………	346
17.	日程第11	議案第15号	志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	347
18.	日程第12	議案第16号	志布志市後期高齢者医療に関する条例の制定について……………	348
19.	日程第13	議案第17号	志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について……………	352
20.	日程第14	議案第18号	志布志市肥育経営安定対策貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について……………	358
21.	日程第15	議案第19号	志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について…	354
22.	日程第16	議案第20号	志布志市志布志農村研修センター条例の制定について……………	355
23.	日程第17	議案第22号	志布志市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について……………	358
24.	日程第18	議案第23号	志布志市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について…	359
25.	日程第19	議案第41号	志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について…	360
26.	日程第20	議案第24号	志布志市過疎地域自立促進計画の変更について……………	361
27.	日程第21	議案第25号	上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について……………	363
28.	日程第22	議案第26号	八野辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について…	365
29.	日程第23	議案第27号	市道路線の変更について……………	367
30.	日程第24	議案第28号	市道路線の認定について……………	367
31.	日程第25	議案第29号	新たに生じた土地の確認について……………	368
32.	日程第26	議案第30号	字の区域変更について……………	368
33.	日程第27	議案第31号	平成20年度志布志市一般会計予算……………	370

34.	日程第28	議案第32号	平成20年度志布志市国民健康保険特別会計予算	398
35.	日程第29	議案第33号	平成20年度志布志市老人保健特別会計予算	403
36.	日程第30	議案第34号	平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算	404
37.	日程第31	議案第35号	平成20年度志布志市介護保険特別会計予算	407
38.	日程第32	議案第36号	平成20年度志布志市下水道管理特別会計予算	409
39.	日程第33	議案第37号	平成20年度志布志市公共下水道事業特別会計予算	410
40.	日程第34	議案第38号	平成20年度志布志市国民宿舎特別会計予算	411
41.	日程第35	議案第39号	平成20年度志布志市水道事業会計予算	412
42.	日程第36	議案第42号	損害賠償の額を定め、和解することについて	414
43.	日程第37	議案第43号	平成19年度志布志市一般会計補正予算（第8号）	416
44.	日程第38	発議第2号	志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	417
45.	日程第39	志布志市農業委員の推薦		418
46.	日程第40	同意第2号	副市長の選任につき同意を求めることについて	419
47.	日程第41	閉会中の継続審査申出について （文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長）		420
48.	日程第42	閉会中の継続調査申出について （総務常任委員長・文教厚生常任委員長・ 産業建設常任委員長・議会運営委員長）		420
49.	閉会			420

平成20年第1回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	会 議 別	内 容
3月 4日	火	本 会 議	開会 会期の決定 議案上程（採決） 施政方針
5日	水	本 会 議	議案上程（採決及び委員会付託）
6日	木	休 会	
7日	金	休 会	
8日	土	休 会	
9日	日	休 会	
10日	月	休 会	
11日	火	本 会 議	一般質問
12日	水	本 会 議	一般質問
13日	木	休 会	
14日	金	本 会 議	一般質問 追加議案上程（委員会付託）
15日	土	休 会	
16日	日	休 会	
17日	月	委 員 会	
18日	火	委 員 会	
19日	水	委 員 会	
20日	木	休 会	春分の日
21日	金	委 員 会	
22日	土	休 会	
23日	日	休 会	
24日	月	休 会	
25日	火	休 会	
26日	水	休 会	
27日	木	本 会 議	委員長報告・採決 追加議案上程（採決） 閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
議案第2号	平成19年度志布志市一般会計補正予算（第7号）
議案第3号	平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第4号	平成19年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）
議案第5号	平成19年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第6号	平成19年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
議案第7号	志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第8号	志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第9号	志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第10号	志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第11号	志布志市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第12号	志布志市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
議案第13号	志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について
議案第14号	健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第15号	志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号	志布志市後期高齢者医療に関する条例の制定について
議案第17号	志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号	志布志市肥育経営安定対策貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号	志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第20号	志布志市志布志農村研修センター条例の制定について
議案第21号	志布志市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第22号	志布志市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について
議案第23号	志布志市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第24号	志布志市過疎地域自立促進計画の変更について
議案第25号	上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
議案第26号	八野辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
議案第27号	市道路線の変更について
議案第28号	市道路線の認定について
議案第29号	新たに生じた土地の確認について
議案第30号	字の区域変更について
議案第31号	平成20年度志布志市一般会計予算
議案第32号	平成20年度志布志市国民健康保険特別会計予算
議案第33号	平成20年度志布志市老人保健特別会計予算
議案第34号	平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
議案第35号	平成20年度志布志市介護保険特別会計予算
議案第36号	平成20年度志布志市下水道管理特別会計予算
議案第37号	平成20年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
議案第38号	平成20年度志布志市国民宿舍特別会計予算

- 議案第39号 平成20年度志布志市水道事業会計予算
- 議案第40号 志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第41号 志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第42号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 議案第43号 平成19年度志布志市一般会計補正予算（第8号）
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 同意第2号 副市長の選任につき同意を求めることについて
- 陳情第1号 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺でなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情
- 発議第1号 道路特定財源の確保に関する意見書の提出について
- 発議第2号 志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 志布志市農業委員の推薦

3. 一般質問

質問者	件名	要旨	質問の相手方
1 坂元修一郎	1 茶業振興について	<p>(1) 県の出先機関が統廃合される中、本市にある県農業開発総合センター茶業部大隅分場は、大隅半島の地域特産茶の生産向上と経営安定合理化のために必要な存在である。今後の存続は保証されているのか。</p> <p>(2) 県は「日本一の茶産地づくりチャレンジ事業」の中で、地域に応じた茶産地拡大プランを策定しているが、本市の茶園面積はどの位を目標にしているか。</p> <p>(3) 南部畑かんの茶の防霜については間断散水が検討されているようであるが、今後面積の拡大が予想される中、ファームポンドの増設等の手立ては考えられないか。</p> <p>(4) 畑かんの配管工事が進む中、予定地に入っていない茶団地等への布設要望もあるが、追加工事はできないのか。</p> <p>(5) 畑かん水使用の賦課金の設定は茶農家から不満の声が多く聞かれるが、価格設定の協議はされているか。</p> <p>(6) 石油価格の上昇や開発途上国の肥料需要の拡大等で、世界中の肥料価格が高騰し続けている。堆肥を肥料として利用する時代に来ており、コストの削減や環境保全のためにも、耕畜連携を利用した早急な事業の導入が必要ではないか。</p> <p>(7) 九州各地で防霜ファンの電線盗難が相次いでいるが、防霜時期になり茶農家の不安は大きい。本市での被害状況は。 また、盗難防止対策はとられているか。</p>	市長
2 金子 光博	1 道路行政について	<p>(1) 県道改良、柿ノ木志布志線（柳橋～弓場ヶ尾間）の進捗状況について</p> <p>① 20年度当初予算4千万円の内訳はどうなっているか。</p> <p>② 用地買収は、具体的にどの位終わっているのか。</p> <p>③ 本年度に工事着手する場所と延長距離は。</p> <p>(2) 道路案内標識の現状はとても十分と言える状況ではないと思うが、今後の取り組みについて</p>	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
2 金子 光博	2 保健行政について	(1) 温泉保養施設利用券の利用状況について ① 19年度は45施設、20年度は39施設と協定締結となっているが、減った理由は。 ② 新規の協定締結はないか。	市長
3 岩根 賢二	1 コミュニティFM放送の活用策について	(1) 市の情報発信手段の一つとして、コミュニティFM放送を活用することは考えられないか。	市長
	2 新エネルギービジョンの導入について	(1) 昨年2月に策定された新エネルギービジョンを実現させるために、市長自ら努力する考えはないか。	市長
	3 マニフェストの検証について	(1) 合併後2年を経過したが、市長のマニフェストがいかに関行されてきたかを市民に検証してもらう場を設ける考えはないか。	市長
4 宮田慶一郎	1 街路事業に伴う並木の景観について	(1) 県道志布志・福山線の関屋口付近の街路事業に伴い植えられた並木が枯れているが、どう考えるか。	市長
5 小野 広嗣	1 限界集落について	(1) 65歳以上の高齢者が半数を超え、共同体としての機能が維持できずに、消滅の危機に直面している限界集落が増えている。本市の限界集落に対する認識と今後の施策の方向性について問う。	市長
	2 寄付条例の制定について	(1) 用途を明確にした上で、市民をはじめ全国から寄付を募ることができる寄付条例の仕組みを取り入れ、市民協働のまちづくりを目指している自治体が増えている。本市でも、このような寄付条例を制定する考えはないか。	市長
	3 環境行政の推進について	(1) 地球温暖化問題をめぐり、京都議定書では日本に対しCO ² などの温室効果ガスの排出量を1990年比6%削減するよう義務付けている。本市でも実行計画に基づき平成24年度までに、対17年度比6%削減を目標に掲げているが、その推進状況はどうか。 (2) 施政方針には、4月24日に全国規模の「地球環境を考える自治体サミット」を開催し、循環型社会や生活様式の見直しについて全国に情報発信するとあるが、その具体的な内容について問う。	市長
	4 通学路の安全対策について	(1) 通学路に関しては危険個所の改善等、徹底した安全対策を講じていく必要があるが、本市の取組状況はどうか。	教育委員長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
6 鬼塚 弘文	1 地球環境を考える自治体サミットについて	(1) 全国規模のサミットを本年4月24日に開催予定と示されたが、内容、目的、農業振興との関連を問う。	市長
	2 東九州自動車道、都城・志布志道路について	(1) 早期完成に向けて要望されているが、道路特定財源の確保等、厳しい状況下であるようだが、今後の見通しについて問う。	市長
	3 消防行政について	(1) 団員の確保と資質向上を図り、充実強化に努めると示されたが ① 常備消防……広域合併に伴う負担金と消防力の関係、広域消防運営計画の作成についての取り組みはどうか。 ② 非常備消防……志布志方面隊の再編計画について	市長
	4 スポーツ振興について	(1) スポーツ合宿への支援と誘致促進を目的とした（仮称）「スポーツ団体誘致歓迎推進連絡会」を設置し、官民一体で支援していくとあるが、具体的に示せ。	市長 教育委員長
7 木藤 茂弘	1 組織機構見直しについて	(1) 支所機能として、支所長に総括、調整機能の位置付けをどのように考えているか。 (2) 支所長の執行権限を予算額でどの程度考えているか。 (3) 滞納事務窓口一本化への取り組みについて	市長
	2 民俗芸能保存について	(1) 今後の発表の機会をどのように考えているか。	教育委員長
	3 ピーマン農家の方向付けについて	(1) 低温適応作物への切り替えの検討が必要ではないか。	市長
8 立山 静幸	1 保育所の民間移管について	(1) 平成19年11月15日以後の民間移管に対する反省と現在までの取り組みについて (2) 保護者や地域・議会の皆様の理解を求めながら、引き続き移管を推進するとあるが、どのような理解の求め方を考えているのか。 (3) 移管先を社会福祉法人だけでなく、NPO法人等、希望があれば未経験でも移管対象にすべきと考えるが。	市長
	2 志布志市地球温暖化防止活動実行計画について	(1) 平成24年度までに、二酸化炭素排出量を対17年度6%の削減について、目標達成のためどのような取り組みを実施しているのか。 (2) 市役所職員の取組状況を市民に普及する考えはないか。	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
8立山 静幸	3 歴史の街づくり事業について	(1) 庁内プロジェクトチームの組織づくりと職員の配置について (2) 平成20年度で歴史的環境保全整備計画書づくり、事業認定まで完了するのか。また、地域住民、関係団体等に計画の見直し、今後の進め方について説明する必要があると思うが。	市長
9上村 環	1 入札制度改革について	(1) 改革の方針と今後の取り組みについて問う。 (2) 地域貢献に対する評価点について (3) 不当要求等に対するマニュアルについて	市長
	2 営農推進について	(1) 畑かん営農の推進体制とビジョンについて (2) 営農技術職員の採用について (3) 農業振興に果たす市の責務について	市長
10八久保 壹	1 住民サービスへの対応について	(1) 市民が望むサービスにどう対応してきたか。 (2) 選挙公約の実現について (3) 部制廃止後の対応策について	市長
	2 志布志市の活性化について	(1) 人口増対策について (2) 企業誘致について	市長
	3 志布志港湾の機能充実について	(1) 国際交流センター設置について (2) トラックターミナルセンター（基地）の整備について	市長
11上野 直広	1 農業振興について	(1) 大隅半島は日本の食料基地と言われているが、志布志市のトウモロコシ、小麦、大豆、牧草、野菜等の食料状況はどうなっているか。 (2) 遺伝子組み換えトウモロコシの汚染はどうなっているか。そして、表示偽造問題は。 (3) 日本の食料基地として食料安泰に取り組むのは責務ではないか。 (4) 食料供給の不安定さが増す中で、私達が安心して生活するためには何が大切か。 (5) 食料をどうするか。WTO交渉だけが進むようなことになれば、市としても取り返しのつかない事態を招くのではないか。 (6) 施政方針の安心安全健康な産地づくり、農業生産コスト削減の取り組みを問う。 (7) 人口減少の中で、これに取り組むのは並大抵ではない、どう取り組むか。 (8) 農業生産力を高めるためには、包括的かつ本格的に取り組むべきではないか。	市長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
12小園 義行	1 施政方針について	(1) 合併して2年経過しての合併効果をどう認識しているか。 (2) 本庁・支所のあり方と組織の見直しについて問う。	市 長
	2 後期高齢者医療制度について	(1) 新しい制度について市長の考え方を問う。 (2) 保険料の減免制度については連合でやられるわけだが、徴収するのは市町村である。申請減免について考え方を問う。 (3) 保険料滞納者への資格証明書の発行は機械的にすべきでないとするが、本市の考え方を問う。 (4) 健康診査の対象者をどのように考えているか。 (5) 定額制（包括払い制度）は問題があると考えますが、このことについてどう認識しているか。 (6) 住民に対する説明会の計画はどうか。	市 長
	3 児童福祉について	(1) 公立保育所の耐震診断は行われていないが、今後の考え方を問う。 (2) 保育士の待遇改善について問う。	市 長
13下平 晴行	1 教育行政について	(1) 給食費の滞納を無くすために保護者との契約制を導入している先進地があるが、どうか。 (2) 弁当の日（子供の手作り）を実践して、親子のふれあいや親のありがたさ、食物の大切さ、給食の残渣の減少等の結果を出している学校があるが、導入する考えはないか。	市 長 教育委員長
	2 環境政策について	(1) 環境対策として4Rが基本であるが、どうか。 (2) 「ごみゼロのまち」を目指すために、空き缶等のポイ捨てや犬等の糞の未処理の対策として、環境美化条例等は設置できないか。 (3) 清掃センターの維持管理について	市 長
	3 自治行政について	(1) 集落未加入世帯が増えている現状をどのように受け止めているか。 (2) 集落及び公民館の運営が厳しくなっているが、転入時の加入促進はどのように図っているか。 (3) 市営住宅等の入居申込書の制約に集落加入用件はできないか。	市 長
	4 財政について	(1) 地方債発行の考え方について	市 長

平成20年第1回志布志市議会定例会（第1号）

期 日：平成20年3月4日（火曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第5 議案第2号 平成19年度志布志市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第6 議案第3号 平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第4号 平成19年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第5号 平成19年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第6号 平成19年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 施政方針
- 日程第11 議案第7号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第8号 志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第9号 志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第40号 志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第11号 志布志市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第12号 志布志市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第13号 志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第14号 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第15号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第16号 志布志市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第17号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第23 議案第18号 志布志市肥育経営安定対策貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第19号 志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第20号 志布志市志布志農村研修センター条例の制定について
- 日程第26 議案第21号 志布志市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第22号 志布志市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第23号 志布志市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第24号 志布志市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第30 議案第25号 上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第31 議案第26号 八野辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第32 議案第27号 市道路線の変更について
- 日程第33 議案第28号 市道路線の認定について
- 日程第34 議案第29号 新たに生じた土地の確認について
- 日程第35 議案第30号 字の区域変更について
- 日程第36 議案第31号 平成20年度志布志市一般会計予算
- 日程第37 議案第32号 平成20年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第38 議案第33号 平成20年度志布志市老人保健特別会計予算
- 日程第39 議案第34号 平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第40 議案第35号 平成20年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第41 議案第36号 平成20年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 日程第42 議案第37号 平成20年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第43 議案第38号 平成20年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第44 議案第39号 平成20年度志布志市水道事業会計予算
- 日程第45 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員氏名 (33名)

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	10 番 毛 野 了
11 番 立 平 利 男	12 番 本 田 孝 志
13 番 立 山 静 幸	14 番 小 野 広 嗣
15 番 長 岡 耕 二	16 番 金 子 光 博
17 番 林 勇 作	18 番 木 藤 茂 弘
19 番 岩 根 賢 二	20 番 吉 国 敏 郎
21 番 上 野 直 広	22 番 宮 城 義 治
23 番 東 宏 二	24 番 宮 田 慶一郎
25 番 小 園 義 行	26 番 上 村 環
27 番 鬼 塚 弘 文	28 番 重 永 重 久
29 番 丸 崎 幹 男	30 番 福 重 彰 史
31 番 野 村 公 一	32 番 谷 口 松 生
33 番 若 松 良 雄	

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 瀬戸口 司
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 部 長 井 手 南海男
企 画 部 長 持 富 秀 明	市 民 部 長 嶋 戸 貞 治
福 祉 部 長 蔵 園 修 文	産 業 振 興 部 長 永 田 史 生
建 設 部 長 宮 苑 和 郎	松 山 支 所 長 白 坂 照 雄
志 布 志 支 所 長 山 裾 信 博	教 育 次 長 上 村 和 憲
総 務 課 長 中 崎 秀 博	企 画 政 策 課 長 萩 本 昌 一 郎
財 務 課 長 溝 口 猛	港 湾 商 工 課 長 外 山 文 弘
市 民 課 長 竹 之 内 宏 史	福 祉 課 長 津 曲 兼 隆
保 健 課 長 今 井 善 文	農 政 課 長 仮 屋 正 文
水 道 局 長 徳 田 俊 美	会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 園 朗	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 徳 重 昭 一	事 務 局 次 長 前 田 泰 郎
次 長 補 佐 兼 議 事 係 長 門 岡 秀 明	調 査 管 理 係 長 徳 田 弘 美

午前10時00分 開会 開議

○議長（谷口松生君） ただいまから、平成20年第1回志布志市議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により重永重久君と丸崎幹男君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（谷口松生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月27日までの24日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月27日までの24日間に決定しました。

日程第3 報告

○議長（谷口松生君） 日程第3、報告を申し上げます。
2月29日まで受理しました陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。
陳情第1号は、産業建設常任委員会に付託いたしました。
次に、監査委員からの監査報告書が提出されましたので配付いたしました。参考にさせていただきたいと思っております。

日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（谷口松生君） 日程第4、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成をされております。
今回、市議会議員区分に1人の欠員が生じたため、候補者の受付の告示を行い、届出を締め切ったところ、2人の立候補がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。
この選挙は、同条第4項の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行えません。
そこでお諮りいたします。
選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（谷口松生君） ただいまの出席議員は33名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条の規定によって、立会人に玉垣大二郎君及び坂元修一郎君を指名いたします。

候補者名簿を配付いたします。

（候補者名簿配付）

○議長（谷口松生君） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（谷口松生君） 念のため申し上げますが、投票は単記無記名式でございます。投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（谷口松生君） 投票箱異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長の方で議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。順番は、反時計回りになると思いますので、よろしく願いいたします。

○議会事務局長（徳重昭一君） それでは、順にお願いします。

1番、下平晴行議員、2番、西江園明議員、3番、丸山一議員、4番、八久保壹議員、5番、玉垣大二郎議員、6番、坂元修一郎議員、7番、鶴迫京子議員、8番、藤後昇一議員、9番、迫田正弘議員、10番、毛野了議員、11番、立平利男議員、12番、本田孝志議員、13番、立山静幸議員、14番、小野広嗣議員、15番、長岡耕二議員、16番、金子光博議員、17番、林勇作議員、18番、木藤茂弘議員、19番、岩根賢二議員、20番、吉国敏郎議員、21番、上野直広議員、22番、宮城義治議員、23番、東宏二議員、24番、宮田慶一郎議員、25番、小園義行議員、26番、上村環議員、27番、鬼塚弘文議員、28番、重永重久議員、29番、丸崎幹男議員、30番、福重彰史議員、31番、野村公一議員、33番、若松良雄議員、32番、谷口松生議員。

○議長（谷口松生君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。玉垣大二郎君及び坂元修一郎君、開票の立会いをお願いいたします。

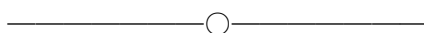
（開票）

○議長（谷口松生君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数33票、有効投票33票、無効投票0票、有効投票のうち、庵重人君21票、中嶋敏子さん12票、以上のとおりであります。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

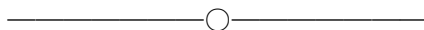


○議長（谷口松生君） お諮りします。

日程第5、議案第2号から日程第9、議案第6号まで、以上5件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号から議案第6号まで、以上5件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第5 議案第2号 平成19年度志布志市一般会計補正予算（第7号）

○議長（谷口松生君） 日程第5、議案第2号、平成19年度志布志市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

提案理由の説明を申し上げます。

議案第2号、平成19年度志布志市一般会計補正予算（第7号）について説明を申し上げます。

本案は、平成19年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画部長（持富秀明君） 平成19年度志布志市一般会計補正予算（第7号）の補正の主なものについて、補足して説明申し上げます。

今回の補正予算は、事務事業の実績見込み等により、既定の予算から5億4,219万5,000円を減額し、予算の総額を180億8,119万4,000円とするものでございます。

それでは、予算書の8ページをお開きください。

第2表の繰越明許費でございますが、年度内の完成が見込めないため、水道事業会計出資金のほか5件の事業で、総額2億3,900万9,000円を地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して使用するものでございます。

次に、9ページの第3表、債務負担行為でございますが、曾於東部土地改良区が農林漁業金融公庫から借り入れる基盤整備資金の元金及び利子分を平成20年度から平成44年度までの期間を定め、限度額を曾於東部地区分として1,455万3,000円、曾於東部2期地区分として2,954万7,000円を設定いたしております。次に、農政の資金利子補給関連として、農業近代化資金利子補給を、期間が平成20年度から平成33年度まで、限度額を982万円、農業振興資金を、期間が平成20年度から平成26年度まで、限度額を774万8,000円、農業経営基盤強化資金利子補給を、期間が平成20年度から平成34年度まで、限度額を307万1,000円、畜産業経営改善資金利子助成を、期間が平成20年度から平成39年度まで、限度額を76万9,000円として設定いたしております。また、農業農村家業再生支援補助金を、期間が平成20年度から平成21年度まで、限度額を485万円として設定いたしております。

次に、10ページをお開きください。

第4表の地方債補正でございますが、普通建設事業の事業費確定見込みに伴い、総額で2億1,950万円減額し、地方債総額を20億7,850万円に補正するものでございます。内訳といたしましては、過疎対策事業を4,880万円増額し、一般公共事業を6,400万円、臨時地方道整備事業、合併特例事業等、一般単独事業を2,820万円、災害復旧事業を4,610万円、退職手当債を1億3,000万円、それぞれ減額いたしております。

次に、歳入歳出の主なものについて御説明申し上げます。

14ページをお願いいたします。

まず、歳入予算では、1款市税、4項の市たばこ税は、決算見込額により1,000万円減額いたしております。

15ページの11款交通安全対策特別交付金、1項の交通安全対策特別交付金は、交付内示により140万6,000円減額いたしております。

次に、17ページをお願いいたします。

12款分担金及び負担金の2項負担金は、他の市町村から公立保育所への入所児童数増加に伴い、行政区域外保育委託料522万円の増額等により、総額で1,132万5,000円増額いたしております。

次、18ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、1項の使用料は、住宅使用料等、総額で217万9,000円減額いたしております。

次、20ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、1項の国庫負担金は、災害復旧費国庫負担金が事業費の確定見込みによりまして、1,984万8,000円の減額など、総額で2,547万4,000円減額いたしております。

21ページでございますが、2項の国庫補助金は、総額で2,688万1,000円増額しております。主なものといたしましては、1目の総務費国庫補助金は、合併市町村補助金の交付決定により680万円増額、6目の教育費国庫補助金は、給食センター建設に係る安全・安心な学校づくり交付金の増によりまして、

2,214万1,000円増額いたしております。

次に、23ページをお願いいたします。

15款の県支出金、2項の県補助金は、総額で1億1,240万6,000円減額いたしております。主なものとして、1目総務費県補助金は、市町村合併特例交付金交付事業の交付決定等によりまして、3,052万1,000円減額いたしております。

4目の農林水産業費県補助金は、活動火山周辺地域防災営農対策事業、農業・農村活性化推進施設等整備事業、漁村総合整備事業の実績見込みに伴いまして、7,288万4,000円減額いたしております。

27ページをお開きください。

16款の財産収入、2項の財産売払収入は、松山地区の定住促進団地売払収入の減額等、総額で1,434万5,000円減額いたしております。

次に、28ページをお願いいたします。

18款の繰入金、1項の基金繰入金は、財政調整基金を1億700万6,000円減額するとともに、特定目的基金も事業実績見込みに伴い、それぞれ減額し、総額で1億6,641万1,000円減額いたしております。

次に、31ページをお開きください。

20款の諸収入、5項の雑入は、県地域振興公社事業の実績見込みに伴い、事業参加者負担金を1,242万3,000円、介護予防計画の作成数の実績見込みにより、介護予防給付ケアマネジメント料を934万円、それぞれ減額し、総額で3,023万5,000円減額いたしております。

次に、32ページをお願いいたします。

21款市債でございますが、普通建設事業の実績見込みに伴い、2億1,950万円減額いたしております。なお、退職手当債につきましては、国・県との協議により、退職手当組合に加入している団体については、退職手当組合の負担金のうち、退職する職員の経費だけが起債対象となるとの国の見解でありますので、その結果、今回全額減額するものでございます。

次に、歳出予算について説明申し上げます。

まず、人件費でございますが、人件費につきましては、それぞれの費目に計上してあります。内訳につきましては、96ページから97ページの給与費明細書のとおりでございます。各費目間の調整及び退職者分の減額調整を行いまして、一般職分につきましては1,409万1,000円減額いたしております。

それでは、予算書の34ページをお願いいたします。

1款の議会費は、事務事業の実績等により、356万1,000円減額いたしております。

次に、2款の総務費は、総額で7,246万円減額いたしております。主なものとして、37ページの3目財産管理費で、志布志支所庁舎改修事業の事業費確定により、工事請負費を474万4,000円減額いたしております。

次、38ページをお願いいたします。

4目の企画費で、生活交通路線の運行維持を図るため、生活交通路線維持事業補助金を84万4,000円計上いたしております。

7目の自治振興費でございますが、自治会活性化事業の事業執行見込み等により、負担金補助及び交

付金を477万4,000円減額いたしております。

次に、3款の民生費は、総額で1,824万円増額いたしております。主なものといたしましては、46ページをお開きください。

1項の社会福祉費、1目の社会福祉総務費で、国民健康保険特別会計繰出金を1,222万6,000円増額いたしております。

2目の障害福祉総務費で、重度心身障害者医療費助成事業、特別障害者手当等支給事業の実績見込みにより、扶助費を1,015万6,000円減額いたしております。

47ページの3目自立支援費で、障害児を育てる地域の支援体制整備事業を、扶助費から負担金補助及び交付金に100万円組み換え、それから地域生活支援事業に係る利用者の減、自立支援医療費支給事業に係る対象者の減等に伴いまして、委託料を669万2,000円、扶助費を2,169万5,000円、それぞれ減額いたしております。

4目の老人福祉費で、生きがい活動支援通所委託事業及び給食サービス事業の利用者減等に伴いまして、委託料を2,848万4,000円減額いたしております。老人保健特別会計への法定外分の繰出金を7,925万8,000円増額、介護保険特別会計繰出金を995万6,000円減額いたしております。

49ページをお願いいたします。

2項の児童福祉費、1目の児童福祉総務費で、出産祝金として報償費を80万円、乳幼児医療費助成事業の自動償還方式導入に係る医療機関への事務手数料の支払に伴い、役務費を124万4,000円、放課後児童健全育成事業に係る国の基準額の変更等に伴いまして、委託料を45万1,000円、それぞれ増額いたしております。

3目の母子福祉費で、児童扶養手当の支給額確定に伴い、扶助費を428万4,000円減額いたしております。

次、50ページをお願いいたします。

4目保育所運営費で、国の保育単価が前年の4月1日にさかのぼって改正されたことに伴い、扶助費を3,470万2,000円増額いたしております。

次に、4款衛生費は、総額で3,867万6,000円減額いたしております。主なものといたしましては、55ページをお願いいたします。

1項の保健衛生費、5目の老人保健費で、がん検診の受診数が見込みより少なかったこと等によりまして、委託料を584万6,000円減額いたしております。

56ページの2項清掃費、2目の塵芥処理費で、ごみ等の排出量が当初計画より下回ったこと等により、委託料を685万円減額いたしております。

次に、6款農林水産業費でございますが、総額で1億4,352万9,000円減額いたしております。

58ページをお願いいたします。

1項の農業費、3目の農業振興費で、野菜価格安定対策事業、農業農村家業再生支援事業等の実績見込みによりまして、負担金補助及び交付金を1,617万7,000円減額いたしております。

59ページの4目園芸振興費で、活動火山周辺地域防災営農対策事業及び農業・農村活性化推進施設等

整備事業等の実績見込みにより、負担金補助及び交付金を5,584万7,000円減額いたしております。

5目の茶業振興費で、低コスト茶産地育成事業及び茶生産拡大推進事業の事業量の減に伴いまして、負担金補助及び交付金を900万円減額いたしております。

60ページをお願いいたします。

6目畜産業費でございますが、資源リサイクル畜産環境整備事業等の事業実績見込みによりまして、負担金補助及び交付金を2,436万9,000円減額いたしております。

62ページをお願いいたします。

8目の農地整備費で、県営事業の事業費確定見込みにより、負担金補助及び交付金を570万4,000円減額し、また9目土地改良費で、畑地かんがい事業の実績により、負担金補助及び交付金を1,068万円減額し、土地改良事業基金の積立金を600万円増額いたしております。

10目の農地保有合理化事業費でございますが、農業経営規模拡大促進事業の対象面積の増に伴い、負担金補助及び交付金を877万9,000円増額いたしております。

次に、66ページをお願いいたします。

3項の水産業費、3目漁港建設費は、漁村づくり総合整備事業の事業費の確定に伴い、工事請負費を1,449万円減額いたしております。

7款の商工費は、事務事業の実績等により、総額で153万6,000円減額いたしております。

8款の土木費は、総額で1億2,158万円減額いたしております。

71ページをお願いいたします。

主なものといたしましては、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費は、臨時交付金事業、地方特定道路整備事業、市単独道路改良事業、県営地方特定道路整備事業の事業費確定見込みに伴い、530万円減額いたしております。

73ページをお願いいたします。

3項の河川費でございます。2目の砂防費は、国道整備事業の用地交渉が難航したことにより、国へ委託していた通山地区排水工事に着手できなかったこと等に伴いまして、委託料を2,065万2,000円減額いたしております。

それから、74ページをお願いいたします。

4項の港湾費、1目の港湾建設費は、港湾改修事業に係る負担金の確定見込みにより、7,043万5,000円減額いたしております。

9款の消防費でございますが、総額で1,519万9,000円減額いたしております。

78ページをお開きいただきたいと思います。

主なものといたしましては、2目の非常備消防費で、消防団員費用弁償の執行見込み等に伴い、旅費を805万円減額、3目の消防施設費で、消防車両等整備事業の確定見込みに伴いまして、備品購入費を287万5,000円減額いたしております。

10款の教育費は、総額で8,076万7,000円減額いたしております。

81ページをお願いいたします。

主なものとしたしましては、1項の教育総務費、2目の事務局費で、奨学金基金での運用ができたため、奨学金基金繰出金を1,494万円減額いたしております。

次に、87ページをお開きいただきたいと思います。

5項の社会教育費、2目の公民館費は、農村環境改善センター等施設の改修事業の確定見込みに伴い、工事請負費を750万円減額いたしております。

次、88ページをお願いいたします。

5目の文化振興費でございますが、自主文化事業の公演委託事業費の確定見込みに伴いまして、委託料を436万7,000円減額いたしております。

それから、93ページから94ページにかけてでございますが、11款の災害復旧費でございますが、総額で6,788万円減額いたしております。

まず、1項の農林水産業施設災害復旧費は、事業費の確定見込みによりまして、3,568万6,000円の減額となっております。

2項の公共土木施設災害復旧費も、事業費の確定見込みにより、3,219万4,000円減額いたしております。

それから、95ページの12款公債費は、当初予算見込額より18年度起債額の借入総額及び借入利率が低かったために、総額で1,524万7,000円減額となりました。

以上が補正予算（第7号）の概要でございます。詳細につきましては、予算資料等をご覧いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○13番（立山静幸君） 3点ほど質疑をしたいと思いますが、まず、38ページの4目企画費の中で、都市再生整備計画作成業務委託料が140万円、対象地区の基幹事業が不足で採択条件に満たなかったということで、140万円ほど減額してあるわけですが、当初予算に組まれた時の状況なり、そしてその地区の状況なりで、なぜ採択できなかったか詳しくお願いをしたいと思います。

次に、71ページ、3目の節の17の公有財産購入費、1,143万円今回計上してありますが、吉村山ノ口1号線が109万5,000円、六月坂安良線が1,200万円ほど計上してあるわけですが、3月中に実施可能なのかお伺いいたします。

それと、74ページ、土木費の中の1目ですが、県営事業負担金の中の港湾改修事業費の中で、7,043万5,000円減額してあるわけですが、当初、負担金が1億6,719万円計上してあって、今回9,585万6,000円の負担になって、減額が7,043万5,000円になるわけですが、60%ぐらいの事業費になったと思うんですが、そのできなかった理由ですね、それ等についてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当の方に回答させます。

○企画政策課長（萩本昌一郎君） まず、お尋ねの都市再生整備計画作成業務の委託事業の減額の件についてお答えいたします。

この委託事業につきましては、国の新しい制度でございます、まちづくり交付金という制度がござい

ますが、この交付を受けようとして、計画を作成をしようということで、当初お願いしたところがございます。このまちづくり交付金につきましては、市町村が作成しましたこの計画に基づきまして、実施する事業につきまして、おおむね4割程度の交付金があるところがございます。対象事業につきましては、道路とか公園、あるいは市街地再開発事業等、まちづくりに必要な幅広い事業が対象となるところでございます。したがって、私ども企画だけではなくて、都市計画であるとか、それから観光であるとか、そういった全庁的な取組の中で計画されるべきものでございましたが、当初計画はいたしましたけれども、計画作成委託に至りますまでのいろいろなまちづくりのビジョンの整理とか、明確なシナリオ、こういったものが示すことができませんでしたので、今回、計画作成の事業に至らなかったところでございます。今後、こういった全庁的な取組の中で、市の方針、そういったものを定めながら、またこういった作成業務を委託するようなことにいたしたいと思っております。

以上でございます。

○建設部長（宮苑和郎君） 2番目の件でございますが、吉村山ノ口及び六月坂安良線が用地の方に組み替えて、年度内に完成するかということでございますが、先ほどお願いいたしました繰越明許をお願いをして、用地買収を続けていくということでございますので、よろしくお願いいたします。

○企画部長（持富秀明君） 港湾改修事業負担金の減額でございますが、当初、予算を編成する段階で、県の予定事業に合わせた中の事業費が市の方に来るわけございまして、その時点で当初予算を編成したわけでございます。その後の状況の変化といたしましては、やはり計画どおりの事業執行が見込めなかったということで、今回、減額になっているところでございます。どの部分が縮小になったということ等につきましては、ちょっと時間をいただきたいと思っております。

事業費、事業量の減額等につきましては、後ほど回答させていただきたいと思っております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（迫田正弘君） 2点ほど伺いをいたしたいと思っております。

まず、歳入の方でございますが、予算書の31ページでございます。雑入の中で、県の派遣職員給与費負担金、1,063万4,000円の減額になっておりますけれども、当初予算では1,650万円ほど計上がなされております。そうしますと、差し引き600万円程度が予算として執行されているというようなことでもありますけれども、これは県が市町村に派遣した職員分の給与の分を県が払うというような形であろうと理解しておりますが、そうなりますと、その分が不足してくると。いわゆる市が持ち出すというような形になろうと思うんですけれども、そのへんのいきさつと内容についてお知らせ願いたいと思っております。

それから、39ページの総務管理費の中の自治会統合推進事業、40万円の減であります。これにつきましては、当初そういう計画でもって40万円計上がされておるようでございます。まったく執行されなかったということは、それなりの統合事業ができなかったというふうなことは理解できますけれども、こういった集落なり自治会というものが、行政主導の形で統合というのは、かなり難しいものがあるかと思っておりますけれども、この予算計上の時点で、そういった動き、いわゆる自主的な動き、そういったものがあって、こういう形を取って、結果としてこういう形になったのか。あるいは行政主導型で何らかの指導をしていこうという形でされて、それが未執行に終わったのか、そういったところの点につ

いて、2点お伺いいたします。

○総務部長（井手南海男君） お尋ねの2点の件についてでございますが、まず、県派遣職員の給与負担金が減額しているということでのいきさつはどうなっているかということでございます。県との人事交流に伴う職員の給与の取扱いにつきましては、派遣元が給与の支給を行い、派遣先から給与費負担金として年度末に一括して歳入で受け入れることとしておりますが、当初予算におきましては、派遣予定者3名分について、概算で予算計上していたところでございます。今回の減額理由としましては、3名派遣のうち2名については、研修派遣扱いということになりまして、派遣元である市の負担となることが判明したことによりまして、1名分を残して減額を行うということになったものでございます。

それから、自治会組織の統合関係でございますが、若干、アンケートと申しますか、いろいろ前向きに検討し、自治会等ともアンケートを取ったりしているのでございますが、いろいろデリケートな部分もございまして、中には統合ということの意思はあるということ等もあるわけですが、難しい問題等も多うございますので、今後、段階的に順次、理解をしてもらいながら、進めていきたいというふうに考えております。そのようなことで、今年度につきましては、統合等が1件も、再編と申しますか、なかったということでの減額でございます。よろしくお伺いいたします。

○9番（迫田正弘君） おおむね理解するところでございますけれども、この給与費の負担金について、今年度、急にこれが出てきた事業でもないわけでございますが、このことが、いわゆる研修生の場合にはうんぬんというようなことがここに出てきたということについては、そのいわゆる要綱か要領か規則かあると思うんですけれども、そのへんの掌握の仕方というものが不足していたのではないかというふうに思うわけです。あくまでも市がそれをもたなきゃならないということになれば、財政に対して、いわゆる圧迫を受けるというような形でございますから、そういったことをあくまでもやらなきゃならないかという、いわゆる派遣を受け入れなければならないかという、基本的なことも踏まえながら、やはり今後検討していくべき課題ではないかということを思いましたけれども、判明したというのは、いわゆるどういう流れの中で、今回それが判明したということなんでしょうか。

○総務部長（井手南海男君） 御指摘がありましたように、確かに掌握と申しますか、連携と申しますか、そのへんが不十分であったということは否めない事実でございます。今後につきましては、十分そのへんを注意しながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（谷口松生君） 担当課長が先ほどの件を答弁いたします。

○港湾商工課長（外山文弘君） 先ほどの立山議員の御質疑につきまして、御説明申し上げます。港湾改修関係の負担金の減額に伴う、その内容につきまして御説明申し上げます。

先ほど、企画部長の方からも説明がございましたが、当初予定しておりました国・県それぞれの事業費、そのものにつきましては、当初20億9,000万円予定してあったわけですが、最終的に実績として15億9,100万円程度の事業費になったということに伴う負担金の減でございます。特に内容としましては、国直轄分につきましては、ほぼ計画どおりの事業執行でございました。ただ、県の補助事業につきまして、事業費の変動があったということで、今回補正しております。その内容でございますが、本港地区の防波堤工事、この関係が当初、県の要望額として国に上げておりましたのが5億円、それにつきまし

て採択が6,624万円だったということで、これがほぼ大きな負担金の減になっております。そのほか、環境整備事業としまして、新若浜の2,000万円を計上しておりましたが、この分が20年度からの実施ということで、その部分の負担金が減っております。そのほか、夏井地区の海岸事業、離岸堤の工事でございますが、この部分の実際要望が、1億9,000万円要望いたしまして、採択が1億3,000万円であったということで、事業費が減額になっております。ちなみに、現在予定されております、20年度春の供用に向けて準備しておりますコンテナ、新若浜地区のコンテナ部分につきましては、県の単独事業でございますが、これの分については、影響はありません。

以上でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○25番（小園義行君） 18ページです。この住宅使用料、300万円ということで、当初からするとそういうことですが、これのちょっと中身を教えてください。

それと、教育使用料の、同じページですけど、売店使用料、こういったものが年を通して契約というふうにも思うわけですが、そこが減額になっている、その理由ですね。

それと、この電柱敷地料、これは教育関係のここの学校だけです。普通、電柱というのが、敷地料がいわゆるNTT、九電等から変更になってこういうことなのか、それとも電柱が無くなったのか、あまりそういう敷地内でのそういう移動というのはないというふうに理解するんですが、その中身を教えてください。

それと、21ページのこの合併市町村補助金というのは、今後、何年ぐらいこれが来るものなんですかね、ちょっと不勉強です。

それと、これの補助金というのが、この年度末の最終で歳入で入ってくるという、その経緯をちょっと教えてください。仮に国がこういった補助金を出すのであれば、当初で出していたら、お金を使った方がいいわけですし、その中身を少し教えてください。

それと、27ページの不動産売払収入、先ほど提案がありましたけれども、定住団地のそういう売払収入ということが減額だということですが、これはどれぐらい、何区画残っていて、今回どれぐらい売れて、あとどれぐらい残っているんだということ、当初では全部もう売れるということでの提案だったと思うんですが、そこについての今後の見通しを含めて、ちょっとお願いします。

それから、47ページ、自立支援費の中の、先ほど説明があったんですけど、施設整備事業補助金、これは組替えもあるんだということでありましたが、どこの施設にそういった具体的に補助金というのが流れていくのかお願いします。

それと、59ページです。茶業振興費、今回ここに923万3,000円の減額ということですが、現在、鉄の需要が大変大きく伸びているということで、防霜ファン等の電線、これが今、盗難がたくさん起きているということで、本市はお茶の産地づくり日本一を目指して努力をされております。そして、生産者の方々も当然そういう努力の中で、そういう経済の状況の変動の中で、防霜ファン等の電線の盗難が起きて、茶業生産者の方々が決起集会なり、パトロールを強化しているということもありました。そういったものに対しての緊急的な支援というのを、今回この減額ということで全く対応ができなくなるのでは

ないかということも考えるんですが、そういった生産者からの要望等に対して、どういう対応がなされたのか、今回これは減額で落とされるということでありましたので、その事業はそれぞれでしょう。少しそこらについての当局の受け止め方、「もう生産農家の自己責任ですよ」ということなのか、少しそこらについてお願いします。

最後に、もう一つでした。ごめんなさい。それと、先ほど港湾改修負担金、この関係は県の事業が20年度からに変更になったということでありましたが、この後、議案として、当初の予算で新しく土地のいわゆる認定ですかね、そういったもの等もあるわけですが、この県の事業が20年度からに変更になったというのは、いわゆる財政が厳しいということが大きな原因なんですかね。採択にならなかったということですけども、そのことが今後20年度からの供用、そういったものについては問題ないということでしたが、この事業に対しての見通し、県も大変財政が厳しい状況ですよ。そういったもので、そこらについての県の方の見通し、国の直轄分はもうそのままどんどんやっているということでしたので、分かりました。そこらについての新年度の見通しというのを少しお願いします。

○教育次長（上村和憲君） お答えいたします。

まず、使用料及び手数料の関係でございますが、私ども、教育使用料の中で、小学校使用料の校内売店使用料を1万1,000円ほど減額をさせていただいております。これにつきましては、旧志布志町で、志布志小学校と香月小学校に、市内の業者さんが売店を設置して、これまで運営をしていただきました。ところが、近年、非常に利用者が少ないということで、業者さんの方から相談がありまして、もう開けておけば毎日赤字だというようなことの相談を受けました。そういうことで、もう現在この校内売店を利用するお子さんたちが少ないということもありまして、今回、1万1,000円ほど年間の四半期分の関係を減額させていただいたところでございます。

それから、電柱敷地料でございますが、中学校使用料を含めてですけども、この電柱敷地料につきましては、志布志町で徴収をされておりまして、有明町、松山町では、こういった徴収体制が無かったところでございますが、合併を機に志布志市として統一して、徴収するということが、今、市全体で九電、N T Tの電柱の台帳整理、確認整理作業を行っているところでございます。19年度につきましては、この総務使用料の中にありますとおり、財務課の方で一括して収入として受け入れて、あとそれぞれ関係課の分は一応減額をさせていただいているということでございます。非常にこれまで確認作業、台帳を含めて確認作業をしていただいておりますけれども、相当時間がかかったということで、この19年度につきましては、先ほど申しましたとおり、小学校の分を減額して、財務課の方のこの行政財産使用料として一括で増額補正をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○福祉部長（蔵園修文君） 47ページの負担金補助及び交付金の施設整備事業補助金でございますが、県の事業でございまして、障害児を育てる地域支援体制整備事業、扶助費から負担金補助及び交付金への組換えでございますが、全額県の補助事業になっております。内容につきましては、ここにこハウスのプレハブ設置の事業でございます。内容につきましては、障害児をもつ保護者のための施設ということで、障害児を育てたことのある保護者との交流の場にするという内容でございます。

以上でございます。

○企画政策課長（萩本昌一郎君） 21ページの合併市町村補助金のことについてお答えいたします。

今回、680万円の増額補正でございますが、当初1,000万円で予算計上しておりましたけれども、1,680万円で決定通知がまいりましたので、今回補正をお願いしているところでございます。なお、この合併市町村補助金でございますが、この補助金につきましては、合併する市町村に対しまして、合併を円滑に進めるための補助金ということで、当志布志市におきましては、旧松山、有明、志布志町で合併しましたので、3億6,000万円の総額が交付される予定でございます。ただ、これは当初は、18、19、20、3年間で交付予定でございましたが、国の都合と申しますか、改正で、今後10年間にわたって交付されるというものでございます。なお、当初で見込まれる額を計上できればいいんですが、この補助金につきましては、国の方も補正予算で対応している関係がございまして、このような形で、要望というか、当初私どもが予定していた金額とは違う形で、途中で交付決定が来る関係で、このような形で補正という形をお願いしているところでございます。なお、まだ今、2億3,000万円ほど、今回を含めまして交付をいただいておりますので、残り約1億3,000万円ほどいただく予定になっております。

以上でございます。

○建設部長（宮苑和郎君） 18ページの土木使用料の中の住宅使用料でございますが、300万円ほど使用料を減額しているがというようなことでございますが、これについてお答えいたしますが、耐用年数が過ぎておまして、老朽化が激しいと、維持補修にも修繕にもかかるというようなことで、50年以上たっている戸数58戸とか、40年以上が146戸とかいうようなことで、一応入居の募集を停止しているという分がございまして、約300万円ほど収入が見込まれないということでございます。それから、過年度分については、努力の成果がありまして、180万円ほど収入が見込めるということで、今回補正を、減額を120万円お願いするものでございます。

以上です。

○松山支所長（白坂照雄君） 27ページの定住促進団地売払収入の減額について御説明申し上げます。

平成19年度で2団地を販売いたしておまして、あと残が新橋地区のあじさい団地が4区画、泰野地区のなのはな団地が7区画ということでございまして、今後もPRに努めて、販売促進に努めていきたいと思っております。

以上、説明を終わらせていただきます。

○産業振興部長（永田史生君） 59ページの茶業振興費の負担金の減額について、大きく減額があるが、茶の防霜ファンの電線の盗難防止対策のために何か手立てはなかったのかという質疑かと思えます。御承知のとおり、先週の29日でございましたが、有明地区の茶業振興会が中心になりまして、撲滅の大会を開いたところでございます。特に3月から晩霜にかけて、お茶の一番茶に対しては、多大な被害を受けるということで、3月になってから、こういった発生の無いようにということでやったところでございます。15件ほど、市内で発生をしたということで、それらを受けて関係者が一緒になってパトロール、そういったことをやろうということでしたところでございます。市といたしましても、いろんな作物があるわけですが、当然、茶業振興会に対しては、補助金等も流しておりますので、そういった茶業振興

会の中でやろうということでしたので、今回についてはそのような措置はしていないところでございます。

○議長（谷口松生君） あと、港湾改修について、県の変更の関係があります。

○企画部長（持富秀明君） 港湾の負担金の減額の理由でございます。

県の財政等の事情もあったのかということですが、それではなくて、県は国に対して補助要請をしているわけですが、これが国の方で採択にならなかったということが大きな理由でございまして、県の財政が苦しいから付かなかったのかということではないというふうに理解いたしております。重要港湾の改修事業、それから環境整備事業、海岸侵食対策事業等々につきましては、今回の19年度で実際事業を実施しておるわけですが、これからもまたそういった県を通じまして、国にこういった補助要望をしていながら、整備促進に努めていきたいというふうに考えます。

○25番（小園義行君） この住宅使用料の関係ですけど、今、言葉尻をとらえるわけじゃないんですよ、募集を停止していると。それでもやっぱり予算としては、その入居料というのを、使用料を上げなきゃいけないということで、そういったものに対する募集をしないのであれば、それなりの住宅のそういったものの収入というのは、実際発生しないわけで、そこらについては、きちんと当局として議論がされているんですかね。

○建設部長（宮苑和郎君） 一応、政策空き家ということで、いろいろ管理課やらで協議もいたしておるところでございますが、今回、昨年でしたが、市の広報によりまして、募集停止にしている市営住宅ということで、当初の予算の中で検討すればよかったわけですが、19年度になって、予算を組んだ後になりまして、こういうことを検討して、募集停止ということになったところにつきましては、ちょっと悪かったところではございますが、今回の予算につきましても、20年度につきましても、このような結果を踏まえて予算計上いたしておるところでございますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（藤後昇一君） 3点ほど質疑いたします。

1つは、予算書の47ページ、説明資料の16ページの給食サービス事業の件ですが、不用額が1,170万円ほど出ております。減額の理由として、利用者の減少と地域支援事業への移行と書いてありますが、それぞれいくら不用になったのか。

それと、利用者の減少による減額というのがありますが、利用者が減少した原因をいかように分析されているのか、それをお伺いしたいと思います。一般的に考えれば、独居老人、それから食べることに関して不自由しておられる方々は増加しているのではないかと、私としては考えるんですが、その点があったものですから質疑いたします。

次に、予算書の54ページ、健康診査事業、これは一般質問でも何回かされておりますが、がん検診の受診数が見込みより少なかったから不用額が700万円ほど生じたとありますが、これも減った原因をいかに分析されて、また今後の見通しを立てておられるのかお伺いいたします。

3点目としまして、同じく予算書の55ページ、介護予防支援事業ですが、これも当初の見込みより少

なかったために、不用額が700万円強出ておりますが、これは介護支援センター等の介護予防事業計画等のあれだと思っておりますが、本来、介護保険への移行者を防いで、自立を助けるという目的があると思っておりますが、住民のニーズに十分こたえておられるのか、その点の不安があるものですから質疑いたしました。

以上の3点について、答弁をお願いいたします。

○福祉部長（蔵園修文君） まず、1点目の給食サービスでございます。御承知のとおり、介護保険の地域支援事業との事業の絡み、制度の絡みということでございまして、11月までをこの一般会計の方で負担をしてきたと。それ以降について、地域支援事業の方で対応するということでの減額ということでございます。それに伴いまして、当然、利用者が減少するということでございます。

それから、がん検診についてのお尋ねでございます。当然、当初予算におきましては、がん検診の受診率を高めるということから、若干、対応するために多目の積算をしているところでございます。その結果、当初予算の段階での見込みと実績に差異が生じたということでの減額でございます。ただ、実際の実績につきまして、18年度と比較しますと、ほとんどの検診項目で増加傾向にあるということでございます。また、この実績につきましては、当然、決算の段階で正確な数字というのは御報告できるというふうに思っております。

それから、介護予防支援事業、55ページでございますが、これも要支援1・2のプラン作成に係る経費、いわゆる事業所分の予算でございます。当初、サービス利用を570人程度を見込んでいたということでございますが、その見込みに対しまして、実際の認定者数というのが500人弱にとどまったということ。それから、そのうちのサービス利用者が400人弱にとどまっているということでございます。そういったことで、今回この費目について大きく減額をする結果になったということでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○14番（小野広嗣君） それぞれ、もう先に質疑がなされましたので、もう1点だけお願いします。

予算書の36ページに印刷製本費が出ておりますが、この特に市報しぶしの作成事業ということで、今回、不用額として302万5,000円出ております。当初見込みから考えたときに、当初見込みが871万円ということで、約35%ぐらいのマイナスということで、経費的にはそういった入札執行による減額ということになっておりますが、大きな違いが18年度に比べてあったんだろうなというふうに想像するわけですが、そこらの中身、まさかページ立てが変わっているとも思いませんし、これは18年度に対して、また印刷業者等が当然替わっているんだろうと思うんですが、大きくこの当初の見込額に比べて、予算額が35%ほど低くなったその具体的な理由、入札執行による減額にしては余りにも大きい額だろうと思いますが、こういった額を受けて、当局ではどのように判断をされたのか、そこらをお示しをください。

○総務課長（中崎秀博君） ただいまの質疑でございますけれども、当初の設計額を1円26銭という設計額を設定しておりました。その中で入札をいたしました結果、ページ単価が75銭6厘という、すごい安い価格で提示がありまして、契約をいたしましたところでございます。御承知のとおり、広報紙につきましては、現在、4月、3月号あたりで40ページ、その外を36ページ程度で発行いたしておりますが、その安くなった要因といたしましては、もちろん御質疑にありまして、印刷業者が替わったとい

うことで、今回、このような大幅な入札単価になった原因で、このような不用額を生じたところでございます。

○14番（小野広嗣君） 当然、そういう答弁になろうと思いますが、いわゆる入札をこれまでもこういった印刷製本費に関して、入札を毎年度繰り返していく、そういった中で、今回、いわゆる印刷業者が替わることによって、約35%ぐらいの違いが出てくる。大変な違いですね。そういったことを受けて、入札の在り方も含めて、どのような受け止め方を当局はされたのか、いろんな話題が出たと思うんですね、こういう額が出たということに関して、そこらのことを少しお示しをください。

○総務課長（中崎秀博君） 今回、志布志市内の業者を入札に入れまして、入札をしたわけですがけれども、当局として考えられるのは、やはり業者間の競争だというふうな見方をいたしております。その業者が替わることによって、単価が落ちることにつきまして、印刷の状況が変わるとか、そのような不都合も出ていないようでございます。今回、19年度でこのような単価でしたので、20年度につきましては、1円という単価を設定して予算をお願いをしようとしているところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○22番（宮城義治君） 予算書の60ページ、説明資料の31ページです。ここで、畜産環境施設整備事業で、括弧して施設整備事業等の補助金であります、減額の理由として、事業予定者の辞退及び制度資金の設置計画というふうになっておるわけでございますが、やはりここに、この制度資金の計画の中に、やはり保証人問題等が発生したものか、あるいはこの辞退されたその理由をちょっとお聞かせください。

○産業振興部長（永田史生君） 説明資料のそれぞれの事業が減額になっているという御質疑でございますが、保証人、そういったことについては、あくまでも申請があって、それらに基づいて実績で落とすという格好でございます。

○22番（宮城義治君） ちょっと部長の説明が、私が言っているのは、この事業名の畜産環境施設整備事業の所ですよ、一番上ですね。この分の減額の理由はそういうふうでしょうけれども、やはりここで辞退というあれが出ていますよね。事業予定者が辞退された、及びということであるから、そこでやはり資金の借入れとか、そういったものでやっぱり問題があって辞退されたんでしょうかということをお伺いしているんです。

○産業振興部長（永田史生君） 失礼しました。お答え申し上げます。

1件の辞退につきましては、あくまでも19年度を20年度にするということでもございましたので、あくまでも資金繰りの関係もあるかと思いますが、そういった計画の中で20年度にやるということでもございました。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（下平晴行君） 予算書では59ページでございますが、説明資料では24ページ、農業農村家業再生支援事業、事業推進実績予定に伴う減額ということですが、申込みが何人いて、全員対象になったのか、そこをちょっとお願いしたいと思います。

それから、2点目でございます。同じく野菜価格安定対策補給交付金事業でございます。この内容を見ますと、当初予算額で本庁と松山支所、志布志支所、予算が計上されているわけですが、特に

志布志支所の額を見ますと、執行見込額、これは生産量が少なかったのかどうか、内容をお示しをしていただきたいと思います。

○産業振興部長（永田史生君） お答え申し上げます。

農業農村家業再生支援事業でございます。当初、540万円ほどを予算としてみておったわけですが、19年度の認定が一応5名ということで、18年度認定まで入れて6名という実績であったということ、345万円ほど不用額が出たわけですが、やはり若干見込みが少なかったということにとらえております。

それから、野菜価格安定対策補給交付事業でございますが、志布志支所が103万7,000円ほど、今回は実績が出ておりますが、志布志の場合につきましてはピーマンでございまして、当然ピーマンが該当して発動がなされたということで、市単を上乗せしてやったところでございます。同じく松山支所につきましても、同じくピーマンでございまして、志布志の方がピーマン農家が多い関係で、そういった数字が出ているところでございます。

以上でございます。

○1番（下平晴行君） 農業農村家業再生支援事業では、申請があった人はみんな認定があったということではないんですか。

○産業振興部長（永田史生君） はい、そのとおりです。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○11番（立平利男君） あえてするわけではありませんが、もう出てしまいました。1点だけ、再確認をさせていただきます。

説明資料の中の16ページ、先ほど質疑があったわけですが、給食サービス事業の中の利用者減少による減額ということで、少し理由が理解できなかった面と、この対象者にどういう利用促進の対策をとっておられるか伺いたします。

○福祉部長（蔵園修文君） 先ほども説明いたしました、介護保険の中の地域支援事業という事業がございます。その中の事業へ、内容で言いますと、移行したと、11月まではこの一般会計の方の従来の給食サービスで対応してきたと。それ以降について、3月までは地域支援事業で対応するというので、利用者、金額、ともに減少ということでございます。事業そのものはそのまま継続していくということでございます。

○11番（立平利男君） 部長、利用者による減少ではなかったというとらえ方でよろしいのでしょうか。そして、どういう対象者にどういう利用促進と申しますか、そういう対策はどうであったのか伺いたします。

○福祉部長（蔵園修文君） 主に対象者につきましては、独居、自分で食事あるいは食材の購入のできないような方が対象になるということで、その申込みについては、当然、本人申請になるわけですが、地域の民生委員等を通じての申請が多いかというふうに思っております。それにつきましては、担当の方が直接出向きまして、その実態等を調査をして、この給食サービスの要綱に該当するかどうかの判定をして対応するというので、現在は地域支援事業でございますので、そちらの方で対応してい

るということでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○31番（野村公一君） 2点だけお伺いしておきたいと思います。

まず、第1点目ですが、この地域ふれあい交流事業という補助事業をされまして、不用額が185万円出ております。しかし、260なにがしかは消化したということのようでございますが、この未消化の部分の理由をお伺いしておきたいと。

それから、各公民館でそれぞれこの事業を取り入れて行われたんだろうというふうには思うわけですが、この事業を未消化の公民館があったのかどうか、それをお伺いしておきたいと思います。

それから、2点目でございますが、今回、2億3,900万円、おおよそ明繰が来ております。款ごとに6件いただいておりますが、この6件の繰越明許費の一覧だけで、議会がこのことを理解できると思われませんか、その点をお伺いしておきたい。

○福祉部長（葦園修文君） 地域ふれあい交流事業について、お答えいたします。

この事業につきましては、今年度、昨年度に比較しまして、取り組みやすい形で実施をしていただきたいということで、内容等につきましても見直しをして実施したところでございます。当初の積算が70歳以上の全体の数、7,989人でしたが、その予算編成の段階でですね。その70%、5,592人で予算を計上したところでございます。そして、内容につきましては、実績に応じてお支払をするということでございまして、集落数でいいますと、220集落が実施をされたという実績になっております、今の段階でございますが。集落の参加率としては56.3%ということで終わっております。内容につきましては、公民館独自でこれまで実施してきた集落、あるいはこういった事業を、敬老行事を実施していない集落、そういったものがあるということでの参加率になったのではないかとこのように考えております。

○企画部長（持富秀明君） 第2表の繰越明許費の関連でございますが、水道会計への出資金でございます。これにつきましては、森山水源地の機械室の築造工事の作成工事及び地盤改良に伴う工法検討に不測の日数を要したために、今回、20年度へ繰り越して事業の執行をしようということでございます。

それから、それぞれの担当の方から回答していただきたいと思います。

○産業振興部長（永田史生君） 繰越明許費の中身につきまして御説明を申し上げます。

農林水産業費の項の農業費でございます。畜産基盤再編総合整備事業でございます。これは事業主体が県の地域振興公社でございます。事業の中身につきましては、繁殖の牛舎、子牛の保育舎、たい肥舎、機械等でございます。総体事業費で1億1,657万9,000円でしたが、うち事業参加者負担金が3,232万1,000円で事業を進めておりましたが、牛舎等の建設の年度内完成が困難であるという申出がありまして、今回3,127万円について、繰越手続を行うものでございます。4月末までには完成の見込みであります。

それから、水産業費の漁村づくり総合整備事業でございます。事業の中身につきましては、夏井漁港の中防波堤の新設等の工事でございます。事業費が6,765万円ですが、繰越しの理由といたしましては、次年度計画の航路しゅんせつの関係の1,574㎡と、中防波堤の上部工の40mを先行着手するこ

とで早期完成を目指し、事業の効果を上げるために4,455万円の繰越しを行うものであります。6月20日までは完了の見込みでございます。

以上でございます。

○建設部長（宮苑和郎君） 繰越明許費の土木の関係でございます。

地方道路整備臨時交付金という交付金事業で3路線ございます。この明許繰越の理由につきまして説明を申し上げます。吉村山ノ口1号線の道路改良工事でございます。これは建物移転補償及び用地交渉の結果により、年度内完成、移転及び登記が見込まれないため、契約額の完成払金額及び公有財産費を翌年度へ繰り越したいということで、契約を移転をいたしておりますが、その分についての70%は年度内に支払うと、あとにつきましては、完成した時点で30%を支払うということで、完成払いの分と、残り、補正の今お願いをいたしているところですが、公有財産用地費の方へ繰り越したいということでございます。

それから、六月坂安良線の道路改良工事でございますが、これは今、用地交渉の中で用地買収と建物の移転をいたしております。これも年度内の完成、これは移転及び登記が見込まれないと、やはり吉村山ノ口1号線と同じでございますが、家がそれまでに出来ないということでございまして、完成払いの分を次年度へ繰り越すと、そして公有財産ということで用地買収と一緒に繰り越していくということになります。

それから、弓場ヶ尾佐野原線の道路改良工事でございますが、これはもう建物の移転、これは公民館、東横尾下公民館でございますが、直る場所、いろいろ地域と集落と、場所を選定してきたわけですが、想定以上の時間を要しまして、補償契約にやっと年度近くになって契約ができたところでございました。それで、完成がこれもやはり同じでございます。年度内に全部見込まれないということで、残りの分を繰り越して支払いをするというようなところでございます。

以上の分の3路線が地方道路整備臨時交付金の補助事業でございます。

それから、地方特定道路整備事業、これは1路線いたしておりますが、町原弓場ヶ尾線でございます。これらもやはり同じく完成が登記までできないということでございまして、未完成の分を繰り越していくということでございます。

それから、市単独の道路改良事業でございます。吉村押切線でございますが、これらにつきましても、住宅、年度内完成が見込まれないということで繰り越していくということでございます。

合わせまして、土木費の道路橋梁費でございますが、5路線、建物の移転、やっと交渉等ができました、そのようにしてあとの完成払いを次年度へ繰り越していくというのが大半でございます。合わせて1億4,418万9,000円でございます。よろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第2号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。



日程第6 議案第3号 平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（谷口松生君） 日程第6、議案第3号、平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第3号、平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

本案は、平成19年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、療養給付費、高額療養費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民部長（嶋戸貞治君） 議案第3号、平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8,922万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ48億7,181万円とするものでございます。

今回の補正予算（第4号）の主なものは、これまでの医療費実績と今後の医療費の見込みを勘案いたしまして、国庫負担金、調整交付金、療養給付費交付金などの歳入と、一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費などの歳出をそれぞれ補正したものでございます。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

105ページをお願いいたします。

国保税の一般被保険者の医療給付費分現年課税分の1,090万円の減や、介護納付金分現年課税分の490万円の減につきましては、退職被保険者への異動等によるもので、滞納繰越分につきましては、徴収実績により医療給付費分を550万円、介護納付金分を80万円それぞれ増額するものでございます。

退職被保険者等の医療給付費分現年課税分の860万円の増や、介護納付金分現年課税分の240万円の増につきましては、一般被保険者からの異動等によるもので、滞納繰越分につきましては、徴収実績により医療給付費分を10万円増額するものでございます。

107ページをお願いします。

国庫支出金、国庫負担金につきましては、療養給付費等負担金の変更申請に伴い、8,409万1,000円減額し、10億8,892万9,000円とし、高額医療費共同事業負担金につきましては、国保連合会からの確定数値により、93万6,000円を追加し、2,235万5,000円とし、合わせて11億1,128万4,000円とするものでございます。

108ページをお願いします。

国庫補助金の財政調整交付金につきましては、変更申請額に基づき4,110万8,000円を追加し、6億1,256万3,000円とするものでございます。

109ページをお願いします。

療養給付費交付金の退職者医療療養給付費等交付金につきましては、支払基金からの退職者医療交付金変更決定により、4,329万6,000円を減額し、5億6,856万8,000円とするものでございます。

110ページをお願いします。

県支出金の高額医療費共同事業費負担金につきましては、国保連合会からの確定数値により、93万6,000円を追加し、2,235万5,000円とするものでございます。

次の111ページをお願いします。

県支出金の財政調整交付金につきましては、交付申請に伴う見込額を173万9,000円減額し、2億1,290万9,000円とするものでございます。

次に、112ページをお願いします。

共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金につきましては、国保連合会からの確定数値により、1,329万3,000円を追加し、1億1,329万3,000円とし、保険財政共同安定化事業交付金につきましても、国保連合会からの確定数値により、3,600万7,000円減額し、5億2,939万4,000円とし、合わせて6億4,268万7,000円とするものでございます。

113ページをお願いします。

繰入金の一般会計繰入金につきましては、事務費等繰入金を実績見込額の増により、1,689万2,000円増額、出産育児一時金等繰入金を実績見込み20件分の減により、466万6,000円減額、合わせまして1,222万6,000円を追加し、3億9,016万6,000円とするものでございます。

114ページをお願いします。

諸収入の延滞金につきましては、実績に基づき414万8,000円追加しまして、564万9,000円とするものでございます。

次の115ページをお願いします。

預金利子につきましては、実績に基づき10万円追加し、11万円とするものでございます。

次、116ページをお願いします。

雑入ですが、交通事故等の求償実績に基づき、第三者納付金を129万5,000円追加し、549万5,000円とするものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

117ページをお願いします。

総務費の一般管理費につきましては、臨時職員の賃金を127万1,000円減額、需用費のうち印刷製本費を15万1,000円減額、パソコン保守、国保連合会電算処理委託などの委託料を138万5,000円減額、合わせて285万7,000円減額し、3,510万3,000円とするものでございます。

118ページをお願いします。

賦課徴収費につきましては、印刷製本費を今後の執行見込みを勘案いたしまして、85万2,000円減額し、備品購入費では車両購入の執行残を12万3,000円減額するなど、総額で156万7,000円減額し、納税奨励費につきましては、税を考える週間や納税組合長に対する記念品等の執行残を54万円減額するものでございます。

119ページをお願いします。

運営協議会費につきましては、国保運営協議会の開催実績に基づき、委員報酬、費用弁償、役務費、合わせて41万3,000円減額し、11万3,000円とするものでございます。

120ページをお願いします。

保険給付費、療養諸費のうち、一般被保険者療養給付費につきましては、1億278万円を減額し、21億4,738万2,000円とし、退職被保険者等療養給付費は3,694万3,000円増額し、6億3,242万円とし、一般被保険者療養費は254万1,000円減額し、2,242万6,000円とし、退職被保険者等療養費は40万円増額し、883万円とし、合わせまして療養諸費として6,797万8,000円を減額し、28億2,297万9,000円とするものでございます。これにつきましては、いずれもこれまでの実績と一般被保険者から退職被保険者への異動等に基づき、今後の伸びを見込んだものでございます。

121ページをお願いします。

保険給付費、高額療養費の一般被保険者高額療養費につきましては、876万6,000円減額し、2億6,456万1,000円とし、退職被保険者等高額療養費は160万円増額し、4,771万円とするものでございます。こちらにつきましても、いずれもこれまでの実績と一般被保険者から退職被保険者への異動等に基づき、今後の伸びを見込んだものでございます。

122ページをお願いします。

保険給付費、出産育児一時金につきましては、見込み件数の減により、700万円減額し、2,275万円とするものでございます。

次の123ページですが、葬祭費につきましても、見込み件数の減により、15万円減額し、1,095万円とするものでございます。

124ページをお願いします。

老人保健医療費拠出金、それから125ページの介護納付金につきましては、療養給付費等負担金、財政調整交付金の変更申請に基づく国県支出金から一般財源への財源の振替でございます。

126ページをお願いします。

共同事業拠出金のうち、高額医療費共同事業医療費拠出金につきましては、374万6,000円増額し、8,942万3,000円とし、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、105万4,000円減額し、5億6,434万7,000円とし、合わせて6億5,377万円とするものでございます。これにつきましては、いずれも県国

保連合会による拠出金積算額が確定したことによるものでございます。

127ページですが、保健事業費、疾病予防費として、需用費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費を合わせて384万3,000円減額し、4,530万4,000円とするものでございます。これにつきましては、いずれも事業実績等に基づき減額を行ったものでございます。

次に、128ページをお願いします。

公債費、一時借入金利子につきましては、一時借入金の借入れ実績に基づき40万2,000円減額し、83万1,000円とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（谷口松生君） ここで昼食のため、暫時休憩いたします。午後は1時10分から再開いたします。



午前11時59分 休憩

午後1時10分 再開



○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、議案第3号、平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の質疑を行います。質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） 歳入の関係ですけど、医療給付費分の滞納繰越分550万円ですね、この滞納繰越分の550万円、そしてこういうものに関連して、延滞金ですかね、ここが400何万円とあるわけですが、何件ぐらいのこの滞納繰越分として、今回の最終補正に出てきているんですかね。

それと、この運営協議会、これは当初の予算の関係で、当然そのまま開かれなかったということになるわけですが、何回開かれたのかですね。そして、12月の議会でしたかね、基金を全額取り崩してやらなきゃいけないような厳しい状況があるということであったわけですが、そういったものに対しての国保運営協議会の議論の在り方は、新年度へ向けてどういうことだったのかという、その3点だけお願いします。

○市民部長（嶋戸貞治君） 滞納繰越分の550万円とか、延滞金の414万8,000円ですか、これについては件数について、今のところ、把握はしてございません。

○市民課長（竹之内宏史君） 国保運営協議会につきましてお答えいたします。

国保運営協議会は、当初、4回ほど開催をする予定で予算を組んでおりまして、6月に税率改正等がございますれば、その時点で1回、そして12月の条例改正で2回、3回目が2月の末ということで3回ほど、1回多めに臨時的なものを開くということで4回ほど組んでおりましたが、実際のところ、12月と2月と2回ということでございます。内容につきましては、12月においては条例関係、そういうものを審議いたしております。決算に向けましての基金につきましては、一応こういう予算対応をしていますということで説明をいたしたところでございます。

以上です。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

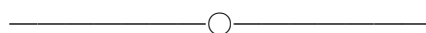
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第3号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。



日程第7 議案第4号 平成19年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）

○議長（谷口松生君） 日程第7、議案第4号、平成19年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第4号、平成19年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成19年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出予算について、医療給付費、医療費支給費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民部長（嶋戸貞治君） 議案第4号、平成19年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）について、補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億773万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ46億3,973万円とするものでございます。

まず、歳入から御説明申し上げます。

135ページをお願いします。

支払基金交付金のうち、医療費交付金につきましては、変更交付決定額に基づき、3,820万円を減額し、22億7,900万1,000円とし、審査支払手数料につきましては、支払件数の減により、118万円を減額し、1,582万4,000円とし、合わせて22億9,482万5,000円とするものでございます。

136ページをお願いします。

国庫支出金の医療費国庫負担金につきましては、変更申請額に基づき、1億3,114万4,000円を減額し、14億4,523万8,000円とし、事務費国庫補助金につきましては、交付額の確定に伴い、44万2,000円を減額し、88万9,000円とし、合わせて14億4,612万7,000円とするものでございます。

137ページをお願いします。

県支出金の医療費県負担金につきましては、変更申請に基づきまして、1,687万4,000円減額し、3億6,122万6,000円とするものでございます。

138ページをお願いします。

繰入金の一般会計繰入金につきましては、7,925万8,000円増額し、4億6,040万5,000円とするものでございます。

139ページをお願いします。

繰越金につきましては、平成18年度の決算に基づき、9万2,000円減額し、7,518万5,000円とするものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

142ページをお願いします。

一般管理費につきましては、賃金、旅費、需用費、委託料、償還金利子及び割引料を合わせて、152万円を減額し、499万4,000円とするものでございます。

143ページをお願いします。

医療諸費のうち、医療給付費につきましては、これまでの実績と今後の医療費を見込みまして、1億230万4,000円を減額し、43億8,569万6,000円とし、医療費支給費につきましても、これまでの実績と今後の医療費を見込みまして、215万3,000円を減額し、8,184万7,000円とし、審査支払手数料につきましては、84万4,000円を減額し、1,632万3,000円とし、合わせて44億8,386万6,000円とするものでございます。

144ページをお願いします。

予備費につきましては、今回の補正予算に伴う調整のため、91万2,000円を減額いたしまして、19万円とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。どうかよろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第4号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 平成19年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(谷口松生君) 日程第8、議案第5号、平成19年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第5号、平成19年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第2号)について説明を申し上げます。

本案は、平成19年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、保険給付費、地域支援事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○福祉部長(蔵園修文君) 議案第5号、平成19年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,732万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を30億8,403万6,000円にしようとするものでございます。

それでは、歳入でございます。

予算書の149ページの1款保険料につきましては、実績見込みにより算出したものでございます。

次の150ページからの国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金の主なものといたしましては、保険給付費及び地域支援事業におきます歳出の補正に伴います歳入の補正であります。なお、既に交付決定が行われている分につきましては、決定額で計上いたしております。

歳入の中で151ページの国庫補助金の事業費補助金71万2,000円と、154ページの一般会計繰入金の事務費繰入金105万8,000円の一部につきましては、歳出で計上しております後期高齢者医療制度の創設に伴う受給者台帳の整備などに伴います介護保険システムの改修に関する分でございます。

次に、歳出でございます。

主なものといたしまして、155ページの一般管理費の委託料でございますが、歳入で申しあげました介護保険システムの改修経費を計上いたしております。

156ページから161ページの保険給付費につきましては、本年度分の実績を元に、年間所要額を算出し、それぞれの給付の増減を行った結果、合計で3,420万円の減額となったところでございます。

次に、162ページからの地域支援事業費でございますが、それぞれの年間所要額を算出したものでございます。

162ページの介護予防事業費、介護予防特定高齢者施策事業費の委託料につきましては、通所型介護予防事業、デイサービスと、訪問型介護予防事業、配食サービスの減額でございます。

163ページの総合相談事業費の委託料の減額につきましては、24時間相談体制協力委託の実績減に伴うものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第5号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。



日程第9 議案第6号 平成19年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）

○議長（谷口松生君） 日程第9、議案第6号、平成19年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第6号、平成19年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成19年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算について、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民部長（嶋戸貞治君） 議案第6号、平成19年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）について、補足して御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ263万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億3,059万8,000円とするものでございます。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

予算書の168ページをお願いします。

一般会計繰入金につきましては、事業の確定見込みにより、263万4,000円を減額し、1億1,250万円とするものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

予算書の169ページをお願いします。

総務費の一般管理費でございますが、職員の人件費及び市内4地区の浄化センター等の維持管理委託

料等の事業確定見込みにより、363万4,000円を減額し、7,528万8,000円とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

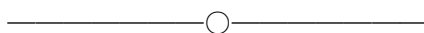
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第6号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。



日程第10 施政方針

○議長（谷口松生君） 日程第10、施政方針を議題とします。

市長の施政方針を求めます。

○市長（本田修一君） 施政方針。

本日ここに、平成20年第1回志布志市議会定例会の開会に当たりまして、平成20年度における市政運営に臨む所信を御説明申し上げます。

今日、我が国経済は、金融不安の長期化や、原油価格の高止まりにより、国際経済・国内経済ともに、不透明感を強めつつあります。また、都市部と地方の社会資本の整備や所得・雇用などの格差は、拡大しつつあり、都市部の経済発展の効果は、地方には波及されない状況であります。

このように、地方をとり巻く情勢は、依然として厳しい環境であります。本市におきましては、持続可能な行財政構造の構築、足腰の強い産業基盤の確立を図り、本市の持つ特性と魅力を活かす施策の展開が必要であると考えています。

改めて、私たちのふるさを見つめてみますと、「志布志市」には、豊かな「大地の力」と世界へつながる「海の恵み」そして、心豊かな「人のエネルギー」があふれています。

市民の皆さんと一緒に汗をかき、議会の皆さんと議論をし、そして連携した2年の取組を今振り返るとき、志布志市の新しいまちづくりへ向けて「確かな手ごたえ」と「明るい兆し」を感じるところであります。

志布志市のシンボリックな存在である「さんふらわあ」の志布志航路存続活動では、市民の力が結集され、あらゆるアイデアと力強い行動力を発揮し、大隅半島そして鹿児島県を巻き込んだ大きなうねりとなり、現在の航路存続という姿を勝ち取ることができました。

平成9年度から整備が進められてきた志布志港新若浜地区においては、総事業費約230億円、市の負

担金約30億円が投じられた多目的国際ターミナルが、いよいよ来春より一部供用開始となり、中核国際港湾として大きく発展することが期待されています。

この新若浜地区には、約11haの分譲地が用意され、県と連携した企業誘致により、若者の働く場が創出され、地域経済の浮揚が期待されるとともに、緑地については、市民の憩いやスポーツ広場としての整備が進められようとしています。そして、この港の活用につながる道路網の整備につきましても、東九州自動車道の起工式、都城・志布志道路の一部供用開始など、スピード感あふれる整備が始まりました。

また、長い歳月をかけて推進されてきた曾於地域の大規模畑地かんがい事業も、東部地区が完全通水、南部地区が一部通水となり、農業経営の安定と近代化へ向けて、新たな基幹営農が始まろうとしています。

これまで、永い間、将来の夢として描いていたものが、いよいよ現実のものとして花開き、成果を発揮する時が来たのであります。

さて、新市の誕生から、2年余りが経過するところですが、市民の皆さんは、時間の経過と共に、お互いの地域を理解し、人とのふれあいの中で、新しい仲間と共に感動し、様々な場面で自ら実践されております。笑顔のあいさつ運動やボランティア活動、防犯パトロールの取組が「安心・安全なまちづくり」を支え、ごみの分別においても、一人ひとりの思いと行動が、「全国トップクラスの資源化率」につながっております。

ごみ拾いや美化活動の様子、コスモス畑やひまわりの風景を見るたびに、「志布志市」として、同じ方向を目指していることに対して、市民の皆様への感謝の気持ちでいっぱいであります。

また、市内各地で開催される行事や講演会に参加して感じますのは、市民の皆さんの「元気」と「笑顔」であり、それは、役割をもって「地域を支えていただいている」ということであります。

市の基本理念に、「志のあふれるまち」を定め、昨年、「志のまち」を宣言しましたが、市民の皆さんが、地域や家庭で、活躍される姿そのものが「志」であると感じるところであります。そして、市民の皆さんの期待にこたえるために、今新たに、志布志市の発展に大きな「夢」と「挑戦」を描いております。

その夢と挑戦とは、市民一体の運動として、「子育て日本一のまち」や「高齢者が元気なまち」の推進、「ごみの資源化率日本一」「ごみゼロのまちづくり」「安心・安全なまちづくり」の推進、「安心安全健康な食の産地づくり」「日本一の茶産地」、そして、「生涯学習推進のまち」といったように、いくつかの日本一を目指していくことであります。

このことは、市民の皆さんの協力・協調性の素地があるからこそ、提唱できるものであり、「志のまち」として、実現可能な挑戦なのであります。

現在の取組を、さらに、市民と行政と議会が手をつなぎ、それこそ「共生」「協働」「自立」の精神で一段とパワーアップしたときに、日本一とも言えるまちづくりができるかと確信しております。

このようなまちづくりに挑戦していくことで、「元気なまち」となり「住みよいまち」となって、市民の一人ひとりが、ふるさとに誇りを持ち、ふるさとを愛する心が醸成されていくのではないでしょう

か。

そして、「全国から注目される志のまち」となった時、その成果として、若者の定住や企業誘致も図られるのではないかと考えるのであります。

私自身も、行政の「志」として、「市民の福祉の向上」という目標を掲げ、自らが先頭に立って、目標へ向けて努力することが使命だと考えています。

市民サービスを維持しながらも、可能な行財政改革は大胆に実施し、行政の内部からの改革改善に積極的に取り組んでいく覚悟であります。

志あふれる市民の皆さんと一緒に「合併して良かった」と言ってもらえるまちづくりを推進してまいります。

さて、平成20年度の施策につきましては、厳しい財政状況の中ではありますが、新たな事業にも積極的に取り組み、創意・工夫を重ねて予算編成を行いました。また、これまで市民の皆様にお示ししました各公約についても、可能な限り各施策に反映させてあります。今後とも、議会をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

市政に対する基本的な考え方について、目指す将来像の実現に向け、第1次志布志市振興計画の「7つのまちづくりの方針」に基づく方策を述べさせていただきます、施政方針といたします。

まず、はじめに「郷と郷」「人と人」「物と物」のつながりがあるまちについてでございます。

志布志港の整備につきましては、平成21年春に、新若浜地区多目的国際ターミナルが一部供用開始されますと、大型コンテナ船の入港が可能となり、コンテナの取扱量も、現在の倍の12万TEUのコンテナ貨物が取扱い可能となり、物流のスピード化が図られます。

今後とも、国際物流拠点としての整備につきましては、引き続き、港湾施設利用者の意見が十分反映されるよう、志布志港湾振興協議会を通じて、港湾管理者である鹿児島県に働きかけてまいります。

また、隣接する新若浜の緑地につきましても、県が主体となり、20年度から「みなと振興交付金事業」による緑地整備を実施する計画であり、市民が憩いやスポーツの場として利用できるように、多目的広場の整備も推進してまいります。

ポートセールス活動につきましては、中国産稲わらが条件付で解除されたことを受け、上海市港口管理局を始め、上海・大連の船会社を訪問したところであり、このようなことから、平成19年の外貿コンテナ貨物取扱量は、平成16年に次ぐ2番目の取扱量となったところでございます。

本年度は、国内においては東京地区と鹿児島県内でポートセミナー及び船会社訪問活動を、海外においては、韓国・香港において、ポートセールス活動を実施したいと考えております。

また、志布志港の課題である輸出貨物の掘り起こし・確保の観点から、志布志市内はもちろんのこと、鹿児島県内の特産品に着目し、農林水産物を含む食品関係の輸出貨物促進事業に取り組むところであり、その第1弾として、本年度は、台湾で最大の国際的な食品見本市である「フード・タイペイ2008」に、志布志市単独のブースを設け、この見本市を中心とした、出展及び視察を実施し、台湾バイヤーとの直接商談の場の提供や日本食事情などの情報収集を行いたいと考えております。

このことにより、海外への販路拡大という新たな事業展開が生み出され、輸出貨物不足や飼料原料等

に依存している輸入貨物にも新たな展開が図られるのではと期待しております。

「さんふらわあ」志布志航路につきましては、市及び県が、それぞれ利用促進協議会を設立し、課題である旅客の確保を図るべく利用促進活動を展開しているところでございます。

また、「さんふらわあ」の運行会社である株式会社ダイヤモンドフェリーも、鹿児島市内からの集客を主たる目的として、去る3月1日から、鹿児島市内・志布志港間シャトルバスの運行を開始されたところであります。

市といたしましても、本年度も引き続き、団体・修学旅行による利用者への利用促進助成事業や、旅行エージェントとタイアップした企画ツアーなどを実施するとともに、鹿児島県志布志・大阪航路利用促進協議会や各種関係機関・団体と連携を図りながら、旅客の確保及び志布志航路の更なる利用促進に努めてまいります。

さらに、「さんふらわあ」の利用促進と広域的な観光ルートの創設への取組としまして、近隣市町や関係団体と連携し、志布志・種子屋久航路開設のための協議会を設立し、可能性調査等の支援をしております。

また、上海フェリー蘇州號につきましては、本年度、2回の寄港を計画し、志布志港国際航路利用促進協議会と大隅総合開発期成会の助成ツアーを実施することとしております。

交通アクセスの面からは、この志布志港と各地域を結ぶ交通ネットワークの構築が必要であり、引き続き、高速・地域高規格道路の整備促進を重点課題として取り組んでまいります。

東九州自動車道につきましては、昨年12月に、本市でも工事の起工式があり、菱田・安楽両河川に架かる橋梁工事が始まったところであります。国は、昨年策定した「道路の中期計画」で、整備の目標を「概ね10年」として、国民の視点に立った分かり易い成果の達成を示しています。

道路特定財源の確保など厳しい状況下ではありますが、早期の工事完成へ向けて、引き続き関係団体と連携して、国県に対して要望してまいります。

都城・志布志道路であります。先月、松山～有明北間約4km区間の供用開始がなされ、既に開通していた区間と併せ末吉～有明北間8kmを約10年で整備したことになります。今後は、整備区間に指定されている伊崎田～安楽間約4kmの早期完成と残りの区間の調査区間から整備区間への格上げ等について、関係機関に対し、引き続き要望してまいります。

国道220・269号線については、全線改良済みとなっておりますが、今日の高齢化社会に対応すべく歩道空間等の拡幅、バリアフリー化が課題となっております。

国・県と連携して、学校周辺の歩道の整備促進により、児童・生徒等の安全を確保してまいります。

県道の整備につきましては、市として優先路線として位置付けている、柿ノ木志布志線・弓場ヶ尾地区の整備をはじめ、現在進めております泰野地区、立花迫地区の早期完成を推進するとともに、未改良区間の整備の要望活動を活発に行い、地域間格差の是正に努めてまいります。

市道の整備につきましては、活力ある地域づくりを推進するためにも、生活関連道路の整備が喫緊の課題となっております。

各地域の特性、道路の性格を考えながら、一定水準の交通サービスを提供できるような諸施策の推進

に努めてまいります。

本年度は、優先度を考慮し、補助事業・起債事業を活用しながら、それぞれの路線の早期完成を図ってまいります。

情報化の推進につきましては、昨年度、志布志市情報化基本計画を策定しましたが、本年度は、より一層の電子自治体の推進を図るために、実施計画を策定し、住民との情報の共有、行政サービスの充実、行政事務の効率化に努めます。

ネットワークの形成を図る通信サービスについては、市街地と農村部の情報通信インフラの地域間格差が生じないように、携帯電話の利用可能な地域の拡大を目的として、新たに「移動通信用施設整備事業」を実施してまいります。

また、農村集落間の公共交通空白地帯の解消と高齢者等交通弱者への対策として「新公共交通システム導入事業」により新しい交通システムの基本計画を策定することとしております。

以上、これらの施策により、市内の均衡ある発展を図り、都市基盤・交通基盤の整備を推進してまいります。

第2に、自然や風土と共生する安心で豊かなまちについてでございます。

住まい・まちづくりにおける住環境の整備につきましては、公営住宅ストック活用計画に基づいて、住宅の建替え・改善・維持保全・用途廃止等の具体的活用手法を選定したところであります。

本年度は、この計画の実現に向けて、必要性の高い順に優先的に区域を定め、基本設計及び実施設計を行い、高齢世帯・多子世帯・単身者等の多様なニーズに対応した住宅整備の推進に努めます。

土地利用状況を見ますと、市街地の周辺部である有明地域の国道220号沿線は、住宅や商店が建ち並び、今後も発展が見込まれる地域であります。都市計画区域の指定をしていないため、無秩序な土地利用や開発が行われても規制できない状態にあります。将来を見据えた具体性のある都市づくりビジョンとその実現に向けて、都市計画区域の変更や用途地域の見直しを行ってまいります。

さらに、昨年度、県の同意を得、景観行政団体となりましたので、今後、市街地・農山漁村部における良好な景観形成の促進を図り、景観の保全・修復・創造していくために、景観計画を立案してまいります。

上水道・簡易水道事業につきましては、合理的な運営体制を構築するとともに、水源の確保に努め、安定した水の供給を図るとともに、新たな水源開発についても分布調査を行い、将来に向けた新しい水源の確保に努めます。

環境行政の推進につきましては、今年度は、環境基本条例を基に、環境基本計画を策定する計画であります。

また、志布志市地球温暖化対策推進実行計画に基づき庁舎等の電気使用量の削減や公用車の燃料消費の削減に努め、計画の目標年度である平成24年度までに、二酸化炭素排出量を対17年度6%の削減に向けて取り組んでまいります。

ごみの資源化につきましては、市民の皆様の協力によりまして、本市の平成17年度資源化率は73%で、全国第4位でありました。本年度は、紙オムツのリサイクルについても検討を行い、さらに4R運動の

推進を図り、埋立てごみの減量化に取り組んでまいります。

また、市衛生自治会と連携し、レジ袋の有料化・削減等の問題をそれぞれの立場で協議する「買い物からごみ減らし円卓会議」を、引き続き開催して、実施へ向けての具体的な方策について検討してまいります。

なお、「環境パトロール事業」「おじゃったもんせクリーン大作戦」「マイロードクリーン大作戦」を更に推進していき、市民の皆様と一緒に「ごみゼロのまち」を目指してまいります。

また、生ごみからたい肥を作り、ひまわりを育てるという「サンサンひまわりプラン」では、市の花「ひまわり」とともに笑顔あふれる地域づくりを進めてまいります。

さらに、本市において全国規模の「地球環境を考える自治体サミット」を本年4月24日に行う計画であり、循環型社会や生活様式の見直しについて全国へ情報発信したいと考えています。

生活排水の適正処理につきましては、単独浄化槽及びくみ取便槽を設置している方を対象に、合併浄化槽及び農業集落排水施設への転換を促すことを目的とした「志布志市公共用水域保全事業補助金制度」を推進し、公共用水域の快適な水環境の保全に努めていくとともに、農業集落排水汚泥もたい肥化を行い、循環していきたいと考えています。

新エネルギーにつきましては、新エネルギー導入庁内検討会を設置して推進していくとともに、バイオマス資源の利活用につきましても、バイオマス利活用推進協議会で検討を行ってまいります。

安全で安心なまちづくりの推進につきましては、日頃から地域ぐるみの取組が重要であり、そのためには、「自らの安全は自らが守る」という意識の高揚を図り、自主防災組織による活動を推進していくことが大切であると考えております。

現在、通山校区公民館においてNPO法人の協力により、市民との共生協働で自主防災組織の育成充実に努めておりますが、今年度は、志布志地区の沿岸部を中心に、自主防災組織を育成してまいります。

消防・防災につきましては、初期消火活動の重要性を認識し、迅速な対応に努めるために消防団員の確保と資質向上を図りながら、各消防団の消防施設等の充実強化に努めてまいります。

今年度は、消防防災施設整備事業として耐震性貯水槽の設置と消防車両等整備事業として小型動力ポンプ積載車の整備を図ることとしております。

自然災害等の対策につきましては、情報をいち早く伝達するための手段として、本年度から安全安心メールの発信を行って情報の共有化を図り、災害発生時における迅速な対応や避難等の体制を構築できるよう、警察や消防署等と連携を図ってまいります。

なお、行政情報や緊急防災情報等の提供を目的としたコミュニティFM放送につきましても、県と連携したアンテナ設備整備事業により受信エリアの拡大及び難聴地域の解消を図ります。

防犯対策につきましては、地域PTAやしゅし創年団等による安全パトロールなどの「子どもへの見守り活動」が地域の防犯にもつながっていることから、その活動を更に支援してまいります。

交通安全対策につきましては、高齢者や児童生徒の交通事故防止、飲酒運転の根絶を重点目標に、交通安全協会と連携して交通安全啓発の推進を図るとともに、ロードミラーやガードレール等の交通安全施設の整備により、安心・安全のまちづくりを推進いたします。

第3に、大地の力と海の恵みを活かした創造性あふれる持続可能なまちについてでございます。

曾ら地域の畑地かんがい事業の東部地区がいよいよ完全通水、南部地区が一部通水となり、畑地農業の新たな時代が始まります。

畑かん営農の指針となる「志布志市畑地かんがい営農ビジョン」に基づき、将来方向や振興品目を明らかにし、生産者と関係機関・団体が一体となり、畑かん営農を積極的に推進し、本市の基幹産業である農業を雇用創出の場として位置付け、次世代につながる夢と希望のもてる「儲かる農業」の実現に向けて取り組んでまいります。

最近、輸入農産物や輸入加工食品などから残留農薬が検出され、国民の生命を脅かし、食の安全が社会問題となっております。外国に頼ってきた国の食糧自給対策が今大きく問われており、私たちは国民の食糧を確保するという本来あるべき姿に向けて、この畑地かんがい事業を最大限に活かしてまいります。

また、原油価格が高騰し、各農家では懸命の経営努力がなされており、市としても国・県と一体となって支援を進めてまいります。

そのような中で、本市の基幹作物である畜産・茶・メロン・いちご・ピーマン等については、「農業・農村活性化推進施設等整備事業」「活動火山周辺地域防災営農対策事業」等の補助事業導入や市単独事業の農業生産対策事業等を充実させ、特に燃料費高騰の影響を受けている施設園芸については、温暖な志布志市の地の利を活かし、更なる品質向上により他産地との競争力を高め、産地の維持拡大に努めてまいります。

お茶については、栽培面積1,100haを超え、県内、九州とも第2位の大産地となり、19年度全国茶品評会でも連続して農林水産大臣賞と産地賞をダブル受賞し、全国でも有数の茶産地となっております。台風強い防災作物として、立地条件と畑かんによる水利用を最大限に活かし、国際競争力のある作物として、茶工場と生葉生産農家が連携して生産性の向上を図り、県の新規事業である「日本一の茶産地づくりチャレンジ事業」と、市単独事業の「低コスト茶産地育成事業」「茶生産拡大推進事業」により、日本一の低コスト茶産地の実現を目指してまいります。

また、さらに食の安心・安全という視点から、ポジティブリスト制度に対応した環境づくりの一環として、引き続き「作物の団地化」を推進するとともに、耕畜連携等の取組により、低コスト水田農業の確立に努めてまいります。

後継者育成については、引き続き「農業農村家業再生支援事業」を推進していくとともに、やる気のある農業者の経営改善に向けた制度資金活用を推進し、さらに本市単独の利子補給事業等により、足腰の強い農業者の育成を図ってまいります。

畑地かんがいにつきましては、通水に伴い、今後、施設の維持管理について、「国営造成施設管理体制整備促進事業」「基幹水利施設管理事業」を導入し、基幹水利施設等の一元管理を行うことにより、地域の農業情勢の変化に対応できるものと期待しております。

また、水利用の推進につきましては、地域における畑かん事業の円滑な推進と事業効果の早期実現を図るため、ソフト面とハード面で一体的に推進できる体制を整備し、関係機関・団体や地元農家の方々

と連携を図りながら、農業経営の発展と地域農業振興に努めてまいります。

昨年、11地区でスタートしました「農地・水・環境保全向上対策事業」では、本年度から、新たに2地区が加わり、市内13地区の農地約950haを対象に、農業用施設の維持管理作業や老朽化防止を図るための共同活動と自然や景観を守る地域活動を行い、環境保全の向上を図ってまいります。

ほ場整備事業は、本年度から来年度にかけて農村振興基本計画の見直しを行い、関係農家からの十分な意見集約を進めながら、最も適合した事業を導入し、未整備地区の事業推進を年次的に図ってまいります。

農道の整備につきましても、緊急性や経済効果を十分考慮し、また、国・県の補助を活用しながら年次的に整備を図ってまいります。

畜産の振興につきましては、飼養農家は、高齢化や農業後継者の確保の困難性等から、年々減少してきている状況にあります。

飼養頭数の減少する中、後継者の育成確保や規模拡大志向農家等を更に支援し、高品質で低コストによる畜産物の生産を進め経営の安定確保に努めてまいります。

また、配合飼料の主原料であるトウモロコシがバイオエタノール原料に利用され、これまでにない飼料価格の高騰が生じ、全畜種においてコストが増大し、経営を大きく圧迫しております。

このため、現在、国において畜産農家の配合飼料購入資金の一定額を低利融資する制度がスタートしており、本市におきましても、資金借入れに対する利子補給を実施してまいります。

さらに、市の施策としまして、優良種畜保留導入事業、肉用繁殖雌牛導入事業貸付金、乳用牛導入資金貸付金、肥育経営安定対策基金等により無利子貸付や優良種畜保留導入への支援を行い、素畜の資質改善の強化に努めてまいります。

特に肥育経営安定対策基金につきましては、素畜価格上昇等に対応するため、1頭あたりの貸付限度額を20年度より50万円に引き上げて支援してまいります。

さらに、畜産飼養環境の改善を図るため、県地域振興公社による畜産環境施設整備等の積極的事業導入や市単独のパドック式牛舎等への設置補助、豚舎建設や養鶏農家の発電機取得に対する助成を行い、環境保全やコスト削減、多頭化への誘導及び後継者等への支援をしてまいります。

その他、新たに鳥インフルエンザの防疫徹底を図るため、防疫資材の導入支援、酪農家の初乳安全性向上と和牛農家への有効利用を図るため初乳殺菌処理器の導入支援を行うとともに、畜産振興施設の中核的施設である志布志家畜指導センターの補修を行う計画であります。

また、自給粗飼料の向上対策として、耕畜連携による飼料作コントラクター（労働請負契約）の育成を目指した耕畜連携自給粗飼料対策事業を行うとともに、水田農業構造改革対策事業と連携し、飼料稲の導入も進めてまいります。

家畜排せつ物等の無公害化処理、たい肥の有効活用策等に関しては、耕畜連携等を通じて、引き続きその在り方等について調査・研究してまいります。

林業の振興につきましては、森林には国土保全や水資源かん養など、公益的な機能を発揮できる優れた特性があります。

このような機能を総合的かつ高度に発揮させていくことを基本に、県や森林組合と連携して森林整備の推進に取り組んでまいります。

「森林整備地域活動支援交付金事業」では、森林施業実施地区の明確化、森林情報の収集活動など適正な森林の整備、森林環境の保全に努めるとともに、さらに、良質材の生産を目指し「緊急間伐対策事業」により適期にある人工林の間伐推進を行い、森林の整備を図ってまいります。

特用林産物の振興として、森林空間を活用したサカキ類、遊休農地等を活用したシキミ等の生産が、組織の拡大と保冷庫の導入により、計画的出荷が可能となり軌道に乗りつつあります。

本年度におきましては、更に安定的な供給を図るため「活動火山周辺地域防災林業対策事業」により、品質の向上及び生産林家の省力化を図り、面積拡大による経営安定化に取り組んでまいります。

市有林の整備につきましては、適正な管理を行うために、造林補助事業等の導入を図りながら整備を進めてまいります。

林道につきましては、林業経営の効率化はもとより、森林整備の推進、山村地域における生活関連道路として大きな役割を果たしており、年次的に整備を進めていく必要があります。

本年度は、林道馬庭線等の復旧を図り、豪雨災害等に強い林道の整備を図ってまいります。

治山事業につきましては、本年度、公共治山事業が5箇所、県営県単治山事業1箇所が計画され、今後、県と連携を図りながら年次的に崩壊した林地の保護を図ってまいります。その他、市民との共生・協働による保安林等の緑化推進事業も取り組んでまいります。

漁業につきましては、本市は、志布志湾内外の沿岸漁業であります。近年の水産資源の減少や魚価の低迷に加え、最近の原油高騰により漁業経営は厳しい状況にあり、さらに、漁業就業者の高齢化や後継者の問題など多くの課題も抱えています。

年々漁獲量が減少する中で、漁礁設置や各種放流事業を行ってまいりましたが、今後も更に、放流事業を継続的に実施し、水産資源を確保するとともに、漁獲後、いかに付加価値を高め、販売していくかが、今後の振興策であると考えております。

昨年度、漁協女性部が利用しております加工施設の改修工事を行い、衛生環境の確保と安定的供給が促進されたところであり、本年度は、さらに、加工施設の冷蔵・空調・防虫施設等の整備に取り組み、更なる加工環境の整備と作業従事者の健康増進を図ってまいります。

また、高齢化する漁業者の労務の省力化を図るため、荷さばき施設へのフォークリフトの導入にも取り組んでまいります。

夏井漁港の整備につきましては、昨年度の漁村再生交付金事業により、中防波堤新設、航路しゅんせつを完了し、安全な航路の確保、漁港機能の充実、泊地の静穏度の向上が図られました。

本年度は、荒天時等の港内の状況、背後地の安全確保、整備完了後の現状を検討し、今後の計画策定に向けて取り組んでまいります。

商工業の振興につきましては、商工会や関係機関と連携しながら、地域の創意工夫に基づいた取組を促進し、空き店舗対策事業や県の中小企業の活性化事業を導入してまいります。

また、「商工観光戦略会議」での具体的な提言について、商工会や商店街等、関係機関の協力をいた

だきながら、既存商店街の活性化や商工振興の新たな方策を実践してまいります。

サポートしぶしアピアにつきましては、今後、まちづくり公社においてテナントの確保を図るとともに、商業施設としての魅力を更に高め、出店者が一丸となった経営改善、アピア独自の販売促進活動や地場産品の消費拡大の強化等をお願いしてまいります。

消費者行政につきましては、消費者の安心・安全な生活を守るため、新たに専門的知識を持った消費生活相談員を配置し、悪質商法や多重債務等の相談を受け付け、県消費生活センターや県弁護士会、県司法書士会等関係機関と連携し、早期解決を図ってまいります。

観光の振興につきましては、本市の様々な観光資源と農林水産業を活用したグリーンツーリズム等の「体験・交流型観光」について、観光資源の整備、新たな観光ルート作成、農家民泊等の受け入れ体制の整備等を検討し、魅力ある観光地づくりを推進してまいります。

具体的な取組として、観光ガイドボランティアの育成、観光ルート・歴史探訪まち歩きマップ、農業体験マップなどを作成し、旅館組合等の観光業に携わる方々へ情報発信してまいります。

また、スポーツ合宿への支援と誘致促進を目的とした（仮称）「スポーツ団体誘致歓迎推進連絡会」を民間主体により設置していただき、受け入れ体制の整備を官民一体となって図ってまいります。

定住交流の促進につきましても、新たに「定住交流促進協議会」を設立して自然豊かな志布志市に人が訪れ、交流し、定住するための検討とモデル事業を実践していく計画であります。

若者の定住化に向けた新たな取組としては、出会いの場をサポートすることを目的として、出会いサポート事業によりカップリングパーティーを実施してまいります。

イベントにつきましては、「志布志市観光入込み客数・年間100万人計画」を目標に、4月24日の「しぶしの日」から4月30日までを「お釈迦祭りウィーク」として、各種イベントを実施するとともに、「志布志みなとまつり」や「やっちく松山藩秋の陣まつり」「ふるさとまつり有明」「イルミネーション点灯事業」を開催し、地域住民相互の交流と観光客の集客効果のあるイベントを推進してまいります。

国民宿舎ボルベリアダグリ、蓬の郷、やっちくふるさと村につきましては、指定管理者による経費の削減等の営業努力と市民サービスの充実を期待しているところであります。

特産品の振興につきましては、今後も地場産品の販路拡大に努めるとともに、商工会のむらおこし総合活性化事業と連携した特産品開発を積極的に推進してまいります。

企業誘致につきましては、「地域経済の活性化」「就労の場の確保」という観点から、市の最重要課題として位置付けております。立地されている企業との懇話会や企業訪問により、情報交換を積極的に進めるとともに、豊富な農林水産物を活用した食品関連産業の進出についても、港を持つ優位性をアピールしたポートセールスに努めてまいります。

市長のトップセールスにつきましても、これまで以上に、機会あるごとに、積極的な企業訪問等を行ってまいります。

市が所有しております工業団地につきましても、企業立地促進の補助制度を活用し、地元へ貢献できる優良な企業が立地できるよう、今後、あらゆる機会を通じてアピールしていきたいと考えています。

なお、志布志港の新若浜地区につきましては、今後、県と一体となった企業誘致セミナーを開催して、

本地域経済発展の起爆剤となるような企業誘致へ向けて、全力を尽くしてまいります。

さらに、新しい発想と企画で「人・物・技術・情報」の交流による国際交流と新産業おこしをテーマに、SHIBUSHIプロジェクト推進会議により、可能性調査・研究を行ってまいります。

民間での国際交流として、「からいも交流」が実施されており、さらには、EUジャパンフェストと連携した国際青少年音楽祭が今年度も計画されております。これからも、国際交流の輪が更に広がるよう支援してまいります。

第4に、「心」かよい合い若さあふれる元気なまちについてでございます。

今後、少子高齢化が更に進展する中で、保健・医療・福祉に対する需要はますます増大していくことが予想されます。

高齢者の福祉につきましては、援護が必要な高齢者やひとり暮らしの生活を支援するとともに、社会参加や生きがいづくり・健康づくりに努めてまいります。

そのために、地域に密着した形で安心して生活できるよう「ふれあいサロン」の充実を図るとともに、高齢者労働能力活動事業によるシルバー人材センターへの支援を引き続き実施してまいります。

全国健康福祉祭「ねんりんピック」につきましては、いよいよ本年度に「第21回全国健康福祉祭かごしま大会」が開催され、本市におきましては、10月に、「ねんりんピックマラソン大会」と「しぶしポートマラソン」の同時開催を計画しております。

全国から約400名の選手が参加予定であり、開催地として、関係機関・団体との協力のもと、市民全員で温かくお迎えし、大会を成功させていきたいと考えています。

子育て支援策につきましては、少子化が進行する中、働きながら子供を産み、育てる環境づくりが大きな課題とされており、仕事と家庭の両立のための事業の推進を図っていきます。

具体的には、6歳未満までの乳幼児医療費助成や地域子育て支援センター・ファミリーサポートセンター事業の充実を図るとともに、母子家庭への自立促進支援策として新たに「自立支援教育訓練給付金事業」「高等技能訓練促進費事業」を実施してまいります。

また、乳幼児や児童虐待の早期発見、通報の機能を強化し、子供たちが健やかに育つ環境を整備するため、関係機関・団体の協力を得ながら「要保護児童対策地域協議会」を開催してまいります。

保育行政につきましては、市民ニーズに対応した保育サービスの充実を図るとともに、保育所の民間移管については、保護者や地域・議会の皆様の理解を求めながら、引き続き移管を推進してまいります。

障害者福祉につきましては、「障害者自立支援法」が本格的に施行され、本市でも「志布志市障害者計画及び障害福祉計画」に沿った事業を展開し、引き続き、地域生活支援事業に積極的に取り組み、障害者の自立・社会参加の促進を図ってまいります。

その中で、障害者の「相談支援事業」については、障害者相談支援センターの相談件数も増加しており、各種の相談に応じて、支援を強化するとともに、移動支援事業等の各種事業の充実に努めてまいります、

保健事業につきましては、「地域で支えあい・健康で生き生きと暮らせる住みやすいまちづくり」を基本理念に、地域における保健・予防・介護支援の体制整備に努めてまいります。

保健対策として、「子供にやさしいまちづくり事業」や乳児がいるすべての家庭を訪問する「こんにちは！あかちゃん事業」を継続して実施してまいります。

これまで実施していた老人保健事業につきましては、基本健康診査が基本的に医療保険者へ移行されますが、健康教育・健康相談などは健康増進法に基づく健康増進事業として継続して実施してまいります。

母子保健事業につきましては、乳幼児の健康の維持増進を図るため、1歳6ヶ月、3歳児健診や各種相談等を行います。

また、少子化対策として妊娠・出産にかかる経済的不安を軽減するため、平成19年度に拡充しました妊婦健康診査の公費負担の回数を5回から7回に増やして、制度を充実していくとともに、不妊治療につきましては、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、新たな助成事業に取り組むこととしており、少子化対策の更なる充実に努めてまいります。

予防接種事業につきましては、伝染の恐れのある疾病の発生、まんえんを予防するため、予防接種法に基づき市民の利便性を考慮しながら、接種率の向上が図られるよう他の事業との組合せを検討し、個人の免疫力増加と地域での感染防止に努めてまいります。

休日の医療充実につきましては、在宅当番医制により市内の各医療機関に委託し、時間外医療の確保を図っていくとともに、救急医療に関する事業では、休日及び夜間における急病患者や、入院医療を必要とする重症救急患者に対する医療を確保するために、曾於郡医師会や都城市と連携して、地域での救急医療体制の円滑化を促進してまいります。

介護保険事業につきましては、介護認定者はもちろんのこと、高齢者が要支援状態や要介護状態にならないために、一般高齢者、特定高齢者に対して、高齢者福祉事業、地域支援事業を実施し、地域包括支援センターを拠点とした介護予防施策や健康づくり事業を進めてまいります。

また、健康の維持増進に向けた高齢者医療・介護予防対策の運動教室である「ピンピン元気塾」を全市に広げていき、生きがいを持ち活躍できる生涯現役運動を展開してまいります。

これらの取組を通して、今後は、保健・福祉が一体となり、地域ケア体制の確立や子育てをサポートする運動を地域ぐるみで展開して「高齢者が元気なまち」と「子育て日本一のまち」を目指してまいります。

第5に、伝統・文化を守り育み、次代へつなげる人づくりのまちについてでございます。

本市の教育行政につきましては、引き続き「あしたをひらく心豊かな人づくりと文化のまちづくり」を基本目標に、郷土の持つすばらしい伝統や人情味あふれる教育的風土を生かし、心の豊かさと学ぶ意欲にあふれる市民づくりを目指すとともに、生涯学習の活力ある教育・文化の振興を図ってまいります。

また、教育行政全般において、本市3つの地域のよさを取り込んだ「きりり輝く三つのおしえ～煮しめ・つけあげ・にぎりめし～」の理念を生かした教育を推進してまいります。

まず、学校教育につきましては、本市の自然や伝統・文化・人材等の豊かな教育資源や教育力を活用して、幼児・児童・生徒が志を高く確かな学力を身に付けるとともに、郷土を愛しその発展に尽くそうとする意欲や態度を育てる教育の推進に努めてまいります。そのために、まず、学力の実態を的確に把

握し、基礎的・基本的な内容の定着を図り、個性を生かす教育や少人数指導の充実等、「生きる力」の定着・向上を目標として、各種研修会や学力向上対策会議等で具体的な取組を推進してまいります。

また、調和のとれた児童・生徒の育成を目指して、学校保健・体育・安全及び食育・給食指導の充実に努めるとともに、豊かな体験を通じた道徳教育や心に届く生徒指導を推進してまいります。さらに、授業を通じた指導方法の改善や教職員研修を充実させ、教職員の資質の向上を図るとともに、新学習指導要領の改訂に向けた研究に取り組んでまいります。

そして、郷土に根ざした活動を積極的に取り入れ、特色ある教育活動を推進するとともに、外部評価制度等を活用した開かれた学校づくりに努め、保護者や地域の意見を生かした学校経営を進めてまいります。

国際化・情報化社会に対応するための国際理解教育や情報教育につきましては、外国語指導助手や地域人材の有効活用による英語学習、情報通信技術教育等の推進に努めてまいります。

小・中学校の在り方につきましては、小・中学校長代表、PTA代表、地域代表、学識経験者など、25名で構成される「志布志市立学校の規模・配置の在り方検討委員会」の中で、学校の適正規模の在り方や教育効果、将来を見据えた学校区の見直しなどを含め、幅広い観点で協議・検討をいただくこととしております。

学校施設につきましては、耐震化優先度調査の報告に基づき、昨年度、志布志中学校3階校舎の耐震診断が終了しましたので、本年度は、耐震補強の実施設計を行ってまいります。

さらに、本年度からは、松山中学校校舎の耐震調査を実施し、今後の整備計画へと反映させてまいります。

また、市内の小・中学校と体育施設に自動対外式除細動器（AED）を設置し、緊急の心肺停止時等の救命措置に対応いたします。

将来の志布志市を担う青少年の育成については、異言語や異文化を体験する中から、国際感覚を養うことを目的に、国内・国外への研修派遣事業を実施し、リーダーとして活躍していく心豊かな青少年の人材の育成を図ってまいります。

地域塾事業では、子供たちの様々な創作活動や伝統行事による異世代間での交流を通じて、地域全体で青少年を育ててまいります。

おにぎり大作戦につきましては、現在、おにぎりを食べるだけでなく、食育基本法に基づいた食育の推進に取り組んでおり、今後とも、イベントでのおにぎりづくりコーナーの設置や、保護者への講演会やパンフレットによる「食」や「基本的な生活習慣」についての啓発活動を推進してまいります。

また、公民館や市地域女性連絡協議会や市青年団、市子ども会育成連絡協議会、市PTA連絡協議会等の社会教育団体につきましては、それぞれの組織が更に自立し、活動が活性化するように支援してまいります。

「人が輝けばまちが輝く」を合い言葉に、生涯学習のまちづくりを目指す「本市の生涯学習」につきましては、官民一体となった生涯学習センターを中心に、市民のニーズに根ざした生涯学習講座の開設と生涯学習フェスティバルの充実を図りながら、学んだことをまちづくりに還元する生涯学習社会の形

成に努めております。

「創年と子どものまち宣言事業」の一環として開校する志布志創年市民大学は、5年目を迎え、「共生・協働・自立の生涯学習のまちづくり」をテーマに、NPO等への活動を視野に入れ、創年と子供のまちづくりを更に推進してまいります。

また、知恵袋伝承事業では、生涯学習人材バンクに登録した人材（創年）を地域の宝として、その特技をまちづくりに生かす活躍の場を広く提供してまいります。

生涯スポーツにつきましては、市民の体力の向上、健康の保持増進を図るため、各地域に整備されている運動施設の活用を進め、誰もが主体的、継続的にスポーツ・レクリエーションに親しむことを目指して、県が提唱している「健やかスポーツ100日運動」を、本市においても推進してまいります。

そのために、まず、各種スポーツ教室を開催するほか、体育指導委員によるニュースポーツの普及・啓発・指導を行ってまいります。

なお、スポーツイベントとして定着している「しぶしポートマラソン大会」や「志布志ジョガー駅伝大会」は、走ることの楽しさや喜びを味わい、子供から高齢者まで、幅広い年齢層に参加していただいております。

今後は、全国規模のグラウンドゴルフ大会を見据えた大会の誘致も考えており、運動施設の維持管理を適切に行い、生涯スポーツの振興を推進するため、施設の整備充実を図ってまいります。

文化振興につきましては、文化会館が築30年を過ぎており、バリアフリーの導入など全館的な施設の見直しが求められており、現在、リニューアル計画に基づき、耐震補強計画並びに実施設計の業務委託等を行っております。

また、市内外から高い評価を受けております自主文化事業につきましては、アンケート等の住民ニーズに基づいて、ミュージックコンサート・ミュージカル・文化講演会など充実を図ってまいります。

文化財の保護活用では、「歴史の街づくり事業」につきましては、本事業が、文化財保護のほか、観光、都市計画、まちづくりなど行政各分野に広範にわたる事業であることから、庁内プロジェクトチームを組織するとともに、市民の皆様の意見を聞きながら、事業の推進を図ってまいります。

「志布志城史跡公園保存整備事業」は、今年度はこれまでの調査結果に基づき、案内板の設置等も行うことにしております。

さらに、昨年、国の指定名勝となりました「志布志麓庭園」につきましては、年間を通じていつでも美しい環境整備が保たれているように維持管理を行ってまいります。

市立図書館は、松山分館と有明分館の電算システム化に伴い、図書館全体がオンラインで結ばれ、市内全域で図書館の利用案内や蔵書の検索等も可能となりました。今後さらに、市民の皆様の読書活動の推進を図り、生涯学習や学力向上を支援する拠点施設としての役割を果たしてまいります。

学校給食につきましては、将来を担う児童・生徒に、志布志市の特産品を学校給食に提供し、家庭や地域の食改善に寄与するため地産地消の推進を図っており、また、市内の特産品の牛肉、黒豚、はも、うなぎ、メロン、米の6品目を提供する志布志市キラリ輝く給食についても引き続き実施いたします。

新学校給食センター建設につきましては、20年度までを継続費として認めていただいておりますが、

計画的な建築本体工事、附帯工事の進捗よく及びちゅう房備品等の整備を図り、本年9月の開設を目指してまいります。

第6に、市民が輝く共生・協働のまちについてであります。

私は、かねてから、本市の目指すまちづくりは、市民・行政・民間やNPOなどが連携して、お互いに支えあう共生・協働・自立の社会づくりが基本であると述べてまいりました。

適切な役割分担のもと、協働していくことが21世紀の新しい仕組みづくりでもあり、自らが地域のことを考え、自ら計画・実践することが、市民が輝き地域が輝いていくことにつながります。

現在の具体的な取組としましては、共生・協働モデル事業の成果により、「ごみゼロのまちづくり事業」や「安心・安全なまちづくり事業」「出会いサポート事業」が実践されているところであり、志布志市共生協働推進委員会では、今後、更に市民への啓発を図りながら、新たな協働モデル事業を全庁的に展開していく計画であります。

地域での取組としましては、校区単位では、「ふるさとづくり委員会事業」を大いに実践していただき、グループや団体では、「共生・協働・自立推進事業」（旧むら再生促進事業）の活用により、更なる共生・協働・自立の社会づくりを推進していただきたいと考えています。

ふれあい移動市長室については、市内各地域を校区単位で巡回して開催しておりますが、今後もさらに、市民の皆様と膝をつきあわせる中で、地域の課題や問題点、自治会の運営、行政に対する率直な御意見・提言などをいただきたいと考えております。

男女共同参画の推進につきましては、昨年度、「志布志市男女共同参画基本計画」を策定しました。これは、「男女がともに認め合い、いきいきと輝くまちをつくろう」を基本理念としており、今年度は、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、全市民の皆様を対象とした講演会の開催などに取り組んでまいります。

また、女性専門相談員による相談室やフリーダイヤルによる電話での相談も引き続き実施しながら、女性の抱える悩みや問題について解決の支援をしてまいります。

まちづくりの基本理念であります「志のあふれるまちづくり」の推進につきましては、具体的な事業としまして、4月24日のしぶしの日、記念講演を行うとともに、「志」のシンボルマークを活用した「志ブランド」の商標化についても検討してまいります。

また、ふるさとの歴史や文化を知る探検ツアーを開催するとともに、市外の方にも志布志市を応援していただく「志民登録事業」にも取り組んでいき、将来は、ふるさと納税にも結び付けていければと考えております。

最後に、市民とともに歩む、「ムダ」のない経営についてであります。

行財政改革につきましては、「志布志市集中改革プラン」に沿って、平成23年4月を最終目標とする「志布志市組織機構再編計画」を昨年11月に策定したところであり、この計画に基づき、市民サービスを維持しながら、よりフラットで迅速な対応ができるよう、平成20年度から部制を廃止し、課制へ移行するものであります。

本年度の取組につきましては、最終目標に向けて引き続き、課・係の統廃合、本庁・支所機能の見直

し等について、「行財政改革推進委員会」の意見を聞きながら、議会の皆様にもお示ししていきたいと考えております。

また、課制への移行に伴い係等の配置や事務分掌についても、見直しを実施するものであり、本年度、課の統合等に対応するため、行政改革推進室、環境対策室、畑かん推進室、都市政策推進室、文化財管理室を設置するものであり、さらに、企業立地推進係、ねんりんピック推進係、地域支援係等を設置するなど、新たな行政課題等に対応するための組織体制の強化を図ってまいります。

現在、集中改革プランに基づき、「定員適正化計画」「中期財政計画」「指定管理者導入計画」等を策定するなど、行財政基盤の確立に努めているところでありますが、今後は、多様化する行政需要に的確に対応するため、PDCAサイクル（計画・実行・点検・改善）により、事務事業の実施状況を検証し、改革改善につなげるため、事務事業の行政評価制度を導入し、行財政改革に努めてまいります。

職員の待遇等につきましても、市民の皆さんの立場に立った懇切丁寧な対応とあいさつの励行を推進してまいります。

以上、各分野における方策について申し上げたところでございます。限られた財源の中ではありますが、創意と工夫、そしてスピードと熱意により、最大の効果となりますように、私を先頭に、職員一丸となって、全力を尽くしてまいります。

○議長（谷口松生君） ここで50分まで、10分間休憩いたします。

午後 2 時40分 休憩

午後 2 時50分 再開

○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

引き続き、平成20年度当初予算の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 平成20年度当初予算の説明を申し上げます。

1、一般会計予算。

平成20年度志布志市一般会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ198億7,800万円となり、国営かんがい排水事業の償還負担金等により、前年度当初予算と比較しますと19億4,600万円、10.9%の増となっております。

債務負担行為につきましては、新地方公会計制度により作成が義務付けられた財務諸表等の作成業務委託を平成21年度までの期間を定め、732万5,000円を限度額として設定しております。

また、事務事業の行政評価システム導入支援業務委託を平成21年度までの期間を定め、998万6,000円を限度額として設定しております。

地方債につきましては、事業の資金調達を図るため、地方自治法第230条第1項の規定に基づき、起債の目的、限度額、方法を定め、地方債の総額を29億2,380万円計上しております。

次に、歳入歳出予算の主なものを申し上げます。

歳入の自主財源は、67億155万円、構成比33.7%、依存財源は、131億7,645万円、構成比66.3%とな

っており、地方財政計画により地方交付税は増額となりましたが、臨時財政対策債や市税が減額となり、財源の一部を特定目的基金や財政調整基金で補う厳しい状況となっております。

自主財源の柱となる市税は、6,912万6,000円、2.1%の減の32億3,543万5,000円計上しております。

主な内訳としまして、市民税は市民所得の伸び悩みにより9,600万円減額の11億8,005万円、固定資産税は、新築家屋の増加等により3,087万4,000円増額の16億5,028万5,000円、市たばこ税は、たばこ消費の伸び悩みにより1,000万円減額の3億1,500万円計上しております。

地方譲与税は、地方財政計画により300万円、1.0%減の3億700万円計上しております。

前年度の交付見込みを勘案し、地方消費税交付金は、700万円、2.3%減の3億300万円、自動車取得税交付金は、900万円、10.5%減の7,700万円、それぞれ計上しております。

地方特例交付金は、住宅借入金等特別税額控除による個人住民税の減収補てん分を勘案し、380万円、12.7%増の3,380万円計上しております。

地方交付税は、地方再生対策費の新設等により、4,200万円、0.6%増の67億6,000万円計上しております。

交通安全対策特別交付金は、前年度の交付見込みを勘案し、90万6,000円減額の750万円計上しております。

分担金及び負担金は、保育料、老人福祉施設入所者負担金等、総額で2億577万7,000円計上しております。

使用料及び手数料は、道路占用料、住宅使用料等、総額で1億5,066万4,000円計上しております。

国庫支出金は、保育所運営費、生活保護支援給付事業、臨時交付金事業、安全・安心な学校づくり交付金事業等、総額で16億2,084万円計上しております。

県支出金は、後期高齢者医療助成事業、市町村合併特例交付金交付事業、活動火山周辺地域防災営農対策事業、県民税徴収取扱事務委託金等、総額で11億2,771万円計上しております。

財産収入は、定住促進団地売払収入等、総額で3,828万円、繰入金は、財政調整基金繰入金7億4,785万3,000円、土地改良事業積立基金繰入金13億2,775万7,000円等、総額で24億7,710万4,000円計上しております。

繰越金は、決算見込みにより、3億円計上しております。

諸収入は、農業振興資金貸付金元金収入、地域総合整備資金貸付金元金収入、県地域振興公社営事業参加者負担金等、総額で2億9,428万8,000円計上しております。

市債は、合併特例債、過疎債、臨時財政対策債等、総額で29億2,380万円を計上しております。

次に、歳出予算について、性質別に御説明申し上げます。

まず、義務的経費は、1億9,972万5,000円、2.2%増の92億8,026万8,000円計上、歳出に占める割合は、46.7%となっております。

人件費は、臨時職員の嘱託制度に伴う、組替えに伴い、2億2,172万2,000円、6.2%増の37億7,031万9,000円を計上しておりますが、臨時職員分を差し引きますと実質9,200万円、2.6%の減となっております。

なお、一般職については、退職手当負担金の負担率引上げ及び18年度の早期退職特例制度適用に伴う早期退職特別負担金を除いた通常ベースでは、職員適正化計画に基づく退職者一部不補充等により、実質1億300万円、3.2%の減となっております。

公債費は、公的資金の繰上償還を7,387万4,000円することに伴い、4,258万7,000円、1.6%増の26億9,519万5,000円計上しております。

扶助費は、生活保護扶助費の減額等により6,458万4,000円、2.2%減の28億1,475万4,000円計上しております。

投資的経費は、国営かんがい排水事業償還負担金、給食センター建設事業の増額等により18億6,369万2,000円、56.8%増の51億4,554万2,000円計上しております。

物件費は、臨時職員の嘱託制度に伴う組替え等により、3億8,908万4,000円、16.8%減の19億2,086万4,000円計上しております。

補助費等は、新規として後期高齢者医療広域連合負担金及びねんりんピック鹿児島大会の開催経費、また、大隅曾於地区消防組合負担金及び曾於南部厚生事務組合負担金の増額等により、4億4,681万5,000円、28.8%増の19億9,622万3,000円計上しております。

積立金・投資及び出資金では、水道インフラ整備に係る水道事業会計への出資等で5,436万1,000円、48.2%増の1億6,703万4,000円計上しております。

繰出金は、老人保健特別会計及び国民宿舎特別会計への繰出金、奨学金基金への繰出金の減額等に伴い、2億831万円、14.7%減の12億609万5,000円計上しております。

次に、歳出予算について、目的別に御説明申し上げます。

議会費は、議員報酬及び事務調査等に要する経費として、2億5,074万3,000円計上しております。

総務費は、総額で22億1,210万8,000円計上しております。

主なものとしまして、市政全般の管理的な事務に要する経費や自治会振興に係る経費等、総務管理費に15億4,654万1,000円計上しております。

その外、税の賦課徴収に要する経費等、徴税費に4億2,973万5,000円、戸籍住民基本台帳費に1億5,411万3,000円、県知事選挙、農業委員会委員選挙等、選挙費に4,596万円、それぞれ計上しております。

民生費は、総額で52億5,258万2,000円計上しております。

主なものとしまして、国民健康保険特別会計等への繰出金、重度心身障害者医療費助成事業、自立支援給付費支給事業、後期高齢者医療広域連合負担金等、社会福祉費に27億8,735万円、乳幼児医療費助成事業、児童手当給付事業、保育所運営事業等、児童福祉費に16億8,611万円、生活保護費に7億7,775万3,000円、それぞれ計上しております。

衛生費は、総額で12億3,140万2,000円計上しております。

主なものとしまして、曾於南部厚生事務組合負担金、水道事業会計出資金、健康診査事業等、保健衛生費に7億9,947万4,000円、塵芥収集等業務委託、公共用水域保全事業等、清掃費に4億3,192万8,000円、それぞれ計上しております。

農林水産業費は、総額で36億5,691万3,000円計上しております。

主なものとしまして、活動火山周辺地域防災営農対策事業、畜産基盤再編総合整備事業、国営かんがい排水事業の償還負担金等、農業費に35億1,859万8,000円、市有林整備事業、森林整備地域活動支援事業等、林業費に1億1,480万8,000円、種子島周辺漁業対策事業等、水産業費に2,350万7,000円、それぞれ計上しております。

商工費の主なものとしまして、企業立地促進事業、さんふらわあ志布志航路利用促進協議会事業、イベント関連補助金等、総額で2億3,649万8,000円計上しております。

土木費は、総額で15億9,740万8,000円計上しております。

主なものとしまして、中山豊留線・吉村山ノ口1号線・六月坂安良線等の改良事業等、道路橋梁費に10億1,815万9,000円、急傾斜地崩壊対策事業等、河川費に1,912万7,000円、港湾改修事業負担金等、港湾費に2億3,966万4,000円、特殊地下壕対策事業等、都市計画費に5,840万5,000円、公営住宅ストック活用事業等、住宅費に1億1,240万円、それぞれ計上しております。

消防費は、大隅曾於地区消防組合負担金として常備消防費に3億7,031万8,000円、消防団員の報酬等、非常備消防費に1億1,078万5,000円、防火水槽設置及び消防車両整備等、消防施設費に5,915万7,000円、総額で5億4,026万円計上しております。

教育費は、総額で21億5,398万7,000円計上しております。

主なものとしまして、委員等報酬、自動体外式除細動器導入事業等、教育総務費に2億7,936万2,000円、小学校施設の改修事業、就学援助費支給事業等、小学校費に3億517万1,000円、中学校建物耐震診断等委託事業、中学校施設の改修事業、就学援助費支給事業等、中学校費に1億9,270万4,000円、生涯学習推進委員会活動事業、自主文化事業等、社会教育費に4億7,045万円、学校給食センター建設事業等、保健体育費に8億8,218万4,000円、それぞれ計上しております。

この外、災害復旧費に3,090万4,000円、公債費に26億9,519万5,000円、予備費に2,000万円計上しております。

次に、特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

2、国民健康保険特別会計予算。

まず、国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

平成20年度国民健康保険特別会計予算（案）の総額は、国民健康保険新規加入者分及び後期高齢者医療制度の創設に伴う被保険者数の減等を考慮し、歳入歳出それぞれ46億4,845万4,000円となり、前年度当初予算と比較しますと2,763万9,000円、0.6%の減となっております。

歳入の主なものとしましては、国民健康保険税を医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分で、8億11万円を計上しております。

国庫支出金11億537万7,000円、療養給付費等交付金1億9,310万9,000円、後期高齢者交付金11億3,711万6,000円、県支出金1億9,137万8,000円、共同事業交付金6億5,500万円をそれぞれ計上しております。

一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金として2億348万7,000円、事務費等繰入金2,000万円、出産育児一時金等繰入金1,633万3,000円、財政安定化支援事業繰入金8,200万円、その他繰入金1億3,000万

円を計上しております。

その外、繰越金を1億880万円計上しております。

次に、歳出の主なものとしましては、保険給付費につきましては、社会保険離脱に伴う国民健康保険加入、前期高齢者として引き続き国民健康保険対象者となる分の増加に伴う医療費を見込み、30億7,001万5,000円計上しております。

内訳といたしまして、一般被保険者療養給付費25億529万9,000円、退職被保険者等療養給付費1億7,327万8,000円、一般被保険者高額療養費3億329万9,000円、出産育児一時金2,450万円、葬祭費210万円等となっております。

後期高齢者医療制度の創設に伴う後期高齢者支援金等として4億7,263万2,000円、老人保健拠出金1億1,647万6,000円、介護納付金2億1,607万1,000円、総務費4,671万8,000円、共同事業拠出金6億5,500万円、保健事業費5,273万1,000円、予備費1,004万3,000円をそれぞれ計上しております。

3、老人保健特別会計予算。

続きまして、老人保健特別会計予算について御説明申し上げます。

老人保健特別会計は、平成20年4月から、75歳以上の高齢者を対象とした「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正されることに伴い、平成20年3月診療分、1か月分のみの計上となっております。

このようなことを踏まえて平成20年度老人保健特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ5億31万4,000円となり、前年度当初予算と比較しますと、40億9,739万2,000円、89.1%の減となっております。

歳入の主なものとしましては、社会保険診療報酬支払基金からの医療費交付金2億4,750万1,000円、審査支払手数料交付金191万6,000円、国庫支出金1億6,500万1,000円、県支出金4,125万1,000円、一般会計繰入金4,264万2,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものとしましては、一般管理費137万5,000円、医療給付費4億8,000万円、医療費支給費1,500万円、審査支払手数料193万2,000円、一般会計繰出金100万円を計上しております。

4、後期高齢者医療特別会計予算。

続きまして、後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

後期高齢者医療特別会計は、平成20年4月から、75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が創設されることに伴い新設されるものでございます。

平成20年度後期高齢者医療特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ3億8,321万円となっております。

歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料2億3,530万8,000円、一般会計繰入金1億4,192万円、諸収入598万1,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものとしましては、総務費235万4,000円、広域連合納付金3億7,152万8,000円、保健事業費931万5,000円を計上しております。

5、介護保険特別会計予算。

続きまして、介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

平成20年度志布志市介護保険特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ30億1,846万6,000円、前年度と比較しまして、3,686万7,000円、1.2%の増となっております。

歳入の主なものとしましては、保険料は、第1号被保険者に関します保険料を4億6,000万1,000円計上しております。

国庫支出金につきましては、保険給付に対します国の負担金と調整交付金、地域支援事業の負担分を8億1,187万4,000円計上しております。

支払基金交付金でございますが、保険給付及び地域支援事業に対します第2号被保険者の負担分を9億1,667万4,000円計上しております。

県支出金につきましては、保険給付及び地域支援事業に対します県の負担分を4億4,631万1,000円計上しております。

繰入金でございますが、保険給付及び地域支援事業に対します市の負担分と事務費の繰入れでございます。3億8,251万8,000円計上しております。

次に、歳出の主なものとしましては、総務費につきましては、介護保険事務及び保険料の徴収に関します事務費を318万円計上しております。

保険給付費でございますが、要介護1から5の認定を受けている方の給付費である「介護サービス等諸費」、要支援1、2の認定者に対する給付費の「介護予防サービス等諸費」、審査支払手数料の「その他の諸費」、自己負担額が所得状況により定められた一定額を超えた場合に支給する「高額介護サービス等費」、介護保険施設等における居住費や食費の自己負担につきましては、所得に応じて上限が設けられていまして、これを超える部分を給付する「特定入所者サービス等費」を合わせまして、29億1,863万9,000円計上しております。

財政安定化基金拠出金につきましては、基金への拠出金と平成14年度に借り入れた分の償還金700万円計上しております。

地域支援事業費でございますが、介護予防事業費につきましては、一般高齢者、特定高齢者施策に対します事業費でございます。包括的支援事業・任意事業費につきましては、特定高齢者の介護予防プラン作成に関します介護予防ケアマネジメント事業費や総合相談事業、権利擁護事業、見守りの必要な方の配食事業、緊急通報装置の整備など、8,763万4,000円計上しております。

6、下水道管理特別会計予算。

続きまして、下水道管理特別会計予算について御説明申し上げます。

平成20年度下水道管理特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ3億1,389万2,000円となり、前年度当初予算と比較しますと、209万円、0.7%の減となっております。

地方債につきましては、資本費平準化債を地方自治法第230条第1項の規定に基づき、起債の目的、限度額、方法等を定め、1億1,980万円計上しております。

歳入の主なものとしましては、下水道使用料を5,245万円、一般会計からの繰入金1億3,954万8,000円、農林水産業債の資本費平準化債を1億1,980万円計上しております。

次に、歳出の主なものとしましては、総務管理費は、職員2名分の人件費、市内4地区の浄化センターの維持管理に要する経費など6,907万9,000円を計上しております。

その外、地方債の元利償還金2億4,381万3,000円、予備費を100万円計上しております。

7、公共下水道事業特別会計予算。

続きまして、公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成20年度公共下水道事業特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ450万円となり、前年度当初予算と比較しますと、4,000円、0.1%の減となっております。

歳入の主なものとしましては、一般会計繰入金を449万8,000円計上しております。

歳出の主なものとしましては、地方債の償還金を443万4,000円計上しております。

8、国民宿舎特別会計予算。

続きまして、国民宿舎特別会計予算について御説明申し上げます。

国民宿舎ボルベリアダグリにつきましては、本年4月1日から、株式会社休暇村サービスを指定管理者として指定して、休暇村グループのチェーンメリットを活用していただき、良好な運営となることを期待しております。

平成20年度志布志市国民宿舎特別会計の予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ1億692万4,000円、前年度と比較して、3億6,432万円、77.3%の減となっております。

歳入の主なものとしましては、指定管理者からの納入金として、公営企業収入を6,500万円、一般会計繰入金を4,162万2,000円、それぞれ計上しております。

歳出の主なものとしまして、国民宿舎の維持管理に関する経費として、管理費368万9,000円、地方債の元利償還金として公債費を1億273万5,000円、それぞれ計上しております。

9、水道事業会計予算。

続きまして、水道事業会計予算について御説明申し上げます。

水道事業会計につきましては、水道使用料をもって充てる収益的収入として、水道事業収益3億3,173万9,000円、簡易水道事業収益2億7,201万9,000円、総額6億375万8,000円計上し、水道料金を得るための費用である収益的支出として、水道事業費用2億7,078万9,000円、簡易水道事業費用2億9,707万4,000円、総額5億6,786万3,000円計上しております。

資本的収入の主なものとしましては、企業債収入、工事負担金、出資金等であり、総額5億4,602万8,000円計上し、支出につきましては、上水道施設整備改良工事の森山地区や簡易水道基幹改良工事、又、国・県道を含む道路改良工事等による布設替えに係る費用として、7億8,174万5,000円計上しております。

なお、資本的収入額が支出額に対して不足する額2億3,571万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億582万1,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,989万6,000円で補てんするものです。

以上、平成20年度の施政方針及び当初予算（案）について述べてまいりましたが、市民の皆様方並びに議員各位の御理解と御協力、又、更なる御支援と御指導をよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君）　　ここでお諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君）　　異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時30分から引き続き本会議を開きます。

本日はこれで延会します。

御苦勞様でございました。

午後 3 時25分　延会

平成20年第1回志布志市議会定例会（第2号）

期 日：平成20年3月5日（水曜日）午前10時30分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第7号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第8号 志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第9号 志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第10号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第40号 志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第11号 志布志市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第12号 志布志市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第13号 志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第14号 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第15号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第16号 志布志市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第17号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第18号 志布志市肥育経営安定対策貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第19号 志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第20号 志布志市志布志農村研修センター条例の制定について
- 日程第17 議案第21号 志布志市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第22号 志布志市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第23号 志布志市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第24号 志布志市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第21 議案第25号 上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

- 日程第22 議案第26号 八野辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第23 議案第27号 市道路線の変更について
- 日程第24 議案第28号 市道路線の認定について
- 日程第25 議案第29号 新たに生じた土地の確認について
- 日程第26 議案第30号 字の区域変更について
- 日程第27 議案第31号 平成20年度志布志市一般会計予算
- 日程第28 議案第32号 平成20年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第29 議案第33号 平成20年度志布志市老人保健特別会計予算
- 日程第30 議案第34号 平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第31 議案第35号 平成20年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第32 議案第36号 平成20年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 日程第33 議案第37号 平成20年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第34 議案第38号 平成20年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第35 議案第39号 平成20年度志布志市水道事業会計予算
- 日程第36 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員氏名 (33名)

1 番	下 平 晴 行	2 番	西江園 明
3 番	丸 山 一	4 番	八久保 壹
5 番	玉 垣 大二郎	6 番	坂 元 修一郎
7 番	鶴 迫 京 子	8 番	藤 後 昇 一
9 番	迫 田 正 弘	10 番	毛 野 了
11 番	立 平 利 男	12 番	本 田 孝 志
13 番	立 山 静 幸	14 番	小 野 広 嗣
15 番	長 岡 耕 二	16 番	金 子 光 博
17 番	林 勇 作	18 番	木 藤 茂 弘
19 番	岩 根 賢 二	20 番	吉 国 敏 郎
21 番	上 野 直 広	22 番	宮 城 義 治
23 番	東 宏 二	24 番	宮 田 慶一郎
25 番	小 園 義 行	26 番	上 村 環
27 番	鬼 塚 弘 文	28 番	重 永 重 久
29 番	丸 崎 幹 男	30 番	福 重 彰 史
31 番	野 村 公 一	32 番	谷 口 松 生
33 番	若 松 良 雄		

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長	本 田 修 一	副 市 長	瀬戸口 司
教 育 長	坪 田 勝 秀	総 務 部 長	井 手 南海男
企 画 部 長	持 富 秀 明	市 民 部 長	嶋 戸 貞 治
福 祉 部 長	蔵 園 修 文	産 業 振 興 部 長	永 田 史 生
建 設 部 長	宮 苑 和 郎	松 山 支 所 長	白 坂 照 雄
志 布 志 支 所 長	山 裾 信 博	教 育 次 長	上 村 和 憲
総 務 課 長	中 崎 秀 博	情 報 管 理 課 長	徳 満 裕 幸
企 画 政 策 課 長	萩 本 昌 一 郎	財 務 課 長	溝 口 猛
港 湾 商 工 課 長	外 山 文 弘	市 民 課 長	竹 之 内 宏 史
福 祉 課 長	津 曲 兼 隆	保 健 課 長	今 井 善 文
農 政 課 長	仮 屋 正 文	畜 産 課 長	中 崎 章 文
耕 地 課 長	上 原 登	管 理 課 長	牛 込 繁
水 道 局 長	徳 田 俊 美	会 計 管 理 者	楠 川 昭 博
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 園 朗	生 涯 学 習 課 長	小 辻 一 海
文 化 振 興 課 長	米 元 四 郎		

議会議務局職員出席者

事 務 局 長	徳 重 昭 一	事 務 局 次 長	前 田 泰 郎
次 長 補 佐 兼 議 事 係 長	門 岡 秀 明	調 査 管 理 係 長	徳 田 弘 美

午前10時30分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、重永重久君と丸崎幹男君を指名いたします。

○

日程第2 議案第7号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（谷口松生君） 日程第2、議案第7号、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 皆様、こんにちは。

提案理由の説明を申し上げます。

議案第7号、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児短時間勤務制度及びそれに伴う短時間勤務制度の創設の措置が講じられたため、育児短時間勤務職員等の1週間の勤務時間、週休日及び勤務時間の割り振り等を定める必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務部長（井手南海男君） 議案第7号、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明を申し上げます。

説明資料の新旧対照表で説明を申し上げます。

1ページ目をお開きいただきたいと思います。

なお、改正後の条項で説明いたします。

第1条につきましては、字句の整理でございます。

第2条については、第2項で育児短時間勤務の承認を受けた職員の1週間の勤務時間の定め方を、第3項で再任用短時間勤務職員における地方公務員法の根拠規定の整理を、第4項では任期付短時間勤務職員についての1週間の勤務時間の範囲等について規定したところでございます。

2ページ目をお開きください。

第3条では、育児短時間勤務職員の週休日を平日に設けることができるとしたこと、また、再任用短時間勤務職員や任期付短時間勤務職員の週休日についても、同様の措置ができるようにしたものでございます。

第4条では、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員についても、週休日を4週間ごとに8

日以上の週休日を設けるものとしたものでございます。

3 ページ目をお開きください。

第8条では、公務の運営に著しい支障が生じる場合に、育児短時間勤務職員等は正規の勤務時間とは関係なく、断続的な勤務や勤務時間以外の時間帯による勤務ができるようにするものであります。

第9条では、早出遅出勤務の対象範囲を拡大しまして、学童保育に託児している小学生の子の帰宅時の迎えのためにも利用できるように、国に準じた措置を講ずるため改正を行うものでございます。

4 ページ目をお開きください。

第14条でございますが、年次有給休暇について規定してありますが、再任用短時間勤務職員に育児短時間勤務職員と任期付短時間勤務職員を追加して規定するものでございます。

第21条では、非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規定ですが、再任用短時間勤務職員の加え、任期付短時間勤務職員についても本条の適用外とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第3 議案第8号 志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第3、議案第8号、志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第8号、志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児短時間勤務制度及びそれに伴う短時間勤務制度の創設の措置が講じられたため、育児短時間勤務の形態、育児短時間勤務の承認又は延長の請求手続等を定める必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務部長（井手南海男君） 議案第8号、志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

育児短時間勤務制度につきましては、平成18年8月の人事院勧告において、常勤のまま、育児のための短時間勤務ができる制度を導入すべきとの意見が出され、地方公務員についても国の制度と同様に導入することが適当であることを勘案し、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正案が平成19年

5月9日に成立、5月16日に公布され、8月1日に施行されたところでございます。この一部改正により育児短時間勤務制度が創設されたことに伴い、条例の改正を行うものでございます。

説明資料の新旧対照表で御説明申し上げます。

5ページをお開きください。

説明につきましては、改正後の条項で説明いたします。

第1条は、本条例の趣旨に関する規定ですが、地方公務員の育児休業法が条例に規定を委任している条の追加をしたものでございます。

第2条については、主語を明確にするための字句の整理であります。

第3条第1号及び第2号については、新設した第11条との均衡を図るための文言統一と主語の明確化を図ったものです。

第3号では、育児休業をしていた職員本人が負傷等により子供の養育ができなくなり、育児休業の承認を取り消された後、当該負傷から回復した場合を再度の育児休業取得の特別の事情としたものでございます。

第4号では、両親が交替で育児休業を取得することを規定したものでございます。

6ページ目をお開きください。

第5条は、主語を明確にするための字句の整理でございます。

第6条は、育児休業に伴う任期付採用の規定を新設したものです。

第7条は、育児休業の規定であることを明確にするため、見出しを改めたものです。

第8条では、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整の換算率を、これまでの2分の1から100分の100以下に改正を行うものでございます。

7ページをお開きいただきたいと思っております。

第9条は、引用条文の整理でございます。

第10条では、育児休業の場合と同様に、非常勤職員、臨時的に任用される職員、育児休業に伴い、任期を定めて採用された職員、配偶者が育児休業をしている職員等を、育児短時間勤務をすることができない職員として規定しております。

第11条では、育児短時間勤務を取得し、その終了後1年を経過する日まで、同じ子についての育児短時間勤務を取得できないとしていますが、1年を経過する日以前に再度の請求ができる特別の事情を条例で定めようとするものでございます。

8ページをお開きいただきたいと思っております。

第12条では、育児短時間勤務の勤務形態について規定しております。第1号及び第2号の勤務形態は、1日当たり4時間勤務あるいは5時間勤務、又は、1週間当たり3日の勤務あるいは2日半の勤務等を想定しております。

9ページをお開きいただきたいと思っております。

第13条では、育児短時間勤務の請求手続に関する規定でございますが、人事管理の面から、原則として1月前までに請求を行うこととしたものでございます。

第14条では、育児短時間勤務の承認を取り消す場合の事由を1号から3号まで規定しております。

第15条では、育児短時間勤務をしていた職員がその承認を取り消された場合、原則としてフルタイム勤務となりますが、引き続き短時間勤務をしてもらう場合のやむを得ない事情を規定したものでございます。

第16条では、地方公務員の育児休業法第17条の欠員の状況等によって、やむなく短時間勤務をさせる場合は、書面でその旨を通知しなければならないことを規定したものでございます。

第17条では、育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱いについて規定しております。育児短時間勤務をした場合は、その期間の3分の1を在職期間から除算することとしておりますが、その規定については、町村会の退職手当条例に規定されております。

10ページをお開きください。

第18条では、短時間勤務職員の任用の更新の準用について規定しております。

第19条から第22条までは、部分休業について、育児短時間勤務制度との調整を行うための改正及び字句の整理等を行っております。

附則につきましては、この条例の施行日を平成20年4月1日とし、第2項及び第3項で経過措置を定めたものでありますが、職務復帰後の号給調整を育児休業法の施行日である平成19年8月1日までにそ及して適用できるようにするものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

まず、会議規則第53条の規定により、岩根賢二君から発言通告が提出されておりますので、岩根賢二君の発言を許可いたします。

○19番（岩根賢二君） 2点ほどお伺いをしたいと思います。

まず1点目に、過去に男性職員が育児休業をした例があるかということ、それと2点目に、この改正により、どのような効果が生まれるということで考えておられるかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

1点目の男性職員が育児休暇をとった例はあるかということでございますが、男性職員が育児休暇をとった例につきましては、平成18年1月1日以降に育児休業を申請した職員は5名となっておりますが、全員女性職員が申請したものであります。

合併前におきましては、旧有明町において、男性職員2名が取得されているようであります。

2番目の、この改正により、どのような効果が期待できるかということでございます。お答えいたします。

この改正により、今回の地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正があったわけでございますが、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、職員が職務を完全に離れることなく、長期にわたり仕事と育児の両立が可能となるよう、小学校就学の始期に達するまでの期間、育児のための短時間勤務を取得することができる制度を導入したということでございます。この育児短時間勤務制度は、1日4時間勤務で週5日出勤、1日8時間勤務で週3日出勤といった

短時間勤務を可能とするというもので、職務から完全に離れることなく育児を行うことができること、勤務時間に応じて給与が支給されること、対象を小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員としている等から、育児休業からフルタイム勤務への円滑な移行や、男性職員の育児参加への活用が図られていくものと考えております。

○19番（岩根賢二君） 今、答弁のありました2点目について、このことについては、市長がいつも言っておられる子育て日本一のまちづくりということにも大いに関係してくることだと思います。また、男女共同参画社会の形成という点からも広く進めるべき事柄だと思っておりますが、このことについて市長としては、職員の皆さんに、男性職員の皆さんに特に、育児休業をとってもいいですよということをちゃんと周知しておられるのかどうか、その点をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の改正により、新たに就学前まで短時間勤務制度が整備されるということでございますので、このことにつきまして、今回のこの議案の提案によりまして、職員も十分認識が深まったものというふうに思っております。このことを更に職員にも徹底させまして、このことが私どもの、今おっしゃいましたような子育て日本一のまちづくりの就業形態のモデルになればというふうに期待するところであります。

○19番（岩根賢二君） 確認しますけれども、今までにそういう説明というのをされてきましたか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

一昨年、18年3月に策定いたしました特定事業主行動計画というものを市でも定めたところがございます。これに基づきまして、職員にもこの計画に沿った形の就業形態というものを徹底させていっているというふうに認識しております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○25番（小園義行君） この第10条の育児短時間勤務をすることができない職員ということで、ここに約6項目ほどあるわけですが、第2号の臨時的に任用される職員として、今、本市の臨時的に雇用されている職員の方は、年間を通して半年、そして1年というそういう方々がおられるわけですが、この臨時的に任用される職員というのは、私たちが理解している臨時職員ということで理解をしていいのか、ちょっとお願いします。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当の方に回答させます。

○総務部長（井手南海男君） 現在の臨時的に雇用されております職員は、この当該の臨時的職員というふうに理解をしております。今回の制度に、育児短時間勤務の対象職員としては、対象外ということございまして、非常勤職員、臨時的職員等々、対象外ということになっております。

○25番（小園義行君） ということになりますと、この臨時的に任用される職員ということで、本市はたくさんおられるわけですが、本来、妊娠をされている方とか、そういったこと、これは本来だと育児休業の関係で仕事はできるわけですが、その妊娠をされている方々については、もう当初からあなたは駄目ですよというふうに考えられるわけですね、こういうことで出産を控えているとかありますよね。そういった問題については、非常に機会均等法の関係だとか、いろいろあると思いますが、臨

時的に採用されるその職員についての考え方というのを少しお願いします。

それと、あと1点は、先ほど部長の方で、第13条、この育児勤務時間の承認、延長の請求手続ということで、これは読み間違いだと思いますが、末日の翌日の1月前までというふうにおっしゃったんですが、一月前というふう理解をしてよろしいんですね。

○総務部長（井手南海男君） 御質疑の意味でございますが、結局、妊娠している方について、臨時的に雇用しないということであろうかと思いますが、そのようなことはございません。

それから、1か月前ということで御理解願いたいと思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○24番（宮田慶一郎君） 市長にお伺いいたしますが、市長は子育て日本一のまちづくりということで運営をされているわけですが、こういった職員の休暇、育児休業、こういったことは非常に良いことだと私は思うんです。ただ、市長の立場として、市長は職員だけの市長ではありません。志布志市内の全体の市長ですよね。民間と比較した場合に、民間の方は非常にやっぱり苦しみますよね、そういった条件が無いわけですから。日本一を目指すのであれば、民間の方にはどういうふうな啓もうをされていくおつもりなんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお話ししましたように、モデルとなればいいなあというふうなことでお話ししたところでございます。このことにつきましては、様々な面から、現在、就労されている方々の身分について、非常に雇用条件が厳しくなっているという世相があるのではなかろうかと、そのような意味合いから、働く方々の身分が安定するように、そして女性の方々がより働きやすくなるような環境はとられるべきだという中で、こういった形の就労形態というものがつくられてきているというふうに理解するところであります。そのようなモデル的なものが、この市役所でできれば有り難いということではありますが、今お話ししますように、民間の方々は非常に厳しい状況だというのは十分承知しております。しかしながら、先ほどお話ししましたように、特定事業主行動計画なるものを特定の事業者は計画をしまして策定するというようなことになっていきますので、こういった方々から、まずそのような雇用形態というものをとっていただくよう、市としても広報等でしていければというふうに思います。

○24番（宮田慶一郎君） 確かに市長のおっしゃるとおりだと思うんですね。モデルになると思うんですよ。しかし、どうでしょうかね。そういったモデルが民間に波及すると、市長自身思われていますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

格差社会といわれているみたいに、地方はかなり中央からすると、いろんな意味で遅れているというふうに考えます。そのような中で、この地域の特性というのを考えたときに、かなりその実現についてはハードルは高いなあというふうには思っているところであります。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（迫田正弘君） 先ほど小園議員から質疑がありました件と関連でございますけれども、いわゆる、ただいま議論になっている以前の議案第7号との関連もあるんですけれども、臨時的に任用される職員は、臨時職員は該当しないというようなことでありましたが、先般、臨時職員は嘱託ないしは委託

職員として移行していくんだということが申し上げられたと記憶しておりますけれども、それについてもやはり同様の考え方になるのか。いわゆる臨時職員もパート的な方もいらっしゃるわけですが、パートの職員、それからその委託あるいは嘱託職員として移行をしていく分、その2点について、これとの関連をお伺いいたします。

○議長（谷口松生君） 答弁準備のため、しばらくお待ちください。

○総務課長（中崎秀博君） ただいまの質疑にお答えを申し上げます。

臨時職員と嘱託職員、今回、20年度から改正する職員が、この任期付短時間勤務の職員に該当するののかという御質疑でとらえてよろしいでしょうか。

今回、臨時職員と嘱託職員の見直しを実施するわけですが、この任期付短時間勤務職員とは別の扱いをいたしまして、結局、この育児短時間勤務の関係によります任期付短時間勤務の職員につきましては、採用することができるというふうになっておりますので、運用面等から考えまして、今後、別の臨時職員、嘱託職員等による対応を考えているということでございます。

○9番（迫田正弘君） 私の質疑とは、ちょっと答弁が違ったような気がしますけれども、要するに、今申された嘱託職員に移行するということは、もう既に申し上げておられます。その職員は、臨時的、いわゆるこの第2号、臨時的に任用される職員は、本市の現在おられる職員を指すのかと、該当するののかという質疑が先ほどありました。そうしたら、そのとおりだとおっしゃいましたですね。この臨時的に任用される職員というのを、いわゆる嘱託の方に移行していくんだというようなことを申されますから、ではこの10条には該当しないんですねということです。あるいは該当するんですかということです。それをお伺いしているわけです。

○総務部長（井手南海男君） 今回の、いわゆる育児短時間勤務職員という制度ができたわけでございますけれども、要は、育児短時間勤務で来られる職員が、例えば半日勤務するとします。あとの半日について、任期付きの短時間勤務職員というものの雇用というものも発生するわけでございます。現実的にそれが可能かどうかということは別でございますけれども、いわゆる短時間勤務職員の代わりに、任期付きの短時間勤務職員を雇用できるということでございまして、その任期付短時間勤務職員につきましては対象になると。ただ、従来の臨時職員、嘱託職員については、対象にはならないということでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第4 議案第9号 志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第4、議案第9号、志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第9号、志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、報酬等に係る規定の体系化を図るため、志布志市産業医の報酬及び費用弁償条例及び志布志市学校医等の報酬及び費用弁償条例を志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例に統合するとともに、産業医、学校医及び学校歯科医の報酬年額を統一する等の必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務部長（井手南海男君） 議案第9号、志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、報酬等に係る規定の体系化を図るため、産業医及び学校医の報酬及び費用弁償条例を廃止し、市の報酬費用弁償に統合するものでございます。

説明資料の新旧対照表で御説明を申し上げます。

11ページ目をお開きいただきたいと思います。

改正後の条文をご覧ください。

第3条は、報酬の支給方法に関する規定でございますが、産業医、学校医につきましては、年額報酬となっていることから、第7項、第8項において、年額報酬に規定を追加するものでございます。

第4条は、報酬の支給期日に関する規定でございますが、第3号において、年額報酬の規定の追加、第4号において、4月1日に臨時職員からの移行を予定している嘱託員の報酬の支給期日等については別に定めることとする規定を追加しております。

第14条は、産業医等の出会報酬についての規定を追加したもので、別表による年額報酬、費用弁償のほか、出会報酬、検診料を支給しようとするものでございます。

12ページをお開きください。

第15条は、口座振替に関する規定ですが、報酬等の支払につきましては、口座振替により支給することを可能にしようとするものでございます。

別表においては、賞じゅつ金等審査委員会、産業医、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学校給食センター薬剤師を追加しております。

また、産業医の年額報酬につきましては、学校医との整合性や近隣市町の状況等を考慮し、現行の年間24万円の定額制から、年間報酬を12万円とし、出会報酬として1万2,000円を支払う方法に変更したものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○26番（上村 環君） 1点だけお伺いいたします。

この説明資料の第3条第7項、年額報酬は会計年度により支給するというふうなうたっておりますが、

この意味するところを教えてくださいと思います。

○**総務課長（中崎秀博君）** 年額報酬は、会計年度に支給するというところでございますが、今回の改正に伴いまして、産業医と学校医の報酬が年額報酬ということでもございましたので、1会計の年度内に2回に分けて、10月と3月に支払をしようというものでございます。

○**議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

○**25番（小園義行君）** 産業医等の報酬のこの第3項ですね、1人250円という検診料を支給するという、この算定の根拠と、今回これが議案として通った後に、予算上どれぐらいの増減があるんでしょうか。どれぐらいその予算上、計上になっているのか、ちょっとお願いします。

○**総務課長（中崎秀博君）** 産業医につきましては、報酬24万円を計上いたしているところでございます。その内容につきましては、年額報酬を12万円といたしまして、出会報酬を10回分の12万円といたしているところでございます。

学校医の児童・生徒1人当たり250円につきましては、予算化を教育委員会の方でいたしております。

○**議長（谷口松生君）** 答弁準備のため、しばらく休憩します。



午前11時13分 休憩

午前11時18分 再開



○**議長（谷口松生君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

算出根拠につきましては、後もって回答するというところでございます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（谷口松生君）** これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第5 議案第10号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○**議長（谷口松生君）** 日程第5、議案第10号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○**市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第10号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、通勤距離が片道2km未満である場合の通勤手当を廃止し、及び管理職手当を定額化するとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児短時間勤務制度及びそれに伴う短時間勤務制度の創設の措置が講じられたため、育児短時間勤務職員等の給料月額及び諸手当の額を定め

る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務部長（井手南海男君） 議案第10号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、通勤距離が片道2km未満である場合に通勤手当支給の廃止、及び管理職手当の定額化を行うとともに、地方公務員の育児短時間勤務制度が創設されたため、育児短時間勤務職員の給与について改正するものでございます。

説明資料の新旧対照表で説明いたします。

13ページ目をお開きください。

改正後の条文をご覧いただきたいと思っております。

第5条の2は、再任用の短時間勤務職員の給料月額に関する規定ですが、新たに育児短時間勤務職員と任期付短時間勤務職員の規定を追加し、第1項を育児短時間勤務職員、第2項を再任用短時間勤務職員、第3項を任期付短時間勤務職員の規定としております。

第9条は、通勤手当に関する規定ですが、国の基準に合わせ、片道2km未満の通勤距離の職員に対する支給を廃止しようとするものでございます。

15ページをお開きいただきたいと思っております。

第11条は、時間外勤務手当の規定ですが、第2項の再任用の短時間勤務職員の規定に育児短時間勤務、任期付短時間勤務の職員を追加し、同様の取扱いにしようとするものでございます。

16ページ目をお開きください。

第16条、第17条は、それぞれ期末手当、勤勉手当に関する規定ですが、育児短時間勤務職員等の算定基礎となる給料月額は、育児短時間勤務中における減額後の月額を適用しようとするものでございます。

第17条の2は、管理職手当に関する規定ですが、平成18年の人事院勧告に基づき、国の支給基準が定率制から定額制へ移行されたことに伴う改正で、職務の級における最高の号給の給料月額の100分の12以内の定額制とするものでございます。

第17条の3は、再任用職員については、扶養手当、住居手当を適用除外とする規定でございまして、任期付短時間勤務職員の規定を第2項として追加したものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） この片道2kmの職員の方が、志布志支所、松山支所、そして本庁とあるわけですが、どれぐらいおられるものかお願いをします。

それと、この管理職手当の関係ですが、年間約3,000万円からの管理職手当というふうになっているんですが、ここに100分の12以内ということで、上限は定めてあるんですが、本市の管理職手当、財政が大変厳しいという状況の中で、この条例改正と併せて100分の12以内とするということですよ。超えない範囲で規則で定める。規則ですから、私たち議会がいつ変わったのかと、分からないことになる

わけですね。基本的なことで、本市の管理職手当をどこの基準におこうと考えて、この提案になっているのかお願いをします。

○総務部長（井手南海男君） 御質疑にお答えいたします。

まず、通勤手当の関係でございますが、2 km未満支給の職員がどれぐらいいるかということでございます。対象者は47名ということでございます。

それから、管理職手当の定額化、どの基準にということでございますが、基本的には6級の最高号給の12%という位置付けで考えておるところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第6 議案第40号 志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第6、議案第40号、志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第40号、志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、通勤距離が片道2 km未満である場合の通勤手当を廃止するとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児短時間勤務制度及びそれに伴う短時間勤務制度の創設の措置が講じられ、並びに地方公務員法の一部改正に伴い、自己啓発等休業制度の創設の措置が講じられたため、技能、労務職員の給与の基準を改める必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務部長（井手南海男君） 議案第40号、志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、通勤手当の2 km未満の廃止、育児短時間勤務制度及び自己啓発等休業制度の創設に伴う改正であります。

別途配付しました議案第40号の説明資料の新旧対照表で御説明を申し上げます。

改正後の条文をご覧ください。

第1条は、字句の整理であります。

第6条は、通勤手当に関する規定ですが、一般職の規定に合わせ、通勤距離が片道2 km未満の場合、通勤手当を支給しないこととするものでございます。

第8条は、時間外手当の支給に関する規定ですが、支給方法等については、規則で一般職に準ずる旨の規定があることや、企業職員の給与条例との規定の統一を図ったものでございます。

第9条は、第8条の改正に伴う規定の整理であります。

第15条は、給与の減額に関する規定ですが、企業職員の給与条例との規定の統一と育児休業法改正に伴い、部分休業の承認要件を3歳未満の子から小学校就学の始期に達するまでの子に改めようとするものであります。

第17条は、字句の整理でございます。

第19条は、地方公務員法の改正により、自己啓発休業制度が導入されたことに伴い、給与の規定を追加するものでございます。

第20条は、再任用職員についての適用除外の規定ですが、扶養手当、住居手当、退職手当の適用除外の対象に任期付短時間勤務職員を追加しようとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第40号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第7 議案第11号 志布志市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第7、議案第11号、志布志市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第11号、志布志市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、通勤距離が片道2km未満である場合の通勤手当を廃止するとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児短時間勤務制度及びそれに伴う短時間勤務制度の創設の措置が講じられ、並びに地方公務員法の一部改正に伴い、自己啓発等休業制度の創設の措置が講じられたため、企業職員の給与の基準を改める必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務部長（井手南海男君） 議案第11号、志布志市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、技能、労務職員の給与と同様で、通勤手当の2km未満の廃止、育児短時間勤務制度及び自己啓発等休業制度の創設に伴う改正でございます。

説明資料の新旧対照表で御説明申し上げます。

17ページ目をお開きいただきたいと思います。

改正後の条文をご覧ください。

第7条は、通勤手当に関する規定でございますが、一般職の規定に合わせ、通勤距離が片道2km未満の場合、通勤手当を支給しないこととするものでございます。

第17条は、給与の減額に関する規定ですが、育児休業法改正に伴い、部分休業の承認要件を3歳未満の子から小学校就学の始期に達するまでの子に改めようとするものでございます。

第21条は、地方公務員法の改正により、自己啓発休業制度が導入されたことに伴い、給与の規定を追加するものであります。

第23条は、再任用職員についての適用除外の規定ですが、扶養手当、住居手当、退職手当の適用除外の対象に任期付短時間勤務職員を追加しようとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第8 議案第12号 志布志市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第8、議案第12号、志布志市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第12号、志布志市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、自己啓発等休業制度の創設の措置が講じられたため、自己啓発等休業の期間、対象となる教育施設及び国際協力の促進に資する外国における奉仕活動等を定める必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務部長（井手南海男君） 議案第12号、志布志市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

新規の条例でございますので、新旧対照表はございませんので、よろしく願いいたします。

平成19年5月16日に公布されました地方公務員法の一部を改正する法律に伴いまして、今回、複雑・高度化する行政課題に対応できるよう、職員の能力開発を促進する観点から、職員自らの発意に基づいて、職を保有したまま、大学等における課程の履修又は国際貢献活動のために休業することを認めるために、この条例を制定するものでございます。

それでは、第1条から御説明申し上げます。

第1条の趣旨でございますが、地方公務員法第26条の5の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものとしております。

第2条では、自己啓発等休業の承認に係る規定を定めております。具体的には、任命権者は、職員が大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業を申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認める場合に承認することができることを規定しております。

次に、第3条は、自己啓発等休業期間を、大学等課程の履修のための休業にあつては2年、国際貢献活動のための休業にあつては3年とすると規定しております。

第4条は、対象となる大学等の教育施設、第5条では、対象となる奉仕活動について、それぞれ規定しております。

次に、第6条では、自己啓発等休業の承認を申請するために、当該休業を申請する職員が明らかにしなければならない事項を規定しております。

また、第7条は、自己啓発等休業の期間の延長について、第8条では、自己啓発等の承認の取消事由を規定しております。

第9条は、自己啓発等休業の承認を受けた職員が、任命権者からの求めに応じて報告を行う義務を規定しております。

第10条は、職務復帰後における号給の調整について規定をし、第11条は、退職手当の取扱いを定めております。

附則につきましては、平成20年4月1日から施行すると定めております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） 1点だけお願いします。

第2条の自己啓発等休業の承認ということで、公務の運営に支障がなくということであるわけですが、非常に本市職員、適正化計画で人も少なくなっていく中で、こういういわゆる海外奉仕とかそういったことで人が少なくなる。公務の運営に支障がないという、そのことの意味はどういうふうに理解をしたらいいのですかね。字面では分かりますけど。

○総務部長（井手南海男君） 本来、私どもは志布志市の職員として業務に就いておるわけでございますので、志布志市民のために働いているという現実がございます。そのような中で、いわゆる資質の向上と申しますか、職員の資質の向上ということで、ある意味ではこういう制度が設けられたものと思えますけれども、極力、その支障のない範囲というものについては、慎重に検討しなければならないというふうに考えております。支障がないという言葉そのものは、その字面と申しますか、そのとおりであろうかと考えております。

以上です。

○25番（小園義行君） 職員の方々は、その人が必要だからそこに配置されているわけですね。それで、

今回、この条例によりますと、仮にそれぞれの方がこういう申請をしましたね。その後の人の手当てという、そのことが全くうたっていないわけですが、その人が啓発活動ということでした場合に、どこでそれは理解をしたらいいのかということでお聞きをしたところでした。公務の運営に支障がないということであれば、その人は本来要らなかったのかということになるわけですし、この方が欠けた場合の補充の在り方というのがここには一つも書いていないわけですよ。そのことをちょっとお聞きしたかったものですから、考え方として、公務に支障がないというのはどういうことかと。その人は要らなかったのかということになってしまうと、職員の人たち、大変失礼な条例ですよ。そこについて、再度お願いします。

○総務部長（井手南海男君） これだけ職員も少なく、厳しい時代でございますので、だからといって、基本的にはその補充をするということは考えておりません。ただ、全庁的な体制といいますか、配慮の中でそういうことが可能かどうかを含めて、その希望をかなえるかどうかというのは判断したいというふうに考えております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○11番（立平利男君） 初めての条例ということで、ただいま第2条でもありましたが、市長にお伺いいたしますが、大学等課程履修と国際貢献ということでありますが、これだけするのならば、国内においても十分職員が希望しながら勉強できるんじゃないか、そういうふうに思います。先の、東京都が今、夕張市に職員を派遣してお手伝いをしておりますが、職員が希望して、あそこの地域の貢献をしたい、そして勉強したいと、そういう状況も今から非常に多くなるんじゃないかなあとと思いますが、今後そういうふうに条例をもっていった方がもっと幅広く職員の質が上がるんじゃないかなあ、そういうふうに思います。そこらあたりの協議なり、考えをお聞かせいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

自己啓発というような意味合いから、職員が国際的な貢献をしたいというようなことに基づく身分の保障というような形で、今回、このような条例制定になったかというふうに思います。そして、新たにまた就学というのもあるわけでございますが、そのような意味合いから、この職員が職場に復帰した時に、その経験が生かされて、私どものこの職場自体に活性化が図られるというようなことであろうかというふうに思います。そのことにつきましては、先程来、討議がありますように、十分職場の環境というものを見つめながら、そのことにつきましては対応していきたいというふうに思っております。

○11番（立平利男君） 少し、国内協力の方向性というものをお話をいただければと思いますが。

○市長（本田修一君） この条例につきましては、JICAを中心とする国際協力というような形で条例制定ということになろうかというふうに思います。国内のことにつきましては、今後また検討させていただければというふうに思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、総務常任委員会に付託いたします。

○
○議長（谷口松生君） お諮りします。

日程第9、議案第13号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○
日程第9 議案第13号 志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第9、議案第13号、志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第13号、志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の一部改正による同法及び同令の条項の整理が行われたことに伴い、条例中の当該条項名を引用している部分を改める必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画部長（持富秀明君） 議案第13号につきまして、補足して説明を申し上げます。

市内に工場等を新設又は増設する者に対する固定資産税の不均一課税を志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例で、一方、課税免除を志布志市過疎地域産業開発促進条例で、それぞれ定めておりますが、各条例中に引用いたしております租税特別措置法及び同法施行令の一部改正によりまして、条項の整理が行われたため、各条例中の当該条項名を引用している部分を改めるものでございます。

なお、今回の改正は、租税特別措置法及び同法施行令に定める特定地域における工場用機械等の特別償却の地区又は地域、資産等の改正に伴うものであって、現在、各条例で規定している固定資産税の不均一課税及び課税免除の内容には、何ら変更のないものであります。

付議案件説明資料の18ページと19ページに、新旧対照表を添付しておりますのでご覧いただきたいと思っております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

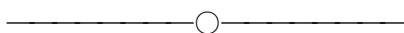
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第13号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。



日程第10 議案第14号 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第10、議案第14号、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第14号、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、健康保険法等の一部を改正する法律における老人保健法の一部改正による同法の題名の改正及び後期高齢者医療制度の創設の措置が講じられたため、関係条例の規定の整理を行う必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民部長（嶋戸貞治君） 議案第14号、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、その提案の理由について、補足して御説明申し上げます。

今回の改正は、健康保険法等の一部を改正する法律における老人保健法の一部改正による同法の題名の改正、及び後期高齢者制度の創設の措置が講じられたため、関係する条例を整理する必要があることから、所要の改正を行うものであります。

それでは、改正する各条項について御説明申し上げます。

お手元の新旧対照表の20ページ、21ページをお願いいたします。

それでは、第1条から御説明いたします。

第1条では、新たに始まる後期高齢者医療制度に伴い、市町村においては、新たに後期高齢者医療特別会計を特別会計として設置する必要があるため、志布志市特別会計条例を改正し、第1条中、第3号として追加するものでございます。

第2条につきましては、従来、国民健康保険特別会計から拠出いたしておりました老人保健拠出金が、

新たに始まる後期高齢者医療制度に伴い、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金となるため、志布志市国民健康保険基金条例第2条の規定について、所要の改正を行うものであります。

第3条につきましては、老人保健法の一部改正に伴い、法律名が高齢者の医療の確保に関する法律に変わるため、志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の第2条及び第2条中の法律名をこれに改め、第2条第6項中、「医療」を「療養」に、「老人訪問看護療養費」を「訪問看護療養費」に改めるものであります。

なお、附則でございますが、この条例は平成20年4月1日から施行するものでございますが、第2条の規定につきましては、平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） 少し教えてください。

前期高齢者と後期高齢者、今回新たに後期高齢者というのができるわけですが、この前期高齢者と後期高齢者の、ここの区分を少し教えてください。

○市民課長（竹之内宏史君） お答えいたします。

今回の改正で、前期高齢者という新しい言葉が出ましたが、前期高齢者は、保険証を発する場合は70歳から74歳が前期高齢者でございます。従来、75歳以上の方々が老人保健法の適用がありましたが、この方々が後期高齢者ということでございます。したがって、この条文でございます、前期高齢者納付金とありますが、このことにつきましての納付金の基準は65歳から74歳ということで区分がされておるところでございます。

以上でございます。

○25番（小園義行君） 前期高齢者納付金、ここについてもう少し、ちょっと教えてください。

○市民課長（竹之内宏史君） 前期高齢者納付金というのは、従来の退職者医療制度が平成26年度までに廃止になる予定でございます。今回、制度改正によりまして、65歳までが退職者医療制度に移行いたします。前期高齢者納付金は、志布志市の場合は歳入でいただくことになっておりますが、従来の退職者医療制度の中で、公費の負担が非常に国保の分が多うございましたので、今回から前期高齢者を交付金ということで、こちらの方にいただく形、そして併せまして、若干納付金を歳出で組んでおりますが、それを支給する形になるようでございます。

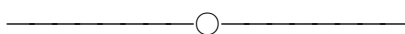
以上です。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第11 議案第15号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第11、議案第15号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制

定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第15号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、国民健康保険法の一部改正に伴い、市が行う保健事業等を改める必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民部長（嶋戸貞治君） 議案第15号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、その提案の理由について、補足して御説明申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険法の一部改正に伴い、市が行う保健事業等を改める必要があるため、所要の改正を行うものであります。

それでは、改正する各条項について御説明を申し上げます。

お手元の新旧対照表の22ページ、23ページをお開きください。

第1条は、条文の見出しを趣旨に改めるものであります。

第3条につきましても、条文の見出しを規則への委任から委任に改めるものであります。

第5条につきましては、70歳以上の被保険者で一定以上の所得のある者についての負担割合の根拠法令を国民健康保険法施行令から国民健康保険法に改めるものであります。

第6条の出産育児一時金につきましては、第7条の第2項の追加に伴い、国家公務員共済組合法の適用条項を次条で追加する旨を規定するものであります。

第7条につきましては、葬祭費の支給に関して、他法の規定により給付を受ける場合は行わない規定を追加するものであります。

第8条の保健事業につきましては、新たに始まる特定健康診査等の事業に関して、被保険者の健康保持増進のため実施する事業について改めるものであります。

第12条の罰則につきましては、第5条の改正による字句の改正であります。

なお、附則でございますが、この条例は平成20年4月1日から施行するものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。午後は1時10分から再開いたします。

○
午前11時59分 休憩

午後1時10分 再開

○

日程第12 議案第16号 志布志市後期高齢者医療に関する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

27番、鬼塚弘文議員、着席です。

日程第12、議案第16号、志布志市後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第16号、志布志市後期高齢者医療に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、老人保健法の一部改正に伴い、後期高齢者医療制度の創設の措置が講じられたため、市が行う後期高齢者医療の事務及び保険料の徴収に関する事項を定める必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民部長（嶋戸貞治君） 議案第16号、志布志市後期高齢者医療に関する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

今回の改正は、老人保健法の一部改正に伴い、後期高齢者医療制度の創設措置が講じられたため、市が行う後期高齢者医療の事務及び保険料の徴収に関する事項を定める必要があるため、志布志市後期高齢者医療に関する条例を新たに制定するものであります。

なお、新規の条例であるため、新旧対照表はございません。

それでは、制定いたします各条項に沿って御説明申し上げます。

まず、第1条ですが、市が行う後期高齢者医療の事務について、その根拠となるものが国の法令と県後期高齢者医療広域連合の条例及びこの条例に定めるものであることについてうたっております。

続きまして、第2条では、市において行う具体的な事務と、その根拠となります法令及び条例等について定めております。

次に、第3条では、保険料を徴収すべき対象となる被保険者について定めております。

第4条では、第1項で普通徴収に係る保険料の納期について定め、第2項では市長による前項以外の納期の定めについて、第3項では納期ごとの分割金額の100円未満の端数金額について定めております。

第5条では、納期限までに納まらなかった保険料の督促手数料について、第6条では、納期限後に係る延滞金について、それぞれ定めております。

第7条から第9条までは、罰則の規定を定めております。

第7条では、法に基づく調査等に従わなかった場合などの過料に処することを罰則として定めており、第8条では、偽りその他不正行為により徴収を免れた場合などの過料に処することを定めており、第9条では、前2条の過料の額について情状により市長が定めることと、第2項では過料徴収の場合の納額告知書について定めているものであります。

なお、附則でございますが、第1項では、この条例の施行期日を平成20年4月1日から施行するもの

とし、第2項、第3項では、平成20年度における普通徴収の納期の特例について定めているものであります。

また、第4項では、平成20年度における被扶養者であった被保険者、すなわち社会保険等の被扶養者であった者に係る保険料の徴収の納期の特例について定めているものであります。

次に、第5項では、市長による第4条第2項に定める規定と同様の措置を講ずるものであります。

第6項では、延滞金の割合について、第6条第1項に規定する割合に満たないときの取扱いについて定めたものでございます。

以上で補足説明を終わります。どうかよろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○14番（小野広嗣君） この後期高齢者医療の関係、これは条例の制定ですが、この後一般会計でも、またその事業についての事業費の問題等が出てまいります。この条例の一つ一つについては、また文教等で細かい審議がなされると思います。基本的に、今回、後期高齢者医療という制度が新たに出発するという点に関して、いくつか質疑を行っておきたいと思いますが、現在75歳以上の方が、この4月から後期高齢者という形で移行してまいります。そのことに対して、文書でもって今そういった対象者の方々に案内が行っているわけではありますが、現場的にはかなり理解をされていない、そういう状況があるかと思えます。そして、私も現場でいろいろとそういったお話もお聞きしますし、またいろんな所でこの後期高齢者医療制度の中身についてもお話をしてまいりました。だから、この中身については、私個人はよく理解をしているところではありますが、実際、75歳以上という方々、こういった方々に文書が届いても、その中身について理解をなかなかし得ないということがある。そういった状況の中で、様々な不安が市民の方々の中に起こっております。そういった意味で言えば、いわゆる今もありましたように、これまで例えば子供さんの扶養になっていた方々、あるいは御主人と一緒に一括して保険料を払っておられた方々が別々に支払うという形になる。それも今度は年金から引かれると。その現実が実際4月に入って出てくる。その時にいろんな問題が生じて、苦情等、出てくるかと思えます。そういった意味で、現在の中でも問い合わせ等が出ているんじゃないかと思えますが、そういったことに対する現在の対応方をお聞きしておきたいと思えます。

○市民部長（嶋戸貞治君） 本市では、広報等により、広域連合よりも一月早く周知を行ってきたところであり、また、各公民館長会議や出前講座など、後期高齢者に限らず、医療制度の改正、それから特定健康診査、特定保健指導等についても説明を行ってきたところであり、特に年齢到達による老人医療受給者証の取得の時期には、毎回、直接、担当者がその都度、後期高齢者医療制度について説明を行ってきたところであり、また、依頼のあった公民館や団体などにも出向き、説明を行ってきたところであり、結果的に半年以上かけて、志布志地区、有明地区、松山地区など、市内を全域的に回ってきたところであり、今後もあらゆる機会を通じて、高齢者及び高齢者のいる世帯等を中心に、更に周知を図っていきたいと考えております。

それから、4月に特徴の対象者には、年金から天引きされるわけですが、その人たちにつきましては、一応4月4日に広域連合の方から額の決定通知書が志布志市の方にまいります。それと合わせまして、

特徴の開始の文書と、それと後期高齢者制度についての分かりやすいチラシを作成しまして、一緒に文書で発送しようと思っているところでございます。

以上です。

○14番（小野広嗣君） 出前講座の話も出ておりますが、これは本市に限らず、いろんな自治体でしっかりくまなく対象者を網羅できる形で説明をしていかないと、なかなか分からない。出前講座を行ったその結果を、アンケートを通して、どのくらい理解ができたのか、これは本市の場合ではありませんけれども、しっかり取った話を、去る日曜日に聞いてまいりました。福岡あるいは北九州、そういった所で、こういった出前講座を、例えば100名ぐらいを対象に行っていくと。そして、実際分かった人がどれくらいいらっしまったのか、懇切丁寧に当局は説明をしたつもりでも、分かっていらっしまった方が3割ぐらいたとか、様々な結果が出ております。今部長の方からも答弁がありましたように、4月には、これまで見込額が提示されているかと思いますが、実際、広域連合で確定し、お示しになって、それが対象者に伝わっていく。ある程度理解はできていても、現実に特別徴収、普通徴収、違いはありますけれども、変化が生じることはもう間違いない事実であります。そういったことに対して、行政として懇切丁寧にお話を進めていかないと、4月は大変な状況になるのかなという気がすごくするものですから、そういったところに対する手立てをしっかりとさせていただきたい。現在のところ、この制度変更に対して、市内くまなくではないんでしょうが、今お話があった段階で、いろんな不安等も、そういった声も挙がったと思いますが、そこらの状況はどうなんですか。

○市民課長（竹之内宏史君） 私どもも、同じように懸念することございまして、電話等やいろいろ窓口でお尋ねがございまして、そのことにつきまして、今後また高齢者を中心に、4月に入ってまたローラー的に説明会等、十分に熟知していただけるように、検討会議をしておるところでございます。近々、また老人クラブ等に、約2,800名、59団体ございまして、そちらの方にも文書等を出しまして、部分的にやっていくと、全体的にやっていくということでございます。最終的には、地区単位でまた説明会も行えばなあということ計画を今しているところでございます。

以上です。

○14番（小野広嗣君） ぜひ、懇切丁寧な市民への説明、また相談等も電話等でもどんどんあるかと思いますが、そこに対しても本当に親身になった対応をしていただきたい。そして、この制度はまだ今後変化をなし得る、いわゆる今、半年間の凍結であるとか、1割負担であるとか、来年の4月から現状でスタートするとか、様々な問題を抱えている中で、この制度をもう一回やっぱり見直そうじゃないかという動きが与党の中にもあるわけですね。そういった中で、いわゆる説明会等でいろんな不平・不満があったときに、そういった国の動きもしっかり見据えた上で返事をしていただきたい。でないと、やはり不安が生まれていきますのでね、そのことを強くお願いをしておきます。

以上です。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（下平晴行君） この制度は、基本的には医療費抑制ということであろうかというふうに思うわけですが、先ほどもお話がありましたように、75歳以上という高齢者の方々も相当な不安である

うかというふうに思うわけでありませう。特に、世帯対象が個人個人、一人一人に保険証の配付ということになるわけでありませう。そういうことも踏まえて、特に扶養家族として保険料を免除された方々も、今回から新たに保険料の支払の負担増があるわけでありませうが、そういうことも含めて、それと、これは介護保険と違いまして、介護保険の場合は市町村単位でそれぞれ保険料の額も違うわけでありませうが、これは県全体で一律ということになると、市町村の高い方に、鹿児島市、そういう大きい市に当然統一されるのかどうか、そこへんも含めて、その負担増があることによって医療費の抑制が図られるというふうに考えられるわけですが、そういうことも含めてどうなのかお伺いしてみたいと思います。

○市民課長（竹之内宏史君） 確かにおっしゃることございます。県全体の広域連合という形ございます。従来、志布志市は県下の中でも、高齢者の医療費につきましては、低い方ございまして、県平均より約15万円から20万円低うございます。そういうことからしますと、我が市にとりましては、医療費はそれだけ公平に負担が強いられるということございまして、そのことについては広域連合の方にも我が市としては医療費の低い方がいいんだということで、いろんな措置をしてくれというようなことをやってまいりましたが、結果としては県全体でこういう割り振るといふ形ございます。

まず、その中で、6,169円の全体のお金が出ていられるわけございます。所得割が8.63%、均等割4万5,900円ということございまして、しかし今の国民健康保険税等、いろいろケースバイケースございます。ただ年金をもらわれる方の分につきましては、いろいろ計算をしてみますと、今の額とほとんど変わりはないといふことは考えておるところございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○25番（小園義行君） まず、この後期高齢者医療保険制度、この第1条ですね、法令及び鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例というものがあるわけですが、この定めのものほか、この条例の定めるところによるということ、上位法が2つありますね。そして、志布志市とする条例として、こういうことがあるわけですが、最初に1点目は、この法令は、うたってあるいわゆる鹿児島県後期高齢者医療に関する条例、ここに減免規定、そういったものがうたってあるのかということが1つです。そして、その条例に保険料を1年間滞納すると、いわゆる保険証の取上げが明確にこれはうたってあるのかということ。そして、3つ目に、一部負担金等の減免、そしてこういったものがどういふふうとうたってあるのか。そして、4つ目に、市町村における保険料の独自軽減措置を妨げる法的な規定は、この法令及びその後期高齢の条例についてないのか、その4点についてお聞かせください。

そして、5つ目に、鹿児島県の1人当たりの平均保険料というものが出されておられますが、7万4,026円ということ、全国でいうと、鹿児島県の県民所得は下から2番目です。それがこの保険料にいたっては上から11番目と、大変高い保険料の設定がされているわけですが、その中で本市のいわゆる所得割、均等割、上に支払をしますね。そういったものが、支払う中での均等割、そういうのを含めて、どれぐらいの位置にあるのか、全市の中で。均等割、うちが納める金額と、鹿児島市が納める金額は違いますよね。そこについて、どれぐらいの割合を、この均等割部分が占めているのか、分かりますよね、意味は。鹿児島市が均等割、所得割、そういったもので納めますね。その部分と志布志市が納めるその全体

の割合ですよ。それをお聞かせください。

とりあえず、5点についてお願いをします。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。

午後1時29分 休憩

午後1時43分 再開

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

○市民部長（嶋戸貞治君） 大変失礼をいたしました。

減免につきましては、県の広域連合の第19条、ここに保険料の減免について定めがしてあります。

それと、資格証明書の発行につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の第54条の届出等のところで被保険者資格証明書を交付するという定めがしてあります。

それと、一部負担金の減免につきましては、同じく高齢者の医療の確保に関する法律の第69条、この第1項で一部負担金を減額すること、それと一部負担金の支払を免除すること、それと保険医療機関等に対する支払に代えて一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予することという定めがしてあります。

それと、独自の保険料を定められない理由ということでございますが、これにつきましても同じく高齢者の医療の確保に関する法律の第48条に、市町村は後期高齢者医療の事務を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合を設けるものとするという定めがしてあって、こういった広域連合が設立しているところでございます。

○市民課長（竹之内宏史君） 鹿児島市と志布志市の方の保険料の金額でございますが、志布志市が保険料負担額が2億3,530万8,000円、今、算定をいたしておりますが、鹿児島市が49億5,090万4,000円ということでございます。

○25番（小園義行君） よく分かりました。

3つ目のやつで、私がお聞きしたのは、広域連合が決めますね、保険料を。それについて、市町村が独自にこの保険料高いよということで、いわゆる保険料の独自の軽減措置を仮に志布志市がとった場合に、それはできないよといった、そういう法的な規制がありますかということをお聞きしたんですよ。それについて、少しお願いします。

それと、今のその鹿児島市と志布志市との均等割のこの負担割合ですね。同じ金額は、1人あたりはいくらでしょうと。実際に総体で広域連合にお支払をする金額、そのうちの均等割分が全体として、鹿児島市は全体の保険料の何%ですと、志布志市は全体のうちの何%ですという、そういった試算というのがされていますかということなんです。これは勢い、鹿児島県というのは大変小さな市町村も多いわけですし、均等割をいきなり大きな市町村と同じ割合にしてみらうということは、小さな市町村にとっては大変厳しい均等割の負担分になっているのではないかという心配をするものですから、そこにつ

いての比較があったら、今回初めてこういうふうに出されるわけですのでね、上位法に基づいて。そのことを少しお聞きをしておきたかったということです。

○市民部長（嶋戸貞治君） 独自に市町村で保険料を定める制度については、そういった制度はございません。

○25番（小園義行君） ごめんなさいね。今、そういうことを聞いているのではないんですよ。志布志市が独自にこの保険料大変だからといって、減免措置をするということ、それは駄目だよという法的な妨げは、いわゆる法令がありますかと。僕は無いと思っているんですけど、まあそれをちょっとお聞きしていないと、よくそういうのはございませんといって答弁が出てくるものですから、そういったものがあるかないかというのを、最初お聞きをしておきたかっただけです。

○市民課長（竹之内宏史君） そういうことをしちゃいけないというようなものは無いんですが、しかし法の定めの中では、この制度で定めるものとするというふうに制定がされているところでございます。

○議長（谷口松生君） 25番、小園義行君、特に許可いたします。

○25番（小園義行君） 私が聞いているのは、独自に志布志市がこの保険料を軽減をしたいと、大変だからということで、そういう軽減措置をすることを妨げる法的な規制がありますかと、そのことを聞いているんですよ。ここの上位法と鹿児島県広域連合に関する条例という、この上位の2つのそれがあるものだから、そこで聞いていないと、これから一般質問とかする時に大変だから、条例が出来ていくわけですから。そういう妨げがある法的な規制がありますかということを知りたいです。分らなきやいいですよ。無いはずですよ。

○市民課長（竹之内宏史君） このことにつきましては、また調べさせて、報告させていただきたいと思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○31番（野村公一君） 今、同僚議員の質疑、非常に私は大事な質疑だろうと思います。これから、実際その事務をかかわっていく事務局が、これに関する法令なり、あるいはこの医療に関する条例なりをやっぱりしっかりと熟知をしていないと、問題かなというふうに考えます。この条例は本市に何部来ているんですか、それが一つ。

それから、この所掌事務にかかわっていく、当然職員が必要なわけでありまして。第2条で、8項目の所掌事務をするようになっております。この中の第7号、条例の第20条分の申告書の手伝いもしていくと、これは何を指すのか、これが2点目。

それから、これに携わる職員が本市で何名必要で何名計画がされておるのか、ひとつ3点教えてください。

○市民部長（嶋戸貞治君） 第2条の第7号に定めることにつきましては、保険料に関する申告でございます。

それと、この後期高齢者医療に携わる職員につきましては、本庁、支所合わせて、4名程度を予定しております。

条例は1部来ているところでございます。

○31番（野村公一君） 事務局に1部あれば、それで事は足りるんですが、せめて事務局から、この連合会宛に要請をしていただいて、議会事務局あたりには、資料として御提示をいただくというぐらいの心遣いが必要じゃないかなあというふうに考えております。

それから、先の質疑の答弁でございますが、これらの第2条の作業をしていくのに、4名計画をしておるとこのことのようにございますが、これらの職員についての予算措置がしっかりされておりますか。

○市民部長（嶋戸貞治君） 現在、担当しております老人保健の担当者をこの後期高齢者の担当者に充てるということを考えております。

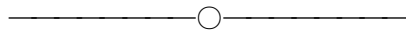
広域連合の条例につきましては、こちらの方でコピーをして、議員の方々には配付したいというふうに考えております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。詳細に審議をお願いいたします。



日程第13 議案第17号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第13、議案第17号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第17号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部改正に伴い、平成20年度における激変緩和措置を講ずるため、保険料率の特例を定める必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○福祉部長（蔵園修文君） 議案第17号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、補足して御説明申し上げます。

今回の改正は、保険料の激変緩和措置に関する改正でございますが、この措置は平成18年度及び平成19年度に限り、保険料が急激に上昇することがないよう講じられた特例でありましたが、この激変緩和措置を終了させると、更に保険料が上昇することになるため、引き続き平成20年度の保険料水準を平成19年度水準にとどめるために改正を行うものでございます。

この激変緩和措置を規定していますが、平成18年3月に議決していただきました志布志市介護保険

条例の一部を改正する条例の附則でございます。したがって、今回は本則の改正ではなく、条例の附則を改正しようとするものでございます。

付議案件説明資料24ページをお開きください。

まず、今回改正する条例を明確にするために、附則条文中の第何条の前に新条例の字句を追加するものでございます。

附則第3項の見出しの、「及び平成19年度」を「から平成20年度の各年度」に改めるものでございます。

26ページになりますが、第4項の次に第5項を加え、平成20年度の激変緩和措置の保険料を規定しようとするものでございます。その保険料率は平成19年度と同率にするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） 今、部長の説明で、これは1年間だけの期限法ですよ。仮に来年、21年度以降になって、またこの新条例の新がとれる条例が出てくるんですかね。

○福祉部長（蔵園修文君） 今の段階では、21年度については不確定でございますが、第4期の介護保険事業計画が策定されるということで、それに合わせて見直しがされるかどうかということが国において議論されるのではないかとこのように考えております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第14 議案第18号 志布志市肥育経営安定対策貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第14、議案第18号、志布志市肥育経営安定対策貸付基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第18号、志布志市肥育経営安定対策貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、最近における子牛の価格高騰にかんがみ、肉用牛の肥育経営の安定を図るため、肥育経営安定対策貸付基金の貸付限度額を引き上げる必要があるため提案するものであります。

内容につきましては、第4条第1項中の40万円を50万円に改めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第18号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第15 議案第19号 志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第15、議案第19号、志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第19号、志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、使用料以外の費用の徴収手続の簡素化を図るため、公園管理者以外の者が公園施設を設置し、又は管理する場合の使用料について、電気料金、水道料金、ガス料金等必要経費を加算して徴収できることとする規定を設ける必要があるため提案するものであります。

内容としましては、別表第2に、電気料金及び水道料金等に関する事項を加えるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第19号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第16 議案第20号 志布志市志布志農村研修センター条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第16、議案第20号、志布志市志布志農村研修センター条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第20号、志布志市志布志農村研修センター条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市志布志農村研修センターのうち森山地区生活改善研修センター、潤ヶ野地区営農研修センター及び八野地区農業構造改善センターの管理に関する事務を教育委員会に委任する措置を講ずるため、現在施行されている志布志市志布志農村研修センター条例を廃止し、開館時間、休館日等管理に関する基本的事項を定めた条例を制定する必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○産業振興部長（永田史生君） 志布志市志布志農村研修センター条例の制定について、補足して説明を申し上げます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

これまで産業振興部で所管していた森山地区生活改善研修センター、潤ヶ野地区営農研修センター、

八野地区農業構造改善センターの管理に関する事務を、実際の利用実態に即して、更なる地域住民の負託にこたえられるよう、教育委員会に移管するもので、主な追加制定につきましては、第3条、開館時間等、第4条、休館日等を定めたところであります。

また、第7条で、使用権の譲渡等の禁止、第8条で、現状回復義務等を定めております。

そして、第14条で、過料に関することを定めております。

これは現在の条例に代えて、管理に関する基本的事項を追加・整理して、新たな条例として制定しようとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） この条例は、今、農政課で所管されているやつが、教育委員会に移るということですね。まず最初に、教育委員会に移行するという事は、社会教育法、そういったもの等の関連が、これは当然出てくると思うわけですが、教育委員会に移管をする、教育委員会サイドとしては、これは以前もこの議会であったんですが、いわゆる市長部局の方で十分議論された上で指定管理者の関係、そういった等を含めて委任を受けて、それを今度はきちんと教育委員会サイドがやっていくというシステムを採っていると思うわけですが、今回、この4つの営農研修センター、加工研修センター、それぞれですけど、ここを教育委員会サイドで受けるということにあたって、十分な議論が教育委員会サイドとの間でされて、こういう形になったのかですね。

そして、教育委員会にちょっとお聞きをしますけど、この森山地区生活改善研修センターをはじめとして、社会教育法の立場でいうと、そういった位置付けがきちんとされているのかということが2つ目です。

3つ目に、第4条、この第2項の加工設備等を使用することができる日は、次に掲げる日を除く日とするということで、日曜日及び土曜日、ここは使えないということになりますね。本来、社会教育活動の中でよく地域の方々が使われる、この研修センターについては土・日、子供たちが休みの日、そういった事等を通じてよく利用されて、その調理室等も利用するということになるわけですが、本体の方は使えるけど、こちらのいわゆるそのセンターについてはできないというふうになると、お湯を沸かしたり、いろんな調理をしたり、そういったものもできないということの不都合が生じるのではないかというふうに感じるんですが、そこらについての具体的なすり合わせがどうだったのかお知らせをしてください。

○産業振興部長（永田史生君） お答え申し上げます。

それぞれのセンターが4つあるわけですが、この加工センターにつきましては、私どもの方の産業振興部の方で管理をするということでございます。3つの森山地区生活改善研修センター、潤ヶ野地区営農研修センター、八野地区農業構造改善センターにつきましては、地域住民のいろんな自治公民館活動の拠点として利用されておるといことで、教育委員会の方に管理をお願いするということでございます。それらにつきましては、担当課長同士でいろんな話合いがなされたということで報告を受けております。

○教育次長（上村和憲君） お答えいたします。

この今回のセンター条例の制定に伴いまして、社会教育法の位置付けとの関連でございますけれども、先ほど産業振興部長の方で話がありましたとおり、実態としては校区公民館のひとつの館としての位置付けもしてございますし、活動の拠点としての施設もこれまでであるということから、合併後、いろいろ協議をした中で、この加工を除くものについては、公民館で、社会教育の方で管理をしていく方が実態に即しているということから、このような形を採らせていただいたところでございます。したがって、社会教育法の位置付けとしては、それに私どもとしては該当するということで判断をしたところでございます。

○25番（小園義行君） この提案理由は、いわゆる現在施行されている志布志市志布志農村研修センター条例を廃止するんでしょう。そして、必要があるため、新たに制定をするということなんでしょう。これでいくと、今、ここに4つ載っていますが、この帖五区農産加工研修センター、ここは農政サイドですね。そして、その上の3つが教育委員会サイドに移るんですね。農村研修センター、新しい条例として、これを提案されるということですね。そして、この加工施設、そういったものについては、農政サイドがやっぱりされるんですか。どこでくくりを分けて、つながっているんですけどね、普通、僕なんかが行くと、施設としてはですよ。

○産業振興部長（永田史生君） お答え申し上げます。

農村研修センターというのが、旧志布志町地区に4つあったということで、条例を一本化したわけですが、あくまでもそれらの研修センターについての管理が農政課管理の事業であったわけですが、その内の公民館的な利用がされている3つのセンターについての管理だけを教育委員会の方にお問い合わせをするということで、使用する際の条文が整っていなかったということで、条文の整理をさせていただいたところでございます。

○26番（上村 環君） 小園議員の質疑に対する答弁において、分かりにくい点がありますので、再度お伺いいたします。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。



午後2時18分 休憩

午後2時27分 再開



○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○26番（上村 環君） 産業建設常任委員会への付託になろうかと思っておりますので、その場で更に審議をさせていただきたいと思っておりますが、ただ提案に先立ちまして、担当部長から、この条例は実状に即して利便性を高めるために行うものであるという説明がありました。この農村研修センターの名称、これを見たときに、非常にそれぞれ建設の経緯、内容に違いがあるように思います。これらを総合的に、すべてそういった実状に即して利便性を高めるためということなのか、そのどういった面で利便性が高まるのかというのが1点。

それから、この研修センターのそれぞれの設置の経緯から見たときに、こういう条例で一本化してくるということは、今後問題はないのか、その2点をお伺いをいたします。

○議長（谷口松生君）　しばらく休憩します。

午後2時30分　休憩

午後2時31分　再開

○議長（谷口松生君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○産業振興部長（永田史生君）　農政サイドの補助事業で造られた施設というふうに私も理解をしているところでございます、加工センターを含めて。それらが、先ほどちょっと触れましたけれども、目的的にはそういった営農の相談室と、そういった目的で造った施設であるわけでございますが、現実的には地区公民館的な使い方がなされているということでございます。

それから、条例そのものが、合併のももとの条例そのものが一本化された条例であったために、今回この条例についての条文の見直しを行ったというのが実状でございます。

○議長（谷口松生君）　ほかに質疑はありますか。

○15番（長岡耕二君）　この潤ヶ野地区営農研修センターの場合は、今、利用されている分が夏場になりますと、青少年スポーツとか、そういう方々のキャンプの場所にもよく利用されているんですが、この時間を見ますと、午前8時30分から午後10時、夜のそういう宿泊とか、そういうところからは時間外になるんですが、どういう形でそういう利用というのはできるのか、それだけ確認させていただきます。

○産業振興部長（永田史生君）　基本的な時間についてを一応定めてございますので、あとは市長が認める場合という中で対応はできるかと思えます。

○議長（谷口松生君）　ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

○議長（谷口松生君）　お諮りします。

日程第17、議案第21号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君）　異議なしと認めます。したがって、議案第21号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

日程第17 議案第21号 志布志市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君）　日程第17、議案第21号、志布志市公民館条例の一部を改正する条例の制定につ

いてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第21号、志布志市公民館条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、安楽地区公民館の代表地番を変更するため、同公民館の位置する番地を改める必要があるため提案するものであります。

内容につきましては、別表第1の1の表中、「安楽1751番地1」を「安楽1750番地4」に改めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

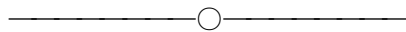
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第21号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。



日程第18 議案第22号 志布志市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第18、議案第22号、志布志市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第22号、志布志市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、年度の途中において始期と終期が到来する志布志市地方文化財保護審議会の委員の任期について、事務の合理化を図るため、年度と合致させる措置を講ずる等の必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○教育次長（上村和憲君） 議案第22号につきまして、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料の31ページをお願いいたします。

新旧対照表で御説明申し上げます。

右側が旧の改正前、左側は新の改正後でございます。改正部分にはアンダーラインをしてございますので、よろしくお願いいたします。

まず、新第4条、文化財の指定等から、34ページの新第14条、公開の規定までは、それぞれ字句及び用語の整理でございます。

そして、新第19条、志布志市地方文化財保護審議会から、新第23条、会議までの規定につきましては、それぞれ旧第19条から旧第23条までの規定を整理し、他の審議会に関する条例と形式を統一するものでございます。

35ページをお願いいたします。

新第24条、庶務の規定につきましては、新たに審議会の庶務についての担当課を定めるものでございます。

同じページの旧第25条、志布志市行政手続条例の適用除外の規定につきましては、既に行政手続条例に定めがありますことから、二重規定となるということで、今回削除するものでございます。

36ページをお願いいたします。

附則第5項、任期の特例でございますが、審議会の委員の任期を平成22年3月31日までとする規定を設け、委員の任期を年度と合致させる措置を講ずるものでございます。

そして、この条例は平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第19 議案第23号 志布志市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第19、議案第23号、志布志市立図書館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第23号、志布志市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、年度の途中において始期と終期が到来する志布志市立図書館協議会の委員の任期について、事務の合理化を図るため、年度と合致させる措置を講ずるとともに、他の公の施設に係る条例との整合を図るため、規定の整理を行う必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○教育次長（上村和憲君） それでは、議案第23号につきまして、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料の37ページをお開きください。

新旧対照表で御説明申し上げます。

新第2条、名称及び位置の規定につきましては、旧第1条第2項を名称及び位置として新規に新第2条として整理しますとともに、安楽分館が安楽地区公民館内にあることから、同公民館の代表地番の変更に合わせ、安楽分館の位置を改めるものでございます。

新第3条につきましては、旧第2条を字句整理の上、新第3条とするものでございます。

38ページをお願いいたします。

新第4条、開館時間の規定につきましては、字句及び用語の整理でございます。

新第5条、休館日の規定につきましては、旧第3条を字句整理の上、新第5条とするものでございます。

新第6条、利用できる者の範囲の規定につきましては、旧第5条を字句整理の上、新第6条として整理するものでございます。

新第7条、利用の制限規定につきましては、他の公の施設に係る条例との整合を図るため、新たに利用の停止を命ずることができる規定を定めるものでございます。また、第2項は、市が賠償の責めを負わない旨の規定を整備するものでございます。

新第8条、損害賠償義務の規定につきましては、旧第7条を整理し、図書館施設又は設備の損傷、滅失及び利用者が故意又は過失による図書館資料の損傷等についての損害賠償にかかわる規定として整理をしたものでございます。

39ページをお願いいたします。

新第9条、職員の規定につきましては、旧第6条を字句整理し、新第9条とするものでございます。

それから、新第10条、志布志市立図書館協議会の規定につきましては、旧第8条を字句整理の上、新第10条として整理するものでございます。

それから、新第11条、委任規定につきましては、旧の第9条を字句整理の上、新第11条として整理するものであります。

それから、新第12条、過料の規定につきましては、新第7条第1項の利用制限の規定に基づく利用停止命令に違反した者は5万円以下の過料に処する規定を整備するものでございます。

それから、附則第3項、委任の特例といたしまして、協議会の委員の任期を平成22年3月31日までとする規定を設け、委員の任期を年度と合致させる措置を講ずるものでございます。

そして、条例は平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第23号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第20 議案第24号 志布志市過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（谷口松生君） 日程第20、議案第24号、志布志市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第24号、志布志市過疎地域自立促進計画の変更について説明を申し上げます。

本案は、志布志市過疎地域自立促進計画に新公共交通システム導入事業等を追加し、及びため池等整備事業農業河川工作物応急対策等を廃止するため、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画部長（持富秀明君） 議案第24号につきまして、補足して説明を申し上げます。

今回の志布志市過疎地域自立促進計画の変更につきましては、平成18年6月に議決いただきました志布志市過疎地域自立促進計画に事業の追加及び廃止が生じたので、県との事前協議を行い提案するものでございます。

議案の1ページ目をお開きいただきたいと思います。

追加及び廃止を提案している事業の内容につきましては、変更前と変更後という様式でお示しをいたしております。

まず、1番目の産業の振興でございます。農業の基盤整備では、ため池等整備事業農業河川工作物応急対策、曾於市上荒地区を廃止し、地域ぐるみで農道、排水路の維持管理に取り組むための農地・水・環境保全向上対策事業を2地区追加し、1地区を廃止するものであります。その他では、定住交流促進事業を追加するものであります。

次のページをお開きいただきたいと思います。

2の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進に関する事業であります。事業の内訳として、農道では過疎基幹農道整備事業の3地区の計画書作成及び農林漁業用揮発油税財源身替農道整備、いわゆる農免農道でございますが、この事業2地区を廃止するものです。その他では、新公共交通システム導入事業の追加であります。

次のページをお願いいたします。

9のその他地域の自立促進に関し必要な事項であります。出会いサポート事業の追加であります。

以上、3つの施策についての変更でございます。

なお、各ページの変更前と変更後の備考欄にお示ししております表記は、平成18年6月に議決いただきました志布志市過疎地域自立促進計画に該当するページを記載をいたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○13番（立山静幸君） ため池等の河川工作物でございますが、私は受益者でもあるわけですが、これは土地改良区の理事長さんが工事はできないということで申込みがあったのかお願いします。

○産業振興部長（永田史生君） お答え申し上げます。

事業の採択が県の方ができなかったというふう聞いております。

○13番（立山静幸君） これにつきましては、合併前に土地改良区の理事長さん方が、大崎町もですが、来られて申請から、負担金が伴うということで、来られて、過疎計画にも載せていただいたところですが、改良区はどうしてもしなければならない事業ということで、3か月ぐらい前にも、前の大隅町の桂町長も、この事業はぜひやっていただきたいと。それで、志布志市も協力を願いたいということの相談もあったところではありますが、そういうことで土地改良区の代表者が取下げの申請があったのかお聞きをしたいと思います。

○産業振興部長（永田史生君） 土地改良区からの申入れの件については、ちょっと時間をいただきたいと思います。

○耕地課長（上原 登君） お答え申し上げます。

この事業につきましては、曾於市の方と県と事前協議で事業採択が困難ということが分かり、曾於市の方から一応事業申請を取り下げるという連絡がまいりましたので、当受益地のあります志布志市の方も過疎計画から一応取り下げるということで、今回お願いするところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号は、総務常任委員会並びに産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第21 議案第25号 上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長（谷口松生君） 日程第21、議案第25号、上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第25号、上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について説明を申し上げます。

本案は、上田之浦辺地に係る道路及び橋りょうを整備するため、上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画部長（持富秀明君） 議案第25号につきまして、補足して説明を申し上げます。

上田之浦地区の重要な生活道路であります市道志布志黒葛線につきましては、平成7年度より辺地対策事業債を活用して整備をしてまいったところがございます。しかしながら、いまだ未舗装区間や離合の困難な箇所があるところでありまして、そこで舗装整備や離合箇所を設け、老朽化している田吹野橋を架け替えることで、安全な通行や生活環境の改善を図るため、平成20年度から5年間の整備計画の策定をお願いをするものでございます。

総合整備計画書をご覧いただきたいと思います。

上田の浦辺地の人口は193人、面積が7.63km²でございます。辺地の度合いを示す点数は260点となっております。

事業内容といたしましては、道路及び橋りょうで、事業費は8,000万円でございます。

次に、付議案件説明資料の40ページをご覧いただきたいと思います。

事業の内容と事業費の財源内訳、事業計画年度でございます。財源の内訳につきましては、事業費の全額を辺地対策事業債を充当する予定であります。

41ページは、市道志布志黒葛線の位置図を示したものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○26番（上村 環君） この整備計画書を見ますと、5か年にわたっております。ここに記載してあります事業費8,000万円というのは、単年度を示すのか、5か年にわたる額を示すのか、その点をお伺いをいたします。

また、併せて、仮に単年度分だとすると、今後の公共的施設の整備計画はどういったものがあるのかお伺いをいたします。

○建設部長（宮苑和郎君） お答えいたします。

この志布志黒葛線につきましては、ほぼ真ん中の付近が約150mぐらいですか、離合もできない場所がございます。そういうことで、それと田吹野橋でございますが、それと加えて全体的に約8,000万円ぐらいかかるだろうという試算をいたしたところでございます。

そして、20年度の予算には、測量設計、それから用地買収、それからちょっと残りましたら工事を50mほどでもやろうかという予定にいたしておるところでございます。

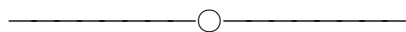
以上です。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第22 議案第26号 八野辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長（谷口松生君） 日程第22、議案第26号、八野辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第26号、八野辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について説明を申し上げます。

本案は、八野辺地に係る移動通信用鉄塔施設を整備するため、八野辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画部長（持富秀明君） 議案第26号につきまして、補足して説明を申し上げます。

携帯電話の不通話エリアを解消するため、平成20年度から5年間の間に鉄塔施設を整備するものであります。

まず、総合整備計画書をご覧いただきたいと思います。

八野辺地の人口は260人、面積が9.36km²でございます。辺地の度合いを示す点数は266点となっております。

事業内容といたしましては、移動通信用の鉄塔整備、事業費は1億1,375万7,000円でございます。

次に、付議案件資料の42ページをお開きいただきたいと思います。

事業の内容と事業費の財源内訳でございます。現在、八野辺地は採算性等の問題から、民間事業者による携帯電話サービスが提供されておらず、提供の予定もないことから、市が移動通信用鉄塔施設を整備し、民間事業者に貸し出すことで、地域間の情報通信格差是正を図り、さらには市民の生命や財産を守り、利便性を向上させるものです。

市が整備する鉄塔の高さは35mでございます。株式会社エヌ・ティ・ティドコモ九州とKDD I株式会社の2社から、鉄塔を借りてサービスを提供したいとの内諾書をいただいております。鉄塔は2社で共用できる仕様となっております。

説明資料の43ページでございますが、丸印が鉄塔施設の整備候補地、そして曲線で囲まれているのが、おおよその電波の届く範囲を示した図面となっております。

なお、本事業の推進のため、総務省の補助制度である情報通信格差是正事業、移動通信用鉄塔施設整備事業でございますが、これを活用することとしており、現在、県を通じて、九州総合通信局へ要望を行っております。

財源の内訳につきましては、国が補助対象事業費の30分の15、県が30分の6以内、これは県要綱によりまして上限が800万円となっております。通信事業者が30分の4を整備分担金として負担することとなり、残りを辺地対策事業債を充当する予定であります。

なお、辺地対策事業債は、元利償還金の80%が交付税措置されますが、交付税措置されない20%分については使用料として通信事業者から支払を受けることで、市の負担はほぼ発生しないという計画となっております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） 今、市の方で、今おっしゃっているような、こういう電波の届かないエリアというのが、この八野辺地で今回される以外に、どれぐらいあるのかですね。

それと、事業計画として5年間ということでしたが、計画年度で、この資料42ページでは、平成20年度で終わるといようなことに感じているわけですが、土地の関係、そういったものは個人所有のものなのか、それとも市関係のそういう土地なのかお願いたします。

それと、年間のその地方債の残りの20%分については、使用料ということでしたが、エヌ・ティ・ティドコモ、KDD I、どれぐらいの、2分の1ずつの案分なのか、金額的にどれぐらいになるのかをお願いをします。

それと、併せて、25年度以降の、この計画が終了した以降の維持管理、そういったものについては、市の財産として市が管理をしていくのかをお願いをします。

○総務部長（井手南海男君） まず、どの地域が、いわゆる携帯電話ですか、それが通じないかと。潤ヶ野の一部、今回、実際の場合、潤ヶ野、それから八野、そして四浦、そのほか山間部等については入らない所が多いかと思っております。

あと、土地については、今回の場合は個人有地ということで、個人有地を取得するということになります。

ほかの件については、担当の課長から御説明申し上げます。

○情報管理課長（徳満裕幸君） まず、維持管理についてでございますけれども、維持管理につきましては、移動通信用鉄塔施設を市が整備し、通信事業者にご利用させますが、保守契約を通信事業者と結ぶこととしており、毎月の運用、保守に係る費用は通信事業者の負担となります。

それから、使用料の2社の割合でございますけれども、受益割合の範囲で負担をしていただくということになります。

○企画政策課長（萩本昌一郎君） 計画の5年間のことについてでございますが、今回、20年度、1年限りの計画となっているところございまして、辺地の総合整備計画を定める際に、辺地法の関係で5年間という形で、こういうふうな形で、1年の事業であっても5年間という形で、定めるようになっておまして、次年度以降につきましては、特に予定はないところでございます。もし、この期間にまた新たな事業等が出てきた場合には、また見直してローリングという形で、国等をお願いをするという形で実施するというところでございます。今回は、この辺地につきましては、この事業だけを想定しているところでございます。

○25番（小園義行君） じゃあ5年以降の、仮にこれをずっと市が所有してやっていくということになると、維持補修とかいろんなことが関係してくるわけですが、そこについてちょっと答弁はなかったんですけど、補助事業みたいな形で受けてやるわけで、簡単に、はい民間に売りますよということも、これはあいならんわけで、そこについての積算というのがきちんとされて、市の持ち出しというのがその使用料の範囲の中で大丈夫なのかと。なぜかという、いわゆる大変、限界集落といいますかね、農村部については厳しい状況があるわけですよ。その中で、そのエヌ・ティ・ティドコモ、KDD I、そういった携帯電話を使用される方々がどれぐらいここにお住まいに、5年後、10年後になっていくのかなあという心配があります。そういった見通しがどうなのかということと、併せて、四浦地区、そういった所はこの辺地債による事業が難しいということになっているのか、四浦地区は完全に網羅していますよということなのか、そこらについての検討というのは、他の地域からそれが来た場合に、どういうふうな総合整備計画というのを立てていくのかと、こういった要望が来られたときに。そこについてはいかがですか。

○情報管理課長（徳満裕幸君） まず、維持管理でございますけれども、例えば鉄塔の再塗装、機器の更新に係る費用もすべて通信事業者の負担で行うことになります。

それから、八野、潤ヶ野地区の見込める利用者でございますが、世帯数186世帯、人口399名でございます。

今後の見通しでございますが、地区の携帯電話の利用率を調査したことはございません。総務省が行った平成18年度通信利用動向調査、これは平成19年5月に発表されたものでございますけれども、これによりますと、全国の携帯電話の利用率は70.8%であります。都市規模別では、特別区や県庁所在地などが75.5%であるのに対して、その他の都市では69.7%となっております。

今後、この地域でサービスが開始されますと、同様な利用率になるものと考えております。

○企画政策課長（萩本昌一郎君） 今回の事業というか、辺地の総合整備計画を定めるにあたりまして、同様に、御質疑もございました四浦地区も同様な状況でございますので、実施できないかということで検討をいたしました。先程来申し上げておりますKDDIと、それからドコモの賛同が得られなかったということで、今回は計画の中に上げられなかったということでございます。

○25番（小園義行君） 大変喜ばしいことだと思うんです。ただ、これは不公平感が伴うと非常に今度は厄介なことになりますよね。そういう四浦の関係を含めて、この地域ですよ、サービスが可能なエリアというのは、ここに出ているんですけど、この馬庭地区とか、柳井谷、いろんな所、そういった所はこれからすると、少し難しいのかなあという状況も見えているわけですが、そういったものについてのこれから先の見通しというのもきちんと持っていないと、これは大変厄介なことになって、当局として、そういうものがありますので、そこらについてはきちんとした対応を考えておくべきだというふうに思います。

○市長（本田修一君） 移動体通信ということで、携帯電話が、今、生活の中では非常に重要な私どもの生活手段の一つになっているということでありまして、市民全員の方がその利益に浴するという状態にあればいいというようなことで、今現在、こういった辺地について、その通信鉄塔の建設ができないかということを要望を受けて検討してきたところでありました。

ただいま提案しておりますように、このことにつきましては、業者の方々の協力が前提ということがございまして、その中で私どもは事業化できたということでございます。今後も、事業化に向けては、この事業をされる方の同意を求めながらということ、今後、受益されていない方についてもお話をしていきたいというふうに思っております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○27番（鬼塚弘文君） この件ですけれども、先に私の一般質問の案件でもあったわけでありまして、今、同僚議員の方からありましたように、多分これは、本田市長の移動市長室の中で地域の方々から熱い御要望があった案件だったわけですね。それで、今、小園議員の方からもありましたけれども、この提案があった時は、この資料の43ページの赤い枠の中にはまっていない馬庭の地域で、この要望が出たわけですね。ところが、枠から外れていますね。よって、ここは隅々まで100%ということはないというふうに私も思っておりますけれども、今、同僚議員からありましたように、この地域の方々にはせつか

くこういうふうに対応していただいたわけでありますが、地域の方々に対しての説明、これはどういふふうにしていかれるか、そのことだけを確認しておきたいと思ひます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまありましたように、移動市長室の中でこういった要望があつて取り組んだということですが、直接された方の地域が含まれていないということにつきましては、このエリアの設定につきまして、例えば通信塔の位置によつて大分違ふわけですので、その位置についても、業者ともいろいろな形で検討したところでありました。その中で、受益者が最大に見込まれるということがこの場所になつたということでありまして、その結果、外れる地域が出てきたということになつたようでございます。そのことにつきましては、また地域に赴いて、このことについては十分説明申し上げたいというふうに思ひます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となつています議案第26号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第23 議案第27号 市道路線の変更について

日程第24 議案第28号 市道路線の認定について

○議長（谷口松生君） 日程第23、議案第27号から、日程第24、議案第28号までの2件を、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第27号、市道路線の変更について説明を申し上げます。

本案は、市道昭和・弓場ケ尾線の改良拡幅に伴い、市道町原・弓場ケ尾線の終点及び市道平和・弓場ケ尾1号線の起点を延伸し、並びに市道孫野線の終点部分を付け替へるため、これらの路線を変更する必要があるため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第28号、市道路線の認定について説明を申し上げます。

本案は、市道昭和・弓場ケ尾線の改良拡幅により旧道敷となつた区域について、地方開発及び産業振興に資するため、市道の路線を認定する必要があるため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第27号から議案第28号まで説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設部長（宮苑和郎君） 市道路線の変更について、補足説明を申し上げます。

平成10年度から昭和・弓場ケ尾線のバイパス工事を着工し、現在、県代行として橋りょう等の工事を大隅地域振興局建設部曾於支所で実施している路線でございます。このバイパス工事により、4路線の起点・終点等の変更が生じたため、今回変更をお願いするものでございます。

変更をする路線につきましては、4路線でございます。

昭和・弓場ケ尾線、前後で書いてありますが、これは終点が変わってくるということでございます。

それから、町原・弓場ケ尾線、前と後、変更後等書いてありますが、これも終点・起点の取付けの位置が変わってくるということでございます。

それから、平和・弓場ケ尾1号線、これにつきましては、起点側の取付けが変わってくるということでございます。

それから、孫野線、これは終点側の地番が変わってくるというような状況でございます。

それから、議案第28号の市道の認定でございますが、関連がございますので、補足、また説明を申し上げます。

先ほど、第27号で変更いたしました4路線につきまして、このバイパス工事につきまして、新しい道路は昭和・弓場ケ尾線でございますけれども、残りの区間が2箇所残ってまいります。その分については、やはり市道ということで、再度認定をする必要があるところでございます。

認定する路線は、整理番号では950号でございますが、茶屋場線、406mでございます。起点・終点、新しい番地になっております。

それから、整理番号で951号でございますが、雨堤線、215mでございますが、終点・起点が新たに地番を付けたところでございます。

説明資料といたしましては、44ページに変更、それから新規認定の図面を添付いたしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから2件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第27号及び議案第28号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第25 議案第29号 新たに生じた土地の確認について

日程第26 議案第30号 字の区域変更について

○議長（谷口松生君） 日程第25、議案第29号から、日程第26、議案第30号までの2件を、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第29号、新たに生じた土地の確認について説明を申し上げます。

本案は、鹿児島県が行っている志布志港整備事業及び志布志港改修事業における公有水面埋立てのうち、第1-1-2工区がしゅん工したことに伴い、本市の区域内に新たに生じた土地を確認するため、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

次に、議案第30号、字の区域変更について説明を申し上げます。

本案は、鹿児島県が行っている志布志港整備事業及び志布志港改修事業における公有水面埋立てに伴

い、本市内の字の区域を変更する必要があるため提案するものであります。

以上、議案第29号から議案第30号まで説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設部長（宮苑和郎君） 議案第29号でございます。新たに生じた土地の確認ということで、補足説明を申し上げます。

国、鹿児島県で行っている志布志港新若浜地区の公有水面埋立地、計画面積84.6haのうち、昨年6月と12月議会で、約47haの土地の確認及び字の区域変更を議決していただきましたが、今回、県で行った部分の土地、約5.1haが完成し、平成21年春ごろ、利用開始の予定と聞いております。

したがって、新たに生じた土地の確認で、市町村長は議会の議決及び告示を経た後、登記手続を行い、必要な施設などを整備するものであります。

その土地の所在地、大字志布志町安楽字外間瀬202の1、字汐掛292の1に隣接する国有地の地先公有水面埋立地、土地の面積、5万1,453.64㎡であります。

また、議案第30号の字の区域変更について、関連がございますので、補足説明申し上げます。

先ほど説明いたしました約5.1haの新たな土地が生じますので、字の変更をお願いするものでございます。

新しい所の字でございますが、志布志町安楽汐掛、大字志布志町安楽字外間瀬202の1、字汐掛292の1に隣接する国有地の地先公有水面埋立地であります。

説明資料といたしまして、字界変更図を45ページに添付いたしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから2件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第29号及び議案第30号は、産業建設常任委員会に付託いたします。ここで3時35分まで休憩いたします。



午後3時24分 休憩

午後3時35分 再開



○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

教育次長の方で発言を求めていますので、許可いたします。

○教育次長（上村和憲君） 先ほど、議案第9号におきまして、お尋ねのありました250円の根拠でございますが、この健診料250円につきましては、合併前ではそれぞれ松山町、有明町が委託契約で、そして志布志町が条例で、この金額をそれぞれ240円と定めてございました。それを基にいたしまして、合併のすり合わせによりまして、この健診料を250円として統一したものでございます。

なお、この250円につきましては、当時、市の医師会との関係等、総合的に協議されて、この250円に

なったというふうに理解をしているところでございます。

よろしく願いいたします。



日程第27 議案第31号 平成20年度志布志市一般会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第27、議案第31号、平成20年度志布志市一般会計予算を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第31号、平成20年度志布志市一般会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市一般会計予算を調製したので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

まず、会議規則第53条の規定により、岩根賢二君から発言通告が提出されておりますので、岩根賢二君の発言を許可いたします。

○19番（岩根賢二君） 4点ほど、質疑をいたしたいと思います。

まず、説明資料の8ページ、予算に関する説明書の75ページの選挙管理委員会費、節13の委託料の関係ですが、これは裁判員候補者名簿調製に伴う住民基本台帳システム改修ということでありまして、市民にとりましては、裁判員制度そのものについて理解をすることがより重要なことではないかなあと思うわけです。ということで、この制度に関する市民への周知はどのように行う考えであるか、その点をお聞きします。

例えば、志布志市の市民の中から、年間に何人ぐらいがそういう選任をされる可能性があるのか、そういう数字があればお示しをお願いいたします。

次に、説明書の64ページから65ページにあります、目4企画費の中の、志のあふれるまちづくりの所で、説明資料の10ページにその内容が6項目ほど示されております。施政方針の40ページにも同じようなことが述べられておりますけれども、これらの事業を実施することで、どのような効果を期待しておられるのか。また、これらはどうしても必要な事業なのか、その点につきまして、納得のできる答弁をお願いいたします。

3点目に、説明資料の11ページの定住交流促進事業についてであります。これも施政方針に詳しく述べてありますが、この事業は積極的に推進すべき事業だと私は思っておりますが、残念ながら予算額がその割には少ないのではないかなと思っております。その少ない理由、その内訳について説明をお願いしたい。

それと、定住交流促進協議会のメンバーはどのような顔ぶれを考えておられるのかお示しをしてください。

4点目に、説明書の62ページ、説明資料の19ページ、電子入札システム共同利用負担金についてお尋ねいたします。

この電子入札の導入は、従来の入札に比べてどのような効果があるのか。また、関連をいたしまして、一般競争入札の導入については、今どのような見込みであるのか。

以上、4点をお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

裁判員制度について、市民の周知ということでございます。

裁判員制度につきましては、国民の皆さんに刑事手続のうち、地方裁判所で行われる刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合、どのような刑にするのかを、裁判官と一緒に決めてもらう制度です。原則として、裁判員6人と裁判官3人が一緒に刑事裁判の審理に出席し、証拠調べ手続や弁論手続に立ち会った上で、協議を行い、判決を宣言することになります。

この裁判員の選任資格が衆議院議員の選挙権を有する者の中から選任することとなっているため、候補者予定者名簿の作成を、市選挙管理委員会で行うものです。

市民に対する周知につきましては、地方裁判所において、ホームページでの掲載や新聞・テレビなどで定期的に周知を図っており、昨年末には県内各地で100名規模のフォーラムも実施されております。また、説明会の申出がある団体・地域についても、裁判所から出向いての説明会も2年ほど前から実施されているところであります。

今後、広報紙並びにホームページ等へ掲載し、制度の周知を図っていきたいというふうに考えております。

志布志市から何人ぐらい選任される可能性があるかということでございますが、各市町村の選挙人名簿登録者の中から、裁判員候補者予定者が毎年選任されることとなります。

選定方法につきましては、8月上旬に選挙人名簿登録者数を裁判所に通知し、毎年9月1日に裁判所から各市町村に割当人数の通知が来ることとなっております。したがって、現時点では志布志市の割当人数が何人になるか確定しておりません。ただし、割当人数の算定方法は、各地方裁判所で決められており、昨年度の推計値では、鹿児島地方裁判所において、県全体で2,783人、うち志布志市が57人となっております。この候補予定者の中から、さらに裁判所において、1事件につき、原則6名の裁判員が最終的に選任されることとなります。

次に、志のあふれるまちづくり事業について、それぞれの事業効果というものを、どのようなふうに期待しているかということでございます。

昨年4月24日に、しぶしの日を制定しまして、「志のまち」を宣言したところであり、事業推進のために具体的事業を行うものであります。

説明資料10ページの内容であります。 (1)の記念日事業では、講演会を開催するとともに、志布志市を全国にアピールしたいというふうに考えております。

(2)の志民登録事業では、志布志ファンやイベントの参加により、交流事業や特産品の購入につなげていきたいというふうに考えております。

(3)の探検ツアーにつきましては、志布志市のことをもっと知ってもらおうということであり、

(4)の志の制定では、家庭で夢や目標、志を大いに語ってもらおうということであり、

(5)の看板設置事業では、市の施策の推進として、本庁、各支所に、看板を設置したいと考えているところであります。

(6)のシンボルマークの活用につきましては、特産品販売や企業誘致各イベントにおいて、のぼりなどのデザインとしてアピールしていきたいというふうに考えております。

以上、これらの推進事業によりまして、志のまちの推進が、市民の皆さんと一体となった運動として展開されるとともに、志布志市のイメージアップにつながるというふうに考えております。

どうしても必要な事業であるのかというようなことですが、振興計画の基本理念の志のあふれるまちの推進でありまして、定着するまでは必要な事業というふうに考えております。ソフト事業が主でございますので、皆さんの御意見も賜りながら、ぜひとも実施していきたいというふうに思います。

次に、定住交流促進事業についてのお尋ねでございます。

この事業につきましては、積極的に推進すべき事業だという割には、予算額が少ないのではないかとというような御指摘でございます。

少子高齢化が進行し、過疎化が一層進む現実の中で、早急な取組が求められておりましたが、有明地区での地域活性化住宅の整備や、蓬の郷民宿村の整備、松山地区での定住促進住宅用地の整備は実施しているものの、行政の関係各課をはじめ、関係団体との連携した具体的な事業内容の検討実施には至っておりませんでした。

今回、定住交流促進協議会を立ち上げ、まず情報収集のほか、調査研究を進めながら、具体化すべき事業計画を作成して、次の段階で具体的な予算措置を行う予定としております。

その定住交流促進協議会のメンバーにつきましては、今後、正式に規定の中で整備していくということになりますが、海、山、大地の自然豊かな志布志市への定住交流ということから、農業・漁業関係団体、商工・観光関係団体、公民館等社会教育関係団体、志布志市へ定住されている方など、関連のある行政の所管課職員を含め、15人程度を予定しております。

次に、電子入札制度についてのお尋ねであります。本システムの導入の効果につきましては、事務改善の効果が大きいというふうに考えております。

主なものとしましては、手続の透明性の確保、これは情報公開につながるということでございますが、また品質競争性の確保、これは談合機会の減少が期待できるというふうに思います。それから、コスト削減、これは業者の移動コストや時間コストの圧縮につながるというふうに考えております。また、入札に係る事務の迅速化につながるというような効果が期待できるというふうに思っております。

次に、一般競争入札の導入についてはどのような見込みかということですが、一般競争入札の導入につきましては、本市におきましては、入札制度改革における大きな柱になるというふうに考えております。昨年、9月議会でも一般質問などでお尋ねがあり、その折にも回答させていただきましたが、導入は金額的な基準や参加業者について、何らかの制限を行うなどの条件付き一般競争入札になると考えております。今現在は、まず本年度中の要綱・要領の作成や周知を行い、その上での実施を目標とするよう指示しているのが現状であります。ただし、その導入は慎重を期すものでなければならないと考えておりますので、これは建設業に携わる皆様方の日ごろよりの地域に根差した活動、地域貢献な

どは、市として十分考慮しなければならないというふうに考えているものであります。

○19番（岩根賢二君） 最初のこの裁判員制度のことですけれども、市長の答弁では、ホームページだとか、そういったもので知らせていきたいということですが、まだホームページの利用者というのは、市民全体からしましたら少ないと思うんですよね。ですから、もっと具体的に説明をする機会を増やした方がいいのではないかなあと考えております。

それと、答弁の中で、説明会の要請があれば、そういうことも開催ができるというふうな話がございましたので、市としてもそういう要請をされて、具体的にしていってもらった方がいいのではないかなあとと思います。いざ、この裁判員にあなたは選ばれましたよというふうなことで通知を受けたときに、やはり市民はどぎまぎするんじゃないかなあとと思いますので、そこらへんは十分に説明をしていただきたいと思っております。

2点目ですが、志のあふれるまちづくりということで、この事業は市長はソフトの事業であるとおっしゃいましたけれども、やはり何かイベント、イベントというふうに結び付けていっているような気がするわけですよね。施政方針の中で、市長は4ページでは、先ほどは40ページのことが出ましたが、4ページにはこう書いてあるんですよ。「市民の皆さんが、地域や家庭で、活躍される姿そのものが『志』である」と。これでいいんじゃないですか。心の問題ですから、イベントに頼らなくても、そういうふうな心を持ってもらえば、それで志のまちということになるわけですから、よりそっちの方向にもっていってもらった方がいいのではないかなあと考えております。

それで、次のこの定住交流促進とも関連して申し上げますけれども、同じ企画政策課の中でこういう予算組みされるのであれば、むしろこちらの定住促進交流の方にお金を入れた方がまだ、定住が促進されるということであれば、どちらかという、そちらの方が市の活性化につながるのではないかなあと考えております。そのことについて、またお答えください。

それと、この定住交流促進の協議会のメンバーのことをお尋ねしましたけれども、今、市長の答弁を聞いておりますと、従来のどの審議会とか、協議会のメンバーとも何か共通するようなところがありまして、私はそれでいいのかなあと考えております。どちらかという、私はその中に2人や3人は市外の方も入ってもらって、この志布志市の良さを外から見た場合の意見とかいうのも、やはり参考に取り入れてもらった方がいいのではないかなあと思うわけですが、そのようなことは考えられないか、もう一回お伺いします。

それと、電子入札に関連してですけれども、この電子入札で、市長は、談合防止とか、あるいは事務の迅速化に寄与するというふうなことも申されましたけれども、以前、入札の改革につきましては、市長もさっき答弁をされましたけれども、いろんな方が質問されて、去年の3月の定例会では、入札制度の改革について、市長はこうに述べておられます、去年の3月ですよ。国が3月までに地方自治法施行令や政省令を改正することになっていきますので、その改正内容を踏まえて、要綱等の改正を行い、入札制度の改革について検討をしてみたいと述べておられる。もうそれから1年たっているわけですね。だけれども、まだ具体的には進んでいない。まだ慎重を期すとおっしゃっています。けれど、県内でも早速、この一般競争入札を導入された市もあるわけですよ。やはり取組がちよっと遅れているので

はないかなあとお尋ねいたしますので、その点について、もう少し迅速化することはできないか、その点についてお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

初めの裁判員制度についてでございますが、ホームページだけでなく、広報紙でもこのことについては周知を図っていきたいというふうに考えております。

さらに、裁判所の方でこういった説明会が開催されるということでございますので、私どももこのことについてもお知らせをして、その機会を増やしていきたいということは考えております。

それから、2番目の志のあふれるまちづくり事業についてでございますが、先ほども申しましたように、昨年4月24日にしぶしの日を制定しまして、志のまちの宣言をしたところであります。新しいまちのまちづくりにつきましては、合併の時に、「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」というものを、将来像として定めたところでありますが、私どもは新しいまちの、じゃあシンボリックなものは何なんだろうということを考えていただいたときに、志ではなかったらどうかということで、志のあふれるまちをつくっていかうということを基本計画の中に定めていただいたところであります。しかしながら、じゃあ志というのは何なのといったときに、なかなか分かりにくい、見えにくいという面がありますので、このことについては市民の方々にこういったものではないんでしょうかと、こういったものですよということをお示ししながら、共通理念として追っていきたいというようなことで、様々な場面でこういったことをお話をさせていただいているところでございます。

そのような市民の方々がそれぞれ志というようなことで認識していただくということが、新しい志布志市の統一感が図られると、そしてそのことが対外的には評価されるようなまちづくりにつながっていくというふうに考えているところでございまして、このような様々な機会で、そのことに取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

それから、定住促進につきましては、今後、本当に、先ほども言いますように、団塊の世代等がいよいよその力を別途の形で発揮される時になってきたということでございます。そのような方々の力もお借りしたいということでございますので、今、御提案がありましたこの協議会のメンバーについても、そのようなことも十分考慮しながら、メンバーを、協議会を構成していきたいというふうに考えます。

入札制度につきましては、現在、県内では市でいきますと、鹿児島市、薩摩川内市、鹿屋市、霧島市、出水市が、昨年4月から9月までに実施し、要綱を設置済みで、そしてまた未定にかかわらずというような状況でございまして、実施していない市というのは、まだ17市のうち、ほかの市が実施していないという状況でございます。そういうことで、私どもの地域につきましては、遅れているというような状況ではないわけではございまして、そのことにつきましては、慎重を期しながら取り組んでいきたいなあというふうに思っているところでございます。このことにつきましては、関係者の方々に話をしておりますので、関係者の方々もそれなりの準備を進めながら、そのときの対応をいかにすべきかというものを自らが取組をされているんじゃないかなあというふうに思っています。そういうような状況も合わせながら、このことについては取り組んでいきたいなあというふうに思います。

○19番（岩根賢二君） 市長が言われる、志のあふれるまちづくりについて、もう一回お尋ねしますが、

昨年行われまして、そのしぶしの日ですね、その時に参加者が何名あって、そのうちに職員が何名参加されたか。市長がおっしゃるには、市民が一体となって、このまちづくりをするんだということですので、一体となってやっているんだと思いますが、その数が分かれば教えてください。

それと、この入札制度について、まだ取り組んでいない市もたくさんありますから、遅れているわけではないという答弁ですけれども、じゃなかったですか。そういう考え方じゃなくて、前へ進んでいくんだということでもやってもらいたいと思いますが。

○市長（本田修一君） 電子入札につきましては、国の方でも2001年6月から、ICT化推進の位置付けというようなことで、県では平成22年までの普及を目標としているというようなことであるようでございます。そのような中で、先ほど実施している所、未実施の所というようなことでお話したということでもございまして、決して後ろずさりの形でしているということではなくて、取り組んだときに、スムーズに皆さんが理解できるようなやり方というものは、どういったものがあるかということ、十分検討させてもらいながら、そして理解をしていただきながら、取組をしていきたいということをお話したところであります。

それから、志のまちの宣言の時に、人数につきましては、ちょっと調べさせておりましたが、講演会と、それから宣言のセレモニーというものをしたところでございますが、今申しましたように、じゃあこのまちは志のあふれるまちをつくっていくんだよということ、初めて市民の皆さんに御紹介したというようなことで、あれがスタートではなかったろうかというふうに思っています。それで、その後、私自身も様々な場面でそういったことについてお話をさせていただきまして、特にボランティア活動をしていただいている方につきましては、そういうことについて、同じ基本理念というものを理解して、そして共通意識として持っていて、同じまちづくりに取り組んでいきましょうよということをお話を申し上げているところでございます。

○企画政策課長（萩本昌一郎君） 昨年度のしぶしの日宣言の際に、一般の市民の方々の参加というのは、正式に、詳細にカウントしたわけではございませんが、おおむね500名程度というふうに把握しております。職員の参加につきましては、事業の推進にかかわりました職員を含めまして、そのうち約1割程度というふうに把握しているところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○14番（小野広嗣君） 大分時間も経過しておりますので、私の所管外のことを中心に、5点ほど質疑をさせていただきたいと思います。

まず初めに、予算書の82ページ、老人福祉費、報償費で敬老祝金が計上されているわけですが、この敬老祝金に関しては、昨年、それぞれの議員の方から、様々な角度から質疑が行われたわけですが、そういった様々な質疑を経て、なおかつ今回、77歳、80歳以上の節目支給ということで提案があったわけですが、ここに至った、こういった提案の結論に至った中身を少し述べていただきたいことと、これまで、昨年私も少々述べさせていただきましたが、この現金支給ということが、果たしていいのかという問題、いわゆるこれを記念品にするとか、あるいは様々な自治体によっては、地元の商工会と連携をしながら、その中で商品券という形で、この節目支給であったり、あるいはそういった状況の方々に

提供するということがあります。そういった検討はなされなかったのか。いろいろお話を聞くと、現金支給が大変喜ばれている部分もあるでしょうが、逆に商品券の方がどぎつくなくて、受け取りやすいんじゃないとか、そういった意見を現場で聞く場合もございますので、そういった検討はなされなかったのか、そこらについてお示しをいただきたい。

また、次、予算書の85ページ、児童福祉総務費の報償費の中で、出産祝金、この550万円が計上されているわけでありますが、この件に関しても、旧志布志町時代から何度となく質疑を行ってまいりました。もう既に旧志布志町時代に、当時の町長がいわゆる少子化対策のたたき台として提案をさせていただきましたというところから始まっております。その当時はそれでよかったですでしょうけれども、それから5年以上を経過しまして、この3歳子以降に対して10万円を祝金として贈る、そのことがどういう推移をもって本日に至っているのか、そこらの状況が分かればお示しをしていただきたいことと、庁内でこのことに関して、いわゆる一回事業としてスタートして、その事業の評価をしていく中で見直す場合もあるでしょうし、またその事業を厚くしていく場合もあるでしょう。そういった中で、例えばこの祝金、出産に対して、いわゆる出産育児一時金というのが平等に支払われるわけですが、それ以外に、市単独で祝金をわたす場合、第1子と第2子には祝金はないのかと、そういったことの議論、ここらについて、この1年どういうふうに庁内で調整あるいは検討があったのかをお示しをいただきたい。

次、予算書86ページ、母子福祉費、児童福祉扶助費の中で、今回、施政方針にも出ておりますが、自立支援教育訓練給付費、あるいは高等技能訓練促進費事業、これが出ております。このことは私が昨年一般質問をし、取り上げた問題であります。ここに市長も今回、新たに母子家庭の自立促進支援策として、新たにこの自立支援教育訓練給付金事業、あるいは高等技能訓練促進費事業を実施してまいりますというふうに、施政方針にも述べておられるわけですが、このことに関しては本来、1年、2年先にスタートをするべき事業が本市においては遅れていたと。そのことに関して、昨年取り上げて、今回こういう形になっておりますが、その中身を見ていくときに、この自立支援教育訓練給付費というのは、現在のところ、どういった利用形態になっていくのかということもあるんでしょう。そのことに関しては、12万4,000円の予算が計上されていますが、どういう見込み、どういう判断でこういう額に至っているのか、そこをお示しをいただきたい。

もう一つ、同じこの扶助費の中で、高等技能訓練促進費事業、このことに関してもそうですが、これは123万6,000円、12名をある程度予想して計上された額であろうと思いますが、こういった事業を行っていくとき、これは積極的に市の側から、この母子家庭の自立支援を行っていくという意気込みがないと、そしてそれをしっかり周知していかないと、なかなかこの事業に乗っかっていかない。そのことをどうやって進めていくのか、そこらについてお示しをお願いしたい。

あと、95ページの中で、いわゆるこの母子保健費、そういった中で今回、母子保健事業として、妊婦乳幼児健康診査、これまで一貫して主張させていただいて、昨年5回になりましたが、国の予算が付く中で、もう少し頑張れないのかということで、今回7回の提案、こういったことに関しては積極的に評価をするところであるわけですが、この事業がスタートする、4月からスタートをするわけでありますが、このときに、現在母子手帳をいただいている方々の対応、いわゆる4月、5月、6月にも、

もう出産という方々がいらっしやいます。こういった方々に対しては、もう既に母子手帳で5回分が配付されていますね。そういった方々に対する対応をどのように考えていらっしやるのか、追加分としてしっかり出していかれるのか、そういった部分についてお示しをしていただければ有り難いというふうに思います。

あと、同じこの母子保健事業の中での不妊治療費の助成、これが今回、予算として計上されたということは、本当にある意味で、旧志布志町時代から訴えてまいりましたので、ある意味で本当に本田市長が、子育て日本一を目指すんだという言葉の背景、そういったものが裏付けをされてきたんだろなあというふうに評価をするわけですが、これを、すごくデリケートな問題ですので、こういった今回100万円ほど計上されていますが、これまでの国・県の事業と含めて、保健所と連携とかいうこともこれまでではあったわけですが、これを市単独でこういうふうに出される場合に、どういう経緯を経るのか、そしてこういった何名ぐらいを対象にして予算化をされたのか、そこいらについてお示しをお願いしたいと思います。

○福祉部長（蔵園修文君） まず、敬老祝金に関するお尋ねでございますが、昨年度、見直しをしまして、現在のような支給の方法にしたわけでございます。当然、毎年見直しをしていくべき内容であろうというふうに考えるわけでございます。その時その時要請に応じる、あるいは社会の状況等も踏まえながら対応していくべきだろうというふうに考えております。その中で、他の市町等の状況も踏まえながら行っていくということで、昨年度見直しをする際にも御説明を申し上げたところでございます。

その中で、まだ若干、県内では志布志市は最も手厚い支給内容になっているというふうに思っているわけでございます。これにつきましては、即、昨年度見直しをして、また今年ということ、大きい見直しにつきましては、昨年に引き続いてということになりますので、今回はその大きな見直しというのは検討は特にしていないんですが、中の部分的な見直しにつきましては、若干、今年度も実施をしたということで、77歳の節目につきましては、昨年度の反省を踏まえまして、額の見直しをさせていただいたということでございます。

それから、商品券につきましては、現金支給との関係について、商品券の利用の方法、あるいは年齢的な利用の仕方、そういったものを踏まえて、当分の間、今年度も現金支給の方がよかろうということで、同じ方法をとるところでございます。

それから、出産祝金についてでございますが、旧志布志町から引き続いての事業でございます。少子化対策の一環として、今、実施をしているわけでございますが、これについて第1子、第2子についてはどうかということも内部でも検討したわけでございますが、財源的な部分、そういったものを踏まえて、現行の方法で一応対応していこうと。そして、このことが今年度、19年度の補正予算でも若干増額をさせていただいたところでございますが、少子化対策に貢献している事業ではないかというふうに、今の段階では思っているところでございます。ただ、これも将来、ずっと続けていくという事業になるかという、またこれにつきましても、内容はその時その時に応じた子育て支援、市民が望む姿に当然見直しは必要であろうというふうに思っておりますが、20年度につきましては、これまで同様の事業で実施をしたいということで予算化したところでございます。

それから、今年度新たに予算化をしました自立支援関係の予算でございますが、自立支援教育訓練給付事業につきましては、お尋ねにありましたように、12万4,000円の扶助費を計上したところでございますが、この内容につきましては、医療事務講座あるいはホームヘルパーの講座、コンピューター講座。こういったものを2名ずつ見込んでの予算計上をしていると。母子家庭の自立支援に資するというところで、この3つの内容を予算化をしたところでございます。

それから、高等技能訓練促進費事業でございますが、これにつきましては、月額10万3,000円の12月分、123万6,000円を1名分予算計上して、高等技能を修得していただくための経費というものを計上したところでございます。当然、これも同じ母子家庭の支援に資するという目的で取り組む事業でございます。

それから、妊婦健診についてのお尋ねでございます。昨年度、公費負担の回数を5回に改正をし、今回7回ということで充実しようとするものでございます。同時に健診内容についても検査項目の充実を図ろうとしているところでございます。先日の新聞報道等でもありましたが、これにつきましては県内でもトップクラスの水準にあるサービス内容であるというふうに考えております。ただ、年度をまたがっての受診券の発行については、ちょっと調査をさせていただきたいと思っております。

失礼しました。妊婦健診につきましては、新年度7回に充実するわけでございますので、追加交付をしていきたいというふうに考えております。

それから、不妊治療につきましては、5人分を計上をいたしているところでございます。これにつきましては、当然、状況等の把握が必要に、年度が始まって事業を開始しますと、状況等の把握というのが必要になっていくだろうというふうに考えています。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） 分かりました。

この敬老祝金のことに関しては、いわゆる福祉部内、あるいは市長との関係で、いわゆる商品券、あるいは記念品、こういった部分に変えていこうという議論はあったんですね。検討はされたというふうに理解していいんですか。

あと、その現場、いわゆる頂かれる側の声、そういったものをしっかり把握をして、まとめ上げていくというか、そういったものがないと、やはりこちら側の思いだけが先に走って、結構現場との乖離があるということであってはいかんと思うんですが、そこらも含めて答弁をお願いしたいと思います。

あと、この出産祝金のことですが、財政のことを言えば、本当に大変であろうということで、あれもこれもというわけにはいかない。そういった中で検討していかなきやいけないわけですが、例えばその第3子以降が10万円ではなくて、逆にこれを落として5万円にして、第1子を例えば2万円、第2子を3万円、そして第3子以降を5万円とか、そういった検討もできるんじゃないのかと私は思うわけですが、そういったことに対してどうだったのかということですね。財政を考えれば、当然、先ほど福祉部長が言われたような答弁になるかと思いますが、そこらについて、やはりある意味で、祝金というふうに付く以上、第1子もお祝いなんですよ。第2子もお祝いです。なぜ第3子以降だけがお祝いを受けるのかということになると、やはり子育てが大変だからという形で出すんだったら分かるんです。だけど、

出産祝金というふうに付ける以上、不公平感がどうしても出てくるのではないかということも含めて、そこらの慎重な議論がどうなされたのか、再度お伺いしたい。

あと、この母子福祉費、この中で少し私勘違いをしていましたけれども、高等技能訓練促進費事業にしても、あるいは自立支援教育訓練給付費としても、まあなかなかこちらの側から訴えていかないと、利用が少ないというのは、先に走っていた自治体を見ても、そういったことが出ていますね。だから、そういったことがあるが故に、国の方ももっともっと実際においては周知徹底を図って、いわゆるこの母子家庭の自立支援に力を注ぐようにというのが大きな流れです。そういう意味では、今年初めて志布志市ではスタートするわけですから、どういったことになるか分からない。そういった中で、自立支援教育訓練の方が2人、そして高等技能訓練の方が、これは1年分ということですね、1年分で1人の方を想定して、一応スタートを切るということになります。であれば、こちら側の方からこういったことを進めていって、進め方が最初から消極的になるのかなという気がしてならんのだけれども、こういったものを進めていって、いわゆる2人、3人と、そういう事業、あるいは口コミで広がって行って、私もそういった形でやっていきたいという人たちが出ていったらどうするのか、補正で組めばいいという判断でこういう形で、とりあえず計上されたのか、そこらについてお示しを願いたい。

あと、この妊婦乳幼児健康診査の件に関しては、4月以降に母子手帳を受け取られる方だけではなくて、それ以前の方も対象になるということで理解していいんですね。それは分かりました。

じゃあ、この不妊治療の助成に関しても、とりあえず5人ということで、これはすごく、調査をしてうんぬんということでもないし、やはり広報等でそういった情報を流すことによって、いろんな関係機関と連携を取ることによって、志布志市がこういう事業をやっていると、じゃあこの不妊治療に臨んでみようかという、助成を受けてみようかということになろうと思います。そういう意味では、助成を受けようと思っても、その情報が漏れるのではないのかという、すごく不安になられる方々もいらっしゃると思います。そこらに対する配慮も本当に必要であろうと思うわけですが、そこらも含めてお聞かせを願いたいと思います。

○福祉部長（蔵園修文君） まず、敬老祝金でございますが、商品券の件につきましては、昨年度は検討をしたところでございますが、先ほど申し上げましたように、当分の間は現金支給でいこうということで、市長とも協議をしたところでございます。なお、昨年見直しをした結果、現場の声というのは、十数件いただいているということで、そのことを若干今回の見直しにも反映させていただいたということで、これにつきましては、当然、先ほど言いましたように、今後、このままの形でいくのかどうかということは、常に検討しながら進めていかなければいけないというふうに考えております。

それから、出産祝金でございますが、私どもにおきまして、その額の見直し、あるいは第1子、第2子、どうしていくのかということ、それから支給内容、それから制度そのものをこのままの形で継続していくのかどうかということも含めて検討は常にしているわけでございますが、いろんな形で志布志市が子育て支援、少子化対策に取り組んでいるわけでございます。その中では、先ほど言いましたように、非常に、市長が日本一の子育てのまちを掲げておりますので、県内でもトップクラスの水準にある子育て支援策が実施できているのではないかというふうに私も考えているところでございますが、こ

の出産祝金、それからそれ以外の子育て支援策につきましても、その時々の方々のニーズ、あるいは社会の状況等を踏まえながら、常に中身についてはやっぱり見直しをしながら、より子育て支援策に資する、あるいは少子化対策に資するという事業にしていかなければいけないんじゃないかというふうに考えているところでございます。そういった意味では、福祉課、あるいは保健課、係も含めまして、常に検討するように心掛けて、今回の予算編成にもなったところでございます。

それから、不妊治療でございますが、議員御指摘のとおり、非常にこれにつきましては、個人の情報、あるいは感情を含めまして、慎重に対応すべき事業であろうというふうに考えております。そのような対応をしていきたいというふうに思っております。

それから、母子事業でございますが、高等技能訓練等につきましては、今年度予算化したわけでございます。これは当然、高等技能を修得するための学校となりますと、年度を、4月から3月といったものの、当然そういう形になろうかと思っております。そういった意味で今回の予算措置ということになったわけでございます。

あと、自立支援につきましては、当初予算ではこういった形での予算化で十分今後の希望に対しては対応ができていくということで、今年度当初予算ではこういった予算措置をさせていただいたところでございます。

○14番（小野広嗣君） 理解をするところでありますが、今、敬老祝金の件に関しては、これまでの中身はある程度分かったわけですが、今後も節目支給、あるいはその形態をある程度見直すにしても、当分の間は多分市長も、霧島市のように、すべてを打ち切るというところまではまだ考えていらっしやらないだろうというふうに僕は思っているんですが、そうした場合、やはり今、十数名の声は去年聞いたということではありますが、より広く声を聞いて、その上でどうこの敬老祝金を進めていけばいいのかということを考えていただきたい。

市長にもちょっと答弁をしていただきたいんですが、この出産祝金の件は、今、部長の方からも話がありました。先ほど、私も述べました。そういった意味では、総合的な子育て支援というものはいかなるものかと、そういったことも含めて、いろんな角度から見ていかなきゃいけない。だけれども、やはり何回も言うようですけど、これは市長が答弁してくださいね、部長ではなくて。第1子、第2子の問題、そして第3子、財政的に厳しければいろいろと、例えば5万円、さっき言いました、そういった変化をつけながら、公平性、あるいはより子供を産んでいただく方々に対して喜びを味わってもらおうとか、そういった施策というのは大事なんじゃないかなあというふうに僕はすごく思うんです。だから、そこに対する市長の率直な思い。これは多分、相当、それさえも、やはり子育て中のお母さんたちの意見を聞いていかなければ、その声が届かないと分からない部分があると思っておりますが、その部分の答弁。

それと、部長、これは今出せなければ結構ですので、いわゆる出産祝金を創設して以降の旧志布志町、新市になってまだ2年です。特に旧志布志町、そして新市になってからもそうですが、第3子以降のその出生の推移、このデータを、今そこには無いんでしょう、ありますか、無いですね。無ければいいです、後で頂ければいいですから、その推移をまた出していただければというふうに思っています。

どうぞ、市長、お願いします。

○市長（本田修一君） 敬老祝金につきましては、部長が答弁したとおりでございます。昨年、御意見をいただいた分につきましては、そのことについて考慮しながら、このことにつきましては取り組みたいということでございます。

1子、2子、3子と、3番目の子供が産まれてくるということで、3番目の子供に対してだけ10万円というような形になっているということにつきましては、私もこれでいいのかなあということは考えているところでございます。しかしながら、先ほどから話がありますように、総合的にじゃあどういった事業について、私どもは子育て支援、あるいは少子化対策というものについて考えるかということをしたときに、こういった形にならざるを得ないのかなあというようなふうに思ったところでございます。私自身、端的に考えれば、児童手当をもうすべて支給するような形にした方が、すっきりして分かりやすいのかなあというような思いもあるところでございますが、今まで様々な形で子育ての場面で苦労されている方々に対して措置されてきた経緯があった上で、現在こういった様々な事業が組み込まれているということもありますので、そういったものを尊重しながらまいってきたということでございます。

○福祉部長（蔵園修文君） 過去5年程度の資料でございますが、実際の出生数というのは、志布志市で現在、大体5年間ぐらいの平均ベースで280人ぐらいで推移をしているところでございます。そのうちに、この出産祝金支給の対象になりました第3子以降の出生数でございますが、旧志布志町で15年度26名、16年度29名、17年度25名、それから新市では17年度14名、それから18年度が48名、19年度、直近でございますが、現在55名、この出産祝金の支給を行っている実績でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（西江園 明君） 予算の中で2つの費目をちょっとお聞きしますけれども、まず消防費です、136ページの中で。説明書の中では、工事請負費で2,600万円強計上してありますけれども、40tの防火水槽を6基造るということで、先ほども議会の途中で火事のサイレンが鳴りましたけれども、2,600万円強で、あと2,400万円、消火栓はやっぱりこの消防費のこの工事請負費の中で設置されるのかという点と、こういう防火水槽あるいは消火栓等の地域からの要望に対して、対応というか、設置というのは、要望があれば100%設置しているのか、それについてお聞きしたいと思います。

それから、もう1点、総務管理費の中で、先ほど、岩根議員の方からも通告までされてありましたけれども、電子入札の件でございますけれども、先ほどの意見とちょっと相反するかもしれませんけれども、これを導入することによって、例えばこういう時代の流れの中で、導入は避けられないとは考えますけれども、昨今の急激な仕事量の減の中で厳しい経営を強いられている業者、先ほど市長は、ここまて来るコストの削減とかうんぬんというのをおっしゃいましたけれども、それは入札に来る1回だけのことであって、あと工事の打合せ、書類というのは、やっぱり役所まで出向いてするわけですから、コストの削減というのはいかがなものかというふうに思います。その観点から、例えば今のA級程度の方は国の入札とかということで既に導入していますから、それほどの設備投資というのは出てこないと思いますけれども、例えばC級、D級に該当するような業者までこれをするのか。そうなった場合に、1業者は、どのぐらいの設備投資を強えられるのかをまずお聞きしたいと思います。

そして、この説明資料の中では、志布志市の負担額ということで100万4,000円というふうに計上され

ていますけれども、これは今、鹿児島県との兼ね合いで、必要機材の購入や研修会等を行い、というふうに、テスト運用を目指すというふうに書いてございますけれども、本格運用になったときに、こういうやっぱり負担金という形で、今後も毎年こういう形で発生するのか、そのへんについてお聞きします。

○総務部長（井手南海男君） まず、第1点目のお尋ね、いわゆる消防防災施設整備事業の中の耐震性の貯水槽のことであろうかと思えます。説明資料にありますように、20年度につきましては、耐震性ということで、40m³ I型を6基、有明に1基、松山に2基、志布志に3基という計画でございますが、今後につきましては、それなら100%、希望する所に設置できるかということでございますけれども、なにせ予算もございますので、予算の枠の中で、それぞれ計画的に、年次的に設置するという方向で進めておりますし、今後ともそういう方向で進めていきたいというふうに考えております。

○企画部長（持富秀明君） 電子入札制度への移行のお尋ねでございますけれども、議員御承知のとおり、全国知事会等で大変な、この談合問題について大きな議論が昨年はなされたところでございます。この全国知事会を中心にしたしまして、いろいろな改革の提案がなされてきているところであります。鹿児島県におきましても、この電子入札制度を導入することによって、こういった談合の防止策、あるいは一部官製談合等も大変な批判を浴びているところでございますので、こういったものを省くという点からすれば、やはりこの電子入札制度は大きなウエイトを占めるんじゃないかなあというふうに思っております。

これを導入する際に、業者においても周辺機器の整備費が当然必要になります。インターネット環境の整備はもちろんのことでございますけれども、会社を証明する認証カードと、それから入札に慎重を期するため、各業者に2枚以上所持することを、今のところ推奨していった方がいいだろうというようなことでございます。その業者がインターネットができる環境であれば、認証カード2枚、周辺機器、それから管理費で、初年度の費用が4万5,000円程度になるのではないかとというふうに、現在のところ試算をしております。それと、管理費用といたしまして、年間1万5,000円程度が必要であるのではないかとこのことでございます。

これにつきましては、当然業者の方々がこれについての理解と、それから機器等の整備に対する御理解をいただかなければ、やはりこっちの方が一気に何月何日からこういたしますよというふうにはならないんじゃないかというふうに思っております。したがって、これらの導入にあたりましては、各業者の皆さん等の御意見も聞きながら、やはり段階的な形で進めていくべきものであるというふうに理解をいたしております。具体的なそういったこと等までは、今のところ、やっていないわけでございますが、県の指導等もございます。当然、そこらあたりとも協議をしながら進めていきたいというふうに思います。

あとの点につきましては、財務課長の方から答弁を申し上げます。

○財務課長（溝口 猛君） 電子入札システムの負担金についてでございます。

今後も100万4,000円程度の負担金が継続するのかということでございますが、負担金の計算としましては、前年度の精算方式ということで、本年度までは一部システム開発等の費用が入っているということでございます。本格運用した以降でございますが、機器の保守、そういった面の負担金は発生すると。

ただし、本年度並の負担金ではありませんが、金額的な部分については、まだ正式に分かっていないところがございます。

以上です。

○2番（西江園 明君） 先ほどの消防費のことで、予算の範囲でということでございますから、今回6基、あるいは消火栓のことについては、ちょっと答弁がなかったんですけれども、そういう地域からの要望に対して、現在、まだ今回はこれだけの予算が付いたからできたけど、まだかなり残っているのか、あるいは消火栓等についても、かなりまだ要望があるけど、予算の範囲でというふうに、まだ設置されていない所があるのかということをお教えいただきたいと思っております。

それから、電子入札のことで、部長が今おっしゃったように、入札談合うんぬんについては、これは一番、これを防ぐにはこの方法が一番というふうに、今の段階では言われておりますけれども、今の説明の中で設備投資、そして年間の維持管理費も当然発生するという説明がありましたけれども、いかに小さい請負業者は、経営を強いられている。先般も、私、財務の方に行って聞きましたけれども、非常に敏感になって、例えば資格審査をするために事務所はあるかとかうんぬんという調査を依頼を今回されているわけですね。それで、本当、家庭内工業というんですか、そういう事務所も構えていない、うちの居宅の中にパソコンを据えて、事務所というふうに構えていないんですけども、こういうのはもうやっせんたろかいとかいうような問い合わせもありまして、その件については聞きましたら、そこまでは求めていないということでしたので、理解をしたところです。ですから、そういうもう非常にいかに出すものを減らすかという厳しい経営を強いられて、例えば工事用の写真を役所に提出する台帳の用紙でさえ、前はああいう一般の紙でよかったんだけど、最近は光沢紙を使えと言われてた、光沢紙はたけとなあと、そこまで小さいことを言わないかん昨今の中で、そういう知事会がうんぬんという次元の大きい問題は別問題として、そういう小さな業者までも、そこまでこれをせんないかんかというのは、時代の流れの中でのとはいえ、そういう小さな業者までそういうのを求めていくつもりなのか、そのへんをお聞きしたいと思います。

○総務部長（井手南海男君） 先ほど御答弁申し上げましたが、私もちょっと聞き違いがございまして、いわゆる貯水槽のことではなくて、消火栓ということのようでございます。今回のこの工事請負費の中には、消火栓は計上してございません。確かに要望等は若干あったようでございますが、まずこの防火水槽の方を優先するというところでございまして、今後につきましては年次的に消火栓についても対応を計画的に、年次的に対応していきたいと、計画していきたいというふうに考えます。

○企画部長（持富秀明君） 今、小規模な業者等についての対応ということでお尋ねにありましたけれども、県の格付のA・B業者については、この方法を導入をしておるといようなことも伺っておるわけでございます。本市におきましての格付の、そういった小規模の業者等につきましては、やはり導入する場合には、当然この業者の協力をいただかないとなりませんので、先ほども申し上げましたけれども、いろんな説明をしながら御理解を得ながら進めていくということになりますので、すべて何月何日から導入するということには、やっぱりならないんじゃないかというふうに考えております。まあ十分そこらあたりも考慮に入れながら、そしてまた御意見も聞きながら、やはり導入については慎重にやっ

ていきたいというふうに思います。

○総務部長（井手南海男君） 訂正を申し上げます。

消火栓については、予算の計上がないというふうに御答弁申し上げましたけれども、上天神に20年度については1基予定してあるということでございます。申し訳ございませんでした。

○2番（西江園 明君） 先ほど、岩根議員の答弁の中で、市長は、一般競争入札の導入については、地域の貢献度とかうんぬんというのを勘案してという答弁もございました。ですから、一方じゃそういう地域に貢献して、ボランティアをしてくださいというふうをお願いをして奉仕作業をお願いをしている中で、こういう導入が果たして今のこの時代にマッチするのか。今、部長の答弁の中で、理解を得ながら進める、時期を見ながら進めるということでありましたので、それを期待して、即、導入に、小さい業者まではならないというふうに理解をしたいと思います。ですから、先ほど申しましたように、遠くから来る大きな物件については、当然、コストの削減には大いになるとは思いますけれども、決してコストの削減につながるというふうには、出費の方が多い制度だと、小さい業者にとってはと考えると、一方じゃ先ほども言いました、地域の貢献、ボランティアをなさいというふうには、そのへんのところを勘案して、この導入については慎重をお願いをしたいと思います。そのへんのところで、最後、市長にそのへんの、部長は先ほどそういう導入については理解を得ながらというふうに答弁がございましたけれども、市長の気持ちというか、今のこの導入についての気持ちを最後にお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） この電子入札制度につきましては、国の方で進めてきて、そして県の方でも22年度までの普及を目標として進めているというようなことでございます。それで、現在、先ほども担当が答弁しましたように、もうA・B級につきましては、県のそういったクラスについては、対応ができつつあるというような話でございます。私どもの地域では、C・Dのクラスの方がいらっしゃいますので、それらの方々も引き続いて、そのことについては今後、勉強されていかれるんじゃないかなあというふうには思うところでございます。そういう流れを私どもも見極めながら、このことについては理解を求めながら取組をしていきたいというふうに思います。

○議長（谷口松生君） ここでお諮りします。

本日の会議は時間を延長したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は時間延長することに決定しました。

ほかに質疑はありませんか。

○22番（宮城義治君） 2点ほどお聞きいたします。

補助事業でありますので、予算書の106ページ、説明資料の90ページですね、この中でここに研修会の実施等、運営費補助ということで上がっておるんですが、あおぞら農協の肉用牛部会、それぞれあるんですが、松山町、志布志町、そして市肉用牛振興協議会というように明記されておるんですね。この市肉用牛の名称は、これは有明地区というふうに理解していいものか。そしてまた、あおぞら農協の肉用牛部会は、これは農協が直接牛を飼っているものに、こういうような補助をされるのか。この養豚と

と思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○13番（立山静幸君） 1点だけお伺いをいたしますが、102ページの15節の工事請負費のことですが、帖五区農産加工研修センター増築工事であります。この帖五区というのは、公民館に値するのか、まずお伺いいたします。

○産業振興部長（永田史生君） 農政サイドの方で管理をしています加工センターでございます。そこらが現実的には自治会のいろんな集まりの場として利用されているということで、どうしても手狭であるという格好の中で、それらを増築したいという格好でございます。あくまでも目的で造ったのは、加工施設ということでございます。

○13番（立山静幸君） 集落的な、集落の寄り合いの場所が狭くなったということであれば、集落が建設すべきだと思うんです。その見解はどうなんですか。

○産業振興部長（永田史生君） 集落ではございません。一つの校区でございます。校区のそういった行事的な施設という格好で利用されているという格好です。

○13番（立山静幸君） 帖五区という校区があるんですか、実際に。

○産業振興部長（永田史生君） はい、校区というふうにとらえております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

4回目です。特に許可します。

○13番（立山静幸君） まあそれはそれで、公民館であれば、集落でないということですので、それ以外はもう申し上げませんが、説明資料の69ページ、その中に測量士賃金20万円とあるんですが、測量士賃金というのは、どういう名目かですね。設計なのか、それとも土地の測量なのかお伺いいたします。

○産業振興部長（永田史生君） 全体的な設計については市の職員の方で対応するという、その下準備のための測量的なものをお願いするという格好で、経費的にも安くつくだろうという格好の中で、こういった格好で賃金で上げているところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○18番（木藤茂弘君） 所管事務のことですが、市長がおられますので、市長と教育長にお願いしたいと思いますが、施政方針の中で、37ページ、歴史の街づくりについてですが、広範にわたる事業であるため、いわゆる庁内プロジェクトチームを組織するとともに、市民の皆様の意見を聞きながら、事業の推進を図りたいというこのことなんですけど、実は昨年度の予算と関連があるわけです。昨年度は商家資料館の活用事業として調査設計費用を500万円計上して、先般、一応100万円いわゆる減にして、40万円の調査設計費が出ておる中で、今年度の当初予算に、これに伴う商家資料館の整備事業費が見えてこないわけですね。そういう関連から見まして、都市計画法に基づく都市計画事業も予算に出てこないという中で、どのような形で、この歴史の街づくりを具体的に進めようとしておられるのか、そのことが見えてこないということと、とするならば、現在、事業に取り組んでおられる志布志城史跡公園保存整備を中心としての、あそこを核としての、そうした歴史の街づくりを第一事業としてやろうとしておられるのか。そこらあたりが市長の考え方がどうもはっきりしないものですから、財政的な面からも考え

た上で、どのようにひとつこれを進めようとしておられるのか、市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

歴史の街づくり事業につきましては、所信表明でも施政方針でも述べましたように、この事業につきましては、一応文化財の指定については、出来てきたということでございます。そして、今後は更に観光と、それからもちろん文化財保護というのがありますが、都市計画あるいはまちづくりというような、多方面から整備が必要というようなことで、先般来、皆さん方にもお話を申し上げているところでございます。今年度につきましては、まずそのような検討チームを立ち上げて、そして取り組んでいこうというふうなことでございますので、そんなふうに御理解いただきたいと思います。志布志城の史跡公園の整備につきましては、現在、文化財の発掘事業が行われておりますので、これに伴うものでございます。

○18番（木藤茂弘君） やはり歴史の街づくりにつきましては、点から線へ、線から面へという、ひとつのそういうことになっては、いわゆる形として現れてこないというふうに私は理解しております。そういう面から見まして、やはり総合的なそうした、いわゆるプロジェクトチームをつくっていく中でも、現在やはり取り組んでおられる、このいわゆる志布志城史跡公園保存整備事業を中心としての形から、やはり作り上げていくということが大事じゃないかというふうに私は考えるんですが、市長のお考えを再度、一応お聞かせください。

○市長（本田修一君） 現在、この志布志城史跡公園につきましては、発掘作業を進めているというようなことでございまして、そのことに基づいて、案内板の設置等もしていこうというようなことでございます。別な地域の方々の御要望というのがございまして、例えば旧傾斜地に伴う事業を導入してほしいというような声もあるところでございます。こういうのも勘案しながら、今後取り組んでいかなきゃならない事業ではなからうかと。この事業自体は今後、長期的に、そして多額の経費を要する事業というようなことでもございますので、改めてこのことも含めたプロジェクトチームを編成して執り行っていきたいということでございます。

○18番（木藤茂弘君） ぜひ無駄のない形でやるような方向付けを示していただきたいというふうに考えております。

それと同時に、今年度の予算にいわゆる商家資料館の予算が計上されていないわけでございますが、昨年度の400万円のこの委託費の調査設計費と、調査設計の委託事業のそのものが、どのような形で生かされるのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○教育次長（上村和憲君） お答えいたします。

この歴史の街づくりにつきましては、旧志布志町時代に、志布志城跡を中心にして、長年にわたって、平成6年から積み上げてこられた事業でございます。合併いたしまして、市になって、志布志市の歴史の街づくり事業として冠を変えて、今回、総合的に進めていくということにつきましては、今、市長がお答えをしたところでございます。今、商家資料館につきましては、御案内のとおり、19年度事業で設計をいたしまして、もう2月にその設計書が出来たところでございますが、これにつきましては、ちょ

うど昨年、国土交通省が観光立国宣言をいたしまして、それを受けまして、平成20年度から歴史的環境形成総合支援事業というメニューを創設をいたしました。これを受けますと、国の2分の1補助事業で事業が推進できるということで、ちょうど志布志の歴史の街づくり事業で上げておりますメニュー等がこれに当たるということから、これにつきましてはその基本計画を策定をして、国の方に提出をし、それを認めてもらえますと、大方の事業が国の2分の1事業が適用できるということで、それを受けて20年度につきましては、それらの基本計画を作って国に提出し、それを受けて補助事業でこれらのメニュー事業を推進していこうという考え方で、20年度にはそういった単独の事業は上げていないところでございます。そういったことで、今後、長期的なビジョンの下、大変多額の資金を要する事業でございますので、そういった国の補助事業を受けてやっていきたいという考え方で、そして事務局を市長部局の方に、総合調整権を持つ企画部の方でやっていただくということで、今、作業を進めているところでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○25番（小園義行君） 市長の施政方針等で、行革関係が出されております。23年4月を最終目標としての計画で、本年度の取組で、本庁・支所機能の見直し、こういったものが行財政改革推進委員会の意見を聞きながら、最終的にお示しをするということで、今回、行政改革推進室、環境政策室、畑かん推進室、もろもろこういったのが、どういった形でこの予算の中に反映されてくるのか。当然、職員の異動等があつて、6月には補正等も出てくるというふうに思うんですが、これに対する少し具体的な見方を教えてください。本庁、支所の中での見直しですね。

それと、今回、行政評価導入支援業務委託事業というのを導入して、事務事業の実施状況を検証して、改革・改善につなげるということで、導入をされるということですが、具体的にこれの事業の中身と、職員がどういふふうによつて変わっていくのか、そのことについての事業の内容等を含めて、少しお知らせをしてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

施政方針の中で述べます41ページの部分につきまして、様々な行政改革集中プランに基づきまして、部制の廃止、そして課制の導入というものをしたところでございます。そのような中で、今後、課の統廃合ということを対応するために、様々な室を設けたということでございまして、人的には現在いる職員の中で、この分については対応していくということになるということでございます。

そして、行政評価制度の導入ということでございますが、行政評価というものにつきましては、政策や施策、各種の事務事業などの市が行う仕事について、その目的や目標を明確にしながら、目的にかなった取組になっているかどうか、目標に対してどれだけ成果が出ているかという観点で、より客観的・体系的に評価して、その結果を次年度の事務事業の改善や予算編成、様々な企画等に生かしていきたいというふうに思うところでございます。

そのようなことから、私どもは合併いたしまして、旧町の形のまま新市へ引き継がれたものや、それから合併の時に高い水準で調整されたものがあるというようなことでございまして、このようなものについて、早期の調整や時代の変化や財政事情を考慮した見直しが必要だというようなことでございます。

このようなことで、市民への説明責任も果たしたいということもありますので、その苦しい行財政運営を乗り切るために、こういった行政評価制度を導入しようというものでございます。

この取組の中で、職員につきましても、それぞれの事務の見直し、評価というものをさせていただいて、客観的・体系的、そして横断的な構造的なものにしていこうというものでございます。目的が妥当であるかと、それから有効性があるかと、それから効率性があるか、公平性があるかというようなものを評価しながら取り組んでいこうとするものでございます。

○25番（小園義行君） この20年度の当初予算、この一般会計、職員の数、そういったものについては、当然、現在のままでこれは出されていると思うんですね、積算が。今、市長の方からありましたように、こういった人の関係が当然、4月以降、いろいろ入れ替わりがあると思うんですよ。そういったものについて、私たちは予算の審議をする際は、現状のままという理解をするわけですね。即、4月1日から異動があつたりして変わりますね、それは。そこで、具体的に本庁や支所機能の見直しという点で出されているんですが、この予算との関係でいくと、市長の今のその答弁では、非常によく分からないというのが実状です。例えば、地域支援係を置きます。企業立地推進、都市政策推進室、こういったのを置きますよということで、これはそこに係を置くということで、名称が変わるだけというふうに考えていいのか、具体的なものがちょっと見えないんです。そこで一つ、1点だけ具体的に教えてください。本庁と支所機能の見直し、こういった点では、現在、農政サイドの関係でいうと、志布志支所、松山支所、併せて対策室というふうになっていますよね、一応課はありますけど。ああいったものに、この例えば都市政策推進室、こういったものも都市計画課を無くしていきますよということで、課の設置条例が提案されて通っているわけですが、そういうふうに変っていくのかという具体的なものをちょっとお示しをしてくださいということですよ。

それと併せて、地域包括支援センターが志布志支所にありますけど、これがどういうふうにならっていくのか、そのことを前段ではちょっとお知らせください。

それと、この行政評価導入支援業務委託、これは今、首長が答弁された中で、その事業の目的、妥当性だとか、有効性、効率性、公平性、こういったものを誰が評価をするんですか。外部の方がするんですか、それともこの役所の中のそういう担当の方々が評価をされてやるのか、それも具体的にちょっと示してみてください。そうでないと、職員がこれを評価するとなったら、非常に、今、首長がおっしゃったそういったものにはなっていないのではないかというふうな気がするんですが、評価決定会議、こういったものは外部の人が入ってやるのか、ちょっと教えてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

様々な対策室というものを設置するというものでございますが、行政改革によりまして、スリム化していこうというようなことでございます。そのような中で、課も減らしていくという中で、このようなふうな室の設置になったということでございますので、御理解いただきたいと思います。

そして、包括支援センターにつきましては、地域支援係としまして、現状のまま、志布志支所に置くというふうに考えております。

それから、行政評価の制度の導入についてですが、最大の効果が発揮されるためには、やはりたい

まお話がありましたように、外部の方の御提言、そして御指導が必要かというふうに思います。そのような意味合いから、私どもは外部のコンサルタントを通じて、このことについては取り組んでいきたいということでございます。私自身、以下全職員が評価を通じて、お互いに論理的な議論をしていきながら、そしてその中に第三者的なプロが加わって、そしてお互いに質疑を交わしながら整理していき、気付きと学びができるというようなことで、そのような効果を期待して、今回、御提案するものでございます。

○25番（小園義行君） あまり具体的にお聞きしている割には、答弁がよく分からないんですね。例えば、この推進室とありますね。これはグループ制でやるのかどうかよく分からないけれども、推進室、室長がいますよね。何とか課がありますよね。その室長と課との関係、そして、それはいわゆる決裁権がどこにあって、どうやっていくのかという、そういったものが具体的に見えないと、この予算の、多分6月補正で、これは多分ぐちゃぐちゃになると思うんですけど、異動があったりいろいろですね、そういった関係で、推進室の室長と何とか課、課長とのその関係、そういったものを具体的にちゃんと教えてというふうに聞いているんですよ。お願いします。

それと、その包括支援センターは、志布志の、本庁ですか、支所に置くんですか、それをもう一回ちょっと具体的に、本庁に置くんですか、支所に置くんですか、具体的にそれを教えてください。

それと、この行政評価導入支援業務委託、これは引いては首長の考えの中に、今、法律が通っていますよ。市場化テスト法、いわゆる窓口のところは全部民間にやっていいんだよという、これは国の法律が通っていますよね。これに基づいて、この行政評価導入支援業務委託、やることによって、もう窓口は全部民間に開放していいんだという考え方が根底にあるのではないかという心配をするものですから聞いているんですよ。だから、そうしないと、職員の人はこちらが具体的にどんなことをやるのかと見えないと、雇用不安、いろんなことが出てくるんですよ。だから、ぜひ具体的に話してみてくださいよ。コンサルタントをお願いしてこうだと、職員の人たちは一所懸命仕事をされているんでしょう。その中であなたの仕事はどうだと、こうやり出したら、それは大変なことになっていくなあとという、お互いがここは地方自治法、地方公務員法の精神にのっかって、職員の人たちが一所懸命やっていくという、そのことをあなた自身がきちんと研修をしたり、訓示したり、いろんなことをしていく中で私はやっていくべきだと、そのことを真しに職員も受け止めて仕事にあたる、住民に返していくということが本来の業務の在り方だと思うんですよ。わざわざこんな委託事業なんか1,000万円も付けて、お互いの職員を疑心暗鬼にするようなことではいかんでしょう。今の説明ではどうも見えないから、そういうことになっていくと困るなあと思いがあって聞いているんですよ。もう少しちゃんと言ってくださいよ、これ。

○市長（本田修一君） 地域包括支援センターにつきましては、支所の方に現状のまま置くということでございます。

行政評価の制度の導入につきましては、ただいまお話がありました窓口等についても外部委託を考えるのかということにつきましては、現在のところ、まったく考えていない状況でございます。私どもがこのような制度を導入していくということを考えたのは、行財政改革を進めながら、職員がより資質を高くしながら、そしてお互いの仕事を連携しながら、市民サービスを維持していく、あるいは向上して

いくために取り組もうということでございます。端的に言えば、縦割行政をなくすために、私たちはお互いの業務をお互いにオープンにし合って、そして異動したときにも、即、対応できるような体制というものをつくらんがために、こういったことを取り組もうとするということでございます。

○総務部長（井手南海男君） まず、室の設置の件でございますが、先ほど市長の方からも発言があったかと思いますが、今回、部から課制へ移行するというので、組織上のことでもございますけれども、激変をある意味で緩和するということもございます。あるいは、時代的な課題、政策という山ということへの対応をするため、その組織の充実を図っていくということもございます。

それから、決裁上の問題でございますが、室につきましては、当然、課の下に設置されるということでございますので、決裁につきましては、室長から課長へ決裁が上がっていくということになります。

それから、窓口との関係、行政評価との関係の質疑ございましたが、これはまったく関係はございません。

以上でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○17番（林 勇作君） 今、私も聞こうと思ったんですが、41ページの施政方針の中で、今、小園議員から出ましたが、室をつくられるということで、いろいろ都市計画関係の政策も載っているわけですが、その中で室と課の違い、そこらあたりがどのような考え方なのか、まずお尋ねをしてみたい。私は、室であろうと課であろうと同じだというような気がするものですから、室と課の違い、そのされた、この行政改革推進委員会の意見を聞きながらということで、施政方針の中に書かれておりますが、この室と課の違いはどのように議論をされたのかひとつお願いをしたい。

それから、資料の1ページなんですけど、当初予算の、この公共施設管理公社の委託事業、これは今まで私どももいろいろ議論をした経緯、経過があるものですから、今、何名職員の方がおられるのか。恐らく本庁の中で嘱託、臨時職員、パートというような振り分けをされた中で、この管理公社、今後どのような考え方をお持ちなのか、併せて市長の意見をお尋ねをしてみたい。

それから、15ページ、用水路の敷設替えということで、安楽大迫工業団地のトラフ、いろいろ出ているわけですが、これは何か単純な用水路の敷設替えなのか、それともまた誘致企業の目標があってされるのか、まずここもお尋ねをしてみたいと思います。

それから、21ページでございますが、水道事業会計補助金ということで、簡易水道事業の中で山之口水道、簡易水道普及促進対策費ということで970万円あるわけですが、この内訳が分かれば、工事費だろうと思うんですが、そこらあたりをお示しをいただきたいと思います。

32ページ、港湾負担金ということで、先ほど2番議員からもいろいろ出たわけですが、なかなか今こういう世の中で、大変土木関係の方々は御苦労されておるわけですが、その中で市長として、志布志市で2億いくらの負担金を納めているわけですが、その中で、事業関係の中で、国とか県とかいう出先の方になるべく志布志の業者をひとつ優先的にというお願いに行かれたことがあるのかどうなのか、まずその点をお尋ねをしてみたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

行財政改革によりまして、様々な室を設けたということでございます。先ほど部長の方が答弁いたしましたように、決裁権が課長の方があるということでございますが、室長につきましては、そのような位置付けになっているというようなことでございます。室もその課の中に含まれて業務をしていくということになります。

それから、次の公共施設管理公社についてでございますが、ちょっと人数につきましては後ほど担当の方に回答させます。今後、どうするかということでございますが、この公共施設管理公社につきましても、様々な形で指定管理を受けているということでございます。現状のまま、しばらくはこのような形の業務が続けられるべきかなあというふうに思います。

それから、港湾の負担金が発生して、負担金があったからこそ、私どもの新生の志布志市のシンボルである新若浜港が、今回、来年の春には供用開始になるよというような県からの報告をいただいているところでございます。そのような中で、様々な事業があるわけでございますが、そのことにつきましては、私どもの方としましても、当然、負担金を計上しているから、私どもの地元の業者を優先的に使っていただきたいということにつきましては、常々そのことについては要望を申し上げているところでございます。

○企画部長（持富秀明君） 3点目だったですか、工業団地の用水路の関係でございます。この大迫工業団地につきまして、萬來さんに売却がなされている敷地の中を、土地改良区の用水路が通ったままであると。それで、払下げを受ける時点では何ら支障はなかったもので、そのままにしておいたということで、市の方へ敷設替えの依頼があったところでございます。したがって、これを今回、市の団地の方へ付け替えをするということで、今回こうしてお願いをしているところでございます。

それから、水道事業会計の分については、財務課長の方から答弁いたします。

○財務課長（溝口 猛君） 簡易水道普及促進対策費970万円でございますが、これは内容としましては、山之口水道から市の簡易水道への切替えに要する経費相当分を負担するという形で考えているところでございます。

○総務部長（井手南海男君） 公共施設管理公社の職員構成ということでございますが、事務局長が1名、それから電話交換機等の委託管理業務に携わる職員が2名、それから文書管理等の委託業務をしている、これは臨時職員ですが、1名、それから総合窓口部門ということで1名という職員構成でございます。

○31番（野村公一君） それでは、ちょっと質疑をしておきたいというふうに思います。

まず、第1点目でございますが、同僚議員からも御発言がございました旧志布志町の歴史の街づくり事業に関してでございます。いずれの当局の答弁で、この事業については文化財だけの問題ではないと。したがって、都市計画あるいは税務、そういうものを網羅して、一つのセクションをつくっていくんだという御答弁をいただいた記憶がございます。今回、この施政方針を見ますときに、課制への移行に合わせまして、いろんな推進室だとか、あるいは推進係だとかという係が出来ております。しかし、この中に文化財の管理室みたいなものはございますが、歴史の街づくりに関する対策室等はございません。しかし、2、3ページ前の施政方針の中に、庁内でプロジェクトチームを組織をしていくんだとい

うことのようにございます。このプロジェクトチームを編成をして、何をなさろうとしているのか、まずそれを教えてください。それが1点。

それから、当然、組織編成をするとすると、その土台といいますか、基が必要です。その中心になるセクションがどこになるのか、2点です。教えていただきたいと思います。

それから、同じく同僚議員から出ておりましたが、この行政評価導入支援事業、このことは何をなさろうとしているのか、ちょっと分かりませんが、予算として1,000万円ほど計上がされております。このことは施政方針の中にあるのかなのか、それが3点目でございます。

それから、総体的な予算についてお伺いをしておきたいと思いますが、今回、予算編成で大変御苦労をなさったであろうなあというのがしみじみ分かります。事業があつて歳入があつたのか、歳入を見て事業をされたのか、まずそこからお伺いをしておきたい。

以上であります。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

庁内プロジェクトチームということでございますが、これは今後、この歴史の街づくり事業に関する文化財の保護、あるいは観光、都市政策、まちづくりというような各分野にわたる関係各課をまとめて、プロジェクトチームを結成し、そして事業の推進を図るために検討するものでございます。中心のセクションにつきましては、現在の企画政策課ということになります。

それから、行政評価制度導入につきましては、施政方針で42ページの方に述べております。PDCAサイクルを検証しまして、事務事業の実施状況を検証しながら、取り組んでいこうというようなふうに述べております。

それから、事業があつて歳入を計上するのか、そして歳入を初めに計上して事業を導入するのかというようなことでございますが、私どもの方といたしましては、当然、その両側に立つということであろうかというふうに思います。例えば、今後、各委員会、あるいは審議会、あるいは協議会というものを設けて事業を推進するということにつきましては、今後、予算を計上した上でそのことについては対応していくというようなことございまして、現在あるものについては、当然そのような形で予算が付けられるというようなふうに考えるところであります。

○31番（野村公一君） 今回の予算を総体的に見てみましてね、歳入では税収が落ち込んでいると。それから、国や県の補助事業、これの取組が少ないというのがまず前提にあります。さらに、じゃあその金をどこから持ってきたかといいますと、財調を中心としたものをすべて取り崩していると。さらに、借金がおおよそ10億円増えていると、これが歳入予算の組立の主なものであります。借金をしてまでも事業をしようということであればいいんでしょうが、次に支出の方を見ますときに、まず維持補修あるいは扶助費、これはすべてマイナスであります。それから普通建設費が大変プラスですが、これは土地改良のおおよそ20億円、これを差し引くとマイナスです。どこが増えたかという、補助費が増えているんです。地方自治体の最も避けるべき補助費がかなり増えておると。4億円増えているんですよ。市長は行革行革と言われる。役所の中の組織を扱うだけが行革じゃないんです。一番肝心なのは、いろんな補助事業、それを見直してスリムにしていくというのが、私は行革だろうと思うんです。悪い言葉

で言うと、金を配っているんです、今回の予算は。4億5,000万円から増えている。この予算の仕方をどう市長がとらえられるのか、あなたの考えをお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、国ないしは県の補助事業について、取組が少ないというお話ですが、それなりには取り組んできているところでございます。移動通信用鉄塔施設整備事業、特殊地下壕対策事業、それから行政評価システム導入支援事業、それから航空写真画像作成事業、統合型土地情報管理システム事業と、こういったものについては、新たにに取り組む事業につきましては、そのような様々な補助事業を導入しているところでございます。

そして、今お話がありましたように、補助金につきまして、増えているんだというようなことで御指摘があるわけですが、このことにつきましては、合併直後の流れが今もってまだなかなか改善がしきれないというようなことでございます。そのような意味合いから、行政評価システムというものを導入しまして、今後、この補助金の見直しにつきましても、市民の方々に御理解をいただきながら、取り組んでいきたいというふうに考えております。行政評価の制度につきましては、20年度につきましては、庁内の組織の見直し、業務の見直しというようなことになろうかと思いますが、21年度以降につきましては、補助金の見直しというようなものも想定して取り組もうとするものでございます。

補助金で補助費として増えている分で、大きなものが後期高齢者関連の負担金が3億7,400万円増えているということでございます。

○31番（野村公一君） 財政の方に1点だけお伺いをしておきますが、今年度のこのおおよそ51億円という普通建設費、この中から土地改良負担、おおよそ23億円かな、これを差し引いた普通建設費の構成比が、今そこでお分かりになりますか。分かったら答えをいただきたいんですが、もし今分かっていなければ、ひとつ総務委員会に資料として提出をお願いしておきたいと思えます。

○財務課長（溝口 猛君） 畑かんの負担金を除いた構成比ということでございます。後ほど、総務委員会時に提出させていただきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（谷口松生君） ただいま質疑で出ました資料につきましては、総務委員会で配付ということにしたいと思えます。

ほかに質疑はございませんか。

○26番（上村 環君） 2点ほど、お伺いをいたします。

まず、防犯街灯補助金についてであります。この予算説明の資料を見ますと、自治会等で維持管理している防犯街灯の維持管理費の一部を自治会等に対し補助する。もう一つは、設置補助を、事業費の2分の1以内を自治会等に補助するとなっております。自治会等で設置し、そして維持管理している防犯街灯というのは、どういったものを指しているのか、数字的に分かっておいたらお伺いをいたしたいと思えます。

それから、もう1点は、この施政方針の中で、今回、嘱託職員化を図ったことにより、人件費等の節減が図られたと。私は、嘱託職員化をすべきではないかという立場で、前回質問をいたしました。完全に裏切られたなあという思いを持っております。やはり正規の職員の採用を抑制して、段階的に職員の

適正化を図っていく中で、専門的スキルを有する方を嘱託職員として安定的な雇用を図っていくということが、私は目的であって質問をしたわけですが、この嘱託職員化によって、その対象となった人は、非常に月額報酬が下がって、賃金が下がってきたということを伺っております。雇用の面でも安定どころか、逆に転職をしなければならないという状況が生まれてきておりますが、具体的に保育士に限って申し上げますが、いくら下がったのか、なぜそういったことが起きたのか、その点、まず2点をお伺いをいたします。

○総務部長（井手南海男君） まず、防犯灯に関する質疑でございますが、防犯灯の概念そのものについての答弁ということは、ちょっとその概念そのものは明確ではないところでございますが、ただ数につきましては、有明地区が845、それから松山が282、それから志布志が1,051ということで、全体で2,178あるということでございます。

あと、嘱託の関係につきましては、保育の関係でございますが、ちょっと時間をいただきたいと思っております。

○議長（谷口松生君） 答弁準備のため、ここでしばらく休憩します。6時から再開いたします。



午後5時51分 休憩

午後6時08分 再開



○議長（谷口松生君） 再開いたします。

執行部の答弁を求めます。

○総務課長（中崎秀博君） 大変時間をいただきまして申し訳ございませんでした。

先ほど、保育士が嘱託制になれば下がるんじゃないかという質疑でございますけれども、年間で計算をしてみますと、上がる方向でございます。平日勤務で見ますと、上がるということになります。保育士の場合は土曜日の勤務がございますので、土曜日はまた勤務した場合は割増しが付くということでございますので、基本的には週5日制というふうになりますから、当然交替制になりまして、土曜日の勤務もでございますので、また年額からいきますと、上乘せになる計算になっております。

○26番（上村 環君） 私が見た資料、また保育士等関係者に配付した資料によりますと、月に頂く額は下がっております。今、課長が申されたような年額においては上がるというふうに理解している人は誰もいないと。そういう説明はちゃんと保育士の側に説明されているのか。私自身も今回の嘱託員化によって生活ができないと、子供を育てながら、頑張っている保育士の方でも転職せざるを得ないという状況が既に始まっているというふうに理解をしております。であるとすれば、現在の、ただ今の課長の説明というものは、再度、保育所に対し、詳しく説明を申し上げるべきではないかというふうに考えますが、その点について再度お伺いいたします。

それから、防犯灯についてであります。これは合併協議の中で調整ができなかったものであります。と申し上げますと、松山においては、基本的に自治会及び公民館補助等によって設置をして、維持管理費、すなわち電気料等については、市の方で負担をしておりました。今回、一元化を図るという形でお

およそ2分の1の助成ということは、2分の1を自治会から負担をしていただくということであり、非常にこの調整によって、旧松山にとっては不利な一元化になってきていると思っておりますが、このことについてどういった方々の理解を得て、こういう方向を定めようとしたのか、今後どういった形で周知をされていかれるのかお伺いをいたします。

○総務課長（中崎秀博君） 先ほどの保育士の嘱託員の単価の賃金の件でございますけれども、保育士の方がまだそのような理解をしていないというようなお声がありますので、また資料等をもって、再度、理解していただく説明をいたしたいというふうに考えております。

○総務部長（井手南海男君） 防犯灯の補助金の関係でございます。それぞれ御指摘のように、旧町におきましては、補助の額等々が相当違いがあったということでございます。経緯等を含めて申し上げますと、防犯街灯補助金の設置補助金につきましては、平成19年から市内全域を対象に、各自治会で街灯2基を限度に設置経費の2分の1を現在も補助しているところでございます。

維持管理費につきましては、有明と松山地区のみを補助しておりまして、有明地区が年間電気料の3分の1を基本に、各自治会で8街灯分を限度に補助していると。街灯1基当たり864円というふうになっております。自治会全体の街灯数は845基となっておりますが、補助対象の街灯数は686基であります。それから、松山地区でございますが、松山地区につきましては、校区公民館を対象に年間電気料と消耗品費として街灯1基当たり3,400円の街灯の数分を補助しております。補助対象数は282基でございます。志布志地区、いわゆる旧志布志町につきましては、旧町時から補助がございませんでした。街灯数は1,051基であります。

以上が申し上げましたように、維持管理費につきましては旧町の補助基準のままでございましたので、平成20年度から市内全域を対象に街灯数の制限無しに、街灯1基当たり1,700円の補助を行うように場内で調整をしたところでございます。街灯1基当たりの補助額1,700円につきましては、市内の街灯数が2,178基という数になりまして、財政的な面をも考慮しまして、松山地区の年間維持費3,400円を基本に2分の1の補助額にしようということで、市内全域を均一化しようという計画でございます。

なお、このことにつきましては、集落あるいは公民館等に対しまして御理解をいただけるように周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○26番（上村 環君） 嘱託職員の点について、再度お伺いをいたします。

課長は、先ほど答弁で、再度、説明会をするとおっしゃいました。現在、市内の公立保育所における臨時職員の賃金というものは、一定額であります。しかしながら、民間に比較して低いために、非常に保育士の確保が難しいという状況にあります。そのような中で、そういった有資格者保育士に対する、やはり専門的スキルを持つ者として扱う、そして、それが嘱託職員化の意義にもつながると思っております。しかしながら、配付された資料を見た、そういった職員がこれでは生活できないということで、今、ばたばたしながら、職安に行っているという状況が始まっているんです。ですから、説明会をすれば、やはり福祉課の関係の職員、いわゆる保育所に関する職員を直ちに集めて、そういった誤解をされているのか、若しくは説明の仕方がまずかったのか分かりません。早急に行っていただきたいと思

ますが、いつまでに行うかを最後にお伺いします。

○総務課長（中崎秀博君） 臨時職員につきましての制度改正につきましては、全臨時職員を対象に、昨年の12月に支所ごとに実施したところですが。保育士とか、給食センター等でその説明会に来れない方については、また別途説明会も実施したところですが、今おっしゃったように誤解されているようなことがあれば、福祉課の方と協議しながら、早急に誤解を解くというか、金額等の月額等をお示しする説明会を開催したいと思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。



日程第28 議案第32号 平成20年度志布志市国民健康保険特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第28、議案第32号、平成20年度志布志市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第32号、平成20年度志布志市国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市国民健康保険特別会計予算を調製したので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） 委員会付託と思いますので、1点だけお願いします。

国の調整交付金、これは徴収率の関係でそれぞれ5%から最大20%まで減額をするという、そういうシステムになっているんですが、本市はそれに該当する自治体というふうになっているのか、20年度予算ですよ。特別調整交付金のいわゆる9%の分、ここが7%と2%のこの特別調整交付金と普通調整交付金、ここが満額これは志布志市には20年度の予算として入ってきているのか、それとも減額に値する自治体というふうに徴収率の関係でなっているのか、そこだけお知らせをしてください。あとは委員会でやります。

○市民部長（嶋戸貞治君） 調整交付金の積算につきましては、満額ということで計上してございます。

○25番（小園義行君） ということは、本市は人口が3万5,000ということで、徴収率92%を超えて徴収率がされているというふうに、18年度決算含めて対応がそうだったということなんですかね、19年度を含めて今度の予算としてですよ。

○市民部長（嶋戸貞治君） 18年度の徴収率につきましては、92%を超えたということでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第32号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第29 議案第33号 平成20年度志布志市老人保健特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第29、議案第33号、平成20年度志布志市老人保健特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第33号、平成20年度志布志市老人保健特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市老人保健特別会計予算を調製したので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） 老人保健特別会計ですけど、後期高齢者医療保険制度が始まることによって、75歳以降の人は後期高齢者にいきますね。途中でいわゆる75歳になる人がいるわけですよ、国保からですよ、後期高齢に移る人が。そこのこの老人保健特別会計の在り方として、そこを少しこういうことですよということをちょっと教えてください。

○市民課長（竹之内宏史君） 制度が変わりまして、老人保健特別会計が後期高齢者会計になるわけでございます。現在、老人保健特別会計は75歳以上の方でございます。75歳に到達された方は今回、4月から後期高齢者になります。今回、老人保健特別会計を設けておりますのは、毎年3月診療分から翌年の2月の診療分までが1会計年度ということで、2月までが平成19年度の老人保健特別会計、3月分の診療分につきましては、5月に2か月遅れで入ってまいりますので、1月分が平成20年度の老人保健特別会計になります。よって、後期高齢者につきましては、4月分の診療分からは後期高齢者の分になりますので、そこで1月分残る形になります。老人保健特別会計、さらにレセプトの違算とか各拠出金、そういうものが2年後に清算が行われますので、老人保健特別会計は平成22年度以降も続くこととなります。一応、22年度までは確実ということ、23年度以降も違算等がございますれば、そのような形で入ってくるという形でございますので、特別会計としては残るということでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第33号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第30 議案第34号 平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第30、議案第34号、平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第34号、平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） 今回始まるわけですけど、4月実施ということで、特別徴収、普通徴収、年金の半額を超えて介護保険料と後期高齢者保険料、これが2分の1を超えた場合には後期高齢者保険料というのは、年金から徴収されないわけですが、それについての、4月実施ということで、具体的にこれが稼働する体制というのは、社会保険庁との関係いろいろあるんでしょう。きちんと大丈夫ということで、こういう積算になっていると思います。何人の方がこの特別徴収、普通徴収、それぞれどれぐらい何人だということで積算されているんですか。

○市民部長（嶋戸貞治君） 特別徴収につきましては、4,022名で積算がしてございます。あと、普通徴収につきましては1,998名でございます。

○25番（小園義行君） すみません。この中で、75歳以上で無年金という方が、対象としてありますかね。

○市民課長（竹之内宏史君） はい。無年金の方がいらっしゃる。100名程度で把握しております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○26番（上村 環君） 244ページの受託事業収入であります。この重複・頻回受診者等訪問指導事業収入、この積算基礎と、この訪問指導を誰が行うのか、その点をお伺いをいたします。

○市民課長（竹之内宏史君） お尋ねでございますが、現在、老人保健の方の予算で行っております重複・頻回受診者等訪問指導事業につきましては、引き続き後期高齢者の方の中で行ってまいります。このことにつきまして、広域連合から24万5,000円、2か月分程度の事業収入、対象者が70人から80人が対象になっております、の収入と、事務費繰入金を合わせて、歳出で出てまいります34万円で今年度は行っていくということでございます。現在、2名で訪問等を行っております。それはそのまま引き続き行くと、収入が変わるということでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第34号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

○

日程第31 議案第35号 平成20年度志布志市介護保険特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第31、議案第35号、平成20年度志布志市介護保険特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第35号、平成20年度志布志市介護保険特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市介護保険特別会計予算を調製したので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） 1つだけお願いします。

昨年度の途中で、いわゆる事業のやりくり、在宅寝たきり老人等介護手当というのが、この介護保険法の関係の中で可能になって移りましたね、一般会計から。今回、またそれが消えて、一般会計の方でこれが出ているんですが、ここはどういうふうに理解をしたらいいんですかね。

○保健課長（今井善文君） 本年度につきましても、介護手当につきましては、地域支援事業で支出できる部分については計上いたしております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第35号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第32 議案第36号 平成20年度志布志市下水道管理特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第32、議案第36号、平成20年度志布志市下水道管理特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第36号、平成20年度志布志市下水道管理特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市下水道管理特別会計予算を調製したので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第36号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第33 議案第37号 平成20年度志布志市公共下水道事業特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第33、議案第37号、平成20年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第37号、平成20年度志布志市公共下水道事業特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第37号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第34 議案第38号 平成20年度志布志市国民宿舎特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第34、議案第38号、平成20年度志布志市国民宿舎特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第38号、平成20年度志布志市国民宿舎特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市国民宿舎特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） 今回、指定管理者の導入ということで、納付金等のみのこういう繰入金を含めてなっているわけですが、この議案が通りますね、財団法人の解散、そういったものについての議論というのは、今、向こうの評議委員会というんですかね、運営委員というんですかね、そういったものの中で、どういった議論になっているのか少しお示しをしてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

財団法人志布志市観光開発公社理事会・評議員会を、先日2月29日に開催しております。その際、解散のことについて協議をしていただきまして、財団法人志布志市観光開発公社の解散について、そして2号議案としまして、残余財産の処分について、そして3号議案に、清算人の選任についてということで協議していただきまして、財団法人志布志市観光開発公社の解散につきましては、4月1日に解散するというので、理事会・評議員会の議決をいただいております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第38号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第35 議案第39号 平成20年度志布志市水道事業会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第35、議案第39号、平成20年度志布志市水道事業会計予算を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第39号、平成20年度志布志市水道事業会計予算について説明を申し上げます。

本案は、志布志市水道事業が作成した予算の原案に基づき平成20年度志布志市水道事業会計予算を調製したもので、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○13番（立山静幸君） 施政方針の中で、平成20年度当初予算案の中で、58ページですが、森山地区や簡易水道基幹改良工事、また国・県道を含む道路改良工事等の布設替えの費用として、7億8,174万5,000円計上してあるという説明がありましたが、その事業内容について説明をお願いしたいと思います。

○水道局長（徳田俊美君） それでは、お答えします。

基本的には工事の費用ですので、資本的収支の部類に入ります。まず、上水道としまして、森山の上水道施設整備計画改良事業、これがトータルで約4億5,000万円、森山地区です。基本的には、森山水源地の集水ポンプと、それから送水ポンプ、それから原水のヘッダー、それから配水池、それから送水管等が主な業務でございます。簡水につきましては、主なものとして、伊崎田地区の送水管の一部が残っておりますので、そのことの布設をやりたいと思っております。そのほかは各国・県、市道等の改良等に伴う工事の布設替えということでございます。

以上です。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

○議長（谷口松生君） お諮りします。日程第36、諮問第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

日程第36 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日から10日までは休会いたします。11日は、午前10時から本会議を開催します。日程は一般質問です。

本日はこれで散会します。

御苦勞様ございました。

午後 6 時44分 散会

平成20年第1回志布志市議会定例会（第3号）

期 日：平成20年3月11日（火曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

坂 元	修一郎
金 子	光 博
岩 根	賢 二
宮 田	慶一郎
小 野	広 嗣
鬼 塚	弘 文
木 藤	茂 弘
立 山	静 幸
上 村	環
八久保	壹
上 野	直 広
小 園	義 行
下 平	晴 行

出席議員氏名 (33名)

1番	下平晴行	2番	西江園明
3番	丸山一	4番	八久保壹
5番	玉垣大二郎	6番	坂元修一郎
7番	鶴迫京子	8番	藤後昇一
9番	迫田正弘	10番	毛野了
11番	立平利男	12番	本田孝志
13番	立山静幸	14番	小野広嗣
15番	長岡耕二	16番	金子光博
17番	林勇作	18番	木藤茂弘
19番	岩根賢二	20番	吉国敏郎
21番	上野直広	22番	宮城義治
23番	東宏二	24番	宮田慶一郎
25番	小園義行	26番	上村環
27番	鬼塚弘文	28番	重永重久
29番	丸崎幹男	30番	福重彰史
31番	野村公一	32番	谷口松生
33番	若松良雄		

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市長	本田修一	副市長	瀬戸口司
教育長	坪田勝秀	総務部長	井手南海男
企画部長	持富秀明	市民部長	嶋戸貞治
福祉部長	蔵園修文	産業振興部長	永田史生
建設部長	宮苑和郎	松山支所長	白坂照雄
志布志支所長	山裾信博	教育次長	上村和憲
総務課長	中崎秀博	企画政策課長	萩本昌一郎
財務課長	溝口猛	市民課長	竹之内宏史
環境政策課長	立山広幸	農政課長	仮屋正文
畜産課長	中崎章文	耕地課長	上原登
水道局長	徳田俊美	会計管理者	楠川昭博
農業委員会事務局長	大園朗		

議会事務局職員出席者

事務局長	徳重昭一	事務局次長	前田泰郎
次長補佐兼議事係長	門岡秀明	調査管理係長	徳田弘美

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、重永重久君と丸崎幹男君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可いたします。

まず、6番、坂元修一郎君。

○6番（坂元修一郎君） 10時を過ぎましたけれども、皆様おはようございます。

トップバッターでございますので変化球なしでお願いしたいというふうに思います。通告書を提出しておきましたので提出内容に基づきまして質問してまいります。一問一答式でお願いしたいと思います。

先月は総会シーズンでございましたので、お茶を作っている関係上、お茶にまつわります役員会や総会に数多く出席をさせていただきました。その中で生産者の意見や要望をいろいろ聞くことができましたので、今回は茶業振興について大きく7点ほど質問をしたいと思います。

まず、大隅分場の存続についてお伺いいたします。

志布志市の茶業は温暖な気候と栽培に適した農地や環境に恵まれまして、有明を中心といたしまして急激に発展してまいりました。その功績やこれからの展望というものは、施政方針にあるとおりでございます。その背景には、個人はもちろんのこと、行政や農協の多大な苦勞があったことは誰もが認めるところでございますし、県の出先機関であります普及センターや茶業試験場の働きも見逃すことはできません。市町村合併が進みまして県のあらゆる機関が統廃合される中、大隅農業改良普及センターは畑かんのお陰で、畑地かんがい農業推進センターと名前を変えまして、鹿屋への合併を免れたことは農家にとって大変有り難いこととございました。

次の心配でございますけれども、有明町の野井倉にございます元茶業試験場大隅支場でございますけれども、県農業開発総合センター茶業部の大隅分場の存続でございます。この分場につきましては、平成13年ごろでしたか、県の農業関係の試験場や農業大学校が現在の日置市、金峰町でございましたけれども、統合が計画された時に、知覧町の旧茶業試験場とともに統合されるというような計画だったように思います。現在まで存続できた理由を分かっただけじゃなければお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） おはようございます。

坂元議員の質問にお答えいたします。

茶業振興について、県の出先機関であります茶業部の大隅分場の存続についてのお尋ねでございます。現在存続できた経緯についてということでございますが、お答えいたします。

県の農業開発総合センター茶業部大隅分場は、県茶原種農場として昭和23年に発足して以来、県大隅

茶業指導所、県茶業試験場大隅支場として大隅地域の唯一の指導機関であったことから、茶生産農家の技術向上や面積拡大に大きく貢献しているところでもあります。このような中、県農業開発総合センター茶業部大隅分場の管内、曾於、肝属、熊毛地区の茶業は、平成18年度の面積は2,453ha、生産量は7,096tの伸びを示し、県内面積の約23%、生産量の30.5%まで発展してきました。今後、鹿児島県は、全国一位の茶園面積を誇る静岡県と並ぶためには大隅地域の茶業振興が不可欠であり、畑かん事業の整備が進んでいる地域に期待を寄せています。これにこたえるべく、県内2位の茶産地として曾於、肝属、熊毛地区のリーダー役を担い茶業振興に努めていく必要があると考えております。

県農業開発総合センター茶業部大隅分場は蒸製玉緑茶の生産加工研究を行っており、志布志市は県内有数の産地として全国茶品評会において産地賞を連続して受賞しております。このようなことから、県農業開発総合センター茶業部大隅分場は本地域において必要な指導機関であることは誰もが認めるところでございます。しかしながら、県は数年前から試験研究機関の統合・再編を進めており、大隅分場も基本的には統合される計画でありましたが、平成17年4月に有明町で開催された知事と語る会の中で、大隅分場の存続等についての問いについて、県の財政問題等から平成19年度以降に改めて検討するという知事からの回答があり、さらに今後の動向については、去る19年4月に鹿屋市で開催された知事と語る会や、10月に県庁で開催された鹿児島の農林水産業を語る会の意見提言では、ここ数年は現状維持との考え方を知事は示されています。

○6番（坂元修一郎君） 現在の分場は昭和23年に設置されたということで、これまでの功績は市長の述べられたとおり多大なものがあったんだというふうに思うところでございます。

農家が、この分場の存続を要望する背景にはいろいろな理由があります。私がちょっと考えただけでも、曾於地域に適した品種や栽培方法のデータを集積をしている、毎年気象の違いで製造が変わるわけでございますけれども、そういった指標になることをですね。そして、地域での病虫害の発生や突発的な異常気象によりますそういった対処の情報発信ができるということ、そして地域の知名度を上げるための、先ほど市長の申された品評会等の知名度向上にも貢献しているということでございます。そして、茶農家の心の支えになっているということは言うまでもございません。南薩は良きライバルでございますけれども、農家にとりましてはすべてを南薩、知覧・穎娃へというのがお茶では有名でございますけれども、薩摩半島に取られるという心理があるわけでございます。ここ数年は現状維持ということでございますので、質問もこれ以上する必要もないかもしれませんが、財政難の折、県の事情も理解できるわけですが、近年、大隅の農林事務所等の鹿屋の統合が決まっているわけでございますけど、決まってからでは手の打ちようがないわけございまして、この分場の存続につきましても定期的な陳情をお願いしたいと思っております。それについて市長の答弁を伺いたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、今後の存続については現状のまま、現状維持というような方向性が示されているところではありますが、県は非常に財政が緊迫しているというような状況の中で、様々な機関の統廃合が進んでいるということでございます。しかしながら、県としましても茶業振興については特段に今後力を入れていくという方向性が示されておりますので、そのことに基づきまして私ども

としましては、更なる存続につきましては、機会あるごとに知事にはきっちり要望していきたいというふうに考えております。

○6番（坂元修一郎君） 存続につきましては定期的な陳情をお願いしたいというふうに思います。次に移ります。

茶園面積の拡大についての質問でございますけれども、鹿児島県は、今市長が申されたように、茶産地日本一プランを掲げておりまして、面積拡大に乗り出しているところでございます。全国の茶栽培面積は現在4万8,000haほどあるそうでございますけれども、農家の高齢化とともに静岡を中心に毎年300haから400haほど減少が続いているということでございます。それと反対に、本県では温暖な気候と平坦な地形を生かした機械化栽培体系が整いまして、ここ10年で1,000haもの面積が増えているようでございます。現在8,500haほどあるそうでございますけれども、全国で2番目の産地でございますけれども、現実的には生産量はまだ静岡の半分ほどでございまして、歴史ある静岡や京都に比べますと、その知名度は低く、これから茶業関係者一体となって日本一へ向けた取組が必要だろうというふうに思います。

鹿児島県が生産量で日本一を目指すには、あと5,000haほど増やさなければならないということでございますけれども、本市ではあとどのくらい面積を増やすお考えなのか、計画があるのかお伺いしておきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志市の茶園面積は平成19年で1,115haとなりまして、生産量は3,870tの見込みとなっております。今後は、国営・県営畑かん事業の整備が進み、水利用の営農が期待される中で、お茶は最重点品目として面積拡大を進めてまいりたいと考えております。10年後の茶園栽培面積を1,450haを目標にしまして茶業振興に努めてまいりたいというふうに思います。

○6番（坂元修一郎君） 大体の目標が1,450haということで、更に350haほどの拡大をされていくということであるようでございます。県の茶業振興への期待というものは、本年度の農林水産事業の中で日本一の茶産地づくりチャレンジ事業、この中で3億円を投じて地域に応じた産地づくりを進めようということであるようでございますけれども、新聞や知事と語る会等の記事を見ましても、非常に曾於地域への期待が高いように感じております。市長として曾於地域への期待をどのように受け止めているのかお伺いをしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志市の茶業は、平坦地から中山間地域にわたる茶の栽培と茶業経営がなされています。早場地帯から遅場地帯まであり、地域の特徴を生かした茶の生産がなされております。近年、リーフ茶の消費の伸び悩みで粗茶の価格は年々落ちている現況であります。こうした中、産地の特性を生かした生産コストの低減に努め、生産者自ら茶業情勢を認識し茶業経営をする必要があります。今後も、面積拡大や良質茶の生産を目指して、衰退する地域経済の新規雇用の場として、茶工場を核とした低コストで産地間競争に生き残れる系列の生葉生産の専業農家群を育成するため、関係機関一体となった取組が必要であります。こうした中、県の新たな日本一の茶産地づくりチャレンジ事業を利活用し、産地拡大を目指す

志布志市の茶業振興に取組としてぜひ必要な事業というふうに考えておりますので、今後、県地域振興局と十分協議しまして、事業の内容を検討しながら茶生産農家へ周知いたしまして産地拡大に努めていきたいというふうに考えております。

○6番（坂元修一郎君） 市長の言われるとおり、県の指標に従って、この地域も拡大されていくことを望んでおります。

県は静岡に追いつけ追い越せの勢いであるわけですが、作っただけでは売らなければならぬわけですが、新しい産地というのは知名度が低く、非常に販路拡大にも苦勞するわけですが、この消費拡大への課題でもあります。知名度を高めるために、やはり宣伝というものもやっつけていかなければならないと思うわけですが、これだけ伸びてきた志布志市ですが、消費拡大につなげるPRというものにはされているのかお伺いをしたいと思います。

○市長（本田修一君） 地元産のお茶につきましては広く市民に親しまれているということでございます。県外につきましては、ご承知のとおりまだまだ知名度は低いということでございますが、先ほどもお話しましたように、全国の茶品評会でも上位の賞を受賞していただいているというようなこともございますので、そういった各種茶の品評会等にも積極的に出品しながら、生産者とともに地元の茶のPRに努めていきたいというふうに思っております。

また、県あるいは市で開催する様々な県特産品の物産展等にも積極的に茶を出品させまして、この地元茶のPRに努めていきたいというふうに考えております。

○6番（坂元修一郎君） 確かに品評会等、非常にいい成績を収めておられて、同業者であればそういった優秀であるということは認めているわけですが、なかなかこれが消費者までつながっていかない。市庁舎の前にも垂れがっていかない。市庁舎の前にも垂れ幕が掲げてありましておしているわけですが、市内にお茶をアピールする看板がどれくらいあるものかですね。市内を走っておりますが、どこか有明辺りにはあったなという感じがするわけですね。なかなか気が付かないわけですが、これから日本一を目指す中で、日本一を目指す新しい看板等の設置は考えられないかお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） 現在のところ看板は、松山地区に1基、そして志布志地区に3基、有明地区に6基あるということでございます。このことは、お茶の産地というような形で明示してある看板ということでございますが、今後改めて、日本一の茶産地を目指すというような意気込みの看板は無いということでございますので、私どもの地域は特に全国的にも茶園面積の増反率というのが全国1位ということで注目されておりますので、そういったこともアピールするような日本一の茶産地づくりの看板ということにつきましては、今後検討していきたいというふうに思っております。

○6番（坂元修一郎君） ぜひともPRに御協力をいただきたいというふうに思います。

面積の拡大を図るということは、それだけ消費の方も図っていかなければならないというわけですが、先ほど市長も申されたとおり、お茶の消費というものは、リーフと申しますけれども、急須で注すお茶は非常に消費が減っている。その代わりに、平成5年か6年ごろからでしたか、ペットボトルがブームになりまして、今は、お茶葉は無いけれども冷蔵庫にはお茶のペットボトルが入っている

という世の中であるようでございまして、いろんな会合に行きましてもリーフを注したお茶じゃなくてペットボトルが出てまいるようでございます。都会では特に、ペットボトル化によりまして急須でお茶を注すということを知らないで育てている子供たちが非常に多いという記事等もありました。この地域はお茶の産地であるということで、地産地消を兼ねた学校給食等への検討もしていかなければならないんじゃないかというふうに思いますけれども、今日は教育長がちょっとお留守のようでございますので、市長、その辺の検討は今後されるものかお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） 小・中学校につきましては、いろんな形で茶の給茶器等の設置というのをやっております、そのことについて地元の子供たちも茶に親しんでもらうというような取組というのは、例えばその給茶器のお茶の葉を提供したり、手揉みの実演会というのを開催したり、お茶のおいしい入れ方というものを若い後継者の方々が学校の子供たちにも積極的にPR活動の中で取り組んでいるようでございます。

給食等につきましてはお茶の利用につきましては、教育委員会の方に回答させます。

○教育次長（上村和憲君） お答えいたします。

この消費拡大、またPRを含めまして、本年1月28日におきまして、市の茶業振興会有明支部有明茶業振興会から50kgもお茶を各学校に寄贈をしていただきました。そういった意味で、学校でもこういったPRをさせていただいておるところでございますが、今お尋ねの給食におきます急須でお茶を注ぐという形でのお茶の利用につきましては、特にこれまで牛乳を主体として給食ではしております。そういった意味で、衛生面、安全面、また併せて容器の購入、そういったものを含めて経済面等いろいろございます。そういった中で牛乳と共用した場合に、やはり牛乳を残してしまう、そういう問題は無いのか、また学校生活の様々な活動の中でお茶の利用はできないのか、そういったものにつきまして今後、学校、PTA、給食センター含めて研究をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○6番（坂元修一郎君） いろいろなPRがされているようでございまして、農家からの提供も受けまして学校でもお茶の飲用がされているということで安心しております。このお茶の入れ方というものは、一つのエチケットといたしますか、しつけでもございますので、やはり小さいころからお茶の味を覚える、決してペットボトルのお茶がお茶の味ではないということ、やはり小さいころ教えていかなければ消費というのは伸びないんじゃないかというふうに思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

次に移ります。

次に、南部畑かんのファームポンドの設置についてお伺いいたします。

市役所に畑かん推進室が設置されまして、東部に引き続きまして、有明を中心とした南部畑かんも一部通水が始まりました。茶農家にとりましては、早期に全面通水の来日が望まれるところでございます。3月に入りまして、茶農家は、年間の茶生産に一番影響を与える防霜、霜の番でございますが、時期に入っております。いわゆる新芽を遅霜から守る作業でございますけれども、この遅霜から守る方法といたしましては、水をまいて凍らせる散水氷結法、それと温かい空気を吹き下ろして霜を防ぐ防霜ファンを利用した送風法ですね。そして、ネット状の寒冷紗をかぶせる被覆法など、現在はこの三つが主な

対処法というふうになっております。海に近い場所では、送風法や被覆法でも十分効果があるわけですが、内陸部に行けば行くほど気温が低くなるということで、水を使った散水氷結法が有効になっております。この散水氷結法には、連続で水をかける方法と水を節約したり加湿を防ぐために水を出したり止めたりする間断散水法というのがございます。このいずれも効果に大きな差はございません。かえって間断散水の方が、無駄な水を使わず湿害も起こしにくいということで、適しているのではないかと私も思うわけでございます。しかし、現状では、水の確保ができていない場合、トラブルがございまして。茶園に引っ掛かってライザーが伸びない、また、バルブの開け閉めの機械等の故障とか、いろいろあるわけですが、この間断散水法は水が足りないときの最後の手段であろうというふうに我々はとらえております。この南部畑かんにつきましては、整備中でございますけれども、当初から間断散水の実施が計画されているようでございます。本来ならば面積が拡大して水が足りなくなったときの最後の手段だというふうに思っていたはずが、こういった手立てを最初から使う、その根拠は何か、農家も非常に聞きたがっておりますので、お伺いしておきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

南部畑かんの受益地内におけます茶園面積というのは毎年増加しております。それで、その増加の予測としまして、今後も更に増加するということが想定されるということから、水が不足するということが予想されます。そのようなことから、県営モデル事業で実施している蓬原中野地区におきましての防霜実績を基に、当初から間断散水を推進しているというような状況でございます。

○6番（坂元修一郎君） 答弁をいただきましたけれども、そこに矛盾があるということで農家は不信があるわけです。なぜならば、先ほどお聞きしました、茶園の面積が拡大される、400町歩ぐらい拡大されるという中で、今から拡大するのに最終手段の間断散水を行うということがおかしくないかということをおっしゃっているわけでございます。間断散水は個人的には実施している農家もあるわけですが、確かに効果も変わらないわけですが、ほかの公共事業の中でこういった間断散水をされている地域があるのかお伺いしておきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ほかの地域があるのかどうかということでございますが、公共事業で間断散水を実施している地域というのは蓬原中野地区以外では確認ができていないということでございます。ただし、県内の南薩、十三塚原、松元、各畑かん地域におきまして、県営事業で間断散水用のコントローラーを導入しまして、間断散水の普及を今推進しているというような状況があるということでございます。

○6番（坂元修一郎君） そのとおりなんです。結局、茶園が増えて最終段階でコントローラー等を付けて普及していくというのが現実であるわけです。しかしながら、将来的にまだ400町歩ほどの面積を増やすという中で、当初から間断散水を利用するのはおかしくないかと言っているわけですが、特に、有明では茶園面積の拡大があったわけですが、これまで事業の途中、計画の見直しがなかったものかですね。増えているのが分かっている間断散水をするというのは実際おかしいわけで、結果的に水を増やせばいいということになるわけですが、これからはこの面積拡大が予想される中で、この事業が進行しておる中でファームポンドの増設というものは考えられないのか、

要望等はしないものかお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） 当然、当初の計画からすると受益面積、それから利用面積が増えていくということが予想されるということでございますので、その当初の計画より違った形でそういった施設の整備は必要かというふうに考えているところでございます。このため、当初国営事業によります9基のファームポンドの計画があったということでございますが、平成15年度計画変更の協議をしまして、県営事業で5基のファームポンドの増設をしたというような状況がございます。そしてまた、今後茶園の新植計画区域、それから新植面積等を把握するため茶業農家に対しましてアンケート調査を実施しておりますので、今年度末にはその調査結果がまとまるということでございます。その結果次第で、今後ファームポンドの増設等の要望が必要なかどうかということも協議していきたいというふうに考えております。

○6番（坂元修一郎君） これまで協議されてきて現在の間断散水になったということであるようでございます。アンケート等を取られて住民の意見を聞かれた方がいいと思います。非常に不安があるようですし、その事業の内容等も農家にはうまく伝わっていないような気がしておりますので、いろんな所でそういった説明等もされた方が、サービスにつながると申しますか、農家の納得もいくのではないかとこのように思いますので、よろしくお伺いいたします。

次に、畑かんの追加工事について質問いたします。

曾於東部につきましては、昨年10月に全面通水されまして、現在は国営事業以外の給水栓、ほ場内の整備等が行われているところでございますけれども、この畑かんの事業の話が持ち上がったのは昭和49年ごろだというふうに聞いております。東部が工事に着工したのは昭和59年でございまして、構想からは35年、工事着工からは25年の歳月が費やされております。あまりにも長い歳月を要した事業でございます。当初同意された受益者の多くの方々が経営の移譲や世代交代をされているような実情でございます。もちろん、すべての農地に畑かんを完備するということは無理でしょうし、同意のなかった所、設備の条件に合わなかった圃場等もあると思われまます。しかし、時の流れの中で、当初の計画段階では該当しなかった地域も畑かんを必要とする地域に変わってしまったという所もあるようでございます。例えば、志布志の上門から平城辺りにかけまして、かなり茶園が広がっております。当時は水田、田んぼであったことから、畑かん事業から外されていたのではないかとこのように思うわけでございます。しかし、現在は、海岸に面してございまして非常に温暖であるために早期摘採の栽培に適した地域であることから急激に茶園の面積が増えているところでございます。ほかにも安楽地域の農家からも声が多かったわけですが、確かに図面を見ても安楽周辺、ほとんどこの畑かんの設置はないというようなことでございます。長期に及ぶ事業であるために、なかなか情報も少ないわけでございますけれども、長期に及んだ事業経過の中で、地域からの意見の聴取や途中での事業の再検討の見直し等があったものかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） ただいまの平城あるいは上門というような所の地域でございますが、旧志布志町の区域を入れまして、土地改良事業の法手続、それから事業計画策定につきましては、曾於東部土地改良事業区域内ではなかろうかというふうに思います。曾於東部につきましては平成13年度に計画変更

しておりますが、その計画区域に隣接する団地等以外の区域編入は困難であったというようなことであるようでございます。その地域の意見聴取や再検討は、その当時はなされなかったものというふうに思われます。

○6番（坂元修一郎君） この事業につきましては、いろんな条件が合わさって進行しているということは理解できました。当初から、この事業の話がなかったような地域、そういった地域への畑かんの設備、実際農家の要望が非常に強いわけでございますけれども、これから先、追加工事、そして新規の工事等による畑かんの設置というものが考えられるのかお伺いをしたいと思います。

○市長（本田修一君） 新たな区域の編入というようなことにつきましては、先ほどもファームポンドの話がありましたように、当初計画されていた中での事業実施をするのがようやくだったというような状況もあるようでございます。そのような意味から、今後また新たにするとすると、調整池あるいは導水路、幹線水路等の整備が、また別途必要になるということでございますので、様々な調整が必要になってくるというふうに思いますので、かなり困難ではなからうかなというふうに思っております。しかしながら、先ほども答弁しましたように、今後お茶農家の受益者が増えていくということで、そのことについても検討していくということでございますので、これらのことについても地元から要望があるとすれば、併せて要望していきたいというふうに考えます。

○6番（坂元修一郎君） 先ほど申しましたように、非常に長期にわたる事業でございます。構想から35年たっているわけでございますので、新規と申しますか、新しく農家の要望があるというのは当然のことでございます、その間にはそういった農地の変ぼうというものもあったというふうに思いますので、対処をお願いしたいというふうに思います。

次に移ります。

水使用料についての質問でございますが、私も農家の一人でございます、30年以上にわたりましてお茶を作ってまいりました。内陸部に位置しておりますので、霜に関しては非常に気を使ってきたところでございます。防霜ファンや被覆では防げない地域でございましたので、早くから個人のファームポンドを造りまして、スプリンクラーでの間断散水で防霜をしてきたというところでございます。20年近く、この間断散水をやってきておりましたので、誰よりも水の有り難さ、そして畑かんの有り難さというものは理解しているつもりでございます。

この水使用料につきましては、旧町時代からも申し上げてきたことでございますし、同僚議員からも一般質問等に出ておりますけれども、まだ明確な回答をいただけていないということでございます、茶の会合等で聞かれる要望のうち、ほとんどがこの水使用料のことでございます。東部が決まってしまうと南部も北部も統一されるということで、早期の決着が望まれるということでございます。最近この価格設定の協議がされたのかお伺いをしておきたいと思っております。

○市長（本田修一君） 畑かんの水使用料につきましては、現実的にこうして畑かん事業が進ちよくしまして水が使えるようになったということになりまして、にわかにはそのことについて改めて検討が必要だという声が挙がってきているということでございます。

それで、使用につきましては、平成5年11月から曾於東部地区で部分通水が開始されるに当たり、基

本的な条件としまして、1番目に、県内の他の畑かん地区と比較して著しい金額差を生じさせないこと、2番目に、必要経費に対して参加面積が変動しても運営できること、3番目に、事業完了後を想定し、変動要素が多いため供用後安易な値上げをしないということ等の基本的な条件を考慮しまして土地改良区において決定されたものであります。

このような中、土地改良区の組合員から使用料が高いので見直しをしてほしいという多くの要望があったところでありまして、平成19年10月24日、県大隅地域振興局農林水産部曾於支所長を委員長としまして、曾於支所農林振興課・農村整備課、畑地かんがい推進センター、市、町、土地改良区で、曾於地域畑かん維持管理費検討委員会を組織し検討を行ってきたところでした。検討委員会は、畑かん水利用における適正な維持管理費を算出し、農家等の理解を得ることによって水利用の促進を図ることを目的として維持管理費の検討を行い、土地改良区への助言を行うこととして設置されたところでありまして。検討委員会で、現行の普通畑、ハウス、茶の区分ごとの使用水量の検証と現行金額の引下げの可能性を検討し、将来の維持管理費、水利用面積の増加に伴う賦課金の収入見込み、土地改良区及び市・町の負担金等を算定しまして検討したところでした。検討した案は、普通畑で現行は3,600円ですが、これを3,000円に、そしてハウス、現行が6,000円ですが、検討案では同じく6,000円でした。茶を、現行1万2,000円で、検討案では1万円ということで検討したところでした。

検討の結果としまして、国より管理委託されたもので一定の条件を満たす施設の維持管理については、基幹水利施設管理事業、補助事業の対象になっているということでありまして。施設の維持管理については水を利用する受益者が負担することが望ましく、できるだけ市、町の助成に頼らない土地改良区の健全な経営を目指す必要があるというふうに位置付けられております。曾於東部地区では、現行の使用料の場合、受益面積全体の約4割において水利用がなされた段階から市の助成の必要がなくなり、土地改良区の運営が安定するというところでございまして、引下げの検討案の場合、受益面積すべてにおいて水利用がなされないと安定経営が図れないというふうに推計されたところでした。曾於南部地区では、現行金額の場合、受益面積の約6割において水利用がなされた段階から市、町の助成の必要がなくなり経営が安定する。そして、引下げ案を検討した場合、約8割の水利用がなされないと安定経営が図れないというふうに推計されたところでした。

このようなことから、現段階で維持管理費を引き下げるとは、市、町の財政負担が大きくなるため維持管理費は現状維持しながら、毎年国へ要望を行っている基幹水利施設管理事業の要件緩和の状況並びに水利用面積の拡大状況により再度見直しを検討するということが望ましいという検討結果でございます。

○6番（坂元修一郎君） 答弁をいただきましたけれども、結局お茶使用料の1万2,000円というのは変わらないということではよろしいですか。

○市長（本田修一君） その検討結果をもちまして、1月7日付けで曾於東部、南部土地改良区の理事長へ、曾於地域の畑かん維持管理費について、今後の土地改良区組合員への説明、そして土地改良区運営の参考にしていただくよう助言をしたところでございます。ということで、今後それぞれの土地改良区で総代会が開催されますので、その場でこのことについて御説明申し上げまして御理解をいただくと

というような方向になろうかと思えます。

○6番（坂元修一郎君） 結局、この使用料というのは変わらず、これからの検討にまた託すということであるようでございますけれども、輝北ダムと違いまして中岳ダムにつきましては、昨日もちょっと見に行ったんですけれども、非常に水が少ないです、流れ込みがもうほとんどゼロというような状態。そして、南部畑かんにつきましても、お茶が増えてくると、先ほどお聞きしましたように、ファームポンドをまだ増設した方がいいのではないかということになるわけでございますけれども、そういったこととなりますとダムに上水をする、ファームポンドに上水をするということになるわけでございますけれども、そうなってくると非常に電気料がまたかさんでくるわけございまして、水使用料が高くなるのはやむを得ないということにもつながると思えます。そういった中で、この水使用料が変わらないのであれば、やはりこれだけの要望が上がってきておりますので、農家に対してほかの作物と経費の面で平等であるというような説明がなければ納得されないと思うんですね。ですので、いろんな形でもよろしいですので農家に、これからも検討はされると思えますけれども、そういった説明を、先ほど市長からもありましたけれども、そういった会合があるということでございまして、そういった所で説明しないとなかなか農家の理解というものはされないというふうに思いますが、その辺をどう思っているのでしょうか。

○市長（本田修一君） 中岳ダムのことにつきましては、高岡頭首工からの揚水が主になっているということでございまして、揚水のための電気料が維持管理費の5割近くを占めているというふうに試算されております。しかしながら、ダムへの水の揚水にかかる費用につきましては国の基幹水利施設管理事業の対象になっているため、現在の維持管理費用で運営できるというふうに試算されておりますので、このことにつきましては増えるというようなことはないということでございます。

そのようなことで、先ほどから茶の1万2,000円ということで、このことが高いんじゃないかというようなお話になっているわけですが、これは県営モデル事業で蓬原中野地区の水利用組合でも1万2,000円をお願いしましてモデル事業として取り組んでいただいているところでございます。また、さらに南薩土地改良区におきましても、お茶につきましては1万4,035円、十三塚原土地改良区につきましては1万3,200円、松元土地改良区につきましては1万4,700円というようなことで、曾於地区は他の地区に比べて高いという状況ではないということ、また今後受益者の皆さんにもお話をしたいというふうに思います。

○6番（坂元修一郎君） そういうことなんですね。そういった説明をされれば農家も多分理解すると思うんですね。実際話をしてみる中で、やはりハウスが6,000円、お茶が1万2,000円、単収ではハウス園芸の方が高いんじゃないか、上がっているんじゃないかということをおっしゃるわけで、これは必ずしもハウス園芸の方を上げろということではありませんので誤解のないようにしてほしいわけですが、先ほど申されましたけれども、各作物について水の使用量の試験がされているということでございましたけれども、その結果というのはもう分かっているわけですか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当の方に回答させます。

○耕地課長（上原 登君） ただいまのお尋ねの件につきましては、曾於東部土地改良区におきまして

19年4月から、ハウス、お茶、それぞれの圃場におきまして使用水量の調査を実施しておりまして、本年4月にその調査結果がまとまる予定となっております。

○6番（坂元修一郎君） いろんな会合等で、とにかく先ほど申しましたように、水の大事さ、貴重さというのは分かっているつもりでございます。そして、各農家も、水の利用というものは防霜だけではなくて、幼木期、そして干ばつ時の畑かん利用というのが非常に有効であるというような試験場等からのデータもございまして、非常に水を利用して品質向上、また収量等の増収を目指そうという向きが今出ておりますので、この水をとにかく有効に使って、その代金としてこういった形で徴収するというようなことを、的確な説明をして理解を求めべきだろうなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に移りたいと思います。

次に、肥料高騰によります対処についてでございますが、今、新聞やテレビのメディアでは、食糧や農業の危機を訴えない日はないほど毎日報道されております。世界では、食糧や石油、鉱石など、限られた資源を巡って奪い合いが始まっているような状態でございます。今まで外貨稼ぎに回っていた発展途上国でさえも、国内で足りないから他国に売らないという自国優先の輸出規制もある国が出てまいりました。農業には欠かせない肥料でございますが、世界中で価格が急騰しておりまして、原料の高騰、石油価格の上昇に加えまして、インドや中国といったような発展途上国の肥料の需要拡大が増えておりまして、海外市場ではりん酸肥料が1年で3倍になったと、カリや窒素もここ数年で2倍近く値上がりをしているようでございます。国内でも、ここ数年のうちに3割から4割アップをしております。コストの削減はもとより、環境の保全も考えて耕畜連携というものを利用して、たい肥を肥料に置き換えて需給する時代にきているのではないかというふうに、かねがね思うわけでございます。国内でもこの取組を早く取り入れながら、化学肥料を使えなくなると申しますか、少なくなる危機に備えまして、バイオマスを利用した動きが各地で起こっておりますが、このことについて市長のお考えを伺いたしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国民に安心・安全・安定した食糧をいかに確保するかということで、国内における食糧自給率は大きな問題となっておりますが、食糧に限らず、議員のおっしゃるとおり農業資材についても、自給できるものはなるべく自給していくという取組が今後ますます必要になってくるということは、基本的には考えているところでございます。

○6番（坂元修一郎君） 本市でもバイオマスタウン構想というものが設定されておりますけれども、50万t近い家畜排せつ物は今どのように利用、処理されているのかお伺いをしたいと思います。

○市長（本田修一君） 現在、バイオマスタウン構想によりまして行われている事業につきましては、たい肥化及び自家処理、委託処理されている中で、特に大きな問題というのは嘆かれておりません。おおむね総体的には問題なく処理されているというふうに受け止めております。構想の中では、今後の利用計画としまして家畜排せつ物の6,400tをメタンガス用の原料に活用することとしておりまして、残りをたい肥として活用する計画であります。たい肥利用に当たりましては、有効なたい肥の利活用が図

ればというふうに考えているところでございます。

○6番（坂元修一郎君） いろいろな利用を考えているということでございましたけれども、この肥料価格高騰の現状と地域循環を考えますと、たい肥を肥料としてとらえる手法が非常に効率がいいと申しますか、今後はいいのではないかというふうに思います。しかしながら、現実はこのたい肥の品質というものは非常に品質格差がございまして、直接土壌に還元できるような製品は非常に少ないように私は思っております。

そこで考えられるのが、畜産農家と連携いたしまして耕作農家でたい肥を自分の作物に合わせて作り変えるということが非常に最善の方法ではなかろうかと思えます。例えば、完熟をしてそこに化学肥料を投入して、高濃度の化学肥料と申しますか、匹敵するようなものを作っていくということが非常に今後大事になってくるような気がいたしております。そこで考えられるのが、畜産農家と連携してたい肥舎、タイヤショベルなどを利用して二次加工をするというようなことが考えられるわけでございますけれども、そういったことに対して組合の立ち上げなども考えられますし、そういった事業に関して市として適合する事業とか、そういった方策というものは考えられないかお伺いをしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

たい肥につきましては、それぞれの方々がそれぞれ独自の取組をされておられまして、JAや民間企業とタイアップした形でその農家に合ったようなたい肥づくりをされているようなケースがあります。そして、今お話がありましたように、化石肥料を使うというふうになると、かなりコスト高になってきたという面がありますので、先程来お話をしますように、地元で賄えるものについては地元で賄うという方向が原則でございますので、農家の方で組合を設立してそういったことに取り組みたいという要望があれば、そのことにつきましては前向きに対応していきたいというふうに考えます。

○6番（坂元修一郎君） 現在、今日の新聞等にもまた載ってございましたけれども、中国からの農産物の輸入が激減しているという時代でございまして、これから化学肥料が思ったように使えなくなりますと、やはり減収というものも考えられるわけでございますので、そういったバイオマス関係の有効利用をしながら更に増産していくという時代がくると思えますので、そういった時代に対応しながら、そういった助成の部分も市として考えていっていただきたいというふうに思います。

最後の質問に移りますけれども、皆さんも新聞等で何度か見られたと思えますけれども、南九州地域を中心にいたしまして、昨年あたりから頻繁に起きている防霜ファンの銅線盗難についてお伺いをします。

3月になりますと天気予報から霜注意法が発表されるようになります。霜の害を防ぐためには三つの方法があるというふうに先ほど述べましたけれども、水利用の困難な地域では、防霜ファン、風を送って霜を防ぐというような方法が主に採られております。現在、防霜ファンが稼働する時期になりまして盗難に遭った場合、電線の被害だけでなく一番茶に多大な被害を受けることにもなります。農家は不安を抱えながら、現在夜警を行ったり、パトロールを行ったりしてございまして、夜もゆっくり休めない日が続いております。この銅線の盗難でございますが、本市での防霜ファンの設置状況と、最新の被害状況というのはどういった状況であるのかお伺いをしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

茶園の防霜対策としまして防霜ファンとスプリンクラーが主な施設になっておりますが、特に防霜ファンの設置面積につきましては、平成19年3月末で413haというふうになっております。松山地区が30ha、志布志地区が28ha、有明地区が355haであります。

九州各地で発生しております金属類や電線などの盗難は、県内はもとより志布志市におきましても発生し、その被害は甚大なものになっております。平成18年11月から今月上旬までに19件の発生でありまして、延べ25人の茶生産農家が被害に遭っています。被害面積としましては12.5haに及びまして、約450万円ほどの被害金額となっているようでございます。

○6番（坂元修一郎君） 実際この銅線の被害額というのは450万円ということで大した額ではないわけですが、この防霜の時期に入りまして銅線を切られまして防霜ファンが回らずに被害を受けた場合、こんな額では済まないわけございまして、農家は非常に現在気を使っているところございまして、ここ1週間以内にも、そういった不審者を見かけたとか、電柱によじ登っている人を見かけて声をかけたとか、実際あるんです。まだ被害は、聞いた中で一番新しいのが2月29日だったでしょうかね。そういった状況でございますので、まだまだそういった盗難の可能性は十分考えられるわけございまして、五日ほど前でしたか、曾於市の方にちょっと行きましたら、昨日、電柱に登っている人を見かけておばさんが声をかけた。その人はバイクで来ていて、もう電線を切る寸前であったというような話も聞いております。多分明るうちに電線を切って、暗くなってから回収に来るのではないかと思います。

そして、この盗難が増えている背景ですね、いろんなことがうわさでは流れております。盗んだ金属は多分中国に行くんだろうとか、そういった実際その犯人が捕らえられていないわけで、これは想定でしかないわけでございますけど、農家にはそういった情報は新聞等でしか入ってこないわけございまして、この盗んだ金属はどこに流れているのかですね。そして、金属の売り買いは簡単にできるのか、そして地元で金属収集業とか売り買いのできる業者というのがあるのかですね。そして、盗品と思われるような金属について通報等はなかったものか、市で分かっていることとか警察からの情報が、もしあればお聞かせを願いたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） 警察の方で今現在、銅線の取扱業者等を調査しているということであるようでございますが、そのこと以上詳しいことは分かっていない状況でございます。今、議員のお話にありましたように、地域の方が防犯パトロールを始められたということでございますので、そのことでまた新たな情報が伝えられたというふうに考えているところでございます。

○6番（坂元修一郎君） 市としても何らかの対策が必要であろうと思うわけでございますが、盗難防止の対策はとれているのかお伺いをします。

○市長（本田修一君） 先ほどもお話しましたように、農家の方々が巡回パトロールを始められたというようなことございまして、生産農家への更なる啓発、それから市報などの呼び掛け、茶園巡回の指導も行っているということございまして、今後、一般市民や関係機関と一体となったボランティアを募って、巡回パトロールにより盗難防止に努めていきたいということございまして、私自身も様々な

会合の折にはこのことにつきましてお話をしまして、市民の方々にも注意していただくよう、そして通報していただくようお願いしているところでございます。

○6番（坂元修一郎君） 19年度の茶業振興費でございますが、合計900万円ほどの減額があったということで、盗難防止への緊急対策として臨機応変的な転用はできなかったものか同僚議員からも指摘がございましたけれども、市長の考えはいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） 今回の盗難防止対策としまして、農家の方々が茶業振興会で独自に取り組みましたというようなことでございます。そのようなことで、私どもとしましては特段金銭的な援助をしなかったということでございますが、先ほどお話ししましたように、別な形で市民の方々に協力を呼び掛けるような広報をしていきたいというふうに思っております。

減額になった理由につきましては、防霜施設の畑かん地区以外のみを対象とした、あるいは土地改良区事業で有利な事業へ振り替えたというようなことがありまして減額になったということでございます。

○6番（坂元修一郎君） 農家自身で看板を立てたところでございます。道路の場所場所に看板等を見かけることと思えますけれども、別の形で支援はするということでございます。防災無線なり、市報なり、できればラジオ、テレビ等でも流していただいて、この被害から守っていただきたいものだというふうに思うところでございます。先般、農家で看板を立てたところでございますけれども、車からはなかなか小さくて内容がとらえにくいということもございます。有明のような密集した地域においては、もっと大きな看板等も必要ではないかと思うわけでございますけれども、そういった形の支援というのはどう思われますか。

○市長（本田修一君） 看板につきましては、先ほどもお話ししましたように、市の茶業振興会の方で作成されたということで、松山、有明、志布志の順に設置されております。一番茶を目前に本当に深刻な状況となっております、茶業振興会の方では、警察と連携しまして盗難防止を訴えるとともに、市内の主な沿道や茶園周辺に看板を多く設置して盗難防止として広く市民へ訴え掛けたということでございますが、今お話がありましたように、本当に看板自体は小さいんじゃないかなという気がしているところでございます。しかし、泥棒にとっては看板がある、無いというのは、また別ではなかろうかというふうに思います。やはり防犯パトロールというような形のものが必要と、そして市民に対してこのことについては協力をお願いできるような告知というものが必要かというふうに思いますので、そのことについて取り組んでいきたいというふうに思います。

○6番（坂元修一郎君） 確かに泥棒にとっては、看板があっても無くても取るものは取るということでございますけれども、やはり泥棒が一番怖いのは市民の目でございます。ですから、市民に関心を持ってもらうために、そういった看板、そしてラジオ、そういったメディアを使った広報等も非常に必要でないかと申し上げたところでございます。盗難は1年を通じて発生すると思われれます。農家を脅かし、地域の秩序を乱す不適な行為でございます。今後も、警察や農家とともに連携を取っていただきながら、再発防止に努めていただきたいというふうに思います。

今回は茶農家の意見を踏まえまして質問をさせてもらいましたけれども、今、海外の食に対しての不

信感から輸入農産物が激減している状態が続いております。だからと言って国内の農産物が高くなっているかと言えば、決してそうではございません。かえって飼料や肥料の価格上昇で経営がひっ迫した状態が続いておりまして、市としての協力も必要ではないかということをお願いしたところでございます。農家の抱える問題はいつの時代も消えることはございませんけれども、どのような状況下であっても必ず儲かっている農家はいらっしゃるものであります。農業というのは百姓と申しますけれども、同じものを作るにしても百通りのやり方があるということでございます。市政においても、アイデア一つでほかの地域をリードする手立ては幾らでもあると思うところでございます。議会ともども研さんの上、地域に貢献していただきますようお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、坂元修一郎君の一般質問を終わります。

次に、16番、金子光博君の一般質問を許可いたします。

○16番（金子光博君） 通告に基づいて、順次、市長に質問をしたいと思っております。

まず、道路行政について、今回で5回目の質問になると思っておりますが、県道改良、柿ノ木志布志線、柳橋～弓場ケ尾間の進捗状況についてであります。

現在、県道、市道の交差点から約100mぐらい改良済みであります。これだけでも小さな光が差ししてきたと見えて、皆さん方の喜びと今後の取組に対する期待感は大変なものがあります。いろいろ話を伺いますと、旧松山町民はもとより、地元の方々も大変熱望されておりますし、志布志商店街の方々も松山町の約半分の消費者を確実に取り込むことに期待感を持っておられると聞いております。投資効果、合併による地域間格差の早期解消、事業者、通勤・通学者の交通安全面等々、様々な角度から分析しても、1年でも早い完了が望まれるところです。

そこで、20年度当初予算4,000万円の内訳は具体的にどうなっているか答弁を求めます。

○市長（本田修一君） 金子議員の質問にお答えいたします。

道路行政について、県道改良、柿ノ木志布志線の進捗状況について、4,000万円の内訳はどうなっているかというお尋ねでございます。お答えいたします。

当初予算、土木費のうち道路新設改良費で県営事業負担金として計上している金額につきましては、県が20年度当初予算に要望している額に合わせた負担内訳となっており、現在県議会中で審議していることもあり、箇所ごとに確定した金額ではないということをお尋ねいただきたくてでございます。地方特定道路整備事業の柿ノ木志布志線、弓場ケ尾工区につきましては、4,000万円の内訳となっておりますが、工事費と用地補償費であるというふうにお尋ねしております。

○16番（金子光博君） ただいま答弁をいただきました。県議会で審査中ということで、まだ確定ではないということで詳しいことについては説明できないということでございますが、現在まで、あの路線の用地買収は交渉がどの程度終わっているのか、そのことについてお尋ねします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

立ち木などの伐採など、工事と一体して処理する案件、及び相続関係の複雑なものを残しまして、ほぼ90%以上が完了しているというふうにお尋ねしております。

○16番（金子光博君） 90%以上完了ということで、予想以上に進んでいるんだなということで新たに

期待感を持っているところでございます。

4,000万円のうち、大体でいいですよ、今回工事が始まるとすれば延長距離はどれぐらい伸びるのかなというふうに皆さんも期待を持っておられますので、そのことについて1m足らんかったからどうしたこっかというようなことにはなりませんので、約でいいのですので、延長距離を教えてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお話をしましたように、4,000万円につきましては工事と用地の補償費ということがございますので、用地の補償がまた順調に進めばそちらの方が多額になるということでございますので、一応延長される工事区間につきましては100～150mほどではなかろうかというふうに伺っております。

○16番（金子光博君） 100～150mということでございますが、市長、かねがねこのことについては、地元のそういうことは理解しておるといようなことでいつもおっしゃいますが、首長として何年後の完成を目指しているんなことの事に当たっておられるのかお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この路線につきましては、合併直後から最重要路線ということでありまして、合併後の基幹の県道整備路線というふうに指定がしてあります。そのようなことで、もうこの道路だけでなく、ほかにも重要路線として整備していかなくやならない地区もあるということでございまして、地域の方々にとりましては、この路線については特に早急に整備してほしいという要望があることは十分とらえているところでございます。そのような中で、現在県の方で事業を執行していただいているということでございますので、私どもは県に対しましても地元の強い要望というものをいつもお話をして、予算については格段の配慮をいただいているということでございます。その中で、本当に昨年は申し訳なかったと思うんですが、昨年に比較しまして予算もたくさん付けてもらったというような状況でございまして、何年というようなことは私自身も言えないところでございますが、早期に全線開通を目指していきたいというような要望を強くしていきたいというふうに考えております。

○16番（金子光博君） 市長、やっぱり市長としてですね、それは確実なことは言えないかもしれませんが、目標として5年後なら5年後、5年後に目標を設定するのと10年後に目標を設定するのじゃ、おのずから県に対しての行政の姿勢というものも違って来るわけですからね。やはり、そのところをもうちょっと、自分で重要ということをおっしゃっておられるわけですから、やっぱりもうちょっと具体的に示してほしいと思いますよね。

それから、まだ20年度は始まっておりませんが、20年度で当初で4,000万円ということでしたけれども、20年度内の増額補正予算の獲得へ向けて、市長として具体的に行動を起こす考えがございしますか。

○市長（本田修一君） このことにつきましては、大隅地域振興局、あるいは県の本課辺り、そして土木部本部の方にも、この路線については格段の配慮をお願いしたいということ、いつもお話をしているところでございます。年度末近くになりますと各地区で消化できなかった予算というものがあることもありますので、そのことについては当地区にいただきたいということは常々お話、要望を申し上げているところでございます。更に努力していきたいというふうに思います。

○16番（金子光博君） 今回の調子じゃ、あと10年かかるような調子ですけれども、それが10年で2kmぐらいの延長距離が完成ということで、どこが重要路線かというような気がします。

県議の方も新しい方が地元から生まれましたが、あの方にとりましては、我が家の庭のほかのような所です。市長として、県議とあの路線のことについて何回ぐらい、話合いというか、そういうことが、機会がありましたか教えてください。

○市長（本田修一君） このことにつきましては、県議自身も県当局に対して強く要望されている内容であります。そして、私自身も地元の要望というものを県議には、会う度ということではないのですが、こういった形でいつも議会のたびにお話が出ているということをお話はしているところでございます。

この路線につきましては、全体が1,550m、1.5kmということでございまして、大体2億5,000万円ぐらいの総工費が考えられているということでございます。そのようなことで、全体の事業費から考えたときにも、かなり用地買収が進んでいるというようなことが出ていますので、今後事業が工事費に集中的に費やされるということになりますので、格段とまではいかないかもしれませんが、目に見える形で改良が進んでいくというふうに思っております。

○16番（金子光博君） やはり地元県議との連携も大変必要だと思いますので、このことに限らず、どんどん荷物をからわしてくださいよ。そのことがまた、地元の県議として彼を育てることにもつながるわけですから。

通告はしてございませんでしたが、副市長、もう任期も少なくなってきましたが、あそこの路線についてはあなたの汗と魂も入っております。今後、県に帰られても、どうしてもあなたの力も必要だと考えております。そのことについて、副市長としての考えをお聞かせください。

○副市長（瀬戸口 司君） お答えいたします。

この路線につきましては、これまでも本議会におきまして議員の方からも御指導いただきました。そしてまた、本日もこの道路の必要性につきましては説明があったところでございます。私といたしましても、この路線の整備の必要性につきましては強く認識しているところでございます。この路線の早期の完成に向けまして、私といたしましても今後ともできる限りのお手伝いをさせていただきたいというふうに考えております。

○16番（金子光博君） 今後ともよろしく申し上げます。

次に移ります。

市内の道路の案内標識の現状についてであります。

市長がよく言われる「おもてなしの心」、「市民の目線に立った行政運営」だとか、今回の施政方針の中にも、「郷と郷、人と人、物と物」、「儲かる農業の実現」、「観光入込み客数・100万人」、「乳児がいるすべての家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」」等々、ほかにもいろいろと人の往来がスムーズにいかないと成果の上がらない事業がたくさん盛られています。市職員はもちろんのこと、市民や外から来られた方々に対し、合併により不慣れな地域で目的地にスムーズに行けるにはあまりにもお粗末な状況ではないかと思いますが、おもてなしの心で、市民の目線に立った答弁を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、この地域にとりまして合併してようやく3年目を迎えたというような状況でございまして、どうにかこうにかそれぞれの地域について目が向いてきたのかなというような状況じゃなかろうかというふうに思っております。そのような中で、実際にその地を訪れるとなるとなかなか自分でスムーズに行けない状況があるというふうには認識しているところでございます。そのような意味合いから、道路案内標識というのは設置が必要かなというふうに思います。その標識の設置につきまして、それぞれの道路管理者が設置していくというようなこととなります。国・県道とも交差点などの主要箇所については設置がされているということでございますが、市道につきましては、路線、交差点数が多いということもありまして十分な対応ができていない状況であります。路面への設置などにつきましては設置基準によります安全性をクリアーすることで費用も高くなりますので設置が難しいということから、管理者によらない簡易な手法を検討することも必要というふうに考えております。このことにつきましては、今後関係部署と協議しまして、安心して安全で、そして住みよいまちづくり、郷と郷とが交流できるようなまちを目指していきたいというふうに思います。

○16番（金子光博君） 市長、あなたも仕事でですよ、市長の仕事をごなす意味でいろんな所に出掛けられる機会が大変多いと思いますが、やっぱり外に出た時にヒントになるような地域があるはずですがね。まだ、そういう今後の検討課題だというようなことでございます。

ちなみにお隣の曾於市では、市道の交差点、交差点に、ここまでせんといかんとかというぐらいきめ細かに案内標識が立っていますよね。ここはどこですよ、右に行ったらどこですよ、左に行ったらどこですよと。あるいは、県の木材需活用補助金の「木のあふれる街づくり事業」、2分の1の事業が県にあるそうですが、その事業を導入して進めたということなんですよ。市内産の木材の活用と、作業はシルバー人材センターへ委託して雇用対策として実施したと。あの案内板の文字については、職員も参加して取り組み、完成させたと。具体的には、末吉、財部は旧町時代にこの事業に取り組んでいたもので、18年度事業で大隅町全域と末吉、財部の足りない箇所へ立てたということで、予算全体で400万円、そのうち2分の1ですから200万円の持ち出しで250基立てたと。それで、1基当たりの費用が1万6,000円でできたということなんですよ。方法論はほかにもいろいろあるだろうと思いますが、要は最少の経費で最大の効果を上げて、やっぱり市民の方々のいろんな交流が活発にならないかんわけですよ。

私も昨日、同僚議員と志布志の四浦からあっち辺をちょっと、見学というか、させていただきましたが、もう行った所行った所で人に尋ねんな分かんですよ。人がおればよかですけど、またバックして人家を探して、そこで尋ねないといかんですよ。有明の台地の所に、あの広い所に行けばですよ、全く方向が分かんですからね。有明の人は分かるかもしれせんけれども、今、自分がどこに居るのが分かんのですから。そうすると、尋ね尋ね行って目的地に到達しても、帰る時には別な道路を通って帰ったりしますからね。

市長、かねて自分が口に出して言われることは、「市民にやさしいまちづくり」、よかことをたくさん言われますがね。やっぱり、そのことを市民の目線に立ってしていかと、何千万円も金をかけてしないといかんということじゃないわけですからね。さっき蓬原中野ということも、言葉も出ましたけれど

も、私たちは蓬原中野がどこかも分かりませんからね。再度答弁を求めます。

○市長（本田修一君） 最近、曾於市、大隅町に行きまして、新しい看板が、案内標識が目について、本当にいいのを立てられているなというふうには思っているところでありました。このことにつきまして、私どもの方は特段調査をしなかったところでしたが、今回議員の一般質問があるということで調査をしましたところ、今お話のあったような事業で取り組まれたということであるようでございます。全市一斉にというような形ですとなると、また多額になろうかと思いますので、順次このことについては整備を、そして設置をしていきたいというふうに思っています。現在、市の中では旧松山町の方で一部立てられているようでございます。そういったものを十分参考にさせてもらいながら、また有明の山重のふるさとづくり委員会の方で間伐材等を利用した形で設置がされているというようなこととございますので、そういったのも参考にさせていただきながら、このことについては整備を進めさせていただきたいというふうに思っています。

○16番（金子光博君） 分かりました。要は、市民や市外から訪れた方々が安心して行き来ができるまちづくりにしないといかんわけですからね。もっと足元を見つめた市民にやさしいまちづくりに努力していただきたいというふうに思っています。何も1年でしなさいと言うちょらんわけですから、重要な所から、二、三年で終わるような事業だと思いますのでね。250基で持ち出しは200万円ですよ。250基立てると思えばそがらしもんですよ。まあ、曾於市の真似をしなさいとは言いませんけれども、これよりかまだよか事業があればそれを導入してやっていただければいいわけですからね、頑張ってください。

次に、保健行政で、温泉保養施設利用券の目的と利用状況についてであります。

国保財政は、基金を全額取り崩し、残額はゼロであり、大変な状況にあると思っておりますが、かと言って簡単に加入者の負担増も厳しい状況にあると思っております。そのようなことで、市長としてどのような考えを持っておられるか答弁を求めます。

○市長（本田修一君） このことにつきましては、今回老人保健の改定に伴いまして後期高齢者医療制度が発足するというようなことで、温泉、はり・灸施設の利用については取扱いが変わったところでありました。そのようなことから、私どもとしましては、従来利用していただいた方々に不便を来さないようにというようなことを前提にして、このことについては取り組もうというものでございます。

○16番（金子光博君） それでは、ちょっと細部についてお尋ねします。

19年度は45の施設、20年度は39の施設と協定が結ばれておりますが、その協定の施設が減った理由は何なのかお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

19年度は45施設、20年度は39施設と協定締結となっておりますが、利用できる施設が減った経緯につきましては、昨年度協定の更新を行った時に、利用者の減により継続の辞退があった施設が生じたためであります。

現在、志布志市の7施設、大崎町の1施設、垂水市の1施設、鹿屋市の5施設、霧島市の20施設、指宿市の5施設、曾於市の1施設で、計40施設になっております。多くの市民の方々に利用されているというふうに考えております。

○16番（金子光博君） 私は、施設が減った数字はいいんですが、分かっているんですが、協定が結ばれなかった、その理由はこっちが切ったとか、あっちが切ったとか、簡単なことでいいですのでお願いします。

○市長（本田修一君） 今お話ししましたように、協定の更新を行った時に利用者の減によって継続の辞退があったということでございまして、協定更新の時に旧隼人町温泉組合の中から、利用者が少ないから辞退したいという申出がありまして7件減ったところではございました。そして、新たに霧島ハイツが増えまして20年度は39箇所となったところであります。

○16番（金子光博君） 19年度は分かりませんか。18年度のこの券の発行枚数と、実際利用された券の枚数は幾らでしょうか。

○市民部長（嶋戸貞治君） 18年度の利用実績ですが、延べ4万6,289名、助成額が1,106万4,000円でございます。19年度は1月末現在で述べ4万6,143名、助成額1,301万6,200円となっております、昨年度より大きく上回っております。

また、施設利用では、39施設のうち施設利用のあったものは27施設で、利用率は69.2%となっております、最も多いのがボルベリアダグリでございます。

以上です。

○16番（金子光博君） 実際市役所から出ていった数が何枚で、それが全部使われていますか。我が家で眠っちゃうともあるはずですが、それを教えてください。

○市民課長（竹之内宏史君） 利用率のお尋ねでございます。発行枚数が約11万枚でございまして、使用枚数が5万5,532枚ということで、利用率が50%強ということでございます。

○16番（金子光博君） すみません。もう1回ゆっくりと数字を言ってください。

○市民課長（竹之内宏史君） 発行枚数につきましては約11万枚でございまして、利用枚数が約5万5,000枚ということで、利用率は50%強ということでございます。

○16番（金子光博君） 18年度。

○市民課長（竹之内宏史君） はい、18年度でございます。

○16番（金子光博君） 利用率が50%ということでもあります。

先ほどの答弁で霧島ハイツが新たに1つということでしたが、そのほかに新規の協定が結ばれた所がありますか。

○市長（本田修一君） 今年度新たに曾於市のメセナ住吉交流センターが増えておりまして、現在40の施設と協定の締結をしているところであります。

○16番（金子光博君） 末吉のメセナ住吉交流センターと締結ができたということで、昨日、中央公民館にちょっと用事があったら、玄関の入り口にそういうことができましたという広報の張り紙がしてありました。これは、職員のしも気の利いたことをすいねと。3月1日からと、締結になったということで利用してくださいというようなことが貼ってありました。おお、これはよかこつができたなど。特に松山、それと有明の伊崎田の辺のしは、よく利用されるようですよね。やっぱり健康保持が目的なわけですから、もっと50%の数字が伸びて、もっと有効利用していただいて、なるべく医者どん

に行く回数が少なく健康で日々の生活ができれば、この券がまた生きるわけですので。

それと、これは国保ですが、社会保険等の人はどうなっているのか。

それと、志布志市の中で社会保険と国保の加入世帯の割合は、大体でいいですよ、何対何ぐらいなのか教えてください。

○市民課長(竹之内宏史君) 国保の加入世帯は約60%でございます。加入人口は約50%でございます。その他以外が被用者保険、いわゆる社会保険等々でございます。

そして、社会保険等にはそういう国保のような保健事業等については、今のところないということでございます。

以上です。

○16番(金子光博君) 社会保険はないわけですね。はいはい、分かりました。

まだ、高齢者の方でこの制度を知らない人たちも若干おられるようですが、この方々についてはどういうふうに周知徹底をなさる考えがあるのかお聞かせください。

○市民部長(嶋戸貞治君) このたび広報3月号に後期高齢者医療制度と併せて、市の助成事業として市内の温泉対象施設と近隣の温泉対象施設を紹介したところでございます。

○16番(金子光博君) なるべくこのような制度を知らない人がないように、ひとついろいろな知恵を絞っていただきたいというふうに思います。

市長、高齢者の方々は敬老祝金も昨年から節目支給となり、単年度ではもらえない方々の方が多いわけですが、それと敬老会の祝い行事の一人当たりの費用も昨年から1,000円が800円に減額され、参加の対象者も65歳が70歳以上に引き上げられて、高齢者にはとても厳しい時代になってきております。本来、この施設利用券は申請主義であります。高齢者の方々にアンケート調査等をしてですよ、希望者に配布の考えは首長としてないのか。国の大きな政策変更で、合併時の「負担は低く、サービスは高く」のスローガンが全く真逆さまの逆のパターンに現在なっております。市として、高齢者にせめてこのくらいのサービスはできないものか。それによって、1割でも通院が減れば効果があるんじゃないかと思いますが、市長の考えをお聞かせください。

○市長(本田修一君) 全員の方にお知らせして利用していただきたいということは、本当にそういったふうに考えているところでございます。現在、利用券につきましては、実績に基づきまして予算化し、そして申請により交付をしているということでございます。昨年も、国保におきまして施設の利用が増加しているため、12月で570万円ほど補正を組み対処したところであります。年間で一人当たり6,000円の助成を限度として交付しておりますが、75歳以上全員の方に配布という形になりますと単純に3,600万円の予算が必要ということでございますので、このようなことも考えまして、国保と同様に真に必要な方、求められる方からの申出があって、そのことによって配布したいというようなことでございますので、そのようなふうに御理解していただければというふうに思います。

○16番(金子光博君) 財政の面からなかなか厳しいというようなことでございますが、全体の数字を見たときに、高齢者の全体を見たときにそれだけということで、高齢者の方々が、アンケート等ぐらい実施してですよ、寝たきりとか行けない人もおるわけですから、実際そういうような、するとすれば希

望を持っておられる方がどのくらいおられるのかなというような数字ぐらいは、実際のところは把握してもいいんじゃないかと思いますが、そのことについてはどうでしょうか。

○市長（本田修一君） 先ほどお答えしましたように、全体の利用率が50%程度だということですので、この75歳以上の後期高齢者については更に利用率が低くなるんじゃないかなというふうには考えるところでございます。そのようなことも含めまして、担当の方と検討しまして取り組まさせていただきますというふうに思います。

○16番（金子光博君） 先日桜島に行きました時に、温泉と一緒にいった隣の方が桜島の方で、高齢者の方々はそのようなことで100円で入れるんだということで自慢して私に語っておられました。今後検討の余地があるとすれば知恵を絞ってください。そして、さっき言いましたように、いろんなことで高齢者の方々は負担増で厳しい時代になっております。せめて、これくらいのサービスを利用して、やっぱり市もおいどま見捨てちゃおらんかったんだと。やっぱり、そういう形というか、姿勢も必要んじゃないかというふうに思います。

最後に、市長は施政方針にも高齢者が元気なまちを目指すとうたってありますが、もっと足元を見つめ、市民にやさしい、元気の出るまちづくりを目指して頑張ってもらいたいと思いますが、市長の決意を聞いて私の質問を終わりとします。

○市長（本田修一君） 高齢者の方々につきましては、本当に私どもは、いつも申しますように、豊かな日本をつくってくださった本当に偉大な大先輩だというふうに尊敬申し上げております。そのような方々が老後を安らかに、そして誇りを持って生活していただきたいというのが切に望むところであります。そして、そのような形の政策というものを私どもは様々な形で御提案申し上げて、そして実施しているところでございます。元気な高齢者のいるまちというものを目指しております。そのことにつきましては、今お話があったような形の温泉利用とか、はり・灸とか、健康診断をしてもらおうとか、そういったものに取り組んでもらって自らの健康管理に努めていただく、あるいは介護が必要な方、介護を必要とされようとする方につきましては、ピンピン元気塾等でそのような状態にならないような取組をしていただく、あるいは地域におきまして、地域の子育て支援というような形から見守りもしていただくというような形で御協力もしていただくというような、様々な事業をセットにしながら、盛り込みながら、地域の方々が、高齢者の方々がいつまでもお元気で、そして私どもが尊敬申し上げるような存在でいてほしいという願いを込めて事業を実施しているところでございます。

○議長（谷口松生君） 以上で、金子光博君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。午後は1時10分から再開いたします。

○

午後0時04分 休憩

午後1時10分 再開

○

○議長（谷口松生君） 小園議員が少し遅れるという届出がございました。

会議を再開いたします。一般質問です。

19番、岩根賢二君の一般質問を許可いたします。

○19番（岩根賢二君） 皆さん、こんにちは。

それでは、通告に基づきまして順次質問をしてまいります。

まず、コミュニティFM放送の活用策について質問をいたします。

先日発表されました県の平成20年度の当初予算案の中に、県内の7つの地域振興局のそれぞれに1億1,000万円が計上され、そのうち大隅地域振興局では災害時の避難経路マップ作成や畑かんの産地育成戦略づくりと、それとFM局を活用した行政の情報発信と難聴地解消助成に取り組むということであり、このことを受けて、本市の当初予算にもコミュニティFMアンテナ設備整備事業として400万円が計上してあります。今回は松山地域にアンテナを設置するという事で難聴地域の解消を図るということですが、せっかく県や市の予算を使ってアンテナが整備されるこのコミュニティFM放送を、行政情報発信の手段として活用する考えはないかお尋ねいたします。このFMネットワークと契約して市のお知らせを流したり、あるいは災害に関する協定を結んで緊急放送がいつでも流せるような形を整備する考えはないのか、市長の考えをお聞きいたします。

○市長（本田修一君） 岩根議員の質問にお答えいたします。

コミュニティFM放送について、市のお知らせや災害情報等に活用する考えはないかということですが、お答えいたします。

コミュニティFM局は、現在半径10～20km程度を受信エリアとする地域限定の放送局で、平常時は地元の身近な話題や音楽等を流し、地震や台風等の災害時には地元密着の細かな情報や、開設されている避難所の情報等を24時間体制で放送できる放送局として、平成4年に市、区、町、村単位の地域を対象として制度化され、平成20年2月1日現在で216局が開局しております。志布志市においても、NPO法人志布志コミュニティ放送が平成18年10月にFM志布志として開局しております。

現在のFM志布志の放送内容は地域の情報や音楽等が主でありまして、行政情報や緊急防災情報等につきましても、NPO法人志布志コミュニティ放送と放送に関する委託契約等を締結しておりませんが、ボランティアグループ「鈴」の皆さんの朗読放送としまして市報「しぶし」のまちの話題など、生活に役立つ情報を紹介していただいております。コミュニティFM放送が行政情報や緊急防災情報など、市民への貴重な情報発信源となり得ることは理解しておりますが、現在、市内には有線放送電話の施設管理運営を行っている有明町開発農業協同組合もありますので、今後関係機関等と協議、検討を進めていきたいというふうに考えております。

○19番（岩根賢二君） その必要性というのは認識されているということですが、今、市長の答弁の中にもありました、有線放送が有明町にあるということで、その辺でちょっと調整を図る必要があるということだろうと思いますが、例えば、じゃあお聞きしますけれども、有線放送の今現在の放送を利用されている世帯がどれくらいあるのか、そのことは分かっていますかね。

○総務課長（中崎秀博君） 有線放送の利用世帯ということですが、現在組合員数が約3,100戸程度というふうに伺っております。その中で有線電話を持っている方が約520戸、それとスピーカーが2,300世帯というような、これは19年5月末の数字でございますけど、このような状況でございます。

○19番（岩根賢二君） この有明地域の有線放送というのは、だんだん毎年加入世帯が減っている状況ではないかと思っております。その中で、それを補完するという意味でFM放送の活用ということも考えられるのではないかと考えています。それで今、課長の説明では2,300世帯がスピーカーを設置しているということですが、有明町地域の世帯数は4,800余りであります。それからしますと半数以下であるということでもありますので、有線放送とやっぱり併用しながらでもFM放送の活用ということもできるのではないかなと思っておりますが、その点について認識をお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この有線放送の有明町開発農業協同組合の組合員数が減少していて、スピーカーの設置の数が減る、特に電話につきましては減っている状況ということにつきましては、旧有明町時代から認識しているところでございます。このことに対しまして、それでは町の、あるいは市になってからの市の情報というものについてどういった形でお知らせするかといった問題につきましては、例えば緊急時につきましては防災無線等がございましたので、そういったもので対応していたというようなことでございます。今回新たに、予算でお願いしておりますように、FM志布志の中継局のアンテナ整備をするというものでございます。このことによりまして、松山地区も今までFMの受信が困難であった地域が、今回の中継局のアンテナ整備がされることによりまして受信が可能ということになりますので、全市的にFM放送というものが受信が可能というようなことに今回なるということでございます。そのようなことを受けまして、先ほどお話しするように、関係機関と調整を図りながら、このことについては取り組んでいきたいと、今お話がありましたように、市の行政情報とか緊急防災情報等についてもお知らせできるような方向で検討をしていきたいというふうに考えております。

○19番（岩根賢二君） 検討するということですので、普通の場合は検討というのはしないということに理解する方がいいんじゃないかと思っておりますので、そうじゃなくて前向きに検討していただきたいと思うんですね。と言いますのが、緊急放送というか、FM放送が、先の阪神淡路大震災でFM放送を利用することによっていろんな情報を出して、そのことが大いに役立ったということがございます。そういう意味で、FM放送をそういう緊急放送に特に利用するということは考えてもいいんじゃないかなと思うわけですね。その場合に、これは鹿屋市の例でございますけれども、災害に関する協定というのを結びまして、そのことによって放送を可能にしているということがございます。これは市長も御存じだと思いますが、災害対策基本法の第57条、あるいは大規模地震対策特別措置法の第20条に、放送事業者に放送を行うことを求めることができるということになっておりますので、そのような意味で、ぜひそういう災害に関する協定ということも具体的に協議をしてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○市長（本田修一君） FM鹿屋につきましては、平成18年10月ごろに締結されたということにつきましては聞いておりました。ただ、私どもの地域につきましては、先程来お話しするように、有明町開発農協があったという関係もありまして、そして松山地域が受信ができなかったということがございました。今回そのことも解消されて受信が可能ということになりますので、行政情報のお知らせ、あるいは緊急放送の協定というものにつきましては、前向きに検討させていただければと思います。

○19番（岩根賢二君） 具体的に前向きにという言葉が出てきましたので、いい方向に進むのではない

かなと思います。

いい答えをいただきましたので、また追加してお聞きしますが、緊急放送をする場合に、緊急放送を要するという時は、例えば地震だとか台風だとかいうことで停電の状態にある時が十分考えられるわけですね。ですから、その停電の時にでもちゃんと放送ができるように、これはそのような時でもスタジオや電波の送信所が機能するような装置、これを無停電装置と言うらしいですけれども、そのような装置を整備するという点に対して市の方からの援助は考えられないものか、その点をお聞きします。

○市長（本田修一君） 現在のFM志布志さんにおかれましては停電時はバッテリー等の電源施設が無いということでございまして、ただいま議員お話があったように、災害時に市内が停電になった場合は当然緊急放送はできない状況でございます。また、市とNPO法人志布志コミュニティ放送でそういった締結もしていないという状況でございますので、今後締結をするとなればそのことも前提にした形で協議をしなければならぬということになるかと思っております。そのことにつきましては、他の市町村の状況等を勘案しながら検討していきたいというふうに思います。

○19番（岩根賢二君） その無停電装置についても併せて検討するという点でございますので、いい方向に進むように期待をいたしまして次の質問に入ります。

昨年2月に本市の新エネルギービジョンが策定をされました。その内容は、平成19年度に1年をかけて市報「しぶし」にも詳しく掲載をされました。まず、ビジョン策定の基本的な考え方について、地球温暖化やエネルギー資源の枯渇という環境の中で、化石燃料に代わるクリーンな新エネルギーの導入が必要である、よりよい自然環境を将来の世代に引き継いでいくために、また新エネルギーの導入による地域経済の活性化につなげるための指針として、この新エネルギービジョンを策定するとあります。さらに、新エネルギーの種類や、その導入事例が示され、志布志の地域的な特性が次のように挙げられております。まず、太陽エネルギーは十分に活用できる地域である、風力発電事業が可能な地域である、畜産が盛んで山林面積も多いのでバイオマスエネルギー利用の可能性が高い、自動車が主な交通手段であり新エネルギーの主な導入先として検討することができるということであります。さらに、新エネルギーが志布志市内にどれぐらい存在するのかということで調査をした結果が、太陽熱で約100世帯分、風力で約7万5,000世帯分、畜産系バイオマスで約6,800世帯分、水力で約1,400世帯分、海洋エネルギーで約1万5,600世帯分が賅えるということであります。ちなみに、市の世帯数は1万4,500余りでございます。また、今後新設される公共施設には、財政状況を見ながらではあるが積極的に導入していくとあります。ところが、読み進んでまいりまして次の段階の導入構想の項に入りますと、いろいろな課題が列記してあります。克服しなければならない課題です。例えば、約7万5,000世帯分が賅えるとされた風力発電については、景観に賛否があるので調整が必要である。畜産バイオマスについては、必要量を確保できるような収集運搬ルートの構築が必要である。林産バイオマスについては、山林から木材を搬出する必要がある、森林組合の協力が必要である。太陽光発電については、天候により発電量が左右され収支が変動するとあります。これらの課題を克服しないと新エネルギーの導入は難しいということだと思います。その課題克服にリーダーシップを発揮することこそが市長の責務だと思いますが、市長いかがですか。ビジョンの実現化に向けて自ら努力する考えがあるのかどうか、お答えをお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、石油などの大量消費によって引き起こされている地球温暖化やエネルギー資源の枯渇は、地球規模の大きな問題となっております。これらの問題に対処するためには、エネルギーの有効活用や省エネルギーを進めていくのと同時に、地域にある太陽光、風力、バイオマスなど、地球にやさしい新エネルギーの導入を進めていくことが重要であると考えております。そのために昨年2月に、志布志市における新エネルギー導入の指針を定めた「志布志市地域新エネルギービジョン」を策定いたしました。しかし、実際に新エネルギーの導入を進めるには、ビジョンを策定するだけでなく、市民の皆様、事業者、行政の一体となった努力と取組が必要であります。そこで、新エネルギーの導入を実現させるためには、具体的な取組といたしまして、ビジョン策定時のアンケートから、まず市民や事業者の皆様には新エネルギーを理解していただくということが大切であると感じましたので、今年度につきましては市報やホームページで新エネルギーの周知を進めてきたところであります。現在、市では、曾於リサイクルセンターで分別収集した廃油から軽油代替燃料BDFを製造する取組や、蓬の郷、志布志市温水プールで排熱水を加温して利用する取組を行っております。また、有明開田の里公園には風力・太陽光を利用したハイブリッド照明灯、本庁舎の空調は太陽熱等を利用したソルエアシステムなど、自然エネルギーを利用した施設が稼働しております。なお、市による新エネルギーの導入の支援といたしましては、市衛生自治会による太陽光発電の設置補助がありまして、今後とも国の各種支援制度などの周知に努めまして、更なる普及に努めてまいりたいというふうに考えております。

○19番（岩根賢二君） 今、市長が答弁されたことは、エネルギービジョンの冊子の中に書いてあるんです。だから、その課題を克服するために市長自ら、その課題克服のために動く気持ちはないかというのを聞いているわけです。

○市長（本田修一君） 昨年、同時にバイオマスタウン構想も策定したところでありますが、それに伴う様々な事業の実施について、あるいは可能性についての問い合わせ等も数件あったところでございます。これらにつきまして、私の方も本省の方に赴きまして、その可能性、あるいは補助の導入等につきまして相談を重ねてきております。さらに、この新エネルギービジョンの策定につきましては、先ほど議員の方からもお話がありましたように、周知をしまして、そして認知をしていただきながら、そして、更に市民の方々に理解してもらって進めていかなきゃならないという面があるところでございます。今申しましたように、いろんな事業の引き合いがある中でございますが、そのことにつきましてはまず市民の方々に理解いただいた上で進めましょうというようなことを前提に今重ねてやってきているところでございまして、そういった取組を通じまして、私自身、各種方面に働き掛けを現在やっているところでございます。

○19番（岩根賢二君） 今まさに市長が言われたように、このバイオマスタウンにしても住民の皆さんの理解がないと進まないということでございますので、その辺でちょっと止まっているのかなという気がしますが、私がお聞きしたいのは、そのことについて市長が、じゃあ住民の理解を求めるために動いてくれるのかなということでした。だから、今の答弁の中にそのことについても協議をしているということですので、ぜひ進めていただきたいと思います。思っております。

それですね、このビジョンの中には庁舎内に新エネルギーの導入検討会を設置するということになっておりますが、設置をしてどういう協議がされているのか、そのことについてお伺いたします。

○企画政策課長（萩本昌一郎君） お答えいたします。

今、御質問がございましたように、ビジョンの方に19年度から庁内の検討会を設けまして推進に向けての取組を行っていくというようなことで載せていただいているところでございます。市長の答弁にもございましたように、昨年2月にこのビジョンを策定してからいろいろと、民間業者による引き合いとか、問い合わせ等がございまして、それに向けてのいろいろ関係の課による職員の検討は行ってきたところでございますが、今、議員の質問にございました庁舎の職員によります検討会を設けても、具体的なビジョンに向けての推進というのは今申し上げました理由等でなかなか進まなかったということでございます。私ども、先ほど市長も答弁いたしましたように、今年度は市民の方に新エネルギービジョンについての理解と周知を図っていこうということで、広報とかそういったホームページで周知を図ったのと、先ほど申し上げましたそういう具体的な引き合い等がございましたことの検討はいたしましたけれども、御質問にございました庁舎内の職員によります検討会につきましては、まだ設けていないところでございます。市長の施政方針にもございましたように、4月以降早速、検討会を設けまして具体的な取組に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

○19番（岩根賢二君） ビジョンを策定することは簡単であります。それを実行に移すことは難しいわけですね。ですから、ビジョンを策定したならしたなりに責任があると思うんですよ。19年度中に検討会を立ち上げるということになっているわけですから、あと何日しかありませんけど、19年度はですね、新年度でそういう作業をしていただけるものと思っておりますが。それで、この新エネルギービジョンの導入、これがビジョンのとおり導入されますと、市長が申されるような循環型の社会というのできるわけですよ。何万世帯分の電力とか、そういうのが賄えるという結果が出ているわけですから。これを具体的にすることが、あるいは志布志市の大きな発展につながるんじゃないかなということで、私は非常に期待しているんですよ。これを、ビジョンが駄目だからもうするなということじゃないんです。どんどん進めてほしいんです。ですから、市長のリーダーシップが必要だということで申し上げておる。このビジョンの表紙の「はじめに」という所で市長は言っておられますよ。自ら努力していくということで言っておられるわけだから、それをぜひ実行に移していただきたいと思えます。

先日、県のエネルギービジョンということも、もちろん何年か前に策定してあるみたいですが、そのことについて各エネルギーの導入の状況はどうであるということが新聞でも報道されました。それは、県の方はビジョンにつきましていろいろ数値目標を、何年までにこれこれやりたいということで数値を出しているわけですね。ところが、志布志市のビジョンには、これこれは可能であるという数字は出ていますけれども、じゃあ何年度までにどういうことをやりたいということは出ていないわけですが、そのようなことの導入の目標値を設定してみたらどうかなと思うわけですが、いかがですか。

○市長（本田修一君） 目標値といいますか、一応導入の時期としましてビジョンの中に示しているところでございます。23年度までの前期と28年度までの後期に区分して、その事業化を目指しているということございまして、風力発電においては、前期において民間事業者への導入を目標としているとい

う、このことにつきましても現在数社から打診があるところでございます。そして、畜産バイオマスにつきましても後期での導入を目標としているということで、このことにつきましては、先ほど言いましたように、19年2月にバイオマスタウン構想を策定しましたので、バイオマス利活用検討委員会を設置しまして、その中で検討しているということでございます。林産バイオマスにつきましては、後期において林業の振興と併せて、間伐材を利用した発電プラントについて民間事業者による導入を目指しているということでございます。それから、消化ガスバイオマスにつきましては、厚生事務組合のし尿処理施設の更新に合わせた導入を目指していきたいということでございます。それから、太陽光発電、クリーンエネルギーの自動車につきましては、各家庭での導入が進められていますが、更に推進するため、市独自の補助制度の設立を早い時期に取り組んでいきたいということでございます。目標ということで、一応前期と後期と分けて取り組もうということでございますが、先程来、議員も御指摘のとおり、この事業につきましては非常に将来性があるということではございますが、現在、日々進展中の技術革新の世界でございまして、その技術が本当に私どもが接した時点で、あるいは導入する時点では最高かもしれませんが、すぐ陳腐になって新しいものが開発されているような状況でございます。さらに、バイオマス関係につきましては、先程来言いますように、市民の方々の本当の理解があって、そして協力があっはじめてこの事業は推進できるというものでございますので、私自身もそのことについては市民の方々にお話をしながら、ビジョンどおりの新しい新生志布志市を目指していきたいというふうに思っております。

○19番（岩根賢二君） ビジョンの中にありますことについて具体的に検討を行うという項目が何項目かありました。その中で二、三お聞きしてみたいと思いますが、まず風力発電については今説明がありましたので省きますが、太陽光発電について、新設される給食センターで導入を検討するとあります。それと、クリーンエネルギー自動車の公用車への導入を検討するとあります。また、天然ガスコージェネレーションシステムはボルベリアダグリへの導入を検討するとありますが、検討されたものかどうか、今現在の段階での状況をお知らせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

給食センターへの太陽光発電の導入ということにつきましては、今回給食センターの新設に伴いまして検討してきたところでした。発電した電気を利用するための大型の電化調理器具は、いまだ普及していないということ、そして、かなりのコスト高が見込まれるということで導入を断念したところであります。それから、天然ガスコージェネレーションシステムにつきましては、電気と熱を多く利用する温泉施設などへ後期で導入の可能性を検討していきたいということでございます。

あとにつきましては、担当に回答させます。

○企画部長（持富秀明君） 公用車の分につきましてはお答えいたしますが、公用車につきましては、平成19年度におきましても普通車を1台、それから軽自動車を7台購入いたしました。その中で、ビジョンの中にありますように、ハイブリッド車等の購入につきましても一応購入段階で各自動車メーカー等に問い合わせをしましたところ、やはり価格等において大変な今の時点では開きがございまして、予算等の関係もございまして現在ハイブリッド車については購入しておりませんが、やはりそれであ

っても環境基準以下のかなり厳しい基準をクリアする公用車の導入をいたしたところでございまして、具体的には平成17年度排出ガス基準の75%低減レベルの車、それから平成22年度の燃費基準の20%向上達成車というかなり厳しい入札条件で、実際は公用車の購入をしたということでございます。

○19番（岩根賢二君） いろいろ検討がなされた結果だということで理解をしたいと思います。この新エネルギーのネットワークの構想というのは、先ほども申しましたけれども、循環型社会を目指す本市にとっては理想の形だと思いますので、市長の更なるリーダーシップを期待をいたしまして次の質問に移ります。

市長も御存じかと思えますけれども、先月霧島市で、前田市長のマニフェストについて市民による検証大会がありました。前田市長が選挙の時に示したマニフェストについて市民が評価をし、いわば市長の通信簿をつけるというものでありました。本田市長は、既に市報「しぶし」の2月号に自身のマニフェストについての取組状況を報告しておられます。このことは、市長が検証の必要性を認識され進んで報告されたものであり、評価されるべきものと思っております。しかしながら、これはあくまでも実施事業の羅列であり、自己評価であります。公約をしたけれども、このことについてはまだ道半ばであるとか、あるいはこれは残念ながら実現は難しいというような点についての記述がないのが残念な気がいたします。2年を経過しまして、残り2年の任期の中でやるべきことを盛り込んでいくことも必要ではないかと思っております。市長の自己評価と市民の評価にはおのずと差があると思えますが、霧島市の検証を取材した新聞記者は、点数の高い低いとは問題ではなく、検証によりマニフェストの精度が高くなり、市民の政治に対する参画意欲を高めることこそが、このマニフェスト検証の目指すところであると述べています。市民の側も、自分たちが選んだ市長は自分たちの思ったとおりの行政をしているのかチェックをしなければなりません。そのような観点から、市民によるマニフェストの検証を市長自身が受けられる考えがあるのかないのか、お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市長選挙の時にローカルマニフェスト型公開討論会を主催しました社団法人新大隅青年会議所が、ローカルマニフェストの検証とはどのようなものかをテーマに、市民の皆様に積極的に参画していただくための勉強会を昨年11月に開催されたところであります。新大隅青年会議所主催の勉強会は、まちづくりに対する意識を高めるために、様々な分野で活動されているNPOや諸団体、行政等が議論を重ね、連携、協働していきながら、マニフェストに沿った市政運営やまちづくりに市民としてどう携わるべきかなどの気運を高めるための主旨であるようでございます。今後も、マニフェスト検証の在り方や先進地の事例などを参考に勉強会を開催されるようでございます。市からも参加させていただきまして、2月の市報で公表しましたマニフェストでお示しました重要施策の取組状況などの情報を今後も提供したいというふうに考えております。霧島市の取組につきましても、素晴らしい取組ではなかったろうかというふうに考えているところでございます。このことも参考にさせていただきたいというふうに思っています。

○19番（岩根賢二君） 青年会議所さんの主催で、それに関連した勉強会をされたということでございますが、もっと市民の皆さんに広くそれに参加してもらうような形というのも必要ではないかなと思っ

ております。例えば、我々が感じるのは、市長が「合併をしてよかった。」という声が最近多く出ているというふうなことをあちこちで申されますけれども、そのことが本当に市長が感じておられるのと市民が感じておられるのと同じような結果があるのかなということには若干疑問があるわけですね。ですから、ちまたでは「本当に合併してよかったのかな。」という声もあるわけですから、そのようなことも踏まえて市民が参画できるような検証大会をされる考えはないか、そういう勉強会とは、また別にですね。そのことをもう一遍お聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） ローカルマニフェストというような形で私がお示ししましたのは、市長選が間近に迫った時に新大隅青年会議所の方々が主催された場で、その様式に沿って私の方でも示したという経緯がございました。それには、基本理念、そしてすぐに行う重要施策、4年間でやる重要施策ということ、次に具体的に行政改革にどういったふうに取り組むか、それから地域経済活性化について取り組むもの、あるいはそのほかに重要なものとして三つ取り組むものというふうに、そのようなものをお示しして公開討論会に臨んだところでした。先ほどお話しましたように、主催された方々が勉強会をされて、そのような形の市民によるマニフェストの検証会というものを開催するとすればどのような形が望ましいのかということをお勉強されているようでございますので、そのことにつきましては、私どもも前向きに対応していきたいというふうには考えます。

○19番（岩根賢二君） 今、市長の答弁では、そういうことがもし企画されれば進んで参加しようということの答弁だろうと思いますが、その点、ぜひ実行をしてもらいたいと思いますが、実は、前田市長はその席上、職員や副市長などは置かずに、補佐役も誰も置かずに一人で参加されたということで、そのことについて市民から、「おお大したもんだな。」という声が挙がったそうです。そういうことで、そういうことが実施されるとすれば、ぜひ一人で乗り込んでいてもらいたいと思いますが、その点はいかがですか。

○市長（本田修一君） 先程来お話をしますように、このローカルマニフェストをつくりまして、そして公開討論会に臨んだ時には私自身も一人で、そして他の方々も一人で臨まれたという経緯がございました。そういうようなことから、もし今後この新大隅青年会議所が開催されるとすれば、またそういった形を望まれるんじゃないかなと、そういった形式をされるんじゃないかなというふうに思っていますので、もしそのような形であればそのようなふうに対応したいと思います。

○19番（岩根賢二君） 市長の前向きな答弁がございましたので、これ以上はお聞きしませんけれども、1点だけですね、市長のマニフェストの中で、まずすぐに行う重要施策ということが掲げてありまして、その一番に掲げてあるのが、新自治会組織の立ち上げということでございます。市長は、これの中で、時代のニーズに合わなくなった自治会組織ということで明言をされております。今の自治会組織は時代のニーズに合わなくなっているんだということを述べておられるわけです。ですから、これがすぐに行う重要施策であるならば、もう既に2年を経過しておりますので、もう新自治会組織ができていないんじゃないかなと私は思うわけですね。ですから、そのことについての取組が若干遅れているのではないかなという気がしているわけですが、そのことについて今どのような状況なのか、お聞かせ願いたいと思います。

○市長（本田修一君） このことにつきましては、すぐさま取り組んでいるところでございます。自治会の再編につきましては、当然その対象となる自治会の方々を交えてするということになるわけですが、その前段としまして、まず庁舎内に自治会活性化検討委員会というものを立ち上げまして、このことについては今協議を重ねてきております。そして、自治会に対するアンケートも実施しております。今後その自治会の方々がどういった組織再編を望まれるのか、その前に現状はどうかということをもとらえて、そして今後どういった形の再編を望むのかといったことも含めてアンケートを取っております。そういうことで、来年度あたりに、庁内の委員会と、それから自治会の方々と交えて、再編の進め方について協議していきたいというふうに考えております。

○19番（岩根賢二君） 終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、岩根賢二君の一般質問を終わります。

ここで2時5分まで休憩します。

○
午後1時56分 休憩
午後2時05分 再開
○

○議長（谷口松生君） 再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、24番、宮田慶一郎君。

○24番（宮田慶一郎君） よろしく申し上げます。

先日、私の知人がこんなことを言いました。初めて他人の家に行くと、その家のファーストインプレッション、一番最初の印象は玄関の雰囲気が無意識のうちにその家全体の臆測ができる。その知人が言いたかったことは、まちのイメージも同様に、志布志市街地の玄関である関屋付近の並木の景観、雰囲気、そういったものでまちの全体の状態が分かるというものでございます。この県道志布志福山線、これは約25年ぐらい前に都市計画の街路事業で改良したものであります。さんふらわあも発着する港の玄関口の並木とつつじが枯れている。この現状は非常に見苦しい状況であります。市長も、この関屋の道路は十分御承知だと思います。本件は、県道でありますので県の事業で施工するのでありますが、しかし市としても県の方への要望、陳情はするべきでございます。そこで、本市が県の方に何回要望をされたものかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 宮田議員の質問にお答えいたします。

県道志布志福山線の関屋口付近の街路樹につきましては、平成5年から9年度にかけて、街路事業、関屋線の道路改良事業で県が整備したところであります。高木としまして、旧志布志町の町木もつくが、下木、下の木にはつつじが植栽されております。その後、部分的に枯れた所にくすが植え替えられているということでございます。現地を見ましたところ、ほぼ七、八割程度が枯れるか、勢いがなくなっているということで、専門家の診断でも現状維持については厳しい状況であるというようなことでありました。枯れた原因につきましては多くの要因があるというふうに考えられますが、当該地区は志布

志市の玄関口に位置する所であります。来訪者に志布志市のイメージを印象付ける所でもあるというふうに考えております。私がかねがね申しておりますように、志からのおもてなし、あるいは志布志市の玄関にふさわしい環境にないというふうには私自身もとらえているところでございます。このことにつきましては、県の方に度々管理についてお願いしているところでございます。

○24番（宮田慶一郎君） 写真を撮ってまいりましたので、ちょっと。

それではまずですね、市長、度々管理について要望を行ってきたとおっしゃいましたけれども、この並木については植え替えを含めて何回要望されたのか、そのことをお伺いいたします。

○建設部長（宮苑和郎君） お答えいたします。

旧志布志町の時代は度々ということで、道路及び樹木について枯れている状況であるということで、何回となく県の方に要望したということでございました。今回も早速その件につきまして、当議員から質問があるということで再度私の方からも替えていただきたいと、実際現場を見てから県の方に要望をいたしましたところでもございました。そうしたところが、もう県の方では植え替えはできないと。ただ、ほかの区域で植え替えるようなものがあれば、そこに植え替えはできると。ただもって新規に新しいやつはできないというような回答でもございました。その後も、いろいろ造園業者の方やら、専門業者ですが、いろいろ尋ねてみたところでもございましたが、炭疽病ですかね、菌によるのが発生の元ではなかろうかということで、樹木がちょっと大きくなった時点で土木業者の方で枝を切ってしまったと。それに炭疽菌の病が付いておったんだらうということで、前々も旧志布志町では薬剤散布もしてくれということで専門業者もいろいろ話をしておったそうですが、もう県は、とにかく人家のある付近等は薬剤散布もしないと、いろいろ問題が出てくるというようなことで、いろいろ回答があったところでございました。それで、今後どうするのかということでいろいろ問い合わせたところでしたが、もう植え替えはできないから、別にほかの所で、先ほど言ったとおり、あればそれを植えてもいいというようなことであります。

以上のようなことでございます。

○24番（宮田慶一郎君） ちんぷんかんぷんな答弁でもございましたけれども、炭疽病が入っているんじゃないかということですよ。私個人も二、三年でしたけれども、本業としてこの移植の仕事をした経験があるんです。もっこくというのはこういう木なんですね。なかなか移植が難しいという木なんですよ。一方、くすのきはどうですか。

まず市長にお伺いしますが、この左上の方に番号が打ってありますので見てください。いいですか。これは一番下から、下の方から写した写真ですね、線路の所から。左の方はもっこくが若干枯れかかりながら植わっています。右の方は全滅ですね。2番目、これは大通りの交差点です。藤後病院の前ですね。そこも、ほぼ枯れつつありますね。それで、枯れた所もあります。3番目、これは上町交差点ですね。これも同様ですね。4番目ですね、4番目は和田酒店の前です。ここは、ほぼ枯れていますね。で、枯れているんだったら、やっぱりせめてこの枯れを切るべきでしょうね。枯れたまま両サイド立っていますよね。非常に景観が悪いです。ここは、特に夏場、かやが非常に茂って、ここで何をするかというと、警察がそのかやに隠れて取締りをするんだそうです、かやが高いから。それだけかやが高いという

ことです。そして、近くの人々が「何をしているんですか」と質問をするんだそうですよ、隠れているから。この和田酒店の両サイド、すべて枯れていますね。5番目、これも同様すべて枯れています。6番目も同じですね。7番目ですね、7番目は今、建設部長がおっしゃるように、もっこくを植え替えることはできませんけれども、四、五年前か三、四年前に植えたくすのきはこんなに立派に育っているわけですよ。明らかにもっこく以外のものを植えると立派だという証拠です。もっこくに炭疽病が入ったんであれば一部には炭疽病が入ると思うんですよ。始点から終点まで全部炭疽病が入ることはないですよ。そうですよね。だから答弁になっていないですね。そのようにして、くすのきなら大丈夫だと、すくすく伸びているということですね。これが証明されています。8番目は、これも全滅ですね、両サイド。9番目同じく、10番目内山組の前もそうですよね。11番目も同じです。

そこで、県に問い合わせをしたと、お願いをしたということでございますけれども、非常に私は、合併してから、市長が志布志町に対して不親切というのか、愛情がないというのか、どうもそんな気がしてならんわけですよ。もう2年になるわけですから、1回ぐらいは県に要望をされてもおかしくないんじゃないかなと思うんですよ。市長だって、あそこを相当、何十回も何百回も通っておられると思うんですよ。非常におかしい。

ある別な方ですけども、「関屋のあそこは汚いですね。」とおっしゃるんですね。そこの近くに議員は私一人しかいないんです。だから私に言われたんでしょうけれども、今日ちょっとある議員に聞いたら「私がしなきゃならんところだった。」と、藤後議員ですが。

そういうことですね、これは私の考えですからね、決して炭疽病ではないですよ。きちっと、私ももっこくを相当数移植しましたけれども、もっこくというのは並木になりにくい木ですね。ですから、本市もやっぱりこういった移植をしたり、あるいは植栽をするときには、専門家とおっしゃいましたけれども、専門家が炭疽病ではないかというふうには言わないと思うんですが、そう言われれば仕方がないです。専門家の言うことを聞くべきでしょう。

ただですね、私は思うんです。ちょっと話が変わるんですけども、20年ぐらい前、私、貝殻資料館というのを造ったんですよ。そしたら、ある時に町の職員の教育委員会の方がうちに来て貝殻資料館を見せてくれと言われるんです。なぜですかと。突然どかどかと来られたんです。どうぞ見てくださいと。なぜ来られたのか意味が分からない。後で聞いてみたら、議員の通告に貝殻資料館を町の方で半分ぐらいでも面倒は見てくれないかという通告が出たそうです。だから、急に見に来られたんです。だから、今回も同じように、通告したから県にお願いする、2年もあるのにですよ。それはちょっと精神的に公務員としてはおかしいですよ、おかしいです。

そして、じゃあお聞きしますが、くすのきが植わっているわけですよ。数えてみましたら18本ありました、くすのきがですね。そのくすのき全部が非常に元気良く育っているんですよ。全部ですよ、18本。ですが、一方ではそういったもっこくが枯れた木もあるし、枯れつつある。それを元に戻すことは、今建設部長が言われるように、できない。であれば、このコントラスト、対比ですね、これはどう思われますか。

○市長（本田修一君） 昨年、曾於地区で県民体育大会が開催されたところでございました。その県民

体育大会が開催される前にも、今お話がありましたように、この志布志市の玄関口であるメインストリートにかやが繁茂しておりまして非常に景観が悪くて、そのことについて県の方にはぜひ、県内各地からお客さんがおいでになるので、その前には奇麗にさせていただきたいという要望もしたところでした。茶業振興大会もありまして、その折にも要望したところでもございました。私は、なぜ県の方でそういった景観が損なわれるような形で維持されているんだろうというふうに不思議に思ったところでもございますが、そのことはこの路線だけでなく、度々議論になっておりますさんふらわあが寄港いたします若浜においても、県の公園の管理が非常に悪くて景観を損なっているという状況が年中出現しているような状況でもございます。そのことに対しまして地元の方々も心を痛められまして、ボランティアグループの方々が管理をしていただいていると、伐採等に努めていただいているという状況があります。そのようなことがあるということで、私も、それこそはじめに申しましたように、ここは志布志市の玄関口である、あるいはこの路線だけでなく、志布志の港に通じる路線についてぐらいいは何とかきちんと管理ができる方法はないものだろうかということを担当の方に指示していたところでした。例えば、県から市が委託を受けて管理する方法はないのだろうかというようなことも検討させていたところでもございます。そういうことでもございまして、この路線につきましては、街路樹が枯れているということで、さらに景観が損なわれているということでもございますので、今お話がありましたように、くすのきはきちんと育成すると、しているという状況でありますので、そのことも含めて、また県とも協議をさせていただければというふうに思います。

○24番（宮田慶一郎君） どうか、今後ともそういった県の方に積極的に要望していただきたいと思います。ただ、市長の答弁を聞いていますと、どういうときに指示したとか、お願いをしたとかというのは、すべて口頭じゃないんでしょうかね。どうだったんですか。

○市長（本田修一君） 今お話しましたことは、議員御指摘のとおり、口頭でもございまして、曾於の土木の支所長、ないしは大隅地域振興局の土木の部長にお話をしたところでもございます。

○24番（宮田慶一郎君） やっぱり、そういったのを志布志弁では語り散らかすと言うんですけど、公務員というのはやっぱり文書でやり取りをしなければ効果がないですよ。口頭で言ったのは口頭でしか返ってこない。ですから、それはやっぱり今後そうされた方がいいと思いますね。

それから、はまひさかきが植えてありますが、これはどうして植えられたか、どういう意味があるのか御存じないですか。

○建設部長（宮苑和郎君） 何本かひさかきが植えてあったようでもございますが、街路事業の中でもつこくが枯れたというようなことで、多分その雄木ですかね、それとはまひさかきですか、それ等を多分植えられたのかなとも思ったところでしたが、私の目の前で見たのは自分で種が落ちてきて自生したのではないかなとも思ったのもありました。それから、はまひさかきと言うんですか、これは志布志町の樹木であったとか聞いておったところでもございましたが、特に志布志海岸かれこれに自生していることが多いということも聞いたことがあったところでした。そういうことで、何本かそういうのがあったなどというのは記憶しているところです。

○24番（宮田慶一郎君） こういった質問は答弁が苦しいですね。はまひさかきというのは、志布志の

言葉ではイソツゲと言うんです。イソツゲは、種が落ちて植わったもんじゃないんですよ。ここにちゃんと植えてあるんですよ。ここにきちっと植えてあるんですよ。これも元気がないんですね。どういう意味なのか、私もよく分かりません。

最後にですね、いろいろと問題はあと思うんです。とにかく県の方に要望しなければなりませんので、私の提案を一つ言って終わりたいと思うんですが、関屋の所は結構陽が当たりにくいんですね。ですから、常緑樹よりも落葉樹の方がいいんじゃないかと思うんです。私の言っているのは、もし要望されるのであればですよ、県がすることですから。そして、できれば紅葉するようなですね。そうすると、冬に葉っぱが落ちて夏は繁茂するということでございますので、だからそういったのがいいんじゃないかと私は思うんです。それと、かやが、はまひさかき、それからつつじ、つつじも二通り植えてありますよね、恐らく、あのつつじ、はまひさかきが元気がないのは、かやの方が非常に高いんですよ、高さが。多分、想像ですが、全部そういう状況ですから、ぜひ、手で取るんじゃなくして薬剤散布もした方がいいんじゃないかなというふうに思います。そうしないと、民家には大変でしょうけれども、何らかのことを考えて、かやの方が伸び過ぎて警察を喜ばすようなことではいけないと私は思うんです。

ぜひとも今後、市長が2か年なってですよ、一度も正式に要望していないということでございますので、私はしょっちゅう今まで言われました。だけど、いつかは市長のことだからすると確信して、信用して今日まで待ってきました。でも、通告があつてからお願いをしたということでございますので、これからぜひ、要望を一所懸命、積極的にやっていただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、宮田慶一郎君の一般質問を終わります。

次に、14番、小野広嗣君。

○14番（小野広嗣君） こんにちは。

19年度末となるこの3月も、あと二十日ばかりとなりました。こうやって執行部の方を眺めますと、このメンバーの中から、県へ帰られる方も含めて約3分の1の方が退職をされる予定であろうというふうに思います。今まで旧町時代、あるいは新市になって、市政のために様々に議論をしてきた立場から考えたときに、一抹の寂しさを感じる思いがいたしております。確認をいたしましたところ、今回志布志市で19名の方が退職をされる予定であろうというふうにお聞きしております。そういった意味で、旧町時代も含め、また新市になっても、真剣に市政発展のために取り組んでこられた、そういった職員の方々の御苦勞に対して心より感謝を申し上げるとともに、今後も志布志市をしっかりと見守っていただきながら、しっかりと健康に留意されて頑張っていただきたい。そのように申し上げ、一般質問に入らせていただきたいと思います。

それでは、質問通告に従い順次質問を行ってまいります。

はじめに、限界集落の問題について質問いたします。

高齢化、過疎化などで人口の半数以上が65歳以上の高齢者になり、コミュニティ機能の維持が困難になった、いわゆる限界集落が急速な広がりを見せる中、全国的に今消滅の危機にさらされております。去る2月28日付けの南日本新聞のその1面にも、「鹿児島県365集落、維持困難」との見出しで、鹿児島

県として行った限界集落についての実態調査の結果が掲載されておりました。また、本市企画政策課からいただいた資料によれば、昨年10月1日現在の本市の限界集落は、行政区域392箇所のうち44箇所となっております。また、角度を変えた見方として、総務課からいただいた自治会別加入者年齢構成一覧表で見ると、更にそれが増えて55箇所となります。限界集落においては、自助、互助の能力が欠けかけており、公助の投入がなされない限り、集落の維持は年ごとに困難を増すことが予測されております。そこで、本市の限界集落に対する市長の認識と今後の施策の方向性について、まずもって伺っておきたいと思えます。

次に、寄付条例の制定について質問をいたします。

寄付条例とは、自治体が、あらかじめ自然保護や充実など、用途を明確にした上で複数の政策メニューを示し、地元市民や団体はもとより、全国の個人や団体に政策を選んでもらい寄付を募ることができる仕組みであり、それを基金として積み立てたりして、目標額に達したら事業化して政策を実現するというものであり、2004年に総人口2,000人足らずの長野県泰阜村が全国に先駆けて導入し、その後、広がってまいりました。この泰阜村が制定したふるさと思いやり基金条例は、美術館の修復や在宅福祉サービス、自然エネルギーの活用の三つの事業を提示し、1口5,000円で寄付を募り、この3年間で1,912万円が集まり、約4分の3が村外、村の外ですね、外部からの寄付だったそうであります。現在では、この寄付条例の仕組みを取り入れ、市民共同のまちづくりを目指している自治体が増えております。市長は先の施政方針で、市外の方にも志布志市を応援していただく志民登録事業にも取り組み、将来はふるさと納税にもつなげていければと、そのように考えていると述べられておりますが、そうであれば、本市でも志布志市のまちづくりを応援していただけるような寄付条例の導入を検討し、その制定へ向けて一歩踏み出すべきではないかと思えますが、市長のお考えを伺っておきたいと思えます。

次に、環境行政の観点から2点質問をいたします。

まずはじめに、地球温暖化対策への取組についてであります。地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量の削減を目指した京都議定書で日本は、2008年から2012年までの温室効果ガスの年平均排出量を1990年比で6%削減することが義務付けられております。いよいよ本年から、その義務付けられた約束期間に突入をいたします。また、夏の洞爺湖サミットでは地球温暖化は最重要課題であり、議長国の日本の役割は極めて大きいものであります。本市でも地球温暖化防止活動実行計画に基づき、対17年度比6%削減を目標に掲げておりますが、その進ちょく状況について伺いたいと思えます。

さらに、市長は、施政方針の環境行政の推進の観点の中から、本市で全国規模の地球環境を考える自治体サミットを本年4月24日に行う計画であり、循環型社会や生活様式の見直しについて全国へ情報発信したいと述べられておりますが、その具体的な内容について伺ってまいりたいと思えます。

次に、通学路の安全対策について質問いたします。

通学路での危険箇所の改善については、徹底した安全対策を講じていく必要があります。そこで、通学路の安全対策として危険箇所の把握については、鋭意努力をされていることは理解をいたしておりますが、把握されたその後の対応方についてどのように取り組まれているのか伺ってまいりたいと思えます。

以上について執行部の誠意ある答弁を求め、あとは一問一答式で行ってまいります。

○市長（本田修一君） 小野議員の質問にお答えいたします。

まずはじめに、限界集落についてでございますが、本市の限界集落に対する認識と今後の施策の方向性についてお尋ねでございます。お答えいたします。

鹿児島県の調査によりますと、県内に65歳以上の高齢者が半数を超える集落が800あり、そのうち集落機能維持が困難とした集落が365あります。本市においては、65歳以上の高齢者が半数を超える集落は44集落あり、人口の推移や高齢化率、現在の世帯数、アンケート調査による問題点などの集約により、維持が困難であるとした集落が14あります。維持困難とされた集落は、主に山あいの地域に多く存在し、市街から遠く離れた地域にあるようです。限界集落の問題については行政の課題として重く受け止めているところですが、本市においては、まず地域の単位である自治会が活性化できるように、集会所の整備事業やふるさとづくり委員会事業、むら再生促進事業などに取り組んでいます。そして、人口増の対策として地域活性化住宅事業などにも取り組んでいるところであります。過疎化していく地域を活性化していくためには、交通対策や住宅政策、雇用の安定を図っていくことが大事であると考えておりますので、引き続き地域公共交通の検討や道路政策、住環境の整備、産業振興に努めてまいりたいと思います。

次に、寄付条例の制定についてでございますが、本市でも寄付条例を制定する考えはないかというようなお尋ねでございます。お答えいたします。

個人住民税の一定割合を生まれ故郷などの自治体に寄付金として納めることができるふるさと納税制度の導入が検討されていますが、全国の自治体の中では、寄付金条例を制定し、受け皿となる基金をつくって寄付金を積み立て、必要額に達した段階で事業化するという準備を始めている所があります。基金創設につきましては、寄付金の使い道を定めた方が納税者の理解を得やすいということから、福祉、まちづくり、環境、スポーツ、文化振興など、具体的項目を選択できる仕組みが検討されているようであります。この条例は、寄付者と一緒になって目的と用途を明確にした新しい形でのまちづくりの推進ということであり、地域格差是正策の一環として、財政難の地方の収入を補うものとして期待されています。本市におきましては、現在のところ具体的な計画はございませんが、共生・協働・自立の社会づくりを推進しているところであり、本年度からは、市外の方に志布志市を応援していただく志民登録の制度も推進していく計画であります。御質問のように寄付条例の制定につきましては、国が予定しているふるさと納税制度の導入を踏まえ、基金制度の活用、効果、導入について検討してまいりたいと思います。

次に、環境行政の推進ということでございますが、現在の市の進ちょく状況についてお尋ねでございます。お答えいたします。

市では、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、市の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出の抑制についての計画を平成19年3月に作成し、平成24年度までにCO₂などの温室効果ガスを対17年度比6%減にするという目標を掲げ、温室効果ガス削減に努力しているところであります。昨年4月に職員研修会の実施、就業時5分前の点灯、昼休みの消灯、冷暖房の設定温度の厳守、クールビズ・

ウォームビズの推進、マイポット持参運動、ノー残業デーの実施、コピー用紙の両面使用などの徹底を行い、庁舎等の電気使用量の削減や公用車の燃料消費の削減に努めてまいりました。その結果、温室効果ガス排出量は、平成19年度は平成20年1月まで集計が終わっていますが、今のところ平成17年度比の同期と比較しまして7%減になっています。

次に、環境行政の推進について、4月24日に開催されます全国規模の「地球環境を考える自治体サミット」についての具体的な内容についてのお尋ねでございます。お答えいたします。

このサミットは、平成18年7月に志布志市で開催する計画でありましたが、議員も御承知のとおり、7月に集中豪雨により災害が発生したため中止したところであります。開催目的としまして、環境問題を積極的に取り組む自治体の首長自らが集い、相互に意見を交わし情報交換を行うとともに、交流を通して連携し、地域からの地球環境保全活動を推進、発信する場と位置付け、現在25市町村が加入しております。今回につきましては、お釈迦祭りウィークの4月24日、25日に行う計画です。24日は隣の改善センターで、環境省の水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室長兼水・大気環境国際協力推進室の藤塚哲朗室長とNPO法人地球村代表の高木善之氏に基調講演をしていただいた後、参加首長によるデポジット制度、預り金制度についての討議を行い、翌25日は市の取組や市民の実際の取組の視察などを計画しております。また、市民への参加案内はもちろんですが、県内の市町村長へも参加案内を行う予定であります。具体的内容としましては、環境省藤塚室長からは、地域の地下水や地盤環境と日本の国際協力の在り方などを通して循環型社会の必要性について、そして地球村の高木代表からは、生活様式の見直しについての講演をいただく予定であります。さらに、自治体サミットでは、他の自治体の取組やデポジット制度について集中討議を行っていきたいと考えております。このような大会を通じまして市民の環境意識の向上を図り、さらには宿泊などにより経済効果も考えられるのではないかとこのように思っております。

○教育長（坪田勝秀君） 本議会におきましても教育委員長より委任を受けておりますので、事後答弁させていただきたいと思っております。

児童・生徒の登下校中の安全をはじめといたしまして校内での安全管理につきましては、学校はもとより、市教育委員会といたしましても何よりも優先して努力しなければならないことと認識しているところでございます。先の9月議会でしたか、鹿児島市で発生いたしました洞窟事故に関連いたしまして、校区ごとの防災マップの作成について市長が答弁されたと記憶しておりますが、毎日の児童・生徒の通学路につきましても、更にきめ細かい安全対策を講ずる必要がございます。そこで、学校におきましては年間計画の中で登下校の安全指導を実施いたしますとともに、保護者や地域の方々の協力を得まして、校区内の通学路の安全点検、整備を計画的に実施しております。また、各学校のスクールゾーン委員会を開催いたしまして、警察署や駐在所、公民館、道路設置者及び保護者を交えまして、危険箇所の把握や通学路の総合的な安全対策について協議をいたしております。また、教育委員会独自に危険箇所の安全対策費として、直接予算化はいたしておりませんが、すべての学校の登下校の安全管理につきましても、管理職研修会で取り上げましたり、あるいは学校訪問等の機会に通学路の实地検分等をいたしまして、繰り返し指導しております。同時に、緊急性のある事案につきましては、学校長からの報告を基に、即

刻対応していただくよう関係方面及び関係各課に依頼しているところでございます。今後とも、各学校における子供の安全確保を最重点事項と自覚するとともに、ソフト・ハードの両面からその指導管理に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） 限界集落に関してちょっと質問を行っていきますが、今、市長の方からも述べられました。私も、企画政策課あるいは総務課からいただいた資料を基に、冒頭本市の限界集落の状況は述べたところでありますが、そういった中で44集落があると。そして、うち14が維持困難であるという状況が生まれていると。山間部、山あいになっていくという話もありました。いわゆる限界集落の問題は本市だけの問題ではなくて、全国的に抱えている大きな問題であります。そういったことを考えたときに、昨年11月から12月にかけて、私どもの党の方で全国的に3,004名の議員がいるわけですが、そういった中でその住んでいる地域地域で過疎集落の実態意識調査の集計というものをやりました。アンケート調査も取らせていただきまして、私もこの行政の方にも赴きまして総務課の職員の方にもいろいろとお話をしまして、そちらの方にも行政の立場からのアンケートに対して答えていただきました。そして、志布志市内における限界集落という65歳以上の人が50%を超えている、そういった集落到3箇所足を運びまして、その中で様々な御意見をお聞きいたしました。そういったものがこの2月に全国的に集計がなりまして、私の手元にも今20ページぐらいになってあるんですが、この一つ一つについてはここで述べていくわけにもまいりませんけれども、いかに、今この日本を覆っている様々な課題の中で、こういった集落として成り立っていくことができない、そういった問題が大きく広がっているのか。加速度的に進んでいっている状況をこの集計結果で知ることができたわけですが、本市においても、先ほど市長が言われたように、今後こういった状況を重く受け止めていると。そのことに対して、自治会、先ほど自治会組織の質問も出ていましたけれども、そういった新たな自治会を組み上げていく、そしてふるさとづくり委員会とか、そういった中でしっかり手を打たなければいけない、交通対策、住宅整備、様々な課題に向けて取り組んでいくというこれは、大きくくりでの市長の答弁でありますね。僕がすごく気になったのは、一つはこういったことをやってきたという経緯もあって質問もしたわけですが、それよりももっと気になったのは、市長がこのことを本当に重く受け止めていらっしゃると思うんですが、今回の施政方針の中でこういった視点からのいわゆる施政方針というものが、あの方針の中には一切述べておられない。そのことが、すごく気になったんですね。じゃあ、全く触れていらっしゃるのかというと、交通体系を整備していくとか、あるいは住宅政策をしっかりとやっていくとか、そういったものが限界集落に対する対策にもなっていくわけですが、やはり限界集落に対する対応というそのものを表に出して、こうやっていきますというのが無いというのが少し残念なのかなと。ある意味であまりにも大きな仕事、困難な仕事ですので、施政方針で述べづらかったのかなという気もするんですが、その辺はどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この限界集落というのは、65歳以上の高齢者が半数を超えている共同体というようなことに定義がされているようでございますが、実際それが本市におきましては44あるということでございます。そして、

そのうちの14が維持が困難ということでございますので3.6%程度になるわけですが、問題となるのは、この維持が困難だというような所がまさしく、いわゆる限界の所じゃないかなというふうに思うところでございます。もちろん今申しました44の集落も、将来的には維持が困難な14にだんだんなっていくのかなというのは前提としてあるかもしれませんが、現在としてこの14の集落をどうするのかということが喫緊の課題だというふうに思うところでございます。そのことにつきましては、今議員の方からありましたように、様々な事業を取り組んで、この地域のいわゆる維持困難な面について対応を図っていかなくちゃならないということであろうかと思えます。そして、午前中にもお答えしましたように、自治会の活性化の検討委員会を立ち上げておりますので、それらの中で限界集落というものの扱いについても協議をしているところでございますので、今後その維持困難な集落について、私自身は施政方針には直接は述べていなかったところでございますが、対応は十分考えているということでございます。

○14番（小野広嗣君） 分かりました。施政方針には述べていないけれども、この限界集落に対する意識は持って対応しようとしているということで、それは理解をいたします。一つ一つの政策があって、限界集落に対する対応ということでは、この施策ですべてを賄えるというものではないということは十分理解しておりますのでね。

今、市長が言われることも分からんではないわけですが、ただ少し今気になったのは、行政の長として、いわゆるこの44の限界集落がある中で、いわゆる14というのが今後維持困難になると、ここに対する手立てをしていかなきゃいけないという認識ですね。ここなんですよ。ここが少しずれているから、やはり施政方針にうんぬんという、僕との兼ね合いが違ってくるのかなと思うんですが。確かに、維持困難になるであろうこの14というのは、行政として何らかの手立てをしていかなきゃいけない。その手立てが何なのかと言え、いろんな方法があるでしょう。しかし、もっと言えば44というのが、14引いて30でいいでしょうね。この30がありますね。そして、もっと言えば55歳以上の方々が50%を超えていく準限界集落というのがありますね。これをやっていくと、志布志市は確か124になってきます。3倍に膨れ上がります。これですね、加速度的に進んでいくんですよ。だから、この限界集落の言葉というのは、いわゆる集落が消えていく可能性が高いという、そういったことに対して警鐘を鳴らしていくという意味合いもあるわけですね。

この限界集落という言葉は初めて1990年代に使われた方が長野大学の教授なんですけど、この方の考え方をやはり読んでいくと、いわゆる今倒れかかっている維持が困難である集落に対して手を施そうというのは、かなり難しい問題がある。それよりも、その次の準限界集落、ここに対して今のうちに先手を打っていくのが行政の仕事なんだということを言われています。ここはまだ間に合うし、お金も多少かからなくて済む打つ手があるんだという話までされています。そこら辺の認識はどうですか。

○市長（本田修一君） 先ほど、改めて念を押して、65歳以上が半数を超える所が44なんですよというお話をしたところですが、私どもの周りを見回してみたときに、65歳という年齢の方々は結構元気な状況であるということでもあります。だから、それらの方々が一所懸命活躍されている地域に対して、限界集落ですよというような言葉で決めつけていいもんかどうかなというような趣もあるということ、そういった意味を込めて先ほどちょっとお話をさせていただいたところでした。だから、このことについて

は、喫緊の課題としましては、維持困難な集落というものを対象にして、とりあえず政策として考えていかなきゃならないというものについて、自治会の活性化検討委員会を立ち上げて、そのことについては、取組を始めようとしているということをお話したところであります。

○14番（小野広嗣君） そういうことを言うとか言わないとかの問題じゃないんですよ。僕はそういうことで議論していませんよ。要は、行政の仕事として、先の先を見て手を打っていかねばいけないということを行っているわけですよ。今、現に14の自治体が維持困難、これは手を差し伸べるのは当たり前前の話ですよ。そうではなくて、急ピッチで進んでいく可能性がある、そういった集落が上がってきている。そこの方々がそういう自覚がある、ないとかの問題ではない。行政としては必ずそういう自覚を持っていなきゃいけない。そこに対して、今のうちから先手先手で手を打っていかないと間に合わなくなりますよ。財政的にも大変、打ってなくて、5年、10年先延ばしして、手を打たなくて何かしようとしたときには財政的に何もできないでしょう。そういったことを考えて総合的に庁内で検討会等も含めてやるというのであれば、政策を議論していかねばいけない、そういうことを言いたいわけです。今、そこはこうやってお話をすれば市長もお分かりになると思いますけれども、実際今が14という話が出たんですが、じゃあ5年後、10年後にどうなのかという試算は出ているんですか。どうですか。

○企画政策課長（萩本昌一郎君） 御質問の5年、10年先の試算については、まだしていないところでございます。

○14番（小野広嗣君） だから、こういう議論をするわけですよ、市長。本当に5年先に本市の自治体の構成がどうなっていくのか、各自治会ごとの構成がどうなっていくのか。集落単位で見えていったときに、やはりその姿が見えてくるわけですね。その姿を見つめた上で、先手先手で手を打っていかねばならない、そのことを先程来から申し上げているところですので、今後しっかりそういったことも含めて議論をされていくわけですし、検討されていくわけですから揉んでいってもらいたいと思うんですが、この限界集落という言葉は聞きようによっては嫌な響きがある言葉かもしれません。しかし、現実を行政の側としてはしっかり直視し、そしてその限界をうち破る努力をしていくというとらえ方を積極的とらえていけばいいんだろうと思います。ただ、集落の方々にあなたたちはどうですよと言う必要はわざわざないわけです、この地域はこうですよ。元気な方々がいっぱいいらっしゃるわけですから。そういった中で、だけれども皆さん本当にテレビとか新聞とかを見て、2年ぐらい前からにわかこの言葉が使われるようになった。実際は90年代にもう出ているんですが、頻繁に使われるようになったのは2年ほど前からです。そういった意味では、そういった危機意識の中で行政は舵取りをやっていかなきゃいけないというふうに思うんですが、市長、全国水源の里連絡協議会というのが立ち上がって、そして国の方にですよ、新たな交付金の制度などを何とか設けて対策に取り組んでいただきたいと、そういった組織が立ち上がっていることは聞き及んでいらっしゃいますでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお尋ねの件につきましては、京都の綾部市で取組があった例かというふうに思っております。集落自体の存続が危機的状況に直面している集落を水源の里と位置付け、定住対策の促進、都市との交流推進、地域産業の開発と育成の推進、ライフラインを整備し、地域の暮らしを向上させることを目標

としています。そのために、水源の里連絡協議会や水源の里基金を設置することを規定しております。本市においては、現在のところこのような条例を設置する予定はありませんが、様々な計画を作成する段階で、地域格差のないように住民の方々の声を聞きながら進めていきたいというふうに考えております。

○14番（小野広嗣君） お手元の方に資料があつて今お述べになられたわけですが、こちらの方では小林市とか綾町とか南さつま市とか、そういった所がこの団体、今38都道府県146自治体が加入をしていると。それこそ、この限界集落に対して呼び方を変えているわけです、水源の里というふうにとらえている。それこそ、後で出てきます環境問題で水についての講演もあろうと思います。そして、市長も、いわゆる今度のサミットですね、ここに有明町時代から加入されて取り組んでいらっしゃる経緯があると思います。そういうことであれば、こういったところにもやはり目配りをし、また市長自らでもいいですし、サミットとはいきませんが、職員を送り込んでいくとか、そういったことも必要、そして一緒に声を挙げて国を動かして、そういった事業の取り入れができるように頑張っていくべきであろうというふうに、僕はすごく思ったんですよ。なぜかという、先ほど言いましたように、限界集落、準限界集落がある、行政は予防をしていかなきゃいけないんですね。予防行政でなければならない。そういうことであれば、自ら、国の施策を待つんじゃなくて、こちらから働き掛けていって動かしていくということが一方で大事だろうと思うんです。その辺に関して、市長はどういうとらえ方をしていますか。

○市長（本田修一君） 私自身が、市民のために、市民に開かれた、市民の目線というふうな形の行政を目指していきますよということをお話しているところでございます。そのような観点から、市民の方々がどういった形で私どもに対して施策を望んでいるのかというのを探っていく、そしてその中で制度として求められているものがあるとするれば、それは県ないし国に対しても要望していくというふうなことは、基本的にはそのようなふうに認識しています。

○14番（小野広嗣君） 市長、この全国水源の里連絡協議会が設立されて以降様々な会が持たれて、また、声も国に挙げていかれているわけですが、こういった情報等をしっかり取り入れながらですよ、本市としてこの限界集落に対する取組というのはどうやっていけばいいのかという議論もですね。とにかく、今は情報の時代です。あらゆる所の情報を取り入れて、本市で生かす道はないのかと。それをどんどんやる所が、やはり自治体間競争の中で勝っていくんですよ。今からは、まさしく自治体間の競争の時代だろうと思います。真に市民のことを考えておれば、そういった情報に対して貪欲なまでに吸収していこうという姿勢があつて当然だろうというふうに思っております。これは、今後庁内でいろいろと議論されていくわけですので、そういったことも含めて問題提起としてお話をさせてもらいたいと思います。あれやこれや聞きたいこともあるんですが、これだけで済むわけにもいきません。

午前中、FM放送の件も出ていました。いわゆるこの限界集落あるいは過疎地の問題を考えたときに、情報のいわゆる格差、これがあつてはやはりならないということ。そういう意味では、午前中のFMの関係で言えば、松山地域にもそれが通っていくということ。今回、議案で提案されていましていわゆる携帯電話、潤ヶ野地域でした。八野の予算も含めて上がっております。こういった携帯電話の感知がなされない、こういった地域の解消を求めていくということのも当然行政の仕事だろうと思います。今回も

議案の時に出ていましたが、本来求めておられた馬庭地域がなかなかそのエリア地域に入らない、今後努力をされていくような質疑の中で出ていました。そういったことと言えば、携帯電話もそうですし、今後地デジの問題もあります。そういったところでも、格差が生まれていけば情報が入らない、いざといったときの情報手段に遅れてしまうということが出てきます。総合的にこういう情報格差をなくしていこうという仕事が、やはり行政の大きな仕事の一つとして今後課題として残ると思いますが、そこらに対する、限界集落と兼ね合わせて、情報格差に対する解消について答弁を求めたいと思います。

○市長（本田修一君） 限界集落のお話をさせていただいたときに、はじめにこの集落については山間辺地にあるんだというようなことを申したわけでございます。そのような地域というのは、まさしく電波が届きにくい地域であるということで、情報格差が生じているというようなことがあろうかと思えます。そのような意味合いから、今回改めてFMの受信アンテナの設置についての予算を計上してお願いしているところでございまして、そして携帯電話の受信ができない所についての解消を図るために予算もお願いしているところでございます。四浦につきまして、馬庭のお話が出たところでございましたが、担当の課長とまた改めて話をさせてもらったところ、検討させたところ、アンテナの向きとか、あるいは実際に設置したときにひよっとすれば受信は可能かもしれない、いわゆる限界ギリギリの所ですねというような話でした。ひよっとすると、この方々にもいい結果になるのではなかろうかなというふうに期待しているところでございます。そういった意味で、今後とも更に、このことについては解消できるように取組をしていきたいと思っております。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、なかなか行政だけの思いで進む問題ではないと思います、事業者もいることですのでね。しかし、工夫をしながら、やはりこの地域の現状を訴えていただきながら、情報格差の問題に関してはどんどん進めていっていただきたい。

あと、公共交通機関の問題ですね。そして、いわゆる免許証を持たない、そして車に乗れないという方々に対する対応は今、本市においても様々にされているわけですが、それでも足りないと思います。そして、そういった調査をしながら、志布志市独自の新公共交通システムと言っているんでしょうか、そういった体系をつくり上げようと今、鋭意努力をされている、その状況はどうですか。アンケートを取ったり現場の声を聞きながら、今企画政策課の方で取り組んでいらっしゃいましたね。ここらはどうですか。

○企画政策課長（萩本昌一郎君） お尋ねの公共交通機関の関係の進ちょく具合でございますが、今申されましたように、アンケートを昨年度3,500人の方に実施しまして、約6割強の回収になったところでございます。今その分析を進めておりますが、高齢者の方にできるだけ回答をとということでお願いしていたんですが、世帯ごとに送った関係もございまして必ずしも高齢者だけの回答ではございませんでしたけれども、意見を集約しますと、現在ほとんどの方がまだ御自分で運転される方がいらっしゃいますので、今の時点ではさほど必要としないという御意見もございましたけれども、将来的には高齢化社会、そういった自分も年を取ってくると必ずそういった公共交通の形態が必要であると。中でもコミュニティバスの形態であるとか、あるいは乗合タクシーの形態であるとか、そういったいずれかのものが必要だよなということで、そういった御意見もいただいているところでございまして、それらを分析し

まして、現在検討委員会等を設けておりますので、さらには20年度予算でお願いしておりますように、専門のコンサル等に現状分析なり、あるいは需要の実態等を調査しまして、今議員も申されました、志布志市に合ったような形ですね、どういったものが合うかというようなことを検討している状況でございます。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） 中身は今、課長の答弁で分かるわけですが、現実にはそういった実態調査、アンケート、そして現地に足を運んで様々な声を聞かれる。そういった中で、いわゆるコミュニティバスであるとか、あるいは福祉タクシーであるとか、様々なものを使いながらどう構築していくのかということなんでしょうけれども、去年から聞いて、いつスタートできるのかなというふうに思っているわけですが、そういったものを民間にもまたお願いし、そして整理されたものを庁内で揉んでいって、実際実現に至るといのは明年度、21年の春、4月からスタートできるんですか。

○企画政策課長（萩本昌一郎君） 時期につきましては、できるだけ早いうちに整理をしまして、志布志市に適正な形での新しいそういう公共交通の形態の導入を考えておりますが、先ほど申し上げましたように、アンケート調査の結果を分析し、さらに庁内の職員によります検討会並びに専門家を交えました検討委員会、そして20年度にお願いしておりますコンサル等の専門の分析の結果を踏まえまして、年度はちょっとはつきり申し上げられませんが、できるだけ早いうちにそういうふうな形での推進を図るように努力をしてみたいと思います。

○14番（小野広嗣君） この問題はですよ、市長が取り組まなきゃいけない仕事はいっぱいありますけれども、これもその仕事の中の大きな部分だろうと思います。この公共交通体制をしっかり組み上げていくということが、本当に志布志市民の生活を守ることになりますので、鋭意これは努力をしていただきたい。

この項でもう1点お聞きしたいわけですが、過疎地、限界集落、いろんな言い方があるわけですが、こういった集落が増えていくと治安の問題ということもいっぱい出てまいります。そういった中で、警察の方々ともいろいろお話をさせていただき、警察の方々も限界集落に対する問題意識というものを相当持っていらっしゃいました。そういった意味で、ここでの治安ということに対していろんな取組があったのか、あるいはそういった協議が行政とあるんですかというお話をしたら、そういう場は今のところ無いと。無いけれども、自分たちとしては、行政の方もそういったことに真剣に取り組まれようと思われていると思うし、そうであればそういったテーブルの場に置いて、一緒に協議をしていきたいというようなお話もあったわけですが、そこらについて、市長、どうですか。

○市長（本田修一君） 当然、集落機能を維持することが困難な地域においては、安心・安全という面から欠けてくるというふうに思うところでございます。今後、警察とも連携を密にして対応を考えていきたいと思っております。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、ある意味で今度は、安心・安全なまちづくりの一つとしても、警察の方でもそういった心配をされておりますので、しっかり行政と手を取り合って、この問題には取り組んでいただければというふうに思っています。

次へ移りたいと思います。

この寄付金の条例については市長の方からも話がありました。今のところ具体的な計画はないけれども、「志民登録事業」ということで施政方針にもうたっていらっしゃって、そういった観点から、その活用効果については庁内で検討していきたいということで、午前中もありましたけれども、市長の方からはそうやって答えるしかないわけですが、これも本当に前向きに検討していただけるもんだと思って何点かお話をしたいと思いますけれども、やはりこういった経済状況の中で自主財源が厳しくなる、そして自主財源のために寄付条例を求めるんだとなると、そのことに簡単に理解は示されません。そういった議論は私もしたくない。だけれども、根本的にそういった部分もあるわけですね。どちらかというところ、この寄付条例を成功させている所は小さい自治体の方が多いというふうにも言われております。だけれども、国としても、いわゆる企業であるとか、NPO法人であるとか、個人も含めて、そういった寄付をしていく体制に対しては大幅に緩和をしていこうというような税制調査会での話も出ていまして、こういった方向性がどんどん進んでいきますね。このふるさと納税の問題も含めて今議論をどんどん進めていますが、与党間でもほとんどもう一致しています。このことに関しては民主党も反対をしておりますので、本年かなり前進をしていく問題じゃないだろうかというふうに、僕は思っております。そういった中でのふるさとというのが、自分が育ったふるさとに限らないんですね。自分がここに住みたいとか、ここの事業はすばらしいからここに寄付をしたいと、それだっけかなうんだというような突っ込んだところまで議論を今されているみたいですね。そういった意味で言えば、どれだけこの志布志市から市外に、市民はもとより市外にPRできる、そういった施策を打ち出していくか、これが勝負どころだろうと思っています。そういう意味では、冒頭申し上げましたように、自治体間の競争が今後ますますし烈になって、知恵を絞り合って、市民のためにこういった施策を展開することがいいのかというのを本当に、我々議会もそうですが、行政の方も真剣になっていかないと取り残されていく、その自治体間競争に負けてしまう。そうなったら市民に申し訳ないですので、そういった意味では、この寄付金条例等もしっかり検討していただいているんな事業を洗い直していく、そういった努力が重要だろうというふうに思っています。例えば、これまでも旧松山町、有明町、志布志町、様々寄付を受けてきておりますね。祭りの時にもあります。教育委員会サイド、図書館の贈与、様々な寄付を受けてきていると思いますが、そこへさかのぼっての質問をしてもしょうがありませんが、合併して2年になります。みなと祭りも含めて、これまでいろんな寄付があったわけですが、寄付金についてのこれまでの2年間の課題、あるいは寄付の2年間の総額はどうなっているのか、お示しをください。

○財務課長（溝口 猛君） ただいまの御質問でございますが、祭り等の寄付については実行委員会等で管理しておりますのでちょっと今ここに資料を把握しておりませんが、合併後の一般会計で寄付をしてもらった分については、17年、18年、2か年で約400万円という形で寄付を受け入れているところでございます。

○14番（小野広嗣君） 寄付を受ける場合に、みなと祭りがあればみなと祭りのための寄付を求める、それが例年続いていくわけですね。そうすると受ける側もマンネリ化してしまうし、その意識が薄い。もう少しここで、こういった寄付条例等が制定をされていく背景、そういったのを見ていったときに、

寄付に対する取組、考え方、そういったものをもう一回洗い直した方がいいんじゃないか、原点に立ち返って整理した方がいいんじゃないかという動きもあるわけですね。そういったことに対する、市長、考え方はどうですか。

○市長（本田修一君） ただいま、ふるさと納税ということで新しくこの事業が始まっていきそうだというような話を承っているところでございます。私ども自身も、そのことが始まれば有り難いなど、そしてそのことが始まったら積極的に市をPRして、そのことが私どもの財政に少しでも寄与するような形を求めていきたいというふうに思っています。今お話があったように、従来の祭り等に対してされている寄付についてはどうするのかということについては、現在特別に論議している、討議して研究しているという段階ではないところでございます。

○14番（小野広嗣君） これまでも寄付をいろんな形で受け入れてきていると思いますが、ただ漠然と受け止めて受け入れていくということではなくて、しっかり整理していく。そして、そのことをやはり市民にまた返していくということですね。ある意味で、みなと祭りで寄付を求めていく、これはこれでもう終わっちゃいますね。使い切ってしまうですね。それもあって、一方では、でも、しっかり寄付をいただきながら、それを基金としてまちづくりのために使っていくと、そして現状はこうですよというのを年度ごとに返して行って、5年後あるいは10年後という計画の下に市民と協働のまちづくりを考えていく。こういったことをしっかり考えていくべきではないかというふうに思っています。市民に声を掛けるということでは、今ホームページでもそうですけど、スポンサーが付いたりとかというのも別個ではありますけど、地元の企業、あるいは何よりも市民の皆さんに応援をしていただく、そして市外の志布志市出身の方はもとより、志布志市の取組は理解できると、そういった方々の声を集める。先ほど、長野県の出発点の例を言いましたけれども、2,000万円近い寄付金が人口2,000人の町にわずか3年で集まってきている。ただお金を集めれば良いという問題ではないわけですが、そういった努力をして、新しいまちづくり、また一方では生き残りをかけて取り組んでいってほしい。そういったことを考えたときに、ただマンネリとこういった寄付の在り方を受け止めていては、なかなか変わらない。ある意味で、そこらをしっかり洗い直していくということがすごく大事だろうというふうに思っていますので、そこらについては市長の方で職員の方々ともしっかり組みながらやっていただきたい。ある意味で、だから国が検討しているふるさと納税の受け皿づくりとしても、こういった寄付金条例に取り組むというのは大事だろうと思います。市長、鹿児島県でこういった流れに取り組んでいっている状況は御存じですか、現在の状況。

○市長（本田修一君） 20年度の施政方針の中で、知事も、このふるさと納税が創設される見込みである、そしてそのことについては積極的に取り組みたいという方針を出されていることは承知しております。

○企画政策課長（萩本昌一郎君） お答えします。

全国で寄付条例を定めている市町村は。

○14番（小野広嗣君） 県です。

○企画政策課長（萩本昌一郎君） 失礼しました。

県では、与論町がヨロン島サンゴ礁条例ということで昨年の6月に定めておりまして、つい先日の新聞にもございましたけれども、三島村が寄付金条例を3月議会に提案しているということを現在把握しております。

○14番（小野広嗣君） 今おっしゃるように、去年の6月、鹿児島県では与論町がはじめて、サンゴ礁を守るための条例ということで寄付金条例を策定しました。そして、三島村がこの3月議会に提案しておりますね。しかし、この県市町村課によると、三島村以外にも3月議会にこの条例の提案をする自治体はあるという情報をつかんでいるということがありますね。そして、奄美大島ですが、奄美の市長が本年の施政方針で寄付条例に向けて踏み出していくということ、しっかり施政方針で述べられております。また、形態は違いますけど、美術振興ということで枕崎市が文化振興基金というのを制定して、相当額を市民の方々、市外の方々からお寄せいただいて、これは基金として積み上げて取り組んでいると。こういった状況がどんどんどんどん進んでいくんです。そして、一方ではふるさと納税が検討されていく。それを待つことも一つの方法でしょう。しかし、その時には自治体間の競争がいっぱい進んでいって乗り遅れてしまう可能性がある。だから、しっかり庁内で検討して、こういった寄付金条例、我が町で、例えば五つでもいいでしょう、三つでもいいし、五つでもいいでしょう、いろんな施策を展開する上で、洗い出して練りに練ったものを情報を発信していく。インターネットを通し、様々な媒体を通しながら志布志を理解してもらうための施策を打って出る。そのことに対して理解を求めていく、そして競争間に勝つということがすごく大事だろうと思うんです。市長、どうですか。

○市長（本田修一君） 寄付金条例の制定につきましては、その目的、用途というものを十分討議して、そしてそのことは、まず市民の方々のそういった認識、それから理解というものが不可欠というふうに思います。そのようなものを十分検討しながら、このことについては検討させていただきたいと思いません。

○議長（谷口松生君） ここで、40分まで10分間休憩します。

○
午後3時28分 休憩

午後3時40分 再開
○

○議長（谷口松生君） 再開いたします。

質問を続けます。

○14番（小野広嗣君） じゃあ、次へ移りたいと思います。

地球温暖化、この対策について先ほど市長から答弁をいただきまして、このことに関しては本市としてはかなり積極的に進んでいると。そして、対17年から見たときに、この2年間、7%の減になっているということで、その取組の一端は市長の答弁で理解をしたわけですが、質問に入る前に、市長、ちょっと確認しておきたいんですが、施政方針で市長は、志布志市の地球温暖化対策推進実行計画に基づいて、対17年比6%削減に向けて頑張っていくというように施政方針で述べられているわけですが、多分一緒なんだろうと思うんですけど、言い方の違いなんだろうと思いますが、ホームページ、あるい

は私の手元に地球温暖化防止活動実行計画というのがあるわけですが、この計画と施政方針で述べられている対策推進実行計画とは別物なんですか。

○市長（本田修一君） 同じものでございます。

○14番（小野広嗣君） いつ変わったのかなというふうに思って、ホームページでもそうですし、いただいていたこの資料においても地球温暖化防止活動実行計画となっているんですが、施政方針では地球温暖化対策推進実行計画というふうに表現が変わっているわけですね。ここらの違いの意味だけを教えてください、中身は一緒なんだろうと思っていました。

○市長（本田修一君） 施政方針の13ページに書いてあります「志布志市地球温暖化対策推進実行計画」という表現につきましては、「地球温暖化防止活動実行計画」が正しくて、こちらの表記が間違っていました。誠に申し訳ございません。

○14番（小野広嗣君） 確認をしていかないと、同じだろうと思っていたんですけど、別物があれば、それも知った上で質問しないといかんもんですからね。多分、この施政方針は、いわゆる議会が終わって広報に載りますので、こういった出来上がった実行計画と、ホームページに実際今も載ってあります。大事なことです、きっちり載ってあります。その表示が違えばおかしいのですので、施政方針を広報に載つけられるときは間違いのないように進めていただければ、それで結構だと思います。

じゃあ、これが正しいということでこの下に質問をしていきたいわけですが、本市の2年間の排出量ということは細かくはもう聞きません、ここにあります。そして、市長の答弁では実際、総体として7%減ったという答弁です。一つ一つ細かな質問はしませんけれども、努力をされているということは理解をいたします。そういった中から、後でほかにもこのことに関して質問がありますので、あまり先にやらない方がいいと思いますので。例えば、市民に働き掛けていくときに、市役所内部、庁舎の方から頑張っている成果というものをやはり住民に示していくのが、その模範となるべきだろうというふうに思うわけですが、そういった中で、この中にすべての職員が率先して実践する取組、あるいはすべての課等における取組とかが項目別に載っていますね。このこと一つ一つに対してはやりませんが、この載せられている課の取組、職員の取組、これが一つ一つ項目ごとに載っているわけですが、これらの達成状況は実際どうなのか。大まかで結構です、そこをちょっとお述べください。

○市長（本田修一君） この計画の対象施設としまして、本庁舎、各支所、市内小・中学校25校、給食センター、図書館、農村環境改善センターということを対象としているわけですが、これらのものを踏まえまして、先ほど申しましたように、7%減になっているということでございます。その主なものとしましては、自動車の走行距離に伴う二酸化炭素排出量が474kg増加しているんですが、全体の76%を占める電気使用料が、平成17年度と平成19年度を比較した場合、6.8%の減になっていると。さらに、この中身を見ても、本庁舎で7.9%増であります、志布志支所においては26.8%の減、松山支所においては23%の減ということになっておりまして、これらのものが合わせもって7%減になったんではなかろうかというふうに思います。

○14番（小野広嗣君） 増えていっている分、あるいはそれを補う形で電気の消費量に対する節約がかなり進んでいるということで、総体的にそういった形になったんだろうという答弁であります。一つ一

つは言えませんが、例えば今市長が言われました電気使用量を減らしていくと、こういう中に照明器具の反射板を磨いて照明機器の性能保持に努めるというのがうたっているんですが、現実に職員が取り組まれているんですか。

○環境政策課長（立山広幸君） 照明器具の清掃につきましては、まだ現在のところ取組がないようでございます。

○14番（小野広嗣君） 職員がするというよりも、例えば業者の方がされるというふうに理解した方がいいのですか。どちらなんですかね、ここにうたっている中身は。

○環境政策課長（立山広幸君） 業者の方にもお願いをすることもあります、やはり職員自ら環境を考えるとということで、職員の方にも協力をお願いをしていくということで、ここには出しているところでございます。

○14番（小野広嗣君） ということであれば、現在のところそれができていないということですので、しっかり実施計画、実行計画にうたってありますのでね、市長あるいは担当課の課長の方からしっかり声を掛けてほしい、そう思います。

もう1点、職員は、これは1番議員が職員の時にすごく自ら実践をされていたわけですが、職員のマイポット持参、これはしっかり進んでいますか。

○環境政策課長（立山広幸君） マイポットにつきましては、100%とはいきませんが、ほとんどの職員がこれを実践しているというふうに考えております。その中で、志布志支所、松山支所についてはLPガスで給湯をしておりましたが、これにつきましては25.6%の削減がされておりますので、数字的にも出てきているんじゃないかなと思います。今後も職員の方に協力要請をしていきたいというふうに考えております。

○14番（小野広嗣君） そちらの方は少し前進をしているということで、いいことだと思います。ますますこういった取組が進んでいくことをお願いしたいと思うわけですが、いわゆるこういったふうに志布志市職員の取組というのが、やはり志布志市民へ波及をしていくということが最初の取っ掛かりとしては大事だろうと思います。その後は市民力によってどんどん広がっていけばいいというふうに思うわけですが、少し気になることがあります。2月、この2月は、市長、省エネ月間だったんですよ、省エネ月間。この省エネ月間に特に集中して、志布志市役所、あるいは関係、そういった所で取り組んだ状況、その総括をお示してください。

○環境政策課長（立山広幸君） 市民向けに取り組んだということは特別にはございませんが、庁舎内におきましては部長会の方をお願いをしまして、再度この省エネに対することについて、4月から12月までの電力消費量等を表にいたしまして、対17年度の数字を提示いたしまして、更なる御協力をお願いをすることで2月の部長会でお願いをしたところでございました。

○14番（小野広嗣君） あのですよ、なぜこういうことを言うのかといたら、自ら襟を正さなきゃ何も市民にもお願いはできませんね。いわゆるこの後の質問の中で出てきますけど、自治体サミットをやって志布志から情報発信をしていくんだと、情報発信をするべきものが志布志にどれだけあるのかというのでも聞きたいんですが、後ほど。そういったことをうたっていく自治体の在り方として、この2月は

省エネルギーの月間だった。そして、広報をのぞいていくと、広報にもエコ通信があります。そして、新エネルギーについてもコラムがあります。これは有り難いことです、大事なことです。しかし、その所でも省エネルギー月間であることの周知も出ていません。特にエネルギーを消費するのは夏と冬ですよ、個人の自宅ではですよ。そこに向けての周知徹底がなされなくて、4月にそういう環境を考える自治体サミット、少しズレがあるんじゃないのかなという気がするんですが、その辺どうですか。

○市長（本田修一君） 今お話がありましたように、エネルギーを家庭で使用する時期というのは夏と冬、本当にそのような時期ではなかろうかというふうに思います。しかし、関係に対する取組、それから省エネという取組については、1年中意識して取り組むべき課題かというふうに思います。今回、4月24日に開催しようというふうになったのは、お釈迦祭りウィークの中で開催したいというようなことで、その日程になったということでございます。

○14番（小野広嗣君） 年間を通してこういった地球温暖化を含め省エネルギーについて考えていく環境づくりというのは、当然市が中心になって最初は進めていかなければいけません。そして、いろんなイベントをやって市民の喚起を促すということも大事でしょう。しかし、やはりしっかり広報ですよ、エコ通信等も毎回出されているわけですから、そういった省エネルギーを考える月間においては、そのことをしっかり、市民はそういう意識にいつもいつも立っているわけではありませんのでね。そういったことを利用してしっかりつなげていくということは大事じゃないんですか、市長。大事ですよ。まあ、そこはもういいでしょう。そういったことを含めて4月に情報発信を全国にしていくなだという市長の思いは分かるんです。分かるのであれば、自分の足元をしっかり固めていかないといかんでしょう。細かいことを言うようですけど、そういったことっていうのは大事なんですよ。言う人は言うんですよ、市民の中にも。「そういったこともできんで何ができるのか。」という人だっているわけですから。そこらはこれ以上言う必要もないと思いますのでね。しっかり、いろんな情報発信をしていくときに、我が足元はどうなのかということも考えていかなきゃいけない。

あと、昼、出ていました。給食センターを建設されます、今回ですね。そういった建設をしていくときに、いわゆるこの省エネも含めて考えていかなきゃいけない、しかし太陽光発電とか、そういったものは考えたけれども、なかなかコストの問題等々障害があってできないというような答弁もありました。それはそれで質問者も納得をされていきました。それはそれでいいとして、この給食センターにかかわる問題として省エネ対策ということ、そのことを十分に含んだ建設計画がなされていくものと理解してよろしいですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

その点につきましては、先ほどありました例の太陽光エネルギーにつきましては大変コストが高いということで、我々も検討はしてみたんですが、載せるということは時期尚早と、あるいはまたコストがかかるということでございました。それではということで、その他の施設設備につきましては、天井の高さでありますとか、あるいは排水溝の問題でありますとか、そういう点につきましては、現在のそれぞれの能力に応じて可能な限り環境にやさしくということ、大きな課題として考えて造っていただくということをお願いしてございます。

○14番（小野広嗣君） 一応十分そのことも考えながら進めていくということで、給食センターにかかわらず今後、古くなった庁舎の改修とか、様々取り組まなきゃいけないときに、やはりそういった地球温暖化に向けた配慮のある取組、これをついつい忘れてしまうと、とんでもないことですね。4月に情報発信をするというその自治体が、ほかのところではそういった気配りをなさずにいろんなことをやっているというふうになったら大変ですので、そういったことも今後含めながら進めていっていただきたいというふうに思うわけですが。

とにかく、温暖化対策と言ったって志布志市の事業者、あるいは市民の協力を求めていかなければなかなか進まないということがありますが、お金もかけずに手っ取り早くできる、そして温暖化対策への意識の啓発も進めていけるという一つの在り方として、いろんな所で実施されている配慮の仕方の一つとして打ち水、これがありますね。特に志布志市はですよ、市長、7月の一番暑い盛り、あの盛りにみなと祭りがあって来るわけですね。できれば、そういう時にですよ、市民に働き掛けて一斉に打ち水ができるような態勢、こういったものをするだけでもいわゆる温暖化対策への意識啓発になるし、実際そのことによって空気が変わる、そして、やはりひんやりとするね、風が気持ちがいいねというようなことで、僕らが小さいころはそういうことをよくやっていたね。これがだんだん薄れてきていますね。そういったところへ戻して、原点に戻して温暖化を考える、これが大事だろうと思うんですが、その辺どうでしょうか。

○市長（本田修一君） 祭り等の時、まだ打ち水みたいなものが、例えばおぎおんさあの時に、そういったものがあるというのは認識しているところでございます。確かに、言われてみますと私どもも小さいころは盛んに庭に打ち水をして涼を求めたということがありますが、現在そういった風習もなくなってきている。仮に、するとなれば道路にするということになるというふうに思いますが、道路については本当にほとんどアスファルト舗装になっているということでございますので、そのことについて祭りの方々ともお話をさせてもらって、もし協力をもらった方がいいということになれば、そのことについては広報をしていきたいというふうに思います。

○14番（小野広嗣君） 地球温暖化、環境、資源を大事にしようということですので、わざわざ水を水道から取ってまくという場合もあるでしょう。しかし、できれば二次水を利用する、お風呂にたまった水を使うとか、様々家庭家庭で苦勞して、配慮してそういったことに取り組むということも大事だろうと思いますので、そこらを少し検討もしていただければと思います。

それと、市民を喚起するというので、先ほど資料をお渡ししましたけど、自分の行動が一体CO₂を何g削減できたのか、これを知ることができることによって環境問題に取り組む励みにもなっていくということがあります。これ、環境尺というのを市長の所へ、あるいは教育長の方にお渡しをしました。これ、岩手県の環境部の課長が自ら考案されて、今学校現場であるとか全国の自治体でも様々に興味を持たれて利用が高くなっております。そして、インターネットでもしっかり配布をしてくれてまして、岩手県のホームページにつながっていくと、そこでワード形式でネット上でもCO₂の削減の状況を知ることができますし、自分でクリックをしながらいろいろ遊べるんですよ、そういったもの。そして、インターネットでダウンロードして先ほど手元にお渡ししました。型紙に落として、こうやって作るわけ

ですね。そして、計算尺方式でCO₂の量を計れると。事細かには言いません。そのホームページを見ていくと作り方、利用の仕方等は細々と出ております。そして、対話形式で地球温暖化に対する取組がいかに大事かということも出ておりますので、これは本当に手軽にできます。そして、この型紙で作った環境尺だけではなくて、これをもっと発展させたデジタル環境尺というのもちろんインターネット上でできます。それで、数値を入れていくと簡単にどれだけのCO₂の削減ができるのかということもあります。そういったものをどんどんどん市民に情報を送っていただいて、この問題に取り組む意欲をぜひ喚起させていただければと思います。これは、市長と教育長、両方答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） ただいま議員の方から環境尺について御説明があり、そして提示があったところでございます。このことにつきましては初めて見るものでありましたので、勉強をさせていただきまして、また市民にも広報したいというふうに思います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

実は私も初めて拝見いたしました。まだ学習指導要領では扱っていないのではないかとおは思っておりますが、いずれにいたしましても各学校で、大変面白いといえますか、遊びながら勉強するというような総合学習の時間等でこれを使い、そしてまた作らせることによって環境に対する関心も高まるだろうと思っておりますので、ぜひ新年度、どこかの学校でまずは使わせてみたいと思います。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） この日常生活の中での17項目について容易にその量が測定できる方式で、それは学習指導要領には出ていませんよ、去年、これはスタートしていますからね。そういうことに注目をされている所には瞬く間のうちに広まっている状況ですので、ぜひとも学校現場、あるいは広報等で周知をしていただいて、環境問題にやはり目覚めていただくということはすごく大事だろうというふうに思っています。また、そういったものをしっかり作り上げて展示をしていただいたりですね、そういうことも大事だろうというふうに思っています。

あともう1点、市長、いろんな自治体が環境問題、電気量を削減するとか、さっきの公用車の燃費の問題だとか、いろんなことに取り組んでいます。そういった中で、いろんなチャレンジ、アクションプランを作っていく。電気の検針量、ガスの検針量、そのもの自体が応募用紙になるという取組を松山市なんかはしています。前年度の例えば7月、8月、そこと比べて今年がどうなのかと。減らしていればそれを応募用紙にして送り込んで記念品を貰うとか、いろんなやり方があります。結構楽しんでやれる在り方だなと、そういった方法で、本当に市民に環境問題に目覚めていただくという取組、知恵を出せばいっぱいあるもんなんだなというふうにつくづく思うんですが、本市でもこれをそのままねろということではないわけですが、こういったやり方というのは簡単にできるシステムだろうと思うんです。そこらに対する、すぐ今答えを出しなさいとは言いませんけど、認識はどうですか。

○市長（本田修一君） 本市でも、市民の方々に対しましてはエコライフ55というようなプランを示しまして、その参加者を募って環境に対する取組を各家庭でしていただいているところでございます。そのような取組や、お隣の大崎町でも先般、環境に対する全国大会がございまして特別賞を受賞されたところでございますが、地域において隣接の3家族で省エネについて競っていったというようなこ

ともあるようでございます。そのような全国的にいい事例というものを今後研究させていただきまして、市民に対しての取組を更に進めていきたいというふうに思います。

○14番（小野広嗣君） 大崎町の件に関しては市長が言われましたので質問はできなくなりましたけれども、分かりました。

CO₂の削減、このことに対する取組をいろんな形でやっていて、僕らもいろいろと情報を仕入れて提案をするわけですが、やはりこういったことに取り組んでいらっしゃる例えば環境政策課、こういった所でもいろんな情報を仕入れて市長の方に出して、そしてそこで揉んでですね、自分の市でやることは何なのかということをやったり検討し合いながら住民に示していくということ、ぜひとも今後ともお願いしたいと思います。

次に移りますが、本市において4月24日に地球環境を考える自治体サミットを行っていくというのであります。これは、実際旧有明町時代に、今年が5回目、先ほど言われましたように、一昨年志布志市でやる予定が集中豪雨によってできなかったということがありますね。出発したころに有明町で市長が述べられていたことは、いわゆるサンサンひまわりプラン、このことをしっかり訴えられてきた経緯があると思うんですが、これは今回、地球を考える自治体サミットの中身、行程というのはもういただいていますので一つ一つは結構ですが、地球村代表の方も講演をされていて、これまでずっと講演等をされて巡回をしているわけです。そういった中で、これは当初27名の市町村長の賛同を得て自治体サミットが発足をしているわけですが、この5年間においてどういうふうに発展をしてくれているんですか。

○市長（本田修一君） 現在のところ25市町村ということになっております。そのようなことで、発足当時からすると減っているということになります。

○14番（小野広嗣君） このことの是非を問うているわけじゃないんです。ただですね、大事なことですのでね。このサミットの構成、あるいはこれからの取組とかいろいろ見ていくと、自治体レベルから地球規模まで視野を広げて環境問題を解決するための取組を推進していくことを目指していくと。そして、環境問題に精通している自治体の首長が集まって議論をするからサミットと名付けているんだというようなことまで、ずっと書いてあります。そういった問題意識を持ってスタートしたこのサミットが、5年目を迎えてどういうふうに全国的な広がりを見せたのかというのはすごく大事な視点です。そのことに対してどうですかというふうに今お聞きしたけれども、広がりを見せていない。これは、やはりもう少し、市長もこの中に入っている一所懸命取り組まれている立場でしょうから、近隣市町村のですよ、先ほどありましたね、今回はこちらであると、そういったときにも声を掛けていくというふうに話をされました。そうであれば、しっかり鹿児島県においても、あるいは隣接している宮崎県の首長なんかに対しても、やはりこのことの重要性というのを訴えて、参加を促していった気運を高めていくということが大事だろうと思うんです。参加している自治体が少ないからどうのこうのは言いませんが、やはりこの規模が大きくなれば大きくなるほど大きく国を動かし、地球規模まで動かしていくわけでしょう。そういった主旨ですよ、そこはどうですか。

○市長（本田修一君） ただいまお話があるとおりでございます。私どもは、こういった取組につきましては、地球を取り巻く環境というものが年々年々悪化してきていて、様々な現象が身近に感じられる

時代になってきたということでございまして、このことの解決を私ども自身が当然取り組まなきゃならないということであるわけですが、私ども自身だけではとても解決できる内容ではないので、様々な広がりを持たせた形で全国的に発信していかなきゃならないということで、こういったサミットというようなふうに位置付けているところでございます。まだまだ呼び掛けが足りませんので、残り期間がありますので様々な形で、この会議にたくさんの方が来ていただくような取組をしていきます。

○14番（小野広嗣君） やるからには大成功を期していかなきゃいけませんし、情報発信をしっかりやっていかなきゃいけない。皮肉でも何でもなくて、ごみの問題、そしてさっきのサンサンひまわりプラン、様々に環境問題に対する取組というのは本市はやっているわけですので、そういった具体性のあるものをどんどんどんどん発信していくと、そういうことはすごく大事だろうと思います。そういった意味で成功を期していただきたいと思うんですが、先ほど市長の答弁の中にもありましたけれども、今回の集中討論の中でデポジットの問題、この預託金制度の問題ですね、このことをしっかり議論するというふうになっているんですが、このテーマは本市から作り上げたテーマですか。

○市長（本田修一君） 今回、デポジット制度のことについて討議をしていただいて、何らかの形でまとめて提言をしていきたいな、そして、このことを更に全国的に広めていきたいなということでございます。このことにつきましては、私どもの町がごみゼロのまちを目指しているということがありまして、そしてごみの資源化率についても全国で第4番目の資源化率を達成しているというようなことであります。しかしながら、まだまだ町中を見たときにポイ捨てのごみが目に付くというような状況がございますので、これらのものを解決するためにはどうしたらいいかというふうに考えたときに、やはりこれは国全体の制度としてこういったものを取り組んでもらわなければ根本的には解決し得ないんじゃないかなということでございます。そのようなことで、私どもの方からこのことにつきましては事務局の方に相談いたしまして、今回はこのテーマで討議をお願いしますということで進めているところでございます。

○14番（小野広嗣君） このデポジット、預託金払戻制度ですよね。焼酎瓶とかビール瓶とかいうのは、元々こういった制度が入り込んでいるような在り方、これをしっかり取り組んでいくためには、志布志市独自で簡単にできるような問題じゃない。だから、大会宣言もその後あるみたいですが、いろんなことを入れ込んで集中審議の中で決まったことなんかを情報発信していく、そういう理解でよろしいんですか。よろしいわけですね。分かりました。ぜひ、それは進めていっていただければというふうに思います。

あと、政府はですよ、1月末に地域活性化総合本部なるものの中で、特に福田首相の肝いりでしたが、環境モデル都市、これを全国で10市町村みていくんだというものがありません。これを決めました。温室効果ガス削減などの環境問題に独自に取り組む市町村を全国から募り、6月中に選ぶと。モデル都市には各省庁の環境関連施策の予算を重点配分して支援するという、そういう方針であります。これは福田首相が熱心になって進めている中身ですが、4月24日にこういう自治体サミットをやって地球温暖化に対しても真剣に多角的に取り組んでいる我が町、志布志市ですので、ぜひとも環境モデル都市に対してですね、なるかならないかは別です。今やっていることを総合的にとらえて挑戦してほしい、そう思

うんですが、どうですか。

○市長（本田修一君） このことにつきましては、4月に内容が発表されるということでございますので、そのことをとらえて、私どもも積極的に対応していきたいというふうに思います。

○14番（小野広嗣君） ぜひ、今市長言われたように、このことに対しては、採用されるされないは別ですよ。だけど、4月24日にはそういう情報発信をするわけですから、ぜひとも、6月に選定ですので、今からですので、しっかりこれまでの取組を整理して打って出るということをお願いをしておきたいと思います。

あと、この項でもう1点、小学生、中学生、高校生を対象に環境問題に関するアンケートを取っていますね。この結果をお示しするということがホームページにしっかり出ていますが、この状況はどうなっているんですか。

○環境政策課長（立山広幸君） ただいまありましたように、公表をするということでございますが、ただいま入力が終わって、集計を今準備中でございます。4月いっぱいまでにはできるかというふうに考えております。

○14番（小野広嗣君） じゃあ、また議会の方にもそういった結果をお示しをしていただき、その結果によっていろんな施策に反映されるでしょうから、ぜひお願いしておきます。

通学路の問題に移りたいと思います。教育長、特によろしく申し上げます。

先ほど述べていただきましたが、要望が年度年度上がってくるわけですね。そして、学校区ごとにいろんな点検がある。そして、それが上がってきます。毎年見直しをされますね。上がってきた件数、去年の全体でいいですよ、小学校、中学校、そういった件数が上がってきて、それに対してどれだけ解決ができたのかという、そういった状況を教えていただけませんか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

25校すべては私の方ではまだつかんでおりませんが、非常にやっぱりこれをいろいろ上げるというのは、スクールゾーン委員会あたりが盛んに、熱心にしていただいているわけですけれども、これもやはり温度差がございまして一概に言えません。ただ、各校区ごとに危険箇所を指摘はしております。我が校区では何箇所ある、何箇所あるというようなことはしてはございます。その中で特に、担当課あるいは担当部局をお願いをして改善してもらおうというようなことは、私どもの学校から報告を受けている中には、大変効果的に改善もしてもらっている。例えば、警察署にお願いして横断歩道設置を要望したらちゃんとしてもらったとか、あるいは道路の街路樹を撤去してくださいとお願いしたらできましたとか、これは建設部でございますが。あるいはまた、ロードミラーを設置してくださいというようなことを総務課にお願いした、あるいは通学路の一部変更とかというようなこと等を、それぞれ緊急なものから、あるいは即刻対応しなきゃならないものから順次上げていく。もちろんお金のかかることでございますので一気にというわけにはいきませんが、中には通学路を変更してもらったりというような例もあるようでございますので、私どもといたしましては積極的に財政当局とも相談をしながら、何せ子供の安全に係ることでございますので、お願いもし、またソフト面、ハード面、両面から指導してまいりたいというふうに考えております。

○14番（小野広嗣君） 鋭意努力をしていただきたいわけですが、法的な縛りや地権者との絡みでなかなか進まない、何年たっても改善されないという問題があるのかと思いますが、そこに対してどう考えていらっしゃるでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

確かに地権者との問題等々、私ども教育委員会サイドだけではどうしても解決できない部分もございますので、こうなりますと建設部でありますとか、あるいはその他、都市計画課の方でございますとか、いろいろな関係部局で、地域の総合的な開発といいますか、そういう意味でも目をかけていただかないと、部分的に通学路だけをちょこちょこっと直していいというものでもないと思いますので、やや長期的な視点で解決していただくとなりますと、総合的にやはり関係部局一緒になって検討していただかなきゃならん問題かと、こういうふうに考えております。

○14番（小野広嗣君） なかなかそういったことというのは時間がかかったりして、相手が居てなかなか交渉がうまくいかないということもあるんでしょう。そういったときに、視点をやはり変えてですね、じゃあそのことが動かないのであれば、ほかに方法はないのかとかということも含めて、通学路を簡単に変えるなんてことはできないことではと思うけど、見方は変えていくことはできると思いますので、先ほどちょっと同僚議員の方からもいろいろな話が出て、例えば通学路にいわゆる個人の庭木なんかがあると倒れてきてて、その通学路、いわゆる2m仮にあったとすれば、その1mぐらいが覆いかぶさっていると、大変な状況だと、そういったこともありました。そういったことに関しては、今どういうふうに対応されているんでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

それぞれ校長などの話を聞きますと、そういう方々には、またPTAの方と一緒に、地権者がいらしゃるわけですから、その伐採でありますとか、あるいはその他、できるだけ予算のかからない形で御協力をいただきながら撤去したり努力はしていると、工夫しているということでございましたので、やはり重機等が必要であれば、また建設課等にお願いをいたしまして大々的にしていただく方向も適宜考えていきたいと、こういうふうに考えております。

○14番（小野広嗣君） ぜひ、今教育長言われたそういったことというのは多々あることですので、前向きにお願いをしたいと思いますが、先ほども言いました法的な絡み、あるいは今度は、結構警察の方は協力的に事を進めていただいているということですがけれども、やはり法的なもののクリア、あるいはどうしても警察署に相談しなきゃいけない問題、多々出てきますね。そういったときに、年度当初にいわゆる危険箇所をしっかりとチェックしていく、その中で要望を上げていく。そして、警察の絡みであれば一緒になっていろいろ動く。その結果が出るのに大分時間がかかってしまう場合があります。すぐ手を打たなきゃいけない問題は別でしょうけれども、ついつい、せっかく現場まで行っていただいても、なかなか結果が出ない。警察からの回答も遅かったりすると。そういったことに対して、やはり少し遅いんじゃないのかとかいう声もお聞きしたりしております。それで、確認ですけれども、例えばそういった要望があったときに、警察署の方々も共々にその現場に対して、必ずそこに警察が入ってこないと進まない問題であるということであれば、すべてにおいて行っていただいていますか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

すべてにおいてという御質問でございますが、恐らくすべてにおいては不可能だろうし、実際には行っていただけないだろうと。その軽重において御足労いただくということはあろうかと思えます。

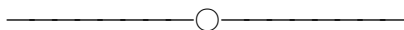
○14番（小野広嗣君） まあ、僕も警察の方々と話す機会が結構多い方だろうと思っておりますが、そういった中でそういったことも話題にします。そうすると、足を運んでいらっしゃる場合もあれば、そこまで行っていない場合もあるという話も聞きます。信号機の問題等もいろいろ言ったりもします。グリーンロードに相当信号機を付けたのでなかなか予算が回らないなんていう話もされたりするんですが、それはないだろうというふうに言いたくなるわけですが、様々な要望が地域から上がってきますね。そういったこと一つ一つに優先度を付けながら対応されているわけですが、これを例えば建設の方に予算措置で上げていく、そういったときに、やはりカットされる部分が年度年度やっぱりあると思うんです。そういったときに、緊急度、優先度というのをどこが判断するのか、僕は教育委員会だろうと思うんですよ、これは。そこらについてのいろんな、教育委員会と実際に動いてもらう場合との予算措置の違いが出てくる、ここらに対するジレンマはありませんか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

おっしゃるとおりでございます。ジレンマがないとは言えません。ですから、私どもの力の限界もありますが、実際に子供の安全を任せられております教育委員会がやはりリーダーシップを取ってお願いをし、そして緊急にしてくださいと。また、その前に、ときどき学校で校長に言っていますのは、少なくともまず校長、教頭が、気が付いたらせめて赤い札でも下げないかと、ここは危ないよとか、路肩注意ぐらいの札を下げて、杭を打ってもバチは当たらんぞというようなことは指導しております。まずはそこをして、まずは緊急に安全を確保して、その後お願いするときはお願いするということをしないと、さあ壊れたからつくってくれという単に短絡的なことよりも、まず学校として、管理者としてどの程度の努力ができるか、自助努力をまずしなさいということはおっしゃっております、緊急度もありましてですね。その上で、また関係方面にきちっと理路整然とお願いをする手配を取ろうよということは、かねがね指導しております。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） もうおっしゃるとおりですね。この質問の冒頭に教育長が答えられましたように、学校間にやはり格差があると、意識の違いがあると。そうであれば、この安全・安心を守るために教育委員会こそが、先ほど言われたとおりです、リーダーシップを取ってほしい、しっかり言うべきことを学校にも言ってもらいたい。そして、行政においては市長、今日は市長に答弁を求めていますので、予算措置の問題についてもやはり教育に関することはしっかり訴えていって予算の獲得をしていただきたい、そのように思います。そういう意味では、この志布志市というまちが、安全で安心なまち、そして次世代の子供たちが夢を持てるような、そういった施策がどんどん展開されるまちである、そういうことを願いながら一般質問を終わりたいと思います。



○議長（谷口松生君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

ここでお諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会いたします。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は一般質問です。

御苦労さまでございました。

午後 4 時 27 分 延会

平成20年第1回志布志市議会定例会（第4号）

期 日：平成20年3月12日（水曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

鬼塚弘文
木藤茂弘
立山静幸
上村環
八久保壹
上野直広
小園義行
下平晴行

出席議員氏名 (33名)

1 番	下 平 晴 行	2 番	西江園 明
3 番	丸 山 一	4 番	八久保 壹
5 番	玉 垣 大二郎	6 番	坂 元 修一郎
7 番	鶴 迫 京 子	8 番	藤 後 昇 一
9 番	迫 田 正 弘	10 番	毛 野 了
11 番	立 平 利 男	12 番	本 田 孝 志
13 番	立 山 静 幸	14 番	小 野 広 嗣
15 番	長 岡 耕 二	16 番	金 子 光 博
17 番	林 勇 作	18 番	木 藤 茂 弘
19 番	岩 根 賢 二	20 番	吉 国 敏 郎
21 番	上 野 直 広	22 番	宮 城 義 治
23 番	東 宏 二	24 番	宮 田 慶一郎
25 番	小 園 義 行	26 番	上 村 環
27 番	鬼 塚 弘 文	28 番	重 永 重 久
29 番	丸 崎 幹 男	30 番	福 重 彰 史
31 番	野 村 公 一	32 番	谷 口 松 生
33 番	若 松 良 雄		

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長	本 田 修 一	副 市 長	瀬戸口 司
教 育 長	坪 田 勝 秀	総 務 部 長	井 手 南海男
企 画 部 長	持 富 秀 明	市 民 部 長	嶋 戸 貞 治
福 祉 部 長	蔵 園 修 文	産 業 振 興 部 長	永 田 史 生
建 設 部 長	宮 苑 和 郎	松 山 支 所 長	白 坂 照 雄
志 布 志 支 所 長	山 裾 信 博	教 育 次 長	上 村 和 憲
総 務 課 長	中 崎 秀 博	行 政 改 革 推 進 課 長	溝 口 敏 久
企 画 政 策 課 長	萩 本 昌 一 郎	財 務 課 長	溝 口 猛
環 境 政 策 課 長	立 山 広 幸	福 祉 課 長	津 曲 兼 隆
農 政 課 長	仮 屋 正 文	畜 産 課 長	中 崎 章 文
耕 地 課 長	上 原 登	管 理 課 長	牛 込 繁
水 道 局 長	徳 田 俊 美	会 計 管 理 者	楠 川 昭 博
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 園 朗	生 涯 学 習 課 長	小 辻 一 海
文 化 振 興 課 長	米 元 史 郎		

議会議務局職員出席者

事 務 局 長	徳 重 昭 一	事 務 局 次 長	前 田 泰 郎
次 長 補 佐 兼 議 事 係 長	門 岡 秀 明	調 査 管 理 係 長	徳 田 弘 美

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、重永重久君と丸崎幹男君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可いたします。

27番、鬼塚弘文君。

○27番（鬼塚弘文君） おはようございます。

通告をいたしておりましたので、御質問をさせていただきたいと思えます。

まずもって、今回御退職をされる職員の方々、本当、労をねぎらいたいというふうに思っております。ここ二、三年、市町村合併で大変御苦労をお互いにしてきたわけでありましてけれども、今後とも御指導をいただきたいというふうに思うところであります。

質問順に従って御質問を申し上げてみたいと思えますが、まず、施政方針にうたっていました地球環境を考える自治体サミットについてということでありましてけれども、昨日、同僚議員の方からありました。もう、くどく申し上げたくありませんので、1点だけ市長の思いを確認させていただきたいと思えます。通告には目的、内容ということで挙げておりましたけれども、これは要りません。

ただ、私が最も確認したかったのが、往々にして私どもこの約20年間ぐらい議員活動をさせていただいておりますけれども、議会の政務調査、いろいろな研修会等々に行きますと、例えば道路が良くなったがゆえに騒音、空気の汚染が始まった。一方では道路を造れ、造れと言うけど、また一方では自然環境を侵していると。そしてさらに、産業振興、畜産の振興の所に行きますと、畜産は盛り上がってきたけれども、河川の汚染ということで地域とトラブルしているという所。又は、旧志布志町時代でありましたけれども、飲料水の関係で知覧、潁娃町に行きました。そうしましたところ、大変おいしい水があったけれども茶業振興により水が汚染されはじめたと。そのことに町を挙げて取組んでいるということでありました。

そういうことで、どこの自治体も割にこの関係には手を付け難い、付けにくいという部分が私はあると思うのであります。今回、全国的な規模で、我が市でこのサミットをやられるわけでありましてけれども、この農業振興に対して、我が市は命であります。農政は命であります。そのことにおいて、なにかメリットみたいなものがあるのか、無いのか、そのことを1点だけ確認をさせていただきたいと思えます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

鬼塚議員の質問にお答えいたします。

全国規模のサミットを本年4月24日に開催するという予定になっております。内容、目的についてはもう要らないということで、農業振興の関連というようなお尋ねでございますが、今回、4月24・25日に行う計画でありまして、そのことにつきましては昨日もお話を申し上げたところでございます。その内容、目的というのは昨日お話ししたとおりでございますが、農業の振興との関連ということになりますと、農業振興につきましては、安心・安全はもとより環境に負荷を与えない、そして環境に優しいということを考える時代になってきているということでございます。今回のサミットでは交流会も開催しますが、地元産でおもてなしをしていくと。そして、翌25日は環境保全型農業の現地視察なども行い、志布志市の環境保全型農業をPRしていきたいというふうに考えているところでございます。

〇27番（鬼塚弘文君） 環境保全型の農業をアピールしていくということであれば安心しましたけれども、どうかそこらあたりをしっかりと押さえていただきたいというふうに思います。

次に入ります。

東九州自動車道、都城志布志道路についてということですが、これも施政方針の中から御質問を申し上げてみたいと思います。

施政方針の中にもお示しがあるように、昨年12月に本市でも東九州自動車道の工事の起工式があり、菱田・安楽川両域にうんぬんということで、おおむね10年として国民の視点に立った分かりやすい成果の達成を示しておると。道路特定財源の確保など厳しい状況下ではありますが、早期の工事の完成に向けて、引き続き関係団体と連携して国・県に対して要望してまいりますということが、東九州自動車道。都城・志布志間におきましても、末吉・有明北間の8kmを約10年で整備したことになるといったようなことで、これも引き続き要望していくと、こういうふうに示してあるわけですが、実は昨日、本会議が終わりまして産業建設委員会も開かれまして、道路特定財源の意見書を提出ということで委員長の計らいで委員会が行われたわけでありまして、その中でも出ておりました。

この財源確保が無効になったら、本市の行政、県の行政の中でどの程度の影響が及ぶのかということでありましたが、財務担当の方からの説明では、市では3億円、県では195億円、こういうことの影響があるんだと。よって、この財源確保をしっかりとやっていただきたいという旨の御説明であったらうというふうに思います。委員会でもる意見が出ましたけれども、この施政方針を見る限り、こういう心配事が何も想定されていないようなふうに私は見ます。よって、市長のこの思い、例えば地元選出の県議会の先生、さらには地元選出国會議員、県の伊藤知事等に早期完成に向けての具体的な要望活動というのを、本田市長としての政治的なその背景があるとすればお示しをいただきたい。

この財源確保が、ゆうべもテレビで非常に激しく議論があったようでありまして、国を真つ二つに分けているような大きな議論であるようですが、そこらあたりの見通しはどうか、それをまず伺っておきたいと思います。

〇市長（本田修一君） ただいま道路特定財源ということでお尋ねでございますが、私どもの地域にとりましては、現在、東九州自動車道につきまして、国の新直轄事業として昨年、沿線の地元住民説明会がすべて終了し、現在、用地及び補償等の調査に入っているところであります。

そのような中で、昨年12月に本市でも起工式がありまして、菱田川と安楽川に架かる橋りょう工事が

始まったところであります。今後は、一部地域を除き7月くらいから用地の説明会を開催し、その後、個別の交渉に入っていくことになります。

志布志インターチェンジ・末吉財部インターチェンジ間48kmの平成19年度事業費は対前年比1.2倍の137億円でございますが、今後10年程度で整備するため、来年度も増額になるものと期待しているところであります。いまだ基本計画のままです。志布志インターチェンジ・日南インターチェンジ間につきましては、昨年11月国土交通省が公表しました道路整備の中期計画素案では、一部既存道路を活用する見通しが必要としながらも、真に必要な道路として位置付けられたということは、私としましては、整備計画への格上げにつながるということで、一歩前進というふうに前向きにとらえているところであります。

一方、都城志布志道路につきましては、先月、松山インターチェンジ・有明北インターチェンジ間4kmが開通し、末吉インターチェンジから8kmが整備されたところであります。さらに、都城市平塚インターチェンジ・五十町インターチェンジ間2kmが平成21年度中に供用開始の予定になっております。

本市の有明町伊崎田から志布志町安楽間3.5kmにつきましては、平成18年度に事業着手されましたが、19年度は用地測量、補償調査、そして一部工事にも着工しております。20年度からは、工事も本格的になり、事業費も増大していくものと考えております。

いずれの道路も志布志港利用促進のためのアクセス道路として、国・県としてもその重要性にかんがみ、重点的に整備促進を図ろうといただいているわけですが、御承知のとおり、その主な財源は、今国会で審議されようとしております道路特定財源でございます。今月末で期限切れとなる揮発油税など、道路特定財源の暫定税率が廃止された場合、東九州自動車道や都城志布志道路の進ちょくに多大な影響を及ぼすばかりでなく、本市でもおよそ3億円の減収が生じるということになります。

本市にとりまして、東九州自動車道と都城志布志道路は、物流や観光、地域間交流を促進する交通ネットワークの骨格となる道路として最も重点的に整備を要する道路でございますので、道路特定財源の暫定税率維持を願い、今後とも両路線の早期完成に向けて関係機関に強く要望してまいりたいというふうに思います。今お話にありましたように、県議、そして知事、国会議員等につきましては、特に強く要望を申し上げたいというふうに思います。

○27番（鬼塚弘文君） 今るる御答弁いただきましたけれども、いかんせん財源の確保が基本だろうと、その裏付けが無いことには絵にかいた餅に過ぎないというふうに思っておりますが、市長は多分、私は遠慮して言っていられないんじゃないかというふうに思ったりもすることが多々あります。

と申しますのは、私は前の質問でも申し上げた経緯があるんですけども、都城の市長がおっしゃるに、「志布志市はいいですよ」と、「国が重要港湾ということで指定している港があるがゆえに、そこにアクセスがあっちからもこっちからも、タコの手を広げたように走り回っているまちだから、国・県も置いておかない」と。そして、市長と知事の関係もお話があったことを前も御紹介申し上げましたけれども、そこらあたりが市民は、いくら立派なことをおっしゃっても、今のテレビ、新聞を見る限り、はたして期待ができるのかなど。財源確保が無理だったということで、先はずっと送られてしまう可能性があるんじゃないかといったような不安が市民の中にはかなり漂っております。

よって、その交渉過程、昨日も同僚議員の方から口頭で話したのかといったような話もありましたけれども、具体的に、政治家でありますから裏の話をこんな所で求めるわけでもありませんけれども、本田市長の政治手腕、それが私は問われてくるというふうに思います。合併して、お互いこの広大な農地を生かすために、あの港の影響もしっかりと受けていこうと、そうすることによって旧町民が幸せにつながるということでこの合併を選択したわけですね。よって、国の関係で、この道路特定財源の問題で揺れ動いている中で、3万5,000人ぐらいの町がいくら騒いだとて届かないかもしれませんけれども、昨日の意見書を見る限り、お互いに委員会の中でいろんな意見が出ました。間違いないのかなといった不安ですね。意見書は出すけれども、前の郵政民営化の時もそうでした。意見書で終わってしまいました。そこらあたりの思いを今一步踏み込んで、市民に市長の言葉でひとつ語ってみたい、そう思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

道路特定財源の暫定税率の維持につきましては、ただいまお話ししましたように3月末をもって期限切れとなるという、本当に時間的に緊迫した状況であるということでございます。そのことにつきましては様々な論議がされているということでございますが、私どもの地域にとりましては、この問題はこの地域の死活問題にかかわる大きな問題だということであろうかというふうに思います。現在、この地域の高速道路の整備率を見たときに、鹿児島県全体でいけば37%、大隅地域でいけば33%の整備率でしかない。今から、この道路の整備につきましては本格的に始まるんだという大切な時期になろうかというふうに思います。

先ほどもお話ししましたように、国土交通省が発表いたしました道路の整備に関する中期計画が、今後10年間でこういった形で整備されますよということについては、59兆円の財源をもって計画されたということでございますが、この財源につきましても、道路特定財源の暫定税率の維持があった上での計画だというようなことでございますので、そのような内容からすれば、この暫定税率維持につきましては、私どもの地域にとってはぜひとも実現しなきゃならない内容ではなかろうかというふうに思っております。

そのようなことから、私自身が属しております県の市長会の方で、このことについては関係機関に対しまして要望書が出されているところでございます。さらに、このことにつきまして鹿児島県全体で総決起大会も開催されておまして、そのことについても併せて、大会決議として関係機関へ要望をしているというような状況でございます。

そのような状況でございますので、私は市民の方々にも、様々な会のあいさつの中でこのことにも触れさせていただきまして、ぜひ御理解と御協力を賜りたいというふうをお願いしているところでございます。

○27番（鬼塚弘文君） ぜひとも、市民の期待がそこにあるわけでありますので、努力を重ねていただきたいというふうに思います。

次に、施政方針の中ではありますが、ちょっと通告に入っておりませんが、「国道220・269号線については、全線改良済みとなっておりますが、今日の高齢化社会にうんぬん」ということで、下に「国・

県と連携して、学校周辺の歩道の整備促進により、児童・生徒の安全を確保してまいります」とありますが、一体どこを意味して、この施政の方針にうたっているのか。特に、これがあるとすれば、私は志布志の市街地の中の香月小、志布志高等学校、あの付近の一带が大変怖い、恐ろしい状況があると思います。この歩道整備等によって、この地区の整備はこの中に入っていないのか、担当部長でも結構です、もし分かっていたらお示しいただきたいと思います。

○建設部長（宮苑和郎君） お答えいたします。

国・県と連携してというところがございますが、今回、今おっしゃられたとおり、国道220号線では香月小学校、それから志布志高等学校の歩道が狭いということで、学校関係、それから交通安全の総点検というところでも昨年実施したところでもございましたが、どうしても拡張していただかないといけないということで、今、国の方と交渉をいたしております。まだほかにも通山小学校の前後、両サイド、歩道を今、造っていただいております。

それから、ほかに269号線、国道ですが、山重小学校の近辺も県の方で歩道を維持管理の方でしていただいておりますので、その辺でございます。

それから、県道につきましては、志布志有明線、野神小学校の付近から芝用、国道269号線の方ですが、その辺とかをかながみまして、国・県と連携をしているということでいたしておりますのでよろしくをお願いします。

○27番（鬼塚弘文君） 申し訳ありません。突然質問申し上げました。そういう手を付けられる部分を、ぜひとも早急に対応していただきたいということを御要望申し上げておきたいと思います。

次に移ります。

消防行政について伺ってみたいと思っております。

旧曾於郡の8か町が立ち上がりまして、お互い町から持ち出しの負担を出しながら大隅曾於地区消防組合が発足したわけでありまして、それから今日この日まででもろもろの合併等々によって揺れ動いた時期がありました。合併して、私も2か年ほど消防組合議会で勉強させていただきましたが、なんとなく見えてきましたので、今回まとめみたいなきもちで通告をしたところであります。

まず、危機管理の定義と認識ということで市長の認識を伺ってみたいと思うのであります。危機的な状況に遭遇した場合には、そこを避ける、逃げる、その場所から逃げるとというのが一般的理解であろうと思います。しかし、そのような消極的な発想ではなく、被害を最小限度に押さえる準備をし、最適な方法によって対処しなければならない。さらに、同じような状況が二度と起こらないよう予防しなければならない。この一連の体系的行動が危機管理であると示されているようであります。

さらに、被害がどの程度予測されるかを判断してはなりません、一般的には、平常時の意思決定は会議なるものを開いて行われることが多いわけでありましてけれども、消防行政においては、緊急事態の場合、そのいとまがない。いずれかの人と相談したとしても、基本的には一人の人間が短い時間に判断し、決定することになるわけでありまして。その役割、意思決定をする人がトップであると思います。

市のトップといえば、当然本田修一市長であろうと思います。我が志布志市はシラス台地、農村地域においては広大な山林、国際的な志布志港のテロを含めた危機管理、そして台風のメッカで当地はあり

ます。こういう志布志市の市長として、トップとしての危機管理の認識をひとつお示しいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員が言われるように、私たちが住んでいるこの地域は、昔から台風の常襲地帯であります。そしてまた、梅雨時期の豪雨も例年心配するところでもありますので、市民を含め台風災害等に対する災害意識や防災意識は高いというふうに考えておりますが、国際中核港として位置付けられております志布志港のテロに対する市民の危機意識は低いのではなかろうかというふうに考えております。

市民の生命・身体及び財産の保護を預かる市長といたしましては、危機に対処していく能力を強化し、職員が迅速・的確な判断、行動を行うための力を高め、市民一人一人が自分や家族を守り、隣人等とともに地域の安全を守るの自分自身であることを認識し、これに必要な知識、技術を身に付けておくことが重要であると考えております。

そのためには、地域の防災力の充実を図る必要があります、消防団の充実強化、自主防災組織の育成強化、また地域で主導的役割を担う県地域防災推進員を活用して、防災のリーダーとなりうる地域住民等の防災能力を更に高めることが必要となってきます。そして、地域の各団体、住民が参加する防災訓練で、情報伝達、避難路や避難所の場所、災害時の要援護者の確認等を行い、自分の地域の防災情報を再認識することで市民の防災意識が高まっていくというふうに考えております。

また、志布志港のテロにつきましても同様に、警察・海上保安庁等の関係機関と連携しながら情報の提供を行い、警戒する意識を高めておく必要があるのではなかろうかと考えております。

○27番（鬼塚弘文君） 今、るるお述べになられましたけれども、そういうことで、消防団の意識の向上とか防災訓練だとか、志布志港のテロの問題等々をお述べになられましたけれども、最終的には誰かが責任を取っていかねばなりません。それは、言うも隠さずトップであります。ことが起きたときにはトップの責任。ということは、この危機というのは24時間続くわけであります。いつ何事が起きるか分からない、こういうことで、常備消防の立ち上げも一つのまちでは財政的なことも無理があつてということで多分曾於郡8か町で立ち上がったんだろうというふうに思います。

そこで、この8か町の大隅曾於地区消防組合のスタートが54年4月でありますから、今日まで、平成18年ですよね、市町村合併により曾於市、大隅、末吉、財部が3か町の合併、私どもがここ3か町での合併、輝北が鹿屋市、大崎町が単独ということになりまして、20年度から曾於市、志布志市、大崎町の2市1町の枠組みで構成をすることになるわけであります。よって、この負担金を計算してみますと、曾於郡8か町のラストの時ではありますが、平成17年の人口一人頭の負担金を算定してみますと、平成17年に旧志布志町で一人頭9,322円払っておるようです。有明が1万56円、松山が1万3,067円、輝北町が1万3,707円、大崎町が9,558円、間違っているかもしれませんが、私の計算であります。

そして、合併をして曾於市、志布志市、鹿屋市、大崎町、この時の金額が、詳しくはもう申し上げませんけれども、多少上がってきておるわけですね。そして、この時の議論が特に、消防組合議会で市長も感付かれたというふうに思いますけれども、鹿屋市の山下市長の方から、鹿屋市議会でこの負担金が、議会が通らないだろうと。というのは、一人頭平成18年度で曾於市が9,429円でした。私どもの志布志

市が一人頭9,719円、大崎町が1万1,530円、鹿屋市が2万123円、この金額はとても鹿屋市議会が通さ
んだらうということで、山下市長の方からも強く見直していただきたいということでいろいろありまし
たけれども、いかんせん輝北は鹿屋市との合併をしておりましたので、一時も早く鹿屋にいた
きたいと、輝北分署を。そういう議論がありましたが、本田市長も曾於市の池田市長も、「そ
う慌てないでいただきたい、しばらくの間このままでいくと言ったじゃないか」といっ
たようなことで我慢をさせていただいて、やっと今年4月に鹿屋の方に移行することにな
ったわけでありまして。そして今年、今予算が計上されておりますけれども、今年
の予算では、曾於市が1万307円、志布志市が1万650円、大崎町が1万3,106
円、こういうふうにならなくて上がってきているわけですね。これは当然だろ
うと思います。人口減ということもありますし、輝北が抜けた割にはそう大した
変更はないのかなと思っておりますが、こういう負担金の移行があります。

こういうことで、自治体が合併をしながら今日この日を迎えてきたわけであり
ますが、今、我が市も自治体の合併をして2年。この時期に、もう既に議
会では御報告を全協してあるわけでありましてけれども、今度は消防行政が、
消防組合が、総務省の一方的な方向性なんでありましてけれども、平成18
年7月12日に消防広域化推進本部が国で設置をされました。この本部長に
消防長官が任命をされて、今ずっと市町村に下りてきておるわけであり
ます。

スケジュールの流れでは、平成19年度に都道府県、鹿児島県において消防
広域化推進計画の策定、もう既にされたらうと思っておりますが、そして平成
20年度には、対象市町村、我が市も対象市町村になるわけでありまして、
対象市町村による広域化消防運営計画の作成を20年度からやっ
ていかねばならぬ。そして、24年4月1日には広域合併が始まると。この
枠組みは先の南日本新聞で1月8日に報道されましたけれども、県の検討
委員会の中で、鹿児島県を7つに分けて編成するんだと、そのことが全会
一致で了承された。いわゆる年度内にこの計画を進めていくわけであり
ましてけれども、今まで曾於郡内でのこの負担金のことで議論をしてきた
わけでありましてけれども、今回の場合はものが違う、私はそういうふう
に思っております。

この合併の規模が、大隅地域振興局を一つということでありまして。鹿屋
市、曾於市、志布志市、垂水市、南大隅町、錦江町、肝付町、東串良町、
大崎町、人口26万3,000人。総務省は30万人に一つと言っ
ておりますけれども、26万人しかおりませんけれども、これは特例で認め
られるようでありまして、こういうふうにならぬ、どんどん変わっていく
わけですね。

私がここで市長に考えを問うておきたいのが、市民に対しての負担金
が、冒頭に申し上げました、そういう危機管理を行政のトップは持
っていないとかならぬと思っております。しかし、その裏付けは財
源です。市民一人一人の負担金に投下されていくわけでありまして、
そして大隅半島が一つにならうとしておるわけですね。先ほどの
危機管理、そのことと併せて、そうなったときに懸念されること、
危ぐされること、あろうと思っております。志布志市長として、
多分私は心配しておられるんじゃないかと思っておりますが、
市長の思いがあれば、ひとつお示ししていただきたいと思
います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今月末には、県が鹿児島県消防広域化推進計画を策定し、
県域7消防本部体制が決定されることにな

ろうかというふうに考えております。そうなりますと、議員が申されましたとおり、大隅肝属地区消防組合、大隅曾於地区消防組合、垂水市消防本部の3消防本部が広域合併することになります。

広域合併になりますと、消防本部の位置や施設をどうするか、消防資機材をどうするか、負担金をどうするか等々の協議を進めるということになるかというふうに思います。消防本部施設等の新設や消防資機材の充実を図りますと初期投資が増大いたしますので、構成団体であります市町の負担金は一気に増大してしまうことは明らかでありますので、今後設立されます消防広域化推進協議会の中で、既存施設の活用と消防資機材の効果的な配置・活用を考えていく必要があるかというふうに思います。

また、このため、消防広域化推進協議会は、市町村長、市町村議員、学識経験者等で構成される予定でありますので、協議会に臨む前に、私は志布志市の代表として、その考え方を関係者と協議しておいで臨んでいきたいというふうに考えております。

○27番（鬼塚弘文君） ぜひ、そういうことで述べていただきたいというふうに思っております。いずれにしても、この地域はいつ、何が起きるか分からないような地域であります。台風が来るとともにくられてしまうし、非常に危なっかしい地域でありますので、そこのトップとしての使命をしっかりと果たしていただきたい、そういうふうに思っております。

さらに、今おっしゃったように、広域消防運営計画の中に三つのことを定めるわけであります。先ほど市長が述べられましたけれども、一つには、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針、二つ目に、本部の位置及び名称、三つ目に、市町村の防災にかかわる関係機関相互の連携の確保、こういうことではありますが、このことについて、今述べられたようなことで、しっかりと協議会なる所で思いを口にしていくと、声を挙げていくというお話でありました。どうか、そこらあたりもしっかりと確認をしていただきたいと思っております。

さらに、先ほども申されましたけれども、現在、大隅地域振興局の中心は、これは私の推測でありますけれども、大隅半島の情勢の中で見ても、人口密度からもろもろの情勢をかながみても、鹿屋市が最も中心になるのかなということを考えるわけであります。広域消防の本部機能は、消防組織法でまずもって消防本部の位置及び名称を決定していくわけではありますが、私どものこの曾於郡を本部に決定していただくことにはちょっとほど遠いんじゃないかなということを思っております。

そこで、先ほどもお話がありましたが、三つの消防組合、垂水市消防本部が約30名ぐらいの職員ですね、そして大隅肝属地区の方は150～160人、私どもの大隅曾於地区が約100名、こういう中で運営がされておるわけであります。よって、私が最も懸念するのは、消防に限らず今度は、教育長、教育事務所もそうなんでしょう、ありとあらゆる機関の本部が鹿屋の方にすべて行っちゃうと。私は消防議会の中でも山下市長に意見も申しあげましたけれども、この広域合併が来たときに、当然私たちの所に決めてもらえないんじゃないかといったようなことを申しあげました。志布志市に本部機能が、重要港湾を持ちながらも何一つ残っていないんですね。職業安定所においても、この消防においても、教育事務所においても、ありとあらゆるものが我が市から去っていく。

よって、一番私どもが心配して、また気を配っていかなくちゃならん問題だろうと思っております。私のまったく推測でありますけれども、鹿屋市の方に消防組合の本部が決定したとなった場合、私ども

の志布志は、大隅半島の隅、またその片隅に追いやられて、市民は危機管理も本当にあったもんじゃないと。こういうことを、ただ志布志市長として傍観はしておられないというふうに思いますけれども、こんなときこそ重要港湾を打ち出したりしながら、鹿屋には自衛隊もあるわけです。そういうことから、譲るべきものは譲って実を取るというひとつの政治手法、このことが本田市長に私はかかっているんじゃないかと。「もうひっ決めた、全部鹿屋に行っました」と、「こっちはもう支所ですよ」と、「市民の皆さん我慢してください」と言うのか、それともありとあらゆる知恵を出しながら、隣の大崎町、そして曾於市の池田市長交えて、なんとか、向こうに本部は行ったにしても、こちらになんかの拠点を一つ取ろうじゃないかという努力が市長に、私は求められているというふうに思うのであります。

よって、今回、消防組合議会には、谷口議長、丸山議員が行かれますので、そのことはしっかりと述べていただくはずであります。市長として、そのことがもう明日から始まるわけです、その思いを今ひとつお述べいただけませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話がありましたように、この平成の合併と同時に様々な国・県の機関がある特定の所に集中して移動していくというような状況であり、この志布志市においては無くなっていくというような現象になっているということについては、本当に残念だなど、寂しいなというふうに思っているところでございます。

しかしながら、ただいまお話があります消防の広域合併というようなことにつきまして、なぜなされるかということにつきましては、消防庁の指針が出されたからというものではなくて、市民のために消防の体制というのはいかにあるべきかというものが改めて論議された上で、このような広域化がされていくべきではなかろうかというふうに考えているところでございます。

消防の広域化によりまして期待されるメリットとしましては、まず第一に、住民サービスの向上の面で、消防活動に取りかかる体制が強化でき、火災の規模に応じた素早い出動ができるようになるかというふうに思います。第二には、広域化によりまして人員配備の効率化が進み、消防・救急の現場で活動する隊員の充実が図られるというふうに考えます。第三に、予算規模が大きくなることによりまして、より高度な消防資機材を整備することができるというような点が挙げられるということでございます。

今後の広域化の協議に対しましては、議員が指摘されるような私どもの地域が片隅に追いやられるというようなことがないような形の志布志市の常備消防体制というものを、私はこの協議会の中で強く要望をしていきたいというふうに思うところでございます。

○27番（鬼塚弘文君） ぜひとも、議長ともども、そのことをひとつ頑張っていたきたいということで、御要望を申し上げておきたいと思っております。

さらに、我が志布志市は、旧町で申し上げますと有明町、志布志町、松山町の合併に伴うわけでありまして、旧有明町は通山の南部署が面倒を見ている。そして、志布志町も南部署が見ています。松山町においては、北部署と南部署が面倒を見ているということであるようでありまして。

よって、これも私は2回ほど消防組合議会で申し上げてきましたけれども、今の大隅曾於地区の消防本部は岩川にあります。あの岩川の場所を、八合原の方に用地ももう準備してありまして、そこに北部

署が移行していくということがかなり議論があったわけですね。その中で2回ほど発言をさせていただいておりますけれども、併せて、広域合併が来るのであれば私どもの南部署を検討していただきたいということを申し上げました。

それは、南部署は、御承知のとおり、昭和53年4月にあの館が出来ておるわけでありまして、現状は、平屋造の、もう天井もぼろぼろ、そして一番怖いのが、海から500m、海拔0m、ここが拠点なんですね。私どもの志布志にしてみると拠点なんです。丸山議員ともよく話をしているんですけれども、台風が来たり大波が来ると、すぐ側まで波がじゃぶじゃぶ来る状態。その人が、私たち志布志市民のいざというときの救済が可能なんだろうか。それこそ危機管理を考えると、助けてもらわなくちゃならん人たちが一番先に逃げないといかんのじゃないか。そういう場所を考えていただきたいということを私は消防組合議会でも述べてきましたけれども、この現状を、本田市長として、南部署をどう見えていますか。今の状況でいいと思うのか、そのことを、ここで市長の思いをお聞きしておきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

南部消防署につきましては、今お話がありましたように、昭和53年4月に竣工しておりますので、現在30年経過しているということで、かなり施設も老朽化しているようでございます。北部消防署につきましても30年経過しておりますので、そのようなことから、現在大隅曾於地区消防組合では庁舎建設の基金を積み立てておりまして、その残高につきましては、平成18年度末で1億3,000万円程になっております。しかし、1億3,000万円というこの金額ではとても足りないということでございますので、仮に新しく建て替えるということになりますと、市民の方々の負担が更に大きくなっていくというようなことでございます。

ただ、私としましては、南部消防署につきましては、今お話があったような地に建てられておりまして、そして実際、台風時には南側の海岸部の道路に海水が浸水してきているというような状況が度々あったということにつきましては承知しているところでございます。そのような意味合いから、今後、更に災害は激甚、甚大なものが襲ってくるというような可能性が高いというふうに考えられますので、実際にそのようなときに、市民が安心して任せられる消防態勢にあるかどうかということについては、大いに疑問があるかというふうには思っているところでございます。

そのようなことも含めまして、今後広域化の中で新たに消防計画が論議されるというようなことになろうかというふうに思いますので、現況を踏まえて、私どもの要望をこの協議会の中で述べていきたいというふうに思います。

○27番（鬼塚弘文君） ぜひとも、この現況を多くの方に御理解していただきたいという努力をさせていただきたいということを御要望しておきたいと思います。

さらに、やはりここには対案がないといかんとということで、私はちょっと市長に私の案を述べてみたいと思っております。

私ども志布志市の地区は、国際的な重要港湾も存在しておりますが、先ほども申し上げました、港に通ずる東九州自動車道、都城志布志道路、グリーンロード、ありとあらゆるアクセスの完備の途中なんですね。そして、新若浜の貨物の取扱量、6万から12万TEUのものが動き出すと。前も申し

上げましたけれども、あの港と国道の末野病院のあの一帯は、はたしてどうなるんだろうという危機ですね。こんなことを考えてみると、非常に将来、夢がある反面、消防危機管理が求められる地域であろうと私は思います。

それで、例としてですが、これは私の案であります、広域合併という方向にはもうほぼ進むと。よって、本部が私どもの志布志市にもらずに鹿屋の方に決定をしたと仮定したときを申し上げさせていただきたいと思うんですが、私はこの際、南部署、今、市長もおっしゃったその現況、そういう危なっかしい所にあります。警察署も一緒ですからね、うちは。海拔0mの所にあるわけですから。よって、その南部署を、広大な安全地帯、もうちょっと高台に上げて、そこに大隅地域の広域の消防司令センター、いわゆる119を回すとポンと飛んで、そこから指示をしていく、それを鹿屋になにも造らんでもいいじゃないかと。志布志市にぜひお願いできないかと。そして、そこに曾於郡全体の消防分団の方々の訓練センターなるものをひっ付けてやっていくと、なんとなく見えてくるような気がいたします。そのことは山下市長も、私は御理解していただくというふうに思うのであります。

よって、よくあるじゃないですか、天の時、地の利、人の和と。今、その天の時じゃないでしょうか。広域合併、大隅半島を一つにして、ないもかいも本部は鹿屋だぞというその時ですよ。そして地の利、やはりこういう危なっかしい場所であると、そして国際的な、イージス艦のあの事故もありましたが、ああいう港があるわけですよ。そして人の和。私は、山下市長は私どもの曾於地区の消防組合の頭脳をしっかりと見て帰られたと思います。そうだったですよ。ある時の消防組合議会で、輝北が鹿屋の方に移行した場合のシミュレーションの資料を曾於地区の消防組合の本部から鹿屋の組合の方に出したわけですね。その資料を見て山下市長がおっしゃったこと、「地元の肝属地区の消防組合をがいたくった」と、「ないごっか」と、「曾於地区にはこういう優秀な人がいっぱいいるじゃないか」と。一目見て分かるような資料を、曾於地区から輝北を鹿屋の方にお願ひしますということでお示しになった資料のことを山下市長がおっしゃった。私はそのことを考えると、今、さんふらわあ問題、いろんなことで、大隅総合開発期成会等で市長と一緒に政治活動をしておられるわけでありますので、そこらあたりは、この天の時、地の利、人の和、こういう面で、今、私が案を、例を申し上げましたけれども、何かこういうものをひとついただきたいということを、志布志市の市長として、本当に頭を下げてお願いをしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員おっしゃられた施設につきましては、広域化になった場合の新たな施設というようなことになろうかというふうに思います。新たな施設という面でなくても、例えば南部消防署の移転というような時に伴って、またそういった施設を整備するというようなことになろうかというふうに思いますが、そのことにつきましては、広域化消防運営計画を策定いたしまして、庁舎の建設、そして消防力の整備というものにつきましてはの提示については、所要の特別交付税が準備されていると。そして、地方財政措置等が講じられるというような基本指針が示されておりますので、こういうものを活用した形で整備がされるというふうに思っております。そのようなことにつきましても、先ほどから申しますように、協議会の中でこのことについても私どもの要望を申し上げていきたいというふうに思います。

○27番（鬼塚弘文君） どうか、そのこともひとつ頑張っていたきたいと思います。

そして、先の消防組合議会でもお話がありましたが、今の消防長さんが今回御退職であります。よって、新しく消防長になられる方が、管理者の方からの説明では行政からということでありました。常識から見て、管理者が曾於市におられるわけでありますから、管理者がおる所から消防長ということに私はならんだろうと。大崎町か私どもの志布志市じゃないのかなと思っております。人的なことですから私どもがとやかく言えるわけじゃありませんが、これほど大きなボリュームを抱えたトップになられる方の御苦労は大変だろうと。今まで行政から消防長に行かれて健康を害してお帰りになった方もおられるわけでありますから、そういうこともしっかりと肝に銘じて命をしていただきたいと思いますというふうに思っております。

このことは、広域が続く限り、ずっとずっと追いつけて議論をさせていただきたいというふうに思っております。

次に、非常備消防であります。

非常備消防についてお伺いをしておきたいと思いますが、施政方針の中でも、「消防団員の確保と資質向上を図る」という文言があります。その中で、志布志方面隊の再編計画ということで、先の2月の中旬ごろだったんでしょうか、志布志市の分団長さん方すべてのお集まりがあって、平成20年度内に再編を検討していただきたい。私が聞いたところ、今、志布志方面隊に10分団あるわけですが、これを半分にするという行革の答申が出ているといったような話でありました。

それに対して、団員の方々の不満は大変なものがあるようであります。と申しますのが、まだ合併して2年なのに、まだ2年なのに、なぜと。そして、施政方針にもありますように、団員の確保をしっかりとやっていただきたいということで、分団長さん方は団員の確保に、2年に1回ある操法大会若しくはスポーツ大会、2年に1回あるこのスポーツ大会をひとつのメインとして、若い方々を消防団に誘っておられるようであります。その方々が、この再編、隣の分団と合併しろということでありますから、そうになっていくと、もう辞めると言う人がいっぱいいると。

こういうことなんであります。これは市長、どう思われますか。私はそう慌てないんでいいんじゃないかと。一つの分団はもう以前から、私どもの地域を一つの私どもの分団では面倒をみれないと、災害時に団員がいないと。よって、隣の隣接している分団と一緒に統合していただきたいという話があった所があります。そういう所を優先にして、あとは順次、時を見てやっていった方がいいんじゃないかということではありますが、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

非常備消防であります志布志市消防団員の皆さんには、日ごろから昼夜を問わず、市民の安全・安心のために、市民の生命・身体、財産を守っていただいていることに対しまして、まず感謝を申し上げます。

志布志市消防団は方面隊方式を採用しておりまして、大迫団長を中心として3方面隊ごとに活動しております。市の消防団は、分団数で17分団の469名の団員で組織されておりまして、松山方面隊は3分団の88名、志布志方面隊は10分団の235名、有明方面隊は4分団の146名の団員が所属しております。

議員お尋ねの志布志方面隊につきましては、分団数が10分団ということで、3方面隊の中で一番多い分団数となっております、分団の中には、団員数12名から16名という小規模な分団もあるところであります。そのような体制の中で、特に平日、昼間の火災に対しましては1分団での対応が困難な所もありますので、隣接分団と共同して消火活動ができるように出動態勢を取っているところでございます。

さらに、市役所本庁、松山支所に勤務する職員で、志布志方面隊所属の団員も出動できるように体制を整えているところであります。

こうした状況を踏まえ、行政改革大綱に基づく集中改革プランの中で、小規模分団の統廃合を行い、適正規模に再編することとしておりますので、その計画に従いまして、方面隊幹部をはじめ、各分団の意見を参考にしながら、各分団の地理的条件等も考慮しまして、平成20年度中に計画を策定したいと考えております。そのようなことで、ただいま取組を、具体的に皆さん方に協議の場に加わっていただくというようなことを始めたということでございますので、今お話がありましたように、私どもが今後計画を策定する中で望ましいとする分団の在り方というものに対して、その状況が整った段階でそれぞれ進んでいただければよろしいのではなかろうかというふうに考えております。

○27番（鬼塚弘文君） ぜひともそういうふうに進めていただきたい。でないと、地域によっては、地域の核であった学校が消えてしまう地域も出てくるわけでありまして、今度は消防までそういうことになっていくと、もう地域の活力は無くなってしまいます。お年寄りだけで、昔みたいに青年団でもあればいいんですけれども、それが無くなってしまえば、地域が本当、崩壊してしまう。限界集落をどんどん、どんどん行政から作っていくような気がしてならんわけですね。

よって、私が行革のメンバーであれば、まったく同じようなことを私も答えを出すと思います。しかし、地域ではまた違った思いもあるわけでありまして、そこらあたりをしっかりと、冒頭に申し上げました、御確認させていただきました危機管理の部分から考えても、これを乱暴に、10あったものを5にやれというような言い方じゃなくて、できるものからして、そして順次やっていくという方向にぜひお進めをしていただきたいというふうに思いますが、そのことでよろしいんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど議員の方からお話がありましたように、現在、協力体制を取っている隣接分団もあるというようなことでございます。そのような分団は、また計画が示された段階で速やかに統合が可能かというふうに思います。

もし、その時に、分団長さんというものがおられるわけですが、分団長さんの扱いというものがどういったふうになるかということも大きな課題になるかというふうに思いますので、それらのものが順調に解決されるような形で統合というものは進んでいくのではなかろうかというふうに思います。

今お話がありますように、消防団は地域の大きな地域振興の核でございますので、その核が損なわれないように、そして新たに統合でできた所が、安心・安全なまちづくりの中心となるような形の統合というものを目指していきたいというふうに思いますので、御理解していただきたいと思っております。

○27番（鬼塚弘文君） ぜひそういう取扱いをしていただきたいというふうに思います。

最後になりましたけれども、スポーツ振興、このことで伺っておきたいと思います。

先の県下一周駅伝、曾於は大健闘をしてくださいました。私どもの仲間である市役所の職員、3名の職員が、江川選手、鮎川選手、後藤選手、この方々が志布志市役所という看板をしょって、この大隅地域を、鹿児島県内を志布志市のアピールをしてくれたような気がしております。

さらに、この前ポートマラソンがありましたけれども、これも当初は500名を予定しておりましたが、なんと669名、参加者が増えたと。なぜ増えたんだろうと確認してみますと、やはり企画だと。ハーフマラソンのコースをつくったといったようなこと、そういうことでこれほど増えたということ話をしてくれるこの人たちが、また、今、教育委員会にいる元県下一周駅伝ランナーの鈴木さんなんですね。よって、こういう方々が役所の中におられるものですから、企画・立案が非常にうまい。こういうことで、私はよかったなと思っております。

それで、まずもって施政方針にもうたってありますが、ポートマラソンを、今回は「全国健康福祉祭のかごしま大会」、「ねりんピックマラソン大会」と組み合わせるようになっておりますが、同僚の議員の方々も言うておられましたが、線香花火じゃなくて、これが継続して、今年も、来年も、再来年も、右肩上がりですごい、どんどん大きなものになっていけばいいのになという話をしておられましたけれども、このとらえ方、単年度でぼおっと花火じゃないけど、上がって、またちっちゃくなるかというようなこと、この企画・立案をする人材がいたからこんなことなんですね。

よって、ここらあたりのスポーツ振興について、先のポートマラソン、県下一周駅伝、このことを反省しながら、今後どうあればいいのか。志布志市で今後こういう位置付けにしていきたいんだと。スポーツ振興も市長になられてからずっと言うておられますが、そこらあたりはどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市では、さんふらわあの利用促進、入込み客の増加対策の一環としまして、温暖な気候や運動施設を生かしたスポーツ合宿やキャンプ等を関係団体等との連携により展開し、観光やスポーツ振興、地域経済の活性化に取り組んでいるところであります。

しかしながら、御指摘のとおり、まだ現在、先日のポートマラソン大会の成功というものがありましたが、依然として受け入れ態勢の組織づくりが、現実にはされていない状況であります。この受け入れ態勢の充実を図るために、スポーツ合宿からキャンプの誘致、そして歓迎まで一体とした取組を目的としましたスポーツ団体誘致歓迎推進連絡会の設置につきまして、施政方針でも述べたところであります。

この連絡会の設立に向けまして、商工会、観光協会、特産品協会、旅館組合、体育協会等に呼び掛けまして、3月中に準備会を開催したいというふうに考えているところでございます。これらの組織を立ち上げまして、今後は、今お話がありましたように、一回限りの大会で終わるんじゃなくて、その大会を契機としまして、今後ますます発展していくような大会が開催されるにはどうしたらいいかということ、関係者一同、この中で協議をしていただきまして、取組をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今議員御指摘のとおり、おかげさまで施設設備につきましては、県体を目標といたしまして、今年度大変、市議会をはじめ財政当局の極めて深い御理解の下にすばらしい施設を造っていただきまして、私どもも誇り高く、その施設を使いながらスポーツイベントを開催することができたわけでございます。

これもひとえに市民の皆様方大変熱い応援の成果もございましたし、そしてまた、おかげさまで私ども教育委員会にまいっております職員が大変すばらしいスタッフでございましたので、先ほど議員の御指摘のとおり、力を発揮いたしまして、そしてあのように盛会に導くことができたと思っているところでございます。また、現在も体育協会をはじめといたしまして、それぞれの団体の方々から忌たんの御意見をいただきまして、来年度へ向けて企画・立案をしなければならんということで取り組んでいるところでございます。

今後また、適材適所に配置されております職員と共々力を合わせて、さらにスポーツ振興にも、教育委員会サイドといたしましてできることを取り組んでまいりたいと、かように考えております。

以上でございます。

○27番（鬼塚弘文君） ぜひともそういうことで、庁を挙げて取組をいただきたいなと思っております。

この仮称の「スポーツ団体誘致歓迎推進連絡会」なるものが、私の先の一般質問でお約束されたことが、ここにこういうふうに出てきましたが、まだ組織が立ち上がっていないと。3月中にスタートを切るんだということでありまして。ぜひとも急いでいただきたいなというふうに思いますが、いつの時期に支援体制が可能になるのか。今議会の御提案には予算計上はしていないようではありますが、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、スポーツ団体誘致歓迎推進連絡会を立ち上げるということで、ただ今準備中ということでございます。これが立ち上がりまして活動内容がまとまり次第、また改めて予算措置が必要な場合には補正予算等をお願いしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○27番（鬼塚弘文君） ぜひとも、姿が見えた折に、そういう格好で対応していただきたいなと思います。この官民一体、施政方針にもうたっておりますように、民間主体による設置、これがいいですよ。あまり行政がこういうところに鼻をつかない方がいいと思います。それを最終的には官と民と一緒にやると。民間の方々の御意見を聞きますと、今回、指定管理者でボルベリアダグリも休暇村サービスに決まったわけでありまして。その関係、そして既存の志布志市の市内の宿泊施設、旅館、弁当、いろんな方々のお話を聞くと、「役所かい補助金をもろたとばっかいじゃやっせん」と、「我がたちも寄附をして、財を投じて、行政の金と民の金と一緒にして立ち上げていこうや」という雰囲気があるようです。そうでないと私は根付かないと思います。

行政の補助金だけに頼っている組織では長く持たないというふうに思っていますので、そういう雰囲気が今ありますので、ぜひともですね、早く立ち上げをしていただいて、その支援体制を強化していただきたいということを述べながら質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（谷口松生君） 以上で、鬼塚弘文君の一般質問を終わります。

次に、18番、木藤茂弘君。

○18番（木藤茂弘君） それでは、通告に基づき、順次一般質問をさせていただきます。

今朝ほど、平成20年度係等の見直し計画というのが配られておりました。これが早く配られておるとするならば一般質問はしなくても良かったんじゃないかと今考えるわけですが、通告をいたしておりますので、確認のために一般質問をさせていただきたいと思います。

それと同時に、二方の支所長がおられますけれども、組織再編成に伴って組織執行の上で番外等にならないためにも一般質問をさせていただきたいということでございますので、御理解をいただくと同時に、支所長には質問はいたしませんので、ひとつ安心してください。

そういうことで、組織機構見直しについて、

(1) 支所機能として、支所長に統括、調整機能の位置付けをどのように考えておられるかということですが、合併して行政区画も拡大され、職員は、地域との一体感をどう高めていけばいいかについて努力されておられるわけでございます。政策の企画・立案、調整・推進など、政策関連部門を本庁に集約し、政策機能を強化し、政策の効率的な推進を図ろうとしておられることには理解を私もいたします。

取組につきましては、首長の強い改革意欲とリーダーシップが必要であるというふうに私は考えておりますが、支所の存在感、役割として、職員が現場に足を運び、地域住民との密着度を高め、共生・協働型社会の実現に努めなければならないと思います。そのためには、縦割り行政の弊害を取り除き、横の連携を深めながら、地域における話し合い活動により、地域の課題を住民自らが確認し合い、人と人との関係をつくりあげて、行政課題及び地域住民からの欲求課題解決のために実践活動を仕掛ける役割もあるのではないかとこのように考えます。

そのためには、行政執行にあたっては、地域に精通しておる支所であるべきであろうというふうに考えます。当面、総合支所方式を維持しながら本庁と支所の機能分担を見直す過程の中で、支所機能として、支所長に総括、調整機能の位置付けをどのように考えておられるか、市長にお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） 木藤議員の質問にお答えいたします。

今回の部制廃止によりまして、支所長の位置付けにつきましては、本庁課長と同等の権限を持たせるということにしております。

先の12月議会でお示ししましたとおり、4月から部制を廃止し課制へ移行するものであり、本庁におきましては、総務課と行革推進課の統合など、課制への移行と併せて課の統廃合を実施したところであります。

支所におきましては、総合支所方式を維持し、管内の住民サービスをこれまでと同様に提供できるよう、支所長の下に従来の課をそのまま配置したところであります。支所長以下の権限につきましては、これまでどおり、支所の各課が行う住民サービスに直結した業務について、住民に不利益が生じないよう、支所内で決裁が完結するようにしたところであります。支所長の権限を越える支所各課の業務につきましても、必ず支所長の決裁ないしは合議を経ることとしておりまして、支所長が支所各課の業務の執行管理、職員の指揮監督、支所内会議の開催など、支所内の総合調整役として機能しているものと考えております。

ただし、産業振興課につきましては、平成19年度から試行的に本庁産業振興部直属の機関として、課長を置かず、課長補佐級の室長を配置し産業振興室としていただいております。室長が進行管理や職員指導にあたっているところではありますが、決裁権限はあくまで本庁の課長が持つということになります。したがって、産業振興室の業務につきましては支所長には決裁が回らないことになっておりますが、今後は支所長を経由するように改善してまいりたいと思います。

また、室の設置につきましては試行段階でありまして、今後、更なる検証をしていきたいというふうに考えます。

○18番（木藤茂弘君） ただいまの一応市長の考え方で大体理解はいたしました。本庁の課長同等クラスで支所長を位置付けるということでございます。私も現在の支所長の置かれておる立場というものをいろいろ考える中で、このような疑問を持ち、あるいはこのようであればならないというふうに考えておったわけですが、特に支所長の位置付けとして、本庁の課長はその担当部署の縦の流れを重視して、その業務を中心としながらいけばいいわけですが、支所長の機能というのは、支所長のそれぞれの、松山、志布志のその支所長のおられる課そのものがやはり地域の固有の課題を持っておるわけですので、それに対応するためには、やはり支所設置課の横断的な取組、その総括を、やっぱり調整、総括機能を支所長は持っていただかなければならないということでございます。

そこで、先ほどお配りいただいたこの係等の配置等の中にも、特に産業振興課が室ということになっておりまして、やはりこれにつきましては、本庁課長への直轄の決裁を含め、それぞれの命令系統で動く形に現在まではなっておりましたが、先の市長の答弁の中で、やはり支所長を経由して、物事の執行、そういうものにあたるようにするというところでございますので、これらにつきましては、やはり農政というものを総括的にやる面については、一番やはり大事な問題でございます。

それと同時に、当地区には2つの農協がございます。それらの農協の役割、分担、行政との機能分担を明確にするそれらの執行についても、やはりこれらにつきましては、本来なら室じゃなくて各支所にも課長を置いて、そして支所長を中心にしながらそれらの地域の課題にあたるというのが、農政に力を入れる建前としてはやはり大事なことはなかろうかというふうに考えるわけですが、やはり行革という面における行革推進委員会からの答申に基づいてこのようなことになったということであるとするならば、室でもいいですから、そういう面については、やはり組織体系の明確化という上で、その位置付けをしっかりとさせていただき、そして地域における総括、調整機能というものを果たしていただかなければならないというふうに、私は支所長の役割としては考えておるわけですが、これらの産業振興室の件を含めて、市長の考えをお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

支所長の権限につきましては、先ほどもお話ししたように、本庁課長と同等の権限を持たせるということございまして、支所の業務の執行管理、そして職員の指揮監督、支所内の会議の開催など、支所内の総合調整役を機能していただくということになろうかというふうに思います。

産業振興室につきましては、19年度からこのことにつきましては試行的に取組をしてきたということございまして、そのことにより産業振興部自体は非常に機能的に事業の遂行ができたというふうに考

えているところでございます。ただ、支所の農政の部分につきまして、ただいまお話がありましたように、支所は支所なりの農政の取組の仕方があるんだというようなお話でございます。特にJAそおとJAあおぞらというような形で、この部分につきましては2農協がこの地域にはあるということでございますので、そのことにつきましても産業振興部全体として、このことには慎重に対応してきたというところでございます。

そのようなことで、今後また新たに支所の機能というものが充実されるために、産業振興室につきましても支所長を経由して決裁が本庁の課長に上がるというような仕組みに改善しようとするものでございます。

○18番（木藤茂弘君） 次に、(2)の支所長の執行権限を予算額でどの程度考えておられるのか、これを含めて、各支所の課長の予算額の執行権限をどのように考えておられるのか、市長にお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成20年度からの支所長の位置付けにつきましては、本庁の課長と同等の権限を持たせるということでございます。これまでどおり、支所の各課が行う住民サービスに直結した業務につきましては、住民に不利益が生じないように、支所内で決裁が完結するようにしたところであります。

具体的な支所長の権限につきましては、1番目に300万円未満の工事執行伺、委託料・使用料及び賃借料の執行伺、2番目に予算見積書の作成、3番目に支所課長の休暇の承認、4番目に支所課長の旅行命令及び復命などであります。なお、支所長の権限を超える支所各課の業務につきましても、必ず支所長の決裁ないしは合議を経ることにしており、支所長が支所各課の業務の執行管理、支所職員の指揮監督、支所内会議の開催など、支所内の総合調整役として機能しているものと考えます。

工事の執行につきまして、支所の課長につきましては、ただいま支所長が300万円というふうに述べましたが、支所の課長につきましては100万円未満というふうにしております。

○18番（木藤茂弘君） ただいま市長の方から、支所長の執行権限は予算では300万円、課長では一応100万円未満ということでしたが、本庁との連絡を踏まえ、その範囲の件についての説明責任の任務があると理解していいわけですね。そのことについて市長の考えを、見解をお聞かせください。

○総務部長（井手南海男君） 決裁権限内での説明責任ということの質問であったかと思いますが、当然決裁権限内における説明責任というものは生じるということでございます。

○18番（木藤茂弘君） ただいま、いろいろと支所長あるいは支所の課長の権限等についてお伺いいたしまして、理解をいたしたわけですが、これらの内容等について、やはり本庁と支所との機能分担、事務分掌的な表、並びに内容整備を文章化されたものをお作りになった方がいいんじゃないかというふうに考えておりますが、これらにつきましてはどのようにお考えですか。

○市長（本田修一君） 事務の分掌の規定につきましては、ただいま策定中でございます。

○18番（木藤茂弘君） 事務分掌表、その他の内容整備等についてはただいま作成中であるということでございますので、そのようにひとつ早めに一応整備されて周知徹底を図るようお願いしたいというふうに考えております。

次に、3番目の滞納事務窓口の一本化への取組でございますが、自主財源の確保のために嘱託徴収員、滞納整理指導官等の設置等により、市税等をはじめとする国保税、介護保険料、住宅使用料、保育料等の徴収率向上に努力されておられるが、滞納額、滞納者数も年々増加の傾向にあります。その中で、市民の公平性を確保するためにも納税・納付指導等を徹底強化しなければならないというふうに考えておるわけでございます。そういう意味におきまして、滞納事務窓口一本化への取組についてどのように考えておられるのか、市長の考えをお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の組織機構見直しによりましての滞納事務窓口の一本化につきましては、実施していないところであります。

昨年11月に作成しました志布志市組織機構再編計画の中でも、組織機構の見直しの具体的な取組として、市民、環境、税、福祉、保健、医療、住宅、水道など、行政課題に対応できる組織への再編を推進するとしており、今回の組織見直しには反映しておりませんが、今後も継続して組織再編については十分協議・検討してまいりたいというふうに思います。

また、庁内に債権対策検討委員会を設置して、滞納解消のための手法を検討しているところでございます。

○18番（木藤茂弘君） 特に滞納者に対する、やはり初期段階での家庭訪問等を含めての、特に滞納理由等を把握するということが、私はやはり大事ではないかというふうに考えるわけですが、特に、多重債務者等に対しては的確な指導の方向付けを行うと同時に、正常な生活状態に帰す指導を含めた滞納者に対する責任感、あるいは規範意識の浄化に努めることも大事ではなかろうかというふうに考えるわけです。

そういう面につきまして、やはり滞納理由の把握、特にその中における多重債務者に対する的確な指導の方向付け、こういう面について行政の一環として、把握しながら指導も行うということも大事ではないかと思いますが、市長はどのようにお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

歳入の確保の中でも特に貴重な自主財源の確保ということにつきましては、庁内関係課で組織する志布志市債権対策検討委員会ということを設置したということにつきましては、ただいまお話したところでございます。

この委員会の中で、お互いに横断的な情報の交換や滞納回収のための手法の検討をしていきたいというふうに思っています。さらに、この中で今後検討されるというふうに思いますが、集中改革プランの中でも口座振替の推進とかコンビニ収納等の多様な収納方法の検討、それから保育料の徴収委託、あるいは滞納整理システムや嘱託徴収員、滞納整理指導員の導入と、あるいは法的手段の行使というものを組合せながら歳入確保に努めるというような形で、今後この検討委員会の中で方向として出てくるのではなかろうかというふうに考えます。

○18番（木藤茂弘君） 滞納者に対する指導も行っていくということであるようでございますが、やはり、なかなか、何と申しますかね、あまり徴収に当たる業務というのは大変な業務だと思います。そう

いう中で、やはり業務に当たる以上は一面についてはしたたかさ、柔軟な対応の仕方、そういう両面を持ちながらやはり徴収業務に当たることが大事ではなかろうかというふうに私は考えるわけでございます。

それと同時に、悪質な滞納者への差押え、特に市営住宅、家賃の長期滞納者への明渡しなど、市税以外の滞納徴収についても、やはり専門的に徴収業務を拡大する必要があるのではないかというふうに考えます。やはり負担の公平性の観点からも、今後法的な措置も視野に入れた取組を今以上に強化する必要もあるんじゃないかというふうに考えるわけでございますが、この滞納業務に対しての徴収姿勢として、市長はどのように考えておられるか。

○市長（本田修一君） 滞納徴収につきましては様々な手段を講じまして、その徴収の推進に当たっているところでございます。実際、徴収に当たる職員につきましては、今お話がありましたように本当に心労の多いところじゃなかろうかというふうに思っていますが、専門家を養成すべく県の方にも、その職員になるべく、職員を派遣しているというようなことでございます。

そして、どうしても法的に訴えなければならないという場面があるとすれば、そのような形も現在取り始めてきたというところでございます。そのようなことも御理解していただきたいと思えます。

○18番（木藤茂弘君） ひとつ、特にしたたかさや柔軟さを持ってその徴収業務に当たる中で、特に悪質な滞納者等についてはぴしゃっとしたひとつの方向付けの中でその対応をしていただくということをお願い申し上げて、次の質問に入らせていただきます。

2の民俗芸能保存について、(1)の今後の発表の機会をどのように考えておられるのかということでございますが、やはり地域においては現在まで、鎮守の森の五穀豊穰や、地域の喜びや願いを先人たちが伝承、継承を繰り返し祈願に用いたものでございます。民俗芸能も、伝承しようとしても集落の機能、維持等も限界に達しているなど、保存・継承に苦慮しているのが現状であるようでございます。

そのような中におきまして、本市においては民俗芸能保存連絡協議会加入団体25団体が登録されておられますが、その中には数年にわたり発表もなされていない保存会もあるようでございます。

去る12月16日、第2回志布志市民俗芸能大会が松山やちくふれあいセンターで開催されて、保存の手段としては大変有意義な大会であったと私は思っておりますが、大会は今回限りで中止とのことと聞きましたが、今後の発表の機会はどのように考えておられるのか、教育長にお尋ねいたしますが、後の一応質問等につきましては通告はしてありませんでしたけれども、市長にもお答えを願いたいというふうに考えておりますので、御了解いただきたいと思えます。

○教育長（坪田勝秀君） それではお答えいたします。

議員御指摘のとおり、地域に伝わる民俗芸能保存ということは、現在潤いを失いつつあります現代社会におきまして極めて意義のあることだと私も認識しております。その意味からも、私も昨日の限界集落に係る質問・答弁にも耳を傾けたところでございます。教育委員会には様々な課題が山積しておりますが、その中でこの民俗芸能をどう保存するかということも極めて大事な課題でありますし、かつ重たい課題であると認識をしているところでございます。

現在、御理解のとおり、この保存につきましては志布志市民俗芸能保存連絡協議会を創設いたしまし

て、その登録団体の中で年間の活動実績があった団体には運営補助も行っております。その団体の活動実態でございますが、まちのイベントや全国的な民俗芸能大会等で発表する団体、あるいは神社の祭礼等で公開する団体、また集落や学校の行事等で披露する団体など、人数も一けたから50人を超える団体まで様々な形態でございます。

一方、保存会としての意識はあるものの高齢化等により踊り手確保が困難で発表できなくなっている団体も、議員御指摘のとおりでございます。これらの背景にある要因といたしましては、従来の農業を主体といたします農村集落の生活共同体的な社会基盤が急速に崩壊しつつある現状や、あるいは少子高齢化社会の到来、あるいはまた個人的価値観の多様化などが考えられるようでございます。

ところで平成18年度・19年度に開催いたしました市民俗芸能大会につきましては、旧3町に継承されてきました民俗芸能の紹介という意味で合併記念行事として企画したものでございます。登録団体の数を元に2年計画を立てましたが、先の理由等によりまして実際に出演された団体は2年間で14団体というのが実態でございましたが、その成果は多くの方々からそれなりの評価をいただいております、事業は成功ではなかったかと認識しております。

ところで、議員御指摘のとおり、民俗芸能保存の重要な課題のひとつでございます発表機会をどう創出していくかと、そしてそれを継承していくかということでございますが、現状では御案内のとおりお釈迦祭り、あるいは志布志みなとまつり、ふるさとまつり in 有明、やっちく秋の陣まつり等で、あるいは市の大きなイベント計画に出演の機会を積極的に求めますとともに、依頼に対して出演可能団体の連絡調整を行うなど、積極的な発表の機会の創設に努めているところでございます。また、今後の民俗芸能大会の開催につきましても合併記念5周年でありますとか、あるいは10周年として開催できないものかと考えております。

いずれにいたしましても民俗芸能は地域の中で生まれ、地域との密接なつながりが強いことから、それぞれ個別の状況に応じた支援の在り方や、同時に映像保存等も視野に入れながら民俗芸能の今後を模索していく必要があるのではないかと、かように考えているところでございます。

以上でございます。

○18番（木藤茂弘君） ただいま、いろいろとお答えをいただきましたが、特に民俗芸能の保存等につきましては、旧松山町の場合におきましても一時中断された芸能を復活させるには大変なエネルギーが要ります。それと同時に、関係者の協力がなくしてはできません。そういう意味からいたしまして、松山地区等におきましては県が提唱してきた農村三作運動や農村振興運動によるむらづくり運動を軸としながら、集落の古老の方々に何回となくお願いを繰り返し、集落の無形の財産として、昭和50年代の初めごろから産業祭の開催に合わせて復活を図ってきた経緯があるわけで、現在に至っているようなわけでございます。

そういう中で、先ほど教育長の答弁の中に、依頼されたらということでもございましたけど、私はやはりこのような経緯を踏まえた松山地区の実態もあるわけでございますので、特に依頼じゃなくて、市長がイベントの実行委員となっておられる祭りについては、共同の民俗芸能の発表の機会を与えると同時に、保存・育成を支援する役割のあることを理解してもらいたいと。そういう祭りの計画、開催にあってもらいたいというふうに考えるわけでございます。

人を集めるためには有名な芸能人を招くことも必要でしょうけど、やはり手作りの芸能大会も私は大

事ではないかというふうに考えるわけでございます。そういう意味から、地域のイベントというその執行については、やはりそうした役割もあるということを理解しながら計画に臨んでいただくということが大事ではないかというふうに考えるわけでございますが、市長のお考え、あるいはまた教育長のお考えもお聞かせいただければ有り難いというふうに考えております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま教育長の方から答えがあったみたいで、2回、合併記念行事として市の民俗芸能大会が開催されたというようなことでございました。2年あれば一通り加盟団体が発表できるんじゃないかなというように、こういった事業が計画されていたようでございます。実際は2年間で14団体ということでありまして、かなり、その団体につきましても発表するエネルギーはなかったのかなというふうに残念な面もあったところでございます。

しかしながら、今お話がありますように、本当に私どもがこうして地域に長い間はぐくんで、そして親しんできました民俗芸能というのは傳承していくべきものだというふうには認識しているところでございますので、現在も各市の大きなイベント等につきましても、それなりにプログラムに組み込んで発表をしていただいているところでございますが、実行委員会の中で、プログラムの中でどれぐらいの時間を取れるかというような調整等も必要というふうに考えられますので、そういったことも踏まえまして、今後とも更に民俗芸能の披露、そして披露することによる育成・維持ということにつきましては、前向きに取り組むよう考えていきたいというふうに考えます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今、御指摘のありました公開の機会を創出するというのもひとつの手段と私申し上げましたが、ほかに私どもが考えておりますことを申し上げてみますと、現状を維持するために活動助成をどのように工夫していけばいいのかということでございます、ひとつはですね。非常に小さな団体もあれば、もう七、八十人の団体もございますので、そういう団体に対してどのような工夫で活動を助成していくかということでございます。

それから2番目に、今申し上げました積極的に公開の機会を創出できないかということでございます。

それから3番目に、継承者の確保のために従来の地域枠にとらわれない考え方、つまりこれは志布志俵踊り保存会などに見られますように、保存会活動と並行いたしまして生涯学習講座等で開設いたしまして、何々踊り保存会というようなものがもしできるものであれば、そういうことも考えられないかということでございます。

そして4番目には、地域内の学校教育の中で現在、出水中、田之浦中、有明小学校、野神小学校、蓬原小学校辺りでやっておるようでございますが、こういうものの拡大、底辺拡大という意味でできないかというようなこと等も、学校教育と併せて考えてみたらどうかと、以上、そんなことを考えております。

以上でございます。

○議長（谷口松生君） ここで昼食のため休憩いたします。1時10分から再開いたします。

午後 0 時 02 分 休憩

午後 1 時 09 分 再開

○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

木藤茂弘君の一般質問を続行いたします。

○18番（木藤茂弘君） それでは、午前中に引き続いて一般質問をさせていただきますが、先ほど、特に市長は、イベントの実行委員長になられるイベント等については前向きに民俗芸能の発表の機会をとらえていくということをございましたので、やはりそうしたイベントについてはそのような、ひとつ保存・育成という役割もあるんだということを御理解いただき、今後そういうふうなひとつの取組を積極的をお願いを申し上げたいということで、次の質問に入らせていただきます。

3番目のピーマン農家の方向付けについてでございますが、低温適応作物への切替えの検討が必要ではないかということでございます。

原油価格の高騰が農業・漁業経営を直撃しています。特に施設園芸のピーマン農家の省エネルギー対策も焼け石に水で、万策尽きる状態であります。4年前はA重油で1ℓ当たり43円しておったわけですが、現在は1ℓ当たり90円台に上がっておるということでございます。今後のエネルギー、燃料費の高騰を考えると、温度要求量が低い作物品種への転換も、農業経営面から見ると選択肢の一つではなかろうかというふうに私は考えるわけでございます。そういう面において、ピーマンの作型の変更の仕方、これも一つの方法ではないかと思えます。

それとまた同時に、低温適応作物への切替えの対応も一つの方法ではないかというふうに考えるわけですが、このような切替えの検討は、私はやはり必要ではないかというふうに考えておるわけですが、現在、市長として、この燃料高騰に対する考え方について、御見解をお願い申し上げたいと思えます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員が言われますように、今後ますます原油が高騰し、ピーマン農家の経営収支が成り立たないようであれば他品目への切替えの検討が必要というふうに思われますが、原油高騰に伴いまして全国的に施設園芸農家は影響を受け、経費が増加しているため、鹿児島県より気温の低い、条件の悪い他産地、特に関東地方ですが、それについては経営が成り立たずピーマンの加温栽培から無加温栽培へ作型を切り替えたり、他品目への転換を行ってきております。

このように全国的に他産地の冬・春ピーマンの面積、数量が減少し、平均単価が上がっていることで、温暖な志布志市のピーマン農家にとっては一部恩恵を受けているところでありますので、ピーマン農家から他品目への切替え要望については現在のところ聞いていない状況でございます。

今後につきましても、温暖な志布志市においては地の利を生かし、更なる品質向上による他産地との競争力の強化、ピーマン農家の懸命な省エネルギー技術対策による重油コスト削減、経営面積の拡大、反収の向上を図ることで、産地の維持・拡大に努め、ピーマン部会一体となり共販額10億円達成に向けて努力しているということでございます。

○18番（木藤茂弘君） 作型の切替え、それは一応一つの方法であるというふうに私も理解いたします。しかし、他品目への切替えについても、やはりこのような状況下の中で農家の方向付けとして検討の必要は私はあるんじゃないかというふうに考えるわけでございます。

特にそういう中で施政方針にも、市長の方で「希望の持てる『儲かる農業』の実現に向けて取り組んでまいります」と。また、「原油価格が高騰し、各農家では懸命の経営努力がなされており、市としても国・県と一体となって支援を進めてまいります」とあるが、本年度予算として、その対策費として、どのような形で計上されてあるのか、市長の説明をお願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） 現在、農家の方々に指導というか、一緒になって原油高騰対策というものに向けて取組をしておるところでございますが、暖房機の適正な管理、ハウスの気密性の確保、多層被覆の活用、それから新たな省エネ化の施設の整備、資材の導入、ハウス内の温度むらの解消というものの対策を採って、少しでも経費が削減していくように、農家とともに指導しながら取り組んでいるところでございます。

市単独の事業といたしましては、志布志市農業生産対策事業におきまして二重カーテン、及び循環扇の設備に対する補助を行っているところでございます。

○18番（木藤茂弘君） ただいま一応施設の問題で、整備の問題で説明がありましたが、実は、やはり農水省の方においても強い農業づくりの交付金あたりを使いまして、それらの対応を呼び掛けておりますけど、実質的に省エネルギー型の加温ボイラー、あるいは四段サーモエコノマイザーというんですか、こういうもの、あるいは被覆カーテンによる二重三重の多重化のカーテン等の使用、これについても投資しただけの効果があるかということ論ずると、現在のA重油の価格に対応するような、その効果はあまり期待できないというのが実態のようであるようでございます。

そういう面から見ますと、どうしても先ほど説明がありましたように、それぞれの先進地であるピーマン地帯が他作物へ切り替えて、お隣の宮崎の西都であっても120町ぐらいあったものが半分以下になっておるとというのが現状であります。そういう面から見ましても、昨日の新聞で大体鹿児島青果市場で、ピーマンの高いのでkg当たり637円、低いので490円というのが現状でございます、今の時期ですよ。今の時期としては一番高くなければならないわけですから。昨日、私もピーマン農家のハウスに行ってみますと、「2、3日前から1日かかり夫婦でやっばいちぎらんないかんごっになりました」ということで、今ようやくピーマンが本来の機能を出す、いわゆる収穫に入っておるとというのが現状でございます。

そういう中で、5月いっぱい採った場合、500円で推移すれば期待ができます。しかし500円を割るようであれば、結局、私のざっとした試算によりますと、大体500円でいった場合、1万2,000kg、12tです、採った場合、大体600万円なんです、生産額が。そのうち、生産資材、そういうものを積算いたしますと、大体重油を10a当たり1万4,000たきますね。そうしてみますと生産費用が、生産量が1万2,000kg、12t採った場合に、総体推量が、500円にしたときに600万円です。そうすると、生産費用が大体430万円かかるわけですよ。そうすると生産所得は、これは労賃まで入れてですよ、家族労賃まで入れて生産所得が170万円程度、174万円程度というのが生産所得なんです、1反当たり。そのうちに家族労賃が約、一応90万4,000円入っております。そういうような厳しい10a当たりの試算ですが、

そういう厳しい状況下にあるというのが現実でございます。

これが500円を割るような価格になるとするならば、これ以上のやはり厳しい状況が出るということでもありますので、現在そういう産地間の移動もあって、価格が維持されるとすれば今の考え方で私はいと思いますけど、やはり農家の一つの方向付けとして考えるとするならば、先ほど申し上げましたように、そうした温度供給量の低いそういった作物への取組の検討というものも必要だと私は思うわけですが、そういうことについての考えは、現在のところ全然お持ちでないのか、あるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えします。

先ほど冒頭お話ししましたピーマン農家の方々につきましての直接の要望と、別な作物への切替えの、他品目への切替えの要望というのはなかったということございまして、今お話がありましたように、冬・春ピーマンの栽培におきましては大体年間10a当たり、こちらの方の資料では15kℓ使用するとうふうになっておりまして、大体平均的な農家の経営が3反ということになりますと45kℓほど使用するということで、平成16年度はℓ当たり48円だったものが19年度は78円ぐらいになっているということで、経費的には135万円の増になっているということであるようでございます。

平均単価の方につきましては、先ほど申しましたように上がっていると、収量が減っている関係で、全国的に収量が減っている関係で上がっているということで、23円ほどkg当たり上がっておりまして、反収12.8tというふうに計算しますと、3反の経営では88万3,200円の収入増があったということであるようでございます。

そのようなことで、差し引きまして50万円近く差があるところでございますが、このような現況から、現在のところ農家からは直接的には無かったということでございます。

○18番（木藤茂弘君） 現在のところでは、単価の推移によってその所得が移動しますので、現在のところでは赤にはなっていないというのは私も認識はしております。ただし、ここまで結局原油高が続くということになりますと、やはりそうした面の検討というのも私は必要だろうと思っております。特にそういう燃料が上がったがゆえに、それを作物の販売単価に転嫁できることであれば、それは収支は取れますけど、現在のところでは、そのような転嫁の見通しも市場の価格推移に頼らざるを得ないというのが現状であります。

そういう中で、先ほども申し上げましたように、4年前は大体10a当たり1万4,000ℓたいておって、燃料費は36万円で済んだものが、現在は90円台ということになれば、その倍、やはり126万円、130万円程度やっぱり油をたかないといかんという状況です。そういう中で、その油を使っただけの費用を作物へ転嫁することができれば話は別ですけど、市場価格の推移によってその所得を得なくてはならないという仕組みになっておるわけでございますので、今後のピーマンの、結局、今回の促成でやっておる現在のピーマンが、最終的に平均単価がどの程度で収まるか、収まる見通しなのか、そこあたりをちょっとお聞かせください。

○産業振興部長（永田史生君） お答え申し上げます。

現在、約17.4haのピーマンの面積でございます。これは、志布志の研修生制度等の中で毎年少しずつ

微増の現況でございます。昨年度が16.9 haというふう聞いて、今年が17.4 haということですので、若干面積が増えております。そういった中でピーマンの方を現在進めております。

先ほど議員の方から意見がございましたように、確かに暖房等が上がって経費は厳しいという状態ではございますが、若干今年になりまして単価の動きが高い単価で推移をしておるといふふう聞いております。そういった中で、先ほど市長が申し上げましたとおり、ほかの県が厳しいという中で、衰退をしていくという現況がある中で、やはりひとつの産地間競争の中でひょっとすると生き残れるのかということ等もJA辺りも話をしておりますので、今の段階に対しては、とにかく農家の人たちに対しては頑張ってくれと、価格もある程度いいんじゃないかということで私どもはつかんでおりますので、やはり今後のピーマンの流れといいますと新規就農の関係の事業もありますので、やはり微増の流れの中でピーマンの団地化が進んでいくというふうには私どもはとらえておるところでございます。

○18番（木藤茂弘君） 単価の一応見直し、推移。

○産業振興部長（永田史生君） 特に、今年の場合については、単価につきましては、量が1月から2月、晴天に恵まれなかったということで、果実、こういったものについては天気が左右しますので、量が少なかったというのも一つの原因のようでございますが、やはり、しかし今後については、若干単価については、今まで以上には良い方向で推移をするのではないかという話を聞いております。

○18番（木藤茂弘君） 客観的な推移であって数字が出てこないわけですが、現在で一応、昨日の鹿児島市場で聞いてみますとkg当たり637円、安値で490円、平均しまして563円なんですね。これを見ますと、私は、大体500円で収まれば、これは日雇いに行かなくてよかったというぐらいのピーマン農家の実態じゃないかと思えますよ。

しかし500円を割るようであれば、これは大変厳しいです。そして今年の状況からいきますと、やっぱり農家の心理的な面から、平均10 a 当たり1万4,000円ですか、平均ですよ、たくわけですから、大体油のたっ方も値段が上がっていくにおいてセーブしていますよ。そういう面から見ますと、10 a 当たり12 t いけば、平均いけばいいんじゃないかというふうには考えております。

そういう状況下でございますので、現状のピーマン農家の中からそうしたまだ意見が出てこないということじゃなくて、やはりピーマン農家からそういう意見が出てくる前に情勢をしっかりと見極めて、一つの方針をやはり立てるべきではないかというふうには私は考えておりますが、この点について、まだよかが、そんな時はそんな時よということなのか、そこあたりの見解をお聞かせください。

○市長（本田修一君） 原油高騰につきましては、私どもは、本当にこの地域全体にどのような影響があるかということは、ずっと高騰が始まった時から注意を払ってきたところでした。

このピーマン、あるいはハウス栽培のみならず、ほかの業態においても影響が少なからずあるということで、そのことについては、担当の方に常に關心を持って、そして要望があれば、そのことについて私どもとして対応できることについてはすぐ対応できるような態勢を採っていくように指示をしてきたところであります。

そのような中から現在、今お話をしているようなことで、ピーマン農家につきましては、現在の段階では特段要望がなかったということではあります。今後またこの原油高騰につきましてはどういった形

で推移していくかということは重大な問題だろうというふうに思います。そして、この秋・冬作が終わった段階で、産地の状況がどういったふうに変化があるのかということも改めて調査をしなければならないのではないかなというふうに思います。そのことにつきましてはピーマン部会あるいは農協とも話し合いをいたしまして、今後の対応につきましては検討したいというふうに思います。

○18番（木藤茂弘君） ひとつその手段が後手に回らないようなひとつの心構えで、対応はやはりきちんとしておっていただきたいと思います。

特に、低温要求量の低い作物としては、本市にも共販額8億くらいを持っておるイチゴもあるわけです。あるいはまたミニトマトあたりもそういう対応作物になるんじゃないかと思っておりますので、そこらあたりはひとつ普及所をはじめそれぞれの試験機関とも打ち合わせた中で対応を取るように、ひとつお願いしておきたいと思っております。

特に新規就農事業支援事業等で就農されておるピーマン農家に対しては、その情勢判断を間違わないように、ピーマン生産指標等を作成して経営管理・指導等の徹底を期するというようお願いして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思っております。

○議長（谷口松生君） 以上で、木藤茂弘君の一般質問を終わります。

次に、13番、立山静幸君

○13番（立山静幸君） 通告に基づき、順次質問をしてみたいと思っております。

1番目の保育所の民間移管についてであります。一つ目の平成19年11月15日以後の民間移管に対する反省と、現在までの取組についてであります。平成19年第2回志布志市議会臨時会の最終日、11月15日であります。城南、みどり、さゆり、有明、野神、各保育所の財産の無償貸付け、無償譲渡の議案が否決になったところであります。否決後、職員の方で残念のあまり涙を流された方もおられたようでもあります。

否決を受け、執行部は各社会福祉法人及び保護者へおわびや説明会等をされたと思っております。連合審査での質疑内容等を踏まえ、いくつかの反省点があったと思っております。反省点と現在までの推進の取組について、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） 立山議員の質問にお答えいたします。

反省と現在までの取組についてでございますが、お答えいたします。

私は、公立保育所民間移管につきましては合併以前から考えていたことであり、子育て日本一のまちづくりを実践していく中で保育サービスを向上する観点からも取り組まなければならない重要課題と考え、平成18年度から保護者の理解を得ながら進めていくことを大前提に推進してまいりました。

このことにつきましては、保護者説明会、意見交換会等を開催し、民間移管についての理解を求め対応をしてきたところであります。その結果、市の考え、民間移管の必要性等、おおむね保護者の方々には理解を得ていたところでございます。昨年11月の臨時会におきまして公立保育所民間移管関連議案を提案させていただきましたが、残念ながら否決という結果になった次第でございます。そのようなことで、11月の臨時会における本会議場や連合審査における様々な御意見等を真しに受け止め、今後にかかしていきたいと思っております。

現在までの取組状況でございますが、平成20年4月に公立保育所を民間移管するということを目標に取り組んでまいりましたので、11月の臨時会終了後は、臨時会の経過を保護者全員に文書でお知らせし、20年度に向けての協議をしているところでございます。

○13番（立山静幸君） その後の推進状況につきましては、反省を踏まえ、20年度で移管についての協議をしているというようなことですが、反省点として、市外法人に対する民間移管による反省点はなかったのかですね。それと、有明保育所の保護者代表者が反対しているにもかかわらず、見切り発車的な議案の提案をされたということの反省はなかったのか。それと、保護者への説明がはたして十分であったのか、そういう反省点があったとすればお答え願いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今ほどありましたように、臨時会におきまして様々な御意見があつて、そして否決というような結果であったということでございます。

そのような中で、住民からの要求のない中で取り組んでいくことが疑問である、あるいは選定基準を定めていない、あるいは拙速すぎる、あるいは保護者の理解が得られていない、あるいは応募要件が限られている、あるいは市外の法人であるというようなことで、結果的に否決というようなことでありました。

このようなことは、一つ一つ私どもは、このことにつきましては、どういった対応をしたか、そして今後このことについてはどのようなところで取り組めばいいかということを検討して、反省しているところでございます。

○13番（立山静幸君） 検討しただけで、私がさっき3点ほど申し上げたのを、今後その反省点をいかに20年度で生かすか、ちょっとお答えを願いたいと思います。

○市長（本田修一君） 市外の法人につきましては、結果的に市内の法人で受けていただくことがなかったということで、隣接の市町に応募の範囲を広げた結果、市外になったということでありました。そのことにつきましても、今後市内の掘り起こしを中心的にしていきたいというようなことは協議をしております。

それから、有明保育所の代表の方が反対のまま議案を提案したということになったわけですが、私どもとしましては、総体として保護者の多数の方が賛成されている状況だというようなふうに認識してこの有明保育所についても御提案申し上げたところでございました。しかしながら、どうしても反対だという形で代表者が特におられたということは十分反省しているところでございますので、今後も保護者会の代表の方々を中心に、またお話をしていきたいというふうに思います。

同じように、保護者への説明は十分であったかということでございますが、はじめに申しましたように、説明会、意見交換会等を開催してきて、そして求めがあった所については何回でも出向いていくというようなことを基本的に採っておりましたので、私どもは十分したというような認識で御提案申し上げたところでございます。今後とも基本的には十分説明していきながら、そして求めがあればいつでも対応していくというような形で取り組んでいきたいというふうに思います。

○13番（立山静幸君） 十分質疑等の意見を踏まえ、また否決に対する重みを受けて、今、検討したと

というようなことでございます。

次に、保護者や地域・議会の皆様の理解を求めながら、引き続き移管を推進すると施政方針で述べられております。どのような理解の仕方を求められているのかを、ちょっと伺ってみたいと思います。

昨年11月までの保護者に対する説明会は、平成18年度、19年度で、城南、みどり保育所が2回、うち市長が1回出席。さゆり保育所が3回、うち市長が2回出席。有明保育所が、9回のうち市長が3回出席。蓬原、野神保育所が、それぞれ5回のうち市長が2回出席をされておられます。蓬原保育所を除いては、この回数で十分保護者の理解を得られたとの判断で提案をされたということでありました。

しかし、連合審査の質疑では、保護者・役員等、一部の保護者の同意とか、あるいは戸別の訪問をして同意をもらったというような質疑もあったところでもあります。今後は、保護者全員が快く同意するように、何回でも納得いくまで説明をすべきと思っております。

また、地域の理解とはどのような方法でされるのか、誰をまた対象に地域の方の理解を求められようとしているのか。さらに、議会への理解の求め方ではありますが、どのような方法で議会の理解を求められる考えか、この3点についてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

全員の方々が本当に同意していただければ有り難いなというふうには思うところがございますが、なるべくそういったふうに努めたいというふうには思っているところがございます。しかしながら、はたして全員こういった形でいただけるかどうかというのはちょっと確信できないところがございますので、そのような努力はしたいということがございます。

逆に、一部の方が絶対反対という形で残られたときに、じゃあほかの賛成される方々の意見というのはどうなのというような問題もあろうかというふうに思いますので、そのことを私どもは保護者会の方々に、また改めてそのことについては相談していきながら、全員が同意いただけるような形の取り方をしていきたいなというふうに思います。

地域の方々へ理解ということがございますが、私どもは、この保育所につきましてはそれぞれ地域にある施設でございますので、地域の方々から御意見等があれば、そのことも参考にしながら取り組んでいきたいということがございます。

そして、議会の皆様方に対しましては全協等でまた報告を重ねながら、このことについては取組をしていきたいというふうに思います。

○13番（立山静幸君） 保護者の理解についてはケースバイケースで、その場その場で考えるというようにございますが、やはり、先ほども市長が申されたとおり、何回でも足を運んでですね、誠意を見せる必要があるんじゃないかと、こう思っております。それはそれで良いと思います。

地域の方々の説明ですが、私は、校区の分館長さんあたりとか、いろんな方々がいらっしゃいますので、そういう方々に一応話をされるのかなと思ったんですが、具体的な地域の方というのはどういう方を考えていらっしゃるのか、再度お伺いします。

それから、議会の皆さん方の理解の方法ですが、全協でということですが、もう6月と9月ぐらいしかないと思うんですね、全協は。そういうのでは、もう20年度もまた終わってしまうということであ

りまして、私は、できるものなら、これは私の考えですけれども、松山については6人の議員の方に集まってもらって、膝を市長が交えて「どげんけな」と、「昨年の反省を踏まえて、私はこう20年度で考えているんですが」と。以前、本会議の中で、市長は、言葉がちょっとあれだったんですが、議員に対するそういうお願い事が足らんというようなことも議員の方から発言があったんですよね。そういう、やっぱり、移管を、市長が先ほど申し上げられたとおり、どうしても移管をしたいというのであれば、議会の全協ぐらいで話をしたって先には進まんと思うんですよね。有明にしろ、蓬原にしろ、野神にしろ、地区の代表者もいらっしゃる、議員の方がいらっしゃるわけですから、その人たちともやっぱり何らかの機会をみて、市長がやっぱり足を、その議員の方々とも話をしていくのが議員に対する、施政方針で述べられたことの手段ではないかと、理解を求めていく方法ではないかと、私はこう思っております。

そういうことで、市長が全協でということですので、それもそれでいいと思います。しかし、やっぱり積極的な推進の方法をしていかなければ、また21年度になるんじゃないかと、このように思いますので、市長の積極性をお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま、本当に有り難い御意見をいただいたというふうに思っております。地域への理解を求めるといことで、当然私どもは校区の代表である校区の分館長さんあたりには相談していくわけですが、議会の皆様方もそういう意味でいえば地域の代表でもあるというようなふうにと考えるとございませう。その方々の御意見というものを十分賜りながら、進めていきたいというふうに思います。

○13番（立山静幸君） ぜひそのような方法をして、保護者、地域、議会の方々への理解を求めていただきたいと思っております。

三つ目の、移管先を社会福祉法人だけでなくNPO法人等、希望があれば未経験でも移管対象にすべきと考えるが、であります、臨時会に提案された民間移管募集では、一次募集で、みどり、野神、各2保育所しかなく、二次募集により市外の曾於市と大崎町からあり、市内1、市外2、各法人で提案がされたわけであります。

市民の血税で、先人たちが土地の買収から園舎の建設まで、並々ならぬ御苦労があったわけでありませう。建設後も、環境整備等に保護者の協力や市税がつぎ込まれてまいったわけでありませう。このような立派な保育所を市外の法人に移管するのは、非常に派な保育所を市外の法人に移管

厚生労働省の平成12年3月30日付けの児童家庭局長通知によりますと、保育所の設置認可等について、社会福祉法人以外のものによる設置の認可申請ができるものは、学校法人、有限会社、株式会社、NPO法人等であります。市内の社会福祉法人の方々民間移管の希望が少なければ、有限・株式会社、あるいはNPO法人にも移管対象を広げるべきではないかと、こう思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

保育所の設置につきましては、国の審査基準等の条件を十分満たすことを前提にすれば、社会福祉法人以外でも可能であるということでございます。ただ、実際の募集ということにつきましては、現在の

保育サービスを維持、あるいは向上できる保育体制が取れるということを前提にする必要があるかというふうに思いますので、募集のかけ方については、そのことも含めた上で募集をしていきたいというふうに思います。

○13番（立山静幸君） 保育行政のベテランで、維持ができるような方を募集の第一条件にしたいというようなことでありますが、質疑等でも出たわけですが、旧志布志町の例が出ました。無認可の所を社会福祉法人にして、そして1箇所希望のない所を抱き合わせてやったと。そして2年間でしたというような質疑がありましたが、このような親心というんですかね、移管先をぜひ、旧志布志町では志布志町の方々に経営をしていただきたいというようなことで、そういう配慮がされて移管がスムーズにできたということのようでもあります。

そうであれば、経験者が一番大事かもしれませんが、やっぱりいろんな建設業の方も今仕事は少なくなっておりますし、そういう方も希望があればやっぱり、育成していくというんですか、そういう法人格を取ってもらって、そして2年かけ、3年かけて、その方々に移管をするというのも一つの方法ではないかと思うんですよね。先ほども申し上げましたが、市長も反省点の中で申されましたけれども、やっぱり市外の方に、市外の法人の方に移管というのは、それ相当の抵抗があると思うんですよね。何の事業をするにも一番最初があるわけですよね。業者の方が建設業の許可を得たときに、G級から始まってA級までいくというような、そういうこともあるわけですから、この保育行政についても、一番最初がなければ大きな保育所にもならんし、立派な保育行政もできないわけです。

そういうことから見ますと、推進の中でいろいろな話を法人の方々とも話をされて、希望が無いようであれば、やはりそのような方向の転換も必要ではないかと思うんですよね。そのようなことについてもう一度伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） 社会福祉法人以外でも保育所の設置は可能ということでございますので、そのような方が、もし移管を受けたいというようなお考えであるとすれば、その方が保育サービスの維持、あるいは向上ができるというような確実なものが提示できるということになれば、その組織の形態というものはいかようにも可能かというふうに思います。

そのようなことで、旧志布志町の例でいきますと、無認可の保育所につきましては実績が現にあったわけでございますので、そういう意味でいえば、改めて法人資格を取っていただいて、財政的な裏付けをしていただいたということで、地域の方々も安心して委託を任されたというような経緯が原因ではなかろうかというふうに思います。

そのような意味で、やはり預けられる方につきましては、本当にきちんとサービスが提供できるのか、あるいは向上していただけるのかということが、まず第一の関心ではなかろうかというふうに思いますので、そういった形がきちんと提示できるというような組織であれば、今ほど申しましたように、株式会社、あるいは有限会社、あるいは今から立ち上げるNPO法人というのでもできるというふうには思うところでございます。

○13番（立山静幸君） ぜひ、そのような検討もしていただきたいと思います。

次に、2番目の志布志市地球温暖化防止活動実行計画についてでございますが、一つ目の平成24年度ま

で二酸化炭素排出量に対17年度6%の削減についてであります、目標達成のため、どのような取組が実施をされているのかでありますけれども、施政方針によりますと、「庁舎等の電気使用量の削減や公用車の燃料消費の削減に努め、計画の目標年度である平成24年度までに、二酸化炭素排出量に対17年度6%の削減に向けて取り組んでまいります」とあります。

平成6年3月、気候変動に関する国際連合枠組条約が発効され、平成9年12月には同条約に規定する地球温暖化防止京都議定書が開かれ、各国の温室効果ガスの削減目標を具体的に示した京都議定書が採択をされ、平成17年2月16日発効されております。

京都議定書により法律が施行されて、市町村も実行計画を策定することになりまして、志布志市は平成19年、この計画書では9月と書いてありますが、9月の制定とか書いてありますが、昨日の一般質問の中では19年3月というようなことをございしましたが、実行計画が策定をされております。職員の方々が実行されているので私が気付いておりますのは、マイポット運動とか、昼食時間の電気の消灯とか、コピー用紙の裏面使用等、気付いております。この実行計画に基づいてどのような取組がされているのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年4月に職員研修会の実施をいたしまして、就業時5分前の点灯、それから昼休みの消灯、冷暖房の設定温度の厳守、クールビズ・ウォームビズの推進、マイポット持参運動、ノー残業デーの実施、コピー用紙の両面使用などの徹底を行い、庁舎等の電気使用量の削減や、公用車の燃料消費の削減に努めてまいりました。

その結果、温室効果ガス排出量は、平成19年度は、平成20年1月まで集計が終わっておりますが、今のところ平成17年度の同期と比較しまして7.0%の減になっているところであります。

○13番（立山静幸君） 今、市長の回答は昨日の回答そのままですので、もう昨日それは分かっております。その中で、この実行計画の中で、私はその次の質問をしたためにこれを聞いているところであります。各家庭で導入できる、市役所内でしている中で家庭でもできるものはないかというのをちょっとお聞きしているところであります。なんばか先ほども申されましたが、その中にも含まれています。

一つ目の、この中にあります省エネルギーの推進では、主にどのような取組が実行されているのかということで、いろんな大きな問題が書いてありますが、その中では電気使用量の削減等が書いてあるわけですね。その電気使用量の削減については、先ほど5分前の点灯とか、いろんなのがありましたけれども、それをちょっと具体的に、それ以外にどのようなのがあるのか、実行していらっしゃるのか。

それと、環境に配慮した製品の購入及び使用の促進の取組、それから廃棄物の減量化によるリサイクルの推進、そしてその他地球温暖化防止に向けた取組の推進、この4点の中で、細々なことが書いてありますけれども、実際職員の方が実行されていて、家庭でも取り組めるのは、1点か2点かこの4項目ごとにお知らせ願いたいと思います。

○環境政策課長（立山広幸君） お答えいたします。

まず、省資源・省エネルギーの推進でございますが、家庭で取組ができるものはないかというようなお尋ねでございますけれども、議員御承知のとおり、「我が家から始めようエコライフ55」という運動を

市民の方々にお願いをいたしまして推進をしているところでございます。

その中で、家庭で簡単にできることは、使っていない部屋の電気は消す、これが消灯、就業時5分前の点灯というか、そういう形で、使っていない所の電気は消すとか、あるいはテレビやビデオを見ていない時はコンセントを抜くとかというようなことで、市民の方にはPRあるいはお願いをしているところでございます。このエコライフ55運動に参加をするというような登録者につきましては、現在のところ1,026名でございます。

続きまして、環境に配慮した製品の購入及び使用の促進というようなことで、家庭でできるものはないかというようなことでございますが、地方公共団体にはグリーン購入法ということで義務付けがございしますが、一般市民の方にはやはり、我々といたしましては、環境に配慮した製品というものを使って欲しいというようなことでお願いをしていくということでございますけれども、なかなか市民の方には、そういう品物が何があるのかというようなこともあろうかと思うんですが、やはり環境に配慮していくというようなことであれば、マイバック運動の推進とか、そういう形で考えているところでございます。

リサイクルにつきましては、各家庭28品目の分別をお願いして、できるだけ一般ごみを減らして、リサイクルできるものはリサイクルをしてくださいというようなことで、様々な、広報を通じたり、機会あるごとにPRをしているところでございます。

以上です。

○13番（立山静幸君） ちょっと私が質問をしたのとあれですが、市役所内で実施をしているものをお聞きをしたわけで、エコライフ55は1,026人の方が実施をしているということですが、テレビを見ない時にはコンセントを抜くという、これを市役所内の職員で各課にあるのをしていますか、していますよと、こういうのを聞きたかったわけです。市役所内ではこういうことをして、実行していますよというのを聞きたかった、この4項目について聞きたかったわけです。

再度お願いしたいと思います。

○環境政策課長（立山広幸君） 省エネの推進の、そのテレビのコンセントでございましてけれども、調査をしたことはございませんが、環境政策課では抜くように、もちろんほかの課にお願いするわけですので、そういうことでは実践をしております。しかしながら、各課の対応というものについては調査をいたしておりません。

それから、環境に配慮した製品の購入につきましては、平成18年度にグリーン購入法のことで担当者を集めまして、環境に配慮したカタログ等も取り寄せまして、このカタログの中から消耗品等は購入するようにということで各課に指示を出しているところでございます。

リサイクルにつきましては、おのずと各課様々な廃棄物が出ますが、完全に28品目分類をしていると、これは確証ができるんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○13番（立山静幸君） 最初に市長が答弁をされたのにノー残業デーというのがありましたが、1週間に1日は残業しない日を設けて、今実施をしているということですか。これが100%できているのかです

ね。

それと、以前は、車を使わないということで、乗り合わせて、近い所から乗り合わせて来るとか、自転車で来るとか、歩いて来るとかというのも実施をされたようではありますが、今、先ほどのあれで交通費も、2 km以内は通勤手当も出ないというようなこともあるようでありますので、2 km以内の方は自転車で来るとか、それから、もう2 kmぐらいの市内出張は自転車で行くとか、また単車に替えるとか、そのような燃料削減についての検討はされていないのかお伺いします。

○市長（本田修一君） ノー残業デーにつきましては毎週水曜日実施しているということでございまして、終業時に庁内放送をしまして、本日はノー残業デーということで協力をいただいているところで、やむを得ない職員がいることは確かですが、かなりこの効果は上がっているんじゃないかなというふうに思っています。

車の乗り合わせ等につきましては、以前、有明町の時代にこの取組はさせていただいたところでした。いろいろ問題がありまして、このことについては今回のこの取組の中には盛り込まなかったところがございます。今後、通勤手当の支給の関係で2 km以内については支給しないという方向に御提案しているところがございますが、そのような中で、このことについては、また意識が高まってくるんじゃないかなというふうに思っております。2 km以内の職員については努めて歩いて通勤していただくように、あるいは自転車でも構わないということでございますが、そのようなことについては呼び掛けをしたいというふうに思います。

職員が出向いて仕事をするということにつきましては、いろいろ機能性の問題もありましょうから、そのことについては前向きに検討させていただきたいというふうに思います。

○13番（立山静幸君） できるだけ、この立派な計画書もできていますし、昨日の質問の中ではそれ相当の効果が上がっているということでございましたので、今後もこの取組を推進していただきますようお願いをしておきます。

2番目の、市役所職員の取組状況を市民に普及する考えはないかであります。電気使用量の削減、燃料使用量の削減、水道使用量の削減、廃棄物の減量化、リサイクルの推進等について、市の職員が積極的に取り組んでいる状況を市民にも普及し、市民全体も削減について実行し、家庭の支出の節減に努め、また二酸化炭素排出量の削減に努める必要があると思っておりますが、市民に対しても普及される考えはないか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地球温暖化防止につきましては、私どもは実行計画を定めて、そのことに努めなければならない団体ということで、計画に基づいて実行しているということでございます。

市民の方々につきましては、今お話がありましたように、特段そういった計画を立てて取り組んでいただいているということではないわけではございますが、温暖化防止につきましては市民の方々こそごぞって参加していただいて防止に努めなきゃならないということは、大切なことだというふうに思いますので、様々な形で私どもの取組について御紹介申し上げ、そして一緒に取り組んでもらうことにつきましては、また改めて御提案申し上げたいというふうに思うところでございます。

現在、出前で環境学習会の開催を行ったり、それから市の広報を通じまして、様々な生活様式の御提案やら、それから見直し等と呼び掛けて、この地球温暖化防止について取組をお願いしているところがございます。

そして、企業もこの計画を策定しなければならない団体もあることでございますので、それらの企業を中心として、取組を今後機会あるごとに私どもの方で説明会を実施し、協力をお願いしたいというふうに思います。

○13番（立山静幸君） 私は、先ほども申しましたけれども、電気の消灯とか、あるいは再利用できるものは再利用するとか、リサイクルをするとかというのをお聞きして、家庭に取り組むべきであると、こう施政方針の中で思ったものですからね、今回質問をしたわけですが、今先ほども燃料費の高騰が言われましたけれども、ガソリン等が値上がりをして、各分野のいろんな食料製品とかが値上がりをしているわけですね。家庭ではそれがしわ寄せしてきているわけですね。

そういうことで家庭でも、こういう中でどうしても省エネができるもの、あるいはリサイクルができるものは積極的に取り組んで、支出を少なくして節約をするという取組を、全市にやっぱり呼び掛ける必要があるんじゃないかと。「これはもう自分のこっじゃって、自分ですればよかが」と、「人んこちゃ講わん」というようなことじゃなくて、やっぱり市役所の職員約400名、臨時職員が200名おるとしても、600名の方々はもうそのような取組はされていると思いますけれども、先ほどエコライフの会員も1,026名だったですかね、いらっしゃるといようなことであれば、約1,000人ぐらいの方はそういう意識があると思うんですが、それ以外の方に、こういう電灯の消灯をしたらいくらぐらいの節約になるとか、また温暖化防止にも役立っているとか、そういうのを広報紙等でも、あるかもしれませんが、やっぱりするべきではないかと。そして実践を市民の方々も、市役所の職員を中心にやっぱりするべきではないかということで質問をしたわけでありませう。

大体昨日の質問の中で分かっておったんですが、私が考えたのは以上のようなことでありますので、今後ともぜひ、住民にも良いことはどんどんお知らせして、協力を願うようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） 私どものまちは、去年、環境省の方で発表になりましたように、ごみの資源化率が73%だったと、それが全国で第4位だったといようなことであるわけでございます。そしてまた、サンサンひまわりプランとか、マイロードクリーン大作戦とか、おじゃったもんせクリーン大作戦とか、全市を挙げての取組をしているということで、環境に対しての関心というものは市民の方々は結構高いんじゃないかならうかというふうに思っております。

そのような中で、特に温暖化防止について市とともに取り組んでいただけるということで、「我が家から始めようエコライフ55」の取組に1,026人の方々が参加していただいているということでございますので、この取組を更に広めていって、全市的な地球温暖化防止活動が取り組まれている地域というものにしていきたいというふうに考えるところであります。

○13番（立山静幸君） 次に、3番目の歴史の街づくり事業について、一つ目の、庁内プロジェクトチームの組織についてと、職員の配置についてであります。施政方針によりますと『歴史の街づくり

事業』につきましては、本事業が、文化財保護の他、観光、都市計画、まちづくりなど行政各分野に広範にわたる事業であることから、庁内プロジェクトチームを組織すると共に、市民の皆様の意見を聞きながら、事業の推進を図ってまいります」とあります。

これまでの事業の推進の経緯につきまして、少し述べてみたいと思います。昭和62年度から平成6年度まで、志布志城跡の精密測量図作成並びに縄張図作成がされております。平成2年4月から街づくり委員会の結成、平成5年3月史跡「志布志城跡」県指定の告示、平成6年3月歴史の街づくり基本構想の発行、平成6年4月から平成13年12月まで7年8か月間推進が中断。平成14年1月歴史の街づくり事業が再開、志布志城国指定の準備作業が始まる。平成15年3月志布志城史跡公園保存整備事業の基本構想の策定、基本計画書の策定委員会の設置、埋蔵文化財専門部会の設置がされております。平成16年6月埋蔵文化財確認調査の実施、商家資料館候補地の鑑定評価。平成17年3月3庭園の精密測量図作成、7月志布志城跡の国指定告示、9月商家資料館候補地の公有化、10月史跡地約6割の公有化。このように長い年月の経緯を経て、それ相当の経費と労力を費やしてきた事業であります。

合併後も、発掘調査、麓庭園の国指定の申請・告示、史跡地約1割の公有化、商家資料館候補地の館の復元設計等、継続して事業が推進されてきたところであります。

しかしながら、歴史の街づくり事業推進基金もわずかとなり、また合併による社会的な環境変化等、事業の見直しが必要となり、執行部では国土交通省の有利な事業申請に向けた取組が始まっているようであります。行政各分野にわたる事業計画のため、庁内にプロジェクトチームの組織づくりが進められようとしております。早急なプロジェクトチームの組織づくりと専従職員の配置が必要と思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

歴史の街づくり推進事業につきましては、平成3年12月に志布志町振興計画でその事業推進が発表されて以来、途中8年間の事業中断はありましたが、合併前において志布志城史跡公園保存整備を中心に事業が展開されてきており、合併協議におきましても継続して事業推進することで確認がされたことから、これまで取り組んできたところであります。

この事業は、志布志市街地の東部地区に集積しています多くの歴史的文化遺産の保護と、整備・活用を核とする総合的な地域づくりを進めることによりまして、志布志市全体を活性化させることを目的とした事業であり、多額の投資を要する事業であります。しかしながら、当初の構想から既に20年が経過し、当時からすると社会経済情勢が大きく変化し、平成18年1月1日には3町合併による志布志市が誕生したことや、また設立時に1億円あった基金も平成20年度末でほとんど底をつくことなどを考慮すると、事業内容を見直す時期にきていると考えております。

平成20年度は、現在実施中の国・県補助対象事業は継続しながら、新たな事業の導入については志布志市全体のまちづくりにおいて、歴史や文化財を線や面として生かす発想の転換や、費用対効果などの多角的な検討、国の補助制度の活用の検討などを行いながら、市民に理解の得られる、より実現可能な計画を検討してまいりたいと思います。

そのため、施政方針でも申し上げましたように、本事業が文化財保護のほか、観光、都市計画、まち

づくりなど、行政各分野に広範にわたる事業であることなどから、平成20年4月に庁内関係各課職員で構成するプロジェクトチームを企画政策課が中心となって行ってまいります。また、今後新たな方向性が決定いたしまして、専門の部署や職員の配置が必要になった場合は、事業推進に支障の無いように体制の整備についても検討してまいりたいと考えております。

○13番（立山静幸君） 長年旧志布志町が取り組んできた事業を、ただいま申されましたとおり、基金が少なくなったとか、あるいは合併によるものとかいろいろ申されたわけですが、これを有利な補助事業に組替えをしていくんだと、先ほど申された費用対効果等を考慮しながら計画の見直しをするというようなことでありますが、次にも申し上げますけれども、平成20年度のソフト事業の一番の大事業ではないかと、こう思うんですね。人的にも必要があれば配置をするというような回答でありましたけれども、部制廃止等でおそらく大異動があるんじゃないかと、こう推察をしております。

それと、もうすぐお釈迦祭りも始まりまして、お釈迦祭りの準備等でこのプロジェクトチームの推進が遅れるのではないかと、私はこう懸念を、心配をしているところです。

今、市長の答弁では組織づくりをしっかりとやるというようなことでありますが、この点についてもう少し、プロジェクトチームの組織づくり、人員の配置についてお伺いいたします。

○企画政策課長（萩本昌一郎君） ただいま市長が申しあげましたように、4月になりましたら庁内関係各課職員で構成しますプロジェクトチームを立ち上げますが、その際、今、市長が答弁しましたようなことで、企画政策課の方で中心になってとりまとめをいたしますが、申しあげましたように関係する所管課ということでございますので、この事業が文化財保護のほか観光であるとか、都市計画、街づくりなど、多岐にわたりますので、そちらの方に関係する職員を集めましてプロジェクトを検討するというようなことになりまして、どういった関係のものが必要かというのは、これから早急に詰めをするところでございます。

○13番（立山静幸君） 各部署にわたるというようなことでありまして、ほとんどの課が該当するのではないかと、思うんですね。それで、このプロジェクトチームの組織づくりが、今、早急にやりますということでありましたけれども、やっぱり4月の異動が済みまして、4月上旬にはこのような組織を作って、それと先ほど人員の体制については無かったわけですが、どれぐらいの、計画書づくりに人員を考えておられるのか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話いたしましたように、プロジェクトチームを立ち上げて、その組織づくりについては検討申し上げたいということでした。

まずプロジェクトチームの中で討議がされ、新たな方向性が示されるということになるかと思いますので、その際に、じゃあ実際、具体的に何人が必要かというようなことについては出てくるんじゃないかというふうに思います。現在の段階では、何人というようなことはちょっとお答えできないということでございます。

○13番（立山静幸君） この質問をしようと思って、企画政策課ですかね、尋ねに行ったら係長が、今はまだ、4月から正式にはだと。そして、まだ教育委員会だというような、文化振興課ですかね、だと

いうことであります。

このプロジェクトチームを作りまして、次にちょっと事業名も挙げて質問をしたいと思うんですが、一般会計の中で二、三名の方が質疑をされたんですよね。その答弁の中で、有利な補助事業があるようだから、それに組み込んで実施をしたいというような答弁があったようであります。

そのような有利な補助事業、国土交通省の補助事業の下で、このような考えの下に計画を策定しようという考えだと思うんですよね。そうであれば、人員ぐらひは今度の異動で考えておかないと、プロジェクトチームを作って、その中で討議をして、ならこれをやろうや、これをやろうやちしっせえ、各課の課長さんですか、課長補佐か係長か分かりませんが、その人たちが、自分たちの事業はこれもこれもある、これも採択してもらいたいというようなことを話をしておれば、何年たっても計画はまとまらんと思うんですよね。

やっぱりしっかりした、私は、先ほども申しましたけれども、今年の、20年度のソフト事業の一番の大事な事業だと思うんですよね、市長に対しては。この事業をおろそかにしてはならないと思うんですよね。各広範にわたる事業を、いろんな要望もあるようであります。その中を各プロジェクトチームの方々がいろんな自分たちの事業を取り組んで、それをまとめて、ならどうしようかというようなことに対しては、それ相当の期間を要するんじゃないかと。先ほども経緯の中で申し上げましたけれども、7年8か月ぐらい中断をしたこともありまして、志布志の麓の方々たち、あるいは商店街の方々たちは、またあのような時期に戻るんじゃないかという心配もされているわけですよね。

どうしても、私は人員の配置が先だと思うんですよね。この計画書を立ち上げる前提では職員を二、三名、1年間だと思うんですよね、計画書づくりは、私が考えるのは。1年間集中してこの計画に取り組んで、この計画が終わった段階ではまた元に戻すというような、その間はみんなでするとか、あるいは臨時職員で対応できるものは臨時職員で対応するとか、私は、企画政策課にこの事業のための人員を配置して、係長が兼務じゃなくて、係長の下に二、三名職員を張り付けて、広範囲な事業計画の見直しについて、積極的に1年間でやるんだという姿勢を示すべきだと。今回の異動がその一番良い、ベストな人員配置の時期でもあると思うんですよね。それについてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 今後国の事業、補助事業導入ということにつきましては、来年度の4月にその事業内容の詳細についての開示があるというふうになっているようでございます。

そのことを受けてプロジェクトチームの方、企画政策課の方が中心になりまして検討していくわけでございますので、その補助事業の導入についても企画の方で主体的に取り組んでいくということになるかと思っております。そのようなことで、実際に内容がまとも次第、その人員の配置については検討をさせていただければというふうに思います。

○13番（立山静幸君） 平行線のような形ですけれども、何回も申すようではありますが、ソフト事業の一番の事業だと思うんですよね。もう少し、もう市長も3年目を迎え、いろんな市民の方々の意向とか要望とか、あるいはこうしたいと。昨日もマニフェストの分についてはいろいろ言われましたが、そういうものについて私は、先ほども膨大なお金がかかるというようなことも申されましたけれども、市の予算の範囲内で、最小限のこの事業の継続はしなければならない事業だと思うんですよね。この事業だ

けに費やしなさいということじゃないわけです。62年度からですかね、鋭意されてきて、今、市長は商工観光戦略会議等も立ち上げられて、志布志市外の方たちはお釈迦祭り、みなとまつりとか盛り上がってきて、やろうというようなことでやっぺらっぺらしています。そして観光ボランティアの方々も、お釈迦祭りには市内の名所案内をして回る計画もされております。そういう人たちも10名ぐらいいらっぺらるようですよ。

そういうことで、もう少し人を配置して、早急にこの際配置して、この事業を1年間で立派なものに仕上げ、認可をもらって、即できるものからしていくんだということを、市長が先頭に立って指揮をしていかななくては、プロジェクトチームの企画政策課の課長さんに任せておいては、失礼なことですけども、先には進まんと思うんですよ。市長なり、副市長が自ら先頭に立ってこの計画書をまとめていかなければならないと、こう思いますが、再度お聞きをして次に入りたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程来お話しするように、現在この市内でプロジェクトチームを立ち上げて、この事業については取り組みたいということをお話しているところでございます。

このことにつきましては、はじめにも申しましたように、様々な面から今後取り組んでいく必要がある段階に来たと、時期に来たということで、このような形で今後取り組まさせていただくということになったところでございます。

文化財の保護、あるいは観光にこのことを資するというような面もあるわけでございますが、そのほかにもまちづくり、あるいはそのほかの商工観光という面からも、そういった観点も必要ということでございます。そして、このことは前もお話しましたが、地域からは防災というような観点からも要望が上ってきているような状況もございます。そういったものも含めた形で検討をさせていただきまして、配置につきましては取組をさせていただければと思います。

○13番（立山静幸君） 時間もあと12分しかないようですので、次に入りたいと思いますが、ぜひ、くどいようですが、人員配置等については万全を期していただきたいと思います。

次に、二つ目の、平成20年度で歴史的環境保全整備事業計画書づくり、事業認定まで完了するのか。また、地域住民、関係団体等に計画の見直し、今後の進め方等について説明する必要があると思うが、であります。国土交通省が平成20年度から歴史的環境形成総合支援事業を創設するのに伴い、歴史の街づくり事業を見直して、文化財の保存・整備、都市計画、観光等、行政各分野にわたるため、プロジェクトチームを組織して対応される考えであります。平成20年度で有利な補助事業の計画書づくりから事業採択までこぎ着けることができるのかお伺いいたします。

また、地元説明であります。合併して、お釈迦祭りやみなとまつり等に100万人の人を呼び込むというようなことで、市長を先頭に市民が一体となり、3回目のお釈迦祭りを目の前にしているところであります。また、商工観光戦略会議等も立ち上げられて3年目を迎え、この人たちもお釈迦祭りに一緒になって取組をされようとしておるところであります。

今、麓地区や市街地の方々には市の活性化対策に元氣付けられておられるようであります。このような時期に、有利な補助事業の導入とはいえ、1年間の空白は地域住民や関係団体の方々には不安でならない

と思います。事業見直しについて、地元、関係団体の方々への説明をどうされていかれるのかお伺いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今後プロジェクトチームが主体となりまして、歴史の街づくりの推進事業の方向性を検討していく予定ですが、大きな予算を伴う事業でありますので、必要とあれば国の補助事業等を導入しなければというふうに検討していきたいと思っております。

その中で、ただいま議員から質問がありましたように、国の補助事業導入の際に必要なのは歴史的環境保全整備計画書でございますが、この策定につきましてもプロジェクトチームで検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。また、国の補助事業を導入する方向になった場合には、補助事業申請などのタイミングがありますので、国・県と協議を重ねながら慎重に進めてまいりたいと思っております。

平成20年度で補助事業の事業認定までいくかどうかにつきましても、プロジェクトチームや市民の皆様に十分検討いただきながら進めてまいりますので、はっきりした時期というのは現在のところ未定でございます。

なお、地域住民、関係団体等に計画の見直し、今後の進め方について説明する必要があるというようなことですが、歴史の街づくり推進事業の新たな方向性が決まりましたら、これまでの経緯を踏まえまして皆様に、市民の皆様にも事業の内容をお知らせし、理解を賜りたいというふうに思います。

○13番（立山静幸君） 私の考えとは全く、今、市の方で考えていらっしゃるスケジュールとは違うようではありますが、国土交通省の有利な補助事業があるということで、膨大な経費も要るし、そして基金も無くなったので、総体的に広範囲にわたる事業を取り組むんだというような発想の元に施政方針でも述べられていると思うんですね。

そのような中で、プロジェクトチームと市民の意見にげたを預けたような今発言ですよね。プロジェクトチームの進み具合では何年でも、それと市民の意見を取りまとめた計画書づくりをするための、そういう前提の段取りのいかんでは何年でもかかるというような、私はそういう意味に取られたわけですが、それじゃなくて、この事業になにがなんでも早よ手を上げてしなければ、ほかん所からこの事業を取られて、進んだ所から採択になれば、予算の枠組みが国もあると思うんですね。それに乗り遅れてしまうんじゃないかと思うんですね。このような、今、市長の答弁を聞いていますと、プロジェクトチームにげたを預けたようなことでは、もう市民の方もいろんなことで心配をされておると思います。

先ほど、市長は急傾斜のことも申されましたけれども、田屋敷集落、沢日記集落から急傾斜の陳情書も要望書も上がってきて、それも取り組むんだというような話もありましたけれども、ぜひ、このような強い要望も地区はあるわけですね。それをどうにか採択をするような方法を、早く市長が先頭に立ってプロジェクトチームを立ち上げて、早急なそういう事務事業をこなしていかなければ、任しておけばいつまでも、膨大なこの計画のようでありますので、ずるずる1年たち、2年たちするんじゃないかと、こう心配をしております。このような心配がないように、市長、「なんとかおいがやっど」と、「なんとかせんないかん」という決意はないですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどからお答えしますように、4月からこのチームを立ち上げて取り組むということでございます。そういうことで、丸投げということではなく、これは庁内のチームでございますので、私の指揮監督が十分届くチームでございますので、このことについてはきっちり指導をして、今お話がありましたように、補助事業の導入については手を挙げて取組をしていきたいというふうに思います。

○13番（立山静幸君） ぜひ市長が先頭に立って、これを成し遂げていただきたいと思います。終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、立山静幸君の一般質問を終わります。

ここで3時15分まで休憩をいたします。

午後3時03分 休憩

午後3時16分 再開

○議長（谷口松生君） 再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、26番、上村環君。

○26番（上村 環君） 通告に基づき、順次質問をいたします。

まず、入札制度改革についてであります。市では、本年度公共事業等の入札の在り方等について、適正な入札制度への改革を進めるとの方針を示しておられますが、改革の目的と内容、そして今後の進め方について、まずお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 上村議員の質問にお答えいたします。

入札制度につきましてでございますが、入札制度改革につきましては、ここ数年来、全国の自治体で起きた様々な問題が起因となり、その問題点の解消や組織・システムの再構築など、国の強力なイニシアチブの下、全国の自治体で取り組まれているものであります。

本市におきましては、合併の折、予定価格の事前公表を取り入れるなどしてまいりました。その後、本市議会におきましても昨年の3月議会、9月議会、また先日の議案上程に際し、議員の皆様方から入札制度改革に関する質疑をいただき、その折にも答弁をさせていただいたわけでございますが、志布志市として最良の選択は何かと指示をし、勉強に努めてまいったわけであります。

そうした検討の中で一般競争入札は、その柱になると考えたものでございます。ただし、先日の答弁の中でも述べましたように、その導入については慎重を期さねばならないというふうに考えているところでございます。それは、100%の自由参加の競争入札は、市の政策推進はもとより市民のためになるかどうかというものを見極めなければならないということでございます。

地元に根ざし、地元へ貢献をし、長年にわたり地元の企業の中核として一翼を担われた地元の各種建設業の功績は、事業主の方々はもとより、そこで雇用という形で働かれ、汗を流し、勤めてこられた皆様方に対し、非常に大きな敬意を持つものでございます。そのような取組は、今回はもちろん、今後の

制度改革に当然反映すべきものというふうに考えるものでございます。

以上のことから一般競争入札の導入にあたりましては、今現在の主な方針は、志布志市建設工事参加資格格付を有する業者の皆様方を対象としました条件付き一般競争入札とすることを現在の基本方針としまして、平成20年度中の要綱・要領の作成、また実施を検討しつつ準備作業を行っているところでございます。

○26番（上村 環君） 国の指導等を踏まえ、入札制度の改革を行うと。ただし、地元の現況、また雇用の問題などを含めて、導入には慎重にあたっていくと。基本的には条件付き一般競争入札への移行を考えているということであります。

国や県が実施しております総合評価制度や電子入札などの新たな入札方式は、大手の業者は比較的スムーズに対応が可能であるかもしれませんが、市内でも中小の業者の中には直ちに適切な対処をすることが難しい業者も出てこようかと思えます。また、発注する側の市の方といたしましても、新制度の実施に向けては事務体制の整備や担当職員の研修も必要であることから、やはり段階的に、試行的に進めることが必要かと思えます。そのようなことから、具体的にどのような進め方を進めるのかということについて、慎重に進めていただきたいと思います。

入札制度の改革については、各自治体でもそれぞれ行っているようではありますが、薩摩川内市では19年度から総合評価方式の簡易型という新しい入札制度の運用を開始しましたところ、実態としてランクの格付けが予想以上に目まぐるしく変動するなど、様々な混乱を引き起こし、ふるさと協議会が市と取り交わしていた災害協定が、業者側から破棄されるという事態が起こっております。そのため、再度制度の見直しに着手されているようですが、このように国や県が実施している新たな入札制度であっても、それが必ずしも市町村に適しているかということについては、そうでないものの中にはあるようでございます。

そのようなことから、やはり新しい制度については市が一方向的に押し付けるのではなく、有識者や建設業界代表などのそういった学識経験も含めた入札の制度の改革に関する検討委員会を設置するなどして、改革の方向付けを決定していくべきはないかと思えますが、そういった専門委員会を設置することについてはどのようにお考えか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

専門の検討委員会などを立ち上げてというようなことでございますが、協議内容などの問題もあろうかというふうに存じます。「市はこのようなことを行おうとしていますよ」などや、「このように考えていますよ」ということにつきまして、広報あるいは報告の場というなんらかの組織があれば、様々な制度改革やその導入に向けた作業等をスムーズに行えるというふうに考えるということでございますので、そのことについても検討させていただければというふうに思います。

○26番（上村 環君） 薩摩川内市におきましても、19年度の本格施行にあたりましては、その前年度、前々年度から試行的、段階的な取組を始めております。

しかしながら、制度そのものにそういった相手側の考え方、そういったものが含まれていなかったことから、このような大きな問題を引き起こしたと思っております。やはり、決定した事項、そういった

ものをいろいろな機会を通じて業者側、若しくはそういった相手側に伝えていくということも手法として大事ではありますが、本市の入札制度がどうあるべきか、そういったものを総合的に意見を聞く場というものは、やはり必要ではないかと思いますが、再度お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどからお話しますように、私どももこのことにつきましては慎重に、そして試行的に取組をしていきたいということがございます。それは、今まで地元になんか形で貢献していただいた方を最大限に尊重していき、その方々が更に地元にご貢献していただくような在り方というものを模索していかなくちゃならないということが前提になっているところでございます。

そのようなことではあります、そのような入札制度の在り方の制度について、その協議会を設けて、その場にそのような代表の方々を加えるということにつきましても、もう少し私どもも庁内の方で検討させていただきまして、時間をいただければというふうに思います。今お話ししましたように、基本的にはこのような方向に進みますよというようなことをお話ししながら、御意見を賜って、私どもの方でまた庁内で検討させていただいてというような形で、キャッチボールをしながらというような形で進めていければというふうに思うところでございます。

○26番（上村 環君） そういった方向での進め方をお願いしたいと思います。

ただいま、市長の答弁にもありました。やはり今回の条件付き一般競争入札への移行ということの中では、地元への貢献、すなわち地域貢献といったものをどのように見るかということが今後の資格審査でも重要な視点であろうかと思っておりますので、もう少し聞いてみたいと思います。

まず、地域貢献や社会貢献ということについて、具体的にどのような点について評価をするのかという点でございますが、現在、市のふるさと協議会では、災害時の対応や道路の清掃活動などのボランティア活動に取り組んでおられます。これは大事な地域要件に値するものであり、地域要件にも合致しております。ただ、ふるさと協議会には市内のほとんどすべての業者が参加しております。そこで、それ以外のボランティア活動についても評価の対象になるのか、考え方があればお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地域への貢献度につきましては一般競争入札でも十分考慮されるべきだというふうに考えております、ということにつきましては、先ほど述べたとおりでございます。

先月まで行っておりました平成20・21年度市指名競争入札参加資格申請申込みの際に、業者の皆様方の地元地域へのボランティア活動によるものや、災害対応に係る市への貢献度も検討いたしましたが、準備が募集開始に間に合わなかったのが現状でございます。また、この点につきましては、市の建設工事参加資格格付ということではなく、改めまして対象業者の方々より、そのような活動報告を受けた後、実際の指名時点での指名基準に反映させていけるよう、要綱の改定などを含め、検討いたします。

○26番（上村 環君） 具体的には今後の検討課題ということであるようでございます。私が今回、特にこのことを取り上げましたのは、これは提言にもなるかと思いますが、市長はかねがね市民に対して志のまちづくりを推進していくということを申されております。そういった志のまちづくりを推進していくために必要なものは、基本的に人材であります。

これまでボランティア活動を評価するシステムはありませんでした。私は今回の入札改革をひとつの機会にして、志布志市が掲げる志あふれる人材の育成につなげていけないかということでもあります。過疎化が進む中、元気な志布志市をつくっていくために、企業や、また社員等が日常の様々なボランティア活動に積極的に参加していることなどを地域や社会への貢献として評価していくことは、人材の育成、地域の活性化にもつながると思います。

例えば、市内の電気工事業者等が高齢者宅を訪問して点検をするボランティア活動もありますし、消防団活動なども地域や社会に対する貢献にあたると思います。また、市が推進しているふるさとづくり委員会活動への協力などもボランティア活動の一環であります。ふるさとづくりの人材の育成にもつなげるという、これはどこにもない志布志独自の評価方式になるかもしれませんが、検討に値するのではないかと思います。市長の見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお話ししましたように、今後対象事業者の方々がそのような地域へのボランティア活動、あるいは災害対応ということに努めていただきまして、市への、市民への貢献度が上がったものについては、そのことにきっちり反映させていきたいということでございます。

そのことはまさしく、今お話がありましたように、その企業の会社の志、そしてそこに勤めておられる社員の志が市の行政にも、そして市民にも反映されているものというふうに評価するところでございます。私どもは、志あふれるまちをつくらうということを宣言したわけでございますので、様々な階層の方々に、このことについてそれぞれの立場で志を発現してもらうようなことをお願いし、そして私の方からも直接そのことについてはこのような形でお願いしたいというふうに申し述べているところでございます。

事業をされる方につきましては、確実にこういった形でされたら、事業をされる方々の利便性があるんですよというような形を提示できれば、なお一層このことについては積極的に取り組んでいただけるというふうに考えております。

○26番（上村 環君） これは私、当初考えていなかったわけですが、午前中の同僚議員の質問の中から少し拾って質問させていただきます。関連をしておりますので、よろしくお願いいたします。

消防団の現状について取り上げておられました。志布志方面隊における団員の減少、そういったものを勘案しながら組織の統合等も今後の課題であるということでもあります。その中で、志布志方面隊の、特に中央分団では旧志布志町の役場職員がほとんどだと伺っております。団員の確保が難しいといったことから、年々そういった状況に立ち至ったものだと思いますが、合併をした今、その現状では職員の人事異動にも差し障りがあるのではないかと思います。旧松山におきましては、役場職員というのは基本的に公職にありまして、その立場で職務に専念をするといったことで、消防団への参加はなかったわけですが、合併以降、志布志の例を参考にして入団を誘われ、断れずに入団をしているという者が数名ありますが、私は決して好ましいことではないと考えております。

やはり、住民の自立・共生・協働というものを掲げている志布志市であります。市内の中から業者や事業者や、また住民の中から、積極的にそういった自分たちの地域を守るという形の協力体制を高揚し

ていくということも市の重要な務めかと思えます。そういった観点から、私が先ほど申し上げましたような地域貢献、社会貢献を幅広く検討するというだけで考えていただけないかということでもあります。これにつきましては、先ほど答弁がありましたので次に移ります。

次に、最低制限価格についてお伺いいたします。

市では現在、予定価格に対する最低制限価格を設けていないわけですが、私はかねてから最低制限価格は必要ではないかと考えております。設定をしていない理由について、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

最低制限価格につきましては補助事業などにおいて、その高い精度と履行を確保する観点から、最低制限価格などを設けることもございましたが、現在のところ本市では、執行する入札については現在、過剰なダンピングや低価格入札による俗に言う手抜き工事などは見受けられないことから、最低制限価格を設けることはいたしておりません。

完全にオープン化しました門戸開放型の一般競争入札等を行う場合、参加業者の信用度、業務の履行の観点から、入札ボンドや最低制限価格の設定などを入札に際して設けることは考えられるものと思いますが、先ほども申しましたように、本市においては条件付き一般競争入札を念頭においていることから、入札に参加される業者は市発注施工実績などを踏まえた業者になると考えており、その信用度もある程度確保されるものと考えておりますので設けていないということでございます。

○26番（上村 環君） ただいまおっしゃいましたように、これまでのところでは大きな問題は出ていないかもしれませんが、ただ、心配されることは、今後公共事業がますます減少していくという状況の中で、ダンピング等が発生しやすくなっていくのではないかとということでもあります。

受注をしたいがためにコスト割れを覚悟で応札をするような価格競争は、市が業者の倒産をあおるようなことにもなりかねません。また、落札価格は安ければいいというのではなく、品質の確保ということが最も優先をされる公共事業の場合は、コストにも満たないようなあまりにも低すぎる落札の場合には、その理由を明らかにするための調査も必要になります。

また、低入札の場合、工事が始まってからも担当部局としてはほかの現場より頻繁に工事の検査を実施せざるを得なくなるなど、発注者側にとっても受注者側にとっても事務量がますます煩雑になり、工期にも影響するなど経費も増大します。

そういったことのないように、国や県も最低制限価格は設けていますし、例えば隣の都城市でも公共事業の減少とともにダンピングが目立つようになってきたために、制限価格を更に引き上げるなどの対応策を現在採っております。

このように様々な点を考慮したときに、最低制限価格については設けた方が市にとっても業者にとってもメリットがあると思っておりますが、再度市長の見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在のところ、そのような最低制限価格を設けなければならないような状況になっていないということでございます。

しかし、今お話がありましたように、工事量が総体的に減ってきているということで、皆さん方それ

ぞれ苦慮されて、そして様々な努力をされているようでございます。それらのものが悪い方向に走りま
すとダンピングというふうになるわけでございます、その工事の品質について保証がされないという
ようなことになろうかと思えます。そして、その作業にあたる直接、会社の従業員の方々の労務の問題
ということも大きな課題になってくるんじゃないかなというふうに思えます。

そのような状況というものは、今、議員からお話がありましたように、都城市の方でそういった状況
があったから、更に対応したというふうなお話でございますので、私どもの方も十分そのような、必要
な条件だったらすぐに対応できるような準備だけはしておきたいというふうに思えます。

○26番（上村 環君） 合併以来、これまでそれぞれ旧町ごとのブロック指名がありましたけれども、
20年度からその枠が外れるというふうに伺っております。そういったことも踏まえまして、今後こうい
ったことの懸念がされるということからの提言でありますので、検討方をお願いしておきます。

次に、不当な行政介入や圧力に対して公平・公正な行政運営に資するための対策についてお伺いた
します。

行政に対しては市の内外を問わず、住民や団体等から常に様々な要請や要望があろうかと思えます。
行政は本来市民に付託をされて行うものであり、日常、市民から出されてくる様々な要望に対してはで
きる限りこたえていく努力をしなければなりません。しかしながら、ときとして職員から見て不当と思
えるような強圧的な言動による要請、また口利きやあっせん等があった場合にあっては、それが行政の
執行をゆがめるようなものであれば、それはき然として断固排除しなければなりません。

そういったことに対する対策についてはマニュアルを作成し、対応をしている自治体が多いわけですが、
志布志市においては現在どのようになっているかお伺いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話になりました件につきましては、大きく問題となるような事案については、皆さん方の
御協力、御理解もありまして、現在のところ特に発生はしていないということでございます。ただし、
他市町村の動向や報道などを見ております限り、各種施策、政策、行政を運営する中で直面する可能性
は当然、今後考慮しなければならないというふうに考えます。

先ほど述べてまいりました入札制度改革は、もとより、行政、施策の透明性を主眼としたものであり、
それに抗するような口利きの行為につきましては、今まで以上に行政に携わるもののき然とした態度
を求めるものであります。そのような基本的な姿勢をフォローしまして、そして守るようなマニュアル
や要綱等の作成を今後検討していきたいと思えます。

○26番（上村 環君） 旧町と比較いたしまして、やはり合併をして市という大きな規模の自治体にな
ったわけでありまして、何事にも備えが必要であると思えます。

行政介入に対しましては、それがどういう目的を持っているものなのか状況を的確に把握し、対処す
るとともに、場合によっては上司への報告を義務付けるなど、そういった市の対応マニュアルを作成し、
職員が運用することは、公平・公正な行政に資する上で職員や首長を守ることにもなりますし、今後の
入札制度の改革と併せて検討方をお願いしたいと思います。

次に、畑かん営農の推進体制とビジョンについて質問いたします。

曾於東部地区では20年度から畑かんの全面通水がスタートしますし、南部地区も数年の後には事業のすべてが完了するという段階を迎えております。東部と南部、合わせて約1,700億円を越す巨額の事業費を投じた畑かん事業ですが、この完成により地域の農業が一段と飛躍するものと大きな期待が寄せられております。県としても曾於市大隅町に県下で唯一畑かんセンターを設置するなど、曾於地域の畑かん事業については積極的な支援体制を取っております。

市としても、20年度から畑かん推進室を設置し、本格的な畑かん営農の推進にあたるということでありますが、今後の畑かん営農の推進ビジョンと、その具体的な推進体制について、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、志布志市の畑かんの状況につきましては、松山・志布志地区の含まれる曾於東部地区の受益面積2,130haで、平成19年度で国営事業が完了しまして、本格的な水利用が可能となり、また有明地区が含まれる曾於南部地区の受益面積1,878haは平成19年度から一部通水が開始され、平成26年度までに通水面積が拡大されるというようなことでございます。

そして、今後どのような形で推進体制をするのかということですが、平成20年4月から農政課の方に畑かん推進室を設置しまして、ビジョンでは平成24年度までの5か年の課題解決に向けたアクションプログラムを、曾於畑地かんがい推進センター、JA、土地改良区の関係機関と連携して、主な推進体制をつくっていかうというものでございます。営農推進本部の活動の強化を行ったり、品目ごとに水利用、産地の育成等、専門的な課題解決のための取組をしたり、それから農家の高齢化、農家の減少等に対しまして、認定農業者の規模拡大や法人化への誘導、経営発展に応じた支援を行っていかうするものでございます。

そして、志布志市としましては、曾於東部地区の曾於市、曾於南部土地改良区の大崎町、鹿屋市輝北町も含まれているため、今後、関係構成市町とも事業推進に向けて連携を図っていくということも必要であろうかというふうを考えているところでございます。

○26番（上村 環君） ただいまの答弁によりますと、20年度から24年度まで、5か年のアクションプログラムによって推進体制の強化について検討していくという答弁でありました。私は、畑かん営農の推進ビジョンというものが作成されているという前提に質問をいたしております。

それは、やはり畑かんが全面通水が始まると、それに対してどういう営農体系で進めていくんだというビジョンというものが、すべての関係農家に示されるというのがビジョンだと思っております。これからそういったものを作っていくのか、5か年かけて推進体制を強化されると、そのところの答弁が今ひとつはつきりしませんので、再度答弁をお願いいたします。

○市長（本田修一君） この畑かん営農の推進のビジョンにつきましては、志布志市畑地かんがい営農推進本部の方で作成いたしまして、今、協議をさせていただいているところでございます。このことにつきましては、各関係者におきましてビジョンのあるべき内容について積み上げがなされておりますので、そのことについては関係者の方で十分認識した上のビジョン作成になっているということでございます。

そして、このことにつきましては、現在この営農ビジョンの案として推進本部の方で発表されてお

ますので、このことが策定ができましたら、地域の関係者の方々にすべてこのビジョンについてはお知らせをしたいというふうに思います。

○26番（上村 環君） 畑かん営農推進本部がこれまで数々の実験ほ場を含めたデータの集積、それから推進方策をつくっていることは承知いたしております。市としての推進ビジョン、これについて今後示すということではありますが、いつごろをめどに示されるのかお伺いいたします。

○農政課長（仮屋正文君） 志布志市の畑かんのビジョンにつきましては、先ほど市長の方からありましたように、対策本部の方で一応検討いたしまして、あとは字句の修正をするという段階になっております。したがって、今回の産業建設委員会の時には委員の方々にはお示しできるのではないかとこのように考えております。

○26番（上村 環君） 分かりました。

この畑かん事業は、畑かんの先進地であります南薩畑かんを目標にしてきた経緯があります。南薩畑かんでは畑かんが普及をしたことにより、特に茶の大規模な産地づくりに成功いたしました。

我が市においても茶の面積拡大が進んでいる有明町では、畑かんの導入は大きな期待がされており利用も高まると思っておりますが、一方、志布志、松山地区では、畑地帯に占める作物の作付状況の現況は飼料作物と甘しょが主であります。そのため、畑かんの利用については、まだ多くの農家の利用の意欲は低く、今後どれくらいの農家が畑かんを利用した営農に取り組んでいくかが畑かんの運営、また市の財政上も大きな課題であります。

現在、甘しょの後作には何も作付けしない畑も多いわけですが、これから畑かんが普及をしますと秋・冬作の露地野菜等の栽培にも期待がされるところであります。そういった裏作を畑かん利用の営農類型に導入していかれるといったことの考えはないかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、松山・志布志地域の畑かん受益地における重点推進品目としましては、野菜におきましてはだいこん、にんじん、キャベツ、ピーマン、いちご、メロン、かぼちゃというようなものが考えられているところでございます。さらに、イモ類としましてはさつまいも、ばれいしょ、そしてお茶も、ということございまして、今お話がありましたように、さつまいもの裏作につきましても、今申しましたような作物を組み合わせた形の重点推進品目を掲げておりますので、このことについては積極的に取り組んでいきたいというふうに思います。

○26番（上村 環君） やはり、ビジョンというものをもっと分かりやすい形で隔々の農家まで示していくことが必要かと思っておりますので、早い段階でのそういった取組をしていただきたいと思います。

また、もう1点、農家がやはり畑かんの利用、そういったものの申請に消極的なもう一つの理由であります。ただいま申し上げました松山・志布志の農家の場合が多いわけですが、これは理由として、一回申請をすると水を使う、使わないにかかわらず、半永久的に毎年規定の料金を支払い続けなければならないということになっております。これまでの考え方であります。

利用の方法をもっと弾力的に行う。例えば、賃貸借をしている場合、その年限に定められた3年とか

5年とか、そういった区切った期間の利用についても可能にするといった運用の仕方や、自作の耕地でありましても、永年作物であります茶の場合はともかく、その他の一般作物におきましては栽培品目の転換も実際は行うわけでありますので、そのような実態に即した利用期間と連動した使用申請といったものも可能にしていくことが、畑かんの実質利用の普及につながるというふうに考えております。そういったことについてはどのようにお考えか、お伺いいたします。

○産業振興部長（永田史生君） お答え申し上げます。

ただいま議員の御指摘ありました内容については、現在検討中で、いろんな角度の中で、推進の中で取り組みやすくやるという検討の中で協議いたしておるところでございます。

○26番（上村 環君） やはり目的は、畑かん営農の普及による農業振興ということでありますので、様々な農家のサイドに立った利用の仕方を検討をお願いしたいと思います。

次に、営農指導の強化という観点から、営農技術職員の採用についてお伺いいたします。

行政改革による職員適正化計画によって職員数は年々減少をしていくこととなっておりますが、しかし、行政需要の高まりや変化により、逆に充実しなければならない所は充実させていくことも、地域振興や住民サービスの向上の観点からは必要であります。新たに設置される畑かん推進室には営農技術職員も当然配置されることにはなろうと思っておりますが、しかしながら、現在市には営農専門職員は1人しかおりません。

畑かん営農を積極的に進め、大きな生産団地を築き上げていくためには相当の決意と年月が必要であり、新たに始まる畑かん営農の基盤づくりと、それによる市の農業振興が図られることは市の財政の面からも成し遂げなければなりません。そのためにも、この際、営農技術専門職員を採用する必要があると思っておりますが、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありますように、長年待ち望んできました畑かん事業がいよいよ本格的に生かせるという時が来たということでございます。そのようなことで、今回定めようとしております志布志市畑地かんがい営農ビジョンをビジョンじゃなく、この内容のとおり実現させるというようなことにしまして、まさしく水による儲かる農業の実現を図らなきゃならないということであろうかというふうに思います。

そのようなことで、本年4月から畑かん推進室を新設するというにいたしましたところでございます。ビジョン達成のための問題解決に向けた取組としまして、生産者に対する水利用品目の栽培技術の確立等、専門的な分野もあり、御指摘につきましては十分理解しているところでございますが、限られた職員数の中で職員の増員はなかなか厳しいものがあります。

本市におきましても、今日の厳しい社会情勢や本市の地理的要因等から、なかなか雇用の場が増えていかない中で、畑かんの完成を本市の基幹産業であります農業の飛躍に大きく貢献できるというふうに認識しております。そこで、農業を本市の地域経済浮揚の雇用創出の場として位置付けて、次世代につなげる夢と希望の持てるふるさとの実現を図ることは可能だというふうに考えております。

そのような可能性を可能とするか、否かにつきましてはまさしく人であろうかというふうに認識して

おりますので、そういう観点から、最優先重点施策につきましても、どういう人を配置するのか、御指摘の営農技術員も含めまして前向きに検討させていただければというふうに思います。

○26番（上村 環君） 大崎町にも現在、同じような営農技術職員が2名を配置されております。ただいまの市長の答弁は前向きな答弁だと思って期待をしたいと思います。

次に、本市の農業振興に果たす市の責務ということについて質問いたします。

農家を取り巻く現状は、原油の高騰による生産コストの問題や地球温暖化等による作物への影響など、経営は一段と難しくなっておりますが、そのような中、中国での禁止農薬の使用問題に見られるように、消費者の外国の農産物に対する警戒感や食糧に対する安全・安心志向は更に高まってきており、国内の大手の市場でも国内の産地に目を向け始めてきております。

これまでの外国産との価格競争に限界がある中、国内産としては品質の確保という面で対抗することで活路があるのではないかと思います。本市には7,000ha近い農地面積があり、曾於地区全体では2万1,400haという広大な農業地帯を持っており、志布志港から農産物を積んだトラックが続々乗り込むような一大出荷基地になっていくことが志布志港の将来の目標でもあるわけですが、現実はなかなかその体制になっておりません。運輸業者からも、志布志には戻り値がないということがよく聞かれる言葉でございます。

3町が合併をした時に、農業面のロットの拡大による産地の強化が図られるということがうたわれており、そのことに多くの人が期待をしておりました。総体的に農業者が減少をしていく、そのような中であって、産地づくりを強化するためには、まず生産者や生産団体が一体的な取組をしていくことが望ましいわけですが、現在、市にはJAそおとあおぞら農協という二つの農協があり、各品目における生産・販売は、それぞれに別々の部会方式を採って営農指導や販売事業を行っております。

それぞれに特色があると思いますが、市長としては現況をどのように踏まえておられるのか、そして今後の地域農政はどのようにあるべきかについて、見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志市には豊かな「大地の力」と世界へつながる「海の恵み」、そして心豊かな「人のエネルギー」があふれているところでございます。このことにつきましては施政方針で述べているところでございますが、その中心にあるのは紛れもなく農業であろうかと思います。私は農業の振興なくしては本市の発展はないというふうに考えているところでございますが、これは私だけでなく、旧町時代からもそのようなことから、行政が農業振興を最重点施策として取り組んできたということは誰もが認める事実ではなかろうかというふうに思います。

その3町が合併いたしまして誕生しました志布志市においても、基本的にはその立場は現在も変わっていないところでございます。農家の高齢化という厳しい現実の中で、基幹産業である農業をいかに維持発展させていくのかと、そして儲かる農家をいかにして育てていくのかと、新たな畑かんの利活用をどう図っていくのかということにつきましては大きな課題であると。そして、最重点施策として取り組まなければならないものではなかろうかというふうに思います。

豊かな「大地の力」と、世界へつながる「海の恵み」、そして心豊かな「人のエネルギー」を最大限

に生かしながら、農業を本市の地域経済浮揚の雇用創出の場として位置付けまして、次世代につながる夢と希望の持てるふるさとの実現を図っていききたいということが、私どもの基本的な農業に対する振興の方針ではなかろうかというふうに思います。

そのような中で、今お話がありましたように、J Aそお、そしてJ Aあおぞらという二つの農協が、現在存在しているわけでございますが、それぞれの農協がそれぞれの歴史を刻んでいきまして、独自の農家の育成、そして農協自体の振興をされているというようなことでございます。

私どもはこのことにつきましては、農家の方々、あるいは組合員の方々が、このことについて特段合併をしなければならないというようなことにつきましては、まだ直接声は届いていないようなところでございます。このことにつきましては、その農協があることによって市の行政が偏ってはならないというようなことを肝に命じて取組をしているところでございます。

○26番（上村 環君） やや消極的な答弁のように感じております。

J AそおもJ Aあおぞらも、それぞれ主体とする農産物にはウエイトに違いがあります。そお鹿児島農協では畜産が高いウエイトを持っているのに対し、あおぞら農協は茶が大きなウエイトを持っていると思っております。ともに、その部門にあっては全国に誇れる産地になっていると思います。また、畜産やお茶のみでなく、ほかの品目についてもそれぞれ価格の格差や取組に違いが見られます。経営的に見ても、J Aそおは合併をして以降、財務基盤的には強化されたものの、広域ゆえに生産・販売においては課題があります。一方、あおぞら農協は単農ではありますが、持ち味を生かした優れた営農方針や技術指導を持っております。

そのような現状を踏まえながら、今後の市全体の農業振興という観点から見たときに望ましい方向としては、両農協がお互いに持っている特性と能力をともに出し合い、協力しながら相乗効果を高め、総体の農家所得をともに高い水準に移行していくということではないでしょうか。

金融機関や国内の一流といわれる企業でも統合や業務提携をするなどして、お互いの弱点を補い合う形で業界での生き残り、そしてトップを目指しています。志布志市の農業を国内に誇れる産地にしていくために、農協間の垣根を超えて生産農家の一体感が醸成されていくことは望ましく、行政はその掛け橋となる役割を果たすことが求められているのではないかと思います。

再度、その点について組合員からの声、そういったものの直接は市長には届いていないということですが、やはり方向としてはそうあるべきだと私は思っておりますが、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） この二つの農協の合併につきましては、従前にも質問があったようなふうに記憶しているところでございます。その際にも、基本的には組合員の方々が決めることだというようなふうにお答えしているというふうに思っております。このことにつきましては基本的に変わらないということでございますが、今お話がありましたように、J Aも、例えば全県的あるいは大隅半島全域というような合併の構想も持っているようでございます。

そのようなことが今後具体的に進むとなれば、お互いJ Aそお、あるいはJ Aあおぞらの組合の方から、あるいは組合員の方々から私どもの方に、このことについてなんらかの形で尽力してほしいという

ような要望が来るのではないかなというふうに思っているところでございます。そういういった流れを見極めながら、私どもとしましては対応していきたいというふうに考えます。

○26番（上村 環君） 私の質問のとらえ方を市長がどのようにとらえたかということですが、合併をした方が良いということではありません。お互いの持っている力、特性というものが生産者の中にも一体感として醸成をされて、それが産地の強化につながるということであれば、農協の合併は様々な課題が多くてなかなか困難であろうと思います。当然、組合員の意思を尊重して最終的に決定するものであります。

しかし、市の農政と、市の農業振興という観点から、このままで良いのかという問題提起をさせていただいたわけでありまして、やはり栽培技術、営農指導、販売における情報交換、そして有利販売につなげるといったことにおいては、心を一つにしていくということが、やはり市はそのための掛け橋となるいろいろな取組、そういった支援をしていく必要があるのではないかと考えております。

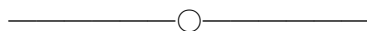
本市の農業振興という観点から再度、志を最後にお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話がありましたように、それぞれの農協ですばらしい面があると、そのことを大いに伸ばしながら本市の農業振興に役立てなければならないということについては、まことに異論がないところでございます。そのような取組が近いうちに、もしかしたら出てくるかなと、畜産の面で出てくるかなというふうなふうに考えているところでございます。

私どもとしましては農業振興をしながら、この新市の振興をしていかなければならないということは大命題でございます。そして、畑かんが始まっていくとなれば、そのことにつきましては産地の確立と、銘柄確立というような大きな課題もなってくるかというふうに思います。そういう面からおのずと機運が高まってくるのではなかろうかなというふうなふうに私自身も期待するところでございます。

○議長（谷口松生君） 以上で、上村環君の一般質問を終わります。



○議長（谷口松生君） ここでお諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会とします。

明日は、休会といたします。

明後日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。日程は一般質問です。

御苦労さまでございました。

午後4時11分 延会

平成20年第1回志布志市議会定例会（第5号）

期 日：平成20年3月14日（金曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

八久保 壹

上野 直 広

小園 義 行

下平 晴 行

日程第3 議案第41号 志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 発議第1号 道路特定財源の確保に関する意見書の提出について

出席議員氏名 (32名)

1番	下平晴行	2番	西江園明
3番	丸山一	4番	八久保壹
5番	玉垣大二郎	6番	坂元修一郎
7番	鶴迫京子	8番	藤後昇一
9番	迫田正弘	10番	毛野了
11番	立平利男	12番	本田孝志
13番	立山静幸	14番	小野広嗣
15番	長岡耕二	16番	金子光博
17番	林勇作	18番	木藤茂弘
19番	岩根賢二	20番	吉国敏郎
21番	上野直広	22番	宮城義治
23番	東宏二	24番	宮田慶一郎
25番	小園義行	26番	上村環
27番	鬼塚弘文	28番	重永重久
29番	丸崎幹男	30番	福重彰史
32番	谷口松生	33番	若松良雄

欠席議員氏名 (1名)

31番 野村公一

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市長	本田修一	副市長	瀬戸口司
教育長	坪田勝秀	総務部長	井手南海男
企画部長	持富秀明	市民部長	嶋戸貞治
福祉部長	蔵園修文	産業振興部長	永田史生
建設部長	宮苑和郎	松山支所長	白坂照雄
志布志支所長	山裾信博	教育次長	上村和憲
総務課長	中崎秀博	行政改革推進課長	溝口敏久
企画政策課長	萩本昌一郎	財務課長	溝口猛
市民課長	竹之内宏史	環境政策課長	立山広幸
農政課長	仮屋正文	畜産課長	中崎章文
耕地課長	上原登	水道局長	徳田俊美
会計管理者	楠川昭博	農業委員会事務局長	大園朗

議会事務局職員出席者

事務局長	徳重昭一	事務局次長	前田泰郎
次長補佐兼議事係長	門岡秀明	調査管理係長	徳田弘美

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により重永重久君と丸崎幹男君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可いたします。

4番、八久保壹君。

○4番（八久保 壹君） おはようございます。

一般質問の最終日ということで、トップバッターを賜りました。非常に最終日として責任があると思いますので、通告に基づき質問を展開していきます。

まず最初に、住民サービスへの対応についてであります。

志布志市が誕生して2年が過ぎました。さんふらわあ撤退問題、アピア問題、指定管理者制度による保育所問題、それから国民宿舎ダグリ問題等々、市民を巻き込んだ解決を迫られる大きな課題が山積し、旧町時代とは比べものにならない、また予測もできないような課題が多発してきた2年間であったと私は認識しております。

さて、本田市長は、新市の初代市長として選任され、旧3町をまとめ、新市の発展と活性化へ向けて取り組んでこられたわけですが、平成18年第1回の志布志市議会の定例会で、市長として初めての所信を表明され、選挙戦では多くの市民の皆さんの声を謙虚に受け止め、市民のための市民に開かれた、そして市民の目線に立った行政という思いや願いを肌で感じ取ったと言われ、輝く志布志市を築く礎になろうと強く心に誓ったところであると、基本的な考えを述べられました。私も市長と同じ時に市議会議員になり、これまで2年間、志布志市の発展を願ってきたわけではありますが、改めて市長の所信に対する見解を質すということは、市長が述べられた施政方針が職員にどれだけ伝わり、そのことで市民に対して、市民の目線に立った行政サービスが実施されてきたのか甚だ疑問に思うからであります。また、新市のまちづくり、「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」は、その計画はどのように生かされ実施されていくのか、また現在までの成果はどうだったのか、市民はこのことに注目をしております。志布志市の活性化へ向けた将来像が志布志市の基本構想の中で示されており、その実現へ向け、そのことを誠実に実施していくことが行政に携わるトップの市長をはじめ、職員に課せられた第一の使命であると確信しております。また、市民から負託を受けた我々議員にも同じような課題が課せられていることは言うまでもありません。

このような観点から、市長の認識である住民の目線に立った市民が望むサービスにどうこたえたのか、まずこのことを伺って、順次質問を展開していきます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

八久保議員の質問にお答えいたします。

市民が望む住民サービスについて、どのような対応をしてきたかというような御質問でございました。お答えいたします。

市民の方々が望まれる住民サービスへの対応の在り方につきましては、迅速かつ確実にを行うことが基本であろうというふうに考えます。迅速な対応という点につきましては、行政が行う業務は法規・法令にのっとって処理しなければならないことや、予算に基づく執行を行わなければならないこと等の制度上の問題から、住民の方々に満足していただけない部分もあるかと思いますが、この点につきましては御理解をいただきたいと考えております。また、たらい回しや中途半端な対応とならないよう、常に住民の視点に立った物事を判断し、対応するよう、今後も職員を指導していきたいというふうに考えております。職員の接遇、マナーにつきましては、現在、各部署において、朝のあいさつ運動を行い、さわやかな笑顔と態度で住民の方々に接することができるよう努めているところです。また、市独自の研修や県自治研修センターにおける研修等においても、接遇、マナーについて研修の機会が設けられているところです。今後も、更なる接遇、マナー向上に向け、研修体制の充実を図りたいと考えております。

○4番（八久保 壹君） 住民サービス、それからたらい回し、そういうことについてですね、職員を指導していくということでありました。

もう一つ、伺っておきます。

先日の岩根議員のマニフェストに対する質問で、自治体のサービスは時代のニーズに合わなくなってきたと答弁されました。そこで、合併して旧町時代と比べて、どのようなサービスが向上したのか、あるいはまた低下してきたのか。また、職員に対する市長の方針はどのように伝えられ、職員はどう認識し、このことを、この2年間で変化したのか否か、この2点について、市長の認識を伺っておきます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身、市長になりまして、そして職員には、まず市長になった時の訓示というものをしたところでした。そして、今、議員からお話がありましたように、市民のために、市民に開かれた、市民の目線に立った行政をしていくんですよということを、まずもってお話したところでございます。そのことをいつの機会におきましても、例えば部長会ないし、それから毎月行います朝礼におきまして、そのことを基本として、職員に対しましては、職務に精励するよう話をしているところでございます。職員におきましては、合併直後、新しい人間関係の中で、新しい職場の中で仕事をしなきゃならないということで、かなりの緊張感があつた形で、合併直後の職務に就いていただいたんじゃないかなというふうに思っております。しかしながら、市民の方々にとりましては、まさしくそのあたりが関心の最大たるところではなからうかというふうに思うところでございます。市になって、旧町時代と違って、市のサービスはどうなるのか、あるいは職員の対応はどうかということが最大の関心事であろうかというふうに思いますので、このことにつきまして、市民の方々がそういった観点から職員の方々を見つめておられるんですよということを常々お話をしながら、そのことについては取り組んできたところであります。

そのようなことから、職員におきましても十分認識していただきまして、対応につきましては、基本

的には迅速かつ的確、そして丁寧かつ親切な対応がされてきたというふうに考えております。

○4番（八久保 壹君） 認識といたしますか、これはいろいろな見方があると思うのであります。

そこで、先日、2日前ですね、平成20年度の係等の見直しについての発表がありましたね。これは行革会長の取りまとめで、組織の実質的なフラット化のために不可欠であるグループ制の導入に対して、市の積極的な対応を強く要望するというようなことが出ております。このグループ制については、この前のこの20年度係等の見直しの中で、教育委員会、市長部局外ですか、である教育委員会については、グループ制を見直すというようにうたわれていたんですが、市長部局については、まだ何らそういうのがうたわれてないわけですよ。この中で、そういう行革会長の取りまとめの中で、そういう要望がありました。これについてどう考えるのか、どう今後やっていくのか、そのことについてちょっと伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併直後より、この行財政改革につきましても、積極的に取り組んでいるところでございます。そのような中で、行財政改革大綱に基づきまして、行財政改革推進委員会に様々な形で諮問をいたしまして、そしてその答申をいただいているところでございます。

今ほどありましたように、20年度におきましては、部制を廃止して、課制を設置するというようなことで、そしてその中でグループ制導入ということについても触れていただいたところでございました。そのグループ制導入につきましても、私どもは20年度につきましても、できる部署から取り組みながら、21年度に向けて本格的に全庁的な取組にしていきたいというふうに現在考えているところでございます。

○4番（八久保 壹君） グループ制の導入については、今年からということであったんですが、21年度へ向けてやっていくということでもあります。

そこで、なぜこういう質問をしたかといいますと、やはり縦割り行政の弊害というのを私も感じております。ということで、2つの例を挙げて質問を展開していきたいと思います。

昨年の9月議会では、旧町時代の町道が全線市道として認定されましたね。有明町は、旧町時代には環境整備課があり、町道や集落道、農道等について、住民の要望にこたえてきていました。旧町時代の町道の維持管理について、自治会長さんなどが要望しますと、よく対応してくれておりました。ところが、現在は市道でもなければ、今見直しがされて、市道になって、廃道になった所、それから旧町時代に同じように町道が廃止されて、それが農道でもなければ、市道でもない、集落道でもないというような幽霊みたいな道路になっている所があります。しかし、現在はその道路を使って、いろいろな生活に使っているわけです。こういう所を行ってお願いすると、ある課に行きますと、すぐ台帳を見て調べて、いやこれはもう市道ではありませんと、なら何になっているか、昔の町道でもありませんというようなことでやって、そうしたら農道かということで、農業関係の方にも回ってみますと、いやこれは違いますというようなことで、手が付けられないような状況になっているわけです。こういう住民が使っているということは、先ほどから市民の目線に立ったということは、市民はそれを望んで、要望してきているわけですよ、市民の目線に立ったということは。ところが、市長の方針が伝わっていないのか、市

民に立った目線ではなく、行政の立場からのそういうサービスをやっているんですよ。というようなことがあったものですから、これは一例ですが、こういうことが、ぜひ、私はこの今、21年度へ向けて進めていくんだということになっておりますので、しっかりと市民の目線に立ったサービス、市民が生活に対してどのようなことを望んでいるのか、このことをしっかりと把握してほしいと思います。そして、それをすることが、後でも述べますが、市民が合併して良かったということにつながっていくのではないかと思います。そのことについて、市長の考えを聞かせてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今ほどありましたように、旧有明町では環境整備課というのがございまして、公共施設等の維持に関すること、農村環境改善対策事業に関すること等を事務分掌としておりまして、その業務の中で町道・農道等の補修、草払い、防犯街灯の維持管理、簡易水道事業、下水道事業の業務を行ってきたところでもございました。

合併いたしまして、これらの業務につきましては、新市ではそれぞれの担当になったということでもございまして、市道の維持管理につきましては土木課の方で、そして農道の維持管理につきましては耕地課の方で、林道の維持管理につきましては林務水産課の方で、それぞれ対応してきたというようなことでもございます。今お話がありましたように、市民の方がある路線についての御相談があったときに、その担当の部署でない所に御相談に行かれたのではなかろうかというふうに考えるところでございます。そのようなふうに市民の方々が御相談に来られたときに、他の課が担当する事務である場合には、相談に来られた市民の方を担当する課まで案内するというような形、あるいは別な形でおつなぎするというのを、その職員が積極的に対応するようということにつきましては、かねてから指導をしているところでございます。今お話があったような形であったならば、更に今後とも、その対応につきましては指導をしていきたいというふうに思います。

○4番（八久保 壹君） 一例ですが、もう一例だけ挙げて質問をしていきます。地球温暖化で各地に思いも寄らない災害が発生しています。そういう中で災害に対する備えは、住民の命と財産を守る上でも大事なことは申すまでもありません。新市になり、2回ほど大きな水害が発生しました。そういう現場を見て回りましたが、今回は子供たちの命を守るという観点から一例、もう一つの例を挙げて質問をいたします。

場所の特定は今のところできませんが、宅地の中に野井倉開田の排水路が通っております。そして、その周辺は、ということは、そこが一番低い所であります。そして、その周辺には茶園が広がっております。そして、水害の時、2回ほど行きましたが、水がいつぺんに流れてきて、住宅の中を通過しておりますので、3家族がこの水路を挟んで生活しております。そこに子供が5人、1人はもう中学校を終えて高校になっておりますので、6人本当はなんですが、生活道路として使っているわけです。生活的に自宅ではありますが、やっているんですよ。そして、大雨のために、この水路に架かった橋、あるいは橋を造っている土砂が流れて、そしてそのあおりでちょっと脇の方の土手も崩れております。そして、水害後にまた行ってみましたら、板の橋が架かっております。ここを子供さんたちが自転車に乗ったりしながら通っているわけですね。市長は、日本一の子育てのまち、そして子供たちは宝である、私たち

もそう思っております。そうあってほしいと思う。しかし、このことについて要望に来ましたが、担当課は、これは自宅を通過して、そして野井倉開田の水路であるということで受け付けてもらえませんでした。そしてまた、野井倉開田の方に、土地改良区にお願いに行ったら、これはもう何年も前からあって、後で家を建てたんですよというようなことで、取り合ってもらえませんでした。しかし、私はそれでいいだろうかと思っております。ということは、ここに市長が一番、志布志市の今からの未来を託する子供たちが5人もいます。今、卒業して、6人おったのが5人になりましたが、こういうことを考えたとき、とにかくそういう話を聞いたら、行ってもらって、すぐ行ってもらって、そして見て、できることは何か、そういう所にできることは何か、そういうことをやるのが、私は市民の目線に立ったサービスではなかろうかと思うんですが、こういうことの意味徹底といいますか、市長の方針、そういうのはなかったんじゃないかと思うんですが、こういうことをやっていくことにつながっていけば、先ほども言いましたように、志布志市は行政、もちろん職員もみんなで一所懸命になって子供たちを守るんだという、そういうあれが見えてくるわけですよ、取組が。どうですか。これはもう途中で本人たちが危ないからということで、また土手をついてやっておられます。また、多分、今年の水害が出れば、また崩れてくる可能性もあります。だから、このことについては、また後でいろいろと説明もして、取り組んでいきたいと思いますが、これはなかなか難しい問題でもあろうとは思いますが、こういう目線に立った行政サービスということで、市長の見解を伺っておきます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの件につきましては、私自身は、このことについては報告ないしは検討材料として、私の所まで上がってきてないところでした。しかし、今回改めてこのことについてお伺いしまして、関係課とも、どういう状況か調査させていたところでございます。また、今、御指摘がありましたように、私自身もその現場を拝見させていただきまして、今後こういった形で対応できるか検討させていただきたいと思っております。

○4番（八久保 壹君） 対応していくということでありまして。こういうことは、非常に大事じゃないかと思っております。先ほどグループ制の話をしました。ぜひ、今度、21年度に取り組んでいくということを言われました。こういうことを、今、他のところにもいっぱい出ております。災害の跡がこっちの市街地と山間部に行ったときの格差はものすごいんですよ。もう行って通れないような所がいっぱいありますよ。だから、これはサービスの格差ですね。だから、そういうことをやったとき、私も早くして欲しいというようなことを要望してきましたが、なかなかだった。ところが、この辺で近くに木が倒れていたとか、あるいは道路をふさいでいたとか、もう、すぐ誰でも気付きますので、すぐ対応してくれるわけですね。山間部という、そういう時間はかかる所がありますが、やっぱりそういう住民の目線に立ったサービスを心がけてほしいと思います。

このことにつきまして、最後の質問になりますが、市長の取組を聞きたいと思っております。これは、市長はいつも市民の目線に立った行政と言われております。このような対応から考えると、職員に市長の方針が伝わっていないのではないかと疑わざるを得ません。ということで、今のような質問をしてまいりました。新市になり、これまでの対応はできない、しないを前提とした対応だと言わざるを得ないと

私は思っております。このことについて、しっかりと今後グループ制を取り入れていながら、このことについて取り組んでいくという答弁をお願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） 先ほどもお話しましたように、行財政改革の推進委員会の方から答申をいただきまして、そして23年度を目標とした行財政改革に現在取り組んでいるところでございます。そのような中で、私どもはこの新市のサービスというものが、本当に財政が縮減される中で、そして定員適正化計画の中で、職員が減っていくというような状況の中で、多様な市民の方々の要望というものに、いかにお応えしていくかということが最大の眼目になるということでございます。そのような意味合いから、私どもは市というふうに組織が変わったということで、旧町時代の役場職員という意識ではなく、市の職員という意識を持って、職務に精励してくださいというようなことを私自身はお話をしていただいております。そのようなことを、確実に意識として向上していくような話し掛けを当然しておりますし、そして研修についても様々な専門家の方々をお招きしまして、研修に取り組んでいるところでございます。そのような形で、私どものこの市の職員は、全員一丸となって、志布志市の職員としてふさわしい資質がだんだんだんだん備わってきているんじゃないかなあというふうに思っています。そのような意味合いから、この行財政改革大綱の中の、委員会から示されていますものにつきましては、確実に実行すべく、そしてその目的であります、今お話がありますように、職員がスムーズに対応できるような形というものはグループ制ということでありましょうから、そのことにつきましては、先ほども申しましたように、20年度には試行的に取り組める所から取り組んで、そして21年度から本格的に導入していきたいというふうに考えているところであります。

○4番（八久保 壹君） 今、取り組んでいくということをおっしゃいましたので、このことはこのぐらいにしておきます。

次に、選挙公約の実現についてであります。このことについては、岩根議員の方からも先日質問がありました。そして、先ほども言いましたように、他の部署についても同じような縦割りの弊害、住民サービスの低下が出ています。市長が選挙公約とした災害対策、生活環境、安全・安心、住みよいまちづくりと住民サービスの向上を、今後どのようにしていくのかということについては、市民も非常に関心を持って、その成り行きを見守っていると思います。市長も既に2年が過ぎました。そして、岩根議員の方からも質問がありましたが、それについての答弁だけでもいいですから、もう一回、今度はアンケートを取って答えていくというような話もありました。ということで、その実現で、自分でどのぐらい公約が果たされたか、そのことについて伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

新しいまちづくりの取組状況につきましては、市報2月号で主な施策の実践状況についてはお知らせしたところであります。新市の将来像であります、「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」の実現に向けて、それぞれの事業を全庁的に取り組んでいるということでございます。施政方針でも申し上げましたとおり、市民サービスを維持しながらも、可能な行財政改革は大胆に実施し、行政内部からの改革・改善に積極的に取り組んでいくということでございまして、市民のための、市民に開かれた、そして市民の目線に立った行政を基本として取り組んできたということでございます。どれぐらいというこ

とでお話ですが、今回、御報告をさせていただいた内容につきましては、長期構想、目指すべき姿と、そしてすぐに行う重要施策、4年間で行う重要施策というような形に分けて御報告をさせていただいたところでございます。そのようなことから、おおむね私が市民の方々にお話をさせていただきまして、そしてこのような形で取り組みたいというお話をしましたローカルマニフェスト、いわゆるローカルマニフェストの進捗の状況につきましては、計画どおり進んでいるんじゃないかなあというふうに考えているところでございます。

○4番（八久保 壹君） 自己採点ということですので、いろんな見方もあると思います。

次に、共生・協働ということをよく使われます。今、使われるようになってきました。これは伊藤知事が言われたんじゃないかと思いますが、県政推進の基本的な考え方として、情報公開・対話・協働で、開かれた県政をつくるということを重点施策として掲げられ、そして市町村やNPO等と協働を進めると明言され、現在、鹿児島県共生・協働センターを設置し、共生・協働の地域づくりへ向けた取組が始まっております。これは、行政から住民サービスが低下していく現状を踏まえ、地域づくりをはじめ、生活関連にかかわる行政サービスを、民間や自治会、NPO法人なども含まれて、行政ができなくなりつつある住民サービスをこういうところにしてもらおうということでもあります。本田市長も共生・協働の旗印を掲げられております。先ほどのマニフェストの話もありましたが、住民の目線に立った住民サービスの実現のために、行政改革の中の部制廃止が始まり、その中でグループ制の導入が検討されているのは先ほど言いました。私は、このグループ制にしても、サービスはあまりよくなるのではないかと思います。

そこで、岩根議員だったと思うんですが、マニフェストのことで、行政サービスが住民ニーズに合わなくなってきたと言われたんですよね。答弁されました、いろんなことをするんだというようなこと。だから、グループ制と併せて、こういうグループ制を利用した住民サービス、すなわち住民から、自治会等もいわけですので、住民の目線に立った要望というか、先ほど言いました道路の管理のことについても、やるようなそういう施策、予算というのをやっぱり設けて、こういう共生・協働というのは、今いっぱいあります。確かにあります。いろんな所に行きますと、共生・協働はこれだこれだということがありますが、住民の目線に立った共生・協働という、こういうことを考えたとき、私はこのことが必要ではないかと思うんですよ。これがグループ制とともに、このいわゆる共生・協働をしてもらうための施策といえますか、これを進めてほしいと思いますが、その件につきまして導入する考えはないか。他のことであります、住民の目線に立ったサービスということで、生活関連のサービスということで答弁をお願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） 住民の方々は、様々な御要望があり、そして私どもはそのことを受けまして、様々な事業を推進していくということになるかというふうに思います。基本的には、住民の方々が望まれる方向というものを目指していっているということで、現在、そのような形に推進されているというふうには考えているところでございます。しかしながら、行財政改革がなされるということでもありますので、財政縮減という中で、そのことを取り組むとするならば、共生・協働というような形の住民の方々の地域での在り方というものを取組をしていただきながら、共に行政と一体となった安心・安全な、

そして豊かな生活を目指していこうということになるかというふうに考えているところでございます。そのような意味合いから、今申しましたように、共生・協働という形のものがあるということでございますが、基本的には先ほどから言いますように、住民の方々の要望には的確に、そして迅速に対応するというような形で、現在の体制でやっているということで御理解していただければというふうに思います。

○4番（八久保 壹君） 共生・協働についてのやり方として、住民サービスについてはグループ制で取り組んでいくというようなことを言われましたが、これは実際的に県の方でも、あちこちで今、取組が始まっております。行政がやるべきサービスを住民参加の協働でできるということで、今これも多分始まったばかりで、去年ごろからやっていると思います。ぜひ、このことを把握されて、検討されて、住民サービスの向上へつなげていってほしいと思います。

次に移ります。

次は、志布志市の活性化についてであります。ということで、人口問題と企業誘致について質問をしていきたいと思います。そしてまた、提言もしていきたいと思います。

志布志市の活性化につきましては、私はこれまでも毎回のように取り上げて質問をしてまいりました。そして、同僚議員からも同じように多く取り上げられた課題でもあります。私は、志布志市の活性化について、人口増対策と企業誘致という観点から、今回質問を展開し、論争を通じて、市長の力強い答弁を求め、また提言もしていきたいと思います。

一時の繁栄をおう歌している日本民族も、このままの出生率が続けば、文字通り滅亡するしかない。出生率の低下は、私たちの将来に警鐘を鳴らしている。これは人口問題について、ある書物に書かれているものでありますが、このような警鐘は、いろんな書物にも同じようなことが書かれております。私ならずとも、多くの方が認識され、受け止められていると思います。

さて、私は市政を進めていく上で、志布志市が将来へ向かって繁栄していくためには、行政のかなめである人口増対策が長期にわたる最重要課題であると確信しています。今、各地で少子高齢化が進み、過疎化により急激な人口減少が地方の行政を支えられなくなってきて、合併で生き残りをかけるという現象を引き起こした一つの大きな要因とも考えております。この認識は多くの人々にとっても異論はないと思います。子供が減ることの影響は、目の前の現実だけではなく、将来の現実に暗い陰をおとし、市や社会を支える力の衰退、引いては高齢者を支える力の衰退を来たします。人が地域を支え活力が出る、志布志市のそんな未来は、このままではどんどん難しくなるのではないかと考えております。市長は、子供の泣き声が聞こえる志布志市の将来像を願っておられます。市長は、行政のトップとして、少子高齢化がもたらす影響について、どのようにとらえ、認識されているのか。同時に、人口問題は志布志市の行政を進めていく上で、重要であるのかないのか、この認識について伺っておきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

人口増の問題につきましては、議会を通しまして、何回も議員の方々の御指摘を受けているところでございます。人が増えなければ活性化は図れないということは、当然かというふうに考えます。そして

また、その人口の構成の中でも、若者がいなければ活性化はないんじゃないかなあというふうなふうに考えております。そのような形の人口構成、あるいは人口の対策をなす元は、子供をいかにここの地域で産み、はぐくんでいくかということに尽きるんじゃないかなあというふうなふうに考えているところでございます。そのような意味合いから、様々な形で私は子育て日本一のまちというのを目指すというようなことを掲げまして、子育てがしやすい環境、あるいは子供を産んでいただけるような環境というものをつくっていくことに取り組んでいるところでございます。そのような意味合いから、現在、徐々にそのことについて認識していただいているのではなかろうかと、そして私どもは、また別な観点から、人口増というのを考えたときに、企業誘致というような面から、そのことについて条件整備をしていくわけでございますので、そのことが図られますと、地域でのそういった子供が増えていく、あるいは若者が増えていく状況がつけられていくということでございます。今申しましたように、その2点から、人口増については取り組んでいきたいというふうなふうに考えております。

○4番（八久保 壹君） まあ私の認識と同じようなことであります。ほとんどの人もそう思っていると思います。そこで、これは志布志市の推計人口ということで、ちょっと資料をもらっております。平成5年から20年までのでいきますと、最初、志布志市、昔の旧町も含めてであります。平成5年は3万6,776名でありましたが、これが平成20年、これはまた予測になるとは思いますが、3万4,067名ということになります。ということは、5年ごとと、それから市になった時のもあります。どういうことかといいますと、依然として人口は減ってきているわけですよ。5年から10年にかけては488人、それから10年から15年にかけては970名ですか、そして今度は15年から18年にかけては1,196人ということで、18年から20年はまだ確定していないと思うんですが、一応これは55人と減っているわけですね。総体的にいきますと、2,709名が減ってきているということで、もう志布志市の人口はだんだんだんだん減っていくんだということが考えられます。これのことにつきましては、限界集落の話もありました。そしてまた、県も限界集落のことにつきましては、昨日の新聞だったですか、出ております。志布志市、全体の市町村のことを踏まえたことが出ております。そういうことで、やっぱり志布志市もそのことについては、一所懸命、子育てとか人口増対策については、一所懸命いろんな施策をやっております。今度の新年度予算を見ますと、出産祝金も10万円と、第3子につきましては、このことにつきましては後でまた質問をしますが、そういうことで、非常にいろんな所からいろんなものが、いろんな課から、課といいますか、管轄からいろんな、教育委員会からも出ていると思うんですよ、子育て支援とかそういうことについては、だから、全体的にそういうことはやっております。福祉関係の方からもこれはもちろんのことです。ところが、これは市長が申される子育て日本一のまち、これを目指すならば、私はこういうあっちこちばらばら、先ほどグループ制の話もしました。あっちこちからいろんな所じゃなくて、志布志市の玄関、あるいはロビー、そこへ子育て支援じゃなくて、人口増対策プロジェクト室ですか、何かそういうのをつくって、市民が来ても、お客さんが来ても、ぱっと見たら、ここは日本一を目指しているんだなというようなことをアピールするべきではないかと思うんですよ。そうすることによって、先ほどのような人口減少が目に見えてきておりますが、これに少しでも役立ってくるのではないかと。これは一元化した方が分かりやすいですよ。そして、今、この前、志布志市で女性関係

の、男女共同参画のことについてのあれがありました。これは、大人の人たちがいっぱい入っております。50代、60代、40代、これは子育てを終えられた方々なんですよ。産む方をですよ、今から増やす方をですよ、ということになったら、もう私たちは子育てにはかかわりはないですよじゃなくて、こういう人たちも取り組んで、市全体が子育て日本一を目指しているんだというようなことで、どういう方向になるかは私も分かりません、専門ではないので。こういうことについて、ひとつ統合した、そういう対策室なりを設ける考えはないか伺っておきます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお話ししましたように、人口増ということを見るとするならば、多方面にわたって、そのことについては課題があるかというふうに思います。例えば、今申しましたように、じゃあ子供を産む環境はどうなっているの、あるいは育てる環境はどうなっているの、あるいは産み育てていただく方々の生活環境はどうなの、あるいは雇用の条件は整っているのといった形で、様々な観点から、このことについては取り組まなきゃならない問題だというふうに思います。そのような意味合いから、それぞれの担当の方で、現在、そのことについては取組をしております、そして、事業として推進しているという状況でございます。特に、人口増のための、そういった対策室みたいなもの、あるいは係みみたいなものを設置ということをしなくても、私どもは市全体としましては、そういったものを目指していっていると。子育て日本一のまちづくり、あるいはサンサンひまわりプラン等を通じました共生・協働のまちづくりというようなものをしていながら、市全体として、そのことについては取組をお願いしているというようなことに、現在なっているというふうに考えているところでございます。そのようなことから、今お話がありましたように、何かアピールするような看板等のものというものについては、もう現在考えてはいないところでございます。

○4番（八久保 壹君） 現状のままで進めていくというような話でありました。残念ですが、そういうことを、ただその看板だけは、ぱっとして、どこでも目に付くように、お客さんが来ても見えるようなことをやってほしいと思います。

次に、出産祝金について、小野議員から見直してはどうかという質問がありました。私は違った角度から質問をしていきたいと思えます。

まず、志布志市にとりまして、市長に伺いますが、第1子が大事なのか、第2子が大事なのか、第3子が、あるいは第4子が、志布志にとって大事なことか、このことについて伺いたいと思えます。

○市長（本田修一君） 私どもにとりましてというよりか、子供が生まれる家庭にとって、その子供が何番目かということにつきましては、どの子が大事かと、どの子が一番うれしいかということではなからうかというふうに思います。私どもが第3子ということで御提案申し上げているのは、人口増というような観点から、少しでもそういった方々が喜んでいただける環境というものをつくっていききたいというようなことで、こんなふうに御提案申し上げているところでございます。

○4番（八久保 壹君） まあ、こういう話をするとなかなかなんですが、物事の初めはまず第一歩があるはずなんです、何をやるにも第一歩がないと第二歩はないわけですから。そのことを考えたとき、例えば人口増といいますか、これはもう市の考え方になるんですが、個人的な家庭における出産、これ

については、最初、結婚して、非常に不安があると、女の方については特に不安があると思うんですよ。なぜかといいますと、産んでいいものか、育てられるかとか、それから病気になりはせんだらうかというように非常に不安があるわけですね。そして、そういう中で第1子が産まれてくるわけですよ。私は、この時、自分の家の話をするとあれなんです、やっぱりうれしいですよ。自分の家の孫が生まれたら、もううれしいですよ。万歳、万歳と言いますよね。そして、出産祝いもします。ということは、第1子がまずなければ第2子がないわけですよ。そして、第2子がありますと、もう御婦人にとっては、大分慣れてきたわけですね、出産に対する。ということは、第3子につながる可能性があるわけです。第1子がしかりです。第1子の経験があれば第2子、一歩目ができたから二歩目、二歩目があったら三歩目になってくる。だから、この出産祝金は、小野議員の方からも見直せというような話がありましたね、第3子だけじゃなく。私もそう考えます。だから、本来的にいえば、第1子に10万円というようなことになるんですが、また今、市長がおっしゃいますように、人口増を考えているんだ、第3子、第4子が生まれてきたら、これはまた、ますますいいんだというような話なんですよ。だから、私は、第1子に5万円、第2子に3万円、第3子に2万円、そして良かったなあというようなことの方は、第1子が生まれないことには第2子は生まれませんということを考えたとき、いきなり第2子が始まることは、これはもう不可能なことであります。ということを考えたとき、こういう見直しをする気はないか伺いたいと思います。いかがですか。

○市長（本田修一君） 確かに、一番目の子供がなければ、二番目、三番目の子供はないということは、もう本当然で、一番目の子供につきましては、ことのほかうれしいということ。そして、今おっしゃいましたように、不安があるということにつきましては、私自身も子供がおりますので、そのことについては十分理解しているところでございます。ただ、全子供にということになりますと、平成18年度で279人、平成19年度で263名の子供が誕生しております。これは子供に、例えば今言いましたように10万円、あるいは段階を分けてするということもありませんが、それなりの御祝金を差し上げるということになるとすれば、多額の予算が伴うというようなことございまして、現在、市の政策というようなことで、第3子以降にこの出産祝金については差し上げているということございまして、妊娠されている方につきましては、妊婦の健康診断の公費の負担というものを、今回また増加させていただいたところでした。そして、不妊治療費の助成、あるいは乳幼児の医療費の全額助成というものも、昨年度から設けているところでございます。そして、子供を育てられる方の不安に対しましては、子育て支援センターのファミリーサポートセンター事業とかいうものも取り組んでおりまして、産んでいただいて、そして産んでいただいた後の不安感を取り除くということにつきましては、第3子ということに限らず、第1子からそういったことについては取り組ませていただいているということございまして。

○4番（八久保 壹君） 私の質問は、非常にお金がかかりそうなことで、予算的なこともあるということで、ちょっと実現は不可能だと思いますが、皆さんはやっぱりそういう取組、方向性といいますか、取組が必要ではないかと思えます。このことで、人口増対策で、10年後、20年後の、あるいはこれから続くであろう志布志市の将来は、若者と今の子供たちと、そしてこれから生まれてくる子供たちに託すしかないわけです。このことは、もう今さら申すまでもないということでもあります。我々は志布志市の

活性化の将来を託すためにも、子供たちの産声は欠かせないということをしかりと認識し、見極めなければならないと思います。人口対策は、今後、取りかかっておくことが必要であり、それを今することができるのは、志布志市の初代市長であります本田修一にしかできないわけです。市長の、このことについて最後であります、強い信念を伺っておきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

少子高齢化という言葉がありますように、日本全国、一昨年から人口が減少する時代になったということでございます。そして、この地域におきましては、もう先んじてその人口減というものは、いわゆる過疎という言葉がありますように、長年の長期減少傾向ということの中で、私どもの地域はあるということでございます。そのような中で、私どもの地域が活性化するためには、どのような政策が必要かということ考えたときには、やはり初めからありますように、人口増というような形の政策をとっていかなければ、地域は活性化していけないということは、当然かというふうに思います。今現在、日本全体で人口が減少していくという中ではございますが、関東あるいは中京地帯、そして北九州地帯という地域におきましては、人口は増えている地域も多々あるということございまして、その地域につきましても、その地域をきちんと支えている企業があるというようなことがあって、そしてそのような地域の活性化が図られているというふうに考えているところでございます。私どもはそのようなものを含めて、この地域の活性化のために懸命に努力しているということございまして、そのことにつきましては、先日来お話しするように、来年春、志布志港が新しく供用開始になる。そして、地域の高速道路も整備されて、目に見えた形でどんどん進ちよしてくる。そして、畑かん事業も今回一部通水が曾於南部の方で始まります。そして、東部の方では全面通水というふうになるということで、畑かん事業もいよいよ本格化してくるというようなことで、この地域にとりましては、全国的にも魅力ある地域になるのではなかろうかというようなことを考えるところでございます。そのような意味合いから、私どもの方でも、改めて企業立地の推進の係を設けて、企業の誘致を図っていき、そしてそのような推進をしていき、企業の誘致を図って、そして働く場の創出もしていきたい。もちろん農業の面からも働く場の創出が図られるようなものをしていくということでございます。そして、そうすることによりまして、若者が増えてきて、この地域が活性化していくのではなかろうかというふうに、様々な政策を投じまして、推進を現在図っているところでございます。

○4番（八久保 壹君） 次の企業誘致について入ろうかと思ったんですが、市長もやっぱり私と同じような認識であります。しかし、もう新市が誕生いたしまして2年が過ぎました。ということで、次に企業誘致に移りたいと思います。先ほど申し上げました。市長も同じような見解でありました。やはりこの人口増加を図るためには企業誘致が大切だと。全くそうなんですよね。働く場所があるということが要件になってきます。そして、今言われたように、北九州とかそういう例を挙げられました。私も全くそのとおりです。そういうことで、今2年たちました。ところが、企業誘致の状況はどうなんですか。これは副市長ですか。ひとつ見通しはどうなっているのか、2年間ですね、ちょっとこれについて伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

企業誘致の状況につきましては、議会の度に議員の方からお尋ねがあるところでございます。現在、外部から企業誘致の形で新しく立地が図られた所は無いということでございます。しかしながら、地元の企業につきましては、需要拡大というような形で、私どもの企業誘致のための助成措置を利用させていただきまして、規模拡大をしていただいた所があるということでございます。企業の誘致につきましては、一朝一夕にそのことができるものではないということにつきましては、議員も御理解していただけるというふうに思います。私どもは様々な形でこの志布志市のセールスを行い、そして問い合わせがあった所につきましては、すぐさま対応いたしまして、その企業の内容等を把握しながら、条件整備を今現在行っているところでございます。

○4番（八久保 壹君） まあ2年間、何も無かったと。地元企業が規模拡大のためにやったところであるということ、ということは、全く無かったということでもあります。これはどういうことかといえますと、いろいろな方法で、今、インターネットがありますとか、あるいは広報紙とか、そういうのでやっつけていらしゃいます。これはもう、確かにそれも一つの方法なんです。私は議員になりまして、あちこちで視察をしてまいりました。その中で、今度、大分にも企業誘致として自動車産業が進出してくるそうでありまして、私もまだはっきりとは分かりませんが。そして、北九州にもあります。福岡にもあります。私もトヨタの方にも昔行ったことがあります。こういう所を見てもみると、非常に活気づいております。トヨタのことにつきましては、世界一の生産になるのではないかとというようなことでしたが、これはちょっと何かで、今年は確実に世界一になるんだというようなこともあります。

そこで、いくら待っても来てくれない企業を待つよりか、私はこの自動車産業をただ一本に絞って、こういう対策室というか専任を設けても、このことが企業誘致を全国の自動車産業に向けて、しょっちゅうアタックをしていくことが、私はいろんなことにつながってくるのではないかと思います。いろいろと質問事項もありましたが、私の先の方が大分長くなりましたので要約しますが、やっぱりこういう企業は下請を持っております。そして、関連グループも持っております。ということは、そこに行って一所懸命何回か、お払い箱になってもいいから、門前払いになってもいいから、何回か行くうちに、だんだんだんだん覚えてもらって、やってくるんですよ。そして、この企業誘致、この自動車産業は、今から10年先でもいいです、15年先でもいいです。志布志市の活性化のためには、ぜひ取り組んでほしいことではないかと思います。それが先ほど言いました人口増対策にもつながっていきます。確実にいくと思います。それは取りも直さず、地場産業の育成にもつながっていきます。こういうことを考えたとき、ぜひ、このことを真剣に取り組んでほしいと思いますが、市長、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

企業誘致につきましては、先程来、お話しますように、地域経済の活性化、そして就労の場の確保という観点から、市の最重要課題として位置付けているところでございます。特に人口増対策としましては、若者の雇用の場の確保というものができるということで、そのことにつながっていくというふうに考えております。現在、立地企業や地場産業の支援をして、そして事業拡大に取り組んでいただいたということにつきましては、先ほどお話ししたところでございます。私どもはさらに立地されている企業との懇話会、あるいは企業訪問によりまして、情報交換会をしまして、その方々から情報を得ながら、港

を中心としました企業誘致を進めていくということで、積極的に企業訪問等も行っているところでございます。その中で、自動車関連の、直接自動車メーカーはしていないところでございますが、関連の所につきましても御相談を申し上げているということでございます。お話がありましたように、日本の自動車産業というのは、今後10年も、あるいは20年もというような形で、まだまだ生産拡大が続いていくのではなかろうかというような推計が出ているということについては、私も承知しております。そのような中で、それでは鹿児島県は、あるいは志布志市は、どういった形で対応できるのだろうかということになろうかというふうに思いますが、県の方もこの自動車産業の誘致については、積極的に取り組んでいくというような方向性がとられているようでございます。私どもの志布志市につきましても、先程来、お話しするように、新若浜が来年春、供用になりますと、それらのものを中心とした企業につきましても誘致を図っていきたいということについては、切に考えているところでございます。さらに、もしいろんな形でその自動車関連が来るとなると、やはり土地だということでございます。そういった、誘致したときに、その工場が設置される土地はあるのかということでございます。そして、そこに働く人はいるのかというようなことが大きな課題になります。そして、大きな要素としてあるのが水だというふうにいわれております。私どもはこういったことを今、いろんな形で接触がある、あるいはこちらから接触を求めている企業につきましても、先ほどもお話ししましたように、様々な条件を整備しながら、誘致に取り組んでいるということでございます。

○4番（八久保 壹君） 今まで2年間、何をしていたんだろうかというようなことで、いろいろと私は私なりに模索してきたわけでございます。その中で、今、自動車産業の話もしております。これ一点に絞りたい。ということはどういうことか、先ほど言いました、大手企業であります。もうビッグ企業ですね。ということになれば、グローバルといいますか、ああいう企業は下請を持っています。関連会社があります。それにつながるいろんな会社があります。ここを一点に絞ることで、いろんな情報が出てくるわけです。先ほど、市長も自動車産業について、県にもどうのこうのとおっしゃいました。ところが、この鹿児島県の中でも、やはり企業誘致が欲しいという所はいっぱいあるわけですよ、どこもある。ただ、今、残念ながら、この2年間、何もできなかった、誘致ができていないことは何かということをお私に考えたとき、やりました、そういう発信をしました。来てくれるであろうということで、こういう感じで待っているんです。手をこまねくといいますか、こういう感じ。ではなくて、この一点に絞ってやっていったらどうですかということをお、今、訴えているんですよ。そうすることによって、自動車産業では今度は土地があるのか、働く人が果たしているのか、そんなことを考える暇がありますか。ここは今、何が欲しいんですか。人口増をやらなくては、志布志市の行政のあれもやっつけなければなりません。また、どこかと合併を早くせんないかんようになりますよ。というようなことでやっているわけです。だから、これを、こういうのを一点集中でやることによって、いろんな情報が入ってきます。それを志布志市が鹿児島県の中でも一番一所懸命やっているんだということが、県も来たとき、おおっ、志布志市は港もあります、先ほど、港の私もこのまた関連で、港のことについてもそのことで自動車産業、しかも積出港がちゃんともう出来上がっているわけですよ。このことにもやっていかなければいけないということになったとき、やはりいろんなことを、あれもよかこれもよかではなく、一点集中でや

っていきますと、これは全国に企業はありますから、自動車産業は。そういうところで、いろんな情報を得ながらやっていくことは、他の企業誘致にもつながっていくのではないかと思います。それが自動車産業は、今言いますように、今から5年先、10年、まあ5年でその企業誘致ができる、これはもう万々歳です。そして、土地はその時考えたらいいんですよ。人間もその時考えたら、どんどんどんどん帰ってくるんですよ。そして、農村の限界集落があります、ここにも、志布志市にも。そういうのは昨日の新聞に出ております。こういうことの過疎化にも、ある程度歯止めがかかってくるのではないかと思いますよ。そういう所に、若い人たちが、お父さん、お母さんたちのおる所に帰ってくる、ということ、やはり目指して、そういうことを後ろに背負って、やっぱり企業誘致も進めてほしいと思うわけです。市長、後のこともありますので、私はいろんなこの企業誘致一点集中主義でやることによって、いろんな指標が出てきます、枝葉が。その中からでもいいから、ぼちぼちぼちぼちやってきて、さあというとき、先ほども言いましたように、志布志市はものすごく自動車産業にやっちょるよなぞというような話があっちこちに伝わって、そのことでその企業のトップがいろんな情報を持っているので、志布志市を紹介されたら、やはりもっと早くできたのではないかと思いますよ。だから、このことについて、もう最後に、このことでは最後になります。積極的にプロジェクト、そんな大きなプロジェクトじゃなく、1人でもいいわけです。そして、一所懸命頑張ってもらいたいと思いますが、こういうプロジェクトといいますか、それをつくっていく気はないか伺っておきます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

来年度から企業立地の推進の係を設置するということにしたいというふうに思いますので、その係を中心として、今お話がありましたように、自動車産業ということは、本当に日本の中で、この分野が際立って日本全体の振興になっているというようなことをございます。そのことが私どもの地域にも波及してくるような形であればいいというふうには、常々考えており、そのことについても積極的に取り組んでいるということをございます。今後、更にこのことにつきましては、一所懸命取り組んでいきたいというふうに思います。

○4番（八久保 壹君） 次に移ります。

私が質問してきたことは、大分関連が出ておりますけれども、引き続き質問をしてまいりたいと思います。志布志港湾の機能充実についてであります。これにつきましては、合併後の志布志市の市民は、今、何を求めているのか。その意見や要望が多岐にわたり、取扱いに苦慮をしているのが現状ではないかと思います。そういう中で、市全体の活性化につながる政策については、多くの市民にとっても異論はないと確信します。そこで、合併後の新市まちづくりの計画に何を望むかというアンケートを踏まえ、志布志市の輝く将来像の中の一つである志布志港を中心とする活性化による志布志市全体の活性化を図るという将来像といいますか、それについてちょっと伺っておきたいと思います。

まず、志布志港に国際交流センターを設置してはどうかということでもあります。これはもう皆さんも御存知のとおり、間もなく港が開港します、新港が。志布志港は中核国際港湾であります。新港の完成により、今後は人と物の交流がますます盛んになることが予想され、同時に外国からの交流人口も当然増えてくるのが期待できます。志布志港に港湾商工課を設置することは、志布志港振興対策等調査特

別委員会による調査結果が示され、これを踏まえ、12月議会で同僚議員が質問をされました。私も前からそう思っておりましたが、志布志市が国際交流を掲げるならば、港湾商工課と国際交流センターを港に設置することが、志布志港を内外に発信する、それにふさわしい場所であると思っています。サッカーフェスタとプロスポーツの誘致、将来の港の活性化を考えたとき、ぜひ必要な志布志市の顔であると確信します。12月の同僚議員の質問に対して、その後の市長の答弁がありましたが、考え方に変化はないのか、あるいはこの国際交流はどういうことを目指すのか、そのことについて伺っておきたいと思っています。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成9年度から整備が進められてきました志布志港新若浜地区におきまして、多目的国際ターミナルがよいよ来春から一部供用開始になるということで、中核国際港湾として今後大きく発展してくるといふふうに期待するところでございます。

大型化や便数増によりまして、外貿コンテナの貨物船の入港によりまして、志布志港を訪れる外国人の数が大幅に増加されると予想されます。そして、国際ターミナルとしての機能充実が必要とされまして、観光、文化交流をはじめとする国際交流拠点として役割を果たしていくことも求められておりますが、国、県、隣接市町や関係機関と連携しながら、このことにつきましては、必要な機能の充実に今後努めていきたいというふうに考えています。

また、この志布志港を核としまして、新しい発想と企画で、人・物・技術・情報の交流による国際交流と、新産業興しをテーマに、SHIBUSHIプロジェクト推進会議を設置しておりまして、新たな可能性調査、研究などを行っております。

○4番（八久保 壹君） 答弁をいただきましたが、港湾商工課の件につきましてはやっていきませんが、国際交流の考え方として、どんなことを考えているのかということでありましたが、これもやっていると、また非常に長くなりますのでやめますが、志布志市の特性の中で特筆すべきことは、海外へ大きく開けた海が広がっているということであります。この海を最大限に活用するために、大型港湾整備事業ということであります、大型港湾整備事業が進んでおります。これは都城は、あるいは小林、あるいは鹿屋、この辺の市町村でも、曾於市もそうなんです、こういう大型港湾をいくら懇願しても、これは他の所では不可能なことですよ、海がないから、そういう。ということは、これらの地域の人々も、今後の志布志港の発展には大きな期待を寄せております。すなわち、志布志港は志布志市だけのものではないということでありますよね。九州の発展に、いわゆる責任を担っている施設であるということであります。だから、志布志市だけのことを考えたら、先ほど港湾商工課の話もちよっとしましたが、国際交流センターというのがここにあります。それから、ちょっと忘れましたが、誰がしたのか分かりませんが、やはり曾於地域から県の施設がだんだんだんだん撤退していく中で、志布志市には何も無いがねというような話がありましたね。質問がありました。全くそうなんです。だから、せめて国際交流センターを起点として、この先ほど言いました大隅地方を巻き込んだ交流センターという考えからすると、私は港にこういうのを造ってもいいと。それを起点にして、そして輸入・輸出、あるいは荷さばきとか、いろんなそういう情報関係をここに集めるべきだと思うんです。どうですか、変わらないで

すか。ひとつ伺っておきます。

○市長（本田修一君） 中核国際港湾として整備が進んでいる新若浜港が、来年春、供用開始になるということで、そのことで現在よりはるかに国際交流が必要というようなふうになるかというふうに考えます。現在、私どもといたしましても、そのことにつきましては、国・県と、それから関係市町と取組をやっているということでございます。市自体もこの国際交流につきましては、様々な観点から取組を、国際交流というような観点から取組はしているところでありまして、港を中心とした形の国際交流ということにつきましては、先ほども申しましたように、SHIBUSHIプロジェクト推進会議でやっているというようなことでございます。

○4番（八久保 壹君） まあ、なかなか財源の厳しい中で、そういうのはできないと思いますが、これはやっぱり県にもお願いして、いろいろとやっぱりこういう志布志市だけだとすると、なかなか難しいですね。そして、もう一つ、市長、これは忘れてはならないと思うんです。さんふらわあ撤退問題では大隅地方、それから都城、いろいろな人たちと一緒に大阪まで行って、撤退阻止に一所懸命になりましたね。ということは、志布志港は、先ほど言いましたように、志布志市だけの財産でもないし、勝手にできないわけですね。ということは、そういう所にも門戸を開いて、皆さんもひとつこういうのを造りますのでどうですかと、県に対して一所懸命になりましたということ、私はこれをして、話をしていくのも、さんふらわあが撤退を撤回したお礼にもなると思うんですよ。そういうやっぱり心持ちで取り組んでほしいなあということでもあります。思っております。このことについては、まだ平行線をたどっていくと思いますので、また今から私も勉強して、どうあればいいかということについて、また他の機会に提言もしていきたいと思っております。

次に、トラックターミナルセンター、これは基地の整備についてであります。

志布志港の機能の充実を図る上で、避けては通れないものの一つとして、港湾貨物の陸上輸送を担うトラックターミナルセンターの設置が欠かせません。各社、小さい施設は、それぞれにあります。増加する貨物量と多様化する種類、これに対応する物流拠点として、内外への待機貨物等、相当量が予想され、港湾機能がまひすることも十分予想されます。そこに出入りする人の交流も大きく、ここで働く人たちも多く必要となります。このことは鹿児島市の谷山港周辺を見るまでもありません。港湾事業に基づく港湾機能の充実のため、トラックターミナルセンター、これは基地といいますが、の設置を県に求めていく気はないか答弁してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、志布志港の取扱貨物量につきましては、平成18年度で1,029万tで、内訳としましては、外貿の貨物が352万t、内貿の貨物が677万tというふうになっております。また、外貿コンテナ定期航路が、台湾～香港航路、台湾～フィリピン航路、韓国航路及び中国航路の4航路がございます。合計で週8便の運行となっております。

国内の定期航路につきましては、大阪航路、東京～沖縄航路及び沖縄航路の3航路があります。大阪航路につきましては、毎日運行しておりまして、その他の航路につきましては、2週で6便の運行となっております。

このような中で、外貨貨物の352万tにつきましては、その約99%がトウモロコシを主とする配合飼料原料の輸入となっているところでございます。この飼料原料の輸入につきましては、在来船とコンテナ船による輸送体系がでございます。

まず、在来船による輸送体系でございますが、各サイロ会社が専用岸壁を有しておりまして、船を岸壁に停泊させ、船から直接サイロへ搬入するシステムになっております。

また、コンテナでの輸入につきましては、外港地区で荷下ろしした後、隣接する若浜地区への各サイロへ搬入するシステムであります。

このように、志布志港は港湾施設内に港を利用する関連企業が立地しているということが最大の特徴でありまして、かつ長所であるというふうに考えております。

また、内貨貨物の677万tにつきましては、その約75%がさんふらわあによる輸送となっているところでございます。さんふらわあの輸送体系につきましては、まず志布志港から大阪南港への貨物であります。各運送会社がそれぞれの荷主の集荷に行きまして、午後6時までの出港に間に合うように、さんふらわあの岸壁へ向かい、そのままさんふらわあに乗り込み、大阪南港に向かうということでございます。

次に、大阪南港から志布志港への貨物でございますが、大阪地区で同じように集荷作業が行われ、志布志港へ入港した後、トラックはそのまま目的地に向かうということでございます。

このような状況から、議員お尋ねのトラックターミナルセンターの整備につきましては、現在のところ、計画はないということでございます。しかしながら、来年春に新若浜地区の一部供用が開始されるということで、その後、飼料原料以外の新たな貨物が増える可能性があるということでございます。また、後背地に整備されている分譲地等への港湾関連型企業の立地が進むことによりまして、内外貿易貨物に新たな展開が見込まれる可能性があるということであります。

そのようなことから、今後、志布志港を利用していただいております関係企業、団体で組織しております志布志港湾振興協議会の会員の皆様や荷主、その運搬業者の方々など、様々な方々から御意見を賜りながら、港湾施設の管理者であります鹿児島県と連携を図りながら、その対策については対応していきたいというふうに考えます。

○4番（八久保 壹君） 県の方も、今はコンテナが非常に増えてくるということ、県の方も新たな荷さばきが出てくるだろうと、荷物が出てくるだろうと予測しております。今はコンテナはそういうことなんです。けど、いろんな今度は、志布志市の発展を考えたとき、そして今、石油類が値上がりしております。自動車で運ぶより、船の方が安上がりなんです。先ほど、自動車産業のことを一点集中主義でやりなさいと言いましたが、もしここに自動車産業が出来ますと、自動車産業も陸送するよりか、船であちこち行った方がいくらか荷さばきというか、輸送料は、もうトラックなんかと比べたら人間も要りませんし、そういうことを考えたとき、いろんなことを考えたとき、将来のことを考えたとき、トヨタとかあいう所に行かれた、見られた、あるいはパンフレットなんかで見られたと思うんですが、広大な敷地に車がいっぱい止まっていて、そして名古屋港かあの辺のあれに向けて、どんどんどんどん何かギャングとか何とかとかいうらしいんですけど、運転者の方がいて積んでいるんですね。という

ことは、あれだけ要るということなんですよね。これはまた今から5年先、10年先、自動車産業が誘致されたときの話なんですけど、しかし、そのことをやっぱり今思っていないかならない。先ほどちょっと県の方もそういうことを考えて、新たな荷物が増えるであろうということ予測しております。ということは、今そのこともしっかりと、今のうちにやっておかなければ、後になって土地が虫食い状態になってからは駄目なんですよ、なかなか。だから、そういうことで私は、これは今からも必要になりますよ、港湾機能を充実するためには、このことがぜひ必要ですよということを取り上げて質問をしてきました。先ほどやりました港湾周辺の活性化のために、緑地のサッカー場建設のこともあります。このことについても聞きたかったんですが、時間がないというような、あまり長くなるといけませんということで、これは割愛しましたが、国際交流センターと、それから港湾商工課の設置、そしてトラックターミナル、これはぜひ必要なことでありますので、今後検討されるよう要望しておきますが、検討されるのか、されないのか、ちょっと伺っておきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国際交流センターにつきましては、先程来お話しするように、SHIBUSHIプロジェクト推進会議を中心としまして、そのことを、またいろんな御提言をいただきながら、国際交流に努めていきたいというふうに考えます。そして、港湾の機能を維持・発展させるために、私どもの部署につきましては、先日来お話しするように、この機能が確保できるような形の組織体制というものを今後も探していきたいというふうに考えております。そして、トラックターミナルのセンターにつきましては、今お話ししたように、港湾を利用されている志布志港湾振興協議会の方々の御意見というものは、今後出てくるというふうに思います。そのような中で、今後、東九州自動車道、あるいは都城志布志道路の整備が進みまして、現実的にインターの形が見えてくるということになりますと、それらのものも併せ持って検討しなきゃならない事項だというふうに思いますので、県ないしは国とも十分に協議をしながら、このことについては検討させていただきたいというふうに思います。

○4番（八久保 壹君） 最後の質問をいたします。

さて、市長は前の選挙で、市民のための、市民に開かれた、そして市民の目線に立った行政という思いや願いを肌で感じ取ったと言われました。このことを市民サービスとして実施していくことは、行政のトップとして、その責任は重たく崇高なものであります。市長は引き続き、行政のトップとして市長を目指すならば、志布志市の将来をしっかりと見据え、今後、今何をなすべきか、今何をしておかなければならないのか、今後の2年間で答えを出さなければなりません。

最後に、市長に対して、今後の2年間の施政に対する市長の信念と熱き思いを伺って、私の質問を終わります。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今議会で、折り返しの2年目に、折り返し地点に立ったということでございます。そのような意味合いから、合併いたしまして、本当に慌ただしい1年、そして2年だったなあというふうに、振り返ってみると感じるところでございます。合併直後につきましては、様々な調整項目が未整備でございまして、そのことについて整備しなきゃならないと、そしてお互いにまだ知らない旧町民の感情というものを、

まず合併して、お互いに理解し合えるような環境をつくっていかなくやならないというようなことを、まず私は感じたところでございました。そのような意味合いから、1年目取り組んできたところですが、1年を過ぎまして、2年目になりまして、新しい市の振興計画を定めさせていただいたところでございます。その中で、「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」というものを志布志市の将来像として改めて定めていただきました。そして、基本理念として、志のあふれるまちをつくっていきましょうよということを認めていただいたところでございます。そのことを私は、昨年定めていただいたものを中心としまして、2年目に取り組んできたところでございますが、3年目になりまして、今回の施政方針の中でも述べましたように、様々な形で新しい市の息吹が感じられてきていると、そういうものが見えてきているというふうに私自身は思っているところでございます。それは、先程来からお話しますように、この新生志布志市の象徴であります新若浜港が来年春には供用されますよということが確実に県から提示されたところでございます。そして、その志布志港の振興を図らんがために、アクセス道路の整備も本格的に目に見える形で整備がされますよ、そして、それらのアクセス道路から様々な物が運ばれてくるわけでございますが、その物の中心になります農産物につきましても、国営畑かん事業がよいよ本格的に始まっていくんだよということが、本当に昨年明らかになってきて、そして本年度から、その事業推進について具体的に始まっていくということでございます。そういう意味合いから、本当にこの地域の新しい息吹が感じられているということでございますので、今申しましたように、今回、皆様方に御提案申し上げました様々な事業について、一所懸命取り組んでいき、残りの2年間というものを全うしていきたいというふうに思います。

○議長（谷口松生君） 以上で、八久保壹君の一般質問を終わります。

次に、21番、上野直広君。

○21番（上野直広君） こんにちは。よろしくお願いいたします。ちょっと花粉症で喉がかれておまりすけど、聞きづらい面もあると思いますけど、よろしくお願いいたします。

私は、農業振興について質問いたします。

世の中とは不思議なものです。個人にしろ、あるいは組織や国にしろ、物事がうまくいっている時は、すべてがうまく回るようにできております。これは右肩上がりの日本の高度成長の時期ですね。いったんつまずき始めると、途端に運営の歯車が狂いだすものです。経済が右肩上がりの時代は、個人にしろ、あるいは組織や国にしろ、物事がすべてうまくいっていましたが、いったん経済が右肩下がりの時代になると、個人にしろ、あるいは組織や国にしろ、物事はうまく回らなくなってきております。今、いろいろ穀物や原油の高騰とか、国会の答弁なんか聞いておれば、昔はうまくいっていたように思います。今は、何かする度に物事がうまくいっていないような状況に感じられます。これは今までは、経済は右肩上がり政策をやってきたんですよね。そして、今度、右肩下がりになってきたら、その政策は右肩下がりの政策をしていかなないかんに、やっぱり人間というのは、昔を忘れることはできんものですから、右肩上がりの政策をついついやってしまう癖があります。その点で今回質問するわけですが、我が国においては、グローバル化のスピードはかつてないほど早いのと、人口の減少がいまだ経験したことのない社会構造の変化に直面しております。また、今、原油、穀物の高騰が続いており、これがまず

まず農業構造の変化に拍車をかけております。

地方の農地は減少しており、耕作放棄地も増加しております。さらに農家の高齢化も進んでおり、農業構造の弱体化が進んでいるとともに、それが日本の原風景ともいえる農村集落に様々な影響を与えております。

また、食料自給率は39%、熱量ベースですが、主要国の中で最低の水準となっております。日本が食料の多くを輸入に頼っている理由があります。技術的にいえば、日本は食料生産をもっと上げることはできるはずですが、他国に比べ著しく高い食料コストであるため、食料輸入が増えたことにあります。今、いろいろ偽造問題になって、日本もニンニクやら落花生なんか、ほとんどもう入ってこないというような状況です。もう在庫は2か月しかない。そういう今、世界の状況が輸出に関税をかけたり、もう輸出規制したり、輸出をストップしたりするような状況になっておりますので、この点について、今回質問するわけですが、このような1990年以降起こった世界経済の大変化に適合した農業システムがつけられてこなかったことによる弊害が今出ているわけですよ。右肩上がりの政策をやっぱり続けてきたものですから、右肩下がりの政策をやるべきだったのに、やっぱりやらなかった点でこういう結果になったんじゃないかと思っております。

このような状況から、この状況に対して、我々は何をすべきか、簡単な対策はありません。まずは、成長力をつけるために必要なのは、弱みを克服すること、いけば農産物の生産コストが著しく高いので、コスト削減を図る政策をすることですね。市長も施政方針で低コストというようなことをうたわれておりますけど、市長の低コスト政策だけじゃとてもじゃないが、低コストに追い付かんだらうと私は思っております。それに、強みを伸ばすことですね、2番目に。それで、強みを伸ばすということは、日本は技術がありますので、品質的に高品質な品物を作ることはできます。そして、3番目に、世界のパワーを取り込むこと、海外との経済連携を強化することだと思っております。これらのことを考えながら質問していきます。

豊かな国として浮かぶ米国、カナダ、豪州、イギリス、オランダ、ドイツなどを考えてほしいです。いずれも食料の輸出国、多くを自分の国で賄っております。それに引き替え、我が国は食料輸入国となっております。大隅半島は日本の食料基地といわれていますが、志布志市のトウモロコシ、小麦、大豆、牧草、野菜等の生産状況はどうなっているのか。

○市長（本田修一君） 上野議員の質問にお答えいたします。

トウモロコシ、小麦、大豆、野菜等の生産状況についてのお尋ねでございます。お答えいたします。

農林水産統計による志布志市の平成17年の農業産出額は241億円となっております。耕種部門が107億円、畜産部門が129億円、加工農産物が5億円となっております。主なものは、豚が60億円、肉用牛が40億円、茶が36億円、野菜が28億円、芋類が25億円等です。

お尋ねの品目の生産状況であります。市内産の牧草につきましては、平成19年産の調査によりますと、トウモロコシの作付面積及び生産量は、水田で14.6ha、657 t、畑で228.7ha、1万300 t、合計で243.3ha、1万957 tであります。トウモロコシ以外の牧草作付面積と生産量につきましては、水田で524ha、1万5,670 t、畑で1,493ha、8万8,068 t、合計で2,017haの10万3,738 tであります。稲わらに

つきましては、市内生産量で3,735 tで、そのうち畜産の粗飼料として3,060 tが利用されております。

管内の生産牛及び乳用牛が必要とする栄養分を、上記トウモロコシ、牧草、稲わらで賄うとすると、自給率はカロリーベースで72.2%となるようであります。なお、不足分につきましては、配合飼料等の購入分で賄われているということになります。

一方、野菜につきましては、平成18年度農林水産統計の主要農産物によりますと、大根が107haで、4,560 t、にんじんが45haで、1,540 t、馬鈴薯が90haで、2,290 t、カボチャが44haで、715 t、ピーマンが19haで、1,890 tとなっております。

お尋ねのうち、トウモロコシ、小麦、大豆の穀物としての収穫は、市内ではほとんど生産されておられませんので、食料としましては市外からの移入により賄われております。都道府県別に、平成16年の食料自給率が示されておりますが、これによりますと、鹿児島県の食料自給率はカロリーベースで78%で、全国11位、生産額ベースが211%で、全国3位というふうになっております。

このように、生産額では上位にありますが、カロリーベースでは畜産等の生産に国外から輸入された飼料等が使用されているため、自給率は100%に達していない状況であります。

○21番（上野直広君） 私は、トウモロコシ、小麦、大豆、牧草などの自給率を、生産状況を質問したつもりですが、これは100%に近いということですかね。すべて輸入に頼っているというような、ほとんど。

○市長（本田修一君） 今ほど申しましたように、トウモロコシにつきましては、カロリーベースで72.2%になるということでございます。食用については、ほとんど生産がされていないということでありまして、それから、麦、大豆につきましては、生産がないということもございます。野菜につきましては、今ほど申しましたように、それぞれの自給率というものは出されておませんが、このものにつきましてはほとんどが輸出と、県外に出荷されるというような状況でございますので、このものにつきましては、自給率は100%近くになっているというふうには考えているところでございます。

○21番（上野直広君） さっき自給率が72.2%、トウモロコシ、結局、小麦とか、私は小麦なんかは、日本が輸入している数字は14%と記録しておるんですが、大豆もほとんど10%前後だと聞いております。それで、また志布志市は畜産が主ですので、これは、穀物関係はぜひ自給率を高める考えがあるのか、その点を聞いたかったんですよ、このままでいくのか。

○市長（本田修一君） 先ほどお答えいたしましたように、小麦、大豆等につきましては、ほとんど地域では生産されていない、市内では生産されていないという状況でございます。これは、この地域で生産するとなると、かなりコスト高になりまして、様々な助成事業を通じてやったとしても、採算を維持していくというのは困難だというようなことで、従来、そのような形で取り組んだ経緯はありますが、現在は取られていないということで、このものについての今後の自給というものは、かなり難しいというふうにと考えるとあります。

○21番（上野直広君） 小麦と大豆については、自給率というのは、かなり難しいと。こういう関係で、何と申しますかね、食料供給地としてのある程度の役目を果たすためには、ある程度の自給率を上げるべきだと思いますけど、ほとんど他の国に食料を依存することは、大変、今後は危険じゃないかと私は

思って、今質問しているわけです。今後の取組については、小麦と大豆については、ちょっと難しいような答弁でしたけど、本当に難しいですか。このままいきますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

小麦、大豆につきましては、食料として、この地域で賄う分につきましても、市外から移入されているというような状況でございます。さらに、飼料に使う場合につきましては、すべて志布志港の方で輸入されている穀物というような形で賄われているようでございます。その中で72.2%が自給率になっているという、カロリーベースに換算すると、そういったことになっているというようなことでございます。

○21番（上野直広君） 穀物となれば、トウモロコシなんか穀物として、輸入穀物として取り扱っているんでしょう。それには間違いはないですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど言いましたように、トウモロコシの作付面積は243.3haで、1万957tが生産されているというようなことでございます。これらのものにつきましては、自給飼料というような形で消費されているというふうに考えているところでございますが、この他にももちろん牧草、稲わらというようなものもございいますので、そういったものを含めた形で、カロリーベースで72.2%となっているというようなことでございます。そして、不足分につきましては、購入の配合飼料というような形で生産されているというようなことでございます。

○21番（上野直広君） 輸入の穀物飼料ですね、それはどうなっているのかを聞きたかったわけですよ。

○議長（谷口松生君） 志布志市の食料事情の状況はどうかという質問趣旨になっておりますので、そこをあまり趣旨と外れないように質問をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国内の輸入トウモロコシの量ということでございますが、1,239.7万tというようなことでございます。そのうち志布志港へは146.8万t入っております。

○21番（上野直広君） 穀物として入ってくることは入ってくるわけですね。

2番目に移ります。

増産の切り札は、遺伝子組換え、GMOなど、バイオ技術だといわれているが、食料として許可されていない遺伝子組換えトウモロコシまで広範囲に輸入されることが判明している。そして、日本は食品の表示をめぐるスキャンダルが噴出しているが、問題はどうなっているのか。この前、南日本新聞にも遺伝子組換えは輸入していると出ていましたので、私は通告した後でしたので、まあ状況は分かりませんでしたので、その点についてどうなっているのか、穀物飼料として遺伝子組換えが入っているのか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

遺伝子組換えのトウモロコシの状況ということで御質問でございますが、遺伝子組換えの作物につきましては、その安全性につきまして、議論がされてきた経緯があります。食料を輸入に頼っている我が国におきましては、生産国の動向に大きく左右されるということは、現在の農業政策上、受け入れざるを得ない状況であろうかというふうに思います。

このような中で、国において、遺伝子組換え作物の安全性の確認について研究がされまして、安全性が確認されたものについては、輸入が開始されております。これは平成13年4月以降、そういったふうになっているというふうに思われます。

トウモロコシについて申し上げますと、家畜の飼料用は、ほとんどが安全性が確認された遺伝子組換えトウモロコシであります。食品に利用されておりますトウモロコシにつきましては、遺伝子組換えでないトウモロコシが80.3%、遺伝子組換えによるトウモロコシが17.3%、分別されていないものは2.4%という状況でございます。

○議長（谷口松生君） ここで、昼食のため休憩いたします。午後は1時10分から再開いたします。

○
午後0時01分 休憩

午後1時10分 再開
○

○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

一般質問を続行します。

○21番（上野直広君） 1番目の質問の中で、今後、自給率を上げるというのか、そのへんのがはっきりしなかったものですから、今以上に食料供給地としての務めを果たしていくのか、その点について、市長の考えをお聞きいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

自給率につきましては、先程来、お話をしているところでございます。いろんな取組がありまして、本市における自給率については、現在のような結果だということではございますが、今後につきましても、先ほどもお答えいたしましたように、自給率を高める取組ということにつきましては、かなり難しい状況にあるのではなかろうかというふうに考えているところでございます。

○21番（上野直広君） 市長は施政方針の中で、食糧確保に努めていきたいと言っておられましたけど、その点についてはどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお話ししたのは、大豆、小麦につきまして、そのようなことをお話したところでした。トウモロコシ等につきましては、今後また、畑かん営農が始まっていきますので、そちらの方で自給率というものは高めていく方向にあるということではございます。

○21番（上野直広君） トウモロコシ、小麦、大豆については、自給率を高めていくと、穀物に関しては今までどおりやっていくということですね、輸入飼料としての。ここで、さっき私が質問したのは、輸入飼料に遺伝子組換えのトウモロコシが入っていないかということでしたけど、今は世界中のトウモロコシの在庫を調べてみれば、ほとんど普通の大豆は無いんですよね。ほとんどがもうその遺伝子組換えトウモロコシになっております。そこで、私が考えたのが、市長がいつも言われている環境保全型の取組で、安心・安全な農産物の生産の推進に取り組んでおられる、観光農園とか、蓬の郷民宿村とかありますが、その点でやっぱり多少気になったものですから、でも世界的にトウモロコシがこういう状況

であれば、ほとんど遺伝子組換えということになれば、穀物にしても市で自給していくのか、その点のところは自分も不安に思ったものですから質問いたしたところです。市長がかねて、おにぎりとか、環境保全とか、いつも言うておられますので、そこでやっぱり遺伝子組換えとなればやっぱり、さっきは大丈夫だと言われましたけど、消費者の健康や生態系への影響に対する不安は、依然として根強いわけですよね、住民としては。だから、その点が気になったものですから、やっぱり飼料穀物、輸入穀物に対して、やっぱり遺伝子組換えを使っている以上、やっぱりそのへんのところの市長としての考えを聞いておきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

遺伝子組換えの作物につきましては、輸入しているものにつきまして、安全性が確認されたものについて輸入が開始されているというような状況でございます。そして、トウモロコシについて申し上げますと、家畜の飼料はほとんどが、安全性が確認された遺伝子組換えトウモロコシだというようなことでございます。それで、食用に供されているものにつきましては、国内で販売されているトウモロコシの種等につきましては、食用、飼料用とも、遺伝子組換え無しの種が販売されているというようなことであるようでございますので、私どもが直接口にする食用については、遺伝子組換えのものはあまりないんじゃないかなあというふうに考えているところでございます。

○21番（上野直広君） 遺伝子組換えの、言えばほとんどが畜産になると思います。豚とかブロイラーとか、そういうのが主になると思います。それが飼料になるわけですから、回り回って人間の口に入るし、そういうのがどうなっていくのかということが、まだはっきり分かっていない状態で、遺伝子組換えが輸入されているわけですが、許可されたというのは、国がどうせ許可するはずですが、そういう認定というのは大丈夫なんですか。

○市長（本田修一君） 先ほどもお話しましたように、国におきまして、組換え作物の安全性確認についての研究がなされて、安全性が確認されたものについて輸入が始まったということでございます。13年4月以降というようなことでございますので、もうそれからすると6年以上、7年以上なるということになるかと思えます。遺伝子組換えの問題が出たときに、私どももそういった人体に対して影響があるのかというようなことが懸念されたということで、改めてこのことについては国の方で安全性の確認がされたようでございます。そのような意味合いからしまして、仮に安全性に問題があるということになるとしますと、ただ今もう13年4月以降、この遺伝子組換えの飼料用のえさが供給されているというような状況でございますので、家畜において、何らかの影響はあったのではないかなあというふうに考えているところでございますが、現在のところ、そのようなものについては聞いていないというようなことでございます。

○21番（上野直広君） 平成12年だったと思いますけど、それからずっと影響は出ていないと、実証済みだということですね。安全確認がもうできているということですね。そこを確認しておきます。

○市長（本田修一君） 平成17年から18年にかけて、志布志港で輸入されましたトウモロコシの中で、安全性が確認されてない遺伝子組換えのトウモロコシというものが3件ほど輸入があったところでした。このことにつきましては、輸入が禁止というような措置がとられております。そのようなことか

ら、安全性が確認されたものについて、輸入がされているというような状況でございますので、そのことにつきまして、私どもは国の方針を信頼していきたいというふうに考えます。

○21番（上野直広君） 安全性が確認されて、大丈夫だということで、結局、遺伝子組換え飼料を使っている。世界の状況を見れば、やっぱり遺伝子組換えのトウモロコシしかないらしいです。そこはやっぱり私としては、やっぱり市で穀物を作っていくのか、それとももう今までどおりやっていくのか、そのへんの市長の考えを聞いたかったものですから。

次に移ります。

国際化が進む中、食料供給のシステムが考えられたほど安泰ではないことは明らかになりました。国際化という掛け声は高らかに響くが、実際に食料の混乱が起きたとき、自らの国益を超えて、世界の消費者のことを配慮する食料輸出国があるだろうか。日本の食料供給地としての食料安泰に取り組むのは責務ではないかと考えますが、結局中国は中国なりに、自分の所は品が足りなくなったから、もう輸出できないと。昨日のテレビでしたかね、ニンニクと落花生がもう輸出していないんだそうですね。それで、中国のニンニクを買えば1袋300円、新潟のニンニクを買えば1,600円というような、テレビに出ていました。なぜそんなに違うのかとなれば、やっぱり中国からもうほとんど9割方輸入していたらしいです。それが来ないらしいです。そして、こういう状態がいずれは来るかもしれないということ、だからそれに対し、市としてはどう対処していく考えがあるのかお聞きいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

我が国のカロリーベースの食料自給率は、昭和40年に73%となりましたが、平成元年度に50%を切り、近年は40%まで落ち込んでおります。議員が危ぐされますように、この食料自給率の水準については、国民の7割が低いと認識しているという調査もあります。これは先進12か国の中では最下位となっております。10位の海拔0mのオランダでさえも67%、11位でアルプスのあるスイスでも54%あることを考えると、日本の自給率がいかに特異な数字かというものでございます。

御指摘のとおり、食料自給率向上をいかに図っていくかということは、国全体の大きな課題になるかというふうに思います。日本の食料基地としての責務ではないかというようなお話でございますが、日本全体の農地面積に占める志布志市の耕地の面積は0.15%で、鹿児島県全体でもわずか2.7%しかないというのが実状でございますが、本市としましては、曾於地域の畑地かんがい事業の東部地区がいよいよ完全通水、南部地区が一部通水となり、畑地農業の新たな時代が始まるということでございます。畑かん営農指針となります志布志市畑地かんがい営農ビジョンに基づきまして、将来の方向性や振興品目を明らかにしまして、生産者と関係機関、団体が一体となり、畑かん営農を積極的に推進しまして、本市の基幹産業である農業を雇用創出の場として位置付けまして、次世代につながる夢と希望のもてる儲かる農業の実現に向けて取り組んでまいります。

最近、輸入農産物や輸入加工食品などから残留農薬が検出され、国民の命を脅かし、食の安全が問題になっております。外国に頼ってきた国の食料自給対策が今大きく問われておりまして、私たちは国民の食料を確保するという本来あるべき姿に向けて、この畑地かんがい事業を最大限に生かしていきたいというふうに考えております。

○21番（上野直広君） 結局、畑地かんがい事業を推進してカバーしていくという、だけどやっぱり食料安泰に取り組むには、やっぱり自給率を高めることも必要であります、食料備蓄にも力を入れるということも一つの策ではなかろうかと思えます。それと、常時やっぱり国に働き掛けて、輸出国と仲良くするというようなことも大事ではなかろうかと思えます。

そして、私たちが生活するためには何が大切だろうかと、やっぱり食料供給の不安定さは最近、2、3年前は全然考えていなかったですけど、最近特に、本当に大丈夫だろうかというような考えを持つようになりました。

そこで、やっぱり志布志市だけじゃどうしようもありませんので、大隅半島の供給基地としての役目といいますかね、そのへんをある程度自給率を高めるか、それとも備蓄なんかをして、ある程度食料安泰に取り組むか、そういうことが解決策になると思えますけど、市長としては備蓄については考えておられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお答えいたしましたように、今後、畑かん営農ビジョンに基づいて、この畑かん地域を中心としまして、食料増産を図っていきたいということでございます。現在、志布志市の自給率というのが、カロリーベースでいきますと、194%というようなふうになっているようでございます。また、生産額のベースでいきますと、595%となっておりますので、まあ自給率としましては、やはり農村地帯でございますので、十分100%を超えているというような状況でございます。

このような状況でございますので、じゃあ備蓄をするのかというようなことにつきましては、現在のこの地域の特性というのを考えたときに、この余剰になっているものを、志布志港から、あるいは陸路で、全国に輸出していった形で農業振興が図られるという状況でございますので、そのことについては、現在は検討していないという段階でございます。

○21番（上野直広君） 結局、農業地帯ですので、自給率にしては、やっぱり相当高いですね。だけど、その中で確保できるものと確保できないものがあるでしょう。その差が激しいんじゃないですか。結局、穀物なんかにすれば、ほとんど自給率というのはないということですので、まだ他の普通の一般作物としては自給率としてあるということを市長は言うておられます。だから、私が心配するのは、やっぱり穀物ベースの食料の確保ですよね。でないと、畜産地帯である以上、やっぱり畜産がもう結局、えさがほとんどもう穀物飼料ですので、そこでほとんど自給はできなくなってくれば、穀物の自給はできないとなってくれば、どこか備蓄しておかないといかんと私は考えております。いずれ、今の世界の進み方を見れば、ストップがかかる時期が来るんじゃないかと、私は思っております。もう一度、備蓄の考えがなければ、まだ今までどおり畑かんを利用して自給に努めると、今までどおりの考えでいくということですか。

○市長（本田修一君） 最近の輸入食料品、あるいは輸入農産品の安心・安全性が問われまして、先ほどお話になられましたような状況で、大幅に中国からの輸入がストップしているというような状況でございます。また、中国の物につきましては、今後また中国自体でそのような安全基準というのが新たに設けられて、輸出が再開されるのではないかなというふうにも考えているところでございますが、総体

の流れとしては、中国もまた輸出ができなくなるのではなかろうかというような推測がされております。

そのような中で、私どもの地域で、じゃあそのようなときに備えて備蓄をすべきかどうかということについては、先ほども言いましたように、検討していないということですが、例えば石油の場合、国家石油備蓄基地というのが、国家構想で造られ設置されているような状況でございますので、これは国全体の食料備蓄に関する問題ではなかろうかなあというふうに感じるところでございます。また、国・県とも相談しながら、そのことについては研究していきたいというふうに思います。

○21番（上野直広君） 私の質問が悪かったですね。志布志市で備蓄するような財政的に余裕はないと思います。だから、やっぱり国に働き掛けていけというような意味合いで言ったつもりです。とてもじゃないが、備蓄するようなお金はありません。相当な投資額になると思います。

和牛について、例えですが、日本で和牛にかかるコストは、米国の赤身牛肉より7倍から10倍、牧草に依存する豪州の生産コストは、米国のどのタイプの牛肉より更に低いといわれます。今現在、日本の今38.5%水準の関税がかかっておりますが、もしこの関税を撤廃したりするようなことになれば、これから長期にわたり和牛農家が生きていくのは非常に難しいといわれております。そこで、どうやっていくか、大胆な改革か、それとも関税を保持していくのか、市長はどのような考えを持っておられますか。関税を保持していくのか、改革をやっていくのか、両方組み合わせていくのか、考えをお聞きします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、我が国の将来にとりまして、重要な意味を持っております二つの貿易交渉が並行して行われております。一つは、多国間貿易のルールづくりでありますWTOの交渉であります。もう一つは、二国間での関税撤廃を目指すFTA交渉、あるいは物・サービスの自由化と投資・人の移動などの幅広い分野の自由化を目指す経済連携協定であるEPA交渉であります。これらの交渉につきましては、日々新たな動きがありますので、交渉中の内容につきましては、多くの外交上の秘密になって、なかなか情報が入手しにくいというのが実状であります。

しかしながら、議員が危ぐされますように、我が国の農業に多大な影響があるということは事実でありますので、慎重な国の対応をお願いするところでありまして、本市におきましても、平成18年11月に日豪EPAに関する陳情書を農林水産大臣に提出しております。

○21番（上野直広君） 関税だけに頼ってだけじゃいけませんので、大胆な改革を進めていくべきじゃないかと思えます。ここで、現在のWTO交渉において、関税率はまったく下げることができないことを、やっぱり国に要望していくべきじゃないかと。言えば、今のよう段階では、結局、関税率を下げれば、長期的に畜産農家はやっていけないということを国に働き掛けていくべきだと思えます。

ここで、結局、なぜかといえば、海外の畜産業界と日本の商社は、米国や豪州など、海外の和牛生産に実際に取り組んでおります。生産コストはかなり安くなっております。安い輸入の和牛に対抗するには、相当の覚悟と改革が必要じゃないかと思いましたので、結局、関税だけは絶対下げるべきじゃないと。その中でやっぱり大胆な改革をして、コストを下げていかなくちゃいけないと私は思っておりますが、市長はどうお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

単純に考えても、アメリカから穀物が輸入されてきているわけですので、アメリカあるいは豪州から生産される肉は、かなりコストが安いということになろうかと思えます。それらのものが日本に入ってくるとなると、国内の農家につきましては大打撃があるということですので、関税の維持については、今後も各関係機関に働き掛けをして、お願いしたいというふうに思います。

○21番（上野直広君） 今の豪州、米国から来るのは、和牛なんですよ。日本の和牛というわけじゃないけど、和牛に変わりはないですよ。向こうで、日本から親牛を持って行って、向こうで育てて逆輸入するわけですが、それが大分もう輸出できる状態になりつつあるということです。そういうことをしていかなければ、これから新規就農を考える人たちが、結局、二の足を踏むんじゃないかと、私は考えております。もう今でも、外国からの安い物をお金でどんどん買って来た時期ではないんですよ。今後は、安い買い物が高くつく時代なんですよ。今まで日本は、外国から農産物に対して安く買って来ておりましたね。それで、それを今度、今の段階では高くなっております。もう高くなっているところに、また外国産の米国や豪州などで和牛生産をされて、こちらへ持ってこられたんじゃないですよ。だから、関税というのは、もう絶対死守すべきだと私は考えております。状況に応じて政府が妥協するようなことがあっては、これは大変なことになるんじゃないかと私は思っておりますが、市長はそれを政府に働き掛ける場合に、そのまま妥協の考えか、それとも絶対反対か、その点についてお聞きします。

○市長（本田修一君） 先ほどもお答えいたしましたように、私どもは18年11月に、日豪EPAに関する陳情書を農林水産大臣に提出しているというようなことで、このことにつきましては、今後も様々な機関とともに要望をしていきたいというふうに考えます。

○21番（上野直広君） 市長の考えとしては、関税を下げることは反対ですね。分かりました。

施政方針の中で、安心安全健康な食の産地づくり、農業生産コスト削減の取組にどう考えておられますか。言えば、安心安全健康な食となれば、コスト削減は考えておられないのか、コスト削減を考えておられるのか、その点について。もう農業全般についてですよ。これはもう畜産から、園芸から、茶から。結局、コスト削減ですよ。施政方針の中で、市長はうたっておられますね、いろいろ低コスト関係を。

○市長（本田修一君） コスト削減というものにつきましては、この地域の農業振興を考える上で、大きな課題だというふうに考えているところでございます。そのような意味合いから、各作物について、それぞれの取組をお願いしているところでございます。現在、安心・安全というようなこと健康志向というようなことが国内の消費者の中で最大の関心事というふうになっておりますので、その裏返しとしまして、国産の物が求められているというような状況でございます。その国産の物は、外国産に比較しまして、農薬等の使用が少ないんですよというような形で、消費者の方々は安心して国産の物を求められているような状況でございますので、私どもはそのことも基本的には、より低農薬の野菜の生産というものを、農業生産物の生産というものを考えていきながら、本市の農業振興については取り組んでいるということでございます。例えば、お茶でいきますと、日本一の茶産地づくりのチャレンジ事業、あるいは市単独で低コストの茶産地育成事業、茶の生産拡大推進事業というようなことで、日本

一の低コストの茶産地の実現を目指しているということでございます。それから、耕畜連携の取組、あるいは作物の団地化というようなものを取り組みながら、低コストの水田農業に取り組んでいくというようなことでございます。それらの様々な取組をいたしまして、低コストで、そして安心・安全な農産物の生産を目指していきたいというふうに考えます。

○21番（上野直広君） 今、市長が言われましたけど、外国産より日本産は高いと。高いけど安全・安心だということですね。コストが多少高いのは構わないです。それは地理的条件で、生産コストは個々の生産者や地域、国間の競争で、相手と比較して有利かどうかを決める一番大切な要因であります。例えば、有利かどうか、私たちが有利な点は、コスト差が比較的小さければ、よりコストが高くてでも有利な条件を保てます。それはなぜかといえば、ほかの場所から輸送で余計な運送費をかけて運んだり、検査の必要性や味の感覚の好みなど、いろいろな面で有利だということですね。多少高くてもいいと、それが5倍も10倍も高いと、ちょっと大変でしょうけど。その点について、やっぱり、ここで私が質問しているのは、多少高くてもいいから、コスト削減はいかんないかとじゃないかと。今、施政方針で市長が、低コストなどをうたわれておりますけど、果たしてこれで低コストの生産が望めるかどうか、私はちょっと疑問に思うんですね。もうちょっと突っ込んで本格的にやらんことには、ちょっと今までのやり方と変わらんと思っておりますが、これで十分だと思えますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

低コストの農産物の生産ということになるとすれば、ある程度の規模の拡大というものが必要かというふうに思います。そのような意味合いから、私どもの地域では、曾於南部畑地かんがい事業が一部通水、曾於東部畑地かんがい事業が全面通水というような環境下にあるわけございまして、それらのものを畑地かんがい営農ビジョンをもって推進していきながら、コスト削減に取り組んでいきたいというようなことでございます。そして、先ほども申しましたように、既存のお茶については、様々な事業を取り組みながら、更にコスト削減をしていきたいということでございます。

○21番（上野直広君） 市長は、コスト削減は規模拡大と言われましたね。規模拡大してコスト削減するのは普通のやり方です。だけど、そこでやっぱりやっていくには、今、21世紀は21世紀のやり方があるはずですよ。後でまた触れますけど、ここで、規模拡大だけで生産コスト削減ができるほど簡単じゃないと思います。だから、規模拡大に技術力とか、いろんなことが加わって、コスト低減ができるんじゃないかと思っておりますが、ここの施政方針の中でいろいろ事業を見てもみすれば、結局これではちょっと低コストには遠く及ばないというように感じております。その点については、市長はどうですか。もう低コストになると思えますかね。

○市長（本田修一君） 先ほどもお答えしましたように、規模拡大とともに、団地化というものがございます。その団地化というものは何かというふうに考えたときに、ある一定の作物をある地域に集めて、ポジティブリストに対応できるような作物づくりをしていくんだということが前提になるわけでございます。そして、それらの取組によりまして、総体的にコストが下がってくるし、しかも安心・安全・安定的な供給ができる農作物が生産されるのではなかろうかというふうに思います。

そのようなことから、直接的には農地の畑かん、農地の高度利用というような形で取り組むというこ

とでございますが、その他にも農業をされる農家の方々、農業従事者に対しまして、様々な形で研修をしていただきまして、資質を高めていただいて、総体的にコストを下げるような取組についてもやっているということでございます。

○21番（上野直広君） 施政方針の中で、ちょっとコスト低減には関係ないですけど、「畜産につきましては、飼養農家の高齢化や農業後継者の確保難等から、飼育頭数が減少する中、後継者の育成確保や規模拡大志向農家などを更に支援し、低コストによる畜産の生産を進める経営の安定化を図ってまいります」と書いておられます。

ここで、私は今度の飼料高騰ですね、「国において畜産農家の配合飼料購入資金の一定額を低利融資する制度がスタートしております。本市につきましても、資金借入れに対する利子補給を実施しております」と書いておりましたね。その中で特に施設園芸ですよ、施設園芸は相当な燃料を使うわけですが、これに対しては支援策は全然ないということですね。

○農政課長（仮屋正文君） 重油高騰に伴います支援策はないのかということでございますが、これにつきましては、先日も市長の方からありましたとおり、市の農業生産対策事業によりますハウス等の二重被覆、あるいは暖房施設等への支援策を行うということしております。

○21番（上野直広君） まあそれは、前度聞きました、私も。ただ、燃料高騰に対する支援策はないかということです。それに代わって二重にビニールハウスを使うということに対応しているということですね。だけどやっぱり、私たちの伊崎田地域のハウスマカン農家を見れば、全部もうやめているんですよ、燃料高騰で。何でかといえば、去年300万円だったのが、今年は600万円だと。これではとてもやっていけないと、そういう状況です。だから、畜産に対してできるのであれば、やっぱり同じ農業である施設園芸に対しても、やっぱり支援すべきじゃないかと私は思っているんですけど、これは畜産の我が国の制度と市の利子補給ですが、市の施設園芸に対する支援策はもうそれだけでよろしいんですかね。

○市長（本田修一君） この原油高騰につきましては、今お話がありますように、ハウス園芸につきましては、非常に深刻な問題だというふうにとらえているところでございます。そういうことで、今、担当の方からお話しましたような形の対策を採っているということでございます。原油高騰につきましては、市民生活全般に直接影響を及ぼしているというようなことございまして、じゃあ例えば重油あるいは軽油、使用されている燃料について、助成はしないのかというようなこともあるわけでございますが、そうすると他の方々との兼ね合いもあるということで、生産に経営努力を一所懸命されている方について、そのようなことで、市としては国・県と一体となって取組をしているというような状況でございます。

○21番（上野直広君） 市と県と一体となって取組をしているといいますけど、結局、さっき課長が答弁されただけのことですかね。ハウスに二重にシートを張って、それだけの支援策ですか。

○市長（本田修一君） 現在のところ、ハウス園芸につきましては、その事業に取り組んでいるところでございます。

○21番（上野直広君） 伊崎田のハウスマカン農家も、そういう二重にシートを張ってやっておったんだけど、やっぱり価格高騰でやめざるを得なかったと。結局、これはまだ原油が、私は専門家ですので、

110ドルですかね、近くまで上がっている。もうここ2月から10何ドル上がっております。もう止まるんじゃないかと思ったんですけど、もう下がる見込みはないですね。穀物も下がらずに、どんどん上がっております。これは世界の株が安いものですから、投機筋がそっちの方へ向くんでしょうけど、やっぱりこれはもう当分続きますね、多分。やめざるを得んということは、今後、他のハウス施設園芸まで飛び火していくんじゃないかと私は思っています。なんぼ100万円足しても、もう200万円じゃ足らんわけですからね。去年100万円ですりても、今年は200万円じゃ足りません、多分。だから、支援策はないのかと。畜産の場合は多少ありましたけど、施設園芸の場合は、ただハウスに二重にシートを張るだけということですね。それ以外に市単独の支援事業はできないということですか。そのへんをはっきりしとってください。

○市長（本田修一君） 今回、高騰しました折に、私どもとしまして、何らかの対応が必要だというようなことで、農家の方々、それから関係機関につきまして、原油高騰対策について、どういった形で取り組めばいいかということを探ったところでした。その中で、今申しましたような形の事業に取り組むということになったところがございます。今後につきましては、更に農家の方々、関係機関の意見を聞きながら対応していきたいというふうに思います。

○21番（上野直広君） 次に移ります。

人口は減っていく中で、これに取り組むのは並大抵ではないと思いますけど、どういう取組をされるのか、私、聞きたいと思います。

構造改革が酪農界においては、いち早く効率的、素早く構造改革を進めた業界であります。これは酪農業界ですね。これを一応私も調べてみたんですが、1985年は8万2,000の酪農家でしたが、2000年までに3万4,000までに減少しております。一方で牛乳消費量は横ばいですが、技術の進歩と業界の構造改革のお陰で、1頭当たりの牛乳産出量はかなりのペースで伸びております。今後は、必要とされる乳牛の頭数は今後も減り、高齢化で引退したり、低収入で廃業する生産者が出続けることになると思いますけど、酪農家は2010年にはおよそ2万戸に減ると見ております。いろいろ努力した結果、日本の牛乳生産コストが1kg70円ですが、米国ではキロ36円、だいたい倍に改革して、それぐらいのところまで、2倍のところまで牛乳の価格をもってきたそうです。これもやっぱり関税がかかっている、それが条件として牛乳生産コストが米国の倍の価格でやっていると、25%の関税をかけて、それでやっていると、そのような構造改革を、酪農業界はいち早くしております。これだけ改革というのは難儀をするわけですから、恐らく和牛業界においても似たような難儀をすると思います。だから、私が再三言う生産コストというのを、やっぱり本格的に取り組んで、大々的に改革をして、いち早くした方が傷が少なく済むと思っておりますが、市長はどうお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどから、コスト削減についてお話をしているところでございます。そのようなことを、農家自身もそのことについては危機感を持っていらっしゃると思います、今お話がありましたように、酪農家についてはそういった長い歴史を経られて、その中でもまた更に去年の冬から厳しい状況にあるというようなふうにいるところでございます。そういうことにつきましては、今後、農業の他の、今お話があ

りました和牛という面について、進むのかどうかちょっと私ども自身はまだそこまでとらえていないところでございますが、いずれにしましても、国内産地間との競争もありますので、私どもの地域ではコストの削減をしていきながら、この農業振興というものを図っていかなきゃならないというふうには考えているところでございます。

○21番(上野直広君) 酪農業界では、米国の牛乳に倍ぐらいの生産コストまで来たということですね。和牛業界においては、やっぱり米国、豪州なんか5倍から10倍、価格が違くと、生産コストが。やっぱりいち早く改革すべきじゃないかと私は思っております。

そこで、農業生産力を高めるためにはどうしたらいいかと。包括的かつ本格的に取り組むことしかないのではないかと、私は思っております。昔は人力で行われた農業は、馬や牛の畜力中心に移り、それからトラクターの機械力が入ってきて、第二次世界大戦後は科学力が加わり、さらに1980年代から知力の時代に入っております。ここで科学力とはどういうものかといえば、新しい種子やら肥料、農業機械の採用ですね。知力とはどういうものかといえば、科学の発達によって生み出される機械をうまく組み合わせることによって、人間の頭脳を上手に働かせることを意味しています。例えばコンピューターの利用ですね。こうした情報機器を使いこなすことによって、コストを安く、一番収益性が高い作物の組合せを探したり、生産資材の最適な利用法を考えたりすることができます。また、家族労働に頼るのではなく、雇用や作業を外部委託した場合の収益試算のほか、最近ではインターネットを利用した電子直産など、マーケティングへの応用の分野で可能性が広がっております。インターネットで販売していくというようなことになるとは思います。ここで今まで世界的にコンピューターを使って、どこにどのくらいの在庫があって、どのくらいのあれして、何が足らんかというのはすぐ分かるようなコンピューターですね。世界を駆使したコンピューター、それを使うことによって、コスト削減しとること。科学は日本は得意ですので、科学力によって新しい種子とか機械とかを、種ですね、例えば。肥料なんかを作って、生産コストを下げっていくという今後の、21世紀の取組はそうなるべきじゃないかと思っておりますが、市長はどうですか。ただ、土地と労働と資本だけでやっていくような、市長の今までの答弁ですが、これに科学力と知力を加えることによって、コスト削減していくことが今後の21世紀の農業じゃないかと思っておりますが、どうですか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

地球温暖化によりまして、様々な作物の栽培形態が変わってくるのではなかろうかというふうに言われております。そのような意味合いから、本市におきましても、現在、栽培されている作物についても、日々そのことについては研究して行って、新しい時代に合うような作物に転換していかなきゃならないということになるかと思えます。先程来、お話がありましたように、遺伝子組換えの農産物につきましても、そういった時代の流れで、ある一面ではあるのではなかろうかなというふうに考えているところでございます。そういうものは、今まさしく議員がおしゃられたような科学力というものになるのではなかろうかというふうに思えます。

そして、私どもは昔と違いまして、穀物につきましても、そして他の農産物につきましても、世界の中でのこの日本の産地、志布志市の産地というような位置付けになっております。

そのような意味合いから、私ども自身も、そして農業に実際に携わる方々御自身も、様々な意味合いから、その情報の入手はしなければならないだろうし、そしてそのことに関心を寄せながら、経営を維持していかなきゃならないというような意味合いから、その人材というものの育成というものにつきましても、大いに考えなきゃならないということでございます。私どもはそのようなことについても前向きに取り組んでいっているというふうに考えております。

○21番（上野直広君） 以上のことから、規模拡大と、言えば生産要素ですね、土地、資本、労働に科学力と知力を加えて、21世紀はやっていくということになるんじゃないかと私は考えて質問したわけですが。それと、今、コスト高のいろいろ弊害が起きております。だからといって、日本が世界から孤立し、外国嫌いを貫いて、海外旅行を規制するというようなことが解決になるはずもありません。貿易の拡大や、海外との積極的な交流、研究は、日本経済の繁栄や消費者の利益を増す上で不可避なものがあり、国際化の時代の中で、日本が生き残る際の最も大切な条件であります。日本や世界にとって、食料生産、貿易、マーケティング、安全性の分野で、どのような政策が最大の利益をもたらすかということを考えていくことが求められているのではないかと。市長は、このことに対してどのように考えて、世界とやっぱり付き合うことによって、最大の利益をもたらしていくということ、21世紀は考えておられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもの新生志布志市は、志布志港という中核国際港湾を控えております。その港に日本有数の飼料コンビナートというものがあまして、世界各地から穀物が入ってきている状況でございます。そして、私どもの地域におきましても、現在、その帰りの便について、何らかの農産物の輸出ができないものかということ、今、様々な形で検討、取組を始めているところでございます。そのような意味合いから、今申されましたように、国際的に私どもは友好な関係がもたれた地域というものを目指して、私どもの地域の農産物が輸出というような形でなされて、そして地域の振興につながっていければいいというふうに考えているところでございます。そのことにつきましては、皆さん方の様々な形の御支援を賜りながら取り組んでいきたいと思っております。

○21番（上野直広君） 今、市長が言われたとおり、やっぱり様々な国と付き合っ、志布志市の政策が最大の利益を得るように努めていくべきじゃないかと、ただ孤立だけでは何もできないということですね。それは、様々な国と付き合えば弊害は起こりますけど、それよりは付き合った方が利益があるということですね。

もう最後になりますけど、私が農業活性化について、今日、質問したのは、農業を活性化しないことには、志布志市の町も活性化しないんですね。そして、志布志市の町が活性化しないことには、港も活性化しない。もうとにかく農業が元気にならんことにはどうしようもない、今の状況ではですよ。将来20年、30年先、工場が建てば別ですけど、今の状況じゃ、農業をまず考えていくべきじゃないかと私は思っております。商業、港をうちよくわけじゃないですけどね、本格的に取り組んでいかんないと私は考えております。

戦後の驚異的な復興や石油危機の克服ができたのは、我が国に一流の経営者、一流の労働者、一流の

消費者が存在し、時代の変化に柔軟に対応したからです。日本にはその潜在的なパワーが今も残っているといます。例えば、戦後復興と石油危機を克服できたわけですから、3度目の正直もあるんじゃないかと思いますが、それを日本人はできたということは、この今の苦しい時代の流れも、恐らく変えていく潜在的なパワーがあるんじゃないかと、私は思っておりますので、ぜひ市長は、きばって政策に取り組んでもらいたいと思います。

これで終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、上野直広君の一般質問を終わります。

ここで20分まで休憩いたします。

○

午後2時11分 休憩

午後2時21分 再開

○

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、25番、小園義行君。

○25番（小園義行君） 質問をするわけですが、いつもここにおられる、私たち議員もそうですが、市長以下スタッフの方々、住民の皆さんの視点から、いろいろなものをお互いに議論をして、いいまちづくりをしていこうと、そういう立場でこれまでも、役所は住民にとって役に立つ所でなければならないと。そして、私の友人が、「小園さん、私はもう心から住民に奉仕する気力も体力もなくなりました」と言ってお辞めになった方がおられます。これが、私は地方公務員法の世界だろーと思っております。本当にすべての市役所の職員の方々が、住民が主人公と、この立場で全力でやって、自分の人生を含めて、振り返ったときに、ああよかったねと、そういったものでなければならないのではないかと、私はそういうふうに思います。私も議員をさせていただいている以上、特別地方公務員として全力で、その立場でこれからも残された任期、大いに努力をしたいと思っております。

そして、本田市長は、折り返しの3年目でございます。そういった立場から、お互いに議論を尽くして、いいまちづくりに精を出したいという立場で質問をします。

まず、合併をして2年が経過しました。これまで議員の方々がそれぞれ質問をされました。その中で住民の目線からいろんなことが発言をされたわけですが、市長として、市長は施政方針の中で、合併して良かったと言ってもらえるまちづくりを目指して、これからこの1年頑張るんだと。そして、同僚議員のあと2年に向かってのお気持ちも先ほどありました。そういった意味で、この2年を通じて、市長が合併をして良かったと思える、その効果として、どういうふうに感じておられるのか、その合併効果をまずお聞きしてみたいと思っております。お願いします。

○市長（本田修一君） 小園議員の質問にお答えいたします。

合併して2年の効果ということでございますが、早いもので新市の誕生から2年余りが経過するところでありますが、時間の経過とともに、お互いの地域を理解し、人とのふれあいの中で喜び、感動があふれるなど、市民の皆様と一体となったまちづくりが着々と進んでいると感じているところでございま

す。

昨年3月、第1次志布志市振興計画を議決していただき、本市の将来像である「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」の実現に向け、「志のあふれるまち」を基本理念とし、七つのまちづくり方針で計画的なまちづくりを展開してきているところであります。

来年春の志布志港新若浜地区の多目的国際ターミナルの一部供用開始、東九州自動車道の起工式、都城志布志道路の一部供用開始、曾於地域の大規模畑地かんがい事業による東部地区の完全通水、南部地区の一部通水など、長い間、将来の夢として描いていたものが、ここにきて着実に実を結びつつあります。

施政方針でも申し上げましたが、今後の志布志市の発展に大きな夢と挑戦を描いております。それは市民一体の運動としまして、「子育て日本一のまち」や「高齢者が元気なまち」の推進、「ごみの資源化率日本一」、「安心安全なまちづくり」、「安心安全健康な食の産地づくり」の推進など、いくつかの日本一を目指していくことであります。

今後も市民サービスを維持しながら、可能な行財政改革は大胆に実施してまいります。このような各分野で日本一に挑戦していくことで、元気なまち、住みよいまちとなり、市民の皆さんに合併して良かったと言ってもらえるまちづくりが実現するものというふうを考えております。

○25番（小園義行君） 今、市長の方から答弁がありました。施政方針等々にうたってあるとおりであります。そういったハード面は当然そうでしょう。私は、日々の生活の中で住民の方々は、合併して良かったねえと、そうでもなかったかというのは、その日々の生活の中で感じる人が多いのではないかと思います。そういった点で、政策としてこの2年間を見てもう一度、大いにいろんな疑問があります。それはこれまで、私は12番目でしたけれども、11名の方の中で4名の議員の方が市長の立場とちょっと違う、住民から見たら、少し合併して良くなかったと、そういったことの声が4名の方から、いろいろ住民の声としてありましたね。具体的にこの2年間を振り返りますとね、まず良かったことは、今、市長がそういうことと併せて、乳幼児医療の無料化、これはもう住民の方は大変喜ばれていますね。そして、児童デイサービス等の財政的な支援ということで無料化の拡大ですね。そういったものは見える。併せて、どうも良くなかったぜというのは、敬老祝金の問題、そして介護保険料や水道料の値上げ、そして今回の補正予算等々にも出ていましたが、宅配給食等の値上げですね。そして、農政サイドにおけるそれぞれの町で良かったことも後退をしていくというようなこと等も併せて、そして住民の方から言われるのは、議員報酬の引上げも、その意味ではあまり良くなかったという声であります。こういったことを考えたときに、私は、良いサービスは残して、それぞれ旧町がやっていた良いサービスは残していくということでない、住民の方々は、ああ合併して良かったねというふうにはならないのではないかと思います。そういった立場からしたときに、あなたが出してきたこういう政策に対して、住民がどういうふうを受け止めているというふうにご認識をされておりますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

様々な事業に取り組みまして、今お話があったように、良かった事業もあると、そして悪かった事業もありますよというようなお話でございました。私どもとしましては、様々な事業を取り組みながら、

総合的に市政を推進してきているというようなことをごさいます。そして、実際、合併いたしまして、様々な未調整分野があったというようなことをごさいますので、それらにつきましては、速やかに一体化が図れるような方向で調整をとっているというようなことをごさいます。合併以前に、サービスは高い方というような形でお話をさせていただいた時もあったわけをごさいます、そのことにつきましては、合併に至りまして、実際、財源的な面に対応できなかったという面があったことにつきましては、誠に申し訳なかったというふうには思っているところをごさいます、私どもは、私自身は、今年度につきまして、ふれあい移動市長室等を開催いたしまして、地域の方々にそのような御意見があったときには、こういった状況でごさいましたという形でお話をさせていただいているところをごさいます。

○25番（小園義行君） そういった財政的な面からね、難しかったということで、住民の方には御理解をいただきたいというふうなことです、やはり合併の効果としては、住民サイドから見たら、現状を変えない、現状維持かプラスにならない限り、その制度が、ああ良かったねというふうには僕はならないと思います。そういった意味では、少し市長と見解が違いますけど、今後、合併して4年の間で、少しでも前進をしていくという、そういったことで無駄遣いをなくしながら、良いものに変えていくという努力をやっぱりやっっていくべきだというふうには私は思います。そういった点で、少し市長の方も財政の面からこういうことになったという、反省というと変ですけどね、そういうことだろうというふうに思います。分かりました。

次に、職員の意識がどう変わったのかと、これも同僚議員の方からもありましたが、事業の進め方、それぞれ旧3町で違っていたわけですが、そういった合併をすることによって、職員の意識はどういうふうに、市長として、旧有明町の首長でもあったわけですが、変わったというふうに思っておられますか。

○市長（本田修一君） 合併いたしまして、合併前からであるわけをごさいます、合併に対する様々な調整項目につきまして、それぞれの担当の方で、3町間で調整をしてきながら、そして合併に至ったということをごさいます。実際合併いたしまして、職員の定員適性化計画に基づきまして、職員を削減するというような方向が出されておりました、それに基づきまして、勧奨制度なるものも設けた結果、かなりの形で職員の削減が進んできているというようなことをごさいます。そのような意味合いから、職員の方々は相当な御苦勞をされているんだということにつきましては、実感しているところをごさいます。

合併いたしまして、2年目、3年目となるところをごさいます、1年目につきましては、各部署で本当に残業が多いなあというふうに思っていたところでした。2年目になりまして、何とか慣れてきて、残業が減ってきているというふうには、私自身は理解しているところをごさいます。

職員の定員適正化計画なるものは、合併した本市の人口規模にふさわしい職員数というのはどういった数であるべきかということが前提に適正化計画は作られているということをごさいます。そのことにつきましては、職員も十分承知していると思いますので、そのような体制になったときの自らの資質というものはどうあるべきかということにつきましては、御自身、研さんをしていただいているんじゃないかなあと。そして、私どもは様々な場でそのような場を設けて、資質向上に努めていただいていると

いうふうに認識しております。

○25番（小園義行君） 私は、そういった意味では、旧町のそれぞれの方が、志布志町の人が有明町にたくさん来られました。そして、それぞれやはり自分の元旧町を離れてみて、それぞれの所に行かれて初めて、これはもっとこうすべきだなあ、ああすべきだなあというのは、もちろん首長のその意識付けも、すり込みもそうでしょう。でも、実際に住民の方々の声を肌を受け止めてやっていくという意味では、もっと僕は時間がかかるというふうに思います。ただ、地方公務員法の精神はどこにいても変わらないわけですけど、町の実状というのが違いますよね。そういった点で、もっと私は、職員の方々の意識というのは、それぞれ有明町の人が志布志町の支所に行かれて仕事をする、そういったことを繰り返す中で、本当にこれは合併って大変だったねって、良かったねえと、こうすべきだねえというのは感じてこられるのではないかなあという気がします。そういった点で、もう少し時間が私は必要なかなあ、それぞれの旧町の職員同士の思いというのがありますからね、そういった点では、ぜひそういうことも加味して、これからの人事のこととか、あなたが朝礼で話されるそういうことの中に、そういう問題をすり込んでいただきたいなあと思います。

そこで、支所の機構改革ということで、本所、支所の在り方の組織の見直しということで、昨日、その前の日でしたね、18番議員の方から、私たちが通告をした後でこのいわゆる係等の見直し計画というのが来たわけですが、この中で推進委員会の方から、縦割り行政から脱却した市政を期待するというふうに述べておられるわけですが、首長はこの縦割り行政からの脱却というのを、どういった意味合いがあつてうたわれたのかということを受け止めておられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

午前中でも、このようなことで討議があったところですが、端的に言えば、市民の方々が市役所に何かのお願い、それから事業の申請というものをされた時に、担当でない所に行った時に、言えばたらい回しの形でされるというのが縦割りの弊害だというふうに、私自身は認識しているところでございます。

○25番（小園義行君） 今、首長がおっしゃるように、役場の人に聞いたら、役場に聞いてくれと、そういう馬鹿なことはないよって、民間企業だったら、そういうことはありませんね。きちんとそういったことを本当に住民の立場に立ってやっていると、そういう弊害をなくしてくださいということでしょう。そこで、少しその縦割り行政の考え方ということで、18番議員の方から、このいただいた資料で、支所長についての考え方をお聞きになりました。市長の答弁は、支所長については、本庁の課長と同等と考えているというふうに答弁をされました。ということは、支所の課長は本庁の課長より下なのかなあというふうに考えたりもするわけですね。決裁の在り方はどうだってお聞きになられて、それに対しては、支所のすべての課長が支所長の決裁を受けて本庁に上がってくるというふうに答弁がありました。そのとおりでしたね。そこで、私は、この行革推進委員会が求めているものの中に、わざわざ課長同士、お互い支所の課長さんも管理職手当100分の15ですよ、答弁がありましたね、これ。そういう立場でしたが、同じですよ。その人を、すべて支所長を通さないと上にあがれないというのは、少し組織の改革上、また縦割りという大変だけれども、無駄があるのかなあということでもあります。

二つだけ聞かせてください。この支所長をやっぱり残す、残さないという議論がなかったのか。そして、残す場合にどこかの課長と兼務してやると、そういうことはなかったのか。そして、三つ目には、この組織図を見ると、産業振興課というのが産業振興室長、これは恐らく課長をここに置かないよということなんでしょう。そうしたときに、仮に支所長を残すということであれば、この支所の課長さん方、すべてなくして、課長補佐の方で十分やって、総合調整は支所長がする、そういうことが議論されなかったのか。そして、仮に支所長を置かないんだったら、私が言ったように、きちんとその産業振興室にも課長を置いて、きちんとやるという、こういうことの議論というのはなかったのかちょっとお願いをします。

○市長（本田修一君） 部長制を廃止いたしまして、課長制に移行するということをお願いしたところでございます。それで、現在のところ、支所長というものは部長と同等ということになっております。そして、今回お願いします課長制につきましては、支所長も課長と同等ということになりますので、そのような形の新しい組織体制ということになります。そのような意味で支所長というのは、総合支所方式というのを採っているというようなことございまして、支所長を残した形の新しい組織体制を採っていくということでございます。今後、今現在も支所長につきましては、地域振興課長は部長が兼務しているというような状況でございますので、また今後そのようなことも、兼務については検討させていただきたいというふうに思います。

それから、産業振興室のことでございますが、産業振興室につきましては、平成19年度から試行的に、この室制を採らせていただいているということでございます。先日本答えていたしましたように、一部このことについて、支所長が把握していない状況があったということでございますので、20年度につきましては、そのことを改善させていただきながら、取組をさせていただきたいということでございます。今後は、総体といたしまして、新しいこの課長制を取り組んでいくということになりますが、さらに23年度に向けて、課も削減していくという方向でございます。そういうことで、今後はグループ制導入というのも考えられますので、改めてこの、あるいはひょっとすると、支所全体がそういった形が求められるのかなあというようなふうにも考えているところでございますし、各課においてもそういったものが、今後研究していかなきゃならない課題だというふうに考えます。そのような意味合いから、産業振興室につきましては、今年につきましても、課長を置かないというような形をお願いするというところでございます。

○25番（小園義行君） 今、市長の方から答弁がありました。産業振興課として産業振興室長を置いて、課長を置かないということですね。これは、そこの総合支所方式を採っていくということと併せて考えると、そこの支所の仕事をほとんど、大方本庁の方に吸い上げますよということで、そこに課長を置かないということですね。そうしたとき、本来、私は今回の見直し案で、例えば障害福祉係、高齢者福祉係を統合して、志布志支所の場合なんかで、社会福祉係とするという、こういったことがうたってありますね。この支所の事務量と本庁の事務量、この本庁というのは、私が思うに、本庁というのは、旧有明支所、旧志布志支所、旧松山支所。本庁は、有明支所分と合わせて全体の総合をしたときに、すごい事務量になるわけですね。そうすると、今の職員の思いからすると、私たちはもう松山支所にや

ってよと、志布志支所にやってよと、いろんな思いがあると思います。この事務量をどのように把握されて、今回のこの組織の機構の見直しとされたのか、私は案外とそれはやられていないんじゃないのっていう気がしているんですけど、実際、下から積み上げてきて、それがこういう形になったというふうにあまり思っていないんですがね。その事務量の把握をどうされて、こういうことにしようとされたのかお願いをします。

○行政改革推進課長（溝口敏久君） 今回の組織見直しの関係につきましては、事務量の詳しい、それぞれ積み上げまではいたしておりません。ただ、それぞれ各課ヒヤリングの中で、事務分掌の見直し等についても、部長を中心としながら、それぞれ本庁・支所課長も一緒になって事務分掌の見直しをいたしたところがございますが、今回のこの組織見直しにつきましては、支所におきましては、20年度につきましては、ほとんど事務内容的には変わっていないということでございます。

○25番（小園義行君） じゃあ、ちょっと具体的に聞かせてください。

私は、この組織図を見たとき、本当に実際、前線で頑張っておられる人たちの意見があまり反映されていないんじゃないかという気がします。これは今から議論をされて、4月以降、組織機構というふうになるのかなあという気がしているんですけど、それじゃ間に合わんですよね、正直言って。その中でね、具体的なことを一つ言わせていただくと、教育支所、これは教育委員会のことですが、分室はグループ制として試行をしていくということですが、これは具体的にどういったことになるんですか。これが今の松山教育支所、有明教育支所、具体的にそのことが職員の人たちは分かっておられるんですかね。これ教育長、議論されているんですか、こんなことは。

○教育次長（上村和憲君） お答えいたします。

この教育支所の在り方につきましては、松山教育支所教育課、有明教育支所教育課、すべて職員、課長を交えて検討させていただきました。ただ、教育行政につきましては、大変、本庁の方で一本化しなきゃならん案件が相当多いということで、受付調整、総合調整につきましては、支所が業務が重点的ですけども、学校教育、各学校の施設、そういったのを含めて本庁で予算化をして、効率的に進めていくということで、全体で調整をさせていただきました。ただ、実際動き出して、更に検討しなければならない案件が出てくるということは承知しているところでございます。以上でございます。

○25番（小園義行君） ということは、現場の所では、あまりそのことが具体的にまだ議論されていないということですよ、今の答弁は。正直、私もいろんな支所に行って、いろいろお聞きしたら、どうなっていくのと聞いても、ほとんど分からないということでしたよ、正直言ってですね。

私は、この組織見直しの関係でいうと、事務分掌は変わらないだろうけれども、事務量というのが、これはすごく本庁にがあと来ていますね。ここらへんを考えたとき、同じ仕事をするんだったら、私はもう松山支所にやって、志布志支所にやってと、こういうことに勢い職員の方々はなってくるのではないかという気がしてなるのですね。だから、そういった意味で、本庁というのは、企画とか、そういう総務サイドだけきちっとして、人を総合支所方式で残していくということであれば、それぞれ志布志支所、松山支所、事務量をきちんと把握して、人をそこにきちっと配置していく、住民要求のサービスを低下させないという、そういうことにしないといけないのではないかというふう私は思います。先

ほど、市長の方で支所長の兼務のこととか含めて検討していくという答弁がありましたので、この行革推進委員会が求めている、そういった立場からしたときには、支所長をなくして、課長をそういう形で置く、仮に支所長を残すんだったら、総合調整としては必要だということであれば、もう課長を残して課長補佐で本庁に一本にして、下で働く人をたくさん残すというやりの方が、私は先ほど言った縦割り行政の弊害というのがなくなっていくという気がします。それはもちろんあなた方が検討されることでしょうから、そういう立場で私は思います。

この支所の見直し、組織の見直しが、急に4月からたくさんの人事異動があって、まごつくようなことにならないように、人事異動の時期等も踏まえて、よく対応して、住民からの苦情、サービスの低下が起きないように、私はやっていくべきだと思います。そこらについて、最後、お願いをします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

職員定員適性化計画があり、そして職員が総体的に減っていく中で、業務の様々な市民の方々の新たな要望も発生しているというふうな状況があるところでございます。それらの要望につきましても、市民の方々に不便を来さない、サービスが低下しない形の業務の在り方というのを考えたときに、やはり組織自体としては、現場で働く方が多い組織というのが一番効率的に、そして市民に対するサービスが高いものだというふうに考えるところでございます。この行財政改革につきましても、そういった方向で、また新たな組織再編というものを見つめているということが基本にあるということをお理解いただければというふうに思います。今回、またそれに伴う異動をするわけでございますが、そのことにつきましても、十分市民の方々に御不便をかけないということを前提にしまして行っていきたいというふうに思います。

○25番（小園義行君） 最後に1点、この関係ではですね。

あと農業委員会、教育委員会、それぞれ今、分庁方式ですね。これも23年度までは今の状況でそのままいくんだということなんでしょうけれども、すべてこの2年間に首長の思いがあって、選挙というふうになると思います。そういった意味で、住民が求めているものは何だというのをきちんと政治家として肌でくみ取らないと、あなたの再選は保証を住民がするわけですからね。そのことだけはよくくみ取らないといけないと思います。そういった意味で、この分庁方式を含めて、あなたの任期中に、私はこれまで本庁は志布志に移すべきだというふうに、これまでもずっと言ってきました。今もその思いは変わりません。住民の要求、いろんな所に行って聞く中で、それがよっぽどベターなのじゃないかと、やっぱりどこかがきちんと一極というか、繁栄する所がないと、全体としてはまずいなあという思いがありますので、そういう立場は今でも変わりません。そのことも含めて、この分庁方式をあなたの任期中にどう解消していこうというふうにお考えなのか、本庁の移転と併せて、最後にこの問題でお願いをします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の組織の見直しに伴いまして、課長制に移行するというところでございます。そして、支所につきましても、支所長を設置するというようなことで、今後も総合支所方式という原則は変えない形でやっていくというところでございます。このことにつきましても、委員会からも答申がありましたように、23

年度まではこういった形が望ましいということがございますので、そのことを尊重していきたいというふうに思います。

○25番（小園義行君） 結果は2年後に出るわけですので、分かりました。

次に、後期高齢者医療保険制度についてお尋ねします。

この後期高齢者医療保険制度、市長は、お父様、お母様、それぞれでしようが、存命であれば何歳ですか。

○議長（谷口松生君） 小園議員、プライバシーにかかわることもありますので、気を付けてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ちょっと、とっさに思い出さなかったんですが、父親の方はもう100歳近くになるかと思えます。母親も90歳を超えております。

○25番（小園義行君） なぜお聞きしたかという、この後期高齢者医療保険制度、新しく始まります。2006年に医療改革があってこういうことですが、75歳以上の人すべて加入されます。扶養されていた人たちもそれぞれ入ります。そして、保険料の滞納、これは老人医療では資格証明書を出しちゃいけないとなっていたのが、それも出せるようになります。そして、現役世代とこの後期高齢者の診療、これも別立てでなっていくと。こういったことを新しく導入されるこの後期高齢者医療保険制度について、首長として、市長は自分のお父さん、お母さんも生きておられる、もちろん今もそうでしょうけど、そういう自分の父親、母親がそういう制度に組み替わっていくと、自分と違うところにですね。そういった意味で、どういうふうにこの新しく導入される後期高齢者医療保険制度を認識しておられますか。

○市長（本田修一君） 先ほどの私の両親の年ですけど、ちょっと正確に申し上げますと、もう父親は亡くなりまして、かなりたっております。母親は昨年亡くなっておりますので、そのように御認識ください。

今回の後期高齢者医療制度につきましての考えでございますが、本市に限らず、今後ますます医療費が高齢化の進展に伴い増大することが見込まれております。このため、後期高齢者医療制度は、現役世代と高齢者の負担を明確にし、世代間で負担能力に応じて公平に負担してもらい、公費を重点的に充てることにより、国民全体で支える仕組みとしているものというふうにとらえております。そして、都道府県単位の保険制度としまして、高齢者の医療を支えようとするものであると考えております。後期高齢者の方々は、複数の病気にかかったり、治療が長期にわたる傾向があり、このような特性を踏まえて、高齢者の方々の生活を支える医療を目指すものとして、75歳以上を対象としました後期高齢者医療制度を創設されることとなったものと考えております。基本的には、老保制度も後期高齢者制度とも、国民皆保険制度で相互扶助による基本理念に基づき実施されているものと考えております。また、現在の老人保健制度につきましても、老後における健康の保持と適切な医療の確保を図ることを目的としていることから、老人医療は国民全体で公平に負担することとした趣旨をもって施行されたものと受け止めております。

このようなことから、早くこの新しい制度が市民の皆様方になじんでいただきたいと思っております。市としましては、制度の理解を深めていただくため、周知等を図ってまいりたいと考えております。

○25番（小園義行君） 市長は、この制度は良い制度だというふうにお考えですか。

○市長（本田修一君） 国民全体の医療保険制度というものを考えたときに、やむを得ないものなのかなあというふうを考えているところでございます。

○25番（小園義行君） やっぱりね、これは少し認識が薄いんじゃないですかね。まあいいでしょう。これね、じゃあ具体的なことを少し聞かせてください。

保険料の減免制度というのを県の連合会の方がうたっているわけですね。第19条第2項で、広域連合のそこで減免制度をうたっていますね。そして、ここでは、連合長に提出しなければならない、その減免制度の提出、本市の条例は提出の受付だけです。この広域連合からいただきましたこれでいくと、きちっと減免制度を設けているわけですね。そのことに対しての、うちの条例ではただ受付をするだけです。それをしっかりと住民に出して、こういう制度がありますよということを、私は広域連合だけがやればよいというふうには思わないんです。徴収事務からそういうのはここがやるわけですからね。そういうことに対して、どういうふうに、これは住民にきちんと周知をしていくべきだというふうに思うんですけど、いただいているパンフレットを含めて何もそういうのは書いてありません。私たちがもっているね、広域連合が出す、そういうことを含めてですよ。数字とかそれはあるわけです。住民には分かりにくいんです。そのことで、県の連合会が出しているこれと、うちの条例との間で、この減免制度をどうやって住民に知らしめていくのかということについて、どういうふうなお考えを持っていますか。

○市民課長（竹之内宏史君） 減免の周知ということでございますが、今後、今までも周知ということで広報等もやってきましたが、今後も住民説明会等を計画しておりますので、その中で減免制度についても、必要があれば周知を図っていきたいと考えております。

○25番（小園義行君） 課長、ちょっとお願いします。分かるように、ゆっくり話してください、聞き取りにくくてですよ。

今、あなたの答弁でね、必要があれば周知すると、これは大変失礼じゃないですか。これは連合会がそういうふうに乗っているんですよ。そして、ただたまたまうちはそういう徴収事務だとか、そういうことがあるわけで、受付ですよ、これ。それだけでね、黙ってたら住民は知らないわけでしょう。きちんとそういったものについて、必要があれば知らせる、きちんと知らせなきゃいけないというふうに僕は思うんですよ。再度、これ、住民説明会とかいろんなこともあるでしょう。そのことについて、必要があればお知らせをするというのはおかしいじゃないですか。

○市長（本田修一君） この後期高齢者医療制度につきましては、非常にいろんな面で新しい制度であるということもありますし、分かりにくいということがあります。そして、対象が高齢者ということもありますので、このことについては昨年9月から、私どもは広域連合より早くこのことの周知については取り組んできたところでもあります。そして、校区の公民館長会議や出前講座というようなものを通じまして、説明会を開催してきたところでございます。特に、年齢到達によります老人医療受給者証の取得の時期につきましては、毎回、直接担当者が出向きまして、その都度、後期高齢者医療制度について、説明会を行ってきたというところでございます。そして、依頼があった所につきましても、当然出

向きまして説明いたしました。そして、半年以上かけまして、市内全域を回ってきたところであります。今後もこのような形で、また改めて、今お話ししました減免についてということが周知されていないということがありますから、そのようなことにつきましては、十分説明会を重ねていきたいというふうに考えます。

○25番（小園義行君） 新しいから、きちんとせんといかんのですよ。だから、連合会の向こうの連合長で管理者の答弁というのは、いわゆる46の市町村は取扱いは変わらない対応をしなきゃならないと、今、細則を詰めていると、ここまで言っています。そして、そこだけにしていたら、事務はこちらがやるわけじゃないですか。だからきちんと、必要があればやるんじゃなくて、そういう制度がありますよというのはきちんと伝えなきゃいけないというふうに思うんですよ。

それで、じゃあその関係で、私たちの保険料というのは、均等割も含めて4万9,500円でしたかね、そこに出ていますよね。そういう関係で、国の負担が、費用の5割は公費負担です。そういう中で、12分の4と、国がそのうちをするというふうになっているわけですけど、残りの12分の1というのを調整交付金と。これは財政力はそれぞれ変わるから、そこで削ったりいろいろされる仕組みになっているんですね。今回、この連合条例、これの第13条、これに賦課総額も、移送費とか財政安定化基金の拠出金の納付に要する費用等々、保険料としてこれも賦課されているというふうに、これはしてあります。国の財政支援の対象として、ここを、実際国がそういうのはしなきゃいけないのに、保険料で取りますよというふうに、これはなっていますよ。そこらへんをきちんと国の支援として、そのことはやるべきじゃないのかということ踏まえて、国に対して声を上げていくべきじゃないかというふうな気がするんですね。この保険料に反映させるのではなくて。そういうふうに思いませんか。

○市民課長（竹之内宏史君） 制度的にはそのような、今おっしゃったとおりになっていると思います。老人保健制度の場合が5年間かけて負担が変わってきた経緯がございます。そして、その中で、今回このような後期高齢者医療制度ということでございまして、今、当面はそういうようになっておりますが、市町村としてはやはり負担が少ない方がいいわけですし、保険料でというよりも、やはりこれはある程度、公費負担の方が望ましいというふうには思います。

○25番（小園義行君） ぜひ、そういったのはどんどん声を上げて、制度として変えていくように努力をしてもらわなきゃいけない。

二つ目に、もう一ついいですかね。これ、ここに負担軽減で、やっぱり考えてあげないと、非常に鹿児島県のこの中で均等割等を含めて、高いわけですよ、県民取得からしたときにですね。そういった点でね、私はこの保険料の負担軽減と、こういった意味で所得基準を、この連合のやつは世帯の総所得基準にしてあるんですね。これを本人、その人の所得にすることで、大分下がりますよ。

二つ目に、5割軽減の所を見てくださいよ。この5割軽減と、これはありますね。ここに当該世帯主を除くと、掛けるの所にですよ。負担軽減の5割軽減、「同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者（当該世帯主を除く。）の数に24万5,000円を乗じてうんぬん」とこうですね。これは1人減るわけですよ。これは1人、世帯主も入れてあげれば、もっとこれはこの幅が広がるということですね。そういう負担の軽減を図る、連合に僕は要求すべきだと思うんですが、そしてここに住んでおられる

方々の保険料の負担を和らげていくということを、連合にもお願いをする、要求するという、そういったことをして、負担の軽減を図る考えはありませんか。

○市民課長(竹之内宏史君) この条例につきましては、広域連合議会の方で決したものでございます。おっしゃる趣旨はよく分かるということでございますけれども、今回はこのような制度で出発するというところでございます。

○25番(小園義行君) だから、冒頭言ったじゃないですか。国が決めたから、連合が決めたから、それでそのままやっていくよと、これじゃなくて、声を上げることは大いにいいことでしょう。変えていくというもの、新しく始まるわけですから、その姿勢に立っているかどうかというのが問われていると、市長、思うんですね。やっぱり、私はいろんな努力をして、住民の負担で、これは大変ですよ、これ、正直言って。そういうことを、私は要求すべきだと、そういう気持ちはありませんか、市長。

○市長(本田修一君) 様々な形で改善する内容があるとするれば、私どもは広域連合の方にもきちんとそのことは伝えて、そして広域連合自体で、また国の制度を変えるような形のものを求めていかなきゃならないということにつきましては、同じ考えでございます。

○25番(小園義行君) 今、市長の方から、そういう同じ思いだということでもありますので、ぜひ機会ある度に、そういうことは大いに上げて、条例ですから変えられるわけですよ。そういうふうにしていただきたいと思います。もちろんそうすることによって、市町村の負担、そういったものが上がったり下がったりしますよ。ぜひ、していただきたいと思います。それは共通理解ということで理解をしました。

次に、3点目には、保険料滞納者への資格証明書の発行の問題ですが、これまでは75歳以上のそういう老人医療の方々、そして障害を抱えておられる人たちに対しては、資格証明書を発行してはならないというふうになっていたのが、今度からは1年間滞納したら、資格証明書の発行をしてよいというふうになったんですね。これも連合議会が出しているもろもろのそういったものとか含めて、これないんですよ。やっぱりね、これ、こんなこと悲しいじゃないですか。年金の介護保険料引かれて、そして後期高齢者医療保険引かれて、年金の半分超したらやらないけれども、年金の半分までは取るよということでしょう。それで本市の年金生活者の方々、本当にたくさんもらっている人はいいでしょうけど、そうでない方が大変多いと思います。こういうことを、これも個々の自治体の仕事として、いろんなことが出てくるわけですね。この資格証明書の発行というのを、もう滞納しているんだから、あなたは取り上げますよと機械的になってはいけないというふうに思いますが、首長、ここについてはどういうお考えですか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

このことにつきましては広域連合から、短期被保険者証及び資格証明書の交付にあたっては、市町村の窓口において納付相談等を行い、被保険者の生活実態などの実状を考慮して交付決定を行うようにしていただきたいという要請が来ているところであります。

また、所得の低いの方々に対しましては、保険料の軽減措置はあるわけでございますが、滞納額が増えないように、市町村の徴収担当部署で、滞納が発生した場合は納付相談や指導を、その時期を逸するこ

となく行うようにと要請も来ているものであります。

本市といたしましては、このようなことから、広域連合の趣旨を十分に受け止めて、そのような形で対応したいというふうに考えます。

○25番（小園義行君） 機械的にやらないというふうに理解していいですね。

○市長（本田修一君） 被保険者の生活実態などを、十分実状を考慮してということがございますので、そのような機械的なことではないということでございます。

○25番（小園義行君） 本市も国民健康保険税の滞納もたくさんあるわけですけど、この新しく始まるこれについても、今、市長の方から答弁がありましたように、その生活の実態をよくつかんでちゃんとやると、機械的にやらないということでしたので、そういうことも併せて共通理解ができたというふうに思います。

次に、健康診査の問題ですが、これまではすべて対象になってやっていたわけですが、今回、健康診査は、どこかで血圧のそういうのにちょっとお医者さんにかかっていると、そういったものについてはちょっと駄目だよということが考えられているんですね。これ、連合議会の方ではどういうことでそういう部分になっているのかなあとということであるわけですが、新聞とかいろんなのを見ると、いろんな所がもうやらないよとか、そういうのがいろいろ載っています。うちの鹿児島県連合会では、この健診についてはどういう考え方に基づいてやろうとされているんですか。ちょっとそれをお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

健康診査の対象者をどのように考えているかについてでございますが、まず対象者は75歳以上の後期高齢者等の全員を考えているということでございます。今回は、国は医療費の3分の1を占める糖尿病や高血圧症などの生活習慣病を早期に発見するための検査項目を設定しております。既に生活習慣病があり、現在治療中の方につきましては、症状が重症化しないように、主治医の指導の下で適切な治療を継続していただくことが最も重要であるため、改めて健康診査を受診する必要性は低いとされております。

このようなことから、生活習慣病で治療の方や施設等で寝たきりの方以外の被保険者の方々につきましては、年1回の健康診査であるため、積極的に受診していただけるよう、ガイドブックや各種広報媒体の活用を図りながら、広く広報してまいりたいと考えております。

○25番（小園義行君） ちょっと、すごく長かったですので、簡単に言うと、例えばAという掛かり付けのお医者さんに行って、血圧の薬もらっている人も大丈夫ですよというふうに理解していいんですかね。

○市民課長（竹之内宏史君） 基本的には75歳以上の高齢者全員が対象となります。既に生活習慣病で医療機関を受診している被保険者で、医療機関での治療等は優先するという考え方です。健康診査を受けていいということで、今の基本健康診査とほとんど変わらないということで、居住地の市町村でこれまでと同様に受けることができますということでございます。考え方が特定健康診査と似たような考え方でございます。

○25番（小園義行君） さっきもお願いしましたが、私もとても早くしゃべる方ですけど、早くて何

ておっしゃってたのかなあと、よく分からないんですが、これ、各自治体で健診の対象者をどうするのかということが僕は大事だと思うんですよ。これは何でかということ、これが増えると保険料で払わんといかんから、その3割しか国はみないんですね、それをですよ。だから、極力させないようにしているわけですよ。でも、これまで年寄りの人は、安心してここに来て無料でいろいろ診ておられたものが、あんたはAという病院にかかるとしてやっせんと、これはあまりにも残酷じゃないですか。

だから、ここの自治体として、健診をどうしますかということを経り込みをさせたらね、やっぱり隣の何とかおばあちゃんはいいいけど、こっちのどこかにかかっている少しそういう病気になっている人は駄目だよという、こんなものでいいのかということを知っているんです。だから、姿勢ですよ。この本市の姿勢はそういうことが果たしていいのっていうことを知っているんですよ。これは市長がいいんですかね。まあどちらでもいいですけど、もう一回お願いします。

○市民課長（竹之内宏史君） 現在、4月からのその健康診査に基づく考え方を、今、曾於市、大崎町と、医師会の方をお願いをしようということ、情報提供をもらおうということ、検討中、協議中でございます。ですから、今、4月から始まりますので、今のところ協議中ということ、先ほど申されたように、一つの疾病があるということだけでどうなのかという、申されたようなことを協議しているところでございます。

○25番（小園義行君） 一つだけね、例えば血圧の薬をもらっている人は駄目だよっていう、国はそういうふうには言っているわけですよ。結果、国の持ち出しも多くなったり、いろいろするからですね。でも、これまで無料でやってきたそういう健康診断を含めて、これがいきなりどこかの病院にかかっている駄目だよ、あんたはと、こういうもので果たしていいのかということ、私は思うんですね。だから、ぜひ、これは広域連合に対して、そういうふうには絞り込みをしないように、ちゃんとしてねと、これが普通でしょう。考え方としてですよ。市長、いかがですか。

○市長（本田修一君） ただいま担当の方で回答いたしましたように、近隣と協議中というようなことでございます。このことにつきましては、今お話がありましたように、健診というものは本当に私どもの医療制度を健全化するためには必要な内容だというふうに思いますので、前向きに対応できるような形の協議ができるように努力してみたいというふうに思います。

○25番（小園義行君） ぜひ、これは高齢の人はやっぱり安心して健診に行って、保健師さんからちょっと血圧を測ってもらえばっかりで、わざわざ安心しやるわけですよ。お前、もう一つしていれば健診な受けやならんだと、これじゃいかんでしょ、基本的にはですよ。ぜひそういう立場で、今、市長の方からそういう答弁がありましたのでね、そういう立場で努力をしていただきたいと、そう思います。

次に、いわゆる医療の関係、包括払い制度、これは75歳以上の人たちを別枠で診療しますよということ、ここで厚生労働省は、ここで厚生労働省が考えているのは、基本的にこういう内容ですよ。後期高齢者には三つの特性があると。一つ、治療が長引き複数の病気にかかっている。二つ目に、認知症が多い。三つ目に、いずれ死を迎えるんだと。75歳以上の人はどうせ治らんし、いずれ死ぬのだからと決めつけて医療費を削減しようとしている。こういうことが厚生労働省の考え方ですね。こ

ういうことを進めるためにどういうことが行われるかという、いわゆる75歳以上の人が入院したら、すぐに退院計画、そして命の短い終末期の患者も75歳以上に限って、延命治療の希望の有無を事前に文書やビデオで記録して、過剰な診療が行われないようにしてしまうと、こういうことです。私が風邪でちょっとしますね。私には十分するけれども、75歳以上の人には上限、いわゆるここまでですよと決めて、それ以上やると点数を少なくするから、医療機関としてはやらないわけですよ。そういう制度をつくっちゃっている。これが包括払い制度ですよ。こんな馬鹿な話がありますか。これと併せて、療養型病床群もどんと減らしてしまうという政策と一緒に進んでいますよ。今言ったようなことですね、入院したらすぐ退院計画を作るんだと、延命治療に対してもそういうふうに文書、ビデオ等で約束させる、こういうのを、市長、どう思いますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお尋ねになりました定額制度につきましては、現段階では、県や国保連合会などからまだ説明がないところであります。今週、県及び社会保険事務局を対象に説明会があるところであります。その後、医療機関を対象に説明があるようでございます。現在、県や広域連合では定額制について、確定した内容については、まだ把握していないため、市町村に対して説明がされていないところであります。

このような状況から、この制度につきましては、現段階では具体的な答弁を差し控えたいということでございます。

○25番（小園義行君） 私が通告をして、質問をしているのは、これから始まる制度だから、本市の首長として、この制度に対してもっとこういうふうにしてくれと、住民の立場から考えたときに、連合会や国に対して、きちんとものを申して、住民の保険料負担の軽減や、安心して医療にかかれる、そういったものにしてくれというのを上げる意思があるかないかということ、僕は聞いているんですよ。制度のことについては全部分かっていますよ。コメントを控えたいなんて、何か残念ですね、市長。もっと住民のことをよくあなたは分かっているんだったら、この後期高齢者医療保険制度というのはとんでもない制度だっていうことぐらいは、私はあって当たり前だと思うんですよ。だから、この包括払い制度についても、まだ決まっていなければ、きちんと連合会にそんなのおかしいよって、声を上げてくれっていうふうにするべきじゃないですか。そのことを私は聞いているんですよ。制度は4月1日から始まるんですから、その前に、この町に住んでいる高齢者の方々に対しての思いというのをどれぐらい持っているのかということが、市長の答弁として出てくるべきでしょう、お願いします。

○市長（本田修一君） 先ほどお答えいたしましたように、具体的な内容が説明されていないということでございますが、今お話になりましたような内容というものにつきましては、私ども、ある程度把握しているところでございます。そのような内容を見たときに、かなり厳しいなあというようなふうには感じているところでございます。そのような私どもの声というものは、また広域連合に対しまして、きちんと届けていきたいと思っております。

○25番（小園義行君） そのことはよく分かりました。

この包括払い制度になるというのは、市長は理解をされていますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

掛かり付け医になり、ある一定の額でその医療費につきましては、抑えられるというふうに理解しております。

○25番（小園義行君） 国が考えているのは、私が先ほど言ったとおりです。そういうふうにちゃんと出ているんですよ、出しているんです。ぴんぴんころりと逝ってくれというようなことですがね。こんなことではいかんでしょう。私はね、きちんとした、安心して受けられる、そういった医療にしなきゃいけないけど、医療費抑制がこれは大きな目的になっているということですね。説明会については、今先ほどそれについても連合の方にきちんと声を上げるというふうにおっしゃいましたので、よく分かりました。

あと、住民に対する説明会では、先ほどいろいろありましたけれども、これからもどんどんされると思います。そういった中で、こういう今話をしました中身等についても、きちんと減免申請のことだとか、保険料の減免、そして包括払い、資格証明書、取り上げられるんですよと、こういったことも含めて、こういう制度はどうですかということを、きちんと私は話すべきだと思うんですけど、これまでの説明会をやられている中で、そういったことが説明されていますか。

○市民課長（竹之内宏史君） 今までの制度の概要については説明をいたしております。そして、一人一人が保険料が来ると、それと一人一人に保険証が交付されるということ等についての説明でございまして、包括定額制については、まだ説明はいたしておりません。

○25番（小園義行君） やっぱりね、国がやろうとしていることだから、隠す必要はないんですよ、これ。そういうふうになるってなっているんだから。だから、やっぱりね、住民のことを思ったら、午前中、八久保議員の方から切々と市長におっしゃったじゃないですか。住民の目線に立ってどうなんだって、そういう行政を進めろって、ここが私は一番問われているんじゃないかと思います。ぜひ、説明会ではそういったとんでもない制度だということをね、私はお知らせしていただいて、大きな声を上げて、これはみんなで中止・撤回させるようにしないといかんじゃないですか。

そこで、この県広域連合の試算ということで、担当の方にちょっと資料をいただきました。ここで保険料と、それぞれの自治体が出す保険料と、ここの市の均等割分ですよ、これを保険料と均等割でどれぐらい高いものを払わされることになるのか、均等割分がですよ。これね、鹿児島市が約36.56%、全体の保険料に対して均等割がですね。私が計算したものです、いただいた資料で。志布志市は55.29%、それぐらい均等割分、高いものを払わされているんですよ、鹿児島市より。小さな市町村になると、当然そういうことになる。だから、十島村、そういった所については、それぞれ低く設定がされたりいろいろしていますよね。曾於市、57.42%、保険料に対して均等割分。大崎町が55.78%、こういうものにいただいた資料で私は計算するとなっています。高いものを払わされているんです。そういう中で、ぜひ、これから制度が始まろうとして、まだ連合議会の中で、連合会の中でどういうふうになっていくか分からない部分も、今、包括払い制度に対しての問題とかありましたね。ここについては、大きく声を上げていただきたい。これは全国の525自治体が、この後期高齢者医療保険制度の中止・撤回、国の財政措置を求める意見書を可決しております。県内はね、鹿児島県もそうですよ、鹿児島県の議会もそう

しています。7自治体が意見書を国に上げております。そういうふうに、それぞれの町でみんなが、「大変だ、これは」と、住民に説明すると「何だそれは」と、「姥捨て山じゃないか、現代の」と。姥捨て山はお金を取らないですけどね、これはお金を取るんですよ、保険料を。とんでもない制度じゃないですか。

そこで、新聞赤旗が書いてくれましたよ。3月9日号、後期高齢者医療保険制度、岐阜県の大垣市、ここ、自民党の市議団が、こういうことはやめてくれという意見書を提出したんです。自民党の市議団がですよ。そして、大変申し訳ないけれども、公明党の議員さん除いて、全員賛成でした。そして、可決していますよ。そして、その住民の方々が大変喜ばれています。

私はね、これは党派を超えて、本当にこれまで戦後の日本を営々としてつくってきた人たちに対して、最後にこんな仕打ちをしていいのかと、私は思います。当局も議会も一緒になって、この問題については国に対して中止・撤回、そしてそれがどうしても駄目なら、財政支援をして、きちんと保険料が適正なものになっていくように、私はやるべきだと思います。これはどの政党がと言っている場合じゃないんですよ。それぞれこの地域に住んで、住民の皆さんから負託を受けて、いろんなことをやっていかなきゃいけないでしょう。そういう立場に私は立って、しっかりと当局と、もちろん私たち議会も一緒になって、国に、連合会に声を上げていく、そういった姿勢になりませんか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

全国で525の自治体がそういった形で、国に対して意見書を提出しているということにつきましては、初めてお伺いしたところでございます。私どもとしまして、県の広域連合の中で組織している一員としまして、これは県としてそういった方向を採るとすれば、採らなきゃいけないというふうに考えますので、まだ十分勉強させていただきまして、また県の方にも意見を申し上げたいというふうに思います。

○25番（小園義行君） 鹿児島県も、県議会もこれは採択して、意見書を上げています、財政支援の問題を含めてですね。ぜひ、市長、本当に市民の目線で、立場に立ってやると、そのことが本当に大事だというふうに思います、この後期高齢者医療保険制度については。これ、党派を、思想・心情を超えて、老いも若きも一緒になってやめさせなきゃいかんですよ、これ。ぜひ、そういう立場で市長も努力をしていただきたいと、そういうふうに、まあ努力するというものでありましたので、よく分かりました。ぜひ、力を合わせて、これ、国にも声を上げていただきたいと、そういうふうに思います。

次に、児童福祉の問題で、あと少しですのでお願いします。

保育所の関係ですが、学校の耐震診断というのは、それぞれされているわけですけど、保育所はそれぞれ厚生労働省所管で、本市の保育所も木造であったり、コンクリート造りだったり、いろいろあります。このことについて、あまりこれまで議会の中でも議論を私もしていない部分がありますが、この公立保育所、それぞれ大分古いですよ。この木造についても国は指針を示していますけれども、これについての診断は行われていないというふうに思うわけですが、今後の公立保育所の耐震診断についての考え方を少しお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

保育所の耐震診断ということですが、建築基準法の構造基準が昭和56年に改正され、これ以

前に建設された建物については耐震診断が求められているところでもあります。公立保育所の耐震診断については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で、建築物の所有者等に対する指導等の対象とし、3階建てで1,000㎡以上の建物となっているため、市内の保育所につきましても、対象となっておりませんでした。現在、法改正によりまして、2階建てかつ500㎡以上という基準がありますので、指導等には該当していないということから、実施につきましても現在考えていないところでもあります。

○25番（小園義行君）　そういういろんな基準があるんでしょうが、実際に自分の家を考えても、古くていろいろあれば、新しく今回、今おっしゃったように、木造については筋交いを入れるとか、L型を入れて補強するとか、そういうことがうたわれているわけですけど、ぜひここについても、今後の志布志市の将来を担う子供たちの保育所が、安全に保育が受けられるという立場で、私はあるべきだろうというふうに思いますので、そういう問題についても、建て替え等も含めて、いろんなことがあるでしょう。ぜひ、頭の中に入れとってほしいと思います。

次に、保育士の待遇改善ということでお願いをしておきましたが、これ、全体的に志布志市の臨時職員ということも含めて、私はちょっとお聞きします。

昨年の11月、志布志支所やそれぞれで、平成20年4月から臨時職員の勤務条件が変更されますという、こういう説明会があったんですね。しましたよね。これ、皆さん方は、よくこの臨時職員の人たちとお話をされて、こういうふうに、話をした上でこういうふうになりますというふうにされたんですか。それとも、いきなりこういうふうになりますという説明をしたのか、どちらかちょっとお知らせください。

○総務部長（井手南海男君）　今回の嘱託員制度といいますか、その導入に関しましては、説明会そのものは行ったわけですが、事前における臨時職員の方々との意見の調整といいますか、そういうことはしてはおりません。

○25番（小園義行君）　労働基準法の第2条は何て書いてありますか。

○総務部長（井手南海男君）　労働基準法の中では、第2条でございますが、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。」と規定されております。

○25番（小園義行君）　部長、そういう立場であれば、このことはいわゆる労働基準法違反というふうになるわけですけど、実際、労働基準法第1条もこういうふうに述べていますよ。「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るよう努めなければならない。」というふうになっているんですね。そして、今、第2条は、部長が述べられたとおりです。労働者と使用者がきちんとそのことをもって話し合いをした上で決定しなきゃいけないということです。それは雇用の立場もそうです。これを新しく採用しますよということであるなら問題ないけれども、実際はそうでしょう。これ、労働基準法違反だというふうに、僕は思います。そのことはお認めにもなりますよね。その説明をお互いにやる、こういうことを決める前に全然していないということですから、そのことは私は問題だと思います。いかがですか。

○総務部長（井手南海男君） 確かに、今後のいわゆる導入後につきましては、労働基準法違反というふうに解釈せざるを得ないというふうに考えておりますが、現在の臨時職員の方につきましては、地方公務員法でございますが、第22条に規定されております臨時的任用職員ということでございますので、臨時の一般職であるというふうに考えます。そういうことでございますので、地公法の第58条第3項の適用を受けまして、現在の臨時職員の方につきましては、労基法の第2条の適用はないものというふうに解釈しております。

○25番（小園義行君） 解釈はそれぞれでしょうけど、基本的に今回、皆さん方がされているこれで、地方公務員法の第3条の嘱託職員、そしてパートタイマーというのは、地方公務員法の第22条の適用を受けないんですね、これは。それはお互いに理解ができると思います。なぜなら、地方公務員法の第3条で、嘱託職員、ここは特別職になっています。一般職と臨時の職員、嘱託職員、それに準ずる者というふうになっていますが、それは特別職ということでいくと、臨時職員の方々は地方公務員法でいうと特別職なんですよ。そして、地方公務員法はそこには適用しませんよということでありますので、今、役所で働いておられる方々含めて、これ、臨時と通称言われているパートの人たちも、この第22条の適用は私は受けないというふうに思っています。

それで、今回、国は今、正規労働者と非正規労働者、非常に格差が出ている。この中できちんとしなさいということで、パート労働法の改正があったわけですね。本市もここに、今皆さん方が説明をしたということでありますが、臨時職員はパートタイマーへ統一を図るとのことと、併せて嘱託職員というふうにするということでありますが、この嘱託職員も本来は7時間でやればいいけれども、ここに労働者災害補償保険の適用が受けられなくなるということで、1日を7時間としますと、こうやっていますけど、この労働者災害補償保険法というのは、パートであろうが、臨時職員であろうが、1人でも雇うと、きちんと加入しなきゃいけないという法律です。そして、全額、使用者が払うということになっているんですよ。

そういうことで、私はね、今回、あなた方がそういうふうに変えようとされているわけですが、この中で、昨年11月の臨時会で、保育所の民間移管ということがありましたね、議案としては否決されたわけですが。その時に、現在の公立保育所は臨時の方が大方で、保護者の要求にこたえられない。よって、民間移管するんだという、そういった理由等もありました。私はその時とても悲しかったんですよ。なぜかと言ったら、保育所の保育士もそうです。そして、本庁、支所でそれぞれ働いておられる臨時職員の人たちも、その人が必要だから市が雇っているわけでしょう。この人に対してね、臨時職員だから保護者の要求にこたえられないって、これは保育士に対して大変なめたことですよ。国の資格試験を突破してきて、保育士として臨時的に採用されているその人に対して、私は大変これは侮辱していることだと思います。今回のこの保育所の臨時保育士の人たちは、どういう立場なのか分かりませんが、嘱託職員となるのか、パートとなるのか、どちらなんですか。

○総務課長（中崎秀博君） 保育士の方は、20年4月1日からは、嘱託職員という身分になる予定でございます。

○25番（小園義行君） 嘱託職員ということで、それぞれ採用になるわけですね。賃金はということ

になりますか。

○総務課長（中崎秀博君） 保育士の賃金でございますけれども、月額で申しますと、無資格の方が今12万3,000円、それと有資格と担任を月額13万8,000円、主任を14万2,000円を想定しております。この月額は、1週間平日勤務の5日間ということで想定をいたしているところでございます。

○25番（小園義行君） この保育士は、今おっしゃったように、12万3,000円と、有資格の方で13万8,000円、そして主任保育士ということになると14万2,000円ということですが、なぜか保育士の方々は低くみられているんだなあと思いますね。学校に上がる前の一番大事な時期を本当に営々とするのに、この12万3,000円とか13万8,000円、資格持っておられる方でそうですね。本市の高卒の初任給は14万100円ですね。これよりも低いというのは、非常に僕は、そういう大事な子供さんを預かってもらっている人に対しての評価としては最もこれは低いなあ、という気がします。こちらについては、大事に育てて、そして学校にきちんと送る。その間は、非常に子供たちは言うことを聞かなかったり、いろいろありますね。その中にきちんと育てて、さあいざ学校へとになったら、学校の先生たちはきちんとした身分保障があってやられている。学校の先生と保育士は、僕は同等であってもいいぐらいの気持ちがあります。この保育士の人たちに対する、長くこれまで勤めてこられて、それでもこれまでは日額6,800円とか、7,000円、5,900円で頑張っておられた方々ですよ。それを今回、新しくそういう月額ですということ、嘱託職員ということでありましたので、いろんなことがあるでしょう。この金額等も、私はきちんと見直しをして、本当にしないと、担当の松山支所、有明支所、それぞれありましよう。保育士を集めるのにも、私は大変なことになっていくなあという気がしてなんですよ。こちらについては、きちんと考えていくべきだというふうに思います。

それと、併せて、本庁、支所で働いている臨時職員の人たち、今どれぐらいおられるんですか。わからなきゃ後でいいですよ。後で教えてください。

私は、これは本当にその人たちが必要だから、志布志市は臨時的任用ということで、補助職員という形で三つありますね。補助職員規則の中に、パートタイマー含めてですよ。この人たちは必要だからそこにあるわけじゃないですか。雇っているわけでしょう。そして、よく考えてくださいよ。私は正規職員だから、あなたは臨時職員だから、あなたはパートタイマーだからって、これはおかしいと思います。同じ仕事をされている、役所に来た時に、住民の人が見た時、「あんたは臨時ね、パートね、正規ね」と、こんなことはないですよ。皆さん、公務員というふうに見ておられるんですよ。そういった立場からしたときに、正規の職員である人たちは本当に謙虚でないといかんというふうに、私は思います。なぜなら、パート労働法はそういう非正規、正規、これをやめなさいというふうに努力義務をきちんとうたっているんですね、これ。改正の第8条、第9条、そこでうたっていますよ。

そういうことを踏まえて、私は臨時的任用されている人たちを、今回、臨時職員ということ、そしてパートタイマーと嘱託職員というふうにお分けになるわけですが、きちんとそれに対しても、ここにいただいた資料でそれぞれ月額だったり、時間単位の4,200円とかいろいろありますね。これも私はパート労働法が求めている、そこにきちんとしなきゃいけないというふうにならうたっているんですが、労働基準法の第1条、ここの関係で、併せて今後、このパート労働法適用になる、そういう人たち含

めて、賃金の見直し、こういったものも私はきちんとやっていくべきだというふうに思うんですが、首長、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

臨時職員の方々は、それぞれの立場で職員の業務を補っていただきまして、円滑な業務の推進のために職員共々取り組んでいただいているというふうに思っております。しかしながら、主に正規職員の補助業務というような形で従事されているということでございますので、そのようなことも御理解いただければというふうに思います。そのような形で、私どもとしましては、今、提示いたしましたパートタイマーないしは嘱託職員についての待遇につきましては、近隣の職場の方々と何ら劣っていないというふうなふうに考えておりますので、そのようなふうに御理解いただければというふうに思います。

○25番（小園義行君） パート労働法が求めているその精神についてはいかがですか。

○市長（本田修一君） 先ほどもお話ししましたように、現在、パートタイマーの方、臨時職員の方々は、正規職員の補助業務というようなことでございますので、まさしく同一業務をされているということだったら、そのようなことも十分考えていかなきゃならないというふうに考えます。

○25番（小園義行君） これは正規職員の人、例えば保育士を例にとると、同じ仕事ですよ。ここで、パート労働法の第8条はね、こういうふうに言ってますよ。パート労働者であることを理由に、差別的取り扱うことが禁止されているんです。市長、そういうことですよ。同じ仕事をしていますよ。正規の職員と全く同じ仕事だと、私は思いますよ。そういうことを踏まえてね、パート労働法のそこを適用するという、労働基準法のくくりの中でいえばそうなんです。ぜひ、そこについてはしっかりとした考え方を持って取り組んでいただきたいと、そういうふうに思います。地方公務員法第3条に該当するというのを前提に、今話していますよ。地方公務員法の適用を受けないということでしたら、労働基準法が優先なんです。そのことでいったときに、今回、パート労働法の改正で、そういうパート労働者であることを理由に差別的に取り扱うことは禁止する、ちゃんと努力しなさいということをやっているんです。その精神で、私は今後、国が求めている正規労働者と非正規労働者の関係で、格差がどんどん広がっている、これを是正しなきゃいけないということで、こういうふうに法の改正になったんです。そのことをちゃんと法令遵守の立場から、努力をしていかなきゃいけないというふうに思います。今後、他の市町村もこういう問題では、少し考え方が変わってくると思います。だから、今回のこのパート労働法の改正、4月1日以降、そうなるんですけど、きちんとそのことを踏まえて対処をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。保育士を含めてですよ。

○市長（本田修一君） 今回、改めてパートタイマーと嘱託職員というような形で、臨時の職員の方々にはお願いするということになりますが、先程来言いますように、正規職員の補助業務をしていただくと。そして、勤務の時間につきましても、原則7時間というふうにしたということでございますので、そのようなことで、パートタイマーの方々の雇用につきましても、近隣の市町の取扱い等も参考にさせていただきながら、今後も改善に努めさせていただければというふうに思います。

○25番（小園義行君） このそれぞれ大変厳しい状況の中で、職員が少なくなっていく。それを補助していただくために、その人たちがいなくなったら、正規の職員だけで仕事が回りますかね。そういう

状況を考えたとき、本当にサービスの低下をさせないという立場からしたら、そのことをしっかりと踏まえて、私はこのことには取り組んでいただきたいと、そういうことを申し述べて、私の質問を終わります。

○総務課長（中崎秀博君） 先ほど臨時職員の人数をお尋ねでしたが、19年4月1日現在で274人でございます。

○25番（小園義行君） はい、分かりました。

○議長（谷口松生君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

ここでお諮りします。

本日の会議は時間を延長したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議は時間を延長することに決定しました。

ここで4時10分まで休憩いたします。

午後3時57分 休憩

午後4時10分 再開

○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

一般質問を続行します。

次に、1番、下平晴行君。

○1番（下平晴行君） 最後になりましたけれども、一所懸命質問していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

初めに、教育行政でございます。給食費の滞納についてでございますが、平成17年度における全国小・中学校での給食費未納額は22億円になることが、文部科学省調査により明らかになったようであります。このうち60%は保護者の責任感や規範意識の欠如がその理由とされ、経済的問題はないが、支払わない親による未納の実態が浮き彫りにされたとあります。

同調査では、全国の高校、市立の小学校は2万2,553校、中学校は9,368校、計3万1,921校が対象で、そのうち給食費未納の児童・生徒がいた学校は43.6%で、1万3,907校であります。総数716万4,936人の児童・生徒のうち、未納者は小学校で6万865人、中学校で3万8,128人、計9万8,993人おり、約1%の比率で滞納していたようであります。

給食費は、食材費であるため、最低限の費用負担は当然のことです。本市の給食費の滞納額を調べてみますと、2月1日現在で、過年度分約348万円、現年度分約239万円、合わせてみますと約587万円です。

給食費の未納対策として取り組んでいる学校があります。学校に通う児童・生徒の保護者に、学校給食申込書の提出を求め、提出を拒む場合は、原則として弁当を持参してもらうということになります。

学校は、給食の契約制、いわゆる確認書を保護者に通知、保護者は署名、押印して、学校あてに提出することになります。

このような滞納対策として取り組まれる考えはないか伺います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

最近の、この全国的な課題となっております給食費の未納問題であります。恐らくこれは、給食制度の発足当時は考えられなかったことではないかと思えます。近年の、この価値観の多様化等によりまして生じた社会現象の一つではないかと危惧している一人でございます。

学校は、目的外に大変大きな労力を費やしているというのが現状でございます。これは本市に限りません。もう全国的な問題だと聞いております。

所では、給食費完納方策として、今、御指示のとおり、そういう契約制導入というのをやっている県外の自治体が確かにございます。こういった制度を導入している所もあるようでございますが、ただその実態を調べてみますと、一部成果もあるようでございますけれども、仮にその給食申込書を提出しなかったり、保護者がですね。しなかったり、あるいは今度は、したはよかったが、給食費を払わなかったというような場合、どうということが生じるかといいますと、児童・生徒がもう弁当を持って来るといふ、弁当を持って来れる子供はいいですが、結局、諸般の事情によって、弁当さえ持って来れないという子供が出てきた場合など、いわゆる教育的配慮の欠如が心配されるということでございまして、この契約制の導入というのも大変慎重を期するということがいわれているわけでございます。

現在、本市におきましては、未納の現状を的確に把握しながら、学校だけに任せるのではなくて、市教委と給食センターが一体となりまして、未納を無くすための努力をしているところでございます。そしてまた、これは定例教育委員会におきましても、度々このことが議題になっているわけでございます。

私は、かねがね学校長に対しまして、いろいろなお願ひもしております。学力向上をはじめといたしましてお願ひもしておりますが、この前も前日の答弁で申しましたように、学校の安全ということも大事な一点でございますので、子供を死なせないこと。それから、学校から火を出さないことというようなこと。そして、さらにお願ひしているのが、給食費納入を限りなく完納に近付けてくれということ、私はここにまいりました時に、かつて給食会におった関係もありましたのでお願ひしました。徐々にはありますが、校長、教頭、そしてまたPTAの御協力によって、少しずつではありますが、減ってはきております。今、また市のPTAとしても、それから側面的にそれを協力していきましようということでございますし、ささやかではございますが、ご覧になったと思いますが、市の広報紙等でも納めましようというような呼び掛けもしておりますので、その成果を期待しているところでございます。

給食センターといたしましても、教育委員会といたしましても、引き続き学校と連携して給食費未納者への督促をしながら、根気強く徴収努力をしまいらすとともに、保護者に対しては学校を通じまして、生活保護等の支援策も提示しながら、示しながら学校給食への理解を深めてまいりたいと、かように考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（下平晴行君） はい、よく分かりました。

教育長、内容については分かりましたが、文部科学省もそういう各学校や、市町村教育委員会等からの苦勞と申しますか、そういうふうなことからこういう調査をしたということでもあります。本市でどういう実態調査をされたのか、それをもう1点。

それから、当事者制の問題があります。これは給食費を払う、払わない保護者と、それから給食を食べる子供たちの当事者、こういう問題がありますから、今おっしゃったように、大変な問題ではあると理解しております。それともう1点は、欠損分の対処方法であります、どのような方法で対処しておられるのか、先ほど申しましたように、給食費は給食の食材のみということでもありますので、2点ほどお願いしたいと思います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

実態調査等でございますが、これは、実際に子供たちに直接持って来なさいというようなことは、いつでしたか、2月20日の地元新聞にも教材費と給食費を、児童名指しでした県外の学校がありまして、大変な問題になっておりますが、こういうことで、具体的に「A君、B君と、君は持って来い」とか、「あなた払いなさい」という指導を今現在しておりません。ですから、担任及び学校長が直接出向いて、そして納入をお願いする、あるいは電話でお願いするということをしております。そうするとなかなか、「払います」と、「持って参ります」ということのようにございますが、中にはもう全然電話対応がなされないというふうな家庭もあるようでございます。非常に難渋をしております。そして、PTAの役員の方々にもお願いもしながらやっているのが実態でございます。それで、聞くところによりますと、家庭によっては、もう何人も子供さんがいらっしゃる所は、2人分、向こう何年間かとか、3人分がもう既に中学校までかかって未納になっているとかいうような実態もあるようでございます。

それから、御指摘の後をどうするのかということでございますが、これは、給食費はあくまでも食材費でございます。決してこれは、光熱費とか人件費とか、これはすべて市費で賄っておりますので、その給食費が人件費に回るとか、光熱費に回るとか、一切ございません。これは、そういうことはしてはならないことになっていきますので、だものですから、結果的には年度末にそれぞれその精算を、それぞれの学校のPTA等の御理解をいただきながら、処理をしておられるということでございます。私どもが各学校にどれくらいの未納があつて、どうなつてというようなことは調査いたしておりません。そして、また次の年度が始まりましたときに、また改めて献立を作りますので、その金額をもって献立を作っていくというような形をするのが実態でございます。

以上でございます。

○1番（下平晴行君） 1点目については、実際は実態調査はまだされていないということでもあります。やはりこのほかの税も、あと市長にちょっとお伺いしますが、やはり滞納することは何が原因なのか、それは少なくとも調査する必要があるんじゃないかなあというふうに思うわけでもあります。

それから、欠損分の対処法としてはPTAの予算でということではありますが、これは全国的に統計が出ておりますが、一番多いのは学校給食費から、要するに学校給食費の範囲内で対応していると。ということは、その分、20人いると、5人払わなかったら、15人分で処理するという、いわゆる食材の質が落ちてくるということにもなるわけでもありますね。それから、予算から一時補てんをすると、次がです

ね。それから、市の予算、予算というのは教育委員会の予算と市の予算から補てんというのが出ているようであります。教育長がPTAの方と言われますと、PTAの方でも負担が大きくなるわけですので、そういうことも含めて滞納者には、あなたたちの子供さんの食材はこういう形で大変迷惑をかけているんだということを、やはり理解してもらうことが一番大切じゃないかなあというふうに思います。ぜひ努力をしていただきたいと思います。

それから、滞納者のことであります。こういう滞納者は、やはり市長、他の税も含めて滞納されていると思われま。前もちょっとこのことで、いわゆる全体の滞納リストを作って対応すべきだというふうに一般質問をしたことがあるわけですが、そういう考え方はどうかということで市長にお尋ねしてみたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

税の滞納もあります。そして、各種使用料等の滞納もあるということでございますので、それらが総合的に関連するのではなかろうかということで、関係部署が集まりまして、債権対策検討委員会を設置いたしまして、ただいまそのことについては総合的に取組をしようとしているものでございます。

○1番（下平晴行君） ぜひ、そういう中で対応していただきたいと思います。

次に、弁当の日（子供手作り）を実践している学校があるということでの質問でございます。

御承知のとおり、食育基本法が制定され、その推進が図られようとしているところであります。食育には、健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保、食を通じた豊かな人間性の醸成などの意義があり、多面的な教育効果が期待されています。食育といっても、その実践内容が重要であります。何をどうやって学んでいくのか、その具体的実践として、弁当の日の取組をしている学校があります。香川県滝宮小学校の竹下和男校長が実践している取組であります。

弁当の日と聞くと、給食の代わりに親が作った弁当を食べる日でなく、弁当を作るのは子供で、保護者は一切手伝わないということでもあります。買い物に行くのはお母さん、あるいは家族と一緒に行くというようなことでのふれあいもあります。献立、食材の購入、調理、盛りつけのすべてを子供たちで行います。弁当の日の対象は5、6年生のみで、調理に必要な最低限の知識や技能は、1学期をかけて5、6年生だけにある家庭科の授業で指導します。実施するのは11月以降の第3金曜日で、月1回、年間5回となります。11月から3月までということでもあります。子供が自分で弁当を作る、これがどう食育になり、どういう教育効果があるのか分からないと思いますが、しかし実際に行われた弁当の日では、素晴らしい効果が実証されています。献立作りから食材購入に至る段階で、子供たちは様々な学習をします。どの食材にどんな栄養があるのか、どのような献立にすれば栄養のバランスが取れるのか、また見た目に美しい弁当になるのか、それらの食材はどこから来たものなのか、どこでいくらで売られているものなのか、自分で作り、自分で食べるからこそ一所懸命考えます。日ごろ当たり前のように、調理済みに出てくる食事が、実は多くの人々のお陰で成り立っていることに気付きます。また、実際の盛りつけを体験することで、調理する楽しみや苦勞を知ることになります。子供たちから取ったアンケートでは、毎日食事の準備をしてくれている家族の苦勞が分かり、感謝しなければならないと思ったという感想が圧倒的に多かったそうです。好き嫌いが言えなくなった、不満を言わずに食べたい、ありがとうを

言うようにする、これからは進んで手伝いたいなど、言葉は違うが食事を作ってくれた方への感謝の言葉が相次ぎました。これらの子供の反応を見れば、体験というものがいかに大切に分かります。このように自分の力で、自分で作るという体験により、日々いただいている食事を有難く思う気持ち、栄養のバランスや食の安全に対する意識、自分で食事を作れるという生活力や独立心など、様々な生きる力がはぐくまれるのです。弁当作りが子供たちの生きる力を伸ばすという考え方について、どうお考えかお伺いします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

まさしく今、議員の御指摘のとおりでございます。弁当の良さというようなことにつきましては、そういう点が素晴らしい効果があるということは、私どもも認識しております。本市におきましても、親子で作る弁当というのを実施している学校もございます。それから、この学校では特に遠足の日に実施しておりまして、「明日の遠足には自分の手で作った弁当を持っておいで」というようなことで指導しておられるようでございますし、その時に高学年の場合は栄養のバランスを考えて、全部自分で作るというふうに指導してありますが、低学年や中学年は、家の人の手伝いをもらって、一品でも作るというようなこともやっているようでございます。このような取組によりまして、子供たちは料理をすることの楽しさ、あるいはまた大変さなどを感じますとともに、親への感謝の気持ちが芽生えてくるのではないかと、今御指摘のとおりでございます。

まさしく笑い話じゃありませんが、切り身の魚が泳いでいると思った子供がいたとか、ピーナッツは枝にぶら下がっていると思っていた子供がいたとか、米を洗えと言ったら、洗剤を入れて洗ったとか、まさしく米は研ぐものだということが分からない。米を洗うという、これはもう教師の中にも、下手してそういう若い教師がいるのではないかと思われるぐらいの食の乱れでございます。

また一方では、親子キャンプ、あるいは親子料理教室、それから総合的な学習や生活科等でのそば打ち体験、親子カレー作り、生きた魚の料理、それからピザ作りなど、非常に多種多様な活動が本市では行われております。本当に有り難いことだと思っております。これらを通じましても、親子のふれあいは十分育ちますし、それから命の大切さ、食の大切さなども学べるんじゃないかと、こういうふうに思っております。

御案内のとおり、志布志市教育委員会といたしましては、「煮しめ・つけあげ・にぎりめし」、これを教育の三つの柱と、こういうふうを立てまして、学校におきましては、知育、徳育、体育、それに食育、この四本の柱で教育が展開されるよう指導しております。

今、御提案のようなことにつきましては、今後、優れた取組でございますので、各学校におきまして、その意義を踏まえまして、食の安全やあるいは食中毒や、あるいはまた家庭環境もでございます。学校規模等もでございます。そういうもろもろのことを考えながら、学校評議員会というものもありますし、PTA、評議員会もでございますので、そういう所で話題にさせていただきまして、実施に向けて検討がなされるよう指導・助言してまいりたいと、こういうふうに考えております。

○1番（下平晴行君） はい、よく分かりました。

やはり先ほどから申しますように、食育については、体験型の取組が必要であると。そういうことで、

自然や生産者とのふれあい、それから流通や調理にかかわる人々の存在に、先ほどのアンケートのように感謝することなど、そういうことの理解を深めるためにも、体験が必要であります。やはり体験させることには、教育長がおっしゃいますように、様々なリスクが伴うかもしれません。しかし、価値ある取組に挑戦を認めるためには、挑戦を認める教育現場であってほしいというふうに思います。ぜひそういう形で取組をしていただきたいというふうに思います。

今、私が話しているのは、この竹下和男校長先生、今、高松市の市立の国分寺中学校ですか、そこに行って、また取組をされております。もう今6年目だそうであります。この中に、特に小学生は、自立心というか、それもないから、まあ何とかできるだろうと思っていたが、中学校はやはり自分の考え方を持っているから難しいだろうと。ところがそうじゃなかったというのがここに書いてあります。この中で、弁当を作れば高校に受かるのかとか、親に手料理を食べさせてもらったことがないという生徒、買い出しに行くお金がないという生徒、台所に包丁、まな板がないというようなことを聞いて、この校長先生は弁当の日を中学校まで取り入れたということであります。機会があったら読んでいただければというふうに思います。

次に入りたいと思います。

環境政策についてでございます。

環境対策として、4Rが基本であるがということですが、本市の17年度資源化率は73%で、全国第4位と、市単位では1位ということですが、環境省の調査の全国平均は、17年度で19%ですから、本市の資源化率の高さがうかがえます。施政方針に4R運動の推進を図るとありますが、ドイツがなぜ環境の国になったか、背景には4Rの取組を国民に理解して取り組んだためであります。また、小さいころから家庭や学校での環境教育、このことが徹底したことでもあります。そのことは、国と国が陸続きのため、他国に迷惑をかけないことも環境教育が進んだ要因であります。そのようなことから、ヨーロッパではグリーンコンシューマー、環境にやさしい消費者、あるいは環境を考える消費者、こういう方々が60%以上を占めているといわれています。日本はまだ1%ちょっとであります。グリーンコンシューマーを増やすために、4Rの取組を徹底することです。

今、先ほど資源化率と申しましたが、何でもリサイクルが当たり前ではないんです。その前の3R、リフューズ、不要な物は断る、リデュース、量を減らす、リユース、繰り返し使う、ここまでは基本であろうというふうに思います。ごみを家に持ち帰らない。持ち帰ったらごみをリサイクルする、ごみにするよりリサイクルする、再資源化する。こういうことを市民全体が取り組むと、分別をしなくてよいことになると思うんですね。こういうことを含めて、どういうお考えをお持ちですか。伺ってみたいと思います。

○市長（本田修一君） 下平議員の質問にお答えいたします。

議員がおっしゃいますとおり、環境対策につきましては、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルというものが基本であるということであろうかと思っております。リサイクル、再資源化するにつきましては、再資源化率73%という全国でもトップクラスの数字をあげることができました。このことは市民の皆様方の御理解と御協力によるものと、深く感謝し、誇りに思うところでございます。

しかしながら、今お話のように、リサイクルにつきましては、4 Rの中で最後の手段でございますので、初めに、まずリフューズ、拒否するという事になるかと思っております。ごみになる物は受け取らない。そして、2番目にリデュース、減らしていくということ、そして3番目がリユース、再利用ということが基本ではなかろうかというふうに思います。この中で、リフューズ、リデュース、拒否する、そして減らすという、この二つのRは、最も重要ではなかろうかというふうに思います。平成19年度から、リフューズ、リデュース、拒否する、減らすということの推進につきまして、市衛生自治会と連携し、消費者の代表、小売店の代表の方々の中から、22名にお願いし、それぞれの立場からレジ袋有料化、削減等の問題を協議する、買い物からごみ減らし円卓会議を3回ほど開催いたしまして、様々な御意見をいただいたところであります。平成20年度も引き続き、買い物からごみ減らし円卓会議を開催いたしまして、レジ袋の有料化等を含むごみの削減等の具体的な方策について検討いたしまして、買い物から社会を変えるシステムづくりを図ってまいりたいと考えております。

○1番（下平晴行君） はい、よく分かりました。

ぜひ、このことを徹底して、皆さん方に情報提供して徹底するという事でお願いしたいというふうに思います。

また、先ほど市長の方で、レジ袋の有料化、こういうことで、買い物からごみ減らし円卓会議。私は4 Rを徹底すれば、このレジ袋の有料化というのはしなくてもいいんじゃないかなあというふうに思います。こういうことを含めて、その会議を、できれば「買い物4 R円卓会議」みたいな名前に変えてやれば、余計進むんじゃないかなあというふうにも思います。そうすることで、同僚議員の方からも地球温暖化問題が出ておりますが、この4 Rを取り組むことによって、このことも大分解決するというふうに思いますので、ぜひ取組をしていただきたいというふうに思います。

次に、2番目でございますが、ごみゼロのまちを目指すために、環境美化条例は設置できないかということでもあります。

ごみゼロのまちのために、環境パトロール事業、おじゃったもんせクリーン大作戦、マイロードクリーン大作戦など、市民の方々の協力をいただいて、いろんな取組をされて、大変良いことだと思います。しかし、空き缶などのポイ捨てや犬などのふんの未処理など、マナーの悪さは目を覆うものがあります。このようなことから、罰則規定を入れた環境美化条例を設置できないかお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

空き缶等のポイ捨てごみは、依然として後を絶たず、環境パトロールによりまして、毎月約800kgのごみを処理しているところでございます。犬のふん等の対策につきましては、看板を設置し、注意を促しているところでございます。平成18年の12月議会で、福重議員から同様の質問がありまして、今後検討していくと答弁しておりましたとおり、罰則規定を盛り込んだ条例の制定については、昨年7月に環境審議会に諮問したところでございます。今年度、罰則規定等の内容を審議していただきまして、平成21年度条例制定に向け検討してまいります。

○1番（下平晴行君） ぜひ、お願いしたいと思います。

3番目に、清掃センターの維持管理についてでございます。

ごみの搬入量が18年度2,567 t、17年度と比較しますと、1年間で834 t減っております。当初からしますと、85%以上が削減されていることとなります。施政方針でも、紙おむつのリサイクル、それから一般ごみのリサイクルを取り組みますと、相当数のごみが減量になると思われま。昨年、一般質問で、80%もごみ減量がされているのに人員は当初と一緒だと、これはおかしいんじゃないですかという質問をした経緯がございます。現在、調べてみますと、維持管理費が5,122万円であります。民間でありますと、1年間に大体1人の人件費が300万円前後だろうというふうに思いますと、相当数の経費が浮くんじゃないかなあというふうに思うわけであります。そういうことから含めて、NPO法人等への民間移管をされる考えはないか伺ってみたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員からありましたように、本年度、負担金といたしまして5,122万円の予算を計上しているところでございます。平成18年度実績で、清掃センターに搬入しました志布志市分の埋立処分しているごみの量は2,567 tであったということでございますが、今後、ごみの減量化を推進していくことによりまして、更に1,000 tの埋立ごみが削減できるというふうに予想しているところでございます。このことが順調に展開していきますと、1日の埋立量は7 t弱ということになりますので、清掃センターの在り方について検討していくことになろうかと思えます。センターの在り方につきましては、構成団体である大崎町とも協議しながら、将来的には、埋立処分場からリサイクルステーションというような機能転換もあるのではないかとというふうに検討がされているところでございます。

さらに、ごみが減っているというようなことでございますので、それらに合わせて収集を受け入れる日というものを、もう少し限定させていただいた形で、受け入れない日については、別な形の就労を、この組合の職員についてお願いするというようなことも、今後検討していくというふうに、先般のこの議会でも協議がされたところでございました。

そして、最終的には、今後、民間委託と、あるいはNPO法人等への委託ということになろうかというふうに思いますが、このことにつきましては、十分検討すべき内容ではなかろうかというふうに思えます。しかしながら、実施にあたりましては、利用者及び施設周辺住民の理解を得られるように、そして構成団体の大崎町とも十分協議をして、今後検討させていただきたいというふうに思えます。

○1番（下平晴行君） 市長がおっしゃいますように、周辺の集落、そういう絡みがあることは重々知っておりますので、ぜひそういう形で民間移管の方に、できるだけ早めに方向性を変えていただきたいというふうにお願ひして、次にいきたいと思えます。

自治行政についてでございますが、集落未加入世帯が増えている現状をどのように受け止めておられるかということでございます。

自治会の加入世帯は、20年2月1日現在で、総世帯数1万5,624世帯に対し、加入世帯が1万2,171世帯で、未加入世帯が3,453世帯であります。19年4月1日より247世帯増えておりますが、このことについてどう受け止めておられるか伺ってみたいと思えます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

自治会の未加入者につきましては、今、議員のお話されたとおりでございます。昨年の10月18日の南

日本新聞の投書欄に、このような記事がありました。「奉仕作業や総会に欠席すると罰金があります。罰金があったり悪口を言われたりするくらいなら、来年は脱退しようかとも考えています」という、26歳の主婦の方の意見が載せられているようでございました。この方の場合、自治会行事に参加しなかったときの対応について不満を持たれてのことのようですが、自治会に加入されない、又は自治会を脱退される理由については、行事に参加することへの煩わしさや役員をすることへの煩わしさ、加入金の問題等、様々な原因があるかと思えます。自治会というものは、行政にとりまして、地域活性化を図るための施策を実行していただくための基礎の部分でありますので、なくてはならないものというふうに考えております。その自治会に加入していただけないということは、本市の施策やサービスが隅々まで行き届かなくなるということになりますので、深刻な問題だというふうにとらえております。したがって、加入しやすい自治会の在り方について、今後とも検討していきたいというふうに考えております。

○1番（下平晴行君） 今、市長がお答えのとおりであると思えます。施政方針の中に、地域の取組としては校区単位、あるいはそういう共生・協働・自立の推進をしていくということではありますが、ただふれあい移動市長室の中で、自治会の運営は意見、提言などをいただきたいという、どっちかという前向きじゃないような対応であるわけではありますが、市長もこの共生・協働ということのまちづくりですか、そういうことを進める上では、やはり集落はごみの分別収集、それからごみステーションの共同利用、防犯、子供や高齢者への活動支援、行政からの情報提供、こういうものの大きな役割を持っているわけです。市長もおっしゃったとおりであります。やはり、そういうことが、意見を求めるといふのじゃなくて、やはりこれがもうちょっと前に取り組む、施政方針の中に来るべきじゃないかなあ。なぜ今回こういう質問をしたかという、行政の方が何か見えないわけです、そういう取組の姿勢がですね。どっちかという、このようなことを取り組む町もあるわけですが、これはやはり行政があまりにもその実態を知らない、中身を知らない、そういうことも含めて、ああ大変だと思って、やっとなり取り組む自治体も増えつつあるというような状況であるわけでもあります。市長もおっしゃいましたように、そういう集落、自治会の役割、いかに大切かということでもあります。その中でも、特に自治会に対する加入金とか年会費、そういうものも含めて、あるいは消防協力費、募金の件の協力、これは入っていない人はこういうことを一切納めていないわけでありまして、そういうことも含めて、共生・協働のまちづくりとは何かということをもう一回考え直す必要があるんじゃないかなあというふうに思います。

そういうことを含めて、市長、職員の未加入者はいるのかいないのか、いたら何人ぐらいか教えていただきたいと思えます。

○総務課長（中崎秀博君） 市役所職員の未加入者を把握しているかということですが、現在、未加入者の実態については把握をしていないところでございます。今後、調査をして、加入をしていない理由等を把握していきたいというふうに考えております。

○1番（下平晴行君） これは前のことではありますが、菱刈町の久保町長という方が、現在も元気でございますが、現在は町長をされていませんけれども、この方が、役場職員は地域の役員をしないと昇格

させないということをされていたわけであります。これは市長が今、ふれあい移動市長室、これはしなくていいんだという考え方なんです。職員が地域のことをやってくれるという考え方で、そういう地域のためにいろんな役をしてほしいと。有り難いことに、私の地域では、職員の皆さん自らが率先して手伝ってくれております。ただ、私がなぜこういうことを尋ねたかと申しますと、やはり行政が集落に、自治会にいろんなものをお願いしている。そういう中で、そういう立場にいる職員が、もし未加入者がいるとなれば、その資格があるのだろうかというふうに思うわけであります。ぜひこのへんの実態を調査していただいて、これは命令はできませんでしょうけれども、極力といいましょうか、本当は全員未加入者があってはならないわけでありますが、調べていただきたいなあというふうに思います。

次に入ります。

集落、これは運営が厳しいからということじゃありません。昨日も限界集落の記事が1面に大きく載っておりました。要するに1番とこれは同じであります。転入時の加入促進はどのように図っているかということであります。窓口、あるいはいろんな所で、後で住宅のこのことも出てきますが、どうい対応がされているのか伺ってみたいと思います。

○市長（本田修一君） ただいまの御質問にお答えする前に、先ほど課長が答弁いたしましたように、職員の自治会加入については、すぐさま実態を調べまして、そのことにつきましては対応したいと思えます。私自身は、職員がそういった状況にあるということは、本当、認識していなかったことでありまして、そういった職員はおるまいというふうに考えていたところでした。しかしながら、現実にいるというような話を聞きまして、びっくりしたところございまして、そのことについては何らかのまた理由があるのではなからうかというふうに考えますので、その実態につきましては、すぐさま調査したいというふうに考えます。

集落及び公民館の運営が難しくなると、転入時の加入促進についてのお尋ねでございしますが、転入時の加入促進につきましては、志布志市へ転入される方につきましては、市民課の窓口におきまして、「転入・転出された皆様へ」ということで、自治会と代表者の方に出す加入届出用紙を差し上げておるところでございまして。このことは、窓口で転入届出をされることによりまして、該当する自治会等が判明しますので、自治会の場所、代表者、連絡先を説明いたしまして、加入していただくようお願いしているところでございます。

○1番（下平晴行君） はい、よく分かりました。

このことである町では、先ほども言いましたが、そういう住民意識の低下を指摘する声が寄せられたために、市として、転入者に積極的に加入促進をしたり、あるいは未加入者の実態把握をするためにアンケート調査をしたりして、加入促進を図っているという町もありますので、ぜひお願いをしていただきたいというふうに思います。

それから、3番目の市営住宅等の入居申込書の誓約に集落加入要件はできないかということでありまして、これは公営住宅に入居しながら、集落に加入されない方、この方に対して、集落加入要件はできないかというお願いでございまして。よろしく申し上げます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市営住宅の利用者は、現在、全部で614戸ありまして、そのうち自治会に加入されている世帯は543戸で、88.4%の加入率となっております。お尋ねであります市営住宅の入居条件に自治会加入は入れられないかということですが、自治会は任意団体であり、その加入及び脱退については、それぞれ個人の方の判断に任されていますので、そのことを強制的に行うことはできないものと認識しております。他の自治体では自治会加入を条件としている所もあるようでございますが、埼玉県において、団地の自治会の退会について、最高裁まで争われたケースがありまして、その時も、退会は自由であるという判決が出ているようでございます。法的には、このように自治会加入を強制できないということですが、市としましては、自治会加入促進の立場から、住宅の入居申請に来られたときは、自治会へ加入していただくように特にお願いしていきたいというふうに考えております。

○1番（下平晴行君） 私も口頭でもできないかという質問をするところでしたけれども、先に市長が言ってくださいましたので、ぜひ口頭でもお願いをしていただきたいと。任意団体でできないということであれば、そういうふうな形でもお願いしてもらいたいというふうに思います。

それから、誓約書を見てびっくりしたのが、滞納のことが、本人に滞納のことは一切触れていないんです、この誓約書にですね。連帯保証人にあるわけですね。「入居者が家賃又は市長に支払うべき金銭を滞納したとき」と、これしかないんですよ。私も一回保証人になって、何万円か払ったことはあるんですけども、それも1年半ぐらいたって、2年ぐらいいかな。ですから、3か月たったら出ていただきます。これは住宅法でどうなっているかわかりませんが、そういうことができないのかどうか。一つ目は、本人の滞納分が入っていないということ、それから連帯保証人に何か月、あるいは何年たったらその連絡がいくのか。例えば、3か月でいくのか、2年でいくのか。これは滞納額が相当違うわけでありまして。このへんの誓約書の内容をぜひ協議していただきたいなあというふうに思います。これはもう答弁は要りません。

次に、財政についてお伺いします。

地方債発行の考え方でございます。これは南日本新聞に、「ふるさと再生続く模索」という見出しで大きく掲載されておりました。国の三位一体改革に伴い、地方交付税が大きく目減りする一方で、地方税などの自主財源は都市と地方との格差が拡大、各自治体は職員削減や公共事務事業の見直しなど、様々なスリム化を図るが追い付かないのが実態である。約350億円の赤字を抱え、2007年3月に再建団体に転落している北海道夕張市は、18年にわたる返済への道を歩み進めたが、市民税などが軒並みアップし、全国最高の負担と最低の市民サービスといわれる将来に明るい展望も描けない住民の転出だけでなく、大幅な給与削減で市職員の退職にも歯止めがかからない非常事態が続いている状態だということに掲載してありました。

また、大阪府の橋下知事が、大阪府は北海道夕張市と同じ破産状態、まあ会社でいうと破産会社である。職員は破産会社の社員という自覚を持ってもらう。また、就任会見で、財政非常事態宣言の発令をしました。大阪府の1人当たりの借金は約60万円であります。本市の負債が約230億円で、1人当たりの借金は約66万円あります。19年度見込額と比較しますと、6億3,000万円増額になっております。そこで、当初予算を編成するにあたっての起債の考え方について伺ってみたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成20年度の当初予算につきましては、地方債といたしまして29億2,400万円をお願いしているところでございます。前年度より増額となっておりますが、国営かんがい排水事業の繰上償還負担金を7億6,400万円、また当初予算としましては新規となりますが、給食センター建設事業分を4億4,400万円計上していることが大きな要因であります。地方債の発行につきましては、自主財源の少ない本市の財政構造において、市民生活に必要なインフラ等の整備を図るためにはどうしても必要な財源であると考えておりますが、その反面、後年度に公債費として負担を強いられることにもなりますので、対象事業の厳選、交付税措置率等を勘案しながら、その有効な活用を図っているところであります。

○1番（下平晴行君） 内容については分かりましたが、予算編成するにあたって、各課から予算が上がってくるわけですが、10%カットというようなことで上げられた。その中で、これは基本構想、基本計画、そして実施計画に基づいて事業をされているわけでありましたが、どうしても必要な事業と、あったらいい事業、この二つに分けられると思うんですね、事業は。もちろん市長がおっしゃいましたように、必要な事業だから計上したといえればそれで終わりなんですけれども、そういう各課から上がってくる予算、これは10%カットでは済まなかっただろうというふうに思うわけでありましたが、その全体的な調整をどのようにされたのか、そこをちょっとお聞かせしていただきたいと思います。

○財務課長（溝口 猛君） 予算編成において事業の調整をどのようにしているかということでございます。今回は、地方債に関連する御質問でございますので、本年度の地方債29億2,300万円をどうやって事業の選択をしたかということについて回答を申し上げます。

当初予算におきまして、市債の中身でございますが、今回の場合は義務的と申しますか、国・県関連の負担金等が、合わせて12億6,000万円、それから継続関連、先ほど市長が申しました給食センターを含め、水道事業への出資金、それから地方交付税の代替措置として発行する、100%これは交付税措置があるわけでございますが、臨時財政対策債、これを合わせますと、地方債が22億8,500万円になったところでございます。その他の事業としまして、市道の整備ということで、市道におきましては、起債レベルで前年度より約1億円減額して約5億2,000万円に事業を抑制したところでございます。あと、新規につきましては、携帯電話の鉄塔の整備、あるいは保育所の給食室等の整備補修等、新規事業分に約9,700万円、起債の方の予算計上をしたところでございます。

以上です。

○1番（下平晴行君） 課長がおっしゃるように、私は起債についてのあれでしたけれども、しかし全体的な予算の中で起債は、総体で見えていくら足りないから起債をするんだということではないかなあというふうに思うわけですが、それはそれでよいとしまして、この起債の目的の一般公共事業、その大まかで結構でございます。交付税措置率をお願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） 今回計上しております地方債につきましては、それぞれの事業要件でございますが、それぞれの適債事業を掲載しているところでございます。一般の公共事業でございますが、港湾事業、経営体育成事業で、充当率が90%、交付税措置率は事業内容によりまして33%から50%というふうになっております。

○1番（下平晴行君） そうしますと、これは、今お示しは基準財政需要額で申されていると思うんですが、基準財政収入額を引いた交付税の額、これはどのようにになりますか。

○企画部長（持富秀明君） ただいま市長が答弁いたしましたけれども、これにつきましては、一般公共事業債のことを、今、市長は答弁したところでございます。その他公営住宅建設事業等におきましては、充当率は100%でございますけれども、交付税措置はございません。

それから、一般単独事業でございますが、これにつきましては、臨時地方道整備事業の充当率は90%でございます、交付税措置率が50%、それから御承知のとおり、合併特例事業につきましては、95%の充当率でございます、交付税措置率が70%ということでございます。

それから、辺地対策事業につきましては、これにつきましては充当率は100%で、交付税措置率が80%ということになっておりまして、この総体、全体を考えましたときに、充当率、交付税措置率ともに、やはり70%程度にはいくんじゃないかというふうに試算をいたしておるところでございます。

○1番（下平晴行君） はい、ありがとうございます。

最後に、この負債の230億円の交付税措置をしたときの実質1人当たりの負担、これはいくらぐらいになりますか。お尋ねします。

○市長（本田修一君） 20年度末の地方債残高は230億円となっております、18年度末現在、市民1人当たりの負担額に直しますと64万8,413円というふうになっております。

○1番（下平晴行君） はい、分かりました。

ここに、これを読んで終わりにしたいと思います。

これは西郷南州遺訓ということで、「入るを量りて出ざるを制する」と、これは西郷隆盛が「入るを図りて出ざるを制するの外に、更に他の術数なし」と言ったといわれております。すなわち、会計や出納の職務は、国の基本である。あらゆる事業はこれから生じるという国家運営の枢要であるので、慎重にも慎重を期すべきである。その対応は収入を量って、支出を制限するというこの外に方法はない。1年の収入によって、すべての事業の制限を定め、会計を預かる者自らがその制限を守り、定められたところを超過させてはならない。もし、時代の風潮に押し切れられ、制限を緩やかにして、支出に合わせて収入を確保しようとするならば、結局、人民を搾取する外なくなるのである。そういうことであります。

それから、難問とされる多くの問題も、実はこの「入るを量りて出ざるを制する」という原理を第一優先とすれば、自ずと解決すると思われるものが多い。民間企業であれば、倒産という制度によって、この原理の優先が強制される。公共団体においては、倒産が見えないので、多くの人が意見を言うことになる。しかも、それぞれの意見は、弱者救済とか、産業振興とかの大義の論理で武装しており、財政当局者は鬼畜にされかねない。施策全般への細心の配慮が必要である。しかし、人間関係に振り回され、不必要な支出を認めることは許されない。それは国民へつけを回すことになるからだということでもあります。

以上で終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、下平晴行君の一般質問を終わります。

○

日程第3 議案第41号 志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第3、議案第41号、志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第41号、志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

本案は、ダグリ岬遊園地の管理を指定管理者に行わせることに伴い、遊園地事業に係る収入及び支出を一般会計歳入歳出予算に編入する措置を講ずるため、国民宿舎特別会計の目的を改める必要があるため提案するものであります。

内容につきましては、第1条第7号中の「及び遊園地事業」を削るものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第41号は、総務常任委員会に付託いたします。

○

○議長（谷口松生君） ここでお諮りします。

日程第4、発議第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○

日程第4 発議第1号 道路特定財源の確保に関する意見書の提出について

○議長（谷口松生君） 日程第4、発議第1号、道路特定財源の確保に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○産業建設常任委員長（立平利男君） ただいま議題となりました発議第1号、道路特定財源の確保に関する意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

提出の理由としましては、道路整備を円滑に進めるための財源である揮発油税や自動車重量税等、道路特定財源の暫定税率を廃止せず、道路整備に充てる道路特定財源として確保し、社会資本の整備が遅れている地方への傾斜配分を図り、国土の均衡ある発展及び活力ある地域づくりと豊かな暮らしづくりが支援されるよう、別紙案のとおり、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、衆議院議長、河野洋平、参議院議長、江田五月、内閣総理大臣、福田康夫、内閣官房長官、町村信孝、総務大臣、増田寛也、財務大臣、額賀福志郎、経済財政政策大臣、太田弘子、国土交通大臣、冬柴鉄三でございます。

以上で、趣旨説明を終わります。

御賛同方、よろしく申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。

発議第1号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり決定されました。

お諮りします。

ただいま議決されました発議第1号の字句整理及び提出手続については、議長に一任を願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日から3月26日までは、委員会審査等のため休会とします。

3月27日は、午前10時から本会議を開きます。日程は、付託事件に対する委員長報告、質疑、討論、採決などあります。

本日はこれで散会します。

御苦勞様でございました。

午後5時15分 散会

平成20年第1回志布志市議会定例会（第6号）

期 日：平成20年3月27日（木曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告
- 日程第3 議案第7号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第8号 志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第9号 志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第10号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第40号 志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第11号 志布志市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第12号 志布志市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第14号 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第15号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第16号 志布志市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第17号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第18号 志布志市肥育経営安定対策貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第19号 志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第20号 志布志市志布志農村研修センター条例の制定について
- 日程第17 議案第22号 志布志市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第23号 志布志市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第41号 志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第24号 志布志市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第21 議案第25号 上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第22 議案第26号 八野辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

- 日程第23 議案第27号 市道路線の変更について
- 日程第24 議案第28号 市道路線の認定について
- 日程第25 議案第29号 新たに生じた土地の確認について
- 日程第26 議案第30号 字の区域変更について
- 日程第27 議案第31号 平成20年度志布志市一般会計予算
- 日程第28 議案第32号 平成20年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第29 議案第33号 平成20年度志布志市老人保健特別会計予算
- 日程第30 議案第34号 平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第31 議案第35号 平成20年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第32 議案第36号 平成20年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 日程第33 議案第37号 平成20年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第34 議案第38号 平成20年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第35 議案第39号 平成20年度志布志市水道事業会計予算
- 日程第36 議案第42号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第37 議案第43号 平成19年度志布志市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第38 発議第2号 志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第39 志布志市農業委員の推薦
- 日程第40 同意第2号 副市長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第41 閉会中の継続審査申出について（文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長）
- 日程第42 閉会中の継続調査申出について（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

出席議員氏名 (33名)

1 番	下 平 晴 行	2 番	西江園 明
3 番	丸 山 一	4 番	八久保 壹
5 番	玉 垣 大二郎	6 番	坂 元 修一郎
7 番	鶴 迫 京 子	8 番	藤 後 昇 一
9 番	迫 田 正 弘	10 番	毛 野 了
11 番	立 平 利 男	12 番	本 田 孝 志
13 番	立 山 静 幸	14 番	小 野 広 嗣
15 番	長 岡 耕 二	16 番	金 子 光 博
17 番	林 勇 作	18 番	木 藤 茂 弘
19 番	岩 根 賢 二	20 番	吉 国 敏 郎
21 番	上 野 直 広	22 番	宮 城 義 治
23 番	東 宏 二	24 番	宮 田 慶一郎
25 番	小 園 義 行	26 番	上 村 環
27 番	鬼 塚 弘 文	28 番	重 永 重 久
29 番	丸 崎 幹 男	30 番	福 重 彰 史
31 番	野 村 公 一	32 番	谷 口 松 生
33 番	若 松 良 雄		

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長	本 田 修 一	副 市 長	瀬戸口 司
総 務 部 長	井 手 南海男	企 画 部 長	持 富 秀 明
市 民 部 長	嶋 戸 貞 治	福 祉 部 長	蔵 園 修 文
産 業 振 興 部 長	永 田 史 生	建 設 部 長	宮 苑 和 郎
松 山 支 所 長	白 坂 照 雄	志 布 志 支 所 長	山 裾 信 博
教 育 次 長	上 村 和 憲	総 務 課 長	中 崎 秀 博
企 画 政 策 課 長	萩 本 昌 一 郎	財 務 課 長	溝 口 猛
水 道 局 長	徳 田 俊 美	会 計 管 理 者	楠 川 昭 博
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 園 朗		

議会議務局職員出席者

事 務 局 長	徳 重 昭 一	事 務 局 次 長	前 田 泰 郎
次 長 補 佐 兼 議 事 係 長	門 岡 秀 明	調 査 管 理 係 長	徳 田 弘 美

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

教育長につきましては、鹿児島市内で開催されます新規採用者の教員等の配置面談のために欠席届が出されましたので、これを許可いたしました。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、福重彰史君と丸崎幹男君を指名いたします。

○
日程第2 報告

○議長（谷口松生君） 日程第2、報告を申し上げます。

志布志港振興対策等調査特別委員長及び農業・農村活性化対策等調査特別委員長から調査を終了した旨、報告書が提出されましたので配布をいたしました。参考にさせていただきたいと思います。

○
**日程第3 議案第7号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について**

○議長（谷口松生君） 日程第3、議案第7号、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（迫田正弘君） それでは、ただいま議題となりました議案第7号、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過と結果について報告を申し上げます。

本委員会は、3月17日、委員全員が出席し、総務部長、各支所長、総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行ったところです。

はじめに、当局から次のような提案理由の説明がありました。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、短時間勤務制度が創設されたことに伴う短時間勤務職員の勤務時間、週休日、勤務時間の割り振りについて規定をするものである。改正内容の要点は、1週間の勤務時間、週休日、勤務時間の割り振りの規定に、「育児短時間勤務職員」「任期付短時間勤務職員」を追加するものである。第9条では、早出遅出勤務対象範囲を国に準じて、これまで小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員となっていたが、放課後児童クラブに託児している小学生の子を迎えに行く職員に改正するものである。1日の勤務時間を変更することなく、早出遅出勤務対象職員は始業・終業時刻を変更して勤務する制度である。

概略、以上の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑としまして、国に準じて改正するのか、準じてしなければならない理由は何かと質したとこ

ろ、地方公務員に準じてすべての業務を上位法ととらえているので条例・規則も行うところであるとの答弁があり、それに対し、志布志市民の生活も悪化している。地方公務員だけが良くなっていくような気がするが絶対変えなければならないのかと質したところ、御指摘のように必ずしも絶対的な条例ではないという部分もある。今回の場合、少子高齢化に伴っての上位法改正で、国に準じてすべきがベターであろうということで今回改正するという回答でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第7号、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

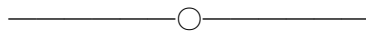
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第7号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第4 議案第8号 志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第4、議案第8号、志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました議案第8号、志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要とその結果について報告いたします。

本委員会は、3月17日、委員全員が出席し、総務部長、各支所長、総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行ったところでございます。

はじめに、当局から次のような提案理由の説明がありました。

平成19年5月16日に公布された地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う改正であ

る。内容については、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、職員が職場を離れることなく長期にわたり、仕事と育児の両立が可能となるよう、小学校就学の始期に達するまでの期間、育児のための短時間勤務を取得できる制度改正となっている。

改正内容の要点は、育児短時間勤務の創設に伴い、条例中、育児休業、育児短期間勤務及び任期付短時間勤務、部分休業部分等の改正を行っている。育児休業については、1歳から3歳までの子に対し取得できる制度である。育児休業復帰後の給与の調整を育児休業した期間の2分の1に相当する期間を勤務したと見なしていたが、今回「100分の100以下」に改正するものである。

次に、育児短時間勤務は1歳から小学就学の始期に達するまでの子を養育する常勤職員が取得できるものである。短時間勤務職員は、育児短時間勤務職員が処理できなくなる業務に従事させるため、短時間勤務職員を任用することが出来るようになってきている。部分休業は「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大され、1日2時間以内、30分単位で取得できる制度であるとの説明でありました。

概略、以上の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、今回の条例改正に伴う予算措置はいくらか、条例改正をすることで職員がどれくらい利用する目安があるのか、臨時・パート職員には適用しないとの根拠は何かと質したところ、予算措置については不確定要素が多いため、当初予算には計上していないということ、利用見込みについては現在育児休業取得者が2名いる。それらが育児休業を終えて復帰する際、育児短時間勤務を利用する可能性があると考え。予算は補正で対応する。また、臨時・パート職員の適用については、上位法である育児休業に関する法律等の趣旨等からも、基本的には非常勤職員、臨時職員には適用されないという考え方である。また、4月から臨時的任用職員は嘱託職員制度に移行する。なお、育児介護休暇等あるいは産休については無給という形で想定をしている。育児短時間勤務等については、今後検討したいとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第8号、志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第8号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

○

日程第5 議案第9号 志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第5、議案第9号、志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました議案第9号、志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要とその結果について報告いたします。

本委員会は、3月17日、委員全員が出席し、総務部長、各支所長、総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行ったところです。

はじめに、当局から次のような提案理由の説明がありました。

今回の改正については、報酬等に係る規定の体系化を図るため、産業医及び学校医の報酬及び費用弁償条例を廃止し、市の費用弁償条例に統合するものである。改正内容の要点は、産業医の年額報酬を学校医との整合性や近隣の状況を考慮し、現行の「年間24万円」の定額制から「年間報酬12万円」とし、出会報酬として「1万2,000円」を支払う方法に変更しようとするものであります。また、別表において賞じゅつ金等審査会委員、産業医、学校医・学校歯科医、学校薬剤師、学校給食センター薬剤師を追加するものである。

概略、以上の説明を受け、質疑に入りました。

質疑としまして、産業医とはどんな人かとの質疑に対し、志布志町の産業医の資格を持っていらっしゃる山口医院の山口先生を委託している。産業医の業務として、市役所の衛生委員会の指導助言、健康診断等の立会い、職員の健康相談業務をさせていただいているとの回答でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第9号、志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

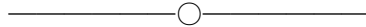
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第9号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第6 議案第10号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第6、議案第10号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました議案第10号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要とその結果について報告いたします。

本委員会は、3月17日、委員全員が出席し、総務部長、各支所長、総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行ったところです。

はじめに、当局から次のような提案理由の説明がありました。

今回の改正については、通勤距離が片道2km未満である場合の通勤手当支給の廃止及び管理職手当の定額化を行うとともに、地方公務員の育児短時間勤務制度が創設されたため、育児短時間勤務職員の給与について改正するものである。

改正内容の要点は、通勤手当に関する規定で、国の基準に合わせ、片道2km未満の通勤距離の職員に対する支給を廃止しようとするものである。また、管理職手当に関しては国の支給基準が定率制から定額制へ移行されることに伴う改正で、職務の級における最高号給の給料月額「100分の12以内」の定額制にするものである。

概略、以上の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑としては、今回、管理職手当が定額制になることで19年度と比較して20年度は金額的に変動があるのか、その差額はいくらぐらいか、また6級の最高号給100分の12の管理職手当はいくらぐらいになるのかと質したところ、20年度は19年度と比較して258万円程度の減額である。19年度の当初予算と比較して780万円程度の減額となる。12%以下ということで、最高5万1,100円の手当となるとのことでした。

また、通勤手当の支給基準の基本的な考え方はと質したところ、通勤手当は本人の申請主義となっているので、公務災害の通勤災害もあるので職員がいつも通る経路を自分で計測して申請する形であると

の答弁がなされました。これに対し、本人申請主義とはいえ、経路・距離の計測については何らかの基準が必要ではないかという意見や、チェック体制が無ければ問題が生じるのではないかという意見が委員からたくさん出されました。これらの意見に対し、当局の回答として、2kmの対象者は40数名なのでチェックは可能である。全職員対象ということではかなりの日数等、時間を必要とするので、大まかなコース設定はできると思うので、ですからそのコースを基準にした形でチェックする方向で考えるとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第10号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第10号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第7 議案第40号 志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第7、議案第40号、志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました議案第40号、志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要とその結果について報告いたします。

本委員会は、3月17日、委員全員が出席し、総務部長、各支所長、総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行ったところです。

はじめに、当局から次のような提案理由の説明がありました。

今回の改正につきましては、通勤距離が2km未満である場合の通勤手当支給の廃止を行うとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児短時間勤務制度が創設されたこと、地方公務員法の一部改正に伴い、自己啓発休業制度の創設の措置が講じられたため、技能、労務職員の給与の基準を改正するものである。

概略、以上の説明を受け、質疑に入りましたが質疑はなく、引き続き討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第40号、志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

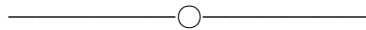
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第40号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第8 議案第11号 志布志市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第8、議案第11号、志布志市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました議案第11号、志布志市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要とその結果について報告いたします。

本委員会は、3月17日、委員全員が出席し、総務部長、各支所長、総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行ったところです。

はじめに、当局から次のような提案理由の説明がありました。

今回の改正につきましては、通勤距離が2km未満である場合の通勤手当支給の廃止を行うとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い育児短時間勤務制度が創設されたこと、地方公

務員法の一部改正に伴い自己啓発休業制度の創設の措置が講じられたため、企業職員の給与の基準を改めるものである。

概略、以上の説明を受け、質疑に入りました。

質疑として、自己啓発休業制度について事故が発生した場合のことについて出ましたが、議案第12号、志布志市職員の自己啓発等休業に関する条例制定において説明する趣旨の答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第11号、志布志市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第11号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第9 議案第12号 志布志市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第9、議案第12号、志布志市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました議案第12号、志布志市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要とその結果について報告いたします。

本委員会は、3月17日、委員全員が出席し、総務部長、各支所長、総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行ったところです。

はじめに、当局から次のような提案理由の説明がありました。

平成19年5月16日に公布された地方公務員法の一部を改正する法律に伴い、今回、高度化・複雑化する行政課題に対応できるよう、職員の能力開発を促進する観点から職員自らの発意に基づいて職を保有

したまま大学等における課程の履修、又は国際貢献活動のために休業することを認めるために、この条例を制定する。

条例の内容については、第1条では地方公務員法第26条の5の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものとしている。第2条では自己啓発等休業の承認に係る規定を定め、第3条では自己啓発等休業期間を大学等課程の履修のための休業にあつては2年、国際貢献活動のための休業にあつては3年とすることを規定している。第4条では対象となる大学等の教育施設、第5条では対象となる奉仕活動について、それぞれ規定している。第6条では、自己啓発等休業の承認を申請するために当該休業を申請する職員が明らかにしなければならない事項を規定している。第8条は自己啓発等休業の承認の取消事由を規定し、第9条では自己啓発等休業の承認を受けた職員が、任命権者からの求めに応じて報告義務を規定している。第10条は職務復帰後における号給の調整、第11条は退職手当の取扱いを定めている。附則は平成20年4月1日から施行することを定めている。

概略、以上の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、第11条の職務に従事することを要しない期間に該当するという事は、市役所の職務に従事していないと見なして良いか、例えば手当とか給与とか、それを全部含めて該当しないということかと質したところ、承認期間中はすべてそのとおりであるとの答弁でした。

さらに、国際貢献する場合、事故が起きた場合の救済はどうなるのかに対しては、国際協力機構のための奉仕活動については、その機構の何らかの保険対応になるかと思うが、基本的にそういった保険加入がなければ自己責任というふうに考えているとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第12号、志布志市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第12号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第14号 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第10、議案第14号、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第14号、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会は、3月19日、委員全員出席の下、執行部から市民部長、市民課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によると、今回の改正は健康保険法等の一部を改正する法律における老人保健法の一部改正による同法の題名の改正、及び後期高齢者制度の創設の措置が講じられたため、関係する条例を整理する必要があることから所要の改正を行うものである。

第1条では新たに始まる後期高齢者医療制度に伴い、市町村においては新たに後期高齢者医療特別会計を特別会計として設置する必要があるため、志布志市特別会計条例を改正し、第1条中第3号として追加するものである。第2条では、従来国民健康保険特別会計から拠出していた老人保健拠出金が、新たに始まる後期高齢者医療制度に伴い、後期高齢者納付金及び後期高齢者支援金となるため、志布志市国民健康保険基金条例第2条の規定について所要の改正を行うものである。第3条では老人保健法の一部改正に伴い、法律名が高齢者の医療の確保に関する法律に変わるため、志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の第2条及び第3条中の法律名をこれに改め、第2条第6項中「医療」を「療養」に、「老人訪問看護療養費」を「訪問看護療養費」に改めるものである。

なお、附則でこの条例は平成20年4月1日から施行するものであるが、第2条の規定については平成21年4月1日から施行するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが質疑もなく、次に討論に入りましたが討論もなく、議案第14号、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決するものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第14号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第15号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第11、議案第15号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第15号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会は、3月19日、委員全員出席の下、執行部から市民部長、市民課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、今回の改正は国民健康保険法の一部改正に伴い、市が行う保険事業等を改める必要があるため、所要の改正を行うものである。

第1条は条文の見出しを「趣旨」に改めるものである。第3条について条文の見出しを「規則への委任」から「委任」に改めるものである。第5条については70歳以上の被保険者で一定以上の所得のあるものについての負担割合の根拠法令を「国民健康保険法施行令」から「国民健康保険法」に改めるものである。第6条の出産育児一時金については第7条の第2項の追加に伴い、国家公務員共済組合法の適用条項を次条で追加する旨を規定するものである。第7条については、葬祭費の支給に関して他法の規定により給付を受ける場合は行わない規定を追加するものである。第8条の保健事業については、新たに始まる特定健康診査等の事業に関して被保険者の健康保持増進のため実施する事業について改めるものである。第12条の罰則については、第5条の改正による字句の改正である。

なお、附則でこの条例は平成20年4月1日から施行するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑としましては、旧条例では市の保健事業に、（1）衛生教育以下六つの事業を挙げているが、これらは新条例の健康教育、健康相談、健康診査、その他の四つに含まれるのか、又は今までやってきた事業でやむなく事業をやめるものもあるのか、どうとらえたらいいのか質したところ、今までの事業はすべて含まれているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第15号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第15号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第12 議案第16号 志布志市後期高齢者医療に関する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第12、議案第16号、志布志市後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第16号、志布志市後期高齢者医療に関する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会は、3月19日、委員全員出席の下、執行部から市民部長、市民課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、今回の改正は老人保健法の一部改正に伴い、後期高齢者医療制度の創設措置が講じられたため、市が行う後期高齢者医療の事務及び保険料の徴収に関する事項を定める必要があるため、志布志市後期高齢者医療に関する条例を新たに制定するものである。

まず、第1条は市が行う後期高齢者医療の事務について、その根拠となるものが国の法令と県後期高齢者医療広域連合の条例及びこの条例に定めるものであることについてうたっている。第2条では市において行う具体的な事務と、その根拠となる法令及び条例等について定めている。次に、第3条では保険料を徴収すべき対象となる被保険者について定めている。第4条では第1項で普通徴収に係る保険料の納期について定め、第2項では市長による前項以外の納期の定めについて、第3項では納期ごとの分割金額の100円未満の端数金額について定めている。第5条では納期限までに納まらなかった保険料の督促手数料について、第6条では納期限後に係る延滞金について、それぞれ定めている。第7条から第9条までは罰則規定を定めている。第7条では法に基づく調査等に従わなかった場合などの過料に処することを罰則として定めており、第8条では偽り、その他不法行為により徴収を免れた場合などの過料

に処することを定めており、第9条では前2条の過料の額について、情状により市長が定めることと、第2項では過料徴収の場合の納額通知書について定めている。

なお、附則で、第1項ではこの条例の施行日を平成20年4月1日から施行するものとし、第2項、第3項では平成20年度における普通徴収の納期の特例について定めている。また、第4項では平成20年度における被扶養者であった被保険者、すなわち社会保険等の被扶養者であった者に係る保険料の徴収の納期の特例について定めている。次に、第5項では、市長による第4条第2項に定める規定と同様の措置を講ずるものである。第6項では延滞金の割合について、第6条第1項に規定する割合に満たないときの取扱いについて定めたものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑として、第2条の市が行う事務の中には市民に周知させる事務も入っているのではないかと質したところ、市の事務の中には市民への周知事務も入っている。本市では県より1か月早い9月から市民説明会を開き、各種団体で550名以上が参加している。今後も、老人クラブ、公民館など積極的に説明会を開いていく。職員も周知させ、説明できるようにしたいとの答弁でありました。

広域連合条例の第18条で、徴収猶予について、天引きされるが、判断は個人がして連合がするが、個人の申請は難しい。連合の判断はどういうものが来ているのか、マニュアルは来っていないかと質したところ、市民の側に立って事務をする。マニュアルはある程度は来ているが、徴収猶予についての対応については市で対応していきたいとの答弁でありました。

夫76歳、妻73歳で息子の扶養になっている場合はどうなるか、また、夫は社会保険で妻はその扶養になっている場合どうなるかと質したところ、前者は夫は後期、妻は息子の扶養になる。後者は夫は後期、妻は国保になるとの答弁でありました。

後期高齢者のような制度が他国でも例があるのかと質したところ、知る限り無いとの答弁でありました。

ほかの団体もこの条例を出しているのか、年金だけの人は大変な老後になる。均一の保険料では市町村によって格差が出るのでは、今後の見通しはどうか、県や国に見直しか廃止かの働き掛けはないかと質したところ、県下全部条例を出している。本市の平均年金額は60数万円である。大変懸念している。本市は所得が低いため、軽減が多い。一番低いのが1万3,700円である。国や県に要望していくとの答弁でありました。

以上で質疑を終え、討論に入り、次のような反対討論がありました。

反対討論として、後期高齢者医療保険制度は非常に問題が多い制度である。75歳以上の高齢者のすべてを加入させる、無年金者を含めすべて加入しなければならない世界に類のない制度である。そして、年金が月額1万5,000円以上の方は保険料を年金から天引きする。年金生活者にとって大変厳しい状況が待っている。併せて、この制度は保険料の延滞者には法の改正で短期証明、短期資格証明書の発行もやるということで、保険証を取り上げられる。年金生活の方々が保険料も払えない中で、当然医療費も払えないということで、払った後で償還されるといったことはとても問題である。もう1点は、現役世代と後期高齢者の別立てということになっている。75歳になったら、今まで得られたものが受けられな

いような制度になって、医療機関にとっても大きな打撃があります。そして、後期高齢者本人は病院に行っても望む医療が受けられないという、まさに世界を見ても例のない残酷な制度である。昔、姥捨山というのがあったが、姥捨山はお金が要らなかった。でも後期高齢者はお金を必要としている。国はそういった法案を通してきたが、住民を守る最後の砦として地方自治体があるわけで、国に改善をさせる、断固中止させるという方向で、ともに声を大にして訴えていくという立場で、今回の後期高齢者医療制度の条例には反対である。

討論を終え、採決に入り、起立採決の結果、賛成多数で議案第16号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○31番（野村公一君） 今、委員長が報告をされました。中に反対討論ということで御報告を受けました。私も同感という感がしております。委員会では賛成討論はなかったのかどうか、御報告をいただきたいと思います。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） 賛成討論はありませんでした。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○25番（小園義行君） 基本的に反対の立場で討論をしたいと思います。

今回の志布志市後期高齢者医療に関する条例、これは法及び鹿児島県後期高齢者医療広域連合会の条例に基づいて、本市が行うべき事務を定めるということであり、委員長の報告にもありましたとおり、それぞれ徴収を受け付けたり、減免を受け付けたりいろんなことがあります。その中で、この制度そのものについて、よく考えていただきたいというふうに思います。

私は、今回の後期高齢者医療保険制度は75歳以上すべての高齢者の方を加入をさせるという制度であります。無年金の方も当然、そこには入ります。そして年金月額1万5,000円以上の方は年金から天引きを、保険料をされると、そういうふうになっております。また、委員長の報告にもありましたように被扶養者になっている方々も、当然そこから外れて後期高齢者医療保険制度に入らなきゃならない。日本の制度上75歳以上の方は、息子、娘、そういった方々の扶養家族にもなれないという制度であります。また、この保険料を滞納した際には、これは短期証、そして資格証明書の発行を義務付けております。保険証を取り上げられると、当然、病院に行った場合は全額負担をし、あとで償還をしていただくと、そういう形になるわけですが、年金の生活をされている方々の中では当然そういったものについても厳しい状況があるというふうに私は思います。

また現役世代、同じように医療が受けられないと、包括払制度になっている制度であります。同じ風邪を引いても、74歳までと75歳になったら別立てで、医療の現場でそういう診療・治療が受けられないという状況も生まれる心配があります。また、健診についてもそれなりに、これまで同様やってきたも

のが受けられないという状況も考えられている制度であります。

そういった中で、私はこうした制度を充足させる際に、当然、住民、いわゆる国民のことが考えられて行わなきゃならないというふうに思いますが、この条例でもありますように、最初から附則を設けてやらなければいけないような、そういった法案というのはまさに私は欠陥法案だという気がしております。

そういった意味で、今回のこの志布志市における後期高齢者医療に関する条例、これは志布志市が行うことの事務が書かれておりますが、もっと私は積極的に保険料の減免や徴収猶予、そういったものについて住民にきちんとお知らせをしていく。そして、安心して病院にかかれる、そういった制度にするために、私はいろんな立場の違いを超えて、これは国に対しても、また広域連合に対して、県に対してもきちんとした支援をしていくように、そういった立場が必要であるのではないかというふうに思います。

今、国会で野党4党が、この中止・廃止を求めて法案を提出されておりました。昨日もそういった集会が開かれております。私は、ここ志布志市に住んでいる一住民として、これまでしっかりとこのまちをつくってこられた方々に対して75歳をもって、こういった厳しい残酷な制度をどうぞと押し付けていいものかという気がしております。そういった立場から、それぞれの思いはあるでしょう。でも、住民の生活、暮らしを守っていくという立場から、ともに声を挙げていくという必要があるのではないのでしょうか。

今回のこの事務分掌については、後期高齢者医療保険制度を撤回させていくという立場で、私は議会の議員の皆様方、合わせて当局の皆さんも一緒になって国に声を挙げていく、そういったことが私は必要だというふうに思います。ちなみに、全国約3割の自治体で、こういった後期高齢者医療保険制度を止めてくれという陳情・意見書を国に挙げております。ぜひ、我が市もそうした立場で県や国に対して要望をしていく、声を挙げていく、そういったことを求めて、私はこの後期高齢者医療保険制度に関する志布志市の事務、この在り方についてもしっかりと保険料の減免の制度や徴収猶予、そういったこと等もお知らせをしていく、そういった立場で、ともに私はやっていかなければいけないというような立場で、今回のこの条例制定については反対という立場で討論としたいと思います。

○議長（谷口松生君） ほかに討論はありませんか。賛成を求めますが。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第16号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、議案第16号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第17号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（谷口松生君） 日程第13、議案第17号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第17号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会は、3月17日、委員全員出席の下、執行部から福祉部長、保健課長ほか担当職員に出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、この条例の改正は介護保険料の激変緩和措置に関する改正である。平成16・17年の税制改正により介護保険料が急激に上昇することがないように、平成18年度・19年度に保険料の激変緩和措置が講じられたが、平成20年度でも、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が改正されて、激変緩和措置が継続されることになった。

その内容は平成19年度を水準として保険者の判断で行うことになっているために、市としても平成20年度において激変緩和措置を継続するために、平成18年3月に議決した志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の附則の改正を提案するものである。

1、附則条例文中の第何条の前に「新条例」を追加する。2、附則第3項の見出しの、「及び平成19年度」を「から平成20年度までの各年度」に改める。3、第4項の次に第5項を加え、保険料率を平成19年度と同率にし、平成20年度の激変緩和措置の保険料率を規定する。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑としまして、説明にあった保険者の判断とはどういうことか、また附則改正でも議決案件となるのかと質したところ、この改正はそれぞれの保険者の判断で行うものであり、財政的に苦しい団体は改正を行わない場合もある。附則についても、施行日などの改定であるので条例そのものに影響がある。今回は本則の中で保険料が規定してあり、附則で平成18・19年度の激変緩和措置を規定しているので議決が必要であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第17号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第17号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第14 議案第18号 志布志市肥育経営安定対策貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第14、議案第18号、志布志市肥育経営安定対策貸付基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（立平利男君） ただいま議題となりました議案第18号、志布志市肥育経営安定対策貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、3月18日、委員全員出席の下、産業振興部長、畜産課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

はじめに、当局から次のような補足説明がありました。

執行部の説明によりますと、肥育経営を取り巻く環境は、配合飼料や原油価格高騰等によりコスト高となり、加えて肥育素畜となる子牛価格も高い水準となっており、厳しい経営環境にある。このような状況に対応するため1頭当たりの貸付限度額を40万円から50万円に引き上げて、支援強化を図ろうとするものであります。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

それでは、質疑の主なものとそれに対する答弁について申し上げます。

現在の利用状況はどうかと質したところ、18年度は利用農家5戸、64頭の導入、3,494万円のうち2,550万円が基金、19年度は2月末で利用農家が6戸、76頭導入、3,700万円のうち2,970万円が基金となっている。基金額1億2,000万円で貸付済額5,570万円、貸付期間が2年間でなっているとの答弁でありました。

次に、基金の増額の必要はないか、利用者が少ないかと質したところ、基金については増額せずに現状の基金額で対応する。利用者については当初12戸を予定していたが、集荷先を志布志畜産としたので利用者が少なかった。出荷先をナンチクとサンキョーミートに加え、利用しやすくしたので今後は増える見込みであるとの答弁でありました。

農家の現状を、どうとらえているのかと質したところ、市内肥育農家の現状は去勢肥育で採算ラインギリギリで、雌は厳しい状況であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第18号、志布志市肥育経営安定対策貸付基金条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） 1点だけお願いします。

先ほど委員長の報告にありました出荷先を志布志畜産というふうに限っていたものをサンキョーミートとナンチクに広げられるわけですが、そうした際に、育種家の関係で市内の子牛生産農家が生産し、そして志布志市内の肥育農家がそれを導入、そして出荷が志布志畜産ということで、一貫して志布志市内でその牛の育種化の問題等がきちんと分かっていくということで利点があるということで、こういうふう始まっているわけですが、今回サンキョーミート、そして南九州畜産というふうに広げることで、そこらについての後の育種化の問題等、大丈夫なのかというような質疑はなかったのか、お願いします。

○産業建設常任委員長（立平利男君） 育種化等についての質疑はありませんでした。

○議長（谷口松生君） 傍聴者の方、規則になっておりますので、帽子をお取りください。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

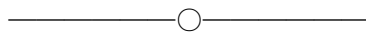
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第18号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第15 議案第19号 志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第15、議案第19号、志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（立平利男君） ただいま議題となりました議案第19号、志布志市都市公園条例

の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月19日、全委員11名が出席、執行部から建設部長ほか担当職員の出席を求め、提案理由の説明を受けたところであります。

執行部の説明によりますと、新たに備考3として、「電気料金、水道料金、ガス料金、冷暖房に要する経費、清掃に要する経費その他市長が必要と認める経費は、使用料に加算して徴収することができる。」を加えるものであります。提案の発起となったのは、公園管理者以外の者、いわゆる民間業者が設置・管理しております自動販売機の取扱いであります。徴収を明文化するため、都市公園条例を整備するものであります。都市公園条例の適用を受けております志布志運動公園と松山城山総合公園に計14基設置され、個別メーターにより18年度で39万円徴収されているとの説明でありました。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑としまして、追加された備考3、その他市長が認める経費とあるが、現段階で想定されている経費は何かと質したところ、現在のところ想定はしていないが、施設整備に関する徴収を必要とする経費であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第19号、志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第19号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第16 議案第20号 志布志市志布志農村研修センター条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第16、議案第20号、志布志市志布志農村研修センター条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について

委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（立平利男君） ただいま議題となりました議案第20号、志布志市志布志農村研修センター条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会は、3月18日、委員全員出席の下、産業振興部長、農政課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

はじめに、当局から次のような説明がありました。

執行部の説明によりますと、本条例の第2条にある四つの施設は公の施設で、農政担当課で所管している。利用実態は公民館活動の拠点施設として広く利用されてきたところで、一昨年から教育委員会と検討を重ねてきたが、利用実態に即した管理運営を図ることが住民のニーズに速やかに対応できるということで、教育委員会に委任することにした。ただし、加工室のある帖五区農産加工研修センターについては、同じ加工室のある農村婦人の家の関連もあり、現時点での教育委員会への委任を留保したところである。市になり改正するすべての条例については統一した形式を採っているのので、それに沿って現在の条例に代えて、管理に関する基本的事項を追加、整理して新たな条例として制定しようとするものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

それでは、質疑の主なものと、それに対する答弁について申し上げます。

まず、四つの研修センターは、実態として公民館的な活動をしているということだが、それぞれ研修センターごとの利用方法とか、独自に規定はそれぞれ設けてあるのかと質したところ、設置条例が作られていて、その中で管理されており、規則等は制定されていないとの答弁でありました。

開館時間等、第3条だが、午前8時半から午後10時までと決められた根拠、地域が利用しやすいためには時間を早めた方がよいと思うかと質したところ、公の施設は基本的取扱事項については条例で定められているので、平均的に考えたときに、一応午前8時半から午後10時にさせていただきたい。特に必要がある場合には、第3条に基づき許可をすることになっているとの答弁でありました。

教育委員会へ管理を委任する目的、なぜ農政課が駄目で教育委員会なのかと質したところ、利用者である公民館からの要求に対し、農政サイドとしてはなかなか対応しきれない面が多々あった。そこで、利用の実態に即した管理運営が望ましいということで教育委員会へ移すことになったとの答弁でありました。

次に、教育委員会に持ってこられて、少しこの部分が困るというような議論はなかったかと質したところ、農政サイドなので公民館的活動の中で不自由を来しているという要望が出されても、なかなか予算も出しにくいし、対応できないとの実情で、今回話し合いの中で住民サービスを最優先するための対応として、このことが望ましいとの結論になったとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第20号、志布志市志布志農村研修センター条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） もう一回、委員長の報告の中で、第4条の第2項、加工設備等を使用することができる日ということで、日曜日及び土曜日は除くということになっているわけですね。今、報告がありましたように、社会教育施設としての位置付けを今回されるということなわけですが、それぞれ帖五区農産加工研修センターですね、ここの加工室について日曜日・土曜日というのが条例上は、これが可決されると使えないわけですね。社会教育上、土曜日・日曜日にそこを使って、独居老人の日とか、子供たちのそういった寄り合いとかされるときに、ここを使えないということになると非常に不都合が生じてくるわけですが、そこらについての加工センターの加工施設ですか、そこでお茶を沸かししたりとかいろんなことがあるわけですが、そういったことについての、この日曜日・土曜日の利用に関しての質疑というのはなかったのかですね、制限することに対して。

○産業建設常任委員長（立平利男君） 帖五区の加工センターの土・日曜についての議論はありませんでした。

○25番（小園義行君） 私も帖五区に在住していますので、ここで加工施設の利用というのが日曜日等に実際にできないという状況になると、校区の公民館の役員の方々含めて非常に困りになるのではないかという気がするものですから、この運用については非常に幅を広くもっていただけたらいいなという、条例はこれですけれども、それについてはそういう気がするものですから、条例でこのとおり運用されていくと、加工施設が日曜日に使えないとなると、子供たちの正月に向けて、また夏休み等のそういったときに非常に厳しい状況になるのではないかという気がするものですから、その運用は弾力的に行っているのかということ等も含めて、制限についての考え方、当局の考え方も示されなかったのかちょっと、すみません。

○産業建設常任委員長（立平利男君） 先ほど報告で、中身も少し触れたと思いますが、時間等について第3条で基づき許可するという、そういう話はあったところですが、そのほかについては質疑・答弁でもなかったかと思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第20号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第22号 志布志市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第17、議案第22号、志布志市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第22号、志布志市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会は、3月18日、委員全員の出席の下、執行部から教育次長、文化振興課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、この条例の改正は、年度の途中において始まりの時期と終わりの時期が到来する志布志市地方文化財保護審議会の委員の任期について、事務の合理化を図るため年度と合致させる措置を講ずるためであり、併せて条文の字句整理を行うものである。

まず、新条例の第4条、文化財の指定等から新第14条、公開までの規定は字句及び用語の整理である。新第19条、志布志市地方文化財保護審議会から新第23条、会議までは、旧第19条から旧第23条までの規定を整理し、他の審議会に関する条例と形式を統一するものである。新第24条、庶務は、新たに庶務については担当課を定めるものである。旧第25条、志布志市行政手続条例の適用除外については、既に行政手続条例に定めがあったので二重規定となることから削除するものである。附則第5項、任期の特例、審議会の委員の任期を平成22年3月31日までとする規定を設けて、委員の任期を年度と合致させる措置を取るものである。この条例は、平成20年4月1日から施行するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑としまして、提案理由は年度を合致するだけになっているが、内容を見れば字句の訂正や削除もある。議案第23号と整合、統一すべきではなかったか。提案理由は庶務であるのかと質したところ、条文は総務課行政係がすべて目を通した上で合議して提案しているが、指摘の点について配慮が足りなかった。今後は十分精査して提案したいとの答弁でありました。

平成20年1月1日から3月31日までの間に委嘱される人がいるのか質したところ、第1期の現委員が平成19年12月31日で切れて、第2期は20年1月1日から21年12月31日までとなるが、年度と合致させるため、今回だけ任期を22年3月31日まで3か月間延ばすものである。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第22号、志布志市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

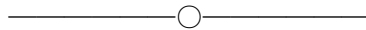
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第22号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第18 議案第23号 志布志市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第18、議案第23号、志布志市立図書館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第23号、志布志市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会では、3月18日、委員全員出席の下、執行部から教育次長、図書館長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、この条例の提案理由は、志布志市立図書館協議会委員の任期が平成18年1月1日の合併に伴い、始めと終わりが年度の途中になっていたため、事務を合理的に進めるため附則に任期の特例を設け、附則に1項を加え、第3項に年度の合致をさせる措置を講じることと、本会議で安楽公民館の代表地番の変更が承認されたので、安楽分館が安楽地区公民館内にあることから同公民館の代表地番の変更に合わせて、安楽分館の位置を改めるものである。他の改正条項については、公の施設に関する条例との整合性を図るため、字句及び用語、条文の整備をするものである。

改正内容については、本会議で教育次長が条文に沿って説明したので理解されたものとして、ここでは説明しない。附則として、この条例は平成20年4月1日から施行するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑としまして、第6条の必要と認める者と、必要があると認めたときとの違いは何か。これは図書館を利用する人を規定する貸し出し条項の制限になるのではないか。本来図書館は貸出しも利用も自由にすべきではないかと質したところ、旧条例では原則貸出しの利用は市内の人に限定していたが、図書館法で制限はできないことになっているので、第6条で市外の人でも利用できるようにしたものであるとの答弁でありました。

第9条の図書館長は課長かと質したところ、課長であり、生涯学習課長との兼務であるとの答弁でありました。

第6条との関連で、指定管理者の業務委託の貸出業務は減となるが整合性は取れているのか質したと

ころ、指定管理者は単年度契約であるので単年度で減額して契約するとの答弁でありました。

以上で質疑を終え、討論に入りましたが、討論はなく、議案第23号、志布志市立図書館条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○26番（上村 環君） 1点お伺いいたします。

図書館の多様な、そして多目的な活用は団塊の世代の退職をはじめ今後広く活用が期待をされておりますけれども、この休館日を毎月第3水曜日として資料整理日とするとなっておりますが、すべての市内の図書館を一斉に休館にするということになるのか。なるべく活用を広げるという意味からは、弾力的な資料整理というのは可能ではないのかなと考えるわけですが、そういった質疑はなかったか、お伺いいたします。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） 休館日については、質疑はありませんでした。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。[「なし」と呼ぶ者あり]

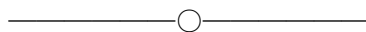
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第23号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第19 議案第41号 志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第19、議案第41号、志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました議案第41号、志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査概要と結果について報告いたします。

本委員会は、3月16日、委員全員が出席し、企画部長、企画部次長、港湾商工課長以下関係職員の出席を求め、審査を行いました。

はじめに、当局から次のような提案理由の説明がありました。

本案は昨年、ダグリ公園の公園施設のうち、国民宿舎ボルベリアダグリと展望台の指定管理者と、遊

園地、海水浴場等の指定管理者を分けたこと、また昨年9月、条例改正したことにより、利用料金制を導入したなど、それぞれの施設管理経費を明確に区分するため、平成20年度当初予算から国民宿舎及び展望台の関係予算のみを従来の国民宿舎特別会計で取り扱い、遊園地、海水浴場分を一般会計で計上した。したがって、志布志市特別会計条例の第1条に規定している国民宿舎特別会計中、「国民宿舎事業及び遊園地事業」を「国民宿舎事業」と改める改正が必要となったとの説明でありました。

質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第41号、志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

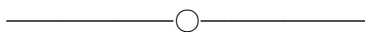
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第41号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第20 議案第24号 志布志市過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（谷口松生君） 日程第20、議案第24号、志布志市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会、並びに産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

まず、9番、迫田正弘総務常任委員長。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました議案第24号、志布志市過疎地域自立促進計画の変更について、総務常任委員会における審査概要とその結果について報告いたします。総務常任委員会に付託された部分のことにつきまして報告いたします。

本委員会は、3月18日、委員全員が出席し、企画部長、企画部次長、松山支所長、企画政策課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行ったところです。

はじめに、当局から次のような提案理由の説明がありました。

今回の過疎計画の変更については、平成18年6月に議決をいただいた過疎計画に事業の追加及び廃止

が生じたので、県との事務協議を行い提案する。企画政策課にかかわるものは計画書中、施策区分1、産業の振興の中の、その他「定住交流促進事業」の追加、施策区分の2、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進のその他に「新交通システム導入事業」を追加、施策区分9、その他地域の自立促進に関し必要な事業に「出会いサポート事業」を追加。以上、3件を追加するものでございます。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、19年度も出会いサポート事業は実施したが、なぜ今回変更するのかと質したところ、昨年は県の補助事業でさんふらわあを活用して実施した。昨年度計画に追加すべきであったが、今回追加する。昨年の出会いサポート事業は県の補助30万円を受けて実施、さんふらわあの利用促進と兼ねて利用促進協議会からも船の借上料等助成を受けた。20年度は志布志駅がJRの終着駅なので、JRを利用した出会いサポート事業を2回実施する計画であるとの回答でございました。

新交通システム導入事業についての内容は、と質したところ、現在既存の公共交通としてバスが走っているが、一部撤退などで代替バスに補助金を出して運行している。市民の利用の利便性からいうと便数が少ない上に区間が市民の需用にあっていない。併せて、行政の方で福祉タクシーを旧3町地区で走らせているが、旧3町間の乗り入れができない実情である。また、利用者も高齢者と障害者の方に限られている。民間の公共交通の形態と行政がやる福祉タクシーと合わせて運行することにより、多くの市民が利用できるよう志布志市の実情に合った公共交通の在り方について、第三者の専門的な業者による現状分析を行う。20年度は、コンサルタントに調査委託を行う事業であるとの回答でありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第24号、志布志市過疎地域自立促進計画の変更についてのうち、総務常任委員会に付託になりました所管分については、賛成多数をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） 次に、11番、立平利男産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（立平利男君） ただいま議題となっております議案第24号、志布志市過疎地域自立促進計画の変更についてのうち、産業建設常任委員会に付託になった分について、審査の経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月18日、委員全員が出席、執行部から産業振興部長ほか担当職員の出席を求め、説明を受けたところであります。

執行部の説明によりますと、（1）基盤整備で、事業内容はため池等整備事業農業河川工作物応急対策、面積は10.5haで、また農地・水・環境保全向上対策事業の蓬原中野地区の面積は63haである市の事業を廃止し、農地・水・環境保全向上対策事業の潤ヶ野地区の面積150haと泰野地区の面積60haを新規追加しようとするものであります。（2）農道の事業内容は過疎基幹農道整備事業栗須田地区、岳野地区、重田地区を、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業、安楽地区、佐野原地区の事業を廃止しようとするものであります。廃止の理由としましては、県との事前協議の中で事業費、事業単価が高く、事業効果率が低いとの比較評価であったため事業採択が困難であるとの判断で計画を廃止しようとするものであります。

概略、以上のような説明があり、質疑に入りました。

主な質疑としまして、新たに潤ヶ野地区、泰野地区が始まるわけですが、懸念されるようなことはないかと質したところ、20年度から実施予定の潤ヶ野地区、泰野地区いずれの地区も現在事業計画を作成しており、潤ヶ野地区が今月に設立総会を、また泰野地区も設立総会をして、役員体制もほぼ決まり4月からの事業実施は問題ないと思いますとの答弁でありました。

次に、事業の計画をしたときに、今後の展望として伝わっている、それが打ち切りになる状況、今後どんな形で伝達されるのかと質したところ、過疎基幹農道以下農免道路については、地元からの早急にと計画されたものではなく、行政が計画した事情もある。事業の廃止の説明はしていないとの答弁でありました。

次に、今後地元からの要望を、行政で必要とあれば事業実施する考えはないかと質したところ、中山間地域総合整備計画事業の導入に向け、基本計画の策定、予算も計上させ、必要な道路の整備を地元と詰めて計画したいと思っているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第24号、志布志市過疎地域自立促進計画の変更についてのうち、産業建設常任委員会に付託になりました所管分については、賛成多数をもって、可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第24号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。13時10分から再開いたします。



午前11時59分 休憩

午後1時10分 再開



日程第21 議案第25号 上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

重永議員が所用のため、早退の届が出ております。

日程第21、議案第25号、上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました議案第25号、上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、総務常任委員会における審査概要とその結果について報告いたします。

本委員会は、3月18日、委員全員が出席し、企画部長、企画部次長、企画政策課長、土木課等担当職員の出席を求め、審査を行ったところでございます。

はじめに、当局から次のような提案理由の説明がありました。

上田之浦地区の重要な生活道路、市道志布志黒葛線については平成7年度から辺地対策事業債を活用して整備してきたが、いまだ未舗装区間や離合の困難な箇所があるので舗装整備や離合箇所を設け、また老朽化している田吹野橋を架け替えることなどで安全な通行や、生活環境の改善を図るため、平成20年度から5か年間の整備計画を策定する。当地区は人口193人、面積7.6k㎡である。今回の整備計画事業費は5年間で8,000万円を予定している。事業内容は、志布志黒葛線道路改良事業、延長150m、幅員4m、田吹野橋架け替え事業、延長10m、幅員5mである。20年度の予算は1,000万円を計上している。

概略、以上の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑としては、計画が5年もかかるということはどういうことか、早くできないかと質したところ、道路の改良工事と橋の架け替え工事を2工区で計画している。道路改良については急坂な所や崖が立っており、工法的に大きな構造物が必要で、計画の段階で工事に時間がかかるのではないかとということで、道路改良を3年、橋の架け替えを2年考えているとの答弁でありました。

また、住民にとっては必要かもしれないが、財政的に厳しい中で投資的効果があるのかと質したところ、生活関連道路であるが、周辺に畜産団地もあり、産業のことも含めて道路改良の計画をしている。辺地債を導入するにあたり幅員4m以上とか制限枠があるが、制限枠の中で待避所を設けたり、工法を工夫して縮減を図りたいという答弁でありました。

なお、現場を見て利用率の投資効果について、内部でも意見が出たが、人が住んでいる以上、不便があるとすれば辺地債のような国の有利な財政措置もあり、計画を立てて当然実施していくべきだと判断したということでございました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第25号、上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、賛成多数をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第25号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第22 議案第26号 八野辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長（谷口松生君） 日程第22、議案第26号、八野辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました議案第26号、八野辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、総務常任委員会における審査概要とその結果について報告いたします。

本委員会は、3月18日、委員全員が出席し、情報管理課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行ったところです。

はじめに、当局から次のような提案理由の説明がありました。

今回の計画ですが、八野辺地は採算性の問題から民間業者による携帯電話サービス提供がなされていない。また、今後も提供の予定が無いので、市が移動通信鉄塔施設を整備し、民間業者に貸し出し、通信網を整備することによって地域間の情報通信格差是正を図り、さらには市民の生命・財産を守り、利便性を向上させるための計画である。

具体的な計画の内容は、鉄塔1基、高さ35m、サービス業者、エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州、KDD I 株式会社の2社に貸し付けるというようなものでありました。

概略、以上の説明を受け、質疑に入りました。

鉄塔建設位置について、ここがベターだったのか質したところ、候補地の選定にはいろいろ条件がある。1番目にサービスエリアの確保、受益者数が最大になる所、2番目に、他のサービスエリアと今回の計画のエリアに連続性が確保できること、3番目に建設工事、これらの維持管理のための既設道路があること、4番目に商用電源確保が容易なことなど、これらを複数の候補地に当てはめ比較したところ、現在計画している場所が一番の適地であるとの結論に達したとの答弁でありました。

また、用地について、受益者の同意は得られたのか、通信エリアから外れた地域の今後の計画はと質したところ、建設予定候補地は民間の所有地で、地主から協力するとの返事をもらっているとのことでした。今後の計画ですが、この事業は市の計画と合わせ通信事業者の参画が必要不可欠であり、

四浦地区の計画も国に申請したが通信事業者が採算の面から参画しなかったため実現しませんでした。今回のエリアにおいては八野の一部が入らないという状況であります。国の制度は一つの地区に二つの事業は認められないということで、現段階では計画は困難であると考えているとの答弁でございました。

さらに、中継局は検討されなかったかと質したところ、今回の事業では中継局は認められないということでありました。しかし、今後、中継局についても他の事業でできないか、今後検討したいとの答弁がございました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第26号、八野辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、賛成多数をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○26番（上村 環君） 2点お伺いをいたしますが、この鉄塔が整備されて供用が開始される年度はいつごろなのか。それから、その後の維持費に関する市の負担が発生するのか、その点については質疑はなかったか、お伺いいたします。

○総務常任委員長（迫田正弘君） まず、第1点目、供用開始のこととございますが、具体的な供用開始の時期は出ませんでした。ただ、これから工事をするにあたり、いろんな諸手続があると思えますけれども、20年度中には開局できるということとございます。

今後、鉄塔が整備され機器が設備されますけれども、機器の保守点検については参入する業者の方ですということとございました。

以上でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○25番（小園義行君） 今、委員長の報告で参入業者がエヌ・ティ・ティ・ドコモ九州、そしてKDD I、a uですね、この2社だということとありました。現在ソフトバンクの通信基地が次から次に建設されているわけですが、この事業によって当該地域の方々は、エヌ・ティ・ティ・ドコモ、そしてKDD I以外の、仮にソフトバンクのそういったものについては選びようがないということになるわけですが、当然、そこについての参入の過程でなかったのかですね、そういう要請なり、そういった質疑はありませんでしたか。

○総務常任委員長（迫田正弘君） その件につきましては、特にございませんでした。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第26号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第27号 市道路線の変更について

日程第24 議案第28号 市道路線の認定について

○議長（谷口松生君） 日程第23、議案第27号から日程第24、議案第28号まで、以上2件を会議規則第37条の規定により、一括議題とします。

ただいま一括議題となりました議案第27号から議案第28号まで、以上2件については、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（立平利男君） ただいま一括議題となりました議案第27号、市道路線の変更について、及び議案第28号、市道路線の認定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会では、3月17日に現地調査を実施し、21日に委員全員出席の下、執行部から建設部長をはじめ、担当課長及び担当係長の出席を求め、審査を行いました。

はじめに、当局から次のような説明がありました。

執行部の説明によりますと、議案第27号、市道路線の変更については、平成10年から昭和・弓場ケ尾線のバイパス工事を着工し、橋りょう等の工事を大隅地域振興局建設部曾於支所で実施している路線で、4路線の起点・終点の変更が生じたので変更するものです。変更する路線は、昭和・弓場ケ尾線、町原弓場ケ尾線、平和・弓場ケ尾1号線、孫野線です。

議案第28号、市道路線の認定について、昭和・弓場ケ尾線のバイパス工事に伴い、旧道敷の区間2箇所について、新たに市道路線の認定をする必要があります。認定する路線は、茶屋場線の406m、雨堤線の215mです。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について申し上げます。

まずはじめに、認定について生じる交付税はいくらかと質したところ、今回認定される道路は、延長が826m、面積で1万5,962㎡、延長分が36万2,000円、面積に係る分が134万円、合計170万2,000円になりますとの答弁でありました。

次に、未登記調書の市道の交付税はどうなっているのかと質したところ、基本的に現地の調査をいたしまして、現地の測量で面積を出すので当然交付税に算定されますとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第27号、市道路線の変更について、及び議案第28号、市道路線の認定については、賛成多数をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、2件の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第27号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第27号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第28号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

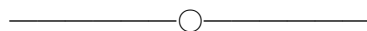
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第28号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第25 議案第29号 新たに生じた土地の確認について

日程第26 議案第30号 字の区域変更について

○議長（谷口松生君） 日程第25、議案第29号から日程第26、議案第30号まで、以上2件を会議規則第37条の規定により、一括議題とします。

ただいま一括議題となりました議案第29号から議案第30号まで、以上2件については、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（立平利男君） ただいま一括議題となりました議案第29号、新たに生じた土地の確認について、及び議案第30号、字の区域変更について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会では、3月17日に現地調査を実施し、21日に委員全員出席の下、執行部から建設部長をはじめ、担当課長及び担当係長の出席を求め、審査を行いました。

はじめに、当局から次のような説明がありました。

執行部の説明によりますと、議案第29号、新たに生じた土地の確認については、国及び鹿児島県で行っている志布志港新若浜地区の公有水面埋立地計画面積84.6haのうち、今回、県で行った部分の土地5.1haが完成し、平成21年春ごろに供用開始の予定です。土地の所在は、志布志町安楽字外間瀬202の1、字汐掛292の1に隣接する国有地の地先公有水面埋立地で、面積は5万1,453.64㎡です。

議案第30号、字の区域変更については、約5.1haの新たな土地が生じたので、字の変更をお願いするものです。変更の字は汐掛です。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

それでは、質疑の主なものと、それに対する答弁について申し上げます。

まず、新たに新若浜に土地が生じてきていますが、今後、この土地の計画、交付税がどうなっていくのかと質したところ、約11haが県による売却予定の土地で、保管施設用地と聞いている。交付税は、面積が0.051k㎡であるので、12万円程度増加するとの答弁でありました。

次に、この事業については市の負担も、長い間、大きな額になるが、県の発注とはいえ、やはり志布志市内の業者がなるべく参入できるように市当局として要請活動はしているのかと質したところ、港湾の関係は曾於地域の建設協会でもまた、曾於市と2市1町で陳情をするところである。毎年要望しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第29号、新たに生じた土地の確認について、及び議案第30号、字の区域変更については、賛成多数をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、2件の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第29号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第29号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第30号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第30号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

日程第27 議案第31号 平成20年度志布志市一般会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第27、議案第31号、平成20年度志布志市一般会計予算を議題とします。

本案は、それぞれ所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

まず、9番、迫田正弘総務常任委員長。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました議案第31号、平成20年度志布志市一般会計予算のうち、総務常任委員会の所管に係る案件について、審査の経過の概要の結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月17日、18日、19日の三日間、委員全員出席の下、執行部から関係部長、担当課長及び担当職員の出席を求めて、提案理由の説明を受け、審査を行ったところでございます。

最初に、総務課、選挙管理委員会分の審査を行いまして、そのことを報告していきたいと思っております。

説明によりますと、歳入として、交通安全対策特別交付金750万円、耐震性貯水槽整備消防防災施設等の整備補助金1,200万円。新規の歳入として、住民基本台帳システム改修費交付金69万8,000円、これにつきましては、裁判員制度が導入されるにあたり、裁判員候補者名簿管理システム適合データを、市の既存住基システムから出力するための必要な改修に要する経費に対する委託金であります。県派遣職員人件費負担金550万円、石油貯蔵施設立地対策等交付金570万円、県知事選挙費交付金2,337万5,000円が主なものであります。

歳出といたしまして、一般管理費、総額10億1,877万3,000円については、人件費や一般事務経費等であります。施設管理業務委託料1,311万6,000円、職員互助会補助金300万4,000円、防犯街灯管理等事業476万7,000円、これにつきましては防犯街灯1基あたり1,700円の助成をするものであります。文書広報費の印刷製本費は「市報しぶし」の印刷代725万8,000円、ロードミラー、ガードレール、外側線の整備のための交通安全対策特別交付金事業786万5,000円、自治会助成金事業のうち、納税活動助成金4,650万円、自治会運営補助金4,300万円。20年7月執行の県知事選挙執行経費2,366万円、21年3月執行の農業委員会委員選挙執行経費1,152万8,000円であります。消防費は大隅首於地区消防組合負担金3億7,031万8,000円、消防防災施設整備事業2,400万円、消防車両整備事業840万円を計上しています。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑としまして、交通安全対策特別交付金事業はロードミラー、ガードレール、外側線の整備とあるが、旧町ごとの割り振りはどうなっているかと質したところ、予算計上分については把握していない。今後、地区の交通安全協会の理事や市役所職員で要望のあった箇所について現地調査をして、危険

度合いの必要性について優先順位を付けて設置していくという回答でありました。

自治会集会施設整備事業について、320万円の予算では1棟しか建設できない予算だが、災害等が発生した場合にはどうなのか、320万円の積算基礎の根拠を示せと質したところ、18年度の実績は申請6件のうち1箇所が新築している。補助金額は6件分で340万円程度、19年度は14件の申請があり、すべて改修・塗装関係で、現段階では280万円である。前年度の実績等を勘案して計上したということであり、新築の申請があれば、補正で対応したいという回答でありました。

耐震性貯水槽設置箇所の個人所有地は無償提供か、見直しはと質したところ、地元消防団から要望が挙がってきて実施する。基本的には無償でお願いしたい。市の土地があればそこに造るように努めているという回答でありました。今のところ有償での検討はしていないということでもあります。

また、志布志方面隊の組織の見直しについて20年度に結論を出すとのことだが、考え方を示せと質したところ、志布志方面隊は10分団からなっており、中でも少ない所は12名、16名といった現状であり、平日の昼間の火災になると勤めとの関係で団員が参集できない状態である。そうした分団について、できるだけ隣接と共同でできる形で現在態勢を取っている。そうした所を中心に、昼間出動できる体制を考えている。また、地理的な条件等を十分考慮し、方面隊長や分団長の意見を聞きながら進めていくということでもございました。

防犯街灯の管理について、集落と集落の間は誰が管理するのかと質したところ、集落間の防犯街灯については建設、土木の方と協議をしている。現地を確認して対応したいという答弁でもございました。

次に、共生・協働型地域コミュニティ活動創出支援事業の内容について示せと質したところ、共生・協働型地域コミュニティ活動創出支援事業は県も進めている事業で、県が2分の1、市が2分の1を補助して、地域の課題解決のため、地域コミュニティがNPO法人等と連携して実施する活動に対して助成する事業であるということでもあります。19年度は、県下3箇所がモデル地域に指定され、志布志市は通山公民館を事業主体として、NPO法人と連携して防災マップの作成やハンドブック、自主防災組織の指導等を実施しているということでもあります。平成20年度は志布志地区の海岸に面した五つの公民館を対象に、自主防災組織の育成、あるいは防災マップの作成について地域ぐるみで取り組んでいくという回答でありました。

また、今回、消防組合に約3億7,000万円の負担金を支出するが、消防組合も広域合併をすると聞かすが、港を抱えて、しかも海拔差の無い地域を持っている志布志市であるが、防災について消防組合だけに任せて良いものか、このことについて部内で検討があるのか、あるいは組合での事務方の協議の中で問題提起がされているのか質したところ、県の広域合併が地域振興局を核として七つの消防組合を設立するというので、今月末に県の策定が出ると考えている。今後、垂水市、鹿屋市、志布志市の三つの市の市長・議長等が構成メンバーとなって協議会を設立し、広域合併はどうあるべきか等の協議がなされる。その段階で、今、言われるような思いを提案していく段階であると考えたとの答弁でありました。

以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、行政改革推進課の提案理由の説明を受けました。

説明によりますと、歳入では、総務費県委託金の46万6,000円、これは権限移譲による県の交付金。

歳出としまして、行財政改革推進委員会委員報酬10人の6回分、37万9,000円、指定管理者選定委員の謝礼金、5人の2回分で7万3,000円、旅費のうち費用弁償は行財政改革推進委員会委員費用弁償を6日分で11万9,000円、普通旅費10万円、需用費の消耗品費4万円、委託料の事務委託料は行政評価導入支援業務委託事業に伴うもので1,015万4,000円を計上している。これについては、事務事業を目的妥当性・有効性・効率性・公平性の観点から、客観的・体系的に評価して、事務事業の改善や予算効率化など、行財政運営の改善につなげていくための手法として行政評価制度を導入する。この評価制度の内容としては、評価単位の設定、職員等の評価研修、評価指導、評価決定会議等の実施である。2か年かけて実施し、20年度が1,015万4,000円、21年度に998万6,000円の予定である。21年度は行政評価システム導入支援業務委託ということで、債務負担行為をお願いしているとのことでありました。

概略、以上のような説明を受けて、質疑に入りました。

主な質疑としましては、行政評価システム導入支援事業について、詳しく説明を求めました。それによりますと、厳しい財政状況の中で、自治体の事務事業を成果重視の視点から目的妥当性・有効性・効率性・公平性などを評価して、行政評価のひとつの物差しとして、客観的・体系的に評価するものである。現在、事務事業が1,000程度あり、それぞれを先ほどの四つの視点から評価し、一次評価、二次評価、外部評価の方法があつて、評価の段階で職員も一緒に参画して、自らの意識を改革していくことも目的の一つである。評価したことを予算要求の査定基準にしたり、事務事業の見直し、次年度への施策の方針の策定につなげていくということでした。

事務費として20年度1,015万4,000円、21年度で約1,000万円と相当な金額だが、予算が必要な要素は何かと質したところ、評価する際に外部のコンサルタントに委託する考えで、全国でも実績の上がっている所もあるので、東京から旅費・謝金という形で積算し、実際には委託料という形を採るということでした。20年度の評価業務は事務事業を中心とし、21年度は各種の補助金を中心にやる計画であるとのことでした。

また、これまでコンサルタントに丸投げし、役に立たない例が多かったが、志布志市の実情にあった視点に立って進めてもらいたいと質したところ、この行政評価については実施している市が60%を超えており、丸投げではなく課・係で内容を十分精査して、コンサルタントと一緒にやる手法を採る。ただ、評価だけに終わらないよう実情を十分理解した上で取り組むという回答でした。

さらに、志布志市がこの行政評価に取り組むきっかけは何か、コンサルタントに頼むのは大義をつくるためではないかと質したところ、行財政改革推進委員会でも議論されてきましたし、財政担当課長会でも行政評価が言われ、20年度予算においても財務課が予算上の数字だけの予算査定になった。こういったときに事務事業を評価した資料があればということで、財政担当からも要望があつたことも取り組む要因の一つであるという答弁でありました。

また、外部に頼まなくても自前でできないかと質したところ、自前でできないことはないが、第三者的なプロに入ってもらって理論的に議論することで職員自ら意識を変えるというのも大きなテーマである。プロの指導を受けて、なおかつ評価が終わっても、将来にわたって評価表を作成することができるという答弁でした。

以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、情報管理課の提案理由の説明を受けたところであります。

主な説明としまして、歳入として、総務費国庫補助金の情報通信格差是正事業5,676万9,000円、これは移動通信用鉄塔施設整備事業にかかわる補助、総務費県補助金の市町村合併特例交付金交付事業の中に、電算端末等の機器更新事業1,950万円、総合行政ネットワークシステム機器更新事業900万円、また情報通信格差是正事業の800万円は移動通信用鉄塔施設整備事業の県補助金である。統計調査費委託金536万7,000円は、20年度に実施される指定統計調査の県委託金。雑入中、移動通信用鉄塔施設整備事業参加者負担金1,513万8,000円と移動通信用鉄塔施設整備事業参加者使用料378万4,000円を計上している。この鉄塔整備事業につきましては、国の採択後、参加者の負担金、使用料については分担金として徴収するので、分担金徴収条例の制定が今後必要になるという説明でありました。

歳出につきましては、情報管理費の20年度予算額は2億4,087万2,000円で、前年度より1億535万8,000円の増となっており、これは移動通信用鉄塔施設整備事業分が増となっているということです。主なものについては、需用費、パソコン修繕料150万円、役務費の通信運搬費803万9,000円は、本庁・支所間のネットワーク回線使用料が主なものである。工事請負費5,486万3,000円は、鉄塔整備の工事にかかわるものです。備品購入費の事務用機器1,700万円は、パソコン100台とプリンター11台、サーバー2台分を予定している。機械器具の3,828万6,000円は、移動通信用送受信機、アンテナなどの購入にかかわる予算として計上している。補償金21万8,000円は、鉄塔建設予定地の立木補償費であるということでございます。

次に、統計調査総務費で職員の給料等を689万3,000円。指定統計費は、20年度に実施される指定統計調査にかかわる調査員報酬であります。調査といたしまして住宅・土地統計調査、工業統計調査、漁業センサスの三つがあります。これにかかわる報酬453万3,000円が主であります。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑としまして、備品購入費でパソコン100台とあるが、耐用年数、また職員の何%にあたる分が質したところ、耐用年数は特段ないが、旧志布志町時代に購入したものが5年を経過して故障等が発生しており、平成19年度から年次的に更新をしている。職員は400名近くおり4分の1程度であるという答弁でありました。

また、廃棄処分するパソコンは使用金属が再利用でき、お金になる。ただで処分するのか質したところ、行政で使っているパソコンは情報がハードディスクに残っており、セキュリティの面から処分料を払って処分しているという答弁でありました。

移動通信用鉄塔施設整備事業について、八野地区の図で示された範囲内は通信可能ということかと質したところ、エリア図についてはKDDIの標準設備を使用した場合を地上でコンピューターシミュレーションしたもので、大まかな携帯電話が利用できる区域の目安である。正式なエリアは、現地で実際に試験電波を発射して作成することになっているという答弁でありました。

以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、市民部税務課の提案理由の説明を受けたところです。

主な説明によりますと、歳入では、市税総額は32億3,543万5,000円、対前年度比6,912万6,000円の減額となっている。市民税総額は11億8,005万円を見込んでいるが、前年度に比較して9,600万円の減である。固定資産税は総額16億5,028万5,000円を計上、対前年度比3,087万4,000円の増である。国有資産等所在市町村交付金及び納付金は4,028万5,000円を計上、対前年度比は212万6,000円の減である。これは郵政民営化に伴う納付金の廃止等によるものであるということでありました。軽自動車税は、軽乗用車の台数増により前年度より600万円増の9,010万円を計上しているという説明でありました。

次に、歳出は、税務総務費として2億8,787万4,000円で、報酬には市税等嘱託徴収員報酬2名分、滞納整理指導官の報酬を計上している。委託料に統合型土地情報管理システム業務委託料3,500万円を計上している。賦課徴収費は1億4,186万1,000円を計上しており、委託料、その他の業務委託料は、平成18年度に始まった土地評価策定業務が20年度は最終年度となるということでありました。委託料は3,570万円計上、償還金利子及び割引料7,176万円のうち3,500万円は、国の税源移譲により所得税の減税が無くて住民税だけ増税となる納税者に対し還付するもので、県民税分1,600万円、市民税分1,900万円を計上しているという説明でありました。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、歳入の市民税について前年度より約1億円減った理由について質したところ、住宅ローンの特別控除分1,000万円、景気悪化による落ち込み分8,746万円が主な原因であるということでございました。

滞納者対策について質したところ、2月下旬に債権対策委員会を財務課の方で立ち上げ、第1回の検討委員会が実施された。これには関係課の課長が集まり、滞納の状況を確認したところである。引き続き、債権対策委員会を開いて検討していく。そのときには滞納整理指導官も一緒に入ってもらって指導をいただくという答弁でありました。

各税の過年度分の滞納額はいくらかと質したところ、個人市民税3,638万8,053円、法人市民税337万9,200円、固定資産税1億3,687万7,304円、軽自動車税779万2,564円、合計で1億8,443万7,121円ということでありました。

統合型土地情報管理システムについて内容と利活用について質したところ、合併当時、旧松山町で地籍の数値情報化が整備されていなかったため、19年度で数値情報化を行い、20年度に統合型の事業を取り組もうということになった。この事業を実施すると、本庁・支所でどこでも地籍図を取ることができ、活用については税務課はもちろん、耕地・農政・建設・教育委員会・県・国等とがいろいろ活用できるという答弁でありました。

以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、財務課の提案理由の説明を受けたところでありました。

主な説明によりますと、第2表、債務負担行為は、平成21年度分で財務諸表等作成業務委託料732万5,000円を挙げているということでございます。これは、自治体の財政健全化に関する法律の中で、20年度の決算を基に、一般会計・特別会計・公営企業、自治体が設立した土地開発公社や一部事務組合、あるいは第三セクター等を連結して、連結財務4表を作るための債務負担行為であるという説明であり

ました。

第3表、地方債は、29億2,380万円をお願いしている。主なものは、一般公共事業、総額3億7,580万円、これは港湾事業、畑地帯総合整備事業等の負担金である。公営住宅建設事業については1,890万円、一般単独事業は締めて17億2,900万円で、大きなものは合併特例事業が主であるが、国営畑かん事業償還金も含んでいる。それから、過疎対策事業に3億1,570万円である。内訳は、市道整備、農道整備、消防防災施設等の整備費であるという説明でございました。辺地対策事業は3,940万円で、主なものは市道整備、携帯電話の鉄塔建設である。ほか、臨時財政対策債4億4,500万円で、合わせて29億2,380万円を起債するという説明でございました。

歳入の主なものは、地方譲与税3億700万円、地方交付税67億6,000万円、繰入金は財政調整基金繰入金を7億4,785万3,000円、繰越金3億円を計上しているということでした。

歳出として、財務課関連は1億4,823万2,000円計上し、主なものは財政・契約関連、あるいは公用車等の経費を計上してある。債務負担行為で説明した財務諸表等作成業務の20年度分として591万9,000円を計上している。備品購入費は志布志支所の公用車購入費150万円である。投資及び出資金270万円は、平成20年10月に公営企業金融公庫が廃止されるその代わり、自治体が共同出資して地方公営企業等金融機構が設立されることによる、その出資金であるという説明でございました。財産管理費は、庁舎にかかわる警備等の委託料等であります。この中で、新たなものは工事請負費999万2,000円、これにつきましては、志布志支所の庁舎屋上空調設備撤去工事及びエレベーター設備改修工事であります。内容としましては、昇降機等の耐震対策、停電時等の自動着床対策工事であるとのことでした。備品購入費200万9,000円は、議会の第2・第3委員会室のエアコン購入費であるということでした。水道事業会計出資金1億5,000万円は、森山水源地から配水管を引く事業に対し、2分の1相当額を一般会計で負担するものであるという説明でありました。それから、公的資金保証金免除繰上償還ということで、20年度の繰上償還額は7,387万4,000円で、このことによって利子が2,516万9,000円軽減されるという説明でありました。地方債の20年度末の現在高見込額は230億3万5,000円の見込みであります。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑としまして、水道事業会計へ補助金で支出する理由は何か、繰出金ではないかと質したところ、独立採算の原則から地方公営企業法第17条の2及び第18条第1項の補助金ないしは貸付を行う場合にできるということなので、今回地方公営企業法第18条第1項による補助ということで、補助金で計上した。決算統計でも県の指導を受けたという答弁でありました。

電子入札システム共同利用負担金について、志布志市の負担が約100万円であるが、これが今後ずっと続くのかと質したところ、全体事業の事業費の負担金1億円なのがしは機器のリース料であり、リース期間が終わるまではこの金額で推移するのではないかと考えるということでした。国の政策により電子入札を推進している。平成22年まで、すべての市町村で電子入札制度を円滑に導入するよう指導があり、したがって本市でも早い時期に導入を図りたいと考えているという答弁でございました。

以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、企画政策課の提案理由の説明を受けたところであります。

主な説明によりますと、歳入として、総務費国庫補助金の合併市町村補助金1,000万円は、合併から平成27年度までの10年間、総額3億6,000万円交付される予定である。それから、市町村合併特例交付金交付事業1億5,376万9,000円、これは合併後5年間で志布志市の場合、6億円の補助金になる予定であるという説明でございました。電源立地地域対策交付金事業450万円、地方公共交通特別対策事業として300万円、新規としまして大隅地域コミュニティFM活用推進事業として200万円を計上してございます。

歳出について申し上げますと、新規事業として新公共交通システム導入事業500万円で、これは地域特性、実態、利用状況など、実態を調査し、課題点を整理し、地域に合った新しい交通システムの基本計画を策定する事業であるということでした。同じく、新規事業としてコミュニティFMアンテナ設備整備事業400万円は、現在放送しているFM志布志の難聴地域の解消を図るため、松山地区に中継局のアンテナを整備するものであります。それから、南九州地域及び熊毛地域活性化推進協議会補助金150万円、出会いサポート事業50万円、国際青少年音楽祭実行委員会200万円、共生・協働・自立促進事業315万円。企業立地促進事業1,442万円、これにつきましては、谷口海産、益田製麺に対する雇用促進費等の補助であるということでした。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、出会いサポート事業の予算が昨年より少ないが大丈夫かと質したところ、参加者からも3,000円徴収するという、今年はJR日南線を利用して実施するので、この金額で足りるというような答弁でございました。

共生・協働・自立促進事業について、市民提案ということであるが、どんなことが考えられるかと質したところ、行政だけでは賅えない地域の課題解決のために市民自らが知恵を絞って提案してもらおう。例として、道路維持管理、子育てサポート、心配事相談、地域防災対策、自主防災組織の育成・活用等が考えられるという答弁でありました。

また、南九州地域及び熊毛地域活性化推進協議会について、設立されているのかと質したところ、これにつきましては現段階では準備委員会の段階であり、今年4月に関係市町で設立の準備が進められている。今の時点では仮称ということで、予算書及び説明資料については加筆訂正の申出がございました。

続けて、この組織を立ち上げるに至った背景といきさつについて質したところ、南九州地域及び熊毛地域の振興のため、昨年8月、本市の商工会から高速船航路開設について御提案があり、その後、9月にこのことによってどういう効果があるか、関係市町の意向はどうかということ、商工会、行政の立場で調査をして、再度持ち寄ろうということで11月に検討した結果、この計画についてはお互いの交流になり、良いことであるとの声であったが、反面、志布志市からの離島への利用はあっても離島から志布志市への利用は限られるのではないかという声がありました。それらを踏まえて、可能性があるので取組をしようということで12月に準備委員会を開催した。方向として、志布志市、種子屋久だけでなく、宮崎県を含む近隣市町村を巻き込んで協議会を組織しようということになっているという答弁でありました。

続きまして、企業誘致セミナーについて、福岡・大阪・東京、3箇所になぜ限定したのかと質したと

ころ、新若浜の工業団地11haが誕生する。これへの企業誘致が最重要課題ととらえている。3地区を限定したのは、セミナーを開催する際にはこれらの地区で開催する事例が多いということで、今回計画している。それと、この地区には県の出先機関があり、協力とか連携とかを取りやすいという判断で初めて計画したという答弁でありました。

以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

続いて、港湾商工課の提案理由の説明を受けたところであります。

主な説明によりますと、歳入として、蓬の郷振興基金利子10万2,000円。歳出としまして、商工総務費の積立金は蓬の郷振興基金積立金10万2,000円。繰出金は国民宿舎特別会計へ4,162万2,000円。新規事業として、消費生活相談員を20年度から配置するため、嘱託職員報酬113万4,000円を計上したということでございます。

商工振興対策事業1,095万円は三つの事業からなっていて、一つに商工振興対策事業、これは商工会運営費でございますが、925万円。二つ目に、むらおこし総合活性化事業70万円。これについては、19年度県の商工会連合会から志布志市商工会が補助金を受けて特産品の開発研究をしたところであり、これを20年度には市が助成し、発展的な取組とするため計上したということでございます。三番目に、商店街活性化対策事業100万円。これにつきましては、商工会を主体として商店街の意識調査、空き店舗を活用したチャレンジショップ、営業ツール作成等を行う事業であるという説明でありました。

続きまして、観光費でございますが、蓬の郷指定管理委託料800万円、ダグリ公園指定管理委託料1,300万円、観光案内板設置事業120万円、山頭火句碑制作委託料30万円、備品購入費50万円は、やっちく松山藩かつちゅう購入費を計画しているということございました。

続きまして、港湾振興費の中で、新規事業として輸出貨物促進事業を20年度実施する。目的は、志布志港の課題であった輸出部門拡大を図るということございまして、本年6月18日から21日まで四日間、台湾で開催される「FOOD TAIPEI 2008」に出店及び視察ミッションを行い、また現地バイヤーとの商談会を実施するということございました。予算は272万5,000円を計上しております。それから、さんふらわあ志布志航路利用促進協議会補助、20年度は修学旅行の利用が増えるということ300万円増額の1,300万円を計上しているということございました。

8款、土木費、港湾建設費で、港湾改修事業負担金、国・県合わせて2億3,945万9,000円を計上。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、消費生活相談事業の内容について質したところ、悪徳商法、商取引によるトラブル、多重債務の相談などを受けるということございました。これにつきましては、志布志市民からも警察、消費生活センター、保護司などに対し、年に400～500件の相談が寄せられているということでありまして、この相談員を配置していない市は志布志市を含めて3市しかないという状況にあるそうであります。

それから、観光協会の事務局が本庁の中にあっては活動できない。JRの志布志駅の一室に移したらどうかと質したところ、決算審査の時にも指摘があり、打診はしてみた。観光協会だけでなく、特産品協会との連携が必要となる。理想としては両協会が一緒になった方が運営がしやすいということでありまして、場所の問題も会員のコンセンサスが得られていないということございました。しかし、

事務所移転については御意見の方向で検討しているという答弁でありました。

続いて、志布志港から鹿児島市間のシャトルバスの運行が始まったが、さんふらわあの乗船客しか乗せないというので一般の人が乗れない状況になっている。これについて、一般の人も乗れるようにできないかと質したところ、現在のところバス会社との契約が乗船客だけとなっているので、契約変更をして、4月から空きがあれば一般の人も乗れるよう、会社の方で作業を進めているということでありました。

輸出貨物促進事業については、目的としては非常にすばらしい計画だ。港湾を抱えている志布志市の命題である。内容はどんなものか質したところ、輸出部門対策として物資を中心とする近隣地域の特産品等の販路の拡大を図ることを目的として、6月18日から21日まで開かれる「FOOD TAIPEI 2008」に出店し、それからレストラン等の視察ミッションを実施し、現地バイヤーとの商談会も実施する。視察は現地のレストラン等を見学し、台湾市場の情報を収集するというところでございました。市の負担としては、旅費・委託料・使用料及び賃借料等である。出店者についてはそれぞれの所で負担してもらうというところでございました。出店ブースは3区画を予定しているということで、志布志市内から5社ほど出店したい希望があり、これから県内全域にもジェトロを通じて呼び掛けて、参加者を増やしたいという答弁でございました。

以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、会計室分の提案理由の説明を受けたところであります。

主な説明によりますと、歳入として、南日本放送配当金10万円、鹿児島相互信用金庫配当金2,000円、市預金利子300万円。

歳出として、嘱託職員報酬246万4,000円、2人分。旅費20万9,000円、需用費1,062万円、印刷製本費112万5,000円、修繕料38万8,000円、役務費661万7,000円、負担金補助及び交付金1万円。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

次に、監査委員事務局分の提案理由の説明を受けたところであります。

説明によりますと、本年度の予算額は2,346万5,000円で、報酬は監査委員2名分であり、需用費は追録代、事務用品代であるということでありました。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

次に、議会事務局分の提案理由の説明を受けたところであります。

説明によりますと、歳出として、本年度予算額2億5,074万3,000円で、議員報酬、職員の給与、議員及び職員の手当、及び議員共済費が主なものであります。共済費は2,555万8,000円、前年度より114万8,000円の増となっています。これは、議員共済の公費負担金率の引上げによるものであります。使用料及び賃借料167万9,000円は、前年度より94万5,000円増となっています。これは、所管事務調査等、研修先での移動用自動車借上料の増となっています。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第31号、平成20年度志布志市一般会計予算のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分については、賛成多数をもって原案のとおり可

決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） 次に、8番、藤後昇一文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第31号、平成20年度志布志市一般会計予算のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会では、3月17日、18日、19日の三日間、委員全員出席の下、教育次長、市民部長、福祉部長、担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、はじめに福祉課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、平成20年度一般会計当初予算総額が198億7,800万円、歳出の民生費総額が52億5,258万2,000円、うち福祉課関係分が33億4,922万4,000円、構成比が16.85%。1款の社会福祉費が10億956万4,000円、児童福祉費が15億6,053万8,000円、生活保護費が7億7,775万3,000円、災害救助費が136万9,000円となっている。

歳入については、福祉課関係分が9億3,771万2,000円、うち保育料などの民生費負担金が2億101万5,000円、民生費国庫負担金が2億2,086万円、民生費県負担金が3億2,156万4,000円、民生費県補助金1億662万2,000円、地域福祉基金繰入金3,853万4,000円、以上のようになっている。

主な事業費としては、社会福祉総務費としては、社会福祉協議会運営費4,059万6,000円。重度心身障害者医療費助成事業などの扶助費として1億715万2,000円。相談支援、地域活動支援センター事業などの自立支援費が4億3,294万8,000円。介護給付費、訓練等給付費支給事業などの扶助費4億1,825万5,000円。老人福祉費は、給食サービス、福祉タクシーなどの委託料6,060万8,000円や、曾於南部厚生事務組合負担金やねりんピック鹿児島大会の補助金など1億3,819万6,000円を含む、計8億4,401万7,000円である。福祉施設費は、志布志市健康ふれあいプラザなどの4施設の指定管理料1,451万5,000円を含む1,656万4,000円。

児童福祉費総務費は、第3子以降の出産祝金550万円や通山保育園地域子育て支援センター委託料741万3,000円、乳幼児医療費助成4,500万円などの1億5,568万円である。児童措置費としては、2,065世帯に給付する児童手当などの2億7,432万5,000円。母子福祉費は、本年度から児童扶養手当給付事業以外に、新たに母子家庭の自立支援策として自立支援教育訓練給付金12万4,000円、高等技能訓練促進事業123万6,000円など1億9,595万円を計上している。保育所費は、有明地区3保育所の給食室整備に要する工事請負費1,300万円や、調理機器等の備品購入費1,430万円、9認可民間保育園と行政区外保育園に対する扶助費7億3,812万5,000円などの計10億3,984万円である。母子生活支援施設費2,031万5,000円は、南風寮に要する経費を計上している。

生活保護費は、保護世帯384世帯の生活や医療の扶助費7億7,156万4,000円や、生活保護の適正な運営を確保する生活保護適正実施推進事業費312万8,000円等、計7億7,775万3,000円である。

災害救助費は、災害見舞金などの136万9,000円である。

歳入の主なものについては、まず、民生費負担金は、保育料1億7,011万2,000円と老人ホーム入所者

負担金2,473万8,000円が主なものである。

民生費国庫負担金のうち社会福祉費負担金は、障害者の方々の施設での訓練費や支援費が主なものである。児童福祉費負担金は、保育所運営費2億6,834万2,000円が主なものである。生活保護費負担金は、生活保護扶助費5億7,867万3,000円である。

民生費国庫補助金は、社会福祉費補助金1,250万8,000円の地域生活支援事業分と、児童福祉費の次世代育成支援対策交付金1,234万3,000円が主なものである。

民生費県負担金の社会福祉費負担金1億49万3,000円は、障害者福祉関係の県負担分が主なものである。児童福祉費負担金は、保育所運営費1億3,417万1,000円が主なものである。民生費県補助金のうち社会福祉費補助金5,271万6,000円は、障害福祉関係分である。児童福祉費補助金は、児童福祉関係事業分5,390万6,000円である。

地域福祉基金繰入金については、食の自立支援事業や生きがい活動支援通所事業費などに充当するために3,853万4,000円繰り入れるものである。

雑入は、放課後児童クラブ利用者負担金や生きがい対応型デイサービス事業利用者負担金などの1,754万9,000円を計上するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑としましては、金婚式事業について、欠席者の対応で、病床で行けない人は対応すべきではないか、また一人金婚式を廃止したのは差別ではないかという市民の苦情がある。50年間頑張ってきた一人金婚式の人の寂しさを考えると、志のまちの方針に反するのではないか、復活すべきではないかと質したところ、金婚式の欠席者については、後で民生委員が記念品と賞状を配布している。一人金婚式については年々参加者が少なくなり、費用対効果の判断で19年度廃止した。今後については、金婚式総体の望ましい在り方を十分検討したいとの答弁でありました。

一人金婚式では参加者が少ないという理由で廃止する一方で、元々参加者が多く、喜ばれていた敬老祝金は節目支給にして対象者を少なくする政策には整合性がないのではないかと、多くの人々が恩恵を受ける敬老祝金として復活する考えはないかと質したところ、各種事務事業の見直しを図る中で、敬老本来の節目である米寿などの対象者の絞り込みと、限られた予算の中でこのような形での予算計上をしたとの答弁でありました。

次に、ふれあいサロン活動助成事業について、その内容と決算の使い道は、同じような目的を持つ生きがい活動支援通所業務委託事業との関連で、従来どおり施設に委託すべきか、それとも事業をミックスすべきか、今後の開設の在り方は、またふれあいサロンの事業効果と反応はどうかと質したところ、事業内容は、高齢者が閉じこもりや寝たきりにならないように、現在有明地区9、松山地区13、志布志地区3地区で活動しており、既存の会場の備品購入費などの今後の活動の充実を図ると、20年度に志布志地区で新たに3会場を立ち上げる計画であり、そのためのボランティア・コーディネーター謝金などのための予算計上である。介護予防デイサービスに該当しない人の受け皿として生きがいデイサービスがあり、市の自主事業である。今後は事業をミックスして、生きがいデイサービス事業をふれあいサロン事業で立ち上げていく方向で検討している。19年度に志布志地区に3箇所立ち上げたが、反応は好

評であり、今後も継続して立ち上げてほしいとの要望もあったとの答弁でありました。

また、児童扶養手当給付事業について、その対象児童と今後の見通しはどうか、削減の方向であるが予算上の影響はどうか、父子家庭への支援事業は無いのかと質したところ、扶養手当は、母子家庭で12歳に到達するまでの児童が対象である。今後、出生率が減少すれば対象者数は若干減ることも考えられる。今年、国から扶養手当変更の通知が来たが、就労意欲があれば削減されないので、予算上の影響は1割ないと見ている。父子家庭への救済策は現段階ではないが、今後子育て支援対策の中で父子家庭も含めて充実化を検討していきたいとの答弁でありました。

以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、保健課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、まず歳出の主なものは、老人福祉費は曾於地区介護保険組合への負担金4,734万8,000円、介護保険特別会計への繰入金3億8,251万8,000円。

保健衛生総務費では、報酬は嘱託職員2名分、職員の人件費は支所を含め17名分、賃金は産休代替1名分、19節は救急医療に関する経費が主なものである。予防費の報酬は予防接種健康被害調査会委員に関するものであり、旅費の費用弁償も同じである。需用費の医薬材料費は前年度より270万1,000円増えているが、予防接種法施行規則の改正により、中学1年生、高校3年生に相当する年齢の者を追加することになり、麻しんのワクチン代が増額したことによる。役務費の保険料は、市町村委嘱医師などの傷害保険料である。委託料の健康審査等委託料は結核レントゲンで、予防接種委託料はインフルエンザなどに関する分である。その他の委託料は医療廃棄物の委託料、扶助費は予防接種健康被害給付金である。母子保健費は、母子保健法による1歳6か月と3歳児の健診の経費である。報償費は、「こんにちは赤ちゃん事業」による乳児家庭訪問の謝金である。委託料の健康審査等委託料は妊婦健診や乳児健診の委託料であるが、妊婦健診については少子化対策として、現在5回の無料受診券の交付を7回にするものである。扶助費については、不妊治療助成事業分である。健康づくり費は、昨年まで老人保健費であったが、老人保健法の廃止に伴い各種事業が健康増進法などに移行したために目の名称を変更したものである。健康教育、訪問指導、各種健診に要する経費である。報酬は嘱託職員4名分、委託料の健康審査等委託料はがん検診や特定健診に要する経費である。介護予防支援事業費は、地域包括支援センターが介護予防サービス計画作成業務に要する経費である。報酬は、嘱託職員2名分である。委託料は、居宅介護支援事業所へのサービス計画委託料である。

次に、歳入の主なものは、衛生手数料の中の注射済再交付手数料に、予防接種分1,000円がある。

衛生費県負担金に、予防接種健康被害給付金がある。

衛生費県補助金に、共同利用型病院運営事業補助金がある。

繰入金に、介護保険特別会計繰入金がある。

雑入に介護予防給付ケアマネジメント料があり、これは、歳出の介護予防サービス計画の作成に関する介護保険からの給付になる。それから、健康診断の実費徴収金が計上してある。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑としまして、不妊治療助成事業の県の実績はどうか、市の助成と県の助成と重複して受けら

れるのか、県が10万円の助成と市が満額の20万円の助成はできないかと質したところ、本市の利用者は18年度4件、19年度は1月現在で1件である。市の助成要綱で二重に受けられない仕組みとなっている。助成は純粹に治療費について県が1回につき10万円、年2回分を控除した残りを市が年額20万円助成するものであるとの答弁でありました。

子供にやさしいまちづくり事業の効果はどのような形で現れているか質したところ、効果の判断は難しいが、命の大切さを主眼に実施するふれあいセミナーとピアカウンセリング実施前後のアンケート調査では、性に関するイメージが暗いものから、実施後はお互いを大事に思いやらなければならないという明るいイメージに変化していることは効果であるとの答弁でありました。

予防接種事業で、麻しんに対する国の指針はどうなっているか、麻しんに対する国の財源補助はまったくないと思うが事実か、麻しんの予防接種実現まであと何年かかり、新規の事業はどれぐらいの予算が必要なのか質したところ、麻しんについて従来は一生に一回の予防接種で十分とされたが、全国的に流行が多発し、年2回の世界各国から、麻しんの輸出国と見なされるようになった。そこで国は予防接種法を改正し、18年から年2回接種するようになった。新たに、中学1年と高校3年で2回目の接種を5年間で実施する。そのための国の特別な財源措置はなく、単年度に必要な予算額は約350万円を見込んでいるとの答弁でありました。

以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、教育委員会教育総務課、学校教育課、給食センター分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、まず歳入の主なものについて、教育使用料、幼稚園使用料157万3,000円は、有明町にある山重幼稚園の入園料・保育料である。

教育費国庫補助金の小学校費補助金238万円、中学校費補助金115万円は、それぞれ就学援助費、理科教育等設備整備費である。また、へき地校における検診に係る児童生徒援助費である。幼稚園費補助金264万3,000円は、公立・私立幼稚園の保護者の負担の格差是正などを軽減するための就園奨励費である。

県支出金で教育費県委託金の中学校費委託金の107万9,000円は、生徒指導上の諸問題行動に対応するために指導・援助を行い、生徒指導体制の充実を図っていくスクールカウンセラー配置事業の67万9,000円、及び市内の不登校生徒をふれあい教室に受け入れて指導・支援を行い、学校復帰を努めていく自立支援事業の40万円である。

雑入の教職員住宅入居料898万5,000円は、校長・教頭住宅48棟の入居料である。

次に、歳出であります。事務局費の本年度予算額は2億4,111万2,000円で、報酬の1,629万4,000円は、外国語指導助手、ALTの3名分及び嘱託職員2名分である。給料、職員手当等、共済費は、職員22名分の人件費である。委託料94万6,000円は、化学物質室内濃度検査の4校分の委託料である。負担金補助及び交付金の自治体国際化協会負担金163万5,000円は、ALTの入国旅費等に係る負担金である。

教育指導費の本年度予算は3,316万2,000円であり、主なものは、賃金249万7,000円は、生徒指導上の諸問題行動に対する指導・助言を行う専門指導員、訪問指導員の賃金である。報償費567万円は、教科別校内研修会の講師謝礼や、学校評議員及び教育相談員への謝礼である。需用費の消耗品費800万3,000円は、小・中学校の学力検査、耳鼻科検診に伴う検査機器、及び総合学習に伴う消耗品費である。使用

料及び賃借料483万7,000円は、集団宿泊学習、水泳や陸上記録会などへのバス借上料である。備品購入費750万円は、市内25校に自動体外式除細動器、AEDを配置するものである。

教職員住宅管理費209万4,000円は、住宅の修理など維持管理費である。

小学校費、学校管理費の本年度予算額は、2億3,929万6,000円である。主なものとして、報酬は6,162万6,000円で、嘱託職員報酬5,332万8,000円は、学校助手・学校司書補など37名分である。需用費7,297万5,000円は、市内小学校18校の電気・水道料や、一般消耗品等の管理運営費、並びに学校施設の修繕費である。委託料は786万1,000円で、施設管理業務委託料487万2,000円は、し尿浄化槽管理業務、自家用電気工作物保安業務、及びプールろ過装置点検業務委託料である。健康審査等委託料228万円は、児童・先生の尿検査・心電図検査・結核検査などの委託料である。工事請負費2,465万円は、潤ヶ野小トイレ洋式化工事、四浦小学校屋内運動場改修工事外3件の工事である。

教育振興費の本年度予算は6,587万5,000円で、主なものは、委託料228万8,000円は小規模校入学特別認可制度通学委託料である。使用料及び賃借料3,319万9,000円は、市内18校における教材用コンピューター借上料である。備品購入費1,480万円は、市内18校の教材用備品及び5校分の理科教育備品購入である。

中学校費、学校管理費の本年度予算は1億4,786万6,000円で、主なものとして、報酬は2,481万1,000円で、嘱託職員報酬2,130万円は学校助手、学校司書補等の15名分である。調査委託料1,960万円は、松山中学校の校舎耐震診断調査業務委託、及び昨年度実施した耐震診断調査に基づく志布志中学校の耐震補強・改修実施設計業務委託料である。工事請負費1,020万円については、田之浦中学校木造校舎改修工事、出水中学校家庭科教室屋根改修工事などである。

教育振興費の本年度予算額は4,483万8,000円で、主なものとして、使用料及び賃借料1,930万6,000円は、市内7校における教育用コンピューター借上料である。備品購入費880万円は、市内7校の教材備品及び2校分の理科教育備品購入である。

幼稚園費の負担金補助及び交付金で、その他補助金の幼稚園就園奨励費1,057万3,000円は、私立幼稚園4園に対する就園奨励費である。

給食センター分については、予算説明資料の方から、志布志市特産品活用学校給食事業である。現在、センターでは地域に根ざした学校給食推進事業として、生産者との交流給食会、親子料理教室等を実施している。その中で、市の特産品である牛肉・黒豚・ハモなど、きらり輝く給食を提供して郷土食への興味を持ってもらうためにこの事業を展開している。予算は205万2,000円である。

次に、新学校給食センター建設であるが、2か年継続事業で、本年度の進ちょく状況は、分離発注方式を採用していたので、建築本体が30%、電気関係39%、給排水関係6%、空調関係11%と、工事全体としては約30%の出来高となる見込みである。

予算書では、歳入の方から、国庫支出金の保健体育費補助金である。安心・安全な学校づくり交付金として5,530万円。

繰入金の施設整備事業基金繰入金の中に1億538万円が含まれている。

市債の教育債、社会教育債の中に4億4,410万円が含まれている。

○議長（谷口松生君） 途中でございますが、ここで15分まで休憩いたします。

午後 3 時 02 分 休憩

午後 3 時 15 分 再開

○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

委員長の報告を続行します。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） 次に、歳出では、学校給食センター費が本年度は1億4,858万3,000円となっている。主なものとして、報酬の嘱託職員報酬は、志布志センター13名、有明センター10名、松山7名分である。報償費8万9,000円は、地域に根ざした学校給食推進事業の謝礼金である。この外この事業には、旅費7万1,000円、消耗品費28万1,000円も含まれている。役務費の474万円は、検便等の手数料である。備品購入費86万1,000円は、松山センターの食缶を購入する分である。負担金補助及び交付金の水道事業会計給水負担金63万円は、新センター建設に伴い、新たに水道を引くために発生した負担金である。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑としまして、小・中学校の統廃合の「在り方検討委員会」の20年度の取組と予算について質したところ、平成19年度は4回検討委員会を開催した。結論として、現状のままでは、適正な教育水準を維持し、健全な学校教育を行うには支障があるために、今後統廃合を含めた適正な規模配置について検討すべきとの答申であった。予想を超える児童・生徒の減少が進んでいるので、また四浦の休校もあり、今後の「在り方検討委員会」のスピードアップが必要である。「在り方検討委員会」の予算は、報償費、25名、5回分、136万円であるとの答弁がありました。

蓬原小のプールろ過器取替工事について、プールが水質検査で使えずに他校を使ったことはないか、早急に予備費や補正で対応すべきではなかったか、学校現場の生の声を聞くために、学校訪問の実態はどうかと質したところ、19年度は他校のプールを使用した事実は把握していないが、プールの掛け流しで対応したが、一時使用を控え、子供たちの授業に支障があった。予備費などで早急に対応をすべきであった。学校訪問は18年度から19年度、25校全部回っている。来年度からも2年間で全部を回りたい。

小・中学校の備品は、常時使用するものはリースや借上げでなく購入した方が安いのではないかと、購入の場合は、市内、市外の決定はどのようにしているか、また入札方法はどうかと質したところ、事務機器は機種更新もあり、リース料の方が安価な場合が多いが、内容によりリースか買上げか十分に検討したり、購入については、市内の業者が対応できない特殊な場合を除き、あくまでも市内の業者を活用したい。購入方法は、見積りを徴収して低価格の業者から購入しているとの答弁でありました。

遠距離補助金について、特認通学は何名か、特認校制度は効果があるのか、今後も続けるのか質したところ、特認通学は2名である。特認校制度については、本来のメリットを考え「在り方検討委員会」と検討すべき問題であり、今後は幅広く意見を求めながら考えていきたいとの答弁でありました。

次に、田之浦小東側斜面崩壊対策工事は事前に県と協議して、林務・土木の制度事業、例えば県単の

林務砂防工事でできなかったのか、制度事業を積極的に活用すべきではなかったかと質したところ、土木部に現場を見てもらった上で協議して予算計上した。県との協議はしなかったとの答弁でありました。

以上のような質疑・答弁がなされて、質疑を終結いたしました。

次に、生涯学習課、図書館、文化振興課分について申し上げます。

まず、歳入から、使用料、土木使用料の中の都市計画使用料の34万8,000円の中に、生涯学習課分として体育館などのジュース販売機設置公園使用料の21万円を予算計上するものである。教育使用料の社会教育使用料177万4,000円の主なものとしては、川西地区農村研修センター使用料の40万円などである。体育館使用料の987万5,000円は、志布志体育館などの施設や、松山プール、体育館など371万5,000円、B&Gプール及び温水プールの使用料に505万円である。

財産収入の利子及び配当金に、生涯学習推進基金利子として3,000円である。

基金繰入金の地域づくり推進基金繰入金5,099万円の中に、青少年研修事業として664万円などがある。雑入に、屋内プール公衆電話料など2万4,000円、有明農村研修センターの加工製品容器代を5万円計上している。

市債の教育債は、生涯学習課分として、合併特例事業で温水プール補修工事に350万円、運動公園施設倉庫工事に450万円、社会教育債に計上するものである。

次に、歳出、社会教育費の社会教育総務費で総額1億4,468万1,000円を計上している。前年度1億4,836万5,000円に対して368万4,000円の減額になっている。報酬705万2,000円は、17人の社会教育委員などの分である。給料6,048万4,000円は、職員16人分である。委託料188万1,000円は、家庭教育学級分である。負担金補助及び交付金231万2,000円は、PTA連絡協議会活動事業と、地域女性連絡協議会活動事業などが主なものである。

次に、公民館費で、賃金の161万4,000円は、有明川西地区農村研修センター加工指導賃金が主なものである。委託料1,897万4,000円は、公民館主事の委託料と、有明の7校区青少年館の指定管理業務委託料が主なものである。工事請負費の152万3,000円は、通山青少年館外壁塗装補修工事である。負担金補助及び交付金の2,172万1,000円は、21校区公民館連絡協議会活動事業などが主なものである。

青少年教育費は総額1,171万3,000円で、前年度886万6,000円に対し284万7,000円の増額になっている。報償費31万円は、青少年研修事業委員会出会謝金等が主なものである。負担金補助及び交付金の956万2,000円は、子ども会育成連絡協議会と、21校区を対象に実施する青少年育成市民会議、及びシアトル市、トレーシー市、酒田市の研修になる青少年研修事業が主なものである。

生涯学習推進費で、需用費の86万3,000円は、農業歴史資料館修繕料等が主なものである。負担金補助及び交付金の2,395万9,000円は、生涯学習推進事業等が主なものである。

図書館費は総額7,858万8,000円を計上していて、前年度7,935万4,000円に対し76万6,000円の減額になっている。報酬の999万円は、図書館協議会委員及び図書指導員8人分が主なものである。需用費の1,855万5,000円は、消耗品費の中に図書購入費の900万円などが含まれている。

保健体育費は、保健体育総務費で総額4,080万4,000円を計上している。前年度5,051万7,000円に対して971万3,000円の減額になっている。報酬の394万8,000円は、29人の体育指導員と嘱託職員などの分

ある。報償費の187万2,000円は、各種スポーツ教室及び各種大会協力員の分である。

体育施設費は総額8,801万7,000円で、前年度1億904万円に対し2,102万3,000円の減額になっている。委託料の6,652万7,000円は、3町分の体育施設指定管理料などが主なものである。工事請負費の1,538万5,000円は、志布志運動施設倉庫新築工事、温水プール照明施設・空調設備改修工事などが主なものである。備品購入費の190万円は、体育施設4箇所にAED設置などを予算計上するものである。

次に、文化振興課分について申し上げます。

文化振興係の歳出予算額は9,405万2,000円で、対前年度比較は867万2,000円の減である。予算減の主なものは、文化会館改修事業に関する経費の減と、国際青少年音楽祭に関する経費の減等である。

文化財係の歳出予算総額は4,102万円である。

次に、歳入関係は、使用料及び手数料の教育使用料は、文化会館使用料である。国庫支出金のうち、教育費国庫補助金の社会教育費補助金は、志布志城史跡公園保存整備事業に伴う国の補助金で、補助対象額の半額補助である。県支出金のうち、教育費県補助金の社会教育費県補助金は、同様に志布志城史跡公園保存整備事業に伴う県補助金で、補助対象額の1割補助である。県支出金のうち、教育費県委託金の社会教育費委託金は、二つの事業の合算額である。県営半島基幹農道整備事業草野2期地区の事業実施に伴い、地区内にある浜場遺跡の発掘調査に伴う経費について、県から事業の受託をするもので、507万円全額が県委託金である。財産収入のうち利子及び配当金は、歴史のまちづくり事業推進基金利子として7万7,000円を計上している。18年度末の基金残高は3,088万1,058円であるが、19年度末では約2,200万円程度の残額になると見込んでいる。繰入金のうち歴史のまちづくり事業基金繰入金は、今年度は志布志城史跡公園保存整備事業に伴う地元負担金が、その主なものである。

歳出は、教育費、文化振興費で計上した主なものは、賃金は、公演などに伴う駐車場整理ガードマン、託児室の保育士などの雇用賃金である。報償費の謝礼金は、自主文化事業に伴うプレイガイドなどのチケット販売謝礼が主なものである。委託料2,671万5,000円の内訳は、コンサートや講演会などの公演委託料が2,184万円、青少年劇場公演委託料が210万円などである。物品借上料は、文化会館のピアノの借上げである。負担金補助及び交付金の劇団四季ミュージカル協賛金294万円については、財団法人舞台芸術センターという組織が日本自転車振興会の補助事業を申請してこの事業を主催しているものである。市は、共催事業という立場で協賛金として支払うものである。市文化協会連絡協議会への運営補助金130万9,000円は、連絡協議会の下に、それぞれ旧3町の文化協会が組織されているので、そこに分配されるほか、秋の芸術祭開催に伴う経費が含まれている。

文化財保護費について、共済費は、埋蔵文化財発掘調査の整理作業員雇用に伴うものである。賃金の内訳は、埋蔵文化財の発掘や整理に伴う1,212万1,000円ほかである。需用費、印刷製本費249万7,000円については、埋蔵文化財調査報告書2件の印刷と、残部の無くなった文化財資料の増刷が主なものである。委託料のその他業務委託料801万5,000円の内訳は、井手上A遺跡の確認調査に伴うシルバー人材センターへの作業員派遣委託料492万8,000円などである。使用料及び賃借料、建設用機材借上料についても、井手上A遺跡発掘調査に伴うものである。工事請負費の311万円は国庫補助事業で、志布志城史跡公園に設置する陶板製の解説板の費用である。負担金補助及び交付金の民俗芸能等保存会連絡協議会へ

の補助は、昨年まで2年間は想定団体数をそのまま予算計上していたが、今年度は実績に近い数で積算したため、多少減額になっている。

文化会館費について、需用費の修繕料は、文化会館分は、施設の指定管理料には含まれない不測の事態に備える意味の修繕料であるが、ふれあいセンターは同じ意味のものが60万円のほか、施設の周りの出城公園の管理についても文化会館費でみることになっているので、公園遊具の修繕料も含まれているものである。測量設計業務委託料は、文化会館の耐震補強計画及び実施設計に伴う経費である。指定管理料は文化会館が2,334万7,000円、ふれあいセンターが1,974万4,000円である。

概略、以上のような説明を受けて、質疑を行いました。

主な質疑として、校区公民館連絡協議会活動事業は400万円増額されたが、どの公民館を増額するのか。現在、各公民館活動が困難な中で、有明の七つの公民館のみが減額であれば、有明の公民館は衰退するのではないか。また、積算基礎を含め配分のたたき台は出来ているのか。それをある程度示せないのかと質したところ、400万円の増額を含めて、この予算配分の仕方は議案議決後に公民館連絡協議会の役員に、本庁、有明、松山の各課長を加えて、今までの状況を考えて検討し、配分をお願いした上で提示して協議していく。前回、連協と協議したが、数字を示すまでには至っていない。議決後に1,891万円の金額を協議していくとの答弁でありました。

生涯学習センターの職員は、現在何名いるのか。職員の給与体系は非常に苦しい現状にある、運営を検討してほしいと質したところ、職員は、常勤が5名である。センターを立ち上げる時に給与は社協を参考に設定したが、その後改定していないので、今後は正を前向きに検討したいとの答弁でありました。

志布志城史跡の発掘状況の市民の見学会の実績と予定を質したところ、史跡見学会、文化講演会、シンポジウムなどをやっているとの答弁でありました。

歴史のまちづくり事業で、今は無くなった和田家の文化財としての評価と位置付け、商家資料館とどう違うのかと質したところ、和田家は明治7年に、8年後に旧山中邸である商家資料館が同じ大工によって建てたもので、文化財としてはまったく遜色が無く、同等の価値があった。しかしながら、文化財保存は指定と所有者の同意が不可欠であり、和田家は何回もお願いしたが、もろもろの事情により最後まで理解が得られず残念な結果となった。最終的には文化財保存は公有化が第一であるとの答弁でありました。

以上のような質疑・答弁がなされて、質疑を終結しました。

次に、環境政策課分について申し上げます。

はじめに、歳入は、衛生使用料、市営墓地使用料で新規8基を見込んで54万円を計上している。衛生費国庫補助金は、合併処理浄化槽設置整備事業で3分の1の補助金額2,704万3,000円の230基を見込んでいる。衛生費県補助金も合併処理設置整備事業で、3分の1の補助金額に補正係数0.78を乗じた2,109万3,000円を見込んでいる。雑入で、資源ごみ等売払金2,680万円を見込んでいる。

続いて、歳出の主なものは、環境衛生費は2億1,437万7,000円である。報酬は、環境審議会を3回開催する計画と、嘱託職員2名分である。委託料の主なものは、環境パトロール及びごみ出し困難者対策事業と、墓地草払管理についてシルバー人材センターに委託する経費である。

塵芥処理費で、需用費の消耗品費は、本年度は生ごみバケツ800個を購入する予算である。委託料は、ごみ収集・運搬及びごみ処理等事業の委託である。負担金補助及び交付金は、分別基準適合物の再商品化負担金として、容器包装リサイクル協会への負担金である。

し尿処理費は2億3,592万2,000円である。負担金補助及び交付金は、合併処理浄化槽設置整備事業と公共用水域保全事業を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑として、環境少年団育成事業の目的と、相手方、対象者、始めた時期、財源などはどうかと質したところ、目的は環境問題の学習活動を実践する子供を育成することである。平成20年度から衛生自治会が受け入れて育成を図り、平成19年度から始めている。財源は、ごみ袋販売益金680万円であるとの答弁でありました。

環境パトロールは何名いるか、環境パトロールの人が自動販売機の缶を集めていたが、どういう指導をしているのかと質したところ、3台のパトロールでシルバー人材センターに運転委託している。ほかに市の衛生自治会が1台直接雇用している。自動販売機の件は想定していなかったため、情報が分かれば調査して、シルバー人材センターを指導するとの答弁でありました。

不法投棄のパトロール車は土・日、祝日はどうなっているか、土・日、祝日のポイ捨ての現状は、特に文化会館から志布志支所への坂の現状をどう思うか、農地などへの瓶などの処理方法は、また不法投棄物で処理できないものはどうすればいいのか質したところ、土・日、祝日は原則休みだが、大きなイベントの時は特別に事前にパトロールを依頼する。土・日、祝日の旧志布志町の不法投棄が特に多い。今後は、人間心理をつく方向からの啓発を考えている。志布志支所周辺のポイ捨ての現状はひどい状況である。課長会でも拾っているが、後を絶たない。市内には約1,000名のマイロードクリーン作戦に参加するボランティアがいるが、その人たちはごみを持ち帰り、自分の所を出している。自分の農地のごみは自分の所に持ち帰ってほしい。不法投棄のごみで処理できないものは、ボランティアごみで出せば業者が持って行くとの答弁でありました。

以上のような質疑・答弁がなされて、質疑を終了しました。

次に、市民課分について申し上げます。

まず、歳入は、使用料及び手数料の総務手数料は、戸籍手数料として589万3,000円、自動車運転臨時運行許可証明その他手数料、船員手帳交付手数料などがある。国庫支出金の社会福祉費負担金のうち、保険基盤安定制度国庫負担金として2,157万7,000円を計上している。総務費国庫委託金として、戸籍住民登録費委託金、外国人登録事務として70万5,000円を計上している。民生費国庫委託金として、社会福祉費委託金、国民年金事務費交付金として565万9,000円を計上している。県支出金、民生費県負担金のうち、国民健康保険医療費助成負担金を1億3,103万7,000円計上し、新たに後期高齢者医療助成費負担金を1億212万6,000円計上している。総務費県委託金のうち、戸籍住民登録費委託金、人口動態調査事務として3万5,000円を計上している。特別会計繰入金は、老人保健特別会計繰入金として100万円を計上している。

歳出は、総務費の戸籍住民基本台帳費は、給料、職員手当等、共済費については支所を含め、国保担

当職員を除く市民課職員17人分である。報酬は、国保系の嘱託職員2名分263万円である。賃金は、市民係に配置している臨時職員2名、11か月分の賃金を163万8,000円計上している。需用費は、消耗品費が161万5,000円、主なものとして追録代、自動交付機用ビデオテープなどである。食糧費は、特設人権法律相談の昼食代として1万8,000円である。修繕料については、レジスターなどの修理のため10万8,000円を計上している。委託料は、戸籍簿保管庫保守点検委託料などで10万4,000円を計上している。負担金補助及び交付金は、鹿屋人権擁護委員会負担金、鹿屋支局管内戸籍事務協議会負担金として26万5,000円を計上している。

民生費の社会福祉費、社会福祉総務費のうち人権対策に係る予算である。旅費は、人権問題研究大会などの旅費で4万9,000円を計上している。委託料として、人権の花運動に伴う業務委託料1万3,000円を計上している。負担金補助及び交付金は、かごしま犯罪被害者支援センター負担金として4万9,000円などを計上している。繰出金は、国民健康保険特別会計繰出金として4億5,182万円を計上している。

老人福祉費の負担金補助及び交付金、その他補助金としては、新たな後期高齢者制度に伴い、はり・きゅう助成228万円などを計上している。繰出金は、老人保健特別会計繰出金への繰出金として4,264万2,000円を計上している。

国民年金費の報酬は、嘱託職員2名分、266万円である。需用費のうち消耗品費は16万5,000円を計上し、役務費は社会保険庁の業務センターとの回線使用料として19万8,000円を計上している。負担金補助及び交付金については、九州と市国民年金協議会が鹿児島県で開催されることに伴う負担金として3万3,000円を計上している。

後期高齢者医療費で、保険基盤安定繰入金及び事務繰入金として、後期高齢者医療特別会計へ繰出金として合わせて1億4,192万円を計上している。

概略、以上のような説明を受けて質疑を行いました。

主な質疑として、後期高齢者福祉事業のはり・きゅうの給付は、1回に25枚配布するのか、例えば1回の利用で5枚使用できるのか、中には他の人からもらって大分利用していると聞くが、正直に利用している人のことを考えると厳格な対応が必要と考えるが、今後の対応はどうかと質したところ、交付の際の窓口で1回1枚として交付している。厳格に適用しないと助成の意味がなくなる。はり・きゅう施設にもこのことは周知を図りたいとの答弁でありました。

以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結しました。

討論に入り、次のような討論がありました。

反対討論として、平成20年度予算は民生費の国庫負担金、国庫補助金・委託金、すべてが減額して一般財源化するということは、住民の福祉向上をしっかりと図ることがないと、そのことで金の使い方が減らされることが考えられる。その視点で今回の予算を、以下の問題を指摘したい。

まず、生活保護の関係で、去年は高齢者加算が、21年度までには母子加算が廃止されてくることは、最低限度の生活を保障していくという大事なことからすれば許されることではない。

次に、敬老祝金の節目支給は、合併前は旧3町すべてが80歳以上すべてに敬老祝金を支給していただけないに住民に不公平感をもたらし、合併効果が出ていない。20年度も節目支給は継続であります。包括支

援センターの問題は介護保険支給の抑制ということで、要支援1・2に流れ込んで下げられている。また、それに対する人的配置が不十分であるし、しっかりと把握されていない。兼務問題が提示するように、その点が機構改革でも取り組まれていない。

次に、財源問題でも現れている国の責任放棄の問題がある。その点が、予算上で最も現れたのが、新しく5年間の事業として始まったはしかの予防接種である。国が1円の補助も出さない自治体への丸投げ事業である。とても認められる予算ではない。

次は、教育委員会サイドの学校の雨漏り問題である。その後は対応されているが、4校で雨漏りがあったという現実、子供たちのしっかりした学ぶ環境をつくるという視点から、議会でも再三議論されながら、いまだ対応し切れていないことは問題である。これらもろもろの問題から、今回の予算は合併3年目を迎えて住民の目線から、とても合併して良かったと思えるものではない。

以上のことから、この議案には反対である。

賛成討論として、執行部の答弁の中で、市長のふれあい移動市長室で出てきたことが予算化されていることは、財政の長期的計画にのった運営の在り方という点からは疑問を持つが、組織改革もあり、合併して3年を迎え、その過渡期の中での申すことは議員に託されたことであるが、執行の在り方を見守ってもの申す立場で、新年度の執行については当委員会に付託された提案については認め、今後の活動に生かす立場から、この議案には賛成である。

採決の結果、賛成多数で、議案第31号のうち所管分は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） 次に、11番、立平利男産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（立平利男君） ただいま議題となっております議案第31号、平成20年度志布志市一般会計予算のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会では、3月17日に現地調査を実施し、18、19、21日の三日間にわたり、委員全員出席の下、それぞれ執行部から関係部長、担当課長、担当者の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い報告いたします。

まず、はじめに、農業委員会分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳入は、県支出金の農業委員会費交付金が580万2,000円、強い農業づくり交付金が50万円、雑入の農業者年金支給業務委託手数料148万6,000円が主なものである。

歳出のうち農業委員会費は、報酬1,715万7,000円が農業委員30名分、旅費230万4,000円が主なものである。

農地保有合理化事業費の主なものは、負担金補助及び交付金で、農業経営規模拡大促進事業として、高齢化や後継者不足から耕作管理ができない農地を、認定農業者、担い手農家へ流動化を推進し、遊休農地の解消を図るために、借り手に利用権設定の契約年数により、10a当たり、3年以上6年未満が5,000円、6年以上10年未満が1万円、10年以上が1万5,000円、農地売買成立に2万円を買い手に補助するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について御報告申し上げます。

まず、はじめに、農業委員会の研修は2年に1回が旧志布志町の流れだったが、去年実施して、今年実施しないということかと質したところ、合併協議で3年の任期で一回実施するとなっているので、2年目に実施するというところで昨年実施したとの答弁でありました。

次に、印刷製本費で、委員会だよりは広報の発行部数と同じ考えかと質したところ、全世帯に配布するようにしているとの答弁でありました。

農業経営規模拡大促進事業の20年度の売買契約の見込み件数はどれくらいかと質したところ、15件を予定しているとのことでありました。

次に、歳入の強い農業づくり交付金50万円は、遊休農地実態調査と何かと質したところ、実態調査をして地権者を確定し、その有効活用について検討するというところで、あっせんができるかどうか、利用権設定ができるかどうか、現状から見てほかの目的に転用した方がよいのではというような検討をする会議を開きたいとの答弁でありました。

次に、農業経営規模拡大促進事業の3年・6年・10年は、途中で契約の破棄はできるのかと質したところ、合意解約を毎月の定例総会で審議して許可するようになっている。補助金対象となった土地で、まだ残存年数があれば、それに基づいて返納させる手続を取っているとの答弁でありました。

農地の状況の的確な把握と、それに基づく振興策、農村再生等については、農業委員会としての使命は無いのかと質したところ、農業地帯なので重要な課題だととらえている。農政部門の作物振興と併せて、農業委員会もそういう実態調査に基づいた連携を取りながら実施する。農業委員にも相談しながら検討したい。併せて、技連会と一体的にできればということも含めて農政課とも協議したいとの答弁でありました。

以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、産業振興部耕地課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳出の農地整備費ですが、委託料で、押切西地区の農道改良事業の測量設計委託料に120万円、中山間地域総合整備事業志布志地区の農村振興基本計画書作成業務委託料として500万円、公有財産登記事務委託料として180万円、志布志市農道台帳作成業務委託料として462万円を計上しております。工事請負費は、押切西地区農道改良事業として800万円、下水流地区排水路かさ上げ工事に500万円、西谷地区農道改修工事に100万円を計上いたしております。原材料費は維持補修用材料として379万9,000円を計上、負担金補助及び交付金は、大隅中央区域農用地総合整備事業償還金として7,892万9,000円、農地・水・農村環境保全向上対策事業市負担金として854万6,000円、経営体育成基盤整備事業は、川路地区、長田地区、下段地区の負担金4,656万8,000円、中山間地域総合整備事業は、宮下地区の負担金661万5,000円、シラス対策事業、中村・古渡・川西地区の負担金1,102万5,000円、農道環境整備事業の負担金は3,654万3,000円を計上しています。

土地改良費では、曾於東部土地改良事業の県営事業償還金として2,621万2,000円、国営かんがい排水事業繰上償還金として20億9,170万1,000円を計上しております。繰上償還金の財源としましては、土地

改良事業基金繰入金13億2,775万7,000円、農業債7億6,390万円を計上。県営畑地帯総合整備事業負担金2億3,892万8,000円を計上いたしております。

第3表地方債については、一般公共事業、経営体育成基盤事業の川路地区、長田地区、下段地区の県営事業負担金、限度額2,230万円です。畑地帯総合整備事業の県営事業負担金、限度額1億2,450万円、一般単独事業の合併特例事業、国営かんがい排水事業、曾於東部地区の繰上償還金は、限度額7億6,390万円、農道環境整備事業県営事業負担金は、限度額3,280万円として起債を予定しております。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について申し上げます。

機構改革が行われ、耕地課と農政サイドとのすり合わせ、どう理解したらいいかと質したところ、今回畑かん推進室ということで、耕地課でやってきたものと農政の方でやってきたソフト事業推進を一本化して、農政に持ってきて進めていく考えであるとの答弁でありました。

次に、農地・水・環境保全向上対策事業の中で、非農家の方々がどのくらい参加されているのかと質したところ、構成メンバーとして地域子供会、婦人会、高齢者クラブ、各種団体等参加して進行している。参加の比率は今月末に事業実績が出ますので、非農家の参加数も把握できると思いますとの答弁でありました。

次に、負担金の中の野井倉土地改良区記念碑建立事業の趣旨は、市の負担についての考え方はと質したところ、記念碑建立事業については、野井倉土地改良区を中心に土地改良を顕彰する碑を建立したいと動いておられる。事業費としては200万円で計画、一部の20万円を市から援助いただけないかとの話があった。建立の場所は、開田の里公園に碑を建立したいと計画がされている。

以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、産業振興部農政課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳出の農業振興費は前年度比649万円の減額で、主なものは、工事請負費620万円は帖五区農産加工研修センター増築に伴うもの、備品購入費201万2,000円は松山農村婦人の家の大型洗濯機の更新に伴うもの、負担金補助及び交付金9,193万9,000円の主なものは、農業制度資金利子助成、農業公社、野菜価格安定対策事業、農業農村家業再生支援事業等である。

園芸振興費は99.9%が負担金補助及び交付金で、主なものは、国庫事業の活動火山周辺地域防災営農対策事業、農業・農村活性化推進施設等整備事業、市単独事業の農業生産対策事業である。

茶業振興費は前年度比1,828万3,000円減額で、茶業振興大会本市開催分の補助金減額であります。それと、畑かん通水による市単独の茶産地拡大推進事業分である。

歳入の主なものは、農業振興資金貸付金元金収入2,724万円のうち2,416万円は、平成13年に旧有明町で貸し付けた茶業振興資金、22件、970a新植の本年度償還分である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について申し上げます。

やっちくふるさと村の現状をどうとらえているかと質したところ、利用者数は、昨年8月が5,700人、9月が3,900人、10月が1,700人、11月が1,800人、12月が3,000人、1月が2,900人、2月が3,200人で、

2月までは何とか12月の状況を維持しているということである。都城志布志道路の松山～有明が2月15日に開通したことでその影響を心配しましたが、ダチョウの珍しさによるアピール効果もあり、この間の土曜・日曜には結構客もあったと聞き、安堵しておりますとの答弁でありました。

次に、やっちくふるさと村の宿泊棟は現実にどのくらい利用されているのかと質したところ、簡易宿泊所の許可が2月20日に取れた報告は受けているが、施設の利用実績がまだ無いとの答弁でありました。

次に、畑かんダムを視察した。今後、水利用のポイント、さらに旧志布志町への農政波及をどのように考えているかと質したところ、農業を雇用創出の場として位置付け、畑かん営農のビジョンで示しているように、関係機関と連携を図りながら、安心・安全・安定をキーワードに、加工野菜の契約栽培と、JA等を核とした農家のフランチャイズ化などの新たな取組だと考えているとの答弁でありました。

次に、家業再生や新規就農支援事業、農業公社による就農者の今後の見込みはどのようになっているかと質したところ、家業再生7名、農業公社4組8名を予定しているとの答弁でありました。

やっちくふるさと村の委託料の基本的な考え方はどうなっているのかと質したところ、光熱水費等の基本的な支出に係るものについてを基礎としているとの答弁でありました。

中山間地域等直接支払交付金事業対象集落3地区において、耕作放棄地があるのかと質したところ、堀ノ内集落に1箇所あったが、集落で解消したとの答弁でありました。

以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、畜産課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳出の主なものとして、畜産共進会経費が642万5,000円、高齢者畜産奨励金1,000万円。県地域振興公社営事業負担金は9,072万8,000円で、資源リサイクル畜産環境整備事業費が1,617万円、畜産基盤再編総合整備事業が2件分で7,455万8,000円。優良種畜保留導入事業2,000万円。これまでの畜産環境施設整備事業を見直し、新たに畜産生産基盤施設整備事業として豚舎建設と発電機導入を加え1,750万円。新規に鳥インフルエンザ防止対策事業として204万円、肉用繁殖雌牛導入資金貸付金2,500万円、乳用牛導入事業貸付金1,500万円となっている。

歳入の主なものは、農業振興資金貸付収入308万円、肉用繁殖雌牛導入資金貸付金元利収入1,576万8,000円、県地域振興公社営事業参加者負担金9,072万8,000円であります。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について申し上げます。

家畜指導センター工事について、豚の審査場は現在使用されていない状況であるが、取壊し等の対策は、と質したところ、豚の審査場、駐車場整備等の計画はあるが、今後の市の共進会の在り方について方向性がはっきりしていないので、最低限の改修にとどめることとし、危険度の高いものを改修するとの答弁でありました。

高齢者畜産奨励金について、70歳以上の対象者及び女性単独経営者の数はいくらかと質したところ、18年度は、本庁が232戸、826頭のうち、女性単独が17戸、51頭、松山が105戸、383頭のうち、女性単独が4戸、23頭、志布志が98戸、302頭のうち、女性単独が4戸、8頭となっているとの答弁でありました。

次に、鳥インフルエンザ防止対策事業に対象者が34経営体とあるが、市内全域なのか、また対象者全員が事業に取り組むのかと質したところ、市内全域の農家を対象としている。対象者については、生業として経営している農家であるとの答弁でありました。

次に、補助事業で取得したたい肥舎が機械倉庫になっている、どうとらえるのかと質したところ、農機用庫として使用している場合は問題であるので指導したいとの答弁でありました。

畜産基盤再編総合整備事業のあおぞら農協及び安楽牧場について、事業はどのような目的なのかと質したところ、あおぞら農協についてはTMR、粗飼料混合飼料の給与試験、牛歩数の新技術試験、高齢者の病気等に対応した預かり制度等が予定されている。安楽牧場については、ほ育牛舎と飼料畑造成であるとの答弁でありました。

以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、林務水産課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳出の林業振興費の主なものは、役務費で森林国営保険事業283万3,000円、面積にして649ha、保険に加入している。委託料は、市有林整備事業に761万8,000円、国際の森管理事業に173万4,000円、流域公益保全林整備事業に517万2,000円、森林病虫害防除事業に371万5,000円。負担金補助及び交付金は、緊急間伐対策事業が618万円、特用林産生産対策事業に53万4,000円、森林整備地域活動支援事業に1,695万円、活動火山周辺地域防災林業対策事業で336万円計上している。

林道整備費は、維持補修に賃金、旅費、需用費、委託料、重機の借上料、原材料等で災害に対処するものである。

水産業振興費の主なものは、振興事業の補助金3事業で309万円、各種放流事業のヒラメ・稚鮎・マダイの放流事業を計画。施設整備事業補助金に500万1,000円、志布志漁協の加工施設に空調施設、冷蔵庫、労務の省力化を図るためのフォークリフトの導入を計画している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

それでは、質疑の主なものと、それに対する答弁について申し上げます。

漁業振興基金の状況はどうなっているかと質したところ、現在の残高が6,370万8,892円になっているとの答弁でありました。

特用林産シキミ助成の予算計上があるが、この組織の現在の状況はどうなっているかと質したところ、志布志花木生産組合があり、志布志町が27名、新たに松山の方が6名加入しているとの答弁でありました。

市有林整備事業で、市民の集う森林として整備とあるが、面積と、どのような目的で整備していくのかと質したところ、野井倉西原迫の下刈り・除間伐で、面積は23.38haで、岳野山一帯の市民の公益的な利用を図るとの答弁でありました。

また、林道は何本あるか、また災害に弱いと言われているが状況はどうなっているのかと質したところ、市内に26路線、総延長62kmある。松山が5路線の6km、志布志が14路線の42km、有明が7路線の12kmである。松山の平根線、志布志の八野線が雨が降るたびに災害が出て、そのたびに重機等を借り上げて整備してきているが、今回崩れそうな箇所をセメントで固めたいということで予算計上したとの答弁

でありました。

マダイ放流とヒラメ放流で漁協の水揚げに反映されているかと質したところ、ヒラメを放流してから4、5年で漁獲可能な大きさになるということで、平成18年度、ヒラメで3,287kg、漁獲高が411万9,000円、19年度2月末で水揚げ量が3,704kg、水揚げ高が545万8,000円強となっているので、ヒラメについては効果が出ているとの答弁でありました。

以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、建設部都市計画課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、土木費国庫補助金、住宅費補助金2,053万6,000円、特殊地下壕対策事業750万円、土木費県補助金、住宅費補助金200万8,000円を見込んでいる。

歳出の都市計画総務費の主なものは、都市下水路の維持管理で266万円。使用料及び賃借料の重機の借上げと原材料の54万円は、主に大原・町原地区を対象にして都市下水道の整備を図るもので、委託料の300万円は、通山地区を志布志都市計画区域に拡大するための調査委託料である。

特殊地下壕対策費は、委託費、工事請負費等を含めまして1,766万円で、住宅管理費のうち主なものは、地上デジタル放送に関する受信の調査、設計業務委託料を約330万円、工事請負費の500万円は、新規事業で公営住宅用防災警報器設置事業を行うものである。

住宅建設費は、新規事業である公営住宅ストック活用事業に基づく既設の公営住宅の基本及び実施設計等について、3,300万円を委託料として計上した。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

それでは、質疑の主なものと、それに対する答弁について申し上げます。

ブロンズ像の予算と建立のいきさつは、と質したところ、全体予算で124万円である。旧志布志町出身で蓬原小学校を出られた鹿児島女子短期大学の溝口教授が3月に退職されるのを記念に、有明に作品を建てたいという申出があった。以前にも志布志の文化会館に2体寄贈されているとの答弁でありました。

特殊地下壕の北ノ又地区はどこか、また予算額として1,766万円は少額のようなのだが、どのくらいの規模なのかと質したところ、志布志中学校の北側で農協の東側にある。工事金額は、調査測量してみないとはっきり分からないので概算で出している。規模は1.5m×50mぐらいであるとの答弁でありました。

地デジの受信調査は、志布志局がまだできていないが、中継所が無くても調査できるのかと質したところ、鹿屋局が既に放送を開始している。電界強度測定調査をすれば分かるとの答弁でありました。

次に、公営住宅の建て替えは、20年度は反応の良かった所を先に実施するのかと質したところ、19年度は4団地について説明会を開いたが、4団地を一緒にというのは予算の問題もあるので難しい。人・世帯を動かす必要があるので、年次的に実施していくとの答弁でありました。

都市計画の区域の見直しは国道220号線沿いとあったが、と質したところ、通山の国道沿線は旧志布志町と大崎町の都市計画地域に挟まれており、今回、東九州自動車より南、東がおおむね旧志布志町の都市計画区域境の尚志館からの道路で、西は田尾橋の線で河川境であるとの答弁でありました。

以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、管理課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳入は、道路橋梁使用料は1,110万円、住宅使用料1億310万円、土地建物貸付収入で地域活性化住宅4箇所分の土地貸付料176万9,000円が主なものである。

歳出の土木総務費で管理課分の主なものは、未登記分の測量設計委託料600万円、公有財産購入費が、県の事業に伴う市道等の用地取得の持ち出し分200万円である。

住宅管理費で管理課分の主なものは、役務費の手数料が、浄化槽法定検査5団地分6万8,000円、訴訟申立手数料10万5,000円、委託料が潤ヶ野住宅の解体業務委託料300万円、使用料及び賃借料で建物借上料が2,199万4,000円、これは地域活性化住宅42戸分である。

概略、以上のような説明を受け質疑に入りました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について申し上げます。

訴訟申立費用10万5,000円とあるが、退去させていく中で悪質な部分があると思うが、対応策を、と質したところ、訴訟等は、悪質な滞納者は法的な措置を取らざるを得ないと思ひ予算計上したとの答弁でありました。

未登記は件数的にどれぐらいを予定しているのかと質したところ、2人で行っているが、年間約40件から45件を処理しており、平成20年度は60件程度を予算計上したとの答弁でありました。

住宅使用料の滞納状況によっては法律的に検討しないと、10年も20年も未納が出てくると思う。入居に関する条件、契約状況を見直していただきたいと思うが、と質したところ、入居の誓約書等があるが、改正の必要を感じている。滞納についても、連帯保証人に通知して納めてもらえるようにしたいとの答弁でありました。

次に、住宅解体業務の委託料は工事請負費でも良いのではと思うが、と質したところ、新市になって委託料で行っている。解体工事の特殊性及び解体工事業者の資格要件、並びに産廃処分等の内容を考慮して委託料で計上しているとの答弁でありました。

以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、土木課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳入から、国庫補助金の道路橋梁費補助金は、3路線1億450万円。

歳出は、道路維持費の工事請負費8,320万円、市道の維持補修と集落道の整備や歩道の舗装費です。備品購入費については、パワーショベルを1台ほど購入。

道路新設改良費は、17路線の工事請負費に5億280万円計上した。

砂防費で、工事請負費は志布志町柳井谷の流末処理排水路整備800万円、負担金については志布志町が2件、県営の事業の2地区分900万円を計上。

災害復旧費の公共災害復旧費で1,066万3,000円ほど計上し、台風や大雨、梅雨に伴う応急措置の費用である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について申し上げます。

暫定税率が維持されての予算だったと思うが、国会の議論を踏まえてどのようになるのかと質したと

ころ、道路特定財源を見込んだ形で計上している。特定財源が見込めないと、基本的には全部無くなる形となる。金額にして1億450万円ほど国庫補助を計上している。補助事業の優先順位を付けて起債に変更するとか、事業は実施したいと思っているとの答弁であった。

次に、町原弓場ケ尾線、20年度の事業内容、また黒葛線の完成は何年かかるのかと質したところ、町原弓場ケ尾線は、交差点の100mの移行車線の工事をしている。20年度は用地補償の建物の移転を中心に考えている。黒葛線は、辺地債で有利な起債を導入して5年間で整備を8,000万円かけてやっっていくとの答弁でありました。

次に、橋りょう点検について、点検件数49で長さが15m以上ということだが、市道に架かっている橋が49件ということかと質したところ、15m以上の橋りょうは国が示している基本的な補助制度の基準で、15m以上は、補助の修繕、災害防除の架け替え補助金制度を認めている。5年に1回点検することになっているとの答弁でありました。

次に、合併前は特例債を使って工事を増やすとあったが、増えていく方向で理解して良いかと質したところ、合併特例債、合併後10年間できるということで、その中で計画的に事業を進めていきたい。財政に要望はしているとの答弁でありました。

以上のような質疑がなされ、質疑を終結しました。

次に、市長、副市長の出席を求め、総括質疑を行いました。

まず、開田の里の公園に句碑を建立したいと説明があったが、開田の里そのものが野井倉・蓬原開田の業績をたたえ、後世に歴史を伝える重要な意義を持った施設で活用されている。市が補助をするのはいかなるものかと質したところ、公園の一角に馬場藤吉石像と野井倉甚兵衛石像がある。この石像建立の際の除幕式の時に、岡田哲也さんの「大地の下には」という詩が朗読された。平成8年の全国土地改良区大会におきましても開田の里として披露されたものである。経費の中で、野井倉土地改良区・蓬原土地改良区を中心としまして、先人たちの意志を継ぎ、より豊かな郷土を、後に続く世代を担う子供たちのためにも、印として「大地の下には」という詩の歌碑を建立したいということである。開田の里は小学校社会にも掲載されていて、毎年多数の見学者が訪れている。この事業につきまして、10%の20万円を補助しようとするものですとの答弁でありました。

次に、志布志の港湾改修は長い間、莫大な事業費をつぎ込んで、旧志布志町もかなりの負担をしている。工事の発注にあたっては地元が受注できるように、市長を先頭に県関係団体に強く要請して、目に見える還元努力をしていただきたい。市長と副市長の見解をお願いしたいと質したところ、市長から、平成9年から整備が始まりました志布志港の新若浜については、230億円の投資がされ、そのうち30億円、志布志町、志布志市が負担してきた。平成19年度は、県の事業で6億5,600万円、負担率14.6%、国の事業は22億円から23億円で、8%から9%の負担率を地元で負担していることを強く関係機関に話して、地元の業者を使っていたいただきたいことは要望しているとの答弁でありました。

次に、副市長の答弁であります。道路も港も同じようにお願いしてきた。今後とも地域の実情を県へ直接、引き続き伝えていきたいと思うとの答弁でありました。

次に、要望の実績が出てきていないが、鹿屋・垂水・曾於市も入って業者の数が多くなり、地元の業

者が落札できない状況にある。実績をもらって最終確認をお願いしてもらえれば地元の業者は助かると思うが、と質したところ、地域の業者の方々が落札されたことは詳しく調べまして、向上、改善に向けて努力してまいりますとの答弁でありました。

以上で、すべての課及び総括質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第31号、平成20年度志布志市一般会計予算の産業建設常任委員会に付託となりました予算につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） 　　ここでお諮りします。

本日の会議は時間を延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 　　異議なしと認めます。したがって、本日の会議は時間を延長することに決定しました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 　　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 　　討論なしと認めます。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第31号、平成20年度志布志市一般会計予算に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口松生君） 　　起立多数であります。したがって、議案第31号は、各所管委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、55分まで、10分間休憩いたします。



午後 4 時 46 分 休憩

午後 4 時 57 分 再開



日程第28 議案第32号 平成20年度志布志市国民健康保険特別会計予算

○議長（谷口松生君） 　　会議を再開いたします。

日程第28、議案第32号、平成20年度志布志市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） 　　ただいま議題となりました議案第32号、平成20年度志布志市国

民健康保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会では、3月19日、委員全員の出席の下、執行部から市民部長、市民課長、税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、はじめに市民課分の説明について申し上げます。

執行部の説明によりますと、平成20年度志布志市国民健康保険特別会計当初予算は、歳入歳出それぞれ46億4,845万4,000円を計上している。今回の当初予算は、医療制度改革により後期高齢者医療制度が始まることから、昨年度までの国民健康保険特別会計予算に、後期高齢者支援金、前期高齢者交付金など、新たな歳入・歳出科目の増に伴い、厚生労働省から示された国保予算の積算方法に基づいた当初予算方法となっている。

まず、歳入について、国庫負担金、療養給付費等負担金は8億119万9,000円計上している。高額医療費共同事業負担金として2,250万円を計上している。新たに、特定健康診査等負担金として292万6,000円を計上している。

財政調整交付金として2億7,875万2,000円となっている。

新たに増えた科目であるが、前期高齢者交付金は退職者医療制度の改正に伴い創設された費目で、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、国保や健康保険組合などの被用者保険の負担の不均等を調整する必要があることから設けたものである。今回、前期高齢者交付金について11億3,711万6,000円を計上している。

県支出金で、高額医療費共同事業負担金として2,250万円となっている。特定健康診査等の県負担金として292万6,000円を計上している。

県補助金、財政調整交付金は1億6,595万2,000円である。

共同事業交付金については9,000万円となっている。保険財政共同安定化事業交付金については5億6,500万円計上している。

繰入金のうち、一般会計繰入金として4億5,182万円を計上している。

続いて、歳出は、総務管理費の一般管理費が3,607万8,000円計上している。消耗品費として269万1,000円を、印刷製本費として69万8,000円を、燃料費として5万3,000円をそれぞれ計上している。役務費については444万1,000円を計上している。また、委託料については、パソコンソフト保守委託料、国保連合会電算委託料などがある。負担金補助及び交付金については、県国保連合会負担金として288万5,000円を計上している。

運営協議会費は52万6,000円である。

保険給付費については、社会保険離脱に伴う国民健康保険加入、前期高齢者として引き続き国民健康保険対象者となる分の増加等に伴う医療費を見込んで算定している。療養諸費、一般被保険者療養給付費として25億529万9,000円を計上している。退職被保険者等療養給付費については1億7,327万8,000円を計上し、一般被保険者等療養費については3,044万7,000円を計上し、退職被保険者等療養費については295万1,000円、審査支払手数料については1,200万円をそれぞれ計上している。

高額療養費のうち、一般被保険者高額療養費として3億329万9,000円、退職被保険者高額療養費として1,613万9,000円となっている。

新たな費目で、後期高齢者支援金として4億7,255万7,000円を計上している。

前期高齢者納付金も新たな費目で、今回は概算で108万8,000円を計上している。

老人保健拠出金のうち、老人保健医療費拠出金については1億1,547万3,000円、老人保健事務費拠出金については100万3,000円をそれぞれ計上している。

介護納付金として2億1,607万1,000円を計上している。

高額医療費共同事業医療費拠出金として9,000万円などを計上している。

新たな費目として、特定健康診査を20年度から開始するのに伴い、特定健康診査等事業費として1,970万2,000円を計上している。今回の特定健康診査に伴う健康審査等委託料として1,556万4,000円を、その他委託料として105万円をそれぞれ計上している。保健事業費、疾病予防費としては3,302万9,000円を計上している。負担金補助及び交付金は、はりきゅう助成520万円などである。

国民健康保険基金積立金は42万円計上している。

公債費の利子は、一時借入金の利子として138万1,000円を計上している。

諸支出金は税務課サイドの還付金である。

予備費として1,004万3,000円を計上している。

次に、税務課分の説明について申し上げます。

国民健康保険税歳入総額は8億11万円を計上している。後期高齢者支援金分については新規の費目であるが、0歳から74歳の加入者数に応じて各医療保険が分担して負担するもので、社会保険診療報酬支払基金を通じて広域連合に交付されるものである。まず、一般被保険者国民健康保険税については、総額で7億6,960万円を計上している。後期高齢者支援金分については、必要額を1億9,720万円計上している。介護納付金についても、医療給付費と同じように積算して8,860万円を計上している。繰越し分については、医療給付費分を1,000万円、介護納付金分を100万円計上している。退職被保険者等国民健康保険税については、総額で3,051万円を計上している。繰越し分については、医療給付費分20万円などである。

諸収入の延滞金・加算金及び過料は、一般被保険者延滞金150万円などである。

雑入は、嘱託徴収員の雇用保険料を1万7,000円計上している。

次に、歳出は、総務費、徴税费の中の賦課徴収費は906万6,000円を計上している。

諸支出金の償還金及び還付加算金、一般被保険者保険税、退職被保険者等保険税など、還付金をそれぞれ500万円と50万円計上している。また、一般被保険者保険税還付加算金、退職被保険者等保険税還付加算金を、それぞれ25万円と6万円計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、年金天引きされる前期高齢者の滞納はないか、現在、滞納している人で年金天引きされる人は生活が心配されているが、人数は、その人たちへの行政としての対応策を考えるべきではないかと質したところ、本市は10月から特徴にする段取りにしている。平成20年では特徴、普徴合わせた

中で4,391人が見込まれる。滞納者、新たに年金天引きになる人の人数は、まだ把握していない。低所得者についての天引きは当然生活が苦しくなるし、普徴の人でも新たに滞納者が出てくる。それらの人には相手の立場に立った納税相談等で分納を勧めたいとの答弁でありました。

疾病予防費の借上料、血液サラサラは年間利用は何回か、人気のある機種であるが、待っていて利用できなかった人は今までいなかったか、この機器の価格は備品として購入して、疾病予防のため、多数の人が誰でも利用できるようにする考えはないかと質したところ、利用回数は20年度で5回、昨年はふるさと祭り会場などで4回、希望した人は全員利用できた。血液サラサラは1台80万円で、事務サイドでも購入したらどうかと検討しているが、医療行為の問題でもあるので、その点を含めて今後検討したいとの答弁でありました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、新しく始まる後期高齢者医療制度の改正で、65歳から74歳までの方々の保険料も年金から天引きするという新しい制度が始まる。実際、年金生活者の生活を見てみると、大変な状況にあるというのは当局もよく分かっておられると思う。その結果が、収入未済が2億円以上になっている。国は収納率が上がらないと再度ペナルティをかけていく姿や、特定健診の受診率が目標に達しないと後期高齢者への支援金という形で国保から出て行く。概略であるが、1億1,000万円からの支援金が最大支払われることが想定されている。そういうことでは住民の方々の負担はもっと多くなってくるのではないかと心配される。そういう意味で、国に対してもっと声を挙げていくことを含めて、この予算については反対である。

賛成討論として、制度的なことについては、今の国、厚労省のやり方については疑問も十分に持っているが、第一自治体の中で事務執行上、この流れの中で執行せざるを得ないという我々のこの自治体の中では、これは賛成をして、国に対してもの申す、この委員会を含め、意見書を出す姿勢は必要だと思う。事務執行上はこの予算に賛成する。

討論を終え、採決に入り、起立採決の結果、賛成多数で、議案第32号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○25番（小園義行君） 基本的に反対の立場で討論をします。

国民健康保険法第1条は、健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とするというふうになっております。生活困難があっても、安心して病院にかかることができる制度というものであるべきだというふうな立場であります。私もいろいろな人から、いろいろな相談を受けますが、国民健康保険税が大変高いというのは、もう皆さんも御承知のとおりであります。それに併せて、この国保の関係、自治事務でありまして、だから、ここの議会でいろんなものが決められて

いくわけでありませう。

そういう立場からしたときに、国は1984年、法の改正で医療費に關しての国庫負担率を下げ、49.8%だったものを2004年には34.5%と、こういうふうにしております。委員会の審議の中でも医療費の国庫負担率何パーセントですかとお聞きをしたら、34%でありますという答弁がありました。また併せて、1986年に国保の改正をして滞納者に資格証明書を交付することができるというふうにしました。併せて、1997年に保険証の返還を求めるものとするとして、自治体に義務付けをやっております。本市は、平成19年8月1日から平成20年3月5日現在までの短期保険証の交付状況が、延べ世帯で555世帯、そして1,429回の交付回数と、これまでの一般質問等で本市の状況が出ております。また、委員長の報告にもありましたように、これまでの収入未済が2億964万円と、大変大きな金額になっている。ここに今、国保に加入されている方々の生活の実態というのが現れているのではないかという気がします。

今回、新たに特定健診というものが始まりまして、これには目標があります。メタボの健診ということですが、これまでは住民健診ということであったんですが、今回から、この健診が受診率、そういうもの等が悪いとペナルティをかけるということでありませう。市町村の場合、12年度までに健診実施率65%、指導対象者に対する保健指導実施率45%、メタボ該当者予備軍への減少率10%、これが達成できないと後期高齢者医療制度への財政負担が最大10%加算をされると、こういうことでありませう。委員会の審議の中でも、そのことをお聞きしました。本市の受診率、これまでの受診は約23%ということでありませう。それを今回65%に目標達成できなければ、最大10%のそういうものをかけるとしたときに、先ほど委員長の報告にもありましたように、1億1,000万円からの後期高齢者医療保険への支援金が求められていく、こういうことも予想されております。

国は、国保の徴収率が悪いと財政調整交付金を減額する、そういうペナルティと合わせて今回、特定健診によって受診率等が悪く、目標に達成できなければ10%のそういうものをかけてくると、二重に大変な状況になります。そのことは、ひいては保険税の引上げということになっていくのではないかというふうに考えませう。19年度、本市は基金をすべて取り崩して補正予算等で対応をしてきた部分がありますが、そういうことを考えたときに、真に一般会計から繰入れをする、そういうことを含めて、住民の負担をこれ以上させないという立場で、やはり国にもきちんとした負担率を元に返していく、そういうことを声を挙げていく必要が、私はあるというふうに思ひませう。

今回、新たに始まる後期高齢者医療制度と併せて、この国保で運営する特定健診のその在り方によっては、国保税へそのことの負担が住民に転嫁されていく恐れがあると、そういうことを心配する一人として、もっと国に自治体を挙げて、これは声を挙げていかなきゃいけないというふうには思ひませう。

よって、今回そういう国保会計の中で、特定健診、実施をするにしても、実際に今、公務員の数を増やせる状況にはないところでありませう。その中で保健師等の増が限られていく中では、指導、そういうものも私は大変危ぐをしているところでありませう。そういう立場で、今回、この問題についても国に対してきちんともを言うということ、住民の負担をさせないために一般会計から繰入れをする、そういうこと等も考えながら私はやっていかなきゃいけないという立場で、この予算については反対

という立場で討論としたいと思います。

○議長（谷口松生君） ほかに討論はありませんか。賛成になります。

○2番（西江園明君） 原案に賛成の立場で討論いたします。

制度的には、反対討論の中にもありましたけれども、地方の実態が分からない官僚制度の弊害の一つと大いに疑問を持ちますが、こういう日本の地方にある一つの自治体として行政の停滞は絶対あってはならないことであり、制度的なことに対しては大いに議論し、さらに国・県に支援を含め、大いにももの申すべきと思いますが、既にもう来週から新年度が始まるこの時期に、予算を伴うこの議案に反対すべき理由はないと思いますので、そういう立場で、賛成という立場で討論いたします。

同僚議員の賛同をお願いいたします。

○議長（谷口松生君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第32号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、議案第32号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第29 議案第33号 平成20年度志布志市老人保健特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第29、議案第33号、平成20年度志布志市老人保健特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第33号、平成20年度志布志市老人保健特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会では、3月19日、委員全員の出席の下、執行部からは市民部長、市民課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、平成20年度志布志市老人保健特別会計当初予算は、歳入歳出それぞれ5億31万4,000円計上しています。

歳出は、一般管理費で137万5,000円、内訳としては、需用費で一般消耗品費を7万円、委託料について老人保健事務電算処理委託料として130万5,000円を計上している。医療諸費、医療給付費は4億8,000万円である。医療費支給費は1,500万円である。審査支払手数料については193万2,000円である。償還金が1,000円、還付金も1,000円を計上している。一般会計繰出金で100万円、前年度と同額を計上している。予備費は100万5,000円である。

概略、以上のような説明を受け、質疑・討論を行いました。質疑・討論も無く、採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第33号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第30 議案第34号 平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第30、議案第34号、平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第34号、平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会では、3月19日、委員全員の出席の下、執行部から市民部長、市民課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、この予算は後期高齢者医療制度に基づいて、本市が取り扱う後期高齢者に係る保険料徴収、保険基盤安定繰入金、一般事務費、広域連合への納付金、広域連合からの受託事業、健康診査などの保健事業などについて定めているものである。

平成20年度の志布志市後期高齢者医療特別会計当初予算は、歳入歳出それぞれ3億8,321万円を計上している。

歳出は、総務費、一般管理費のうち、賃金については臨時職員2名分で138万6,000円、旅費は普通旅費で10万円。需用費のうち、消耗品費は6万4,000円、印刷製本費は20万円。

徴収費のうち、報償費については2万1,000円、需用費の印刷製本費については52万5,000円。

広域連合納金は、被保険者保険料分2億3,530万8,000円、保険基盤安定分担金分1億3,617万円、延

滞金分5万円を見込んでいます。

保険事業費、健康保持増進事業費、健康診査費は、需用費、消耗品費として44万3,000円を、役務費は郵送料として44万1,000円、健診データ管理システム委託料として17万4,000円、健康診査委託料として791万7,000円を計上している。

医療費適正化推進事業、重複・頻回受診者等訪問指導事業として賃金を32万円、消耗品費として2万円を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑としまして、健診委託料約800万円の中身と形は。病院で治療中もしているのか。以前は実施義務であったのが、今回は努力義務になっている、それで良いのかと質したところ、特定健診の中身は腹囲・血液検査などで、必要な方には心電図などの詳細な検査ができる。後期高齢者の場合は腹囲はしなくてもいいが、ほかは同じである。入院中は特にしなくても良いが、本人が希望すればできる。治療中の方は市の方に情報をいただいて、実態を把握して健診を進めていくとの答弁でありました。

以上で質疑を終了し、討論を行いました。次のような趣旨の討論がありました。

反対討論として、今回、75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度が始まるわけであるが、保険料に関しては、無年金の人を含めすべての人が保険料を支払わなければならない。それと、今回の後期高齢者医療制度は、健診として医療の制限もするという問題のある制度であると思います。国は制度の発足に向けて、半年間先送りする社会保険などの扶養義務に入っている方々の保険料の徴収が大きなものになるとして、始まる前に変更することはまさに欠陥の法案である。そういう意味で今回の提案には反対である。

賛成討論として、制度的なかしや疑問は感じるが、もう既に制度は期限が迫り、4月から発足しなければならない状況の中で、法的なものではなく、予算を伴う制度であるので本案に賛成である。

討論を終え、採決に入り、起立採決の結果、賛成多数で議案第34号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○25番（小園義行君） 基本的に反対の立場で討論をします。

今回の、この後期高齢者医療保険制度が始まるわけですが、現実に国が考えているのは後期高齢者の医療費の削減、いわゆる抑制にあるというふうに思います。国は、後期高齢者には三つの特性があると強調しています。一つは治療が長引き、複数の病気にかかっている。二番目に認知症が多い、三つ目にいずれ死を迎える、こういうことであります。

75歳以上の人はどうせ直らないし、いずれ死ぬのだからと決めつけて医療費を削減しようとしていると、こういったことでは、私は、高齢になればなるほど当然病気もするし、病院にかかる回数も多い、

これは当然だと思います。それを、直らないからといって抑制をする、そういうことで良いというふうには思いません。また、こういったことで、入院患者を減らすということで、75歳以上の方が入院したら退院計画、そういったのを立てていきます。また、余命の短い終末期の患者にも、75歳以上に限って延命治療の希望の有無などを事前に文書やビデオで記録して、過剰な治療が行われないようにするというふうにしております。併せて、38万床もある長期の療養患者のベッドを漸次削減をしていくと、こういうことであります。

一方で、保険料はどうかと言いますと、75歳以上の方が入ってくるこの保険は、収入がゼロの人でも納めなければなりません。所得割と均等割です。所得割は所得が低い人は均等割を軽くする制度がありますが、低所得者かどうかというのは、広域連合の条例にもありましたように、世帯全体で判断するため、本人の年金が少なくても世帯主に一定の所得があれば均等割は軽くなりません。併せて、この保険料は2年ごとの改定で値上げされる可能性が高くなっております。人口に占める後期高齢者の割合が増えると保険料を増やす、また併せて、後期高齢者の医療費が増えると保険料に跳ね返る、こういった仕組みであります。まさに際限なく、どんどん、どんどん上がっていく。これから先、団塊の世代の方々が退職をされ、75歳以上になっていく、そういうことを考えたときに、大変恐ろしい気がしてなりません。そういった意味で、今回この後期高齢者医療の始まりとして、私は、75歳以上の方々にこういった特別な制度を設けて、しかも保険料は収入が無い人からも取ると、こんなことではたして良いのかという気がしてなりません。

併せて、今回の制度が始まることによって、健診、これもまた努力義務ということで、やらなきゃやらないでいいよというようなことでなっていくことが、国のいろいろな報告の中で出されております。私は真に、これまできちんと我がまちをつくってこられた、支えてこられた方々に対する最後の仕打ちとしてはあまりにもむごいという気がします。そういった意味で、後期高齢者医療の保険、年金から天引きされる人が4,022名、そして普通徴収の人が1,998名もおられます。こういった方々が現実に制度が始まったときにどういったことになるのでしょうか。私はもう少し、そういう人たちに温かい国の政治、併せて自治体もそのことに対して力を発揮すべきだというふうに思います。

併せて、立場の違いを超えて、こういった制度はやめてくれということもあわせながら、今回のこの予算としてどうしても認めるわけにはいかないという立場であります。

そういった立場で私の反対の討論としたいと思います。

○議長（谷口松生君） ほかに討論はありませんか。賛成者。

○2番（西江園明君） 賛成の立場で討論いたします。

先ほど、議案第32号の中でも申しましたように、そして、先ほど議案第33号の老人保健の特会は可決されております。この制度自体に対しては国でも非常に議論されており、そして75歳以上、後期高齢者が対象の特別会計の予算であって、その人たちを除いた予算という、予算が伴う以上は、これに、今この時期に、先ほども言いましたように、議論をし、大いに国・県に支援を含め、ものは申すべきとは思いますが、来週からもう既に始まろうとするこの時期に、予算の伴う当特別会計予算の議案については賛成をすべきと考えます。

賛成討論を終わります。

○議長（谷口松生君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第34号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、議案第34号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第31 議案第35号 平成20年度志布志市介護保険特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第31、議案第35号、平成20年度志布志市介護保険特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第35号、平成20年度志布志市介護保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果を報告します。

当委員会では、3月17日、委員全員の出席の下、執行部から福祉部長、保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳出は、総務費は、介護保険事務及び保険料の徴収に関する事務費である。

介護予防サービス等諸費は、要支援1・2の認定者に対する給付である。

審査支払手数料は国保連合会への委託料である。

特定入所者サービス等費は、介護支援施設での居住費や食費は自己負担であるが、低所得の人は所得に応じて自己負担の上限があり、これを超える部分に支給する給付費である。

財政安定化基金拠出金は、基金への拠出金と平成14年度に借り入れた分の償還金である。

地域支援事業費の介護予防事業費は、一般高齢者、特定高齢者施策に対する事業費である。介護予防特定高齢者施策事業費の委託料は、デイサービスが1,664万円、配食サービス292万円を計上している。特定高齢者把握事業は1,286万3,000円を計上している。

包括支援事業・任意事業費の介護予防ケアマネジメント事業費は、特定高齢者の介護プランの作成に関する経費である。任意事業費は、見守りの必要な人の配食事業費、緊急通報システムの整備などを計上している。扶助費の家族介護継続支援事業は、緊急通報装置のほかに介護手当支給事業を960万円、介護用品支給事業に337万5,000円を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑としては、介護予防ケアマネジメント事業費の嘱託員は何名か、包括支援センターの職員体制はどうなっているのか質したところ、嘱託員は2名であり、平成20年度は一般会計2名、特会2名である。包括支援センターは市職員3名、係長を含む兼務が4名、派遣2名、臨時3名で、現在ハローワークで1名を募集中であるとの答弁でありました。

介護予防一般高齢者施策事業はどこに委託するのか、対象者は福祉のふれあいサロン事業と重ならないか、また委託料には講師の謝礼金は入っていないかと質したところ、講演会などの講師料が委託料である。講演会などの活動であるので、ふれあいサロン事業と対象者は重ならない。また、講師の謝礼金は委託料に入っているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような趣旨の討論がありました。

反対討論として、介護保険も国の負担が低く押さえられるという状況の中で、788万円の滞納の7割が低所得者という実情で、生活優先ということと介護保険料を払うことが明らかになっている。介護保険の対象となっている療養型病床群を国は2011年までに削減していく方向の中で、志布志市が抱えている介護保険適用施設の運営が大変に厳しいとなってくると、いわゆる介護難民が出てくるのではないかと危ぐされる。そうならないためにも、国に対しても負担を上げていくとかを含めて、滞納されている人に介護保険の給付を受けられないということにならないようにきちんと手当をすべきという立場で、この議案には反対である。

以上で討論を終え、採決に入り、起立採決の結果、賛成多数で議案第35号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第35号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議ありということでございますので、起立採決といたします。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第35号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、議案第35号は、所管委員長の報告のとおり

可決されました。

○

日程第32 議案第36号 平成20年度志布志市下水道管理特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第32、議案第36号、平成20年度志布志市下水道管理特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第36号、平成20年度志布志市下水道管理特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会では、3月19日、委員全員出席の下、執行部から市民部長、環境政策課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、本予算は市内4箇所の農業集落排水施設の維持管理のほか、起債の償還などに要する経費等3億1,389万2,000円を計上している。

歳出では、総務費の一般管理費は6,907万9,000円を計上している。職員2名分の人件費及び市内4地区浄化センターの維持管理に要する経費である。光熱水費は1,283万1,000円、4地区浄化センターの電気料が主なものである。修繕料300万円は、通山地区浄化センターの真空ポンプなどの修繕を見込んでいる。役務費は、浄化センターの故障などに24時間対応するための電話料が主なものである。工事請負費は、野井倉地区の浄化センタースクリーン修繕工事などである。

公債費は、地方債償還金の元金1億7,932万9,000円、地方債償還金利子と一時借入金利子6,448万4,000円を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑として、使用料の滞納はどれぐらいか、滞納者への対応は、合併浄化槽より農村集落排水の方が管理料が高い現状では加入促進は難しいのではないかと、平成19年と20年では加入率はどれぐらい上がるのか質したところ、滞納額は平成18年度194万8,000円、19年度約90万円、19年度滞納分徴収は56万4,000円、滞納者は同一人で複数年滞納者が多く、出向いて納付をお願いしている。2月末で訪問350件、うち133件の徴収である。加入率は18年度が55.5%で、19年度が60.6%で5%上がっている。20年度も加入率アップのため、公共用水域保全事業を推進していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第36号は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第36号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第33 議案第37号 平成20年度志布志市公共下水道事業特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第33、議案第37号、平成20年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（立平利男君） ただいま議題となりました議案第37号、平成20年度志布志市公共下水道事業特別会計予算について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会では、3月19日、委員全員出席の下、建設部長をはじめ担当課長及び担当係長の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入の繰入金としまして一般会計から449万8,000円、歳出で公共下水道事業費として3万6,000円、公債費として443万4,000円、予備費に3万円である。公債費ですが、元金として351万1,000円、利子として92万3,000円、地方債の20年度における見込額は、元金が4,161万8,000円、利子が912万4,000円で、元利合計として5,074万2,000円になるとの説明でありました。

概略、以上のような説明があり、質疑に入りました。

質疑としまして、償還はいつまでなのかと質したところ、平成41年度であるとの答弁でありました。

現状と今後の展望はと質したところ、市長が平成18年度決算の総括質疑の中で、平成20年度中に結論を出すと表明しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第37号、平成20年度志布志市公共下水道事業特別会計予算については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第37号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

日程第34 議案第38号 平成20年度志布志市国民宿舎特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第34、議案第38号、平成20年度志布志市国民宿舎特別会計予算を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました議案第38号、平成20年度志布志市国民宿舎特別会計予算について、総務常任委員会における審査の概要とその結果について報告いたします。

本委員会は、3月19日、委員全員が出席し、企画部長、企画部次長、港湾商工課長以下、関係職員の出席を求め、審査を行ったところであります。

提案理由の説明につきましては、国民宿舎特別会計の総予算額は歳入歳出それぞれ1億692万4,000円で、歳入の主なものは、指定管理者の納付金6,500万円、一般会計からの繰入金4,162万2,000円であります。歳出の主なものは、修繕料300万円、消費税分の公課費60万円、元利償還金1億273万5,000円であります。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑としましては、指定管理者と協定書を取り交わしたかという点、修繕料の指定管理者と市の負担区分の考え方についてという2点でございます。それに対して、協定書につきましては、現在詰めている段階であるということ、修繕料の負担区分は、1件当たりの修繕で100万円未満が指定管理者、100万円以上は市が負担するという点で、それらについて後々疑義が生じないように、またトラブルにならないよう規定を作り協定を結ぶということでありました。

また、修繕料300万円の積算基礎について質したところ、風呂のボイラーが老朽化しており、100万円以上の修繕が必要なこと、営業事業であるので突発的な修繕が必要な場合を想定して300万円を計上したとのことであります。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第38号、平成20年度志布志市国民宿舎特別会計予算については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） 今議会中に指定管理者との協定というのがまだ、いまだ結ばれていないという状況、もう議案は可決をされたわけですが、いまだ協定が結ばれていないという状況で、はたして4月

1日以降の職員の皆さん方の身分の問題とか含めて、大丈夫というふうに理解をして良いのか、そこらについての当局の31日までの対応について、質疑がなかったものかどうか、お願いします。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいまの質疑でございますけれども、協定書についてはまだ現在詰めているというようなことで、当然4月1日からの営業には間に合うという意味で理解しておりました。その大丈夫かという確認はしておりませんが、そういうふうに理解しておりました。

ただ、今、質疑がございました中で、職員の身分というか、採用の問題、そういったものにつきましては予算以外のことでございましたから別枠で質疑をいたしております。それについて、お答えを申し上げたいと思います。

現在、ダグリで働いている職員につきましては3月の初めに面接がありまして、面接以前に、今働いている職員の方で2名が雇用を希望しないということであったそうでありまして、そのほかの職員につきましては引き続き雇用を希望されているということで、従来のパートを含めまして47名の方が引き続き雇用を希望するというので説明がございました。なお、休暇村サービスからは3名が派遣されまして、支配人、それから営業、それから支配人代行、この3名が派遣されまして、もう現在、志布志市に住所を移して準備を進めているというような状況の説明がございました。

そういったようなことでございまして、着々と準備は進められているものと理解をいたしております。

以上でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第38号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

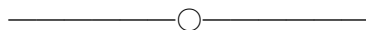
○議長（谷口松生君） 異議ありということでございますから、起立採決といたします。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第38号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、議案第38号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第35 議案第39号 平成20年度志布志市水道事業会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第35、議案第39号、平成20年度志布志市水道事業会計予算を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（立平利男君） ただいま議題となりました議案第39号、平成20年度志布志市水道事業会計予算について、産業建設常任委員会における審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

本委員会は、委員全員出席の下、3月17日、森山水源地の現地調査を行い、3月19日、執行部から水道局長ほか担当職員の出席を求め、提案理由の説明を受けたところであります。

説明によりますと、業務の予定量は給水戸数1万7,000戸、年間総給水量557万6,000 m^3 、一日平均給水量1万5,276 m^3 。主要な建設改良事業は、上水道施設整備改良工事森山地区である。収益的収入及び支出の予定額は、水道事業収益、上水として3億3,173万9,000円、簡水として2億7,201万9,000円。資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入、上水として4億5,475万8,000円、簡水として9,127万円。資本的支出、上水5億6,085万6,000円、簡水2億2,088万9,000円、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を、過年度分損益勘定留保資金と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんするものである。一時借入金の限度額は1億7,000万円と定めるものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、森山水源地の水量、分量の内訳、亜硝酸態窒素の値と希釈水として大迫水源に持っていったときの値がどこまで収まるのかと質したところ、集水可能量は7,500 m^3 、このうちの70%の計画集水量5,000 m^3 を見込んでいる。森山地区では1,200 m^3 、残りの3,800 m^3 を大迫水源地へ送水する。内訳では、町原・大原に1,700 m^3 、大迫配水池に2,100 m^3 、希釈水として利用する。大迫水源地の亜硝酸態窒素の値は9 mg で、森山の水で希釈すると約5 mg になるとの答弁でありました。

事業総体が7億円で推進されているが、維持管理に及ぼす費用、それがどう跳ね返ってくるのかと質したところ、維持管理としてはこれまで大迫水源地一本で送水をやっていた関係上、危機的状況があっても十分な修理に費やす時間がなかったが、半分を森山から集水すると費用的なものより応急措置が可能になる。水源地が1箇所増えるので大迫目減りよりも森山の方に費用は加算してくるとの答弁でありました。

次に、漏水関係の委託料として1,550万円あるが、19年度実績の漏水はどのくらいかと質したところ、漏水は本年度で本管が153件、引込み管が87件、漏水の補修のおかげで電気料を14年と18年を比較したときに、85.2%に電気料が減っているとの答弁でありました。

次に、旧志布志町は隔月検針が毎月検針になり、レシート1枚にしても、2か月に1回で済むのに費用がかかるといわれている。その後どのように検討されたかと質したところ、松山地区、有明地区については、検針制度が個人に委託している状態から、まだ脱却できていない。今後、基本的なことですので努力していくとの答弁でありました。

以上で、水道局の質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第39号、平成20年度志布志市水道事業会計の産業建設常任委員会に付託になりました予算につきましては、賛成多数をもって原案

のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第39号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） ここでお諮りします。日程第36、議案第42号から日程第37、議案第43号まで、以上2件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号から議案第43号まで、以上2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第36 議案第42号 損害賠償の額を定め、和解することについて

○議長（谷口松生君） 日程第36、議案第42号、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第42号、損害賠償の額を定め、和解することについて、説明を申し上げます。

本案は、刈払作業に伴う事故による損害を賠償し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成19年9月16日、午後1時30分ごろ、市道倉ヶ崎線と農道松迫1077号線の交差点付近で、市の主催する市道等道路愛護清掃作業に参加していた〇〇〇〇さんが、刈払作業中の参加者の背後を通り過ぎようとした際、振り返った参加者の使用していた刈払機が〇〇さんに接触し、両足に深い傷を負ったものであります。

事故の原因は、雨天時の刈払作業における参加者の周囲の確認が不十分であったことと、刈払作業し

ている者に接近した〇〇さんの注意が不十分であったことによるものであり、過失割合を市が70%とするものであります。

したがいまして、治療費等の総額78万4,188円のうち70%の54万8,932円を賠償するものであります。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○2番（西江園明君） まず、最初に2点ほどお聞きします。

過失割合が7：3となっていますけど、この過失割合の7：3の根拠、それともう1点が、30%は甲が負担というふうに理解していいのか、その2点をまずお聞きします。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当の方に回答させます。

○総務部長（井手南海男君） ただいまの御質疑でございますが、まず過失割合の根拠はということでございます。過失割合につきましては、保険会社の方が弁護士に相談しまして、今回の事故のようなケースにおける標準的な過失割合というものがございまして、それで出されたものでございます。さらに被害者本人と、この割合で合意を得ることができたということでございます。

2点目の、7：3の3割、被害者が負担したのかということでございますが、このことにつきましては、保険会社が算定した賠償額に対しまして、本人への支払について3割分を減額しますという意味でございますので、本人が3割分を負担するということではございません。つまり、保険会社の算定額の7割を支払するというものでございまして、本人の病院への支払額とは意味を異にするということでございますから、実質的には本人の負担は生じないというふうに理解しております。

○2番（西江園明君） 本人に、ケガをした方が負担があると大変なことだと思います。ただ、今後のこういうボランティア作業に対しての考え方、今、部長の方からありました、当然保険会社はこういう判例とか、いろんなものの例で必ず過失割合というのが出てくるわけですけど、和解の内容の要旨の中にもありました、市の主催しているこういう地域、今、市長は盛んに共生・協働ということをうたわれております。その中で、市民にボランティアを求めて、また市民もそういうふうに盛んに参加をされている。こういう中で、こういう学校の奉仕作業を含めて、市道の道路伐採を含めて、多々こういう事故というのはありうると思うんです。

そこで、ケガをさせた人の精神的負担というのも相当なものだったと思うんです。ですから、こういうところで、先ほども言いましたように、判例では過失割合が出てくるかもしれませんが、これが何百万、何千万となれば別ですけども、この程度のやつで、やっぱりそういうふうに過失割合を出すのは妥当なのかということについて、今後のことにも出てくると思いますので、市長の見解をお尋ねします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま、審議していただいております件につきましては、市が主催する事業について事故が発生したということで、このような形で対応しているということでございます。過失の割合につきましては、今、部長の方から説明がありましたように、専門の方が認定されて、そのような形の過失の割合が定められたということで、そのようなふうになるのかなというふうに思いますが、今後、私どもといたしましても、市の主催する事業につきましては、こういった形で対応できると。あるいは、様々なボランティアの活動につきましても、例えば公民館等がされる事業につきましては公民館等の保険等が対応され

ることになるかというふうに思います。

また純粹に、また別な形でされる場合には自己責任ということになるかと思いますが、今回のこの市の事業につきまして、あらかじめ各集落、自治会の方に、市の事業の実施の際には十分な注意を払った上で作業に取りかかっていたかというように文書を配布しておりまして、そのような呼び掛けを作業開始前にしていただいているところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第42号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、可決されました。



日程第37 議案第43号 平成19年度志布志市一般会計補正予算（第8号）

○議長（谷口松生君） 日程第37、議案第43号、平成19年度志布志市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第43号、平成19年度志布志市一般会計補正予算（第8号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成19年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、刈払作業に伴う事故の損害賠償金を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

今回の補正予算は、既定の予算に54万9,000円を追加し、予算の総額を180億8,174万3,000円と定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算を御説明申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

諸収入の雑入は、事故に伴います保険金を54万9,000円計上しております。

次に、6ページをお開きください。

土木費の道路橋梁総務費は、事故に伴います賠償金54万9,000円を計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第43号は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） ここでお諮りします。日程第38、発議第2号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第38 発議第2号 志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第38、発議第2号、志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（丸崎幹男君） ただいま議題となりました発議第2号、志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨説明をいたします。

提出の理由は、平成20年4月1日から組織機構見直し計画の実施に伴い部制の廃止及び課の統廃合の措置が講じられるため、所要の改正を行おうとするものであります。

改正部分は、第2条を、見出しを含め全部改正するもので、形式を表形式に改めるとともに、各常任委員会の所管事項を改正するものであります。詳細につきましては、新旧対照表のとおりであります。

なお、附則におきまして、この条例は平成20年4月1日から施行するものとしております。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第2号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第39 志布志市農業委員の推薦

○議長（谷口松生君） 日程第39、志布志市農業委員の推薦を行います。

お諮りします。推薦の方法については、議長において指名推薦することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、推薦の方法は議長において指名推薦することに決定しました。

農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により農業委員会委員の被推薦人として、金子光博君、東宏二君、立山静幸君及び重永重久君を指名いたします。

（金子光博君・東宏二君・立山静幸君退場）

○議長（谷口松生君） お諮りします。ただいま議長において指名しました金子光博君を農業委員会委員の被推薦人とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました金子光博君を農業委員会委員の被推薦人とするに決定しました。

お諮りします。ただいま議長において指名しました東宏二君を農業委員会委員の被推薦人とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました東宏二君を農業委員会委員の被推薦人とするに決定しました。

お諮りします。ただいま議長において指名しました立山静幸君を農業委員会委員の被推薦人とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました立山静幸君を農業委員会委員の被推薦人とするに決定しました。

お諮りします。ただいま議長において指名しました重永重久君を農業委員会委員の被推薦人とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました重永重久君を農業委

員会委員の被推薦人とすることに決定しました。

(金子光博君・東宏二君・立山静幸君入場)



○議長（谷口松生君） ここでお諮りします。日程第40、同意第2号、副市長の選任につき同意を求めることについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第40 同意第2号 副市長の選任につき同意を求めることについて

○議長（谷口松生君） 日程第40、同意第2号、副市長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第2号、副市長の選任につき同意を求めることについて、説明を申し上げます。

本案は、平成20年3月31日をもって退職する瀬戸口司氏の後任として井手南海男氏を副市長に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

同氏は、昭和47年4月に志布志町の職員となり、企画課、監査委員書記、選挙管理委員会書記、総務課行政係長、企画財政課長補佐、社会教育課長補佐、図書館開設準備室長、企画財政課長、財務課長を歴任され、合併後志布志市になりましてからは、建設部長、総務部長の要職に就いております。

本年3月31日をもって定年退職する予定であります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第2号は、同意することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号は、同意することに決定しました。



日程第41 閉会中の継続審査申出について

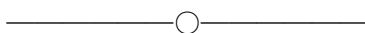
○議長（谷口松生君） 日程第41、閉会中の継続審査申出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、文教厚生常任委員長及び産業建設常任委員長から、閉会中の継続審査申出がありました。

お諮りします。閉会中の継続審査申出については、申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、文教厚生常任委員長及び産業建設常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。



日程第42 閉会中の継続調査申出について

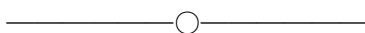
○議長（谷口松生君） 日程第42、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



○議長（谷口松生君）

これで、今定例会に付議されたすべての案件を終了いたしましたので、これをもって議事を閉じ、閉会といたします。

御苦労様でした。

午後6時31分 閉会